

平成 2 1 年第 3 回 (9 月) 伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 2 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	6
報告第 1 0 号、報告第 1 1 号の上程、説明、質疑.....	7
議案第 6 0 号の上程、説明、採決.....	1 3
議案第 6 1 号の上程、説明.....	1 5
議案第 6 2 号～議案第 7 5 号の上程、説明.....	1 9
議案第 7 6 号～議案第 8 3 号の上程、説明.....	3 8
議案第 8 4 号～議案第 9 5 号の上程、説明.....	4 8
議案第 9 6 号、議案第 9 7 号の上程、説明.....	5 6
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	5 7
散会宣告.....	5 9

第 2 号 (9 月 8 日)

議事日程.....	6 1
本日の会議に付した事件.....	6 1
出席議員.....	6 1
欠席議員.....	6 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	6 1
職務のため出席した者の職氏名.....	6 1
開議宣告.....	6 3
議事日程説明.....	6 3

一般質問.....	6 3
杉 山 誠 君.....	6 3
森 島 吉 文 君.....	7 9
梅 原 泰 嗣 君.....	8 7
稲 葉 紀 男 君.....	9 0
内 田 勝 行 君.....	9 9
杉 山 羌 央 君.....	1 0 4
木 村 建 一 君.....	1 0 8
大 川 孝 君.....	1 2 6
室 野 英 子 君.....	1 3 5
散会宣告.....	1 3 6

第 3 号 (9月9日)

議事日程.....	1 3 7
本日の会議に付した事件.....	1 3 7
出席議員.....	1 3 7
欠席議員.....	1 3 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 3 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 3 7
開議宣言.....	1 3 8
一般質問.....	1 3 8
三 須 重 治 君.....	1 3 8
西 島 信 也 君.....	1 4 8
森 良 雄 君.....	1 6 0
古 見 梅 子 君.....	1 7 1
松 本 覺 君.....	1 7 8
関 邦 夫 君.....	1 8 2
鈴 木 初 司 君.....	1 9 5
散会宣告.....	2 1 2

第 4 号 (9月11日)

議事日程.....	2 1 3
本日の会議に付した事件.....	2 1 4
出席議員.....	2 1 4
欠席議員.....	2 1 5

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 1 5
職務のため出席した者の職氏名.....	2 1 5
開議宣告.....	2 1 6
議事日程説明.....	2 1 6
議案第 6 1 号の質疑、委員会付託.....	2 1 6
議案第 6 2 号～議案第 7 5 号の質疑、委員会付託.....	2 5 3
議案第 7 6 号～議案第 8 3 号の質疑、委員会付託.....	2 5 4
議案第 8 4 号～議案第 9 5 号の質疑、委員会付託.....	2 7 0
会議時間の延長.....	2 9 5
議案第 9 6 号及び議案第 9 7 号の質疑、討論、採決.....	3 1 2
散会宣告.....	3 1 5

第 5 号 (9 月 2 5 日)

議事日程.....	3 1 7
本日の会議に付した事件.....	3 1 8
出席議員.....	3 1 8
欠席議員.....	3 1 9
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3 1 9
職務のため出席した者の職氏名.....	3 1 9
開議宣告.....	3 2 0
議事日程説明.....	3 2 0
議案第 6 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	3 2 0
議案第 6 2 号～議案第 7 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	3 2 7
議案第 7 6 号～議案第 8 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	3 4 0
議案第 8 4 号～議案第 9 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	3 5 1
日程の追加.....	3 9 1
報告 1 2 号の上程、説明、質疑.....	3 9 1
議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9 2
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9 6
閉会宣告.....	4 0 0
署名議員.....	4 0 1

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（飯田宣夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。4番、森島吉文議員、5番、松本覺議員を指名いたします。

会期の決定

議長（飯田宣夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの24日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月25日までの24日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（飯田宣夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告並びにそのほかの議長の会議・行事等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続きまして、一部事務組合議会から報告の申し出があります。

初めに、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告を行います。

2番、梅原泰嗣議員、お願いします。

〔 2 番 梅原泰嗣君登壇 〕

2 番（梅原泰嗣君） おはようございます。

過日、8月20日木曜日に開催されました平成21年第2回伊豆市沼津市衛生施設組合協議会定例会についてご報告いたします。

議案につきましては、平成20年度当施設会計の決算の審議及び承認です。

この施設は、土肥、戸田地区のごみ処理並びに火葬施設であり、昨年度の歳入総額は2億4,056万9,099円に對しまして、歳出総額2億3,003万1,022円との報告でした。

内容につきましては、大きな修繕もなく、全体として昨年度対比3.9%の減になります。

審議につきましては、議員より、昨年度対比ごみ焼却量は減っているが、重油使用料が多くなった理由はとの質問に対し、ごみの分別が進み、助燃剤となっていたプラスチック製品の搬入がなくなり、焼却炉内の温度を維持するために燃料の重油を多く使用することになりましたとの回答がございました。

審議に続き、平成20年度決算につきまして採決され、賛成多数にて承認されました。

また、関連した諸般の報告で、土肥戸田火葬場運営検討委員会より、土肥戸田火葬場の今後の運営に関する提言について報告されました。内容につきましては、組合火葬施設の老朽化等により、今後廃止の方向で進めたいというような内容の提言でした。この提言書につきましては、後日、皆さんに配付する予定だそうですので、ご確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、田方地区消防組合議会、3番、稲葉紀男議員、議会報告をお願いします。

〔 3 番 稲葉紀男君登壇 〕

3 番（稲葉紀男君） 田方地区消防組合定例会について報告いたします。

8月25日に招集されました平成21年度田方地区消防組合第2回定例会の報告をいたします。

3議案が上程され、議案審議、監査委員による審査意見などを経て採決され、いずれも全員一致にて可決されました。

最初に、議案第8号 平成20年度田方地区消防組合歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額15億7,678万6,755円、歳出総額15億5,996万7,375円、差し引き残高1,681万9,380円となりました。これは前年度に比べて歳入で25.1%、約5億2,783万円、歳出で25.2%、約5億2,625万円の減となりました。原因は、平成19年度に実施した田方南消防署庁舎建設の完成により、かかった費用が減少したためであります。

歳入総額の97.7%は2市1町からの分担金であり、そのうち伊豆市は約35.5%の5億4,633万円を負担しました。歳入はすべて自主財源です。

歳出を目的別に見ますと、消防費が全体の86.2%を占めています。性質別では人件費が83.8%の約13億円となります。

次に、議案第9号 平成21年度田方消防組合補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,708万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,517万5,000円とするものです。歳入は、高規格救急自動車に対する国庫補助金及び県支出金の額の決定に伴う補正です。歳出は、総務費用として訓練棟の改修工事費750万、消防基金積立金823万円外に充てられます。

最後に、第10号議案 田方消防組合監査委員の選出についてです。

伊豆の国市より選出された飯田晃司氏の任期満了に伴う選任ですが、飯田晃司氏が引き続き選任されました。

以上で報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（飯田宣夫君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

9月の定例会に臨み、行政報告申し上げます。

まず、1つ目として、安心安全のための施策について。

このたびの地震で被害を受けられた市民の皆様へ、改めてお見舞いを申し上げます。通常的生活になるべく早く戻られるため、そして観光地として悪影響が残らないように、可能な限り早期の復旧に努めてまいります。

また、伊豆市においても新型インフルエンザの患者が発生いたしました。いずれも重篤な症状にはなっていないようですが、9月は市内行事も多く、また、10月には国民文化祭が始まることから、拡大防止と予防策に万全を期してまいります。

2つ目として、緊急経済対策の効果について。

5月に発売開始した伊豆市元気もりもり商品券は、既に78%が使用されています。これは約1億7,000万円が市内に回った計算になりますが、使用実績においては地域間の差がかなり大きくなっているのが気になるところでございます。

次に、本年5月1日から開始した利子補給の拡充について。

短期経営改善資金は、5月以降7月末までの3カ月間で20件の利用がありました。4月の利用実績が1件であったことから、一定の効果があるように思われます。小口資金は、5月以降3カ月間の利用が52件あり、昨年1年間の実績が10件、本年4月の実績がゼロであったことから、市内中小企業の方々のニーズにかなりおこたえしているのではないかと判断しております。

3つ目として、観光の動向について。

観光入り込み客数は、市直営施設の実績を見ますと、6月、7月にかなり落ち込んでいるようです。期待していた夏も、梅雨が8月まで残ったことと、11日に発生した地震の影響が深刻でございます。伊豆にはもともと観光資源が豊富にあり、このたびの地震でも大きな被害を受けていないことから、サービスの質の向上といったソフトの充実を観光関係者とともに図り、現下の厳しい状況をまずは生き残るために尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で行政報告は終わりました。

報告第10号、報告第11号の上程、説明、質疑

議長（飯田宣夫君） 日程第5、報告第10号 平成20年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第11号 平成20年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第10号 平成20年度伊豆市健全化判断比率の報告及び報告第11号 平成20年度伊豆市資金不足比率の報告について、一括して提案理由を申し上げます。

この議案は、地方公共団体の財政の健全化に対する法律により、監査委員の意見をつけて報告をするものでございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、報告第10号、報告第11号について、補足説明を申し上げます。

1ページ、報告第10号をごらんいただきたいと思います。あわせて、申しわけございません。決算概要報告書の14、15ページ、15ページの下側に、やはりこの健全化判断比率、これにかかわります用語の説明等ございます。あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、報告第10号につきまして、本年度の指標でございます。昨年度からこの地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに基づきまして監査委員の審査を経て議会に報告し、公表するという形になっております。

昨年度の数字でございますが、実質公債費比率、本年14.4でございますが、昨年15.1でございます。それから将来負担比率50.0、本年でございますが、昨年は62.2ということでございます。

それではまず、実質赤字比率でございます。これについてはいわゆる実質赤字額がないということでございますが、ここで言う一般会計でございますけれども、この対象となるのは一般会計の決算それから公共用地取得事業特別会計、天城北道路の用地取得事業特別会計、この3つの会計の実質赤字額を、いわゆる交付税での算定で持ちますところの標準財政規模で除した比率ということになります。20年度は、伊豆市にあっては一般会計、これは3会計の実質赤字は生じておりませんので、なしということになります。早期健全化基準ということで13.22ということになっております。これがこの数値を超えると、健全化計画を策定する必要があるということでございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計のほかすべての特別会計、企業会計の実質赤字額を合計しまして、先ほどの実質赤字比率と同様、標準財政規模で除した比率でございます。平成20年度伊豆市にありましては、老人保健医療特別会計で実質赤字が生じております。また、水道事業会計において、純損失を生じておりますが、ここで言う実質赤字は純損失ではなく、流動資産から流動負債を差し引いた数値でございますので、水道事業会計の貸借対照表を見ていただいて、実質赤字、これが生じていないということができようかと思えます。また、老人保健の医療の特別会計の実質赤字につきましても、他の会計の実質黒字分で相殺されますので、20年度伊豆市にあっては連結実質赤字は生じておらず、なしと、比率もなしということになります。同様に、健全化計画を策定する必要のある早期健全化基準は18.22%ということになります。

次に、実質公債費比率、融資14.4でございますが、これはやはり一般会計それから特別会計を加えた中で、すべての連結会計の中での公債費比率ということで、前年度15.1ポイントに比べまして0.7ポイントの減ということになっております。低いほど当然いいわけございまして、よくなっているということでございます。これは新たな起債、これらの抑制それから一般会計の公債費がピークを過ぎ、年々少しずつ減っているということが原因でございます。これが25.0%を超えますと、早期健全化計画を作成するということになります。

算定方法でございますけれども、まず、一般会計と天城北道路用地取得会計の元利償還金それからこれに特別会計における元利償還金、これらに充当される繰出金それから一部事務組合の元利償還金に充当されたとみなされる負担金、それから元利償還金相当と想定されますところの債務負担行為、これらの数字が入ってまいります。この数字は、主にすべての会計にかかわる元利償還金に充当された地方交付税を除く一般財源の割合を示すということになっております。

現状の伊豆市におきましては、いわゆる水道、簡易水道、下水道、農業集落排水の各会計の繰出金それから駿豆学園、伊豆市沼津市の衛生施設組合、田方地区消防の各一部事務組合の負担金、それから老人ホーム、保育園の建設利子補給に係る債務負担行為、これらの元利償還金が生じてまいります。これらを含めた中で、全体的に伊豆市としての実施公債費比率という形であらわされます。

それから、将来負担比率でございます。これは50.0ということになっておりまして、前年62.2%よりも12.2%の減となっております。これも将来負担が低くなっているということで、低いほどいいわけでございますが、これは一般会計それから特別会計、これらを含めて新規の起債、これの抑制、それから一部事務組合にありましても新たな起債の抑制、利子補給にかかわります新規の債務負担行為も起こされなかったということによります減少でございます。健全化計画を作成する必要のあるのは350%ということで、これが以上になりますと健全化計画を作成しなきゃならないということになります。

算定方法をもう少し詳細に言いますと、まず、一般会計の地方債の現在高、これに元利償還金へ充当を目的としました特別会計の繰出金、一部事務組合への負担金の将来見込みを、国が定めた算定方法により算出し、合計します。さらに利子補給にかかわります債務負担行為額、退職手当額、退職手当相当の見込み額、これは全職員ということになります。これらを合算したのから基金、市営住宅の使用料などいわゆる元利償還に充当可能な財源、それから元利償還金への交付措置見込み額、これらを差し引きます。これらを分子としまして、分母は20年度の標準財政収入額から、平成20年度の元利償還金への交付税措置額を差し引いた数字となります。

将来負担比率といえますのは、主に現在の地方債の残高から考えますと、将来的に当然見込まれる元利償還金それから現在いる職員から考えます将来に見込まれる退職金の合計額、これが当該年度の一般財源に対してどの程度の割合になるかということを示すものでございまして、いわゆる交付税措置等をされている特定財源は除いた実質的な負担比率ということの一つの目安ということになります。

概要報告書のほうでござらんいただきたいと思いますが、まず、大きな要因としまして先ほどから言っていますいわゆる市としての借入金、これがどういう状況かと。実質的な借入額がどうか、将来的な負担はどうかということが、大きな数字の要因になってございます。また、将来負担すべき職員の退職手当の企業で言います引当金、これに相当する額、それらを勘案した数字ということになります。

起債につきまして言えば、その上の起債制限比率の算出基礎というのをござらんいただきたいと思いますが、合併しまして予算、4町の予算を組んだ中で、平成17年度、これを元利償還金のピークということで、起債は年々、起債残高については年々減少しております。

14ページの一番下の地方債現在高の算出基礎の年度末の起債の残高というのをござらんいただきたいと思いますが、平成16年174億でございますが、平成20年には146億という状況でございます。

もう1枚、12、13ページ、前ページを見ていただきますと、左側で、20年末の、下にございますが、地方債の残高というのがございます。ここに一般会計それからいわゆる特別会計、公営企業における特別会計、これらの起債残高等が載っております。この指標については、こうした借入額、これらが基本的に大きな数字となって、将来的な負担比率を標準化して見

ていこうというものでございます。

本年20年度の結果でございますが、参考までに19年の状況等を、近隣の町村の状況を申し上げますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、これについてはほとんどの町村で赤字は出ないわけでございますが、熱海市では連結実質赤字比率というのが数字が出てまいります。これは人の市のことはいいわけでございますが、いわゆる水道事業それから温泉事業、これにおいて赤字額を生じているということで出てまいります。それから実質公債費比率でございますが、いわゆる公債費比率は、やはり比べますと比率としては高いほうであると。将来負担比率、昨年度の60という数字は、やはり東部都市の平均から言うと、それよりも若干70ぐらいが東部都市の平均でございますが、それよりも若干いいかなと。さらに本年50というようなことで、本年の数字の比較ではございませんけれども、参考までにということでございます。

それから11ページ、すみません、報告の第11号については、資金不足比率の報告ということで、これはいずれも資金不足比率を生じていないというものでございます。これは公営企業会計に關しまして、資金の不足額を事業の規模で除した数値でございます。先ほど連結赤字の比率のところでも申し上げたとおり、平成20年度に純損失を生じています水道事業会計においても、資金不足を生じているわけではありません。また、他の公営企業会計にあっても資金不足は生じておりませんので、資金不足比率はいずれの会計においてもなしということになります。これが20%を超しますと、経営健全化計画を策定する必要が生じてくるものでございます。

なお、今後となります事業の規模でございますが、事業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額を指すものでございます。

以上、報告2号についてご報告申し上げます。よろしくご審議いただきたいと思っております。
議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番。

12番（森 良雄君） 12番、森良雄、質問させていただきます。

私はいつも言っとるんですけれども、説明書が欲しいと。だれも難しい説明書をつくってくれと言っているのではないんですよ。今、総務部長が説明した原稿を読んでいるわけですね。ああいうものをぜひ我々にいただけないですかね。言っていること、わかりますか。何が欲しいのか。例えばですよ、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これ概要報告書を見ると、15ページの下のほう、全部、例えば実質赤字比率、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率と書いてあるわけですね。以下、全部、分母は標準財政規模ということが書いてあるわけですね。全部これ比率なわけですね。ということは、分子が何かということを経理部長は説明したんです

から、こういうものですよということを説明書をつくるべきだと、僕は思うんですよ。それで、まず説明書を出しなさいということ。議員の皆さん、わかっていますか、これ。説明書なしでわかるはずないんです。

それで、質問、1つ。標準財政規模は幾らなんですか。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 標準財政規模でございますが、107億3,592万1,000円でございます。

議長（飯田宣夫君） ほかに質疑はございますか。

19番、三須議員。

19番（三須重治君） 19番、三須です。

5ページですけど、特別会計のこの資金不足比率というのは、結局一般会計から補てんしなければ経営して、運営していけないという特別会計があるわけですよ。そうすると、これ補てんをしていくその数字自体が、補てん金そのものが資金不足という見方、一般ではそうですね。だから、これを補う能力があるということは、一般会計のほうの財政が順当にいとっていると。これが資金不足比率がここに数字が載ってくるというときは、財政が、一般財源の財政が破綻しなければ、ここに数字が載ってくることはない。健全化だということ。そういうような感じがするわけですけど、そうすると各特別会計が一般会計から補てんされてペイしてまますよということになると、いずれもこの資金不足比率というのはこういうバーが引かれているようなことになるわけですかね。その辺ちょっと伺います。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 一般会計から繰出金をしている云々は、直接この資金不足比率には出てこないものかなと思っておりますが、その本来の持ちます資金、剰余金といいますか、そういうものが最終的にないというような状況の場合には、実質的な赤字ということで資金不足を生じるという形になろうかと思えます。あわせてそうしたこの財政指標については、いわゆる特別会計それから公営企業会計等も含めた特別会計それから一般会計、これの全体のバランスの中でどうかと見るのがこの指標でございます。そういう意味で先ほどの連結の実質の赤字というような形の中で、単に一般会計だけではなくそういう繰出金等の負担を生じている部分、そういうものも勘案した中での一つの財政指標であるということでご理解いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 血のめぐりが余りよくないから理解しにくいんだけど、ここの資金不足比率に数字が載ってくるという状態は、どういう状態のときにここに数字が載ってくるんですか。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） これはいわゆる事業の規模に対して資金の不足額、これが資金不足が上回ったときという形になります。そのときに資金不足額という形で出てまいります。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） その資金不足額を一般会計から補っていける能力があるときには、あくまでもそれでペイされている考えで、ここに数字は載ってこないわけですね。そうすると、一般会計が破綻しない限りは必ず補てんできますよね。補てんしている間は、ここに数字が載ってくることはないということですね。違うわけですか、その判断では。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） そうではなくて、あくまでその会計の実質的ないわゆる赤字という場合には、ここに出てまいります。先ほど言いましたのは、いわゆる連結決算における実質赤字比率という形で出てくるということございまして、それぞれの会計ごとにここでいう資金不足額というのが出てくる場合がございます。いわゆる事業収支として一般的に成り立たないというような、例えばここで数字が出るのは、近隣の例で申しますと例えば病院事業とか、先ほど言いましたいわゆる熱海市における水道あるいは温泉事業会計、これらの場合はここに数字が出てくるというケースになります。通常の場合は、通常の経営をしている場合には出てはまいらないということになります。

議長（飯田宣夫君） 20番、木村議員。

20番（木村建一君） すみません、同じことをお尋ねします。今、その資金不足比率、ここに数字が載る場合は、実質的な赤字の場合に載ってくる、こうご説明でした。ちょっと具体的にお尋ねしますが、この中の特別会計の中の天城温泉会館事業特別会計、実質的には資金、天城温泉会館の収益だけでは賄い切れない、維持管理できないもので、毎年のように何千万がこの特別会計に入っているわけですね。そうすると、実質的には赤字と私は見るんですけども、一般会計で入れないと経営できないもので、そうするとこれは実質的な赤字というふうに私は見たんですが、今のご説明ですと。そういうことじゃないというふうに受け取らざるを得ないんですけども、なぜなのかお尋ねします。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 実質的に、いわゆる資金の剰余額というのを、多分天城の温泉会館でも持っております。いわゆるその段階では、資金不足額は生じないということになります。また、申しわけございません。細かな数字的なところと申しますが、それについてはまた全協等でご説明申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） はい、木村議員。

20番（木村建一君） ちょっと何ていうかな、全協というのも、詳細はね、いいんです。また全協でって、詳しく説明って、わかるんです。外郭的にやっているからわかるんだけど、いわゆる今、天城温泉会館あたり資金がないわけですよ。その資金って何なのっていうのがわかんないもんだから、こういうやりとりになっちゃうんですよ。資金がないから、いわゆる貯金ていうかね、ないもんで、何千万って一般会計からずっと入れてるじゃないですか。で、大変だからということでどうしようかという話になりまして、今指定管理者を募集している状況なんですよ。その辺の関係がよくわからないんですよ。資金に剰余額って何なの。その辺だけちょっとお答え願えますか。よくわからないんですよ。

議長（飯田宣夫君） はい、答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） えっと、説明がなかなか的確でなくて申しわけないかなとは思っていますが、いわゆる資金不足額として流動負債から流動資産を引いたもの、それから解消可能な資金の不足額ということになります。当然天城の温泉会館の会計として見ると、いわゆる資産そのものもございまして、そういうものをまず勘案しますし、それからいわゆる繰り出し可能な財源がある場合にはそういう形になりまして、天城温泉会館の場合でも資金不足額等は生じないという形にはなります。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） これで質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

議案第60号の上程、説明、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第7、議案第60号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで鈴木監査委員には退席をお願いします。

〔代表監査委員 鈴木健範君退席〕

議長（飯田宣夫君） それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第60号 伊豆市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本選任案は、地方自治法第196条に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものです。

任命したい者は、鈴木健範氏でございます。

鈴木氏は、平成17年9月から監査委員を務めていただいております。参考資料の略歴のとおりでございます。氏は、この9月28日に任期が満了となりますが、豊富な知識と経験を有して

おり、執行部及び住民からの信頼も厚く、引き続き監査委員としてその任に当たっていただくことが最適であると判断いたしますので、監査委員として再任したく、議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、任期は、平成21年9月29日から平成25年9月28日までの4年間です。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

それでは採決します。

お諮りします。議案第60号 伊豆市監査委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第60号 伊豆市監査委員の選任について、同意することに決定いたしました。ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま監査委員に同意されました鈴木健範氏にごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） 皆さん、こんにちは。ただいま選任されました鈴木健範でございます。

私、以前、4年前に、前遠藤監査委員の後を、病気で退任ということでつきまして、4年間やらせていただきまして本当にありがとうございました。また、この大役をまた再選、あと4年間やれということでご指名を受けましたものですから、いろいろな面で日本の国の政治も、あしたからどうなるかということ皆さんけんけんごうごうとして思ひますけれども、それにつけ、また伊豆市、また地方議会もどうなるかということ皆さんご心配だと思ひますけれども、そうかといって地方の自治あるいは住民の生活があるわけですから、私も監査委員として指摘することは指摘するし、また職員さんの希望事項、要望事項を聞きながら、行政の潤滑油として無理のない政治といひますか、地方自治ができるような形で

ひご協力したいと思いますので、また今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
どうも、よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） どうもありがとうございました。

議案第61号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第8、議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第61号について提案理由を申し上げます。

平成20年度の伊豆市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

平成20年度の一般会計は、普通建設事業費である工事請負費や委託料の減、また、他会計への繰出金や公債費の減少などにより、19年度決算より15億1,072万円の歳出減となりました。また、定額給付金給付事業や地域活性化生活対策臨時交付金事業である天城中学校耐震補強工事、本庁舎改修工事等において9億9,131万円の予算繰越措置を行いました。

決算の詳細につきましては、会計管理者に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

会計管理者。

〔会計管理者 河野英世君登壇〕

会計管理者（河野英世君） それでは、伊豆市の一般会計に関する決算の概要の報告をさせていただきます。

お手元決算書の8、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入合計の欄をごらんいただきますと、20年度最終予算額は19年度からの繰越額3億4,604万6,000円を含めて156億804万6,000円でした。これに対しまして決算額、歳入総額が150億125万6,383円、歳出総額につきましては、13ページを見ていただきたいと思いますのですが、140億5,737万2,739円となりました。したがって、形式収支額は9億4,388万3,644円となりました。19年度の決算では、歳入決算額が163億3,975万1,328円、歳出につきましては155億6,808万9,644円でしたので、比率的には歳入が8.2%、歳出が9.7%の減。ただし形式収支は22.3%の増となります。

決算書の268ページをお開きいただきたいと思います。

歳出決算額は、先ほど申し上げましたとおり140億5,737万2,739円でしたので、歳入総額

から歳出総額を差し引いた形式収支が9億4,388万3,644円でしたが、21年度への繰越予算の財源となるべき金額6,672万9,000円を控除した実質収支額は、8億7,715万4,644円となります。

次に、歳入につきまして申し上げます。

歳入につきましては、決算書の4ページ。まず、歳入につきましては、市税を中心とする自主財源は65億6,788万9,590円で、歳入に対する構成比は43.8%でした。金額的には、19年度の決算額と比較しましては4億5,881万円減少しております。

市税の関係につきましては、ただいまごらんいただきました決算書4ページ及び決算概要報告書31ページをお開きいただきますとさらに詳しく載っておりますので、お開きいただきたいと思っております。

市税の収入済額は49億1,983万3,239円で、前年度比較では5,778万566円減少しております。各税目別で見ますと、ふえておりますのは個人市民税と軽自動車のみということです。

それから、市税につきましては、決算書の末尾278ページにも徴収率等が記載された市税の徴収に関する調書が掲載されておりますので、後ほど合わせてごらんいただければと思います。

続きまして、市税以外の収入について、簡潔に順に説明を申し上げます。

決算書につきましては4ページからと、決算概要報告書につきましては25ページをお開きいただきたいと思っております。ただし、決算概要報告書のほうは千円単位となっております。決算書は円単位までですので、そのところをご承知おきいただきたいと思っております。

まず、2款の譲与税ですが、自動車重量税、地方道路譲与税とも減少しておりまして、減少額は合わせて817万7,000円、率としてはマイナスの2.8%でした。

3款利子割交付金は19万4,000円の減少、率としては1.1%の減少でした。

続いて4款配当割交付金、これにつきましても726万7,000円の減少。減少率では52.7%でほぼ半減ということになっております。

5款株式譲渡割交付金も798万6,000円、率では74%の大幅な減少でした。

6款地方消費税交付金2,987万3,000円、8.1%の減少でした。

次の7款のゴルフ場利用税交付金ですが、これにつきましては603万648円、率では3.9%の微増といえますか、増加でした。

8款の特別地方消費税交付金については、19年度同様に収入はございませんでした。

続きまして、9款自動車取得税交付金は2,615万8,000円、率としては13.5%の減少となっております。

10款地方特例交付金につきましては、3項の地方税等減収補てん臨時交付金、これが607万6,000円と昨年になかった収入、なかったといえますか、皆増ということと、地方特例交付金が1,641万5,000円とほぼ倍増したことによりまして、2,249万1,000円の増加でした。

11款の地方交付税につきましては、1億9,869万3,000円増加しております。内訳としては、

普通交付税分が1億6,889万1,000円、特別交付分が2,980万2,000円、2,000円の増加でした。

12款の交通安全対策特別交付金は124万6,000円、12.1%の減少でした。

それから、続きまして13款分担金、負担金の決算額につきましては、2億5,510万3,551円でした。内訳としましては、まず、分担金に分類されるものが農地災害復旧関係で99万8,100円、それから負担金に分類されるものが保育料を主とする民生費関係分が1億1,657万8,920円、それから給食費等を主とする教育関係が1億3,488万291円となっております。

14款の使用料及び手数料は1億6,449万518円で、内訳としましては使用料が1億3,948万3,985円、手数料が2,181万8,143円でした。

続きまして、国庫支出金及び県支出金ですが、国庫支出金は8億5,842万4,387円で、1,505万2,255円の減少となっております。県支出金につきましては7億2,975万2,864円で、1億8,468万3,922円の減少でした。国庫につきましてはほぼ同程度の収入があったわけですが、県支出金につきましては合併特例交付金が8,163万円ほど減少したほかに、農林水産関係で4,493万2,703円減少したことが原因かと思えます。

17款財産収入につきましては4,683万1,962円で、2,889万2,024円の減少でしたが、これは財産、土地の売却収入等が2,863万7,013円減少したことによるものと思えます。

18款寄附金につきましても4,608万5,266円の決算額で、1,600万9,220円の減少となっておりますが、これにつきましては19年度で収入がございました大仁自家用車組合からの寄附金1,750万円が20年度ではなかったと、これが原因と思えます。

19款繰入金につきましては、合計で1億6,898万9,629円で、2億7,287万4,734円減少しておりますが、これは19年度との比較で、財政調整基金からの繰入金が、19年度が2億3,900万円、これが20年度では1億円、それから減債基金からの繰入金が同様に7,500万円から3,000万円、斎場基金からの繰り入れが7,900万円から1,112万円、1,112万3,580円とそれぞれ減っていることが原因でございます。

20款繰越金につきましては、19年度収入として計上された繰越額が9億4,462万8,054円、このうちの繰越事業費充当財源を除いた純剰余金が8億787万394円でした。20年度の決算額では、同様に7億7,311万5,723円で、純剰余額は6億6,256万2,680円でした。

21款諸収入につきましては、5,292万2,652円の増加となっておりますが、これにつきましてはコミュニティ施設の助成金、これが1,250万円増額したほか、田方地区交通災害共済組合の開催による分配金収入2,806万3,610円、これがあったことが要因と思えます。

最後、22款の市債につきましては8億2,250万円。これにつきましては実施される、充当される事業との関連により、19年度に比較してほぼ半減ということになっております。

以上で歳入のほうを終わらせていただきます。

続きまして、歳出の状況につきましてご報告させていただきます。

全体としては、支出済額は140億5,737万2,739円、21年度への繰越予算は9億9,130万7,000円ありますので、最終予算額からこれらを差し引いた5億5,936万6,261円が予算に対する不

用額ということになります。

お手元の決算概要報告書26ページをごらんいただきますと、各款別に決算額と対前年度との比較が記載されておりますので、そちらをごらんいただきたいと思ひます。

それから最後になりますが、基金の残高につきまして、決算書の277ページと決算概要報告書12ページをごらんいただきたいと思ひます。

一般会計に所属する基金につきましては、20年度中の取り崩し額が1億4,162万3,580円でしたが、20年度中に5億4,452万1,274円を積み立てましたので、差し引きでは4億289万7,694円の増加となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、20年度一般会計の概要の報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

本決算につきまして、監査委員から決算審査の意見書が提出されております。

ここで、監査委員から決算審査意見書の補足説明を求めます。

鈴木監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） 監査委員の鈴木でございます。

ただいま議長から求められました議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、伊豆市長からの審査依頼に基づき、去る7月26日から22日までの9日間にわたり、関係部課長に出席を求めまして説明等を聴取いたしました。その結果を意見書にまとめましたものですから、意見書につきましては大変たくさん正誤がありましたことをここでおわび申し上げます。

まず、地方自治法、一般会計は地方自治法の第233条の2項による規定により、平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係資料を参考に審査した結果、平成20年度の一般会計には計数的にも正確であり、内容も正当なものと認定したことを報告いたします。

意見書の詳細につきましては、皆さんに配付してありますものをごらんになっていただくので、主な意見だけ申し上げます。

決算の概要であります、歳入総額が150億125万6,000円に対し、歳出総額が140億5,737万2,000円の差し引き9億4,388万4,000円で、翌年度の繰越財源を6,672万9,000円を引きますと、実質収支額は8億7,715万5,000円となりました。この結果、前年度と比較した歳入総額において8.2%、歳出総額につきまして3.7%、それぞれ減額となっております。

主な要因といたしましては、歳出につきましては、新火葬場を初め中学校の耐震工事と大型工事の減少が大きく、また業務の効率化による改善も寄与しているものと思われまふ。また、財政運営についての歳入ですが、不況による税収の落ち込みが大きく、一時的な経済対策の効果、増加があるものの、自己財源の確保が必要です。滞納整理の執行体制が強化され

たもののさらなる徴収率の向上等に努力をお願いしたいと思います。

次に、歳出ですが、大型はこれで前年度の終了により、本年度は後年度に負担が予想される基金等の積み立てを行っております。今後は多くの大型案件が予定されておりますので、計画的な財政運営を期待します。

終わりに、今後も事務事業の執行に当たり、合法性、正確性、経済性、有用性の項目に十分留意され、より一層効率的かつ明瞭な予算執行をされますよう、また市民の目線に立った行政運営を推進いただくようお願いを申し上げまして報告させていただきます。ありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） 以上で監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第61号に対する質疑は、9月11日開催予定の本会議において行います。

議案に対する質疑通告期限は、9日の正午となっておりますので、ご承知ください。

議案第62号～議案第75号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第9、議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第62号から議案第75号まで、一括して14件について提案理由を申し上げます。

平成20年度の伊豆市特別会計等の決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

特別会計を含む各会計の決算の詳細につきましては、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、議案第62号、議案第75号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは議案第62号 伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を行います。

決算書の3ページを、まず、ごらんいただきたいと思います。

歳入総額845万674円、歳出総額810万1,000円でございます。歳入歳出差し引き額34万9,647

円となるものでございます。

会計のまず歳入についてでございます。8ページ、9ページ、事項別明細をごらんいただきたいと思えます。目が少ないものですから、まず、土地財産運用収入ということで、決算額198万7,691円でございます。9ページの備考欄をごらんいただきたいと思えますが、財産の貸付収入ということで、186万9,600円でございます。それから、財産の売払収入ということで、土地売払収入630万1,050円ということで、これは本立野の下街道、この土地の用地の売払収入でございます。

10ページ、11ページ、歳出でございます。それらの基金の取り扱いを財産管理費ということで810万1,000円積立金といたしました。

13ページの基金のところをごらんいただきたいと思えますが、その下の土地開発基金の残高でございます。本年度会計におきまして810万1,000円の積み立てをいたしまして、本年度決算、本年度末の現在高9,574万741円の土地開発基金としてのいわゆる現金として保有しているということでございまして、その下が会計運用それから土地保有、面積ということで一覧になっております。

以上が公共用地の決算でございます。

それから、飛びますが、議案第75号の田方地区の交通災害共済組合の会計歳入歳出決算の認定ということで、別冊で行っておろうかと思えます。

まず、この交通災害共済組合の今回歳入の決算書を提出する経過からでございますが、ご承知のようにこの一部事務組合、19年度において交通災害共済事業を終了しております。そういう関係から、今回この決算認定をもって解散手続に入るという形になります。

簡単に経過を申しますと、田方地区の交通災害共済組合、これ昭和44年に旧田方の9町村で構成する一部事務組合ということでスタートいたしました。以来、交通事故による災害救済制度として運用してまいりましたが、平成3年度を境にしまして加入率が非常に低下してきたというようなことで、17年度には加入率が50%を下回りまして、18年度には共済見舞金が加入会計を上回る赤字運営ということになりまして、この事業を19年度においてこの交通災害共済事業を終了して、本組合を解散することと決定したところであります。

これに伴いまして、20年度におきまして加入の義務はないわけでございますが、前年度加入者に対します共済見舞金の給付それから組合解散にかかわります諸手続を行ってきたところでございます。解散にかかわります組合の議決は、本年の2月20日に組合議会定例会におきまして決定したところでございまして、解散告知は21年の3月31日ということになります。この20年度の決算について今回提出するものでございますが、この組合の解散に伴いまして、この組合の管理者、函南町にお願いしてございましたが、おきましてこの決算調整をして、組合でこれを決算いたしました。これを現在3町で構成していることになってございますが、この3町において決算を受けまして、監査委員の監査、これを付しまして、その意見を受けて今回それぞれの構成市町村の議会でこの認定をしていただくということでございます。こ

の手順としまして、この認定にかかわります議会の各町の議決を得まして、知事に報告して、住民に公表するという手順でございます。

組合会計の決算の20年度の概要でございます。

まず、決算でございますが、歳入総額9,852万7,830円、歳出総額は1,433万7,000円であります。歳入は、2ページ3ページをごらんいただきたいと思います。財産収入、基金の繰入金、繰越金等ございまして、歳出につきましては組合の事務経費であります総務費それから事業費、総務費の見舞金とそれから共済事業費等でございます。これによりまして歳計の剰余金が8,419万830円生じたので、組合解散に伴いまして構成市町村であります伊豆市、伊豆の国それから函南町、均等配分ということで、伊豆市におきまして2,806万3,610円を、この剰余金の配分額として伊豆市にいただきました。これを先ほどの諸収入等で受けまして、財政調整基金のほうにこの基金を積み立てるという一般会計での処理をしているところでございます。

以上、2決算について説明を申し上げました。

議長（飯田宣夫君） 途中ですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を10時55分としたいと思います。休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第63号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第73号、議案第74号の6議案について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、私のほうからは平成20年度の伊豆市特別会計歳入歳出決算書のほうで説明させていただきます。

17ページ、天城北道路用地取得特別会計でございます。

この会計につきましては、国の代行といたしまして市が、旧町の修善寺町でございますけれども、15年度、16年度、新市になりまして16年度でございますけれども、天城北道路の用地を取得するための会計でございます。市がその財源といたしまして、公共用地先行取得債をおこしまして、天城北道路の用地を先行取得いたしまして、国が4年分割で市から用地を買い戻すというそういう会計でございます。15年度、16年度と用地取得がございましたけれども、以後は国によって行っているという状況でございます。したがって、平成20年度が最終年度となりました。

23ページをお開きいただきたいと思います。収入につきましては、国の支出金3,583万5,217円、前年度繰越金56万1,845円でございます。

支出につきましては25ページになりますけれども、市の元利償還金、これが3,577万695円でございます。したがって、差し引き残額62万6,367円が生じたので、これを一般会計へ繰り入れまして、この会計を閉じさせていただきます。

続きまして、議案第68号、109ページをお開き願いたいと思います。

議案第68号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計でございます。

歳入総額8,318万2,448円、歳出総額8,115万8,658円、歳入歳出差し引き額202万3,790円となりました。

年間総配水量につきましては、43万7,405立方メートル、これは前年度より減少しております。

それから年間有収水量につきましては、35万4,294立方メートル、前年度につきましては36万2,467ありましたので、これも減少しております。したがって、有収水率につきましては、本年度81%、前年度とほぼ同じでございます。

また、給水原価につきましては、201.74円という数字が出ております。これは1立方メートル当たりの総費用プラス償還金でございます。これは後ほどまた上水道のほうでもちょっとご説明いたします。供給単価につきましては70.92円ということで、これは給水1立方メートル当たりの収益になった給水料金でございます。したがって、130.82円という赤字となっております。

1ページお開きいただきまして、111ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳入でございます。

使用料につきましては、2,334万4,670円、前年度に対しまして3.0%の減少、減額になっております。

繰入金でございます。4,915万円、これは前年度に対して52.5%という大幅な増額になりました。したがって、歳入総額8,318万2,448円、これは16.9%の増となっております。

もう1枚、ページをめくっていただきまして、113ページでございます。

歳出でございます。

簡易水道費5,350万7,332円ということで、20.6%の増額になっております。これは八木沢・小下田等の土肥簡易水道事業の関係でございます。実施計画業務委託料等、これらが大幅に増額になっております。

それから公債費でございますけれども、これも9.7%増額の1,137万6,991円、これは毎年続けております持越・金山の配水管の布設がえ工事が主なものでございます。この充当される簡易水道債が影響しております。したがって、歳出総額8,115万8,658円、14.3%の増となりました。

続きまして、議案第69号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計でございます。

歳入総額16億324万6,062円、歳出総額15億6,947万3,341円、歳入歳出差し引き額3,377万2,721円でございます。

経営状況の概略を申し上げます。処理区域内人口1万8,697人、前年度に対しまして230人増加しております。処理人口1万5,663人、処理人口につきましても153人ほど増加しております。水洗化率でございますけれども、これは処理人口を処理区域内人口で除したものでございまして、83.8%、前年度並みでございます。総処理水量430万6,433トン、有収水量324万7,478トン、これは総処理水量につきましてもは177トンほど増加しておりますけれども、有収水量になりますと288トンばかり減額しております。有収水率につきましてもは85.6%でございましたのが、75.4%に落ち込みました。この有収水率の大幅な減でございますけれども、やはり施設の老朽化による不明水等の増大が原因と思われまます。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳入について概略を申し上げます。

まず、2の使用料でございますけれども、3億1,476万4,782円、前年度に対しまして5.5%の減額になりました。

国庫補助金につきましては、事業の関係でございますけれども、1億7,450万円ほどでございまして、5.1%の増でございます。

繰入金につきましては、8億3,344万5,000円ということで、前年度に対しましては9.7%の減額になっております。

繰越金でございますけれども、これは8,208万8,585円で、これも7.6%の減少になっております。

市債でございますけれども、いろいろ事業を縮小してございますので、市債1億7,810万円、前年度に対しましては23.5%の減額になっております。

歳入総額16億324万6,062円、8.8%の減額となっております。

次のページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

下水道建設費につきましては、4億3,616万8,074円、これは10%の減額になっております。また、その下水道の管理費でございますけれども、3億8,646万3,585円、これも2.3%の減額です。

公債費につきましても、7億4,668万7,358円ということで、前年度に対し6.1%の減額ということで、支出のほうも縮小してきております。

それから歳出総額につきましては15億6,947万3,341円ということで、全体といたしまして6.3%の減額となっております。

続きまして、157ページをお開き願いたいと思います。

議案第70号 平成20年度伊豆市農業集落配水事業特別会計でございます。

歳入総額1億2,808万7,306円、歳出総額1億1,631万2,509円、歳入歳出差し引き額1,177万4,797円となりました。

この概要をちょっと申し上げますと、処理区域内人口2,952人、前年度に対しまして178人

の減少でございます。処理人口につきましても2,703人、処理区域内は351人という大幅な減少を来しております。水洗化率につきましては、本年度91.6%、前年度は97.6%という数字が出ております。

それから総処理水量36万5,749トン、有収水量30万134トンでございます。有収水率につきましては82.1%、率といたしましては前年度並みでございます。

1ページ、次のページをお開き願いたいと思います。

収入でございますけれども、まず使用料でございますけれども、2,982万4,960円で1%減額しております。それから一般会計の繰入金でございますけれども、8,164万4,000円という相当な大きな額でございますけれども、3.2%の減額をしております。

歳入総額といたしましては、1億2,808万7,306円ということで、前年度に対しましては総額で4.5%の増額になっております。

もう一枚、ページをめくっていただきたいと思います。161ページでございますけれども、歳出でございます。

業務費といたしまして、4,639万2,710円でございますけれども、これは前年度に対して6.4%の減額になっております。これは主に処理場の管理業務を委託しているものが、業務委託が1,562万2,000円ほどございます。

それから施設費でございますけれども、これは798万7,511円、前年度に対しては大幅な中身になっておりますけれども、20年度につきましては日向、加殿の中継ポンプ場等の改修工事がございました。

総額1億1,631万2,509円ということで、3%の増額になっております。

225ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度の上水道事業会計でございます。

次のページの226、227をごらんになっていただきたいと思います。

このページは、3条の収益的収支、この数字は税込みでございますけれども、これについてご説明いたします。

収入につきましては、事業収益で申し上げますと5億6,110万9,460円ということで、対前年比としましたら5.1%の減額を来しております。

支出につきましては、事業費5億4,539万4,172円ということで、対前年比としましては4.8%の減額でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出なんでございます。これにつきましても税込みでございます。

まず、収入につきましては、資本的収入2億5,800万円でございます。

内訳を申し上げますと、2億2,850万円が企業債でございます、下水道会計のほうから出資金といたしまして2,950万円ほど受けております。

支出につきましては、資本的支出の合計でございますけれども、決算額6億9,082万6,374

円、これは大幅な増でございますけれども、新八幡配水池関連の工事が入っておりますので、大幅な増額となっております。

総額1億4,174万6,084円となっております。

1ページ、次のページをお開き願いたいと思います。230ページでございますけれども、損益計算書でございます。先ほどの3条収支を、今度はこれは税抜きにしてございます。税抜きで説明したものでございます。

営業利益6,725万3,251円に対しまして、営業外支出が7,435万103円となりました。経常損失718万1,532円が発生しております。過年度損益修正損145万5,721円と合わせますと、855万1,086円の欠損が発生いたしました。これにつきましては、233ページのほうをごらんいただきたいと思います。この欠損金につきましては、利益積立金760万1,052円、それから建設改良積立金95万34円を充てます。

続きまして、234、235をお開き願いたいと思います。

これは貸借対照表でございます。これにつきましても税抜きで資産資本の期末における状況を明示してございます。

資産合計64億4,260万8,155円、右のページにいきまして、負債と資本の合計64億4,260万8,155円ということで同額となっております。

236ページをお開き願います。

事業報告でございます。年間総配水量864万3,062立方メートルということになりまして、61万8,109立方メートルの減量となりました。年間総有収水量546万6,760立方メートルでございます。37万3,821立方メートルの減量となりましたが、有収水率につきましては昨年とほぼ同様、63.3%となっております。

供給単価につきましては、これは先ほどちょっと簡水でも触れましたけれども、給水収益を有収水量で割った金額が94.13円、前年度は93.47円でございます。それから給水原価、これは総括原価を有収水量で割ったものでございますけれども、97円95銭、前年度が93円18銭、前年度はどうか黒字でございますけれども、本年度につきは3.82円の差はマイナスの差が出ております。これが欠損に影響してございます。

その他主な建設工事は、237ページをごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、253ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度温泉事業特別会計でございます。

そこで、ちょっと皆さんに大変申しわけないんですけれども、数字に間違いがございましたのでご訂正をお願いしたいと思います。

256ページでございます。下に、資本的収入額が資本的支出額に不足するという文章が3行ほどございます。その真ん中の行でございますけれども、当年度分損益勘定留保資金3,435万6,171円とございますけれども、申しわけありません。2,228万634円と訂正願いたいと思います。本当に申しわけありません。

それでは254、255、前のページにちょっと戻っていただきたいと思います。

このページは、3条の収益的収支、税込みについてでございます。

収入につきましては7,851万6,281円、対前年比は4.8%の増でございます。

それから、支出につきましては6,205万9,489円でございます、これも14.5%の増となりました。

次のページをお開き願いたいと思います。

4条の資本的収支についてご説明いたします。

温泉事業につきましては、資本的収入はございません。ゼロでございます。

それから、支出でございますけれども4,547万1,300円、これはすべて建設改良事業でございまして、公債費の償還金もございません。この先ほど訂正をいただいたところをちょっと読み上げます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,547万1,300円は、過年度分の損益勘定留保資金894万9,829円、それから当年度分損益勘定留保資金2,228万634円、それから建設改良積立金を取り崩し、1,207万5,537円及び消費税、及び地方消費税、資本的収支調整額216万5,300円で補てんいたしました。

それから、258ページをお開き願いたいと思います。

損益計算書でございます。

これも先ほど上水道でご説明いたしましたとおり、税抜きの数値になっております。

営業利益459万293円に対しまして、営業収益と合わせますと、当年度純利益525万3,684円となりました。

また、前年度繰越利益剰余金と合わせますと627万6,931円の未処分利益剰余金が発生いたしました。

261ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては利益積立金27万円と、建設改良積立金500万円を積み立てます。

次に、262、263ページをごらんいただきたいと思います。

これも税抜きの貸借対照表でございまして、資産、左の262ページでございましてけれども、7億3,139万1,671円に対しまして、負債プラス資本、右のページ、263ページになりますけれども、7億3,139万1,671円ということで対比しております。

264ページをお開き願いたいと思います。

事業報告でございますけれども、給湯戸数は1戸増加いたしまして336戸となりました。年間総給湯量は152万61立米ということで、4万4,135立方メートルの増となりました。

その他主な建設工事につきましては、右側でございますのでごらんになっていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、議案第64号、議案第65号、議案第66号の3議案について、

市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは議案第64号、議案第65号、議案第66号の3議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、29ページの国民健康保険事業でございます。

平成20年度の国民健康保険事業につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴いまして、大幅な医療制度改正が行われました。国民健康保険条例及び税条例の改正を行ったところでございます。

まず、国民健康保険の条例の改正でございますが、これまで住民健診として実施されてきた健診事業は各医療保険者に義務づけとなったことから、特定健診、保健指導を国民健康保険の事業として規定する内容改正を行ったところでございます。

また、10月1日から、出産に伴う産科医療補償制度の導入に伴いまして、出産育児一時金に3万円を加算するという改正も行っております。さらに税率改正でございますが、10月からの年金からの特別徴収の開始に伴います改正、後期高齢者医療制度の改正に伴う各税率の改正を行ったところでございます。税率につきましては、もう皆さん既にご存じかと思しますので、省略をさせていただきます。

平成20年度末における国民健康保険の加入状況でございますが、75歳以上の後期高齢者医療保険制度が開始されたことに伴いまして、世帯数は6,792世帯、1万2,398人で、うち退職者医療被保険者が1,051人となっているところでございます。

さて、決算額につきましてご説明を申し上げます。

歳入総額42億6,893万3,000円、歳出総額39億7,493万6,000円で、収支において2億9,399万7,000円の歳入超過となったところでございます。平成20年度は、基金からの繰り入れを1億4,440万円行ったところでございます。これを控除した実質収支においては、1億4,959万7,000円となりました。前年に比べ1億2,131万2,000円の増加となったところでございます。これは一般被保険者のうち退職被保険者が、資格がありながら届け出がなされていない被保険者について、職権で退職者の適用を行った結果として、遡及適用に伴う過去5年分の金額を交付されたことによるもので、平成21年度に遡及分の国庫負担金の返還を行う財源として繰り越しをするというものでございます。

歳入のうち、国民健康保険税は平成20年度からの制度改正に伴いまして、現年度の調定総額10億2,903万1,000円となり、3億4,387万6,000円の減額となっているところでございます。

現年度分の内訳は、一般被保険者分として医療分6億2,314万5,000円、介護分が8,429万6,000円、新設の後期支援金分2億622万2,000円、退職被保険者分として医療分6,932万5,000円、介護分2,248万7,000円、後期支援金分が2,355万6,000円となっているところでございます。

収納率の状況を見ますと、一般被保険者分の現年度は89.24%、退職被保険者分の現年度

が96.24%となっており、いずれも前年に比べまして下がっているという状況にあります。これは収納率の高かった75歳以上の被保険者が、後期高齢者の医療制度のほうに移行したことに加えまして、これまでの滞納税額の占める比率が影響いたしまして、収納率をさらに引き下げる結果となったというものでございます。

伊豆市の全体の収納率も69.4%で、6.53%の低下となりました。過去の滞納税額のうち5年経過に伴う徴収権の消滅等が発生したことから、20年度においては不納欠損として3,658万9,000円の処分を行ったところでございます。

20年度からの制度改正の中で、新たに65歳以上の加入者に対する財政負担調整として創設されました前期高齢者交付金は、平成20年度が対象となる給付は11カ月分でございます。概算の算定額も11カ月分として、支払基金より8億5,220万4,000円が交付されたところでございます。

国庫支出金は、医療制度改正に伴う財政負担の軽減から6億9,296万6,000円となり、前年度と比較しますと1億4,172万1,000円の減額となりました。

退職者医療交付金は、今年度から65歳までに変更となりましたが、資格があるのに手続きされていないため、今年度から資格の職権適用を実施した結果、5年間の遡及適用となったため予算額1億8,208万円に対しまして4億6,206万9,000円が支払基金より交付されるという形になりました。

続きまして、保険財政の安定化共同事業及び高額共同事業の交付金でございます。これは65歳以上の前期高齢者が、高齢者分が調整の対象から除外されまして、一般被保険者の医療費も比較的落ちついていたことから、拠出金に対する交付率は高額分が57.8%、保険財政共同安定化分が83.4%になりまして、県の財政調整交付金、これは4,261万1,000円及び国保連合会からの補てんとして1,022万円を受ける結果となりました。

続きまして、歳出でございますが、保険給付において退職者医療制度が65歳までとなったことから、一般分の保険給付費は前年比5億2,256万3,000円増加し、20億3,890万2,000円となりました。このうち負担調整の対象となる65歳以上の前期高齢者医療分は、11億1,873万1,000円となっております。また、退職被保険者分は対象が65歳までとなったことから、退職分の保険給付については2億5,509万5,000円で、6億7,252万5,000円の減額となりました。この減額分は一般被保険者の前期高齢者分として支出されたこととなります。

老人保健の拠出金でございますが、20年3月の診療分をもって終了し、4月分の医療費から後期高齢者医療保険となったことから、8,111万7,000円となり、新たに後期高齢者医療納付金として5億1,331万6,000円を支出させていただきました。平成19年度の老人保健拠出金が6億6,724万2,000円でしたので、制度改正に伴う75歳以上の財政負担の軽減は7,280万9,000円となりました。

医療制度改正のうちの一つとして新たに開始された特定健診、保健指導事業については、今年度の目標でありました受診率が35%でございましたが、この35%はクリアしましたが、

40歳代、50歳代の受診率が低いという結果もありまして、さらなる受診率の引き上げのための受診勧奨をどうしていくかが今後の検討課題と考えております。

続きまして、老人保健特別会計でございます。

65ページをお開きいただきたいと思っております。

老人保健事業でございますが、4月からの医療制度改正がございまして、平成20年3月の診療分までの診療報酬の支払いと、3月までの支給費及びこれらに係る高額医療費の支給のみとなったため、決算額は歳入3億8,703万5,000円、歳出3億8,821万9,000円、差し引き118万4,000円の歳出超過となりました。この不足額につきましては、平成21年度に精算され、会計処理を終了することとさせていただきます。

医療給付費は、3月診療分及びそれまでの過誤調整分として3億3,461万円、支給費は高額医療費など1,608万円となっておりますのでございます。

続きまして、後期高齢者の医療特別会計でございます。

209ページをお開きいただきたいと思っております。

4月からスタートした後期高齢者の医療制度でございます。政府の見直し対応から保険料の軽減対策の見直しや制度説明対応など、当初から混乱が生じることとなりました。医療給付に関する事務のうち、市の業務は、申請書類の受付と保険料の収納業務となっております。このうち特別会計で処理しているのは、保険料収納のための事務費と、収納した保険料を後期高齢者医療の広域連合へ納付するための保険料の管理に伴う経費でございます。後期高齢者医療の運営主体は、県内市町が参加しています広域連合として実施し、各市町は各種申請受付などの窓口事務と、保険料の収納事務が主なものでございます。保険料賦課決定などは広域連合の事務となっておりますのでございます。

保険料は所得割と均等割となっており、一人一人が納税義務者となっております。平成20年度、21年度の保険料は、所得割6.84、均等割3万6,000円となっており、2年ごとに見直しがされることとなっております。平成20年度の後期高齢者の保険料は、特別徴収が調定額1億8,387万円に対しまして、収納額1億8,436万9,000円、普通徴収7,694万9,000円の調定に対しまして、7,362万9,000円で収納率は98.92%となっておりますのでございます。

収入済額のうち特別徴収で52万2,800円、普通徴収で2万2,100円が還付未処理となっております。これは年金からの引き落としのため、死亡等に伴う精算から社会保険事務所への返還となるものや、ひとり暮らしのための死亡後の還付先が特定できないなど、介護保険と同様の問題が発生したことによるものでございました。

なお、歳出については先ほども申し上げましたように広域連合の負担金として、3億1,785万4,000円が主なものとなっておりますのでございます。いずれにしましても国政が慌ただしい状況ですので、今後、この制度がどのようになっていくか、非常に我々も危惧しておりますのでございますが、それらの動向に注視しながらこの医療制度を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第67号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは、議案第67号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計の決算につきまして補足説明をさせていただきます。

特別会計の決算書の79ページ、お開き願いたいと思います。

平成20年度伊豆市介護保険特別会計、歳入総額でございます。25億9,330万4,663円。歳出総額25億7,535万3,924円で、したがって歳入歳出差し引き額は1,795万739円となりました。

以後は、お手元の決算概要報告書、こちらの6ページ目、お開き願いたいと思います。

6ページ目の冒頭、（6）介護保険特別会計で、ここで万円単位での調整になりますが、概要ということで朗読の説明をさせていただきたいと思っております。

歳入総額は25億9,330万円、歳出総額は25億7,535万円で、収支は1,795万円の黒字となりました。平成20年度は、2,146万円を介護給付費準備基金へ積み立て、基金残高は2億9,130万円となりました。また、国の施策により、介護従事者の処遇改善のため緊急対策として2,225万円が支給され、基金を増勢し、平成21年度からの介護給付費用に充当します。

歳入では、被保険者の1.2%増に比例して、保険料も対前年度比454万円増の4億3,982万円となりました。また、保険給付費の増に伴い国庫支出金、県支出金が増となり、歳入総額は対前年度比3,197万円の増となりました。

歳出では、保険給付費が2,762万円増の23億5,533万円となり、歳出全体の約91%を占めています。介護予防事業や包括的支援事業の充実により、地域支援事業が対前年度比2,818万円の増、1億1,371万円となりました。歳出総額は、対前年度比7,313万円の増となりました。

以上が決算の概要でございます。細かい内容につきましては、この概要書の94ページから103ページ、それから特別会計の決算書の中の80ページから105ページ、ここに決算書がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第71号、議案第72号の2議案について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計につきまして状況をご説明申し上げます。

湯の国会館のほう、前年度の実績につきましては、決算概要報告書112ページに載っておりますので、ご参考にごらんになってください。

歳入総額は、7,896万1,949円、歳出総額は7,540万6,629円でございます。

歳入の前年比につきましては776万7,664円の減、歳出につきましては710万2,987円の減というふうな形になりました。いずれも減額になっておりますが、昨年度はボイラーの取りか

え工事を実施しております。歳入では基金からの繰り入れ、歳出はボイラーの取りかえによる工事費の減というような形になっております。

湯の国会館は毎週水曜日を休館日としておりまして、営業日数は昨年の場合、年間311日でありました。年間入館者数につきましては7万6,917人、前年比1,281人の増、101.7%でございます。レストランの利用者数は1万1,334人ございまして、前年比約同数という形になろうかと思っております。

176ページになります。歳入につきましてでございます。使用料、手数料、入館料といいますが、5,089万640円でございます。前年対比162万7,000円余りの増となっております。これにつきましては、入館数の増でございます。使用料につきましては、入館料と温泉使用料、温泉使用料につきましてはグリーンリバー、山翠への給湯料、温泉スタンドの使用料というような形になっております。

手数料につきましては、浴衣等の貸出料でございます。

使用料及び手数料は、歳入全体の65%を占めております。

繰越金につきましては421万9,997円、前年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、収益事業収入でございます。レストランの食事それから飲み物、それから売店の収入というような形になっております。

続きまして、178ページになります。

歳出でございます。

総務費は、5,709万1,878円でございます。昨年比849万7,088円の減となっております。

総務管理費の分につきましては、職員給与費、職員4名の給料。

一般管理費でございます。一般管理費の主なものについても、臨時職員11名の賃金というような形になっております。また、昨年度の工事内容につきまして、修繕も載っておりますが、決算概要報告書の112ページ、(3)に工事等の概要を載せてありますので、ごらんいただきたいと思っております。主に女湯の天井の改修ということで、120万7,500円を実施してございます。

事業費でございます。昨年、1,831万4,751円、昨年比13万9,410円の増というような形になっております。レストラン費の主なものいたしまして、臨時職員の賃金それから賄い材料というような形になるわけでございます。昨年は中国食材の事件によりまして、賄い材料費も野菜などの高騰の影響を少し受けているのではないかなと考えております。

以上、湯の国会館事業でございます。

続きまして、191ページ、天城会館事業特別会計でございます。天城会館特別会計につきましても、決算概要報告書113ページに概略載っておりますので、同時にごらんいただければと思っております。

歳入総額は1億503万7,825円でございます。前年比115万2,467円の減、歳出総額9,705万5,073円、前年比615万9,719円の減でございます。歳入歳出差し引き額798万2,752円とな

りました。

天城会館につきましては、毎週火曜日を休館日としております。営業日数は年間310日でございます。

それから旅館組合、それから観光協会の支部の事務所が入っております夕鶴会館につきましては、308日の営業でございます。会館の利用者につきましては、3万5,024人、前年比6,333人の減、84.7%でございました。夕鶴記念館の利用者は246人でした。

それでは、192ページになります。

使用料、手数料でございます。2,502万8,978円で、前年比でございますが、468万3,590円の減でございました。温泉の使用料それから劇場使用料、夕鶴館記念館使用料という、手数料につきましては浴衣等の貸し出しでございます。

続きまして、繰入金でございます。一般会計繰り入れでございます。5,940万円、前年比1,010万円の増というような形になっております。

繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

諸収入でございます。収益事業収入でございます。これはレストランの飲料、売店収入それから雑入につきましてはテナント、ワサビ屋さんとミカン屋さんの施設負担金というような形になっております。

歳出でございます。194ページになります。

総務管理費につきましては、職員給与費、職員2名から一般管理費で臨時職員13名の賃金それから需用費、燃料費、電気料というような形になっております。修繕料につきましては、113ページ、(3)工事等の概要でござらんいただきたいと思っております。温泉使用料等ございました。昨年度は湯ヶ島財産区の源泉を、毎分72リッター使用しておりました。

以下の事業費でございます。1,752万6,382円、前年比143万297円の減という形になります。臨時賃金それから賄い材料、売店の売店材料費というような形になります。3万5,000人余りと年間利用者が減っている状況でございます。昨年度の収益が250万円、温泉の維持を続けるための燃料等々でございますが、それだけで350万円というような形がかかっておまして、歳入の50%強を一般財源から補てんしていただいているところであります。平成10年の9万8,000人余りの利用者を最高に年々減少しております。市民の利用については、1万4,000人というような横ばいをしておりました。ご存じのとおり、本年度4月より温泉事業につきましては休止しております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

これより、各特別会計の決算審査意見書について、監査委員の補足説明を求めます。

鈴木監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） では、平成20年度伊豆市特別会計、企業会計の決算審査及び

運用基金の議会の報告について報告いたします。

いろいろな数字の羅列が多いものですから、私も同じような形になると思いますけれども、しばらくお聞きいただきたいと思います。

では、議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成20年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定についての11件及び議案第73号 平成20年度伊豆市上水道事業特別会計の認定について、議案第74号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についての2件を、一般会計と同時に並行して審査をいたしました。

つきましては、その結果の細かいことにつきましては監査報告書に出しておりますのでごらんいただきたいと思います。

審査の結果、平成20年度伊豆市公共事業会計から12件の会計決算は、関係帳簿及び証書及び事業報告に基づきまして関係資料を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、内容も正当なもので、認定いたしました。

つきましては、各会計の主な意見のみ申し上げます。

平成20年度伊豆市公共用地取得特別会計歳入歳出決算。初めに、平成20年度歳入決算としてありますが、財産としている土地が15カ所あり、現在、5億349万6,000円であります。さらに土地開発基金として、預金分9,574万1,000円、会計運用分として公共用地特別会計の基金の運用により取得している土地2億8,459万円及び土地保有として同基金より直接取得している土地1億3,310万6,000円、合計でおおよそ5億1,343万7,000円があります。これらの土地につきましては、処分等を進めている関係もありますけれども、再検討して、早期に対策を練っていただきたいと思います。

次、平成20年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算。これは先ほど当局のほうからありましたんですが、国にかわって用地を取得するということで、平成20年度はもう国からの国庫金も委託金として受け入れましたものですから、歳出で3,577万円の起債の元利償還完了いたしました。平成20年4月に大平のインターチェンジ側の工事が完了しまして供用開始されておりますので、起債の償還も完了した、特別会計の目的は達しましたので、20年度をもって終了いたしました。剰余金の60万6,000円は、平成21年度に一般会計の繰越

金の一部として処理されます。

それから、平成20年伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算。この決算であります歳入決算は42億6,893万3,000円、歳出決算は39億7,493万6,000円で、実質収支は2億9,399万7,000円の黒字決算となっております。

歳入決算の内容は、国保税、国庫支出金は減少しておりますが、医療制度改正に伴う交付金の増額及び国庫安定化のための一般会計からの繰り入れ等により前年度比微増になっております。

歳出決算は、給付金が前年度比1億6,390万5,000円の減等により、医療費改正による減が大きいことです。

国民健康保険事業をめぐる環境につきましては、高齢化の進展、医療費が増加しておりますので、厳しい方向に向かっていることは確かであります。また、国保税の収入未済額も年々増加しておりますので、負担の公平化という立場あるいは財政の財務の安定化というためにも、収納率の向上と、また健診事業を求められている特定健診あるいは保健指導のさらなる普及を望みたいと思います。

次、平成20年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算。歳入額は3億8,703万4,000円、歳出決算は3億8,821万9,000円で、実質収支額は118万4,000円の赤字となっております。これは翌年度です。本年度の充当金で補てんしております。この会計は、20年4月から医療制度の改正のため、20年3月分までの医療費診療報酬の支出と、あるいは支給にかかわる高額医療費の支給等の支払いになっております。歳入は交付金、国・県支出金及び繰入金であり、歳出は20年3月分の診療費の要するに過誤調整分で、平成21年度は調整金関係の扱いのみの取り扱いとなります。

次、平成20年度伊豆市介護保険特別会計。この会計は歳入決算25億9,330万5,000円、歳出は25億7,535万4,000円で、実質収支額は1,795万1,000円の黒字決算となっております。

歳入決算は、国庫支出金の3,799万2,000円、6.7%の増加。国の施策として、介護従事者処遇改善臨時特別交付金2,225万2,000円等によるものです。

歳出決算は、保険給付金の2,762万5,000円、1.2%、地域支援事業2,818万1,000円、33%の増加が主なものです。

介護保険の収納状況は4億3,980万5,000円で、前年度比454万9,000円で、1%の増となっております。これは国保と同じように、今後は介護の予防事業と、それから予防者の把握をするとともに、保険料の負担公平性の見地と事業の財政運営の安定化のため、保険料の収納率の向上に一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。歳入決算は8,318万3,000円、歳出決算は8,115万9,000円で、実質収支額は202万4,000円の黒字決算となります。伊豆市の簡易水道は、給水人口3,562人、給水戸数1,299戸で、年間給水量は35万4,294立方メートルです。今後有収率の向上と、それから安定供給に努力したいとともに、伊豆市全体の水道事業の改

正の中で、地域の要望にこたえて上水道事業と同じような形で連動するような形に持っていけたらと思います。

平成20年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算。歳入決算は16億324万6,000円、歳出決算は15億6,947万3,000円で、実質収支は2,707万3,000円の黒字決算となっております。

歳入決算は、使用料、手数料3億1,539万8,000円で、前年度比1,788万1,000円の5.4%の減少です。国庫補助金は1億7,450万で、前年度比850万、5.1%の増加。地方債が1億7,810万円で、前年度比5,480万、23.5%の減少が主なものです。

歳出決算は、下水道建設費4億3,616万8,000円で、前年度比4,863万円、10%の減少、下水道管理費は3億8,646万4,000円で、前年度比898万9,000円の2.3%の減少です。公債費は7億4,668万7,000円で、前年度比4,873万円、6.1%の減少が主なものです。

工事関係は、中伊豆地区の梅木、柳瀬、宮上、戸倉野及び修善寺地区の牧之郷の管渠の布設工事を実施しております。公債費は3億7,520万円の借換債を起債しまして、償還額の減少となりました。区域内流域の水洗化率は83.8%で、引き続き強力な加入推進が重要な課題です。また、下水道事業の財政負担は喫緊の課題であり、今後の下水道整備事業については人口が少なく広い地域での事業になることから、合併浄化槽等を含めた伊豆市全体の下水道計画の再検討が必要ではないかと思われます。

続きまして、平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。歳入総額は1億2,808万7,000円、歳出決算は1億1,631万2,000円で、実質収支額は1,177万5,000円の黒字決算となっております。

歳入決算は、使用料、手数料の2,980万5,000円で、前年度比30万1,000円、1.0%の減少、繰入額は8,164万4,000円で、前年比266万円、3.2%の減少が主なものです。

歳出決算は、業務費4,639万3,000円で、前年度比317万5,000円、6.4%の減少が主なものです。供給地区の水洗化率は91.6%で、地区によっては処理能力いっぱいの稼働のところがあります。

以上、これにつきましては現状を、繰入金額を少なくするように努力をお願いしたいと思います。

平成20年度湯の国会館事業特別会計決算。歳入決算は7,896万2,000円、歳出決算は7,540万7,000円で、実質収支額は355万5,000円の黒字決算となっております。

歳入決算は、使用料、手数料5,089万1,000円で、前年度比13.0%の増加、繰入金はなく、前年度比666万3,000円の減少、諸収入は2,385万1,000円で、前年度比65万8,000円、2.8%の増加であります。

歳出決算は、総務費の5,709万2,000円で、前年度比849万7,000円、3.3%の減少、事業費は1,831万5,000円で、前年度比139万4,000円、8.2%の増加であります。当施設は、営業努力により固定した来店客もあるようで、本年度は施設の大規模な修理でなく、総額で246万7,000円の負担でありました。一般会計よりもここは繰り入れを生じなかったことは、営

業努力が認められております。今後は、施設の経年による老朽化あるいは近隣の同様施設の迎合等により、より経営環境が厳しくなると思いますが、良質な温泉があるものから、サービスを資源としてさらなる努力を期待したいと思います。

次に、天城温泉会館事業特別会計。歳入総額 1 億 503 万 8,000 円、歳出決算は 9,705 万 5,000 円で、実質収支は 297 万 5,000 円の黒字決算となっております。

歳入決算は、使用料が 2,502 万 9,000 円で、前年度比 468 万 4,000 円、15.8% の減少、繰入金 は 5,940 万で、前年比 1,010 万、20.5% の増加、繰越金は 297 万 6,000 円、前年度比 210 万 6,000 円、41.4% の減少、諸収入が 1,763 万 3,000 円で、前年度比 446 万 2,000 円の 20.2% の減少であります。

歳出決算につきましては、総務管理費の 7,952 万 9,000 円で、前年度比 472 万 9,000 円、5.6% の減少、事業費は 1,752 万 6,000 円で、前年度比 143 万 1,000 円、7.5% の減少であります。当施設は、施設の中で最も経営の厳しい施設でありまして、毎年多額の繰り入れを行っている事業でございますが、事業の根幹である温泉を今度廃止したということと、また、近隣の類似施設の競争で、ある事業があり、今 21 年度より指定管理者を募集しているということで、早急に方向を掲げていただきたいと思います。それで、ここが資金を投入して、黒字決算で、決算上は黒字になっておりますけれども、これは当面の 4 月のスタートから手元資金がないと、特別会計なものですから、補正とか借入れを起さなきゃならないということで、一部当初の運転資金を先の投入という形で黒字のような形になっておりますけれども、4 月の資金の確保のためではないかと思われまます。

次に、伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算です。歳入決算は 3 億 2,440 万 8,000 円、歳出決算は 3 億 2,198 万 2,000 円で、実質収支額は 242 万 5,000 円の黒字決算となっております。本会計は本年 4 月からスタートした制度で、市の業務は申請書類の受付と保険料の収納業務となっております。このうち特別会計で処理しているのは、保険料の収納のための事務費と、収納した保険料を、静岡県後期高齢者広域連合への納付のための保険料の管理の経費となっております。

以上、それから次は、これ一般、特別会計の中の区分と、それからあと 2 点、伊豆市上水道事業会計。この会計は、事業収益が 5 億 6,110 万 9,000 円で、前年度比に比べ 2,995 万 2,000 円の減額、事業費は 5 億 4,539 万 4,000 円で、前年度に比べて 2,738 万 9,000 円の減額となりました。また、本年度は安定した気候であったため、給水制限や断水等の発生はありませんでした。年間配水量は 864 万 3,000 立方メートル、年間有水量は 5,546 万 7,000 立方メートルとなり、前年度比 37 万 4,000 立方メートルの減少。これは老朽管の更新、漏水等の修理等を実施しておりますが、有水量は 63.3% で、その効果は今のところあらわれておりません。

建設改良工事では、新八幡配水池の建設に関連する送水管の布設工事、茅野地区の導水管、古川地区の送水管の更新を実施した。財政面では給水費の節減の努力にも努めましたが、不況による有水量の減少及び材料費の高騰や修理費の増加により 863 万 7,000 円の赤字の計上と

しております。今後とも水道事業の安定化のため、料金の見直し、今検討されていることでありますが、早期に方向性をつけていただければと思います。

次に、伊豆市温泉事業特別会計。平成20年度の総収益は7,481万4,000円で、前年比に比べ346万1,000円の増で、これは平成16年度に54升分を計量制に移行したために、その使用料が順調に伸びたことや、預金利息等の営業収益が増加したことによるものです。総費用は6,956万1,000円で、前年に比べ843万7,000円の増加、平成19年度に実施した中途施設の改良工事等による減価償却費の増加により、事業費が前年度比497万6,000円の、事業費が843万7,000円増加の6,956万1,000円となりまして、純利益は前年比497万6,000円の減の525万3,000円となりました。本年度の配湯戸数は336戸、1日平均配湯量は4,153立方メートルで、年間配湯量は152万立方メートルです。この事業は土肥地区の温泉事業を引き継いだものであり、今のところ順調に推移しておりますもので、今後の施設の更新等を計画的に進めていただければと思います。

それから附則で、昨年度から始まりました先ほど報告がありました地方公共団体の財政健全化の方針によります健全化判断比率、資金不足等につきましては、すべての指標は早期健全化の基準の中であることを確認したところであります。今後ともこの法律に基づく数字については見守っていければということと、あと先ほども国のほうから来ている健全化比率の数字とかにつきましては、なかなか分厚い資料を当局のほうもつくっているようで、なかなか事業の計数を上げるのも大変な仕事になっておりますが、これも健全化を目標とするためにはやむを得ないことではないかなと思っております。

以上をもちまして報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第75号までの14議案に対する質疑は、9月11日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は9日の正午となっております。

ここで休憩をとりたいと思います。再開を13時とします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで監査委員より追加説明の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木監査委員。

〔代表監査委員 鈴木健範君登壇〕

代表監査委員（鈴木健範君） すみません、先ほどちょっと追加のこと漏れましたものから、一部、追加させていただきます。

まず、最初に、議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定につきまして。これにつきまして、私どもも8月12日の日に同組合の管理者である函南町総務課長及び伊豆市の関係の課長の出席を求めて説明をいただきました。

まず、地方自治法第232条により、平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算関係帳簿及び証書類を参考に審査した結果、計数的にも正確であるということで認めましたので報告いたします。

この田方地区の共済組合は、昭和44年に旧田方郡の9町村で構成する一部事務組合として設置されました。交通事故による災害共済として運営されてきましたが、しかしながら時代の変化とともに平成3年度を境に加入率が低下しまして、さらに個人情報保護に対する住民意識の変化及び民間でも同様な制度の充実がありまして、平成17年度には加入率が50%に下がったということで、18年度は赤字運営になったと。19年度におきまして共済の運営が一部困難になりましたもので、組合において解散することを決定いたしまして、20年度については加入事務もなく、前年度の共済の見舞金等の支払い等組合の解散に対する諸手続を行っております。

本年度の決算額は、歳入総額9,852万7,830円、歳出決算は1,433万7,000円となりまして、実質収支額は8,419万830円となっております。これは本年度をもちまして解散するということで、各3市町に分配金として1市町当たり2,806万3,610円の配分をしております。この配分につきましては雑入になると思いますけれども、今後の交通安全の対策に使っていただければという希望を申し述べておきます。

それから、あと資金運用状況につきまして、これは決算の報告、決算審査とは別に条文がありますもので、意見書を別に作成しておりますので一部報告申し上げます。

審査の対象及び審査の期間及び審査の方法につきましては、審査報告書の結果の中にありますので、ごらんいただきたいと思います。

審査意見としては、それぞれの目的に効果的には運用されておりますが、今後とも運用に当たっては十分に検討及び目的に合った原資の充実に努めるとともに、財政状況の厳しい折、さらに効率的な運用に努力されるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で監査委員の説明を終わります。

ここで鈴木監査委員は退席しますので、よろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

議案第76号～議案第83号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第23、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第30、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの8議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第76号から議案第83号まで、一括して提案理由を申し上げます。

一般会計は今回が5回目の補正となり、8月11日に発生した地震に伴う災害復旧工事費のほか、人事異動による人件費の調整や子育て応援特別手当交付金の追加、指定ごみ袋製造委託等の衛生費や、天城北道路関連事業、下水道特別会計繰出金、修善寺駅周辺整備事業などの土木費、平成20年度決算剰余金の2分の1以上の基金積み立てなど7億70万円を追加する内容となっております。

また、特別会計は平成20年度事業の精算に伴う償還金の処理、さらに人事異動による人件費の調整、補助事業決定に伴う下水道建設費の増額等が主な内容となっております。

各会計の補正の詳細につきましては、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第76号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第76号 伊豆市の一般会計の補正予算（第5回）について説明を申し上げます。

お手元に9月補正予算の概要という3枚のものが行っておろうかと思えます。まず、そちらをごらんいただきたいと思えますが、今回の補正、9月補正額でございます。7億70万円ということで、累計で151億2,909万2,000円となるものでございます。

概要資料の大きな事業別分類としまして、その下にございます当初予算以降の追加変更する事業については、2億1,932万6,000円となります。

次のページ、緊急雇用創出事業ということで307万9,000円ということで、観光施設の管理事業に充てるものでございます。

それから災害復旧の事業ということで、8月11日の地震に伴います道路・農地等という事業に3,800万円。

それから基金ということで、基金の積み立て、決算剰余金の2分の1以上の積み立てというようなことで、基金への積立分が4億4,000円でございます。

今回、3ページのほうにそれらの事業内訳で事業内容が書いてございます。それらを見ながら予算書のほうの事項別の説明をさせていただきたいと思えます。

補正予算のほうの、まず歳出、56、57の事業別のほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、全般通しまして人件費補正ということで上げさせていただいています。当初予算からの異動等によります人件費の異動分でございます。トータルで申し上げますと、給与費では1,841万ほどの減、職員手当では1,359万の減でございますが、共済費の率、これが上が

ったというようなことで、3,375万の増というようなことで、一般会計のトータルの人件費補正として182万4,000円、これを補正をいただくものでございます。

人件費についての説明については省かしていただきまして、追加事業あるいは補正の事業の主なものについてご説明申し上げます。

まず、57ページの下ほどの2行目、電波遮へい対策事業等補助金3,445万円でございます。これは4共聴組合の地デジ、地上デジタル対応、これへの改修工事の補助金でございます、今回、本柿木・年川・小土肥・土肥、この4組合に対する補助金でございます。これについては100%国から来るといような形の事業でございます。

それから、その下の電算事務事業で、三島、伊豆市、伊豆の国市の電算センター協議会の負担金の減、1,000万円でございます。

59ページ、税務総務費で、税の過誤納還付金、これを500万円増でございます。

その下の、4地方税電子申告管理事業394万8,000円の増でございます、電子申告システムの構築にかかわります事業でございます。

2枚めくっていただきまして63ページ、一番下でございますが、住宅手当緊急特別措置事業ということで267万4,000円でございます。これは次ページも細目でございますが、失業者に対します住宅手当の事業それからこの住宅確保の就労支援員への賃金という経費でございます。これも国庫から100%来るとい事業でございます。

それから次の次、67ページ、国民健康保険事業ということで、これへの繰出金、これを1,361万増させていただくものでございます。人件費、出産育児一時金等の増による増ということでございます。

69ページ、ここはそれぞれの会計の決定によります返還金等の精算事業でございます。

71ページ、保育園一般事業の中で、修繕料70万円、保育園一般事業としましては72万2,000円でございますが、保育園の遊具の修繕料を計上いたしております。

その下のさくら保育園の管理運営事業で、ブランコの新設工事ということで94万円でございます。

それから、子育て応援特別手当事業ということで、2,876万1,000円でございます。これもすべて国庫事業でございますが、20年の2次補正でこの特別手当制度を出されて運営しているところでございますが、いわゆる21年度版といえますか、期間がこれに対して1年ずれた2次以降の児童に対する手当というようなことで、3万6,000円の対象として760人を見込んでいるところでございます。

それからもう1枚、75ページの一番下になります。環境美化事業ということで84万9,000円。ございますように投棄ごみの収集撤去の業務委託料ということで、いわゆる粗大ごみと申しますか、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の処理費の委託料でございます。

77ページ、中段下でございますが、廃棄物の減量対策事業ということで488万3,000円でございます。これはごみの有料化に伴います準備の印刷製本費ということで、ごみの出し方の

便利帳であるとか、ごみの処理券それから指定ごみ袋の製造委託という費用でございます。

79ページ、上段、清掃センター管理事業ということで163万7,000円ということで、その下にセンターの施設改良工事150万ということでございます。これもごみ有料化に伴います事務所前の改修工事でございます。

その下の粗大ごみ処理事業60万円ということで、これも同じく有料化に伴う施設備品ということで、分解用の小型機械、計量はかり台の購入費用でございます。

それから1枚、もう1枚めくっていただいて83ページ、一番下になりますが、有害鳥獣の捕獲事業ということで、380万円でございます。

次のページ、めくっていただきたいわけですが、設計監理業務委託料ということで350万円、その他は整備でございますが、食肉加工施設の設計委託費ということで、今回ここで計上させていただくというものでございます。

それから一番下にございます治山事業、測量設計の委託料200万円ということで、これにつきましては上船原の宮ノ沢流路工の設計委託ということでございます。

それで、また89ページまでめくっていただきます。中段、観光振興事業で、観光ハイキングガイド養成事業補助金ということで、37万円でございます。

その下の段へいきまして、修善寺自然公園管理事業ということで、これは災害関連でございますが、修繕料で虹の郷の匠の村の5号棟、これの屋根等の修繕費で134万3,000円でございます。

天城ふるさと広場管理事業ということで170万円でございます。

次のページでございます。天城ふるさと広場の山荘、これの屋根及び天井の漏水の補修工事で70万円でございます。

観光施設の運営事業ということで4,200万。これは湯の国会館の特別会計への繰出金ということで、用地取得にかかります費用4,200万円でございます。

その他の観光管理施設ということで、吉奈・船原遊歩道整備委託金ということで、これは森林組合へ先ほど緊急雇用創出事業ということでお話をさせていただきましたが、それをもって全額この遊歩道の整備に充てるというものでございます。

その下に観光施設の整備工事ということで、495万4,000円挙げてございます。この内訳としましては、浄蓮の滝の駐車場部分にあります電話ボックス、これの解体。それから土肥・山川のポケットパークの欄干の改修、恋人岬のステラハウスの修繕、入り口のドアそれから受水槽等でございます。

それから災害関連で、萬城の滝の遊歩道、恋人岬の展望デッキ等の経費がこの中に入っております。

一番下の道路管理事業、土木費になりますが、土地購入費ということで135万4,000円でございます。これは天城にございました、宿にございました森林管理署の道路、これをいわゆる拡幅部分といいますか、周りの部分を市道に足して借りていた部分、これを今般、森林管

理署のほうでこの財産の処分をしたいというようなことで、道路として借りている部分、これの土地の購入費でございます。

93ページ、天城北道路関連事業ということで、2,150万円の追加補正でございます。

道路測量設計委託料としまして、橋梁設計の見直しそれから境界杭設置、これに伴う委託料。アクセス道の新設改良工事につきましては、1,930万円。当初1億4,400万ほど予算計上してございますが、これの実施に当たって1,930万ほど補正させていただいて、予算額1億6,330万円で執行したいというものでございます。

次の95ページ、下水道事業会計の特別繰出金に3,029万9,000円、修善寺駅周辺整備事業で1,300万ということでございまして、これについては、まず、来年度からのまちづくり交付金対象事業として採択するための業務委託ということで900万円。それから、修善寺の駅舎の再建築費の算出業務委託ということで、いわゆる補償費等の算出、これにかかります委託事業分でございます。

97ページ、防災対策事業として231万2,000円でございます。これは新型インフルエンザの予防対策というようなことで、これに伴います消耗品の整備をしておこうということで、いわゆる消毒液、石けん、マスク、防護服セットでございます。これについては、防災のほうで一部助成があります。27万4,000円ほどですが、そういうこともありまして、教育関係、福祉関係、それらを含めた一括してここで消耗品として計上して購入しようということでありま

ります。

99ページ、上段の教育センター事業ということで110万円でございます。これについては、平野啓子さんの朗読会、これにかかわる経費ということで、講師の謝礼とバス借上料、これは児童生徒のバス借上料分でございます。

下になります。修善寺の東小学校の管理運営事業140万円でございます。維持補修工事でございますが、放課後児童クラブ、この移設によります改修工事と備品購入費でございます。

教育費については職員給与費等でございますので、割愛させていただきますが、105ページまでめくっていただきまして、学校教育費、中伊豆の給食センター事業ということで35万7,000円ということでございます。当初委託料の不足額、追加分といたしますか、それを35万7,000円追加させていただくということでありま

ります。

107ページ、107ページは災害復旧費関係でございます。今回の地震等の災害によります災害復旧事業でございます。

農地災害復旧事業としまして1,000万円、測量委託料として30カ所を見込んでいますところ

でございます。

それから、農業用施設の災害復旧事業ということで280万円、重機借上料80万円、それから農業用施設災害復旧工事となっております。農道関係でございます。農道筏場、月ヶ瀬、貴僧坊、この3カ所の復旧工事費200万でございます。

林業用施設ということで560万でございますが、測量設計委託1カ所分100万、重機借上料、

これは林道の崩土の除去等15カ所分460万円でございます。

応急災害復旧事業でございます。1,260万円ということで、測量設計委託料3カ所分400万円、重機借上料6カ所60万円、それから小災害復旧工事11カ所800万円でございます。

109ページ、これも学校の天城中のグラウンドの対策でございます。地すべり調査委託料ということで700万円になっております。前回補正で応急対応というようなことで1,000万円上げさせていただいたものでございますが、この根本的な原因究明というようなことで本格的に調査をしてこの対策に当たろうという経費でございます。

最後が基金の積立金でございます。

内訳としまして、財政調整基金に1億4,000万、環境衛生施設整備基金積立金としまして3億、ふるさと伊豆市応援基金積立金としまして29万5,000円ということで、4億4,029万5,000円を基金として積み立てるものでございます。

戻っていただきまして、歳入のほうになります。

51ページ、地方特例交付金それから普通交付税、これらは交付決定によります増額補正分でございます。

国庫支出金、これにつきましては先ほど申し上げました子育て応援の特別手当、これのほうで100%の国庫補助金、住宅手当、これも100%の国庫補助、それから共聴組合の地デジの補助金、これも100%補助金でございます。

その下の緊急雇用創出事業、これは県の雇用対策の緊急創出事業で、これも県補助100%で307万円。

その下が、新型インフルエンザの対策費で、大規模地震対策の総合支援事業補助金というのを持ってまいります。27万4,000円でございます。

次のページは、中段で、この財源として繰越金ということで、1億9,942万2,000円を当て込むものでございます。

臨時財政対策債の追加分、これは発行可能額の決定によります追加分の2,310万円。

以上が歳入財源のほうでございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第77号、議案第78号の2議案につきまして、市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、議案第77号、議案第78号につきましてご説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、第2回になります。

歳入歳出それぞれ2,768万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億1,065万7,000円とさせていただきたいという内容でございます。

補正予算の主なものについてご説明させていただきます。

歳入の1款国民健康保険税は、本算定に基づきます退職分の調定額が予定を下回ったため、減額とするものでございます。

3款の国庫支出金につきましては、介護従事者処遇改善に関連しまして、臨時交付金が交付されることとなったための予算計上と、出産育児一時金の4万円引き上げに伴います影響額のうち、2分の1が補助金で交付されるという内容でございます。合計407万7,000円を計上するものでございます。

4款の療養給付費等の交付金でございますが、退職分の国民健康保険税減額に伴う補てんとして、医療分、後期支援分について追加を見込むもので、1,770万円を計上させていただきました。

9款の一般会計繰入金は、人件費の増額に伴う出産育児に伴うもの及び出産育児一時金引き上げ分の2分の1のうち、3分の2が交付税措置されることから繰り入れるものでございます。

続きまして歳出でございますが、2款の保険給付費のうち2項2目の退職分高額療養費につきましては、当初予算額に対しまして7月末現在で既に1,318万3,000円を支給しており、予算に不足が生じることから追加をお願いするものでございます。

4項の出産育児一時金については、4万円引き上げの影響分として25件分を予定したものでございます。

11款の諸支出金は、後期高齢者医療制度への移行が75歳の誕生日の翌日となっていることから、高額療養費の負担限度が国民健康保険、後期高齢者医療保険双方で差し引かれることから、限度負担額を2分の1に見直す法改正が本年1月から行われました。が、20年4月から20年12月分についても遡及して特別給付を行うこととされたための予算措置を行うというものでございます。

以上が国民健康保険の第2回の補正の内容でございます。

続きまして、議案第78号でございます。後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

歳入歳出それぞれ60万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,823万円としたいという内容でございます。

補正予算の主な内容は、平成20年度に還付未済となり、繰り越したものについて予算からの還付となることから、所要額を予算措置するものでございます。また、繰越金のうち事務費繰入分について平成20年度決算において不用額が発生したため、平成21年度の繰入金を減額するという内容でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第79号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは、議案第79号 平成21年度伊豆市介護保険特別会計

補正予算（第1回）につきまして補正の説明をさせていただきます。

135ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ679万円を増額して、歳入歳出総額をそれぞれ27億119万円とするもので、内容は、平成20年度の決算確定に伴う国庫の支出金等の精算、それと地域支援事業の包括的支援事業費等の補正をするものでございます。

138、139ページ、事項別明細におきまして主なものをご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

3款2項3目の地域支援事業交付金、これは包括支援事業の任意事業でございます。この2万円から、5款2項2目の地域支援事業交付金、包括支援事業費・任意事業費9,000円まで、これにつきましては前年度の精算に伴う過年度分の収入を計上するものでございます。

また、8款1項1目の繰越金572万2,000円は、歳出に係る増額補正に伴う財源として補正をするものでございます。

次に、歳出でございます。

次の140、141並びにその次の142、143にかけてご説明申し上げます。

まず、4款2項1目の包括的支援事業費76万9,000円でございます。これは職員の人事異動に伴う職員給与分の不足分、この計上でございます。

また、7款1項1目の第1号被保険者保険料還付金46万2,000円でございますが、これは被保険者の死亡それから転出等に伴います保険料の還付未済分、これを計上させていただきました。

それから、2目の償還金440万3,000円でございますが、これも前年度の精算に伴う国及び支払基金への返還金を計上してございます。

また、次のページの142、143ページ、ここの7款2項1目の一般会計繰出金115万6,000円でございますが、これも前年度の精算に伴う一般会計への返還金を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第80号、議案第81号及び議案第83号の3議案について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、145ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 平成21年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算。歳入歳出それぞれ7,904万9,000円を増額しまして、18億5,404万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、沖ノ原ポンプ場の工事費の減額、それから管渠工事の追加を予定したものでございます。

ページをめくっていただきまして、148ページをごらんいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。一番上の公共下水道事業でございますけれども、2,960万円

を2,480万円にするものです。480万円の減額になりますけれども、これは沖ノ原ポンプ場の工事の工事費が減額されたことによるものでございます。

それから流域下水道事業の1,060万円ですけれども、これを1,180万円、これは浄化センターの建設負担金の増によるものでございまして、120万円の増です。

次に、特定環境保全公共下水道事業2億1,670万円を2億5,180万円、3,500万円の増でございまして、これは管渠工事の追加をしたいということで増額させていただくものでございます。

151ページをごらん願いたいと思います。

歳入の部でございまして、一番上の公共下水道事業費補助金920万円の減額になりますけれども、これは先ほど申し上げました沖ノ原のポンプ場改築更新工事の減でございます。

その下の一般会計繰入金、総額が増額になりましたので、一般会計の繰入金を3,029万9,000円ほど増額をお願いするものです。

繰越金につきましては、1,300万円の減額になりました。これは汚水使用料の減額が予想以上に大きかったものですから、1,300万円の減額とさせていただきます。

それから市債でございまして、1番、公共下水道事業債480万円の減額、これは先ほどの沖ノ原のポンプ場の減額です。流域下水道事業債、これも建設負担金の増額でございます。3番の特定環境保全公共下水道事業、これにつきましても管渠工事を追加したいということで、3,510万円の増額をお願いするものです。

153ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1目公共下水道事業費の2公共下水道事業でございまして、1,590万円の減額。これは先ほどの沖ノ原ポンプ場でございまして、日本下水道事業団に業務を委託してございまして、この事業団の入札によりまして減額になりましたので、変更契約となりますので1,590万円の減額といたします。

それから、流域下水道は先ほども申し上げました建設費の負担分の増額でございます。これは確定いたしましたので、増額補正とさせていただきます。

155ページをごらんいただきたいんですけれども、先ほど申し上げました管渠工事の増額追加ということなんですけれども、一番上の2特定環境保全公共下水道事業、これにつきましては、今、中伊豆地区それから大平地区の実施設計とか測量調査を1,000万円減額いたしまして、下水道計画区域の再検討をしようということで、プラス200万円の増加をお願いするものです。差し引き800万円の減額というものでございます。

管渠工事の9,040万円の増加でございまして、下水道工事の下水道事業計画の見直しということにあわせて、今本当に必要としている大平それから中伊豆の城の区域ですけれども、集中的に実施、早急に完成させたいということで県に相談いたしましたところ、

県のほうでも補助金をいただけたものですから、ここでお願いするものでございます。7,904万9,000円の増額になります。

それから、159ページをお開き願います。

議案第81号 平成21年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算。歳入歳出それぞれ106万5,000円を増額いたしまして、2億1,145万5,000円とするものでございます。

これにつきましては、163ページをごらんいただきたいと思いますけれども、増額収入のほうにつきましては前年度繰越金を充てさせていただきます。

そしてその内容でございますけれども、次のページの165ページをお開き願いたいと思います。共済費を6万5,000円増額しなければならないということと、工事請負費の関係でございますけれども、管渠維持補修工事が相当多くなってきております。そのために100万円を増額させていただくものでございます。

続きまして、175ページ、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算でございます。

次のページの176ページを、ちょっとここで説明させていただきます。

収益的収入及び支出の欄でございますけれども、水道事業収益、3のその他営業収益でございます。これを782万2,000円増額をお願いするものでございます。これは修善寺地区の富士見平地区の、水道を加入することによりまして、富士見平の方々から加入分担金といたしまして782万2,000円納めていただくことにいたしました。13ミリにつきましては88戸、それから30ミリが1戸ございまして、こういう782万2,000円という金額になります。

それから、支出のほうでございます。水道事業費用の1原水、浄水、配水及び給水費の補正額598万5,000円でございますけれども、これも非常に漏水工事等がふえつつございまして、598万5,000円ほど増額補正させていただくものでございます。

そして、その下の資本的収入及び支出でございますけれども、これは建設改良費が221万7,000円減額となっておりますけれども、これは4条の人件費の、人事異動によりまして4条の人件費の減額補正でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第82号について、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木誠之助君登壇〕

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、議案第82号 平成21年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

167ページでございます。

歳入歳出をそれぞれ4,379万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,321万2,000円とするものでございます。

168ページをお開きください。

歳入の部でございます。

会館使用料でございます。3,200人、平均単価560円ということで、179万2,000円を増額いたします。本年度の利用実績、5月の連休で1,500人の増、7月が900人、8月が1,100人と、入り込みのお客様がふえてございます。また、本年9月には5連休という日がございまして、これらについてもお客様の入館を期待しているものでございます。

歳出でございます。

人事異動によりまして2名の職員が交代してございまして、179万2,000円の増となります。

諸支出でございます。湯の国会館の敷地は5筆ございまして、合計4,221.54平米を3名の方から借地しておりますが、そのうちの1人より1,235.49平米、坪数でいきますと374.4坪を買ってほしいということの申し出がありました。市では鑑定評価額をもとに敷地の造成、田んぼから宅地したものですから、敷地の造成経費それから土地の使用貸借権などを考慮しまして、地主とお話し合いをいたしました。結果、4,200万円、坪当たり11万2,000円になりましょうか、地主側の了承を得られましたので、今回補正するものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月11日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は9日の正午でございます。

議案第84号～議案第95号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第31、議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正から日程第42、議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正についてまで、12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第84号から議案第95号まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、伊豆市の条例の制定及び一部改正につきまして議会の議決を求めるものでございます。

それぞれの議案の詳細につきまして担当する部長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（飯田宣夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第84号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 渡邊玉次君登壇〕

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、議案第84号につきましてご説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、出産に係りまず経済負担の軽減を目的とした国策として、全国一律に4万円を加算するものでございます。対象の期間は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産となっております。根本的な負担のあり方については国において現在検討していくということとなっております。健康保険法等の一部改正に倣い、附則で時限的に規定をするという内容でございます。この引き上げに伴いまして、10月1日の出産から、産科医療補償制度いわゆる3万円でございますが、加入の場合は合計で42万円ということが支給されることになります。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号の4議案について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 鈴木俊博君登壇〕

健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは、議案第85号 伊豆市立幼稚園預かり保育条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

まず、本条例の制定理由でございますが、預かり保育とは、幼稚園の降園時間後、おおむね午後2時ごろになりますが、その後に保護者の都合で保育ができないとき、一時的に幼稚園で園児をお預かりする事業です。現在、保育所の子育て支援に対するニーズが多様化している中、昨年度、市が実施した次世代育成支援に関するアンケートでも、回答者の22%の保護者が預かり保育の利用を希望してございます。このため、市では子育て支援事業の充実を図るため、市内5幼稚園すべてにおいてこの預かり保育を実施するため、本条例の制定を提案するものでございます。

なお、預かり保育は午後2時から6時までの4時間とし、保育料は利用1回につき2時間以内300円、2時間を超える場合には600円のご負担を願うものでございます。なお、この料金の設定につきましては、多く利用すると思われる幼稚園児の保育園保育料との合算額と、保育園児の平均保育料との比較また近隣市町の状況等を勘案して決定したものでございます。

それでは、185ページ、お願いいたします。

目的でございます。

市立幼稚園の教育課程に係る教育時間以外の時間帯で、幼稚園の管理下において園児を当該施設で預かり、保育することにより、幼児の心身の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とするということでございます。

実施する幼稚園につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり5すべての市立の幼稚園で行うということです。

それから、実施日及び保育の時間でございますけれども、3条の関係でございます。実施日につきましては、月曜から金曜まででございます。ただし、国民の祝日に規定する休日とか、学年初め、また夏季、冬季、学年末の休業日、そして園長が定める日、もう一つが、園長が必要と認めた休業日、これについては除くということにしたいと考えております。それ

から保育の時間につきましては、先ほど申しましたとおり、幼稚園の降園時間から午後の6時までというものでございます。

それから対象児、第4条の関係でございます。預かり保育を実施する幼稚園に在園する園児ということです。そして、保護者が預かり保育を希望する園児を対象とするとしてございます。

それから、保育料の徴収につきましては、第5条でございますが、先ほど申したとおりでございます。2時間以内300円、2時間を超える場合には600円ということです。

それから、第6条には減免規定を設けてございます。市長が特別な理由があると認めるときは保育料を減額し、または免除することができるということです。現在のところ生活保護を受けている世帯については、これを適用せざるを得ないのかなと思っております。

保育料の納入につきましては、第7条で当月分を翌月の10日までということとしてございます。

この条例の施行は、22年4月1日ということで提案するものでございます。

それから次に、議案第86号の伊豆市保育所条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

この条例の改正の理由でございますが、伊豆市の幼児教育の目標とする子供像を達成するためには、小規模の園を統合し、適正規模の園児数を確保する必要があります。また、園運営につきましても、適正規模による合理効率的な運営が求められていますが、少子化の進展などによりこの目標達成が大変厳しい状況となっております。このため、適正な園児数によるよい環境の中で心身の健全な子供を育成する方策として、幼稚園、保育園の一元化施設、認定子ども園の整備や少人数の保育、幼稚園の統廃合などについて、関係する保護者などにご意見を聞くなどし、市の幼稚園、保育園の再編成に取り組んでまいりました。つきましては、この取り組みの中で議案にございまして、土肥保育園を移転し、土肥幼稚園に認定子ども園を開設、また、中伊豆地区にございます大東保育園を廃止するため、本条例の改正を提案するものでございます。

なお、この大東保育園の廃止に関しまして、次の議案にございまして、新たにさくら幼稚園をさくら保育園に開設し、認定子ども園を整備したいと考えてございます。

それでは、議案の189ページ、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第2条の名称及び定員についてですが、改正前の表中、伊豆市立土肥保育園の所在地、土肥830番地の1を土肥幼稚園の所在地であります土肥655番地の26に移転するために改正されます。

また、改正前表中の伊豆市立大東保育園を廃園するため、この項を削除いたします。

この施行でございますが、187ページに戻っていただきまして、平成22年4月1日からということとしてございます。この件についての補足説明を終わります。

次に、議案第87号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について補足の説明をさせていただきます。

きます。

本条例の改正の理由でございます。さきの議案第86号でご説明したとおり、市立の幼稚園、保育園の再編成に取り組む中で、幼稚園に係る整備を行うために本条例の改正を提案するものでございます。

193ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

第2条の関係の別表第3についてでございますが、改正前の表中、伊豆市立月ヶ瀬幼稚園を廃園するためにこの項を削除します。そして改正後の表中、伊豆市立さくら幼稚園を伊豆市市立さくら保育園の所在地であります八幡521番地に新たに開設すべく、これを追加するものでございます。

前のページ、191ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この改正条例の施行期日は、平成22年4月1日としてございます。

それから、次の議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について補足の説明をさせていただきます。

まず、条例の改正理由でございますが、修善寺老人憩の家は、昭和49年3月に60歳以上の高齢者を対象に、心身の健康増進を図る目的で、旧修善寺町において建設がされ、築35年が経過しております。現在の維持管理の状況は、シルバー人材センターに管理委託をし、利用者は年々増加の傾向にあります。老朽化の進行により設備などの修繕箇所もふえております。当然ながらこの施設の維持管理には光熱費など多くの経費がかかりますが、すべての市民の皆さんが利用するわけではありませんで、受益と負担の公平性を図り、将来にわたり健全な施設維持をしていくために、平成22年4月1日から、この老人憩の家で特別の設備である温泉入浴設備の利用について新たに使用料を負担していただくため、この条例の改正を提案するものでございます。

なお、この施設は高齢者の方が利用されることから、この入浴施設の有料化について市内の高齢者、関係団体に取り組みの説明や意見聴取を行ったところ、回答いただいたすべての団体から有料化についてのご理解をいただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、議案の197ページ、新旧対照表でご説明を申し上げます。

まず、第9条の使用料、利用料についてでございますが、改正前は施設すべてが無料でしたが、改正後は入浴施設を利用しようとする者は、大人1人1回200円の使用料を納入しなければならないことに改めます。

次に、第10条の使用料の減免についてですが、入浴の有料化に伴い、新たに市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を減免また免除することができる旨の規定を追加いたしました。また、この10条の追加に伴い、改正前の第10条を繰り下げ、第11条に改めるものでございます。

ページ戻っていただきまして、195ページ、この条例の施行期日でございます。平成22年4月1日からとしてございます。

なお、会館の時間でございますが、現在、午前9時半から午後4時半、また休館日につきましては毎週月曜日と、12月27日から1月5日までの年末年始、これについては現行と変わりがございません。また、和室4部屋ほどございますが、これにつきましても使用料は従前と変わらず無料ということで考えてございます。

以上で補足の説明を終わります。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第89号、第90号の2議案について、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 間野孝一君登壇〕

教育委員会事務局長（間野孝一君） それでは補足説明に入る前に、大変恐縮でございますけれども、訂正を1カ所していただきたいと思っております。

ページ数で201ページになります。201ページの表がありますけれども、表の左上に別表（第8条）と書いてございますけれども、7条の誤りでございます。7に訂正をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、199ページ、議案第89号 伊豆市市民文化ホール条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

現在、社会教育法に基づく修善寺中央公民館施設として使用していますホール、舞台、ラウンジを、新たに地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として有料コンサート、講演や文化的講演、展示、販売ができる多目的な施設での有料、有効利用と文化の振興に努める施設とするため、利用の制約がある伊豆市公民館条例の中から削除し、新たに伊豆市民ホール条例を制定するものでございます。

それでは、199ページの条例文に基づいて概要を説明させていただきます。

条例名は、伊豆市市民文化ホール条例。

1条に設置ということで、市民の文化の向上及び地域の活性化を図るため、伊豆市民文化ホールを設置する。

2条で名称及び位置を定めております。文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、伊豆市市民文化ホール、位置は伊豆市小立野66番地の1。

施設の構成を3条で定めております。文化ホールの施設は、次のとおりとする。ホール、ラウンジ。

4条で休館日それから5条で利用の承認ということで、文化ホールを使用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。市長は、前項の承認の際、管理上必要な条件を付することができるということです。

6条で利用の不承認それから7条で使用料の納付ということで、別表、先ほど訂正をいただきました別表の使用料を納付しなければならないということになっております。

それから8条では、使用料の減免。市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免し、又は免除することができる。この部分につきましては、詳細については規則、規定等でこれから定めていくよう、今準備をしているところでございます。

それから9条で使用料の不還付、10条で特別の設備、11条には利用の目的の変更等、14条、15条までを条文化してございます。

附則として、この条例は、平成22年4月1日から施行するというようになっております。別表でございますけれども、別表の中の施設使用料でございます。

使用区分といたしまして、使用の時間帯を午前、午後、夜間、昼間、昼夜、全日という区分に分けてございます。それから、施設の会場の区分でございますけれども、ホールそれからホールの使用料として入場料をとらない、徴収しないで、可動式の座席を使用しない場合と、それからラウンジという施設、この3つに分けてございます。入場料をとる、それから入場料の単価によりまして4段階に分けて、それぞれの使用料を定めてございます。

以上でございます。

続きまして、議案第、失礼いたしました、203ページをお願いいたしまして、議案第90号伊豆市公民館条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

これは伊豆市修善寺中央公民館施設として使用していますホール、舞台、ラウンジを、ただいまご説明を申し上げました、議案第89号に上程させていただきました伊豆市の市民文化ホールの条例の中に取り入れられましたこと、それから修善寺中央公民館の第3会議室、これは生きいきプラザの2階部分にある会議室でございますけれども、第3会議室、第4会議室に、平成22年4月1日より東部健康福祉センター、東部保健所修善寺支所が入り、使用されるため、第3会議室、第4会議室を伊豆市公民館条例から削除をする。このため既存の第1会議室から第6会議室の会議名の第5会議室を第3会議室に、第6会議室を第4会議室に改め、また、修善寺中央公民館に新たに修善寺図書館横にあります視聴覚室を加えることにより、本条例の7条関係の別表1の修善寺中央公民館の施設使用料の表を改めるものでございます。

それでは、恐れ入りますけれども、205ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

改正前の公民館の室名を書かれておりますけれども、ホール、ホール舞台、ラウンジ、この部分につきましては、改正後はここが市民文化ホールの条例のほうに移行しますものですから、これがなくなります。

それから次に、そのラウンジの下にございます会議室でございますけれども、第1会議室から現在は第6会議室まであるわけでございますけれども、全部の会議室を総称して会議室という定義にしてございますけれども、今回は第5、第6それぞれが、それが第3、第4という、現在の第3、第4が保健所の施設になりますものですから、現在の第3、第4がなくなりますものですから、個々に会議室の室名を表示しまして、第1、第2、第3、第4と細かく分けてございます。それと、公民館横の視聴覚室を新たに中央公民館施設と結びますものですから、視聴覚室それから改正前では和室という一言で表示してございましたけれども、和室は2つございますので、第1と、和室の第2という格好で表現をさせていただきました。工作実習室はそのままということでございます。

料金につきましては、今までと同様という内容になってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（飯田宣夫君） 続いて、議案第91号から議案第95号までの5議案について、建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、議案第91号から議案第95号までの補足説明をさせていただきます。

議案第91号から議案第95号につきましては、伊豆市の合併協議会におきまして、使用料及び新規加入金等については現行のとおりとし、早急に新市の水道審議会において審議することとされておりました。このたび料金の統一を前提とした料金改定を行うものでございます。

最初に、議案第91号でございます。伊豆市下水道条例の一部改正でございます。

前提となる改定の基本方針を申し上げます。

汚水使用料につきましては、従量料金制をとります。そして基本料金、水量料金2部料金制といたします。旧町の料金体系、使用料単価を統一することになりますが、当分の間、営業温泉汚水は、旧修善寺町の区域のみに適用いたします。同時に、上水道の給水料金の改定がございますので、汚水の使用料金、この総額は前年度並みとする。それから、井戸水などの自家水を利用した場合につきましては、市長が特別認定する使用料とするという項目をつけてございます。

そういうことでございまして、一般汚水につきましては、基本料金262.5円、1月262.5円でございます。水量料金につきましては、1立方メートル89.25円ということになります。営業温泉汚水につきましては、基本料金月262.5円それから水量料金につきましては63円、1立方メートル63円をお願いするというところでございます。

続きまして、215ページをお願いいたします。

議案第92号 伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。

農業集落排水につきましては、下水道条例を準用するという事になっております。したがって、基本料金262円50銭、水量料金が89円25銭ということになります。ただし下水道と違うところは、営業温泉汚水というものが、流入がございませんので、その欄は設けてございません。

続きまして、223ページ、議案第93号をお開き願いたいと思います。

伊豆市給水条例の一部改正でございます。

給水条例の改定の前提となる料金改定の方針を申し上げます。

日本水道協会の料金算定要領を基準といたします。それから従量料金制といたしまして、基本料金と水量料金の2部料金制といたします。

料金体系は、口径料金といたします。それから口径20ミリ、口径25ミリの基本料金は、生活用水として配慮いたしまして、口径13ミリの1.5倍それから20ミリにつきましては3倍に、

特別に設定をいたします。それから、地域によっては極端な料金の高騰を招くので、激変緩和を講ずる。そして、この激変緩和に至るまでの料金の決定のプロセスを申し上げます。

まず第1に、日本水道料金の算定要領に基づきまして、基準となる5年間の費用を、総括原価を求めまして料金を算定するという、それを基準の料金として設定いたします。

次に、激変緩和措置といたしまして、基本料金及び伊豆市全体の基本料金そして土肥地区の水量料金の調整を行う。

3番目といたしまして、さらに20ミリ、25ミリの基本料金を特別設定をするという基本方針、作業のプロセスでございます。したがって、基本料金は13ミリ643円、20ミリ965円、25ミリ1,929円、30ミリ4,053円、以下、ちょっと説明は省略させていただきますけれども、議案のとおりでございます。

それから、激変緩和措置でございますけれども、附則の3、4、5に表現してございまして、第1段階といたしまして平成22年4月から24年3月、基本料金を210円といたします。それから平成24年4月から26年3月、これを第2段階といたしまして、13ミリの基本料金を420円、それから26年度には目標に到達するという、26年4月より統一をいたします。

なおかつ水量料金につきましては、土肥地区につきまして第1段階71円、第2段階84円を設定いたしました。

続きまして、233ページをお開きいただきたいと思います。

議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてでございます。

この簡易水道につきましても設定方針を申し上げますと、上水道給水料金に準ずる。ただし、飲料水供給事業でございますけれども、与市坂、上猫越、下猫越、吉奈新田、数沢、土肥川の各飲料水供給施設の創設時の加入者につきましては、22年4月から24年3月は32円、24年4月から26年3月までは64円ということで、その後は統一させていただくことにいたしました。

続きまして、241ページをお開き願いたいと思います。

議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正でございます。

これはいわゆる加入金でございます。加入金につきましては、新旧の加入者の間の負担の公平を図るため、それから水道需要の抑制、そして水道財政基盤の強化を図るというような目的で定められたものであると推測されます。今回の給水料金の統一を目的とした改定に伴いまして、見直すことといたしました。本来、拡張期は過ぎたものですから、需要抑制という要素を持っている加入金の徴収につきましては、やめたらいいのではないかという意見もございました。しかしながらいまだに施設は改良未済それから老朽化が非常に著しいこと、また、職員の人員削減等をこれから考えていかなければなりませんので、こういう条件の中で今後も施設の建設改良は重要であると。よって、加入金の徴収を徴収継続することといたしました。

見直し方針といたしましては、21年度、本年度でございますけれども、大野、富士見平地区につきましては、旧来より親メーターによりまして一括給水、一括徴収をしておりました。しかし、このほど各戸給水、各戸徴収に変えるに当たりまして、約90戸より分担金を納めていただくことといたしました。また、今後、簡易水道の経営統合を進めることを考えますと、負担の公平をやはり保っていく必要があるのではないかということ、そのためには上水道事業の半分を占める旧修善寺町の分担金徴収条例を基本にして調整することといたしました。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） それでは、ここで10分程度休憩したいと思います。14時30分ということをお願いいたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時29分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号、議案第97号の上程、説明

議長（飯田宣夫君） 日程第43、議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更についてから日程第44、議案第97号 市道路線の変更についてまでの2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第96号及び議案第97号について提案理由を申し上げます。

議案第96号は、平成20年9月12日に議決をいただきました伊豆市特定環境保全公共下水道土肥浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更について、議会の議決をお願いするために上程するものでございます。

また、議案第97号は、国土交通省による前ノ沢堰堤の建設に伴い、道路法第10条第2項の規定により市道前ノ沢柿原井線の終点を延長するものでございます。

詳細について建設部長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） それでは、議案第96号の補足説明をさせていただきます。

この協定につきましては、20年の議案第96号で可決をいただきました協定書でございます。協定書といっても契約書と同じでございます。日本下水道事業団に対しまして土肥浄化センターの改築更新工事を、事業執行の委託をしたものでございます。当初、6億2,000万円で委託したわけでございますけれども、事業を遂行していく上で、事業の内容について変更が生じました。そのためと、入札執行によりまして工事金額が減額となりましたものですから、その分を事務費を含めまして1億5,200万円減額するものでございます。

それから議案第97号の補足説明をいたします。

この市道路線の変更は、国土交通省により建設される前ノ沢堰堤の施工地内にある赤線をつけかえるわけでございますが、去る6月議会におきまして補正をお願いした建設省の補償工事で行うものでございます。この補償工事で行うに当たりましては、前提といたしましてこのつけかえ道路を市道とすることが前提でございますので、このたびこの前ノ沢柿原井線の終点を延長いたしまして、上白岩1971番地から上白岩2284に変更し、298メートル延長するものでございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

各議案に対する質疑は、9月11日開催予定の本会議において行います。

各議案に対する質疑の通告期限は、9日の正午となっております。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（飯田宣夫君） 日程第45、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織されることとされています。

このたび市議員から選出すべき議員のうち3人が欠員となっており、その補充のための候補者を募ったところ4人となりましたので、選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会における得票総数により当選者を決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することと決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（飯田宣夫君） ただいまの出席議員数は20人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、西島信也議員及び7番、杉山誠議員を指名します。

次に、候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

議長（飯田宣夫君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は無記名です。

〔投票用紙配付〕

議長（飯田宣夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（飯田宣夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼によって順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われまますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（飯田宣夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西島議員、杉山議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いします。

〔開票〕

議長（飯田宣夫君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 20票

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票のうち、三好陽子君 11票

高林一文君 0票

滝口達也君 0票

土屋源由君 9票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月8日午前9時30分より一般質問を行います。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時42分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、17番、鍵山議員より欠席の届けがありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成21年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 日程に基づき、一般質問を行います。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、また議題外にわたらないよう、答弁者にあたっては質問の趣旨に沿った答弁をいただくようお願いいたします。

今回は16名の議員さんより通告されております。質問の順序は、議長への通告順といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたします。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め5回までといたします。

なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については、いずれも自席にて起立の上お願いをすることといたします。

これより順次質問を許します。

杉 山 誠 君

議長（飯田宣夫君） 最初に、7番、杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） おはようございます。

7番、杉山誠です。通告した内容に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、防災体制の整備について市長と教育長に伺います。

8月11日に発生した駿河湾沖を震源とする地震により、当市でも多数の災害が発生しました。幸い人的被害は少なかったものの、地震直後の行政からの情報は住民に全くと言ってよ

いほど伝わらず、多くの方が不安な時間を過ごしたと言われていました。

政府の地震調査委員会が今後30年以内に発生する確立が87%あると予測している東海地震は想定される規模がマグニチュード8程度とされており、今回の地震と比べはるかに多くの被害が起きることは確実です。行政として、今後これらの大災害に備えて住民の生命と財産を守り抜くためにたゆまぬ努力を重ねていただきたいと思います。今回の地震発生を受けて、市の初動体制と防災無線による広報やメールによる情報配信など緊急時の情報伝達における問題点の検証と今後の対応、また自主防災組織の機能状況の検証、さらに災害時要援護者の安否確認や避難支援など今回の地震の教訓と今後の対応策について伺います。

また、今回の地震は早朝に起こりましたが、これが学校や保育園などに子供のいる昼の時間帯に起きた場合の対応策をどのようにお考えでしょうか。

次に、「建設業と地域の元気回復事業」について市長に伺います。

地域の建設業は、地域経済や雇用のそれぞれ約1割を担う基幹産業であるといわれていますが、建設投資の減少や価格競争の激化、景気の悪化などにより建設業を取り巻く環境はかつてないほど厳しい状況におかれていますとともに、地域経済も同様に厳しい状況になっています。こうした状況の中、国土交通省は地域における問題意識を共有した上で、建設業団体や地方公共団体などの地域関係者が協議会を構成し、地域の合意形成等を促進しながら異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」をスタートさせました。

この助成事業は建設業の活力再生と地域活性化が目的で、地域の建設業団体が保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し、地方公共団体や農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体との連携により、協議会を設立して建設業の活力の再生と、地域の活性化を図ろうとする場合に連携事業の検討や試行的実施に必要な経費を助成するもので、助成額は1協議会当たり2,500万円とされています。

既に第1次募集で104件の助成事業が選定され、9月に第2次募集があるとのこと。地域経済の活性化のため、積極的に応募を検討されてはいかがでしょうか。

次に、子供の医療費助成のさらなる拡充について市長に伺います。

伊豆市における子供の医療費助成制度は、本年4月より対象年齢が小学校入学前から小学校6年生までと大幅に引き上げられ、多くの保護者から喜びの声が寄せられています。少子化が著しく進んでいる本市において、重点施策の一つとして厳しい財政をやりくりして進めていただいたところではありますが、早くも、この10月からは伊豆の国市で小学校6年生まで、そして西伊豆町では中学校3年生まで完全無料化を決定しており、近隣市町との子育てにかかる経済負担の不公平感はいつまでも解消されません。子供にかかる医療費の無料化や対象年齢のさらなる引き上げが望まれます。

しかし、財政力の低い本市において、さらなる拡充を進めるためには市単独では難しく、県の制度改正が求められますが、県との協議の状況や無料化に対する市長の所見を伺います。

次に、校庭や園庭の芝生化について市長と教育長に伺います。

近年、国庫補助金を活用して校庭や園庭の芝生化をする自治体が全国に広がっています。文部科学省では芝生化の効果として、まず教育上の効果では、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらすことや環境教育の生きた教材として活用できること、そして環境保全上の効果として、強風時における砂じんの飛散防止や降雨時における土砂の流出防止、そして夏期における照り返しや気温上昇の抑制効果があること、さらに地域のスポーツ活動において、幼児から高齢者まで、さまざまなスポーツを安全かつ快適に実施できることなどを上げています。しかしながら、芝生化は高額な施工費用がかかる上に維持管理も大変であるなどの問題から敬遠されがちでありました。

こうした中、コスト面の問題を解消する芝生化の手法が注目を集めています。通称鳥取方式と呼ばれるもので、苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため低コストで施工が可能であり、しかも維持管理が簡単で維持費が安く済むというポット苗移植法です。この鳥取方式とは、NPO法人グリーンスポーツ鳥取が提唱し、普及に取り組んでいるものです。

芝生は成長が早く丈夫なティフトンという品種を使い、ポットで育てた苗を50センチ間隔で1平方メートル当たり4株ほどまばらに植えて水やりを続けると秋までに一面に繁茂し、芝生化できます。1平方メートル当たりの施工費用は、マット上の芝を敷き詰める従来の方法が5,000円から1万円ほどかかるのに対して、鳥取方式だと高くても100円程度で済みます。しかも維持管理の作業は水やり、芝刈り、施肥だけなので、専門業者に任せなくても普通の人でも行うことが可能で維持管理費も低コストで済みます。従来の方法では1平方メートル当たり2,000円から3,000円であるのに対して、鳥取方式では50円から150円程度です。また、除草剤や農薬を一切使用しないので環境上も安心とされています。

既に、この鳥取方式により芝生化を行った幾つかの小学校や保育園の子供や保護者から寄せられたアンケート結果を見ても、「芝生化に満足している」とする回答があらかたを占めており、子供たちの様子にも大きな変化が認められるとされています。伊豆市においても校庭や園庭の芝生化を進めてみてはいかがでしょうか。

最後に、新型インフルエンザの本格的な流行に対して、当市の対策を市長と教育長に伺います。

国内で新型インフルエンザの感染者が広がり、本格的な流行が始まったと宣言されました。伊豆市内でも感染者の報告が聞かれるようになりました。新型インフルエンザ患者の症状は季節性のものとほぼ変わらないものですが、妊婦や基礎疾患を持つ患者などでは重症化や死亡の危険性が高くなるとされています。9月下旬から10月上旬に流行のピークを迎えることが予想されていますが、国や県、医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制はどのようにとられているのでしょうか。

また、ワクチン接種の優先順位など、重症化しやすい高齢者や妊婦、基礎疾患のある人、そして乳幼児などの「高リスク者」対策についてお考えでしょうか。

さらに、何らかの持病を持つ高齢者が多いとされる介護、福祉施設での集団感染を防ぐ対策、そして新学期が始まり、一気に感染が広がる可能性があると言われる学校や保育現場での対策、これらを含めて基本的予防のための市民、地域、事業所への啓発活動について当市の対応を伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の質問に対して答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの杉山誠議員の質問にお答え申し上げます。

まず最初の防災体制の整備につきまして、市の初動体制についてでございますが、勤務時間外に大規模地震等の災害が突発的に発生した場合に備え、本市では突発地震災害等初動体制を定めております。その中で各庁舎の近隣の職員を指名し、緊急参集することとなっており、今回は震度6弱の地域がございましたので、これを発動し、午前6時に伊豆市災害対策本部を本庁舎内に設置をいたしました。

また、土肥地区には全国瞬時警報システム、通称J - A L E R T（Jアラート）を平成20年度に整備いたしました。土肥地区は震度4が観測されましたので、今回の地震により2分後に地震情報が作動し、地震が起こってから3分後に津波注意報が作動しております。

また、消防庁では、経済危機対策に基づいた平成21年度補正予算において全国瞬時警報システムを全額国費によって全国一斉整備する予定となっており、この機会に修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区にも整備する予定をしておりましたけれども、補正予算の扱いについて、ちょっと不透明な部分がございますので、その成り行きを見守っているところでございます。

また、地震等の災害発生後の同報無線や防災フリーメール等の緊急情報の発信につきましては、担当する職員を配備し、緊急情報、災害普及の見込み等の情報提供に当たることとしております。

ただ、今回におきましては、被害の程度が少なく、ライフラインにかかわる被害も非常に少なかったために土砂災害警戒情報の同報無線広報をいたしましたけれども、地震緊急情報としての同報無線、防災フリーメールの情報は発信しておりません。

ただ、今回の場合には、初めての経験で防災スタッフの担当が電話応対等に忙殺をされて、やるべきかどうか、やらなくていいということではなくて、物理的にできなかったということもございます。したがって、ここはスタッフの配置、役割を含めてしっかり検討をしてみたいと考えております。その際、どのタイミングでどういう内容を出すべきなのか、最初の地震が起こったという情報が必要なのか、しばらくして被害情報が必要なのか、市民の皆さんにお渡しすべき情報の中身についても、しっかり検討をしてみたいと思っております。

次に、自主防災組織の状況ですが、今回の地震に対する自主防災組織における活動状況の検証、災害時要援護者の安否確認や避難支援につきましては、現在、各地区自主防災会長あてにアンケート調査を実施し、現在取りまとめているところでございます。

確かに自主防災組織によって、活動したところ、ほとんど動かなかったところ、差異があるようでございます。自主防災会の防災活動状況及びその際の課題並びに被害の概要等を把握し、今後の防災施策の参考として、これからしっかり詳細を検討をさせていただきたく思います。

また、災害時要援護者対策につきましては、本年7月に区長、自主防災会長さんに情報の提供を周知徹底し、緊急時における協力体制をお願いしたところでございます。また、民生委員さんの協力をいただきまして、個人ごとの支援計画の策定を進めております。

続きまして、「建設業と地域の元気回復事業」について、本事業の1次募集の情報をいただいたときに、観光協会及び商工会の各事務局に説明、協議をさせていただきました。第1次の募集期間は3月末から5月末までですが、協議の中で、「ハウスで八百屋」であるとか、あるいは「道の駅 天城越えに野菜販売所を」などの意見があったようでございますが、いろいろな提案などを具体的に集約することができず、また計画を策定するに至りませんでした。

本事業の応募主体は、ご指摘のとおり建設産業団体を必ず含むこととなっており、第2次募集期間は9月1日から30日となっておりますし、議員ご指摘のとおり、さまざまな事業分野にわたり、また事業期間も平成23年2月までの設定となっておりますので、第2次の応募について、現在関係する機関や市民の皆様、意欲のある方々との協議を進めております。ただ、9月の2次募集にノミネートできるかどうかについては今不透明な状況でございます。

続きまして、子供の医療費助成のさらなる拡充について、これは県知事選挙前に静岡県市長会として知事候補皆さんに要望をお渡ししました。その中に、第1項目めとして医療費が市町ごとに差があるのは好ましくない、したがって県で統一をしてほしいという要望を提出してございます。

その結果、現川勝知事が選挙に勝たれ、マニフェストの中にもそのことが指摘されておりますけれども、9月3日の市長会の席上で回答いただきましたところ、明確なお答えはいただけませんでした。その際に知事のほうから、これから検討をするけれども、まず市町が汗をかいてほしいというようなことを言及されました。だから、その市町が汗をかきなさいという内容が具体的にちょっとはっきりいたしませんので、この市町の負担のあり方というものこれから他の市長さん、町長さんとも相談の上で改めて知事のほうにもお願いをしてみたいと思っております。

芝生化につきましては、後ほど教育長さんのほうからお答えいただけると思います。

最後に、インフルエンザの件につきまして、今回の新型インフルエンザは感染者の多くが軽症のまま回復しており、抗インフルエンザ薬が有効であるなど通常の季節性インフルエン

ザと類似するところが多いとされておりますが、非常に感染力が強く、また免疫を持っている市民、国民がほとんどいなかったためでしょうか、夏期にもかかわらず急速に感染拡大が続いたのは実情でございます。厚生労働省は全国的に本格的な流行期に入っているとの見解を示しており、当市内でも夏休み明けに児童生徒の集団感染の懸念がなされていたところではございますけれども、危惧していたような広がり現時点では見えておらない状況で、幸いにも急速な拡大が当市内では起こっていない。

ただし、専門家の中では11月以降、より強度の強いインフルエンザ発生というものが懸念をされております。しっかり、そのために準備と対策、予防策に怠りなきを期していきたいと思っております。

まず、国・県や医療機関と連携した情報共有や機能的連携体制については、保健所と市町との打ち合わせ会や保健所、医療機関、消防、警察も交えた打ち合わせ会などたびたび開催しておりまして、情報共有や連携強化を図っております。

2番目の重症化しやすい高齢者、妊婦、幼児等の高リスク者対策については、現在、健康相談、健康診断のときなどに新型インフルエンザの注意点の説明や会場入り口への消毒薬の設置を行っています。

3つ目の介護、福祉施設での集団感染を防ぐ対策については、内容は3点ございまして、1つ目として、介護、福祉施設において施設ごとに感染症対策マニュアルの作成等、職員への予防対策の周知指導、2つ目として、介護サービス利用者の皆様への予防対策の啓発指導、3つ目として、高齢者への予防対策は、介護予防事業参加者及び健康相談など、皆様お集まりいただく機会に予防対策を周知をさせていただいております。

学校現場は教育長さんにお任せいたします。

最後に、基本的予防のために、市民、地域、事業所等への啓発につきましては、これまでに啓発チラシの全世帯への配布やホームページへ随時新しい情報を掲載し、また広報紙への掲載、回覧板等により、うがいや手洗いの励行、マスクの着用等の啓発活動を行っているところでございます。特に基礎疾患のある方や妊婦、幼児、高齢者を中心に重症化する傾向が全国的にございますので、こうした方は十分に注意いただく必要がございます。

市民の皆様には、栄養と休養を十分にとっていただくなど体調管理を万全にして、うがい、手洗いなどの基礎的な予防対策に努めていただくようお願いを申し上げます。

なお、今回のインフルエンザは非常にインパクトが弱毒性ということで、過度に対応策に走ることなく、例えば学校で授業が終わるごとに手洗いするというようなことは余り必要がなく、しっかりと指先のつめの中までの手洗い等を朝晩ぐらいいいのではないかなというように専門家のご指摘もあります。ただし、この冬以降予期されます、より強度の強いインフルエンザの対策のために、しっかり体制を整え、可能な限り準備をしまいたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 私のほうからは、学校、園の防災体制の整備について、最初にお答えを申し上げます。

学校及び園では毎年防災計画、あるいは防災マニュアルを策定しておりまして、その防災体制の準備をしているところであります。小学校区域において、地域の方々と年に一度連絡会を持ち、有事に備えているところであります。

子供たちが学校、園にいるときに災害が起きた場合は、学校、園内における災害時の計画に従って運動場等に避難をすることになっています。その後、保護者への引き渡し計画に従い、順次、保護者に引き渡しをすることになっています。

なお、交通の遮断等、保護者が学校に来られない子供については、保護者が引き取りに来られるまで責任を持ってお預かりするということになっております。

続きまして、校庭や園庭の芝生化についてについてであります。芝生化については、園児のけがの防止、温度上昇の抑制等に有効な手段であるというぐあいに理解をしております。しかしながら、幼稚園、保育所においては、園児が外遊びをする際、いろいろなラインをグラウンドに引いたり、消したりということが頻繁にあります。このような状況から、園庭全体を芝生化するという点については現時点では不相当であるかと思っております。また、遊具の周辺、乳児が遊ぶスペース部分にかかわる芝生化については、安全を確保するという意味では適当であると考えております。したがって、議員ご提案の方法などについて、今後、調査・研究をしてみたいというように思います。

鳥取方式というご提案であります。若干勉強もいたしました。成長が早い品種である、あるいは低コストで管理がしやすい等、大変利点のあるところだというぐあいに我々も思っております。ただ、伊豆市においては、かつて修善寺南小学校で芝生化を試みたことがあります。校内の芝委員会等をつくり、水まき、施肥、草取り等を行いました。しかしながら、芝生の管理、あるいは維持が非常に困難であって、わずか7年間でこの事業が終わりになりました。この過去の反省を踏まえて、低コストとはいいいながら1,000平方メートル以上の校地への定植、水まき等を考えると、なかなか難しいものがあるというぐあいに率直には思っています。しかしながら、いずれにしろ、ご提案のことについては検討の余地があると思っておりますので、今後、調査・研究をしてみたいというように思っております。

最後に、インフルエンザの問題でありますけれども、8月末から各小学校等において何例かの発症がありました。現在の予防策としては、うがい、手洗いの励行等、あるいは毎日の健康観察カードによる体調の管理と把握をしております。また、学校においてアルコール等、消毒薬やマスクの準備をしているところであります。

万が一インフルエンザの症状が見られた場合は、無理をして登校、登園することなく、自宅待機ができるように要請し、爆発的な感染を防ごうと考えております。家族等が感染し、濃

厚接触者となった場合も、特別な措置として自宅待機を要請し、出席停止の扱いとしているところ です。

教育委員会としては、校医、保健所、こども課、健康増進課、あるいは高等学校等と連携をとりながら感染の実態を把握するとともに、感染の拡大防止を最優先にしながら取り組んでいこうと考えております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問はありますか。

杉山議員。

7番（杉山 誠君） 再質問させていただきます。

まず、防災体制の整備についてですけれども、今回の地震、まず聞かれたのが、多くの人たちがどういうことが、今どういう状況になっているのかわからないという、そういう声がたくさん聞かれたわけで、ただいま市長に答弁いただいたように、被害の規模がある程度低い程度だったから、どこまで情報を伝えていいかということでございましたけれども、やっぱり住民の不安というのは、まず取り払っていく必要があると思うんです。

その上で自主防災との連携をスムーズに行いまして、地域の被害の掌握、あるいは被災者の支援等が必要になってくるんですけれども、まず、その情報の伝達方法なんですけれども、今回の地震は規模が小さかったものですから、通信機能、電話等がそれほどひどい状況にならなかったんですけれども、大規模震災の場合は、携帯電話から含めて一切の電話回線は使えなくなるということが、これは明らかですので、その場合にいかに地域との連絡を取り合うかという、このことがしっかりできていないと、せっかく対応マニュアルがあっても、それが機能できないもので、まず最悪の場合の連絡体制、それをどのようにお考えか、お聞きします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まさに、そこはこの広い伊豆市の中で、またかつてのように農協の有線システムがなくなった中で、どのように正確に、しかも速やかに市民の皆さんに情報提供しようか非常に苦しいところです。そこで先ほど申し上げましたように、最初は若い方から中心になるかもしれませんが、メールでの一斉発信は有効であろうと。今回、私自身も、正直な話、10時ごろまで試してみたんですが、携帯電話はほとんど通じず、ただメールはずっと通じていたと思います。したがって、一斉配信で、その受信された方から家族に、あるいは近所に伝えていただく、そこが一つ有効なんだろうなという気がしております。

同報無線につきましては、既にシステムとしてあるんですが、今回のように地震の後でも聞こえなかった、理解できなかったようなご指摘もあり、どのようにこれから使っていくべきか、それから同報無線のこれからデジタル化等もございますので、一体その巨額の数十億

円のお金をかけて、どこまで本当に効果があるんだろうかということを検討していきたいと思っています。

もう一つは、今ちょっと別の事業体で検討しているんですが、何とかローカルラジオ放送局ができないかとか、他の市町にありますようなコミュニティ放送がないものですか、あれは一方通行になるんですけれども、かなり正確に速く情報提供できるんですが、テレビ局は無理でも、何とかラジオはできないかなと考えてはおるところですけれども、これは市が事業主体にはなれませんので、いろいろな組み合わせの中で、多分、例えば同報無線とメールとかですが、組み合わせの中でやっていくしか実行の可能性がないのではないかと考えているところございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） メールは確かに確実に使えるということですので、対応を広く普及していただきたいと思います。これ、なかなかなれるまでが大変なんですけれども、なれてしまうと、かなりやっていますので、皆さん、対応できるようになると思います。

それから、無線機、消防団員が役によって違うんですけれども、持っておられる方が以前は各地区にほとんど1台ぐらいあったんですけれども、それだと相互に通信が情報交換できるものでいいかと思ったんですけれども、今、消防団員の減少で地区に消防団員がいないところもあるもので、それがちょっとあれかなと思うんですけれども、今ちょっと、その現状がわかりましたらお願いします。

それから、同報無線なんですけれども、確かに屋外のは大雨のときは聞こえないのは事実ですので、戸別の受信機というのは必要だとは思いますが、なかなか今からということ、それは難しいと思うんですけれども、1つには、市長も言われましたFMラジオというか、そういうものなんですけれども、これは緊急告知のFMラジオというのがある、行政から発信をすると自動的に電源が入るといふものがあるそうなんです。

それを取り入れているところもありましたので、ちょっとお伝えしたいと思うんですけれども、これは兵庫県の伊丹市いうところで、この緊急通信のFMラジオを各自治会長さんとか、あるいは要援護者の方とか、そういう情報弱者というか、メールも使えないというような、そういう方に貸与、お貸しして、緊急時の情報を円滑かつ正確に行政のほうから流すというシステムを取り入れている自治体もありますので、こういったものも検討したらいかかと思うんです。

また、伊東市では、たしか防災戸別受信というかラジオか、どちらかちょっとはつきりわからないんですけれども、有料で希望者に各戸に配布をしたというようなことも聞いておりますので、このようなラジオシステムというか、こういうものも検討の価値があるかなと思います。

それから、あと自主防災の地域によって非常に対応に差があるというのは、これは私も伺うところなんですけれども、やっぱり区長さん1人だと、区長さんの仕事の関係もあるし、なか

なか重荷じゃないかなということを感じております。それで地区ごとに区長を補完するような仕組み、これを行政でできないものかと考えているんですけども、最初に質問いたしました職員の配置なんですけれども、各地区にほとんど市役所職員が在住していると思うんですけども、そういう方に地域担当をしていただいて、地域の情報、あるいは自主防災の手助けというか、行政との連絡役を補っていただけるようなシステム、それができないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

あと防災士という一つの資格もあるそうですので、そういった研修などはできないかなとも思います。そういう点、確かに行政だけでは、すべての災害に対応することはできないということは十分承知しておりますけれども、やっぱり自治会だけでも、それぞれの自治会で無理なところもありますので、それを何とか補完するようなシステムをつくって、自治会の状況の厳しいところでも住民が安心できるようなシステムを行政として取り入れていただきたいと思うんですけども、今の通信手段、それから職員の各地域ごとの配置とか、そういうことはどのようにお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 同報無線の戸別受信機、あるいは防災を主たる目的としたFM受信機の必要な方々への配布等は、ぜひ考えさせていただきたいと思います。

ただ、問題は、今回自分で何を情報発信するかというところが、まずそもそも非常に難しかったんですね。今回5強を超えておりましたので、自動的に陸上自衛隊の飛行機を2機発進しました。台風が通過しているときだったものですから、2機とも途中で帰ってしまったんですね。昼ごろまでに私に入った情報では、大規模ながけ崩れはないという状況だったんです。ただ、午後になって出歩く余裕ができて、土肥支所で県警のヘリの写真を見て初めて小土肥地区、それから小下田地区で海に面したがけが四、五カ所がけ崩れがあったのがようやくわかったんですね。それが海岸で人が住んでいないところでしたから、それが内陸部で起これば現状把握までに数時間かかっていたことになるんだろうと思います。

したがって、どのような状況で、どのような情報収集が自分でできるか、そのためのツールが自分にあるのかということも含めて、最終的に市民の皆さんにちゃんと正しい情報が届くシステムまで総合的にぜひ検討させていただきたいと思います。議員ご指摘のことは、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。

自主防災組織につきましても、大変地域状況によって差があるようでございまして、これは私は未確認情報ですから、あれですが、市内では修善寺の皆さんが非常に訓練とか準備が進んでいるやに聞いております。また、これも仄聞したところでございますけれども、沼津市の原地区というところは、非常にこういった活動がふだんからしっかり行われていると聞いております。

そのような地区の現状とか、やっていることも拝見し、やはりうまくいっているところは

素直に勉強させていただきながら、これからどのような体制をとり、どのような準備を、あるいは訓練を進めさせていただくのか、もし防災士とか 現在でも防災指導員の皆さんに対する研修は年に1回やっているんですが、どのような内容にしていくべきかも含めて、少しこれは内容を検討をさせていただきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 続きまして、災害時の要援護者なんですけれども、一応市のほうでは避難支援計画が策定済み、そして名簿の整備を進めている、そして個別計画も進めているということなんですけれども、名簿の作成状況、これはどの程度いつているのでしょうか。名簿がしっかり整わない分には戸別計画もできないものですから、その辺お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 要援護者の名簿の整備状況でございますが、民生委員会にお願いしてございまして、民生委員が各地区を持っている中で、それぞれの方と接触をされて、中には登録しなくていいという方もございますので、これは登録しない、されど状況は把握しているという状況で、ほとんどが整備されていると認識しております。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） ほとんど整備されているということですから、問題はないと思いますけれども、こちらから手挙げ方式だと参加してくれる方が限られているということなものですから、地域によっては全対象者に郵送で直接、必要ないと思う人だけ断ってくださいという、断らなければ全部名簿に載せますよということをやっている自治体もあるそうですので、そういう方法だと、かなりの数で要援護者を掌握できると思います。

伊豆市の場合は、ほとんど掌握されているということですのでよろしいですね。わかりました。

あと、そういった方たちの安否確認とか避難支援に、今度、自主防災、あるいは民生委員さんがかかわってくるわけなんですけれども、そういう方たちへの情報提供、これは当然、災害時には提供されると思いますけれども、その辺のところもしっかり実際にそれが機能するように、しっかり整備していただきたいと思います。

あと保育園なんですけれども、学校のほうからは保護者への連絡ということでいただきました。これ、保育園、学校、両方を含めて回答をいただきたいんですけれども、最初に言いましたように、電話が通じない状況でどのように保護者に連絡をするように考えているか、最後にそれをお願いします。保育園、学校、両方です。

議長（飯田宣夫君） じゃ、初めに教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 先ほど来から連絡、あるいは伝達方法がなかなか難しいということで学校のほうでも苦慮しているところです。現状では、もし地震があつて学校でとめ置く場合は、とりあえずは電話連絡網はありますので実施はする予定でありますけれども、特段今考えているところはありません。まず安全を考えていくということをしているところです。

議長（飯田宣夫君） 次に、健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 幼稚園、保育園の関係でございますが、やはり学校と同じ体制で考えております。連絡網がございまして、普通、電話が通じれば、次から次へと連絡が行くという形になるでしょうけれども、議員ご指摘のとおり、電話が主になりますので、それが無い場合どうするのかと。先ほど市長が申しましたように、メールのまず方法があるのかなということ。それから、一般的に同報無線等を使わせていただきまして、学校もそうでしょうし、幼稚園、保育園、保護者にも、そういう引き取りの関係の連絡をしていきたいなと思っております。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 5回過ぎましたので質問はできませんけれども、その辺のところをしっかりと整備していただかないと実際の場合に混乱しますので、お願いしたいと思えます。

メールの配信については、学校の災害時だけではなくて、日常の連絡にも使えるような方法も採用しているところがありますので、前にも質問させていただいたんですけれども、いろいろな問題があるということだったんですけれども、セキュリティーとかそういうことはかなり今安全になっていますので、保護者あてのメール配信だと、学校から、これからいろいろな行事の予定とか、あるいは不審者情報であるとか、そういうものが配信できるようなシステムがありますので検討されたいかがかなと思えます。

次に、建設業と地域の元気回復事業について伺いますけれども、かなり実情を聞いてみますと、これ、具体的に集約して申請するところまでいかないというのが実情のようでございます。ただ、これは、やっぱりこういう通達 came 場合に、素早く動かないと、なかなか締め切り期間が、特に今回は緊急経済対策の中で出されたものですから、応募期間が短いということではなかなか具体的に話し合いが進まなかったと思うんですけれども、いろいろお話を伺っていますと、どうも行政の取り組みがいま一歩積極的でないというか、何をしてもいいかわからないというような業者とか観光協会、あるいは商工会の意見もございまして、やっぱりこういう情報が入ったら素早くしっかりと整えていただいて、行政として関係者に流していただきたいと思うんですけれども、今回の場合はどんな状況でそれらの関連する方たちに情報を提供されたでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 今回の場合、第1回の応募につきましては、商工会のほうにお話をしました。商工会のほうから自分らもちょっと聞いたわけでございますが、その業務の中で役員会、初めは事務局が聞きまして、青年部のほうで検討をいたしました。市長報告のとおり2件ほどありましたが、なかなか応募という段階には至らなかったという点でございます。

今回、第2次募集につきましても、情報を商工会の青年部のほうは持っております。建設

業者の方々と協議した中で、現在の情報ですと第2次募集は40件、それに二百数件の応募があるといった中で、まだまだちょっと具体的な事業として応募するという段階には至っていない状況でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 建設業も含め地域の産業が衰退している中ですので、たとえ緊急の政府の予算だといっても、やっぱりこれらをふだん活用しているところもありますので、ぜひ積極的にこれからのいろいろな事業に対して前向きに、これらが活用できるような取り組みをしていただきたいと思います。

次に、子供の医療費の助成の拡大ですけれども、せっかく、先ほども述べましたように、伊豆市で拡大を小学校6年生までと対象者を拡大していただいたんですけれども、既に西伊豆町で10月から中学3年生まで無料化するというので、よくお話を伺ってみますと、西伊豆町は子供の数が少ないから、それほどの財政負担ではないというような話も聞こえてくるわけですけれども、伊豆市としては、県の明確な回答がない中で、希望というか目標というか、いろいろシミュレーションをしていただいたんですけれども、いろいろなやり方があると思うんですけれども、まずは完全無料化、あるいは対象年齢の拡大、それを今度は中学3年生なんですけれども、そういった市長自身のお考えを伺いたいですけれども。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ことしの4月から、今まで未就学児であったものを小学校6年生まで子供の医療費助成を500円までにした結果、4,200万円の予算が必要となりました。この500円を無料にすることによって、さらに5,200万円が必要になります。5,200万円というのは、おおよそ市内のすべてのバスに対する補助金であるとか、天城温泉会館に対するこれまでの補助金の額に相当するもので、つけたいのはやまやまですが、すぐにこれも頑張りますという財政力は残念ながら、ない。それは、全くそれをやらないということではなくて、今子育て世代の親御さんにとって、ここが一番必要なのか。

私は来年4月から小学校、中学校の通学費を無料化にしたいということで今教育委員会にお願いしているんですが、いろいろな方の話を伺うと、高校生の通学費の負担が物すごく大きいんですね。これは修善寺の駅の方と遠い方とは、この周辺の方とは違いますから、全部の皆さんということではなくて、特定の地域になるんですが、したがって伊豆市の中で安心して子育てをするためには、一体どこの負担が重たいのか、どこをまず軽減してあげたらいいのかということは今研究しているところでございます。

したがって、これは全くやらないということではなくて、どの優先順位でやっていくのがいいのかについて少し時間をいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 市長のお考えもわかります。確かに子育て支援というのは一つだけで

はなくて、いろいろな面から支援していくということで、今言われていますような、お金を与えるだけというのは本当の子育て支援ではないと思います。やはり出産から教育まで、すべて含めて、いろいろな状況に応じて援助していく、それが必要だと思えます。

そういった意味で、子供の医療費なんですけれども、小学校6年生まで拡大して、受診者がふえた、ほぼ倍ぐらいの受診者になったということが言われていますけれども、それはやはり不要受診がふえるということは言われていたんですけれども、私はそれは必要に迫られて、今まで病院へ行きたくても行けなかった親たちが安心して病院へ連れていけるようになったのではないかとこのふうにとらえております。

事実、夜間子供がぐあい悪くなっても、本当に若い方たちですと、給料日前、家にお金が本当に幾らもないといった状況があるそうで、1回夜間救急に駆け込むと、やっぱり万単位のお金が必要になるということで、非常に受診を抑制していたという声もありますので、今回小学校6年生まで1回ワンコイン、500円玉握りしめて病院へ行けるんだということで非常に喜びの声が広がっております。そういった意味で、病弱な子を持つ親というのは、これは本当に深刻な問題だと思えます。

ですから、中学3年生まで確かにお金はかかるんですけれども、市の状況を見ますと、小学校6年生まで今の制度を拡大して、ほぼ6,300万の予算。中3まで拡大すると、これ、シミュレーションなんですけれども、6,500万ということなんですけれども、ちょっと私の見方が違うかもしれないんですけれども、それほど中学生になると医療費もかからないということなんです。ですから、近隣と比較するわけではないんですけれども、親御さんたちは本当に比較しています。伊豆の国市はいいなという声をたびたび聞くわけですので、効果として、本当にソフトの面で子育て支援するという心が伝わるのではないかと思いますので、何とか積極的に考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、県の制度なんですけれども、これは県会のほうの6月議会のを見させていただきました。公明党の蓮池章平議員が質問してまして、市町によってやっぱり財政力が違うから、財政力の豊かなところでは中学3年生まで今無料化していますと。そういうところに県が一律に支援するということは、豊かなところには、さらなる財政支援になる。そして、財政力の低いところは財政圧迫になるということで、県で一律に支援するというのはいかなものか。

やっぱり財政力に応じた支援が必要ではないかということをお話していただきましたけれども、県のほうも、昨日県の担当者に電話で伺いましたところ、確かに川勝知事が公約でうたっていたものですから、実現はしたいと。無料化、あるいは中学3年生まで、それを具体的には言えません。でも、それを進めたいという県の意向はありますということですので、ぜひ県のほうとさらに話し合いをしていただいて、先ほど市長が伺いましたところで、余り明確な県のほうの前向きな答弁がなかったようなんですけれども、県として、それをやっていく意志は私は直接聞いていますので、ぜひ県との協議も進めていただいて、この医療費助成の拡大

を進めていっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 県内23の市町さんがどういう意向かというのは、それぞれ多少違うかと思うんですが、私は県が全額やってくれるということではなくて、県という範囲内で一律にして、そして市町の財政力に応じて、しかるべき負担金を出したらいいのではないかとお願いしているんですね。ですから、できればそのような方向で、市町の全く負担ゼロということではなくて、そのような形でなるべく早く県との実質的な意見交換ができればと思っています。鋭意進めさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） じゃ、次の校庭、園庭の芝生化に入らせていただきます。

教育長、試験的にやってみたいというような意向だと伺ったんですけども、確かに教育長が言われましたように、後の管理、これに問題があるということは言われています。ただ単に保護者、あるいは地域に負担をかけるということでは、これは長続きしないと思います。これはやはり今実際にやって成功しているところでありますけれども、負担に感じさせないような、地域、あるいは私の子供が行っている学校を私たちの手で守るんだというような、その連携を生む大きな力になっているところがあるところであると言われて

います。

ここに芝生化を行った学校のアンケート調査が幾つかあるんですけども、芝生化をやって、子供が非常に生き生きと外遊びをするようになった、はだしでも遊び回れる。それで実際に、これは記録も上がっている。50メートル走の記録が上がっているという、今まで全力で走っていたようだけれども、やはりどこか転ぶと怖いという意識が働いて全力を出せなかったのではないかなというようなことも言われています。

あと問題になっている保護者の方の負担というか、そういうことなんですけれども、それも成功しているところでは、うまく地域コミュニケーションを醸成させる手段として、この芝生化をきっかけにして学校に参加するようになっていたということがありますので、こういった面もぜひ積極的にとらえていただいて、負担をかけるというのではなくて、何度も言うようになりますけれども、これを学校、地域、保護者のコミュニケーションの場にしていただくというようなことで、ぜひ、全部とは言いませんけれども、伊豆市でも進めていっていただきたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策ですけれども、今言われているのは、感染が急激に拡大したときに病院の受け入れがパンクしてしまうということが言われているんですけども、そのためにも感染を防ぐ対策を今とっていただいているようなことを徹底していただく必要があると思うんですけども、余り安心して 毒性は少ない、重症化する率が低いということでは、やっぱり行政としての危機管理が不十分だということもいえますので、高リスク者、

妊婦さん、あるいは持病を持っている方、特に腎臓病ですか、透析患者さん、そういう人たちは非常に危険が、重篤になる心配があるということなので、行政としてどこまでそれができるかということとはわからないんですけども、病院からのそういう情報を行政として市民に伝える、これは必要があると思いますので、今、行政から市民に伝えられている情報というのは、回覧で、うちのほうはおそいかもしれないですけども、先日回ってきました。

あと、これが感染がまた広がって本格的な流行が始まったよということが言われた後で、行政からどういうふうな方法で市民にそれが伝達されていますでしょうか。実際、今のところ。ちょっとお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 感染が拡大した場合の取り扱いでございますが、市でも豚インフルエンザの行動計画も現在策定中で、ほぼでき上がっている中で、その位置づけもして取り組んでまいりますが、やはりホームページ、それから回覧、それから状況によったら同報無線なんかも活用させていただいて、状況の伝達、また皆さんに拡大防止のお願いをしてまいりたいということで思っております。

それから、先ほど議員おっしゃいました透析患者について、または妊婦さんについてご留意をというお話でございますけれども、これにつきましては、先ほど市長が答弁したとおり、それぞれの機会をとらえて、その方たちには重症化しないようにというお話をしているという状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 今、市内で何人の方が感染されているか掌握されていますか。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 昨日までの状況でございますが、一般市民の方の情報は入ってございません。ただ、これは県の取り扱いの中で、10名以上の従業員がいる中で1週間のうちに2人以上感染者が出た場合には報告義務が保健所がございますので、そういったものにつきましては公表が県のほうからされると。したがって、そのルールが一般の市民にはございませんので、その情報は当方には入ってございません。

ただ、つかんでいる情報といたしましては、小中学校、それから幼稚園、保育園の施設の関係でございますが、昨日の状況ですと、小中については感染者ゼロ、それから1保育園におきまして2人の方が感染しているという状況でございます。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 最後になるかと思うんですけども、今はまだ確かに感染の広がりが余り見られないということなんですけれども、非常に感染力が強いということは確かですので、昨日病院へ行かれた方に伺いますと、一家で1人感染すれば、ほぼその家族は感染すると考えてくださいということで、予防的に治療薬を配布している病院もあるそうです。で

すから、やっぱり感染はこれから広がるということは十分に想定した上で対策をとっていただきたいと思います。

もうこれ以上広がらなければいいんですけども、その場合、急激に広がり始めた場合には、やっぱり回覧とか文書通知じゃ間に合わないもので、自分はこういう住民に、確かに文書もいいんですけども、今そういう危ない状況にあるというのは、むやみに心配させる必要はないんですけども、同報か何かで手洗い励行とかマスクの着用とかは呼びかけてもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） やはり拡大ということの状況がわかるというか、ございますれば、そのような早急に皆さんにお願いをしていく方法、これを検討してまいりたいと思っております。

当然ながら医療機関にかかると思いますので、医療機関でも、そういう方には当然感染の拡大、移さないようにというふうなことのご指導もされると思いますが、いずれにしても早急に皆さんにご留意を願うような方法を検討してまいりたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

森 島 吉 文 君

議長（飯田宣夫君） 次に、4番、森島吉文議員。

〔4番 森島吉文君登壇〕

4番（森島吉文君） 4番、森島吉文です。

2点ほど市長に伺いたいと思います。

1番目、平成20年度伊豆市入札結果の内容について。

平成20年度は発注件数171件、落札金額15億6,000万ほどでした。伊豆市内業者が参加できる入札は96件、うち86件を市内の業者が落札しました。総金額は8億9,000万ほどでした。その請負金額の内訳を見ると、地域別格差、ランク別格差が少しですが、あるような気がします。建築、土木合わせての金額は6億2,000万です。土肥地域は、その6%、天城が9%という状況です。ランク別では、C、Dの業者に仕事は回らず、20社ほど受注が皆無の状態でした。

このほかに伊豆市内に下請業者として240社ほどが存在します。この人たちは市からの直接請負の機会がほとんどありません。もう少し目線を下げると、この人たちの存在が見えてくると思います。地域別にもランク別にも、なるべく等分布に工事を計画し、分離発注、随意契約をふやし、市内業者に発注するなど何か対応できるものがありましたら伺います。

2番目、伊豆市発注の新八幡貯水池構築工事について。

この工事は、株式会社Mが平成20年6月10日に予定価格2億6,472万を2億2,100万で、落

札率80%で落札しました。既に本年3月10日に完成となっています。市内業者も下請業者として工事に参加、完成を目指し尽力したことと思います。

以前、下請負代金が未払いだとの声を聞きましたが、最近また同じ声を聞きました。伊豆市内の業者数社に2,000万前後の未払金があるそうです。市の発注の工事でもあり、早急の解決を願うものですが、市としての対応策はあるのか伺います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森島議員の質問に対し、答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

市の発注工事を市内業者に均等に割り付け、市内業者の育成を図りたいという議員の考え方、全く私はそのとおりだろうと考えております。しかしながら、市の発注工事でも厳しい財政状況の中で年々縮小しております。工事内容にもよりますが、可能な限り、工事を分離発注し、緊急工事以外は各工事費をなるべく下げさせていただく努力をする等により工事箇所をふやすことも考えられます。1件の発注額は、その際少額のものとなりますけれども、工事や修繕箇所のなるべく近くの地域に所在する市内事業者さんを選定して発注するよう促しているところでございます。

なお、平成20年度の工事の地域別格差で、修善寺、中伊豆地区に集中したことは、天城北道路や県道天城湯ヶ島線などの国・県の整備に関する市の附帯工事、火葬場建設、独鈷の湯などの災害工事など一定の地区にまとまったためと考えております。

ランク別格差につきましては、県からの補助金の配分による事業や合併交付金、あるいは合併特例債の対象事業、さらに災害などの大規模工事が集中したものと考えております。

市内事業者の皆さんに直接請負の機会をとのことでありますが、伊豆市が発注する入札に参加するためには、競争入札参加申請に基づき作成される指名業者登録簿に記載されていなければなりません。平成20年度に伊豆市内の事業者で申請があり、登録された事業者は、建設業関係で71事業者、その他の業種で61の業者さんでございました。市では、その他の事業者さん、特に零細企業の事業者の皆さんにも市の仕事をしていただけるように、市内建設工事等事業者の一覧表を作成して、発注担当部署の職員のだれもが利用できるようにしております。

なお、20年度実績はまだ整理されておらないのですが、平成19年度に発注された小規模修繕工事等の実績は、小規模修繕に該当するものの総数が1,585件、金額で約2億5,700万円となっています。そのうち指名参加申請のない市内事業者さんがやっていたいたものは92事業者、395件、約1,900万円となっております。

続いて、新八幡貯水池築造工事について、その未払金の問題でございまして、この工事は平成20年度事業として伊豆市水道事業が発注した新配水池の建設工事でございます。当初より下請業者が見つからず、着工がおくれましたけれども、竣工のほうはおおむね予定どおりなされました。その後、下請の企業の皆さんへの支払いがおくれているとの報告がありまし

た。企業間の問題であることから安易に市が介入することはできませんが、担当する課長に、支払いについて、できる範囲で受注をされた業者さんを指導するよう指示したところでございます。

また、法的措置となると、下請代金支払遅延等防止法があり、公正取引委員会に届け出るという方法があります。近傍では、財団法人しずおか産業創造機構がその取扱窓口となっています。

なお、今回の入札方法は制限付き一般競争入札でございますが、一定の要件が整えば、どのような企業も参加できるものですが、今後は参加条件、制限の仕方について、もう少し検討してまいりたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森島議員。

4番（森島吉文君） 今、分離発注工事をふやすと、等分布に計画をしたいと答弁いただきましたけれども、随意契約ですね。随契というのは即悪いという、世間では市民の皆さんは思っていると思いますけれども、その中でも不落随契と特命随契、少額随契というのがありますけれども、不落随契というのは競争入札をやって不落の場合に随契へ移行すると。それは仕方のないこと。

特命随契というのは、やはり特許、パテント、特異な技術を持っている人、それであと法令で決まっているとか、土肥の下水の6億200万ですか、あれらは法で守られていると。そして公募しても公募がないと。災害時とか、それぞれ特命随契があると思うんですけれども、注意点は、やはり競争性がないために値段が高どまりするという、そういう欠点があります。一般競争入札でも落札率が高どまりしているということは、要するに競争力がないともいえると思います。それと見積書を本人からとるために、やはり業者に価格操作がされやすいと、そういう欠点。これらは平成18年度ですか、法令改正、見直しが行われまして、必ず公募を行うこととされています。

少額随契というのは、私が先ほど言った、この少額随契を指すもので、予定価格が130万円以下ですか。県では250万以下だと思っておりますけれども、特徴は、やはり少額随契は小規模事業者を救うと、そういうことが書いてあります。そして、中小企業対策として好ましいと。そういういいところがあるわけですが、反面、平成18年度に改正されましたように、高度な透明性と競争力を保てということを要求されています。これらの透明性と競争力を持って随契をふやしていただきまして、法令上でやってもよい随契はどんどん計画して、小規模事業者を救っていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 非常に難しいというのは、何が難しいかというと、片一方が正しくて、片一方が間違っていれば非常に簡単なんですね。正しいほうをやればいい。このような問題

は、1つは、まず市の財政をなるべく負担を軽くしなさい。つまり、どんどん競争をさせて、なるべく安い価格で受注をさせなさいという市民の皆さんのニーズがある。もう一つは、市内の事業者さんをちゃんと守りなさいというニーズがあるわけですね。これは両方とも正しいわけ。両方とも、市民の皆さんとしては、なるべく市は負担を軽くしなさい、なるべく市内の業者を守りなさい。この中で1つには、どちらを選択するかということは主権者の皆さんが判断することですから、本当は議会の皆さんにも一定の意思表示をしていただきたいと思いますと思うんですが、我々は行政として責任がございますので、一定の法律の枠の中で機動的にやるという責任はあるかと思っています。

したがって、私が市長になってからは、分離発注できるものは、そして、それによって市内の事業者さんが請け負える事業であれば、なるべく分離発注すべきだろうと思いますし、地域制限も、それから、なるべくこれからは うち3つの支所長が権限を持っておりませんが、これからどのように機動的に地区の皆さんのニーズにこたえるため、あるいは小規模の災害対策に速やかに対応するためにやっていくかについては、その仕組みを含めて来年度からもう少し迅速に対応できるように今考えております。その中で、また皆さんからの議会のご要望とか、地区の皆さんからのご要望も承って成案を得ていきたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 余談ですけれども、随契の権威である、この間、森議員と話をして、随契をどんどんやってもらいたいということをやったら、1,000万ぐらいまでいいだろうという心の大きなお答えをいただきましたけれども、ご指導いただきましたけれども、余談ではありますけれども。

そして、伊豆市では、ランク別の請負金額は決まっていますけれども、沼津市では、例をとりますと、例えば、それはAはAの金額、BはBの金額、CはC、DはDと、その不可侵条約というんですかね。違うランクの人は入らないという、完全に分けてあるわけですが、伊豆市ではAランクがDランクの500万まで請負金額が迫っていると。これらがC、Dランクの人たちが仕事が薄くなるという1つの遠因ではないかと思っておりますけれども、地域性もありますけれども、せめてAはBまでとか、BはCまでとかというランクで、ランク分けといいますか、領域というのをしてはと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その問題も昨年来たびたび耳にはしております。全体としての事業費が少なくなってもおりますので、上が下に、あるいは大都市圏から地方に流れ、その結果、こちらのAランクさんが押され、そしてBランクさんが押される。したがって、構造そのものは日本全体としての事業費がこのまま確保されるのか、あるいは減り続けるのか、そ

こは、今、市でできることは当然あるかと思いますが、その全体の構造が変わるかどうかにについては、新しい政権とそれから新しい知事が公共事業をどのようなふうを考えておられるのか、地方の国土開発をどのように考えておられるかによって相当程度影響が出てくるだろうと思っています。

市の中では一定のルールに基づいて今ランク性をやっておりますので、全く見直さないわけではございませんし、運用の部分でもう少し柔軟にできるかなと思うところもございませけれども、結局小さなパイの中の取り合いになってしまうところで、先ほど前の議員のご質問にあったように、新しい産業のほうに建設業の方も出ていくようなことも考えないと、今ある建設事業だけのパイの配分では、ちょっと未来にわたって、将来にわたって、その産業者として存続していくのでは難しいのではないかという危惧も持っております。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 地域性、ランク別、分離発注、随意契約をバランスよく計画していただきまして、中小企業を助けていただきたいと思います。

2番目です。民民の問題だからなかなか難しいという、対応がなかなかできないという答弁ですけれども、市とその業者との間で契約を結んだわけですけれども、その中で契約約款というのがありますけれども、その中には、総則の中で日本国の法律を厳守し、契約を履行すると、完成するまでには、こういうことを守りなさいと。

建設業法では、下請負代金の支払いという基本的な部分があります。元請負人には工事完成後における支払いを受けたときは、下請負人に対し、当該支払いを受けた日から1カ月以内に、かつできる限り短い時間内に支払いしなさいと。元請負人は、前払い金 今度は前払い金ですね。支払いを受けたときには、下請負人に前払い金、それも払いなさいと。

それで伊豆市の契約事務規則ですか、その中には、こういうことをして不祥事をした場合には、該当すると認められる者をその事実があった日から2年間、競争入札に参加させないと。ある程度契約のときから終わって支払いの済むまでは、市としても、このような中を見ると、下請負人名簿を出しなさい、支払い内訳を出しなさいという、その管理する立場にあるわけですね。

だから、伊豆市も民民の問題だとは一概には言えないと自分で思うわけですけれども、それで入札ボンド制度というのがありますけれども、入札して契約に入るまで、その間にドタキャンですか、土壇場でキャンセルがあった場合に、物すごい工事が大きい場合には市民に影響を与えるわけで、損害を与えるわけですけれども、これらは経営審査ですか、指名業者、一般競争で来た場合に審査するわけですけれども、こういう遠くから来ている、わけのわからないと言ったら失礼ですけれども、遠くから来た場合には、経営審査とか、そういうもので書類上審査をするわけですけれども、それらを入札ボンド制度というのは、その取引している銀行に担保を負わせるわけですね、損失の担保を。ですから、公共の書類上の審査だけでなく、民間の情報が入るということですね。

要するに銀行がこの会社はだめだと思ったら、粉飾決算でもやって、わからなくしている場合には、銀行がちゃんと見た場合には、銀行のほうから情報が入る。その入札ボンド制度というのがあります。

そして、これは再発のために、下請代金の保全のため支払ボンド制度の確立、入札ボンド制度の確立と。支払いボンド制度というのは、やはり支払いが完結するまで担保をとっておくと。そして、支払いが完結したら、その担保を返してやるという、両方の入札ボンドと支払いボンドという、最初と最後にそういう制度がありますけれども、それとあと駆け込みホットラインですかね。

建設課でも、管理する課に駆け込みのホットライン、お金をもらえないとか、なかなかトラブルがあるとか、安全も守らないとか、いろいろな見積もりも安くて、もうどうしようもないとか、そんなものがありますけれども、入札ボンド制度と支払いボンド制度、そして駆け込みのホットラインなど設置ということですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、当初の民民だからといって市の責任もあるのではないかとこのころは、全体として入っていくのは難しいだろうと思うんですね。元請と下請さんは、やはりそこでの契約関係があるわけですから、それは通常の売買と同じで、仕事をする、代金を支払う、それはもうそのとおりやっていたかなければいけないわけで、そのような市が元請に発注した、そこは公共工事ですけれども、その中の純粋な民間の経済対策に対して行政側が詳細にわたり指導していくというのは、あるいは立ち入っていくというのは、やはり限界があるんだろうと思います。

その際、やはり大規模工事、特に市内の事業者さんではできない技術、できない規模の工事を発注するときに、どの程度市側に事業者さんを審査する能力があるのか。これは物すごい技術力のある職員を採用すればいいんですけれども、本当に数十年に一回の事業のために、そのような能力がある人間を雇うこともできませんし、ある程度コンサルなり、信用会社なりに、もう問い合わせる以外に現時点ではちょっとないだろうと思うんですね。

ですから、先ほど契約の仕方について考えていきたいと、発注の仕方についてですね。これは市として、企業の内容について、どのような手段で我々は事前に審査できるのかということについては、まだ改善策があるのかもしれない。

なお、入札ボンド、支払いボンドについては私は詳細を承知しておりませんので、建設部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 入札ボンド、支払いボンドにつきましては、私もまだ勉強しておりません。名前は聞いております。これはアメリカのほうの方式だそうです。詳細につきましては契約担当のときにちょっと読んでくぐらいで、詳しいことはわかりませんので、これは

勉強させていただきます。

それから、もう一つつけ加えさせていただきたいんですけども、経営状況の審査ですけども、これは経営事項の審査につきましては、指名競争業者の申し込みのときに、県のほうで経営事項を審査してございまして、それを市のほうでは使わせていただいているような状況でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 市民のほうでなかなか立ち入りができないということですけども、一応この辺の契約の約款から先ほど読み上げましたけれども、市のほうでも十分、間にチェックする項目があったと思いますけれども、その辺を目を光らせてやっていただきたいと思います。

そして、あと一つ、これらの処分というんですか、処分というのは考えているでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今回の場合については、先ほど言いました今後の入札不参加とか、そういう点については考えてはおりません。

いずれにせよ、検査体制といいますか、その辺のところの見直し強化というのは必要かとは思っておりますけれども、今回のケースはそういうケースではないのかなというふうには思っています。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 契約の事務規則とか、そういうことで処分は決まっているわけですから、処分を考えていないなんて言わないで、こういう不祥事があった場合には、どんどんと向こうの会社へと、じゃ、指名停止しますよと。向こうの会社も公共工事はあちこちでやっているんですけども、そういう圧力を、こういう悪いことしたときは毅然たる態度で、伊豆市がそういう態度で示さなきゃまずいと思います。それについて、どうですか。もう一度お願いします。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 先ほど市長が申したように、なかなかその辺のところの実態がつかみにくいという部分も現状ではあるわけございまして、今後の指名の段階で検討はさせていただきたい項目ではあると思いますけれども、現状ではそういうことでございます。

議長（飯田宣夫君） 森島議員。

4番（森島吉文君） 何か市民の 建設業者が2,000万もひっかかっている状態で、4社ですよ、これね。4社ですけども、それらをきちっと調べるとか何とかじゃなくて、市のほうから救ってやるぐらいの調子でやってもらわないと困ると思うんですよね、できる範囲の中でね。法律を犯してもいけないですから、実情を調べて、そして、どんどん指名停止と

か通告したほうがいいと思うんですけれども、ぜひ、うんと言っていたきたいと思います。
議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） それでは、新八幡の件について具体的に申し上げます。

確かに森島議員が申されるとおりに、ある業者の下請の市内業者の方です。その方は、わかっているんですけれども、その方がほかの業者の方で1,000万から2,000万円の支払い遅延が発生しているという情報はいただきました。ただし、どこの業者とか、そういう明確な情報提供はなかったわけです。そして、これは市長のほうにも相談いたしまして、業者の指導に当たったわけなんですけれども、うちの新八幡を担当したMという会社、ここの役員に連絡がとれまして、支払いのことをしっかり払うようお願いしたところなんですけれども、役員といたしましたら全国を飛び回っておりまして、そういうことは知らなかった、直に対処するという、このご連絡だけはいただいたんですけれども、その後の連絡はなくなってしまいました。

それから、市内業者の方からも、その後何の連絡もないものですから、我々も確実な処分の対象とする根拠がなくなってしまいましたので、指名停止という段階には、ちょっと至らないんじゃないかと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 5回終わりましたけれども、意見だけなら結構です。

4番（森島吉文君） 同じ意見をちょっと。答えがなかったもので先ほど聞いていたわけで、もう一回いいですか。

議長（飯田宣夫君） はい。

森島君。

4番（森島吉文君） これよりほかにも低価格の落札工事が20年度ありましたけれども、市外の業者、それが50%後半から80%を割る七十七、八%で低落札率での工事がありましたけれども、担当部局がチェックした施工監理の中での安全管理と品質管理と工程管理、経済性でそのチェックの度合いをちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） すみません、低価格での落札、五十数%から70台というのは、ちょっと私は入札の結果を全部目を通してはいるんですが、ちょっと記憶がないんですね。公共工事で80を切った記憶がないものですから、どの件をご指摘かわからないんですが。

議長（飯田宣夫君） 森島議員、もう6回目ですので、よろしいですかね。

4番（森島吉文君） はい。

議長（飯田宣夫君） また、直接お話をしていただいて、また報告していただくようお願いいたします。

4番（森島吉文君） またお話しさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） これで森島吉文議員の質問を終了します。

ここで休憩をします。11時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

梅原泰嗣君

議長（飯田宣夫君） 次に、2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 議席ナンバー2番、梅原泰嗣。

下水道事業計画について一般質問をさせていただきます。

特定環境保全公共下水道事業計画、以下省略して下水道事業と呼ばさせていただきます。

伊豆市では、修善寺、中伊豆、湯ヶ島地区において下水道事業を計画に基づき実施しておりますが、今回は中伊豆地区の白岩処理区を例にとり、質問させていただきます。

白岩処理区も本管並びに枝管の布設工事は白岩、八幡地区が終了し、今後、菅引、地藏堂、筏場地区に向けて工事が予定されています。住宅が比較的密集している地区から住宅が点在している地区に今後工事を進めるわけですが、この地区は本管の延長に対し受益戸数が少ないので、1戸当たりの工事費用高が懸念されます。そこで住宅密集地区と住宅点在地区を区別し、住宅点在地区においては市が事業主体となって各戸に合併浄化槽を設備する方法もあるのではないかと考えます。

今回の質問ですが、今後、白岩処理区において住宅点在地区でも従来どおりの計画で行う各戸に下水管を配管する費用と、各戸に合併浄化槽を市負担で設置する費用を試算し、その工事に必要な金額を比較検討し、必要であれば、22年度ないし23年度以降の下水道工事計画の変更を行う必要があるのではないかと考えますが、住宅点在地区の下水処理について検討する余地があるのでしょうか、質問します。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの梅原議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

下水道事業はどこの市町でも大変大きな問題になっておりまして、将来負担が非常に大きなウエートを占めており、また伊豆市でも毎年8億を超える一般会計からの繰り入れによって何とかやっているという状況でございます。さらに、伊豆市の場合には、同程度の人口を有する函南町や長泉町に比べ、その数倍の面積を有しておりますので、下水道事業の効率化

というのは喫緊の課題だろうと考えております。その上で、議員ご指摘のように、集合処理方式の下水道というものは住宅密集地では効果がございますけれども、伊豆市にとっては大きな負担になっていると。このことから建設コストの安い合併浄化槽が注目されており、また市でも検討しているわけでございます。

建設コストだけに注目すると合併浄化槽は確かに効率的なのですが、その際、適正な管理がなされて、その能力をしっかりと発揮してもらうような維持、整備が大切になってまいります。したがって、下水は行政のほうで管理いたしますけれども、合併浄化槽は個人でつけていただいて、その補助制度だけということで、そもそもどのような設備投資の仕方、維持管理の仕方、それから負担を市民の皆さんになるべく公平に負担をしていただく仕方、そのようなものを現在検討を既に開始しております。そして、全体として公共下水がいいのか、合併浄化槽がいいのか、それぞれのメリット、デメリットを十分考慮し、維持管理を含めたトータルでの検討をなるべく一、二年内に成案を得られるように指示しております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） ありがとうございました。

ただいま市長さんのほうから、一般会計から年間約8億円の支出をしておるといってご回答をいただきました。6月の議会のときも、たしか松本議員さんから、この下水道に対する不公平さというようなご質問があったかと思っておりますけれども、それとちょっと関連するかもしれないけれども、私は先ほど、今、市長さんがおっしゃいました後のメンテナンス、あるいは管理ですか、そのところまでちょっと考えておらなかったわけですが、あくまでも工事に対する効率というか、費用対効果というところだけの質問しか考えていませんでした。

これは、いろいろ都市計画ですかとか、いろいろ白岩処理区におかれましても既にもう、この工事が始まったのが平成4年ですから、かなりもう17年間も経過しておるといって、工事が非常に長期にわたっておるわけですね。都市計画そのものも、たしか昭和57年度ですから、もう既に26年たっておるといって計画だと思っております。この都市計画につきましては、必要があればでしょうけれども、5年に一回ぐらい見直すというような報告もありますので、何を言いたいかということ、1つ質問したいのは、都市計画をつくったときに、同じ白岩処理区、中伊豆地区におかれましても、配管をするところと、もうここはしないよという、要するに地区外と、配管する地域と分けてある、既にですね。

そういうことを考えますと、昭和57年度のときには、もう汚水と下水を一緒に処理できるという合併浄化槽というものがもう既にあったでしょうか、それをちょっと教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 私も、浄化槽法ができて合併浄化槽になった年というのは、

ちょっと把握しておりません。

それから、議員が申し上げられているのは、多分、白岩処理区の当初計画の区域の問題でしょうか。中伊豆地区には都市計画は引かれておりませんので、この特環下水道のこの区域の問題だと思いますけれども、そのときの合併浄化槽はなかったと思います。

議長（飯田宣夫君） 梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） ということは、やっぱりこういう長期にわたっておりますので、そういった処理施設の性能というか、機械の性能も進歩しているわけですね。そういったことも考慮してもらいたいというのが1つあります。

それからもう一つ、現状を見ておりますと、この白岩処理区においても、今、白岩地区とか八幡地区は既にもう配管を設置してあるわけなんですけれども、その利用度というんですかね。1年前の統計の資料なんで申しわけないんですけれども、たしか48%ぐらい。だから半分ぐらいしか かなりの高額を出して浄化槽の配管を行っても、それに市民の方が管をつないで利用している、その利用率というのが半分なんです。約50%。

こういう状況を考えますと、その原因が何かというのもちょっと僕もわかりませんが、やはり市民の皆様がせっかくやるのであれば、利用しやすいというか、そういうことも考えると、私はもうこれからは合併浄化槽だというふうに、特に先ほど市長さんもおっしゃいましたけれども、この非常に伊豆市は広いということですよ。

ですから、当初の 今、小川部長さんもおっしゃいましたけれども、中伊豆はそういう都市計画はないんだよということなんでしょうけれども、そういう状況を考えますと、もう積極的に合併浄化槽にさせていただいて、私は合併浄化槽にした場合は、たしか、これ、環境庁か何かから補助金が出ますですね。それ以外、市民の方が負担しているわけなんですけれども、その市民の負担分だけでも市で負担させていただいてやったらどうかという、その程度の私の意見なんですけれども。それで、後の維持管理につきましては、これは市民の皆様にごく個別にやっていたということによって、今、一般会計約8億というのを食っているという、そういったところに非常にメスが入って市税が軽減できるかなというように考えております。いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私はちょっと性格的に理屈っぽいものですから、その事業の役割だけに注目するんです。そうすると、家庭用排水が出る、それをきれいな水にして川に流してあげるといったことの機能さえ公共事業としてできればいいと思うんです。それが下水であろうが、流域下水や特環下水でやろうが、合併浄化槽でやろうが、それは市が設置して市民の皆様からは同じ金額をいただくのが一番いいだろうと内心は実は思っているんです。ただ、そこで現に今、下水につないでいる方と合併浄化槽を使っている方で、これだけの負担の開きがある。

それから、合併浄化槽を今、私が役割だけに注目して下水と同じように整備しようとする、今度は今まで200万、300万で整備された方と、これから市でやる方の間に不公平が生じる。そうすると、その幾つかのパズルの中でどれが一番公平さを追求できるかというところで、今、担当にも検討してもらっているんですが、どこでバランスをとろうかということなんです。

確かに中伊豆地区で、せっかく下水を引いておきながら接続率が50%で、そこも問題なんです。その例えば負担金の19万円を一度に支払うのがきついのであれば、その支払い方は、もうすぐにも工夫はできるんですが、仕組みとしての公平をどこに求めるかというところで今なかなか苦労しております。

ずっとこのまま計画どおりつくと、どんどん非効率なものができるだけですので、できれば来年度末くらいをめでに将来計画を見直しをして、新たな計画というものを整備をしていきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 今、市長さんのおっしゃるとおりで、やっぱりいろいろ難しい建設当初の要件とかあって、今おっしゃったそういうバランスですか、確かにあると思います。しかし、先ほどおっしゃったように積極的な検討をお願いして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（飯田宣夫君） これで梅原泰嗣議員の質問を終了します。

稲葉紀男君

議長（飯田宣夫君） 次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

発言通告書に沿い、地震関係について2件の質問をいたします。

去る8月11日早朝に発生した静岡地震では、幸い大きな被害、災害はなく済みましたが、東海地震への恐怖はますます募ります。東海地震が予想される規模はマグニチュード8程度、伊豆市での最大被害は、死者45名、重軽傷者合わせて775人、建物被害は大破891棟、中破、一部損壊合わせて5,900棟と想定されています。その中で市が所有する建物の倒壊による被害の軽減化対策は行政の最大の責任であり、何よりも優先して推進しなければならないことの一つと考えます。また、山間地、急傾斜危険地域の多い伊豆市においては、土砂災害の防止対策についても喫緊の課題です。そこで地震対策に関して、市長及び教育長へ2件の質問をいたします。

1件目、建築物の耐震対策についてです。

1、108施設、206棟ある伊豆市の公共建築物の耐震性能は今どのようになっていますか。また、耐震改修はどのランクを目指すものですか。

伊豆市全体の小中学校の耐震化率とその耐震性能ランクはいかがですか。各幼稚園、保育園について特に詳しく伺います。

ここで耐震性能ということですが、静岡県では建物の地震に対する強さを4つの段階に分けています。これは東海地震を想定したときの建物の耐震力でございまして、一番強いのがa。これは東海地震が来ても軽微な被害にとどまり、継続使用できる。次がb。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受ける。ランクcは耐震制性能がやや劣る、倒壊する危険性は低いがかなりの被害を受けることも想定される。問題は次のd、最低のランクで、耐震性能が劣る、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定されるということでございます。こういうランクに、今、伊豆市の建物がどういう状況にあるかということでございます。

伊豆市耐震化改修計画、これは県の指示により、平成21年、ことしの4月に計画を作成したものでございますが、その促進計画の基本方針、それから今言いましたどのランクに建物をするかという目標値、及びそれを達成するための具体的な方策はどのようなものですか。一般住宅を含む民間建築物及び特定建築物、これは3つに類別されます。1つは災害時の拠点となる建築物。2つ目は不特定多数の者が利用する建物。3つ目は特定多数の者が利用する建築物。アパート等ですね。それぞれについて伺います。

3つ目、想定される東海地震の規模マグニチュード8に対して、住民が安心して避難できるランクa及びランクbの耐震性能を持つ避難場所は各地域、学区等においてどの程度ありますか。十分ですかという質問でございます。

次に、土砂災害防止対策と災害時の復旧についての質問です。

1、今回の地震の現場点検に伊豆市の職員はどのようにかわりましたか。

去る8月11日早朝発生した静岡地震、震度6弱の翌12日、国交省の職員66名が各地より伊豆市に集結し、14日までの3日間、市内799カ所の緊急点検を行いました。その結果は、応急対応の必要がAランク、これはなし。今後、維持点検を行う必要のあるBランク、これが12カ所。応急対応の必要性のないCランクが787カ所であったと伺っています。

隣の伊豆の国市では、県の沼津土木事務所と伊豆の国市の職員が10チームを編成し、作業したと聞いております。市と県や国との現場でのチームワーク、共同作業は生きた情報交換や今後の経過観察の点からも大切なことと思いますが、今回はどのような共同作業がなされましたか。

2番目です。地震の被害についてですが、個人の屋敷の裏山、これの崩壊、あるいは地滑り等の復旧に対してどのように考えておられますか。国や県、市からの補助制度は何かありますか。

3番目、土砂災害防止対策についてです。

急傾斜地の指定基準に満たない区域、あるいは土砂災害整備基準（砂防法や土砂災害防止法）等に満たない危険区域の整備、災害防止に対して国や県、市の補助制度はございますか。

また、県の治山整備事業や森林法、保安林、自然災害防止事業としての補助を受ける基準はどのようなものですか。また、その手続はいかにしたらよろしいのですか。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの稲葉議員の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） ただいまの稲葉議員のご質問に対して、お答え申し上げます。

まず、108施設、206棟ある伊豆市所有の公共建築物の耐震性能については、平成21年3月現在で耐震工事が必要な建物は14棟、耐震診断の実施済みで耐震工事を必要とする建物が9棟、それから耐震工事が済んだもの、または耐震工事の必要のない建物が183棟となっております。

伊豆市では、想定される東海地震に備えた建物の安全性の確保に努めているところであり、県が定めた東海地震に対する耐震性能をあらわすランク を現在目指しておりまして、今後、耐震診断、耐震補強が必要な建物につきましては計画的に進めてまいります。

学校のほうは教育長さんにお答えいただくとしまして、幼稚園、保育園15カ所の耐震化率につきましては86.7%となっております。

耐震性のランクですが、修善寺東保育園が最も弱いランク であり、これは本年度に耐震補強工事を実施いたします。また、牧之郷幼稚園については、耐震診断を実施しておりませんので、今後速やかに耐震診断を実施し、耐震性能を明らかにするとともに、幼稚園、保育所の再編成をあわせ、園児を保護者の皆さんにとって安全・安心な園づくりに向けて早期に取り組んでまいりたいと考えています。

質問の2番目につきまして、伊豆市耐震改修促進計画では、想定される東海地震による人的被害の軽減を目的として、民間建築物、これは住宅等でございますが、これと特定建築物の耐震化を促進しております。目標とする耐震化率につきましては、それぞれ平成27年度末を目標年次とし、公共建築物及び災害時の拠点となる建築物につきましては100%、住宅について90%、民間特定建築物につきましては85%を目標としております。

目標達成のための具体的方策については、国及び県と共同で推進している「TOUKAI-0」と呼ばれている事業、これにより大規模地震に弱いとされる昭和56年5月30日以前に建築された木造住宅に対して無料の耐震診断や耐震補強計画の策定、耐震補強工事への補助金制度により耐震化を図っているところでございます。公共建築物及び災害時の拠点となる建築物につきましては、教育施設を重点的に進めております。

ただ、実際には古い木造住宅、私ごとですが、柿木の私の家も築100年を超えているんですが、耐震診断は無料ですから、やっていただいたんですが、さて補修するとなると、なかなかお金がかかりまして、これは市内の皆さん、特に古いご先祖様からの家に住んでおられる方は共通の問題ではなかろうかと考えております。

3つ目につきまして、市では19カ所の公共施設を避難所として指定しております。その内訳は、修善寺地区が7カ所、土肥が4カ所、天城湯ヶ島が3カ所、そして中伊豆が5カ所となっています。現在建てかえ中の修善寺南小学校の体育館、修善寺東保育園を除き、どの避難所もランク a、または b以上の耐震性を有する施設の強度が確保をされています。

ただし、避難所として指定されている小中学校の校舎についてはランク の位置づけがなされているところもありますので、実際に避難所を開設する際は、地震発生後、避難所の建物を調査した上で使用可能と判断された部分を避難所として開放することになります。

また、被災状況にもよりますが、これらの指定した避難所をすべて開放しても被災された市民の皆さん全員を収容できるわけではありません。他の公共施設や仮設避難所の建設、地区ごとに設置されている公民館、県管理の施設、民間施設をお借りして避難所として活用させていただくことも念頭に入れております。

次に、大きな2番目で、今回の地震の現場点検に市の職員がどのようにかかわったかというご質問につきまして、今回は地震の後で国土交通省の緊急災害対策派遣隊、通称でTEC - FORCEと呼ばれておりますけれども、そのチームが12日より伊豆市に派遣をされました。この情報は県を通して伊豆市の建設部に入りまして、調査は国・県が行って、実際の調査は国が、このTEC - FORCEがされたんですが、伊豆市は市民への広報と協力をお願いしたいというようなご連絡でございました。

市は直ちに同報無線にて市民にこのような調査を行う情報提供をし、国交省調査班16個班が現地調査を実施する際、管内図の提供と調査箇所までの案内をさせていただきました。調査結果については、15日14時から東部の総合庁舎において、私と建設課長がその報告をいただきました。

現場点検への伊豆市の職員のかかわりについてですが、地震発生から午前7時半ごろまでは突発地震災害等初動体制にて、それぞれの集合場所に集合をして、情報の収集、避難所の開設、それから7時半以降は通常の部局体制で対応しておりました。その際、役割分担をしておりますので、特に伊豆半島の中で被害が多かった本市としては、市の職員は独自の市内の情報収集に当たっておりました。また、市道、農道、林道、河川、水路、宅地等、107カ所の災害の現地確認を市の職員が行い、また応急対策も検討しておりました。

また、建設課においては、初動体制での情報箇所及び直接、建設課への情報提供により、崩土の除去、あるいは落ちてきた転石等の除去等に当たっていたのが実情でございます。

次に、個人の屋敷の裏山の崩壊等の対処への補助制度があるかということでございますが、現在、民家の裏山の崩壊などに対する制度はございません。ただし、その崩壊地が土砂災害警戒区域の指定がなされているか、あるいは急傾斜地崩壊危険区域指定地であるか、または保安林である場合は、市において復旧対策をとることができます。

現在、伊豆市においては急傾斜地崩壊対策事業を県とともに実施し、個人の家屋を守る工事を実施しています。県内では面積が広いものですから、静岡市と浜松市に次いで3番目の

事業費で現在11カ所の工事をしておりまして、今後もこの施策を進めてまいりたいと考えております。

最後に土砂災害防止対策について。

急傾斜地崩壊対策事業や県営の治山事業がございますが、急傾斜地の指定基準に満たない区域、土砂災害警戒区域に指定されていない場所の国・県、あるいは市の補助制度は現在ございません。

補助を受ける基準と手続につきましてですが、基準は公共急傾斜地崩壊対策事業、これは県が施行するものでございますけれども、採択基準は、傾斜度が30度以上、がけの高さが10メートル以上、人家の戸数が10戸以上。ですから、急傾斜で10軒以上の集まりであれば県としてやっていただくと。県費補助による伊豆市の急傾斜地崩壊対策事業は、傾斜度が同じく30度以上、がけの高さは県の基準の半分の5メートル以上、人家の戸数も県の半分の5戸以上と採択基準が緩やかになっています。

また、県営治山事業の補助を受ける採択基準は、山林であり、次の保全対象の一つに該当することとなっています。これは5つ条件がありますが、主要公共施設の保護、例えば病院でありますとか、学校を保護するような場合。2つ目が定期バスを運行する道路に面している場合。3つ目が関係農地が3ヘクタールのため池、これを保護するため。4つが人家5戸以上の保護、5つ目は農地5ヘクタール以上の保護。すみません、6項目ありました。6項目めとして、利用面積が500ヘクタール以上の林道の保護となっております。

その手続については、後ほど部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 伊豆市内の小中学校の件について、お答えをいたします。

建物面積が200平方以上及び2階建ての建物については、市内には62棟ありまして、耐震化率は90.3%となっております。それから耐震性能ランクについてですけれども、a、b及び補強済みの建物 b相当というのを含めると51棟というぐあいになっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 災害採択の手続でございますけれども、簡単に申し上げますと、災害が発生いたしまして、直ちに職員が災害の現場に向かいます。そして、至急、災害箇所の準備調査を行います。そして、その災害補助の対象箇所の選定を行いまして県のほうへ報告いたします。それから国・県のほうの災害査定の査定が入ります。

それから、建設課といたしまして対処しましたことは、崩土の除去等、応急的な対応につきましては今回の9月補正のほうへ予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 建物の耐震についての質問です。

学校関係で、先ほど目標は a、bだと。ただし、まだ のランク、あるいはここで見ますと天城中学校の体育館、これはランク 。これは21年度に補強するということですね。それから、中伊豆中学校の3階の小さいほうの建物、これもランク 。昭和39年に建てた3階建ての校舎です、これはランク 。これは平成21年に補強設定して、22年に補強するというようなこと。まだまだ、要するに のランクに満たないところが数カ所あると思います。こういうところを計画的に至急進めていただきたいなと思っております。

私がびっくりしたのは、幼稚園、保育園関係が未診断、あるいはまだ未実施のところ牧之郷。熊坂保育園につきましても、あるデータでは19年度に補強したけれども、ランクが であったと。9月1日のインターネットを開きますと、19年度に補強をこれからするんですね。今は未診断であるということで、データがちょっと一貫性がないところがございす。

土肥中学校の3階建ての大きいほうの建物、これは昭和55年に建てられた建物ですが、8月23日の時点での調査ではランク 。これは平成19年に補強済みということ。ところがわずかに数週間後の9月1日の日に調べますと、同じ建物がなぜか のaと、最高のランクになっているということです。

これ、確認しましたら、単なる転記上のミスだということでの説明ですけれども、本当にそうならばいいんですけれども、ここらは間違いなことでしょうか、伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 土肥中は補強済みでありますので、 b相当というランクで今処理をしてると。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） aとインターネット上はなっているんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 確認いたしますけれども、昨年度補強をしております。正確なランクについては、ちょっと今確認をいたします。

議長（飯田宣夫君） じゃ、総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今の土肥中の校舎の件でございますが、一応ランクの aということでございます。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 次に、市が所有する公共建築物の耐震性能及び耐震化の目標設定の件でございます。

現在、耐震性能が劣り危険性の大きいランク の建物及び耐震診断をしていない40の建物についても、平成27年度までに耐震化率100%にするという計画がなされております。これは、かなり費用的にもなかなかきつい事業だと思えますが、こちらについての具体的なタイムスケジュール等について具体的な計画はございますでしょうか、伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 現在すべての施設についての個別の計画はございませんが、耐震性の劣るランク のもの、これを重点に教育施設、あるいは広域避難所となるような人の集まる施設、こういうものを重点的に優先的に進めてまいるということでございます。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 計画的に着実に実行していただきたいなと思います。

次に、伊豆市には地震によって倒壊した場合において、その地域に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建物というものが、建物の件数にして84件、いずれも民間施設でございますが、ございます。これについても、27年度末を目指して耐震化率を上げていくという計画がございまして、民間の建物でございますし、いろいろ難しいことも絡んでくるのかと思えますが、これらを具体的にどうするのか等、考え方、計画等をご説明伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 民間の施設というのは非常に難しさというのがございますが、基本的には「TOUKAI-0」という制度の中で、そういう個人の民施設、若干の補助でございまして、そういうもので積極的に進めていただきたいということで、現状、非常に戸数も限られておりますけれども、実施するものは、これらの啓発活動を進める中で進めてまいりたいというふうには思っております。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 地震について最後の質問になりますね。

今のプロジェクト「TOUKAI-0」事業、これは耐震診断及び耐震改修の促進を図るための総合支援事業と伺っております。これらについて、国や県、あるいは市の補助をいただいで対策を練るということでございます。

その中で、住宅の移転、がけ地近接等危険住宅の移転事業、これは国が2分の1、県と市が4分の1ずつの補助。それからもう一つ、先ほど個人の家の規定に満たないところの擁壁等は難しいと言いましたが、伺っていますけれども、これは今の地震のほうからの対策で擁壁整備事業、これは住宅宅地基盤特定治水等整備事業ということで、地震対策のほうから耐震の支援をするという制度もございまして、こちらをかなり柔軟性を持った運用ができるのかなというようにも考えますが、これは例えば緊急避難路等の道路を含むというところのあた

り、うまい使い道があるかどうか、そこらの可能性があるかどうかを伺いたと思います。

議長（飯田宣夫君） 今のは、土砂災害防止のほうの2回目ということによろしいですか。

3番（稲葉紀男君） そうしてください、はい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、住宅の移転等については、正直、事例等もございませんので、個別個別にやはり相談に応じていきたいと思っておりますし、利用できる制度については十分利用していきたいというふうに考えております。

また、災害等の公共施設の保全対策、それから今言う緊急路の保全対策、これらについても助成制度等もございます。そういうものも大いに活用はしていきたいというふうには考えております。個別個別で考えていきたいというふうには思っております。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） 個別個別に温かい気持ちを持って対応していただきたいというふうに理解してよろしいでしょうか。

次に、項目の2の3回目になります。

伊豆市の防災計画総合についてでございますが、これはやはり防災計画は国の法律、県の条例等に基づいて伊豆市における防災計画を立てるということになっておりますが、伊豆市のこの防災計画、総合的な計画の例えば目標とか、あるいは性格とか、あるいは具体的な方法、法制度等について、伊豆市の計画がちょっと探したところ見当たらないんでございましたが、どこにあるのかをちょっと伺いたと思います。

平常時の対策、平常時の教育、広報、訓練、災害防止の対策、3番目に地域防災設備緊急整備計画、4番目には地域防災応急対策、これは注意情報が発令され、また警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、または発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策等々、それから5番目に災害応急対策、地震災害が発生した場合の対策、それから最後に復旧、復興対策等々についての条例だと思っておりますが、こういうものについてお伺いをいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 議員おっしゃるのは、全般的な防災計画という意味でよろしいでしょうか。

3番（稲葉紀男君） はい。

総務部長（平田秀人君） これについては、伊豆市の防災計画というので当然でございます。また、地震対策、これに対しての特別編といえますか、地震に対応する特別な計画ということもございます。

先ほどからの耐震化の促進計画というのは、個別な建物の目標数値というものを立てたも

のでございまして、大きくは、その防災計画、それが伊豆市の防災対策の柱となるというもので既に策定はされているということでございます。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） また後ほど、ゆっくりさせていただきます。

最後の質問ですけれども、今回の地震が発生した場合の緊急的といいますか、一時的な対応について、先ほど伊豆市の規定があると。そして、それにのっとって粛々と各職員が行動を起こしたという話を聞いて心強いものを感じたわけです。当然、職員は現場での対応等々があったと思いますが、そこで質問をいたします。

今回の緊急時において速やかに災害本部に参集した職員、これの職員数と、それからその参集率といいますか、それを伺います。これは、ちょっと試すようで申しわけないんですが、こういうことで職員の市の災害に対する意識の程度というものがうかがえるのかなと思いついて、質問をいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 今回突発型という形でございます、うちのほうでは、こうしたときに、ある程度徒歩で最寄りの支所に参集できるという体制を一つはとっております。本部、それから3支所、そこに2.5キロ以内の職員、これについては突発地震に対応して、最悪の場合、どこでも登庁して、そこで本部、あるいは支所を立ち上げるという形の体制をとっておるわけでございます。

今回何%の動員率かというのは、正直、掌握してございません。時間等によって変化もありますが、突発型で想定した9割方の職員は出ていただいたというふうに思っておりますし、その職員で本部、それから避難地への派遣職員の体制というものを整えるということでございます。通常は、それ以外の職員については、そのときの状況に応じて参集をして体制を整えるという形になっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 最後になります。

稲葉君。

3番（稲葉紀男君） 最後です。

伊豆市の防災計画の中でも、たしかに自分の身は自分で守りましょう、地域のことは地域で守りましょうというパターンは何とか地域でこたえましょうというのが大きな方針のようですけれども、一方では、地域住民では、地域だけでは、あるいは個人だけでは対応できないこと等々たくさんございます。そういうところでは、ぜひ今後も地域と一体化して、行政がより風通しのよい防災計画を推進することを願います。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分
再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

内 田 勝 行 君

議長（飯田宣夫君） 次に、8番、内田勝行議員。

〔8番 内田勝行君登壇〕

8番（内田勝行君） 8番、内田勝行です。

通告に従い、1件の質問をさせていただきます。

iリーグについて。

iリーグとは、一言で言うと伊豆市版の婚活です。つまり、結婚相手を探す活動のことです。市長は、6月5日の定例議会において人口減少危機宣言を出しました。その直後、人口減少に歯どめをかける対策としてiリーグを発足させました。この素早い対応に感服をいたしております。

7月には初イベントを開催。市長夫妻も参加され、iリーグへの熱い期待が感じられました。この活動が功を奏することを願っております。

質問いたします。

イベントに参加した感想はいかがですか。

今後実績を上げるために、どのように発展させていくのか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの内田議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、現状でございますが、市のホームページの上で募集を行っておりまして、8月27日現在、男性194人、女性118人、合計312の方が会員登録をさせていただいております。これまでの結婚相談が三十数名であったことを考えると、この二、三カ月で10倍ということで、やはりネットでの登録というのはやりやすいのかもしれませんが、また、これを運営する上で、市の職員とそれからサポーターと呼ばれるボランティアスタッフ10人ほどにお手伝いをいただいております。

既に2回イベントをやっておりまして、7月19日に萬城の滝で34人、それからつい先日、9月5日には40人余り、これは土肥海岸で実施をいたしました。

第1回目で、私も偵察に行きたいわけではなかったんですが、絵ということで見させていただけましたけれども、やはり同世代の人たちが市の担当職員であったり、あるいはボランティアの人たちであったり企画実行しているということで、そのイベント自体が非常に自然な形で行われている。私は途中、退席をして帰りましたけれども、後で結果報告を聞きましたところ、1回目も2回目も非常に満足度が高い、楽しかったと。先日の土肥のほうで参加してくれた女性の半分ぐらいが、実は前、1回目に中伊豆に行かれた方、つまり楽しかったということだったろうと思うんですね。ですから、余りこれは成果を急ぐことなく、同じようなやり方で会員が安定してふえていくというようなことをやっていただければというようなことで担当にも指示をしております。

実績を上げるためにということですが、あと数回やってみて効果があるようであれば、近隣の市町に同じような仕組みを提唱申し上げようと思っています。実は先ほどの312人の登録のうち伊豆市の市民の方は51人。やはり婚活という性格上、余り地元ではやりたくないのではないかとということで、三島でありますとか、お隣の伊豆の国市とか静岡とかからの登録が多いと。これは目的が同じですので、どこかの市の功績ということじゃないわけですから、こちらの方が伊東に行ったり、熱海の方がこちらにいらしたりというようなことをやっていけば、もう少しいろいろな事業ができるでしょうし、おのずと成果は上がっていくのではないかと期待をしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

内田議員。

8番（内田勝行君） ありがとうございます。

今、前向きな答弁で期待が高まりましたが、人と人を結ぶには、なかなか容易ではないわけで、今回のこのiリーグを結果いかんではなく、長期的に見ていただきたいとそういうふうをお願いします。

それから、ちょっと確認ですが、iリーグは総務課、それから結婚相談の対応には市民課でいいですか。後ほどお答えください。

それから、これで男女の出会いの場の創出、2つの婚活事業が始まったわけですが、この事業が互いの相乗効果を発揮して実績が上がるのを期待しておるわけです。

そこで質問をしますけれども、今、発表のありました312人のその内訳をちょっと知りたいんですが、私の手元にもありますが、伊豆市が54人、沼津42人とありますが、男女の内訳がわかれば、男性何人、女性何人というのを知りたいです。それが1つ。

それから、次の質問は、新聞に出ました。見た方もたくさんおると思いますが、結婚相談の会が結婚希望者登録制度をスタートしましたよと、こういう記事が出ました。私のところにも数人から問い合わせがありまして、これとiリーグとどのように違うのかという質問がありました。私も勉強不足で、この結婚希望者登録制度というのをよく理解していなかったものですから、後ほど返答するというふうなことで電話を切ったわけですが、市民に

はどうも非常にわかりにくいと。なぜ2つあるのか。

それと、これを読みますと、結婚希望者登録制度、これは市内に定住する意思のある20歳以上の独身男女、こういう条件を満たさないと登録はできませんよということなんですね。先般、私は市外の女性の方から頼まれて、この登録制度の書類をもらいに来ました。そうしたところが窓口で確認をされました。市内に住んでくれるんですねというふうな確認をされて、そのとおりですということで書類をいただいてきました。これは、今までこういうことはなかったわけですが、なぜ今こういうことを、結婚相談の会がスタンスを変えたといえますか、方針を変えたといえますか、その辺がわかれば。

これは市長もご承知のとおり、結婚相談員は委嘱してありますよね。市長の裁量にはいかならないと思います、今の質問に答えられる範囲で、もしわかれば教えていただきたい。以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 去年、たしか3回だったと思います。結婚相談員の皆さんと話をしてみいました。今までのふれあいパーティーと少しやり方を変えて、いろいろなやり方をやっていただけないだろうか。事前申し込みしなくても参加できるとか、いろいろな事業をやっていただけないだろうか、そんなことを意見交換しながらやってみて、この春先だったと思いますが、役割の違いということを私はようやく1年にして気がついたんですね。

結婚相談員の皆さんは、市民から相談をいただく、結婚のあっせんの相談をいただく。その方々に結婚していただくような環境をつくるお手伝いをするのが仕事であると。そうすると、圧倒的多数の千数百人の登録していない方々は、その範疇の外なんですね。このiリーグというのは、そこの性格が全くないわけです。市民である必要もないし、今、結婚相談に登録してある、ないにかかわらず、とにかくネットで、当然身元はちゃんと確認させていただきませけれども、基本的にはもうニックネームで呼び合うような、そういうような、もうちょっと非常にやわらかいものなんですね。

ですから、そこの役割が全然違うということに、ようやく1年がたって気がつきまして、それで結婚相談の皆さんは、その結婚相談の会に登録されている方、これ、基本的に市民の皆さん、あるいはこちらに住む意識のある方々に対して市民相談として引き続き事業をやっていただくということで、今、市民課にあるわけです。

こちらのほうは、それとは別に、もう少し活動がやわらかくて、すぐこの人たちに結婚して伊豆に住んでもらうということじゃなくて、ひょっとしたら伊豆の人たちとどこの人たち、あるいは極端に言えば、三島の人と熱海の人が出会って伊東に住むかもしれないということもあり得るわけですね。それくらいやわらかくしておいて、活動そのものをまず活性化しようというのがこの事業ですので、基本的にねらいが違う、役割が違うということで総務部と

市民環境部に置いておりますけれども、基本的に競合するものを並べているわけではございません。

したがって、その中でお互いに伊豆市民同士、あるいは片側が伊豆市民の方、あるいは伊豆に住みたいけれども、これから結婚に向かうにつれて何か相談があるということであれば、こちらにシフトしていただくこともあるかもしれません。そこは相互に連携をとりながらやっていきたいというように考えております。

先ほど申し上げましたとおり、全体の中で男性194人、女性118人なのですが、できましたら市ごとのそれ以上の内訳は差し控えさせていただければ。というのは、非常にこういったことを出すことを皆さんちゅうちょされるといえるか、できれば、これくらいの数字で抑えていただければありがたいんですが。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） ちょっと私、質問を落としました。こういう質問がありました。

この結婚希望者登録制度、これに登録しないとふれあいパーティーに参加できないのかどうかという質問があったんですが、先ほど言ったように私はお答えできなかったものですか、1つその辺を教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） その質問を伺いまして、私どものほうもPRの仕方を工夫しなければいけないのかと今思いました。先ほど申し上げましたように、別の事業ですので、それぞれ独立的にやっているんですが、もしそのような誤解が市民の皆さんに生じているとすれば、この2つの事業の違いについて何らかの形で徹底をしてまいりたいと思っています。iリーグとふれあいパーティーは別のもので、どちらかに参加してなければ他方に出られないとか、そういうことは全くございません。

議長（飯田宣夫君） 内田議員。

8番（内田勝行君） それでは、よくわかりましたので、最後に少し提案ということで話をさせていただきます。

ご承知の方も多いと思いますけれども、奈良県が主催しておりますなら出会いセンター、括弧してなら結婚応援団というのがあります。これは、テレビで頻りに最近紹介をされております。私も数年前それを見まして提案をしたことがあったわけですが、そのときはなしのついでで消えてしまったわけです。これを少し話させていただきます。

このなら出会いセンター、結婚応援団、これは平成17年4月に開設をされました。これは私が説明するより奈良県のホームページを開けば、そこに載っております。

昨日、私は状況を 状況というのは、今までどのくらいのカップルが結婚したかということを知りたくてなら出会いセンターに電話しました。そうしましたところ、事務局の高田さんという方に丁寧に状況を話していただきました。これまで結婚したカップルの数、平成

17年4月から開設して今日まで届け出のあったもの、これは申告ですね。申告、報告があったものが124件。一月平均3組だそうです。ところが調べてみますと、実際はこの倍ぐらいのカップルが結婚しているというふうなことを言っていました。今、プライバシーの問題等で追跡調査ができないと。ですから、正確な数字は把握していないというふうにもおっしゃってありました。すごい数の、年間30組ぐらいですかのペースで結婚をしております。

これはiリーグと大きく異なっているのは、その点を申し上げますと、iリーグは新聞でもご紹介していますように、登録をしまして、それでイベントを企画、それで参加していただくということなのですが、iリーグは行政は関与していません。一言で言うならば、個人や、あるいは行政ではなかなか人と人を結ぶことということには限界があるということですので、じゃ、だれが何をしているかといいますと、これは企業。結婚を応援する企業、あるいは県等、あるいはNPOですね。そういう人たちがイベントを企画して、そして実施をします。

じゃ、行政は何をするんだということになりますと、iリーグと同じように会員がいるわけですね。ですから、イベント情報を集約してイベントを会員に流す、あるいは登録の申し込みを受けると、そういう事業をするわけですね。ですから、イベントの内容が非常にユニークで豊富だと。だから参加者が予想数を毎回上回ってくれますというふうな話がありました。

月にイベントの数が20回から、多い月で25回というイベントの数をこなしておると。企業、店舗の参画している数が変動するそうですが、30社、あるいは20社というふうなことで、これをやることにおいて、企業、店舗も自分の利益に結びつくわけですね。だから、一石二鳥とは言いませんが、お互いにお店の営業にもなるといったことで、あるいはイベントがたくさんありますので、参加するほうも選ぶ楽しさ、そして参加する楽しさ、そういうものが相乗効果として、これだけの数の結婚成立を促している、そういうふうにしておるといふような話がありました。

私は、これを今しるとは言いませんが、市長が先ほど言いましたように、数回やった後でという話がありましたが、私もそう思います。iリーグはまだ立ち上がったばかりですので、これをすぐ動かすというのはいかなるものかと思っておりますので、今後の状況を見ながら、このなら出会いセンター方式、それも勉強をしていただいて、取り入れられるものは取り入れると、そういうふうにしたらいいのじゃないかと思っております。

また、iリーグは今、2回の出会いの場を提供したとおっしゃっていましたが、私の経験でいきますと、こういう結果が出るのは早いカップルで6カ月、遅いカップルでは2年間ぐらい時間を要するわけですね、ゴールインするまでに。その間にほとんどのカップルは消滅するわけですが、なかなか結果が出るまでに時間がかかると。ですから、気長にこれはやらないと、即効性がないので、その辺も十分加味していただいて、ぜひ軌道に乗るように頑張っていたいただきたいとお願いを含めまして、一言、市長の感想を聞いて終わります。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ならの出会いセンターというのは、これは県ですか。ぜひ成功例を勉強させていただきたいと思います。

ただ、伺っていて、私は非常にiリーグに似ているのではないかと実は思っていたんですね。確かに市がやって、市の広報の職員が担当ということになってはいますが、私も総務部長も彼らのイベントに全く口を挟むこともありませんし、予算もつけていなくて、すべて会費の中で運営をして、今サポーターが10人登録されているんですが、うちの2人とそのサポーター10人で、どんどん独自に独立的にやっていただいています。したがって、イベントの内容も、かなりこれからもっともっとユニークなものになっていこうと思っています。

今のところ2カ月に1回やりたいということですが、そのサポーターの10人の皆さん、やっぱり仕事をしながら手伝っていただいていますので、2カ月に1回というのもかなりハードだと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、これが効果がある程度確認できれば、周りの市町にも声をかけて、伊豆半島域内ぐらいで同じ事業を共有しながらやることになれば、事実上毎週とか2週間に1回と同じぐらいの頻度になるんだろうと、そのような域内連携ができればなというように考えております。

奈良県の成功例はぜひ勉強させていただきたいと思いますので、またアドバイスをいただければと思います。

議長（飯田宣夫君） これで内田勝行議員の質問を終了します。

ここで内田勝行議員より、急用のため早退したいとの届けが出ておりますので、これを許可します。

杉 山 羌 央 君

議長（飯田宣夫君） 次に、10番、杉山羌央議員。

〔10番 杉山羌央君登壇〕

10番（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

去る3月議会の折、私の一般質問において森林対策に関する問題を質問させていただきました。森林面積3万100ヘクタール、森林率83%に及ぶ我が市では森林の適正管理が急務かつ最重要課題の一つであるとの共通認識をいただきました。今後の森林整備の進め方として、間伐促進法等を利用して特定間伐等促進計画を策定して21年度より実行するとのことでした。美しい森づくり基盤事業として市も間伐を実施したいと考えている、また大量に出てくる間伐材の有効利用を図りたい、早急に検討をする旨、ご答弁をいただきました。

しかしながら、さあ、あしたからというような課題ではなく、多くの専門的な知識と体力、資金力と技術力が必要であります。特に技術力につきましては、昔は天城営林局の直営国家事業が地元で置かれ、関係従事者も多数就労され、その技術継承も高水準でなされてきたと

思われますが、国産材の割高感から林業の衰退は急降下となり、官民間わず山は荒廃していったのは周知のとおりであります。近隣の林業就労者はごく少数で、高齢化が一段と進んでおります。なおかつ労務災害の比率も高く、3K職業の一つでもあります。ですが、市内面積83%の森林維持管理は必須課題であり、全国的な問題であります。

天竜地区や木曾、長野地方の人たちだけの技術力では立ち行かない状況です。森林事業の早急なる構築とともに、林業従事者の育成、すなわち山のプロを育てる学校の設立であります。最近では、全国の若者も都会の生活とは別の生きがいを模索して、自然と触れ合う生活を求めている人たちが数多くいるとのこと。知識をつけ、技術の向上を図り、自然との共生を身につけることを目的にする施設は、伊豆市には最適の事業だと思われまゝ。新しい施設をつくる必要はありません。既存施設の有効利用により、附属設備の充実で十分ではないかと思われまゝ。実施訓練は広大な市有林を活用すれば一石二鳥であります。林業職業訓練所、または森林学校の創設は森林問題、人口問題の一助になると思われまゝ、市長の所見を伺います。

次に、児童の交通安全と通学路の点検について、教育長にお伺いいたします。

交通量の増加に伴い、児童生徒の交通安全が脅かされている箇所が市内には数多くあると思われまゝ。すべての学校のすべての危険を取り除くのは大変難しいことですが、学校ごとの点検と対策はどうなっているのでしょうか。詳細は結構ですが、把握されているのかどうか、点検されているのかどうか、ぜひ伺いをしたいと思います。

また、先日、大見小学校入り口の横断歩道の押しボタン信号横に車両が激突し、ガードレールを突き破り川に飛び込むという事故が発生しました。幸い夏休み中で児童の往来はなく大惨事を免れましたが、現場は信号待ちをして立っていますと、右からの車が真っすぐ歩道に向かってきて、目の前で曲がっていく状態です。

私もその場所に立ってみましたが、わかっていても恐怖を感じます。多分に構造上の問題があると思ひます。周辺道路も農道の利用で、通学時と通勤車両が重なって大変危険です。学校再編問題にも大きな要因となります。通学環境の整備も重大な課題であります。事故が発生する前に対策について早急な対応を望みたいと思ひますが、所見をお伺いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの杉山議員の質問に対して、答弁を求めます。

先に市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

3月にも一般質問で質問いただきましたけれども、そのときには間伐の推進についてご回答申し上げております。

伊豆市におきましては、特定間伐等促進計画というものを策定して、5年間で300ヘクタールという、かなり大きな目標を立ててやっておりますが、平成20年度はそのうち森の力再

生事業、流域育成林事業、しずおか林業再生事業などにより、間伐事業の実績は、昨年、平成20年度、79.8ヘクタールとなっております。また、利用間伐を年間5ヘクタールの目標としていますが、昨年度は大平柿木の県営林1.8ヘクタールを実施しております、いずれもやはり目標をなかなか達成するのは難しいような状況でございます。

他方、このような実績、あるいは計画の目標達成のプロセスとは別に、伊豆市というのは83%が森林で覆われているわけでございますので、これをいかに活用していくか、収益事業にしていくかというのは、やはり将来にとって非常に大事なことだろうと思っています。

そこで養成所をつくってはいかがというご質問でございますけれども、建物が必要かどうかはともかくとしても、若い人を養成していくシステムというのは絶対に必要だろうと考えています。

残念ながら、昨年、森林組合の工場のほうがなくなってしまいましたけれども、これはデメリットもあるんですが、いいほうに考えれば、森林組合の皆さんと、それから製材業の皆さんですみ分け、それぞれの役割分担をはっきりできるということで、その若い人たちをどちらにどういうふうにしていくのかと。山の管理、山の手入れ、それから木を出すまでの仕事なのか、そこから製材にしていくのか、あるいは建築業の一部の方がされているように、そこから先の大工さんの仕事の訓練をしていくのか、それぞれの若い人たちの希望に応じて、どこの分野でどのような技術をつけていただくかということを考えますと、1つの学校というよりも、教えていく、お互いに協力をしながら後継者を指導していくシステムというのは、なるべく早く考えていきたいなと考えています。

その大前提が、1つは非常に体力的にきつい仕事でございますので、いかに機械化を進められるかということ、これは切り出しのための林道も含めて。それからもう一つは収益を上げられるかどうか。したがって、行政としては、林業を営んでいる皆さんに対して機械化を推進する、その支援策をしっかりとつくって若い人たちが入りやすい環境をつくる。もう一つは、これは県や国の事業と相まって、少しでも収益力を高められるようなビジネスとしての環境整備に協力をさせていただくことだろうと思います。

いつも先進事例の勉強で恐縮なんですけど、これも林野庁から京都の日吉町というところが非常にいい先進事例があるということで、ぜひこれも近いうちに、その勉強をしてまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 児童の交通安全と通学路の点検について、お答えをいたします。

子供たちが通学路として利用しています道路、歩道等、道路設置者のもと管理されているところであり、利用目的上支障のある場合は道路設置者、もしくは管理者が補修、改良を行っているというぐあいに承知しております。

市内の各小学校においては、例年、「交通安全を語る会」というものを開催しております。

その会は、PTA、警察、教育委員会、市の交通安全担当者等が出席しており、この中で議員ご質問の児童の交通安全、あるいは通学路についてのご意見等を伺っております。この席で提言された案件について、その場で対応できるものは、その席上において、他のものは関係機関等の対応をお願いしているところであります。

また、学校においては、年度始めの下校指導、あるいは家庭訪問の際に通学路について点検確認し、問題があれば教育委員会等へ連絡をいただいているところであります。

いずれにしろ、交通安全には十分気をつけて留意していきたいと思っております。

大見小学校入り口の件でありますけれども、議員からご指摘がありましたし、我々も現場へ行ってみました。県道がカーブしているところで、元消防車両の出入り口があったため大きく入り口を広げている状態です。多少不便になるかもしれませんが、小学校で差し支えない場合、歩道とガードレールを設置して、出入り口としては絞り込むこと等、改善案を検討して、建設部等を通して県のほうに要望してまいりたいというぐあいに考えているところです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

杉山議員。

10番（杉山羌央君） 最初の森林関係でございますけれども、市長のほうから一貫したビジネスで難しい問題、るるあるというふうな答弁でございました。私も全くそのとおりだというふうに思います。

伐採、搬出、それからそれを搬送、それで処理。それで最後には、それがビジネスとなるというところまでが一貫してできなかったために、逆に言いますと森林事業というものが衰退したというふうな考えられるわけですけれども、ぜひ、喫緊の問題でありますので、技術者の養成とともに、いろいろ職人さんの養成という意味では、建築関係の方は結構、伊豆市にはおいでになるわけですけれども、何せ森林の従事者というのが少なくなっております。

天城営林局 今営林署といいますか、管理署ですか、そちらのほうへ来る方も、冬になると長野のほうからわざわざ出張して大々的にやっているのが現状でございます。地元の人たちは、どうしても技術力、機械力も含めて弱小のためにやれないというのが現状のようでございますので、ぜひビジネスまでになるシステムというのは、なかなか容易ではないと思っておりますけれども、ぜひ一刻も早く進めていただいて、伊豆市の83%の面積が商売になればいいというところまでいきますかどうかわかりませんが、ぜひご尽力のほうをいただきたいと思います。

次に、交通安全でございますけれども、先ほども申しましたように、なかなか小学校、中学校合わせますと数が多いものですから大変な作業になるとは思っておりますけれども、くどいようですけれども、あの現場を見ますと、あの事故の直後にたまたま私は通ったものですから、余りの事故のすごさといいますか、ガードレールを突き破って下の川へ落ちちゃったという

んですから、あそこに子供がいたらどうなんだろうというふうな震えが来ました。

そんなこともございますので、ぜひそのことも含めまして、今、教育長のほうから前向きに検討をするというふうにいただきましたので、これで私の質問は終わりにさせていただきますが、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これですべて杉山美央議員の質問を終了します。

木 村 建 一 君

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 20番、木村建一でございます。

まず最初に、学童保育の利用料の軽減の問題について教育長にお尋ねします。

まず、第1は、学校の長期休み、夏休み、春休み等々あるんですが、この長期休みに学童保育を利用したいときに、現状の利用料は月単位ですから、例えば夏休みの7月に数日間利用しても7,000円の利用料を払うことになります。親の負担を減らして、安心して子供が過ごせるように日割り計算での利用料に変更する考えはあるでしょうか、お尋ねします。

2つ目です。2人以上の学童保育利用をしたい家庭もいらっしゃるんですけども、2人目からの軽減をしませんか。

3点目、母子、父子家庭の利用料の軽減をしませんか、お答え願いたいと思います。

2つ目の大きな質問です。

市長にお尋ねします。

上水道料金ということが今回も提案されておりますけれども、統一というものの大幅値上げだと私は考えております。その見直しについてお尋ねします。

1つ目です。市長は地区懇談会で、市民に示した上水道料金案は市民が理解をしていないんだということで、6月議会の全協だったでしょうかね、そういうふうなお話をしました。したがって、6月議会での水道料金改定を見送りました。それ以降、市民への説明会は行われておりません。まずは有言実行、市民への説明と理解を求めるための具体的行動をすべきではないでしょうか。

2つ目です。21年度の予算の建設改良費と、そのわずか数カ月後に計算した同年度の水道財政計画の建設改良費がなぜ違うのでしょうか。前議会での答弁では、会計処理の性格の違いと、これだけでは市民はわかりません。建設改良費の違いの説明及び理由にならないので、市民にわかるように説明を求めます。

3点目です。今後の建設改良費、当時は17億5,600万円ということでした。これを5カ年間で終わらせなければならないということを書いていましたが、その理由を求めます。

いろいろ6月議会の議事録を読みますと、どうも何か全部よせというふうな雰囲気にとったんですが、そうではなくて17億のすべてを先送りしなさいよという質問ではありません。

ん。5年でこの17億何がしか、すべて行わないと水道水の安定供給はどの地域で問題になるのかということになるわけですね。その辺の具体的な説明を求めます。

4つ目に、料金改定案を見ますと、いろいろと軽減対策案というのはありますけれども、どっちに転んでも2人世帯などの高齢者など生活弱者に、その値上げのしわ寄せが及ぶことになっておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

最後の質問、教育長にお尋ねします。学校数の減少、今、再編成が行われていますけれども、学校数の減少先にありではなくて、通学手段などさまざまな分野から広い視点から子供にとって、よりよい学校はどうあるべきかということをご検討願いたいと思います。

具体的な質問をいたします　ごめんなさい、市長にもお尋ねしたいです。

1つ目は、市長は前議会で子供に犠牲を強いてはならない、だから学校再編成だという答弁をなされておりますけれども、子供への犠牲が、私は人格形成でどのように起きているのかということをご検討願いたいので、お答え願いたいと思います。

2つ目、どの地域でも通学手段が大きな課題になっておりますが、通学手段は学校の位置と同じように、子供の教育にとって私は大きな比重を占めていると考えております。再編成をゴールとして進むのではなくて、それらを含めて、通学手段等々も含めて幅広い視点から保護者、市民の間での議論をすべきではないでしょうか。

3つ目です。さんざん、これは教育って何ということごで教育長といろいろな論議をしてきましたが、教育の原点は子供の間での競争などで刺激し合って切磋琢磨することというふうな、根本的なところでこういうふうにご考えているのかどうかお尋ねします。

4つ目、最後の質問です。再編計画によって小学校の数が減ります、学級数が減ります。それによって地方交付税への影響が当然出ますけれども、今どのくらい、その影響額は出るとお思いでしょうか。わかりやすい答弁をお願いいたします。

議長（飯田宣夫君）　ただいまの木村議員の質問に対して、答弁を求めます。

先に市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君）　お答え申し上げます。

学童保育については、後ほど教育長さんからあると思いますが、水道につきまして、まず6月議会以降の行動について、本年2月から3月にかけて地区懇談会を開催してまいりました。その中で水道料金の統一の必要性及び審議会から答申をいただいた料金案を提示させていただくとともに、伊豆市の水道料金のあり方、考え方、方向性などの基本方針は示させていただきました。この料金案を6月議会に上程する予定でありましたけれども、まだ検討の余地があるということで再検討に入ったわけでございます。

ただ、その時点で論点整理、そしてその中で、どれが検討をすべき課題として残っているのかということは既に明らかでございましたので、そこから先は行政の責任として、段階的措置の実施の要領であるとか、あるいは口径に必ず基本料金のあり方がありますとか、そ

のようなことを行政のほうの責任として再検討し、今回の案としてまとめさせていただいたわけでございます。

それから、21年度予算と料金算定の21年度の建設改良費の数値が、前回は21年度途中から水道料金の統一を考えておりましたので違った数字になっておりましたけれども、今回はその数字は合っております。

算定期間中の建設改良工事を5年間でやらなければならないということでございますが、これは、もうこれまでも再三建設部長からありますとおり、まず5年間の必要な事業を洗い出し、その事業を水道料金として負担していただくというような考え方になっているわけでございます。

その中で、後ほどまたご議論の中であろうかと思いますが、例えば水道管として鉄管を利用していたために経年劣化が激しく、特に修善寺の瓜生野、横瀬、天城湯ヶ島の田沢地区内で赤水が非常に発生しやすく、地元の皆さんから再三苦情、要望をいただいております。また、天城湯ヶ島茅野地区内の石綿管など、水道事業創立当初に布設した管などが老朽化しているため漏水が危惧されている。実際にはご案内のとおり有収水量63%程度ですので、相当な漏水が起こっているだろうと推測しているわけでございます。また、修善寺古川地区内の既設管が河川の中を横断して危険のあるところ、それから同じく修善寺の牧之郷地区内の電車の軌道わきを走っているもの、土肥地区内の耐震性のない配水池など多々ございます。このようなものを優先順位をつけて、当初5年間でやるべきであろうという事業も少し先延ばししたのもございますけれども、いずれにせよ、なるべく早く手をつける、維持補修すべき事業だろうと考えているところでございます。

それから、生活弱者に値上げのしわ寄せが及ぶのではないかということに関しましては、水道というのは市民の皆さん、どなたにも必要なもので、負担が高くなる、高い負担をお願いする、これはほかのバス代とか電気料と同じで、どのレベルにすべきかというのはいろいろな議論があろうかと思いますが、確かに高齢者の皆さん、負担は地域によって高くなるかと思えます。ただ、生活弱者というのは、私はどういうとらえ方をすべきかと思うんですが、生活について非常に生活費負担が高いところということで考えれば、きょう別件で申し上げました、例えば高校生2人を抱えている若いお父さん、お母さんの世帯、あるいは大学生とさらに弟さん、妹さんがいるような世帯というのも事実上の固定経費が非常に高くて、そういった意味では、公共料金というのはどの世帯にとっても低くあるべきだろうということは当然考えられます。

ただ、公共料金の水準そのものを全体を下げてしまうと、他方、今度は支払い能力のある方、あるいは裕福なご家庭にとっても、そこは負担が軽減されるわけであって、伊豆市の財政力において全市民に対して公共料金を低く抑えられることは政策としていかがなものかと。それは前回も申し上げましたとおり、公共料金は公共料金、福祉は福祉で一応整理整頓して議論すべきではないだろうかと考えているわけでございます。

それから、学校については、最後、私のほうから一つだけ申し上げたいんですが、教育振興審議会のほうで2月に答申をいただいております。これを成功させましたのは、今12ある小学校をどういうふうに通廃合するんだという議論をすると、もうあつちは残せ、こっちだという議論に必ずなる。そして、いいのか、悪いのかという議論になる。そこで、まず客観的に市民の皆さんの代表、教育振興審議会の中でどのような学校がまずある得るべきなのか。そして、その次にどこがいいのかという二段階で議論をしていただいて、その前段階のほうの適正規模、もちろん教育の内容というのは規模だけではないのは重々承知しているんですが、内容はやはりプロの先生方がまず第一義的に考えていただいて、それを我々が支援するという立場ですので、規模にはどのような規模が最適であるのかというご議論をいただいたわけです。その中で小学校については12ないし18学級、つまり1学年2ないし3学級が一番望ましいという結論を答申をいただいているわけです。

それが伊豆市でできないかといえば、頑張ればできるわけです。頑張れば2クラス、3クラスの学校ができる。そして、土肥だけは船原峠を超えない限りは2学級はできないわけですが、それでも7人、10人のクラスと30人の1クラスでは違うだろうというような議論をいただいた上で、このようなことを教育委員会のほうで3月25日に計画をつくっていただきました。

その間に、先ほどの水道と同じように市民の皆さんからご議論いただいて、ご意見をいただいた上で教育委員会は計画をつくりましたので、実は当初の教育振興審議会の案と教育委員会の案と、その間に子どもが申しあげました内容というのは違って、最終的に3月25日に教育委員会が整理をしたと。そのやり方というのは、私は伊豆市の意見集約の仕方として、非常にいいやり方だったんじゃないかというように考えている次第でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 学童保育のことについて、お答えをいたします。

本事業の趣旨は、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校低学年児童の健全育成を目的とする事業であります。この中で事業の保護者は、この事業にかかわる人件費の一部、原材料等の児童にかかわる実費の額を負担するとしておるところであります。

議員ご質問の日割り計算のこと、2人目からの軽減のこと、母子家庭、父子家庭の軽減の問題について、現在の経済不況の状況等も踏まえ、どの点にどのような軽減をいていくか前向きに考えてまいりたいというぐあいに考えております。

通学手段にかかわる問題でありますけれども、保護者、地域との話し合いも何回か行いました。また保護者、地域の方への広報に今後も努めてまいるとともに、学校再編準備委員会等の中で地域の方々のご意見を十分聞きながら、よりよい通学方法が設定できるようにしたいと考えているところであります。

教育の原点の問題ではありますが、なかなか大きな話で難しいわけですが、基本的なことは

我々が常に考えているのは、確かな学力、豊かな心、健やかな体、俗に言う知・徳・体のバランスの問題であり、これらを総称して生きる力をはぐくんでいくということがますます大事になっているというぐあいに考えております。また、基礎的な知識、技能、思考力、判断力、表現力等、学習意欲を重視しながら調和的にはぐくむことが必要であるというぐあいに考えております。

学校は、とかく学力重視だけを強調されがちでありますけれども、豊かな心をはぐくむという特別活動という分野の領域も大切にしていけることが非常に重要になっていると考えています。望ましい集団活動や体験的な活動を通して豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い社会性の育成を図ります。特に、よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度、あるいは自治的能力の育成等を重視しているところであります。

伊豆市の子供たちにとって、教科指導だけでなく、この特別活動の領域である児童会活動、クラブ活動、学校行事等への活動を通して、集団等のかかわり、自治的能力の育成、集団への所属感、あるいは連帯意識を深めることをはぐくむことを重要視しているところであります。これらの活動をするには、ある一定程度の人数の集団が必要であると考えたところでもあります。また、地域での遊びの減少もあり、社会性などの育成の場が学校しかなくなってきたという状況も考えると、1学年2クラス等を考えたわけでもあります。

次に、地方交付税の問題であります。市の財政担当室にて見込み額を算定いたしましたので、お答えをいたします。

21年度の基準単位費用が今後も変わらないという前提で、学級数及び補正係数の変化による影響のみを算出した結果であります。平成22年度から実施する小学校再編成において、21年現在、学校数12、学級数79がありますが、毎年、段階的に再編成を進めていったとして、学校数4、学級数49というぐあいに考えますと、普通交付税の影響額は約2,746万円の減少になると見込んでいたとの算定をいただいたところであります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

20番（木村建一君） 市長に先に答弁させてください、聞いているんだから。犠牲を強いているというお話はどうですかということにお答えいただけますか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私が、この今の現状で子供に犠牲を強いているということではなくて、子供を犠牲にしてはならないという言い方を再三してまいりましたけれども、ことしの成人者の数、つまり20年前の出生数は伊豆、伊豆の国市ともに450人だったわけですね。平成20年度は少しふえましたけれども、それまで続けて170人台。伊豆の国市は400人ぐらいの出生数でございますので、この20年の間に子供は、伊豆市の旧4町の子供は半分になっているわけです。それは先般も申し上げましたけれども、私も含めて、我々大人、私も母が9人兄弟、私は4人兄弟、自分の子供は2人で、1人はいないわけですから、伊豆市にいないわけです。

から、私も含めて私たちの世代が今の子供たちをこの人数にしてきて、今の子供たちに自分たちの友達が少ない責任はないわけです。

そして、そのような子供たちの数の中で教育振興審議会から答申をいただいたように、本当は18、つまり3学級という学校をつくりたい。ただ、伊豆市の場合には地域が子供をはぐくむという伝統、この伝統は残したい、地域特性を生かしたいということで、それに伊豆市の地域特性を加えて2学級でも、我々の伊豆市の目標としては2学級でいいたろうということで教育振興審議会に答申をいただいたわけです。

それは、私が先ほど申し上げましたように、統合ではなくて再編成、つまり伊豆市に今小学校をつくるとしたら、どういう学校がいいですかということで、では今の12で、6人、7人の学校を残すというメリットを通学距離以外で比較した場合に、今の12を残すほうのメリットがどこかにありますかということも、もうこの半年来伺っているわけです。私の問題認識はそこにあるわけですね。

そこで議員ご指摘の、では、どういう人格形成の問題が起こっているんだというご質問だと思いますが、私は教壇に立ったことがございませんので、すべて耳に聞いている、先生から聞いている、学校で聞いているだけで、幾つかの具体例はございますけれども、それはここで申し上げると個人の学校と子供さんが特定できますので、この場では控えさせていただきますけれども、現場の先生方から、小規模であるほうが教育の環境として望ましい、あるいは単学級のほうが望ましいということは全く聞いておりません。どの先生に伺っても、本当は二十五、六人の3学級が一番いいけれども、伊豆がそれが無理であれば、やっぱりクラス替えは何としてもできるような学校にしてほしいというのが現場の先生方からのご意見でございました。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 学童保育の3つの利用料の件についてお尋ねしましたが、前向きにということでしたから、その前向きについて、もう少しお尋ねします。前向きに答弁お願いします。

御存じのように、学童保育というのは共働き、ひとり親の小学生の放課後の生活を経済的に保障するということと、もう一つは、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという、こういう役割を持っているんですね。教育長が言われるように、今本当に経済的な生活が大変な中で、それでも一生懸命、皆さん子育てなさっていると。そうすると、私はやっぱり、市長もいろいろな子育て支援だということをお話をなさっておりますけれども、ある一部だけ統一することもあるんですけれどもね。やはり若者が住みたくなるよと。と同時に、さらに他の自治体から見たときに、ああ、伊豆市に行きたいねという中の私は一つだなどと思っているんですね、この問題は。

それで、実質的に、1つ目、ちょっともう少し具体的にお尋ねしたいのは、先ほど言った

ように、夏休み1日でも2日でも、7月入ると7,000円なんですよね。そうだったんですね、今。これは、やっぱりどうだって考えられない。現実に夏休みは、はっきり言って朝から夕方までになっちゃうもので、このときには教育長御存じのように、学童保育へ預けたいという親御さんがふえてくるんですよ、当然のこととして。でも、現実にこういう7,000円負担なんですかなっちゃうから、控えちゃうという意見がやっぱりあるんですね。

じゃ、これを7,000円じゃなくて日割りにしたら何か財政的な不都合があるかと、大したことないですね。ただ、子供がふえるもので、施設関係がちょっと心配になるぐらいで、親の負担というのは何も関係ないんだから、それはすぐやるべきじゃないのかな。前向きというよりも、ぜひ答弁願いたい。こういうのは、やっぱりもうすぐに直しますというぐらいやっていただきたい。

それから、2人もそうなんです。2人からとなると、やっぱり今の経済状況なんて、1人は預けるんだけど、2人目になると、たかだか7,000円というかもしれないんだけども本当に深刻なんです。ぜひ、この点もどういうふうに考えて。

それから、母子家庭、父子家庭。伊豆の国市は、もう既にやられています。お尋ねしましたが、約1割強の方がこの減免制度をやっているんですね。母子家庭、父子家庭、前年度の、この場合ですよ。伊豆の国市では、市町村民税が、いわゆる市民税が非課税世帯のこと。どういうことかという、調べると多分、年収ですよ。所得じゃないです。年収200万円ぐらいなんです。この方は非課税世帯になるんですよ。そうすると、それに対して年収200万円、今、日本国じゅう200万円の派遣社員問題と大騒動していたんだけど、それにほぼ匹敵するぐらいのひとり親家庭なんです。だから、それは支援をして、安心して、きっちり保育料というか学童保育料も心配なくてやれるようにしましょうねという姿勢をぜひね。検討しますということをするけれども、どういうふうに検討されるのか、ちょっとお尋ねします。お願いします。

議長（飯田宣夫君） それでは、市長。

市長（菊地 豊君） 学童保育については、現在、教育委員会のほうが所管になっているんですが、私のほうから基本的な考え方について申し上げたいと思います。

議員がご指摘のとおりは、私は個人的には、その方向であるべきだろうと思っているんです。なぜかと申しますと、いろいろな場合で申し上げてきましたけれども、これからは地域全体、大人全体で子供を育てていくようにすべきではないだろうか。ただ、実際にいろいろなところでご意見を伺うと、まだまだ伊豆市の中に、やはり親が責任を持つべきだ、あるいは親の都合で保育させているというようなご意見、ご議論はやっぱりあります。

そこをまだ意見集約をしておりますので、実は私も個人的には夏休み1日預けたら1日の料金で検討すべきではないかと思っているんですが、今はまだ、そのようにいろいろな方から、それを使われている方、あるいはそこを担当している方、あるいはそれにかかわっている方の意見を実は集約していないものですから、今、担当の部、部長、あるいは教育長に

答弁を求めても具体的な方向はまだ出てまいりませんので、私が全体の考え方について申し上げて。私はなるべく、私が市長をやっている間は社会が子供を育てるように持っていきたい。ただ、伊豆市では、まだその意見集約が終わっていない。それまでの時間をちょうだいしたいと、こういうことでございます。

議長（飯田宣夫君） 事務局長。

教育委員会事務局長（間野孝一君） 今、木村議員からお話ございましたように、伊豆の国市では、母子、父子家庭での非課税世帯については免除という状況であるということは、そのとおりであります。私どものほうも、余り隣接の市町の情勢を見ながらというのも、いいときと悪いときがあって、議員さんのほうも否定的な場合が多いものですから、今回その調査をさせてもらった内容については具体的に説明は差し控えたわけでございますけれども、現実的にはお話をさせていただきますと、4市1町について、この3点の取り扱いについての一応どんな状況かは調べさせてはもらってございます。その中で、この3点の場合の状況がどうなのかということになりますと、4市1町とも一長一短で、全部がこの3点を網羅して、減免なり、日割り計算をしているというところは1市も1町もありませんでございました。

その中で私どものほうも、教育長が先ほどお答えいたしましたように、どの点と申しますか、1点目、2点目、3点目の項目で、どの項目について、どんな方法を考えていくのがよいのかということを前向きに検討していきたいという、まだその段階でございますので、もう少し具体的にというお話ございましたけれども、近隣の調査をした上で、また財政的なもの、それから例えば1つには日割りの中でも、夏休み中、長期の休みのときには朝から夕方まで子供さんを預かるわけでございますけれども、それでおやつ代が入って7,000円というようにいただいておりますけれども、普通の長期休みじゃないときには、3時ごろから夕方6時ごろまで7,000円ということもあまして、その辺のお金のこと今度は考えなければいけないのかなという気が 一方の減らすほうばかりじゃなくて、今度はいただくほうの金額は、それじゃ、どうなのかということがありますものですから、その辺も含めながら前向きに検討させていただきたいというご説明をさせていただきました。お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

前向きということで、前向きに受けとめます。

ただ、今、論議になった、市長が言われた親が面倒を見ないというのが、よくあるんですね、世の中に。でも、今回のこの件について言うならば、そうではなく、男女共同参画といって女性も働きましようという世の中で、それは昔々のことですよ。親がちゃんと家庭見て、帰ったらお母さんがお帰りなさいという社会をつくりましようねと。ましてや、今回の学童保育の実際に預けている方に対してどうしましようかという提案なんだから、じゃ、これ、

親が面倒を見るべきだという根本的な考え方をずっと、もし市が持って、そういう人がいるから、ちょっとこの辺については検討させてくれというのであるならば、学童保育そのものの存在意義そのものが問われなくちゃならないということじゃないですか。そうではないと。

今の世の中、特に日本社会は男女共同参画がすごくおこなわれていますからね。実質的にOECDから指摘されながら、いろいろなことをやっているんだから、そういう立場で親が面倒を見るべきだということを出発点にするんじゃないかと、どうしたら本当に両親ともども片親が働いている家庭に対して支援をしていくのかという、そういう立場で、ぜひともこの辺は教育委員会のほうで、前向きにと言いましたから12月議会をまた楽しみにしていますので、どの辺が充実されるのかを。お願いしたいと思います。

次に、水道料金についてお尋ねしますけれども、私は市長が新聞報道等、たしか全協でも話したと思うんですけどもね、6月で。市民の皆さんに十分に説明と理解がなっていないから、だから先延ばししたんだよと。これは名前言っていいのかな、いいでしょうね、公的だから。伊豆日々新聞に、議会上程まで3カ月あるので、いろいろ機会を利用して市民に説明し、理解を求めていくと、こういうことを言っているんじゃないですか。だから、私はその間、どうするのかなというふうに思っていたら全然やらないと。

やっぱり最終的に決めるのは、確かに我々、市民の負託を受けた議員が最終的に物事を決めていくんですけども、根本というのは、やっぱり主権というのは住民にある、国民にあると。そのところの立場がきちんとなって直接的に意見を聞く場というのは、今までで市長だってやってこられたわけですから、今回だって内部的に検討の余地があるからやるということじゃなくて、まだまだ市民の皆さんはわからないところたくさんあるじゃないですか。

ましてや、今回の件について言うと、ほかのところでは、例えば、ちょっと若干振り返ってみると、国民健康保険税の財政状況こうですよということを全部広報でお知らせしたり、それからごみ有料化問題については、相当いろいろな周知徹底はね、中身はおいておいてですよ、いい、悪いはおいておいて、住民の皆さんに広報を通じて周知徹底しているじゃないですか。今度のこの水道料金の改定問題について、ないですよ、全く。それこそ一回こんな紙っぺらもらって住民の皆さんに値上げを説明しただけ。なぜ、この数字なのかわからないとって、後から議会側に報告されたということだから、その辺はやっぱり僕はまずいと思うんです。今回の提案自体だって、根本的な問題。

それから、この間もずっと新たに提案された、水道料金の値上げ案なんですよ。それについて住民の皆さんにずっと聞きましたよ。たくさんの不満がもうはびこっています。何でこの料金なのかわからないと。全体として引き上がるわけですよ。

それで、あす多分、出てくるでしょうから、私も、これ、賛同するからやりましたけれども、住民の皆さんから、直接市長あてじゃないですね。決めるのは我々議会だから、議長あてに多分あしたなのかな、市民がやっぱり市民の皆さんの我々の意見を聞いてくれということで陳情書が出ているんですよ。多分1,000以上になるのかなと、ちょっとわかりませんけ

れども、私は集約しているわけじゃないから。その辺もちゃんと執行部として、長として、その辺はとらえておいてください。

それで、具体的にお尋ねしますが、地方公営企業法に基づいて料金を見直しているということで前議会で建設部長は答えました。もう一度確認のために、地方公営企業法の基本原則についてお話ししながら具体的な質問に入りますけれども、どういうふうに書いているか。

「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに」ここからです、重要なのは、これも大事なんだけど、「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と、こういっているんですね。じゃ、その立場に立って具体的に2つのことを質問しますね。

負担の公平性ということを重視して今回の料金体系を採用しましたということですよ。いわゆる負担の公平、何が公平なのかということについて2つお尋ねします。

2人世帯の高齢者、だれが生活弱者なのかという、見方が違うとか市長は述べられていましたけれども、まさに今、2人世帯がどんどん、この伊豆市の中に多くなって、高齢者ですよ。年金生活者が多くなっているんですね、現実には。その方たちが20立方メートル、30立方メートルあたりを使っているんですよ。その方々が今度は上がるわけね、現実にはね。その点はどうかかなと、もう一度お尋ねします。

ごめんなさい、3つになっちゃうけれども。

それから、水道水というのは命ですよ。生活にかかわるんですよ。これを断ち切れちゃうと、昔のように川から水をくんで来て、自分でやるのはできないですよ、もう生活様式変わっているから。そうすると、一般の商品では、通常は大量生産、大量供給をしてどんどん物づくりをやっていけば、単位当たりの生産コストが下がるから値下げになっちゃうんですよ。そうですね、一般的には、使用すれば使用するほど料金が割安になるという仕組みはとっているんですよ、一般的にはほかの商品は。ただし、水道は何で違うのか。考え方の問題です。やるかどうかは、またお尋ねしますが、水道事業でこうじゃないよと、2つの理由で、こういうたくさん使えば使うほど、物の値段を下げるということはしません。全国的にそうですね、大体が。

1つ目は、水の浪費を抑制して合理的な水使用の促進を図るために、ほかの自治体を見ると使えば使うほど高くしているんですよ、立米当たりの単価を。それを採用しろと言っているんじゃないんですよ。考え方の問題ですよ、水道料金どうあるべきか。多く使う人がなるべく節約するようにしましょうという呼びかけですよ。少ししか使わない人は、浪費しないようにと、それ以上使えないんだから、浪費って余りその点は問題にならない。

2つ目、大事なことは、水道料金というのは個々のサービスの供給に基づく原価をもとに決定されるべきなんだけれども、一般の利用者と比べてここからですよ。大量の水を消費する人は、その水の需要にこたえるために施設整備により多額の費用が必要とされるんですよ、大口の人たちは、たくさん使う事業所とか何か。だから、その方々に対して適切な負

担を求めるといのは一般的なんですよ。そうではないですかね。

ただ、今回の提案を見ると、もうゼロから始まって、ずっと最後まで同じですよ。それで逆にいって、しわ寄せが一番ちょっとしか使わない人に行っている。本来、その方々だけ、小口しか使わない人ばかりの人口だったら大きな施設をつくる必要ないですよ。その辺どういうふうに考えますか。

それから、3つ目です。建設改良費をどのように負担すれば公平になるのかという問題ですよ。

ここが大きな今度は分かれ目、考え方、今回提案される条例になるけれども。こういうことですよ、前言っていたのは。人口も衰退している、産業も衰退しているから、今のうちに将来5年間かけて、今回提案された14億何がし、15億ですよ。約15億の建設改良を整備したいんだと。じゃ、その金、だれが出すのということなんですよ。だれが保障するの。今、市が提案している中身を見ますと、この約14億のうちの約3割ですよ。3億円は起債ですよ、借金ですよ。あとの残り約11億円は現金でいただきますよという方式ですよ、5年間で。だから、料金はぐんと上がるんですよ。でも、水道施設というのは、じゃ、5年間で終わりますか。20年、30年先使えるじゃないですか、設備を使えば。だから、本当に負担の公平というんならば、20年、30年先の方々も、それを利用する人も応分の負担をしてもらいましょうねと。水道料金の基本的な維持費プラスその設備投資費の借金分、起債分を少し上乗せてして長期にわたってお金をいただくというのは、これは水道料金体系なんですよ。それが全く違うんですね、考え方が。

だから、今ある人にお金をいただきますよというのじゃないですか、そういう提案でしょう、今回だって。違うんだったら、首を振っているから、あとで説明してください。

それから、これを十何億、早く整備しないと、どんなことを前、言っていたかという、5年間必要な整備をしないと修繕費用がかかると言いましたね、部長はね。こう言ったんですよ。で、調べました、修繕費用はどうなっているのか。平成18年、19年、20年、約4,000万から5,000万くらいですよ。ちょっと、その年によって当然修繕費違うんだけれども、17年度から大体同じくらいですよ、4,000万から5,000万、行ったり来たりしているんですよ。

今度の将来計画を見ますと、約15億円で今回整備をしても、この後5年後、6年後のこの財政計画、水道計画を見ると、将来の修繕費だって4,200万ですよ。今回提案しているのは、そうですよね。修繕したって4,200万、今までと変わりませんというんだったら、一体全体何のために設備投資するのか。ましてや、繰り返しますが、5年間必要な整備をするのは修繕費用がかかって、この水道会計にしわ寄せが行きますというような前の6月議会でお答えだったんですよ。実際には、そうではないですよ。また同じようなお金がかかる、設備投資しても。その辺がどうしてもわからない。説明してください。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、そもそも何のためにこれをやっているかということで、もう合

併協議の中に、そして伊豆市総合計画の中にあるわけですね、水道料金をなるべく早く統一をと。伊豆市になって伊豆市の公共料金だから、それが当然だと思うんですが、これについて反対という方は私は聞いていないし、いなかったんだろうと思います。

ただ、現に126円から34円まで幅があるわけだから、そこは一気に統一するのは無理だから段階的にやりなさいという、いろいろなところからのご要望があったということも、これはほぼ共有されているんだろうと思います。その中で6月に上程をあきらめて今回見送った、その中には、全体の負担は、じゃ、どうなるんだということで、少し水準を下げても、まず統一をするべきではないかというご意見がかなりあって、そのために基本料金も三段階にしたわけですね。643円ではなくて、200円、400円、600円ということにしてということで、この料金の統一の仕方、すべきだという方と統一の仕方について余りご異論はないのだろうと思います。

ただ、問題は、では統一するんであれば、どの水準に料金設定をするかということがほとんど焦点だろうと思うわけですね。そうすると、1つは、この5年間の事業は適切かどうかという話、これは後でまた建設部長からも、もし必要であれば事業の必要性について申し上げますけれども、先ほど申し上げましたとおり、まだ膨大に整備しなければいけないところが、実際に4割近くの水が漏れているかもしれない。いろいろなところで温かい水、赤水の改善の要望がある中で、そうそう延ばしていい事業が全体の中であらうとは考えにくい。

そうすると、もう一つは起債、もしくは一般会計からの繰り入れで当面やりなさいと。起債する場合には、全部事業が終わって今回の5年間で料金負担をとれば別ですけれども、次の5年間もやはり事業があるわけですね。その次の5年間の事業まで、その中で起債がゼロではないわけですから、ですから、今この事業のために起債をふやせば、結局は我々が我々の後ろの世代からとるといって、その不公平が当然出てくるわけですね。やはり今、我々は起債と一般会計からの繰り入れというは可能な限り抑制すべきだろうと思います。

それから、大口使用者については、これは民間企業の商品の場合には、その中に利益が入っていますから、10個売れるものを100個売れば、それは企業のほうは利益率を下げることによって大量消費のところ、大口顧客に対してサービスをすることは当然あり得るべきですが、公営企業の場合には、利益はすべて株主である市民のほうに戻るわけですから、ですから、そこはだれかがその利益を圧縮をして大口にサービスをするということは公営企業ではなかなか起こりにくいんだろうと。要するに、そういった特段の配慮というのは余りインセンティブがないんだろうと思います。

その中でいろいろ検討した結果、料金水準、5年後の料金体系として、前回と違いますけれども1立方、95円ということで水道審議会の答申をいただいたやり方で、ただ、事業を見直ししましたから96円ではなくて95円という設定をしているわけです。その中で基本的な考え方として、私はおおむね皆さん、どこもご異論はないのではないかと考えております。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 少しわかりづらかったんですけども、大口使用者と2人世帯の高齢者等の少額使用者との関係でございましょうか。

大口使用者は施設に負担をかけるから、逓増料金制度というのが確かにございます。これは、段階的に使用量によって単価を上げるという方法もございます。ですけども、私どもが今回とったのは、逓増料金制をとらないで普通の従量料金制を採用したという、このあたりは、これは考え方の問題ではないかと思えます。

どちらが公平かどうかという問題だと思うんですけども、それと小口の方なんですけれども、一番少ない方ですと、例えば市長が高いところに設定するというので湯ヶ島の例をとってみますと、湯ヶ島は20立米までは2,520円です。ですけども、新料金になりますと、確かに20立方メートルですと新料金は3,200円程度になりますけれども、15立米あたりでは新料金のほうが安いですね。これは先ほども申し上げました 先ほどは言いませんでしたけれども、今回逓増料金制をとらない、しかも基本水量制をとっておりませんので、基本料金プラス水道料金という形になりますので、基本料金を1,286円とった場合には10立方メートルのときに約2,200円程度になりまして、湯ヶ島より安いことは事実でございまして。これは計算してみると、よくわかるんですけども。

それから、建設改良を行うときに起債を起こしたほうが有利じゃないかというお話なんですけれども、確かにといたしますか、起債で補てん財源を賄うのか、内部留保資金で補てん財源を賄うのかという問題はございます。起債を借り受けても償還金が発生いたします。これが3条の費用のほうに計上されます。これが増額になってきます。減価償却費につきましては同じ額が計上されます。

この料金のいただき方というんですけども、この建設改良費に充てるために料金をいただいているという解釈は、ちょっと間違っていると私は思います。これは監査委員にも指摘されているとおり、3条はあくまでも建設改良のほうへの、3条の料金収入を直接、建設改良の収入のほうへ持ってくるわけじゃございませんので、ぜひその点のご理解をいただきたいと思えます。

とりあえず、そんなぐらいの回答なんですけれども。

〔「修繕費」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） 修繕費でございしますが、修繕費は、これはたとえ建設改良をやったところでも、施設的には徐々に改修されていくから少なくなるわけなんですけれども、相変わらず改修されない部分につきましては工事がだんだん修繕が大きくなっていく可能性があります。こういうことがありますので、あくまでも推計値なものですから、改良をしていく上で修繕費が減る。ですけども、老朽していく部分もありますので、修繕費がそれにふえるというところで、料金算定の推計値なものですから、我々は4,280万円ですか、今度新しい数字で4,280万円程度なんですけれども、これを一応料金算定の数値として推計させていただきました。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 具体的なことを聞きますけれども、建設改良費が例えば1億円になった場合は、水道料金は今までどおりなのかどうか。連動するじゃないですか。お金かけるんだから、そのお金はどこから持ってくるということですよ。起債するのか、皆さんからいただくのかということじゃないですか。違うんですか。

具体的にお尋ねします。もし仮に、極端な話、14億円の建設改良費ですよ、今度の計画は。それ、1億円だったら水道料金幾らになります。同じですか、違うでしょう。同じかどうか、違うかどうか、教えてください。

だから、ほかの自治体だって全部そうなんです。今、市長は将来の人からお金をもらうのはいかなと言ったんだけれども、そうではないんですよ。今も払うんだから。今、建設改良5年間でやれば、今いる人が借金をする分を払っていくわけだから、違うんですかね。

それから、私は市長が言うように、料金の統一の問題については別に何も皆さん論議していないけれども、今回の料金値上げの統一の基準はどこに置いているかと、市長も前の議会のおき答弁なさったんだけれども、私は、講演会のおきに直感的に一番天城の高いところに合わせるんだということで、何かそこから出発したのかなと思うんで、現実の数字を見ないで何でそういうふうな発言をなされたのかなと、ちょっとわからなかったんですけどもね。

統一そのものについて、やっぱり6年たってから、やる必要があるのかなということは、だれしも思っていることなんです。市民もそうです。ただ、今の料金をみんなどう考えているかと。天城は下がって、土肥が上がって、中伊豆、修善寺あたりが上がるか、下がるか、こうなってくるでしょうと、上と下とという見方をしているんですよ。天城に行ったとき、何で全部下がらないで、ほんのちょっとしか立米使わないところが値上がりするような、そういう料金体系なのと、おかしいねと。私たちは6年間、一番高い水道料金でずっと我慢していたのに、また上がるんですかということですよ。それに対して、どう答えますか。

修繕費のことについてお尋ねしますけれども、前の答弁と違うんですよ。前は5年間で必要な整備をしないと修繕費用がどんどんかかりますと。だから、これを早く設備をちゃんと整えなくちゃなりませんとお話しなされたんです。そうであるならば、そうであるなら修繕費用が今度の将来、確かに将来見えませんがもしもありませんけれども、ただ、将来ですから、わかりませんが、4,200万円の 毎年ですよ、5年間の4,200万、修繕費だっておかしいでしょうと言っているんですよ。修繕費ゼロにしろとは私は何も言っていない。5年間分直るんだから、じゃ、さらに古いところありますよというんだったら、その古いところをちゃんと計算して出してくださいよ、今度の推計値は。

それが無いのに、修繕費用がかかる、かかるといって、5年間で早く直さないと大変だと。修繕費用のそのかかるお金が水道料金等々にはね返ってくるかと言っていたんですよ。だ

から、早く設備投資しないと修繕費用ばかりかかっちゃって、どんどんふえていきますよという話だったじゃないですか。でも4,200万円で、今度だって何にも修繕費も変わらない。じゃ、何が変わらないから修繕費用は今までと同じように5年間整備したという4,200万円なのかを説明してください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、私の選挙前の議論のときに、私はいろいろなところで水道料金は合併協議ですから統一をしますと。その際、一番高いところに統一しますということは確かに申し上げております。それは、やはり市長になる前、数字もわからない、データがわからない、実績の事業がわからない中で、ただ、私は当選した後、あいつはうそをついたと言われることは嫌なので、常識的に考えて清水町や長泉町のような水道料金にできるわけがない以上、多分一番高い水準に合わせざるを得ないだろうと、こういう政治的な発言をしたわけです。その後、市長になり、スタッフができ、そして事業をちゃんと担当するものがつき、その水準と後で市長として出す水準が違うのは、これは木村議員も政治長いですから、その違いはおわかりいただけと思うんですが、今回、市長として数字を出したわけです。

だから、その出す水準がこれだけの長い水道管の維持、補修し、これから整備する中で、それから将来、さらに簡易水道の問題もでき、いろいろな問題が出てくる中で、およそ安いところに合わせるといのは、そのためにはやはり一般会計から持ってくる以外には私にはちょっと非常に考えにくい。料金だけで自己実現しながら、さらに低い水準といのは、ちょっと手品でも使わない限りは無理なんではないでしょうかという気がいたします。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 先ほど5年間の建設改良費が1億円だったという話なんですけれども、そういうことはあり得ないんですけれども、例えばそういうことになれば、1億円の投資はございます。その施設の減価償却が3条の費用に計上されます。その1億円の財源を起債で賄ったとすれば、起債は当然支払利息が発生しますので、減価償却と支払利息が3条の費用に計上されます。その3条の費用、これを料金収入で賄うということですので、例えば5年間で1億円でしたら、確かに議員のおっしゃるとおりに給水料金には、それほど影響、小さな影響であるということは確かで、14億より影響は小さいということは確かです。

修繕費のことなんですけれども、修繕していけば直って修繕が発生しなくなる部分もございますけれども、まだ手つかずのところは非常に漏水がまたふえていくという部分もございます。これは定かではございませんので、それはどっちが勝って、どういうふう修繕費が上がるかということはちょっと推測できませんので、例えば修繕箇所を全部拾い上げて、その計算をしると言われましても、実際の作業といたしまして、ちょっとできかねます。そういうことなものですから、日水協の料金算定の要領におきましても、これはあくまでも推測で行っております。

それから、旧天城湯ヶ島町の水道料金が下がって土肥が上がれば、もうちょっと低いところじゃないかという、そのご議論もわかるんですけども、現在、私が細かく詳細を周知しているわけじゃないんですけども、16年から合併以来、新八幡配水池はやってきました、新しく。ですけども、施設の老朽は相当我慢して見送られてきていると思います。そういう意味で、新料金を算定した場合に、これは議員がおっしゃられるのは平均なところへ来るんじゃないかということなんでしょうけれども、要するに施設の改修をやってこなかった分、確かに今後、新しく建設改良やっていかなきゃならない部分は存在しています。ただ、これを今後やらなきゃならない事業を5年間で全部やっているわけじゃないんです。例えば、20年、30年の予想はつきませんけれども、10年程度の中期の建設改良は、これは持っているわけでありまして。そのうちの22年から25年の分を建設改良費を平準化した上で、この5年間の建設改良費をとって料金算定の根拠にしているわけです。ですから、この投資のお金を料金でいただくという、そういう直接的なものじゃないんです。

それから、4月でしたかね、全協のころお出ししました経常収支の概要、ちょっと私の記憶が間違っているのかもしれないけれども、もしかしたら激変緩和措置をやる前の経常収支の概要というものをお出ししたと思います。A3の横の長い表なんですけれども、その一番下に給水原価という数字があると思います。この給水原価が最初、当時は119円ぐらいだったと思います。今は、この間の資料ですと115円ですね。ちょっと違いが出ておりますけれども、確かに市長の方針といたしまして高いところに設定すると市長がおっしゃいましたけれども、それは市長は施設を見た段階で、これは相当お金がかかるぞと、私はそういうふうに解釈しておりましたので、我々も料金改定の作業の中で高いところへ合わせるという作業はちょっと難しいんです、これは。そうではなくて、5年間の総括原価を給水料金でいただくという、こういう決まりきった作業でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 1つだけ聞きます。

今、3条4条だとかいろいろ言っていましたけれども、簡単に言って1億円の改良費だったら料金に影響しますと言いましたよね。じゃ、影響するじゃないですか。そうではないんですか。最初しめせんと、今度しめせんと言っている。14億の建設改良費、1億円にして料金に影響しますと言ったじゃないですか。

普通一般的に、料金というのは、じゃ、どうするのと。今までの起債分と 今まで起債やっていますよね。それと、今、現状の水道料金を維持するためのということでプラスしながらやっているんじゃない。全国平均、どこ見たってそうですよ。だから、設備投資どんどんしなければ、当然料金だって、そんなに上げなくて済むじゃないですか。3条予算の試算がどうのこうの、そんな難しいことじゃなくて。

もう明確に言っていたですよ。14億に1億円だったら、今の料金じゃありませんと。だ

から、14億かけた分がここに来るんですよ。だから、その14億をどこでだれが払うのかということなんじゃないですか。どう見たって、あの中身見たって3割しか借金していませんからね。そうではないですか。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） どなたが払うのかというご質問なんですけれども、これは5年間に給水サービスを受ける市民が全部払うのかと、そういう意味なんですか。5年間、給水サービスを受ける市民が14億を払うのかと、そういう意味なんでしょうか。そういう意味だとしますと、それは違うと思います。

これは、あくまでも減価償却費を賄っていただくということなんです。借金をすれば、支払利息を負担していただくという。ですから、この耐用年数なり、起債の償還年数がございます。その年数だけ繰り延べられているわけでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村君。

20番（木村建一君） 1億円使ったら料金下がりますよと言ったんだから、その説明をしてください。14億と1億円の改良費だったら、料金は違うと言ったんだから。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 14億円の設備投資と1億円の設備投資では料金への反映の額が違うということなんです。1億円でも料金は発生いたします。14億円でも発生します。ただし、私が先ほども申し上げたのは、1億円の減価償却費、これが1億円なりの減価償却費が3条に計上されるわけです。14億円の設備投資をやれば、14億円に対する単年度の減価償却が3条に上がります。単純に言えば14倍になるわけです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。あと4分25秒です。

20番（木村建一君） あと委員会のほうで、またじっくりと委員会じゃない、条例のほうで審議しますけれども、道路問題について、ちょっと時間の関係もありますから、通学手段の問題についてお尋ねしますけれども、何だか、ちょっと考え方をお尋ねしたい。

先に統廃合ありなんですよ、聞いていると。そして通学費はくっついてくるんですか、そういう考え方で今やられているんですか、お尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 教育長、答弁願います。

教育長（遠藤浩三郎君） 基本的には、そういう考え方になります。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） そうしますと、具体的にお尋ね、歩くということはどう考えているのかということなんです。子供たちが歩いて集団登校をしたりなんかして、通学というのは子供の成長に私は物すごく大事な要素があると思っている。というのは、歩くことによって、暑いねとか、寒いねとか、空がきれいだね、トンボが飛んでいる、チョウチョが飛んで

いるねとか、花がきれいだねとか、いろいろなことを見る、聞く、さわる、いろいろなおいを通学の中で体験するんですよね。学校の中でできないものをやるわけじゃないですか。だから、すべてがすべて歩いているわけじゃないんだけど、歩いて通学する児童生徒の数を今回の統廃合で少なくせざるを得ないということですよ。だから、そこまでひっくるめてやる、本当に人間的成長というのは、そういうところまで考える必要あるんじゃないですか。

それから、より具体的に聞きますと、下校時間の問題について、バス時間というのか、ちょっと調べましたけれども、1年生と6年生では、終わる時間が約1時間違うんですよ。1年生でも曜日によって約1時間の差があります。6年生でも曜日によって約40分間の差があるんですよ。もうばらばらですよ。これをバス会社に頼んで下校時間に合わせてくださいといったら、とてもじゃない、バスの便が幾らあっても足りない。そうすると、待機をする、どこかの教室の片隅に、そこで待たせるという作業ですか。

去年よりもことしのほうが多分学習時間がふえたんですよ。子供たちの本当に伸び伸びするという学校の中に、通学するまで、あなたたち待ちなさいねという子供たちをふやすということが今回の学校再編成の一つの私は課題じゃないかな。その辺もひっくるめて、やっぱりやる必要があるんじゃないだろうかと思いますけれども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 確かに歩く話は我々も議論をしましてし、デメリットの部分になるなというぐあいに思います。ただ、それ以上に、再編成して一つにまとまって、いい効果を上げるほうを重要視したということでもあります。

それから、下校時間の問題についても大分心配をしましてし、実は松崎町でここ二、三年、そういう問題で大分いろいろな話があったということを松崎町の教育長には聞きましたけれども、帰りは今の考えでは2本、バスを用意していただくという考え方でいます。

それから、完全に再編成し終わった学校については、極端に言えばバスに合わせて教育課程のほうをいじってもらおうというように考えていきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

いずれにしても、じゃ、通学時間がうまくいかなかったら、結局はよすんじゃないくて、もう統廃合先にありきなんですよ。先ほど言ったように、全体をひっくるめて、学校に行く、帰ってくるということも含めて全部を子供の教育環境というようにやっぱり私は考えてほしいと思うんですね。

中伊豆のほうも行ってきましたけれども、さまざまな課題がありますよね、あそこはね。どう埋めるのかなと思って、逆に私はじっと注目しているんですけども、本当に大変な作業をやるうとしているんですよ。住民の皆さんの要求、すごいですよね。安全に子供たち

あと1分ぐらいかな。

すみません、時間なくなっちゃうんで。ちょっと一般的にいうと、通常、平常どおりにやれるときのことを、みんな人間というのは考えるんですね、平常時のこと。今回、インフルエンザの質問出たんだけど、ある方が、やっぱりお母さんたち、ある意味で心配していましたよ。インフルエンザがずっとはやっているということ。集団登下校のときに今度バスの中にどんと入るわけですよ、みんな一斉に。それ、本当に大丈夫と。何か事あったときにどこかが遠くなっちゃうんですよ、子供たちが。その距離は長くなりますよ、物すごく。そのときに本当に大丈夫なんですかというようなところを質問しましたけれども、その点のことはどう考えますか。

次回また、本来の教育そのものの論議、またやっていきたいと思うんですけれども、質問します。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） インフルエンザのことまで考えて再編成のことは、話しとして考えたことはありませんでしたけれども、確かにそれは重要な問題だなと思います。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） じゃなくて、ただインフルエンザの問題じゃない。通常じゃなくて、何か事あったときの問題が今までの学校の施設よりも、再編成することによって、その課題というのは大きくなりますね。ただ、そうですねじゃなくて、それに対する対策をちゃんと考えているんですかということを知っているんですよ。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） それはインフルエンザの問題ばかりじゃなくて、地震の問題もあるでしょうし、台風の問題もあるでしょうし、それはきりがいい話であります。今後、それについては十分検討をしながら遺漏のないようにはしていきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質問を終了します。

ここで休憩をしたいと思います。再開を14時55分にいたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大川 孝 君

議長（飯田宣夫君） 次に、11番、大川孝議員。

〔11番 大川 孝君登壇〕

11番（大川 孝君） 11番、大川です。

私は通告してあります3項目につきまして一般質問をし、その答弁を市長に求めます。

1番、商品化されたミネラルウォーター天城の水に関してでございます。

21世紀になりまして水は人をも含めた地球上のすべての生物の重要な命の源であることを、これまでどれだけの人が気づいていたか、水を一面的にとらえてきたことへの反省を21世紀は抱えているような気がいたします。水問題がこの世紀は大きくクローズアップされてくるものと思うわけです。

さて、月ヶ瀬の梅組合地内に天城湯ヶ島町時代に設置いたしました天城の水の製造工場があります。そこで質問をいたします。

1つ目といたしまして、この水の製造は何を目的で事業を始めたことでしょうか。

2つ目、この水の事業の開業は、オープンはいつでしたか。当時の建設費用はどのくらいかかったでしょうか。

また、今から2年ぐらい前から製造を中止しているようでございますが、今後の対応方針はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

2つ目であります。中央道修善寺道路の無料化に関して。

この件につきましては、今までもあらゆるチャンネルを使いまして県に無料化の要請をしてまいったようですが、思うように進んでおりません。ことし7月の川勝新知事就任に伴い、知事には深刻なこの伊豆地域経済の実態を理解してもらおう中、伊豆市が中心になって無料化を推進していかなくてはならないと思います。東名沼津インターより接続される東駿河湾環状道路は、当初より無料というふうに聞いております。東駿河湾環状道路の建設費は中央道や修善寺道路の比較になりません。この点につきまして、市長の対応を伺います。

3つ目といたしまして、平成22年度の予算に関してであります。

そろそろ平成22年度の予算編成を組む時期になってきましたが、増税論議の前に徹底した歳出削減が先決であり、事業仕分けが重要であると考えますが、市長の所見を伺います。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

議長（飯田宣夫君） ただいまの大川議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

まず、1つ目の月ヶ瀬の梅組合でやっておりますミネラルウォーター天城の水に関して、月ヶ瀬地域では昭和44年に農業構造改善事業により梅園を造成をいたしました。その後いろいろな事業を経て、平成7年に月ヶ瀬に加工所を新設し、梅シロップと天城の水を生産する本格的な施設が稼働をいたしました。水の事業は、それより以前に昭和60年から、古いほうの施設でミネラルウォーターの販売を開始をしたと聞いております。ただ、目的が記録に残っておりませんで、伝え聞くところによると、当時はいろいろなところの水の事業というのがあったというか、推奨された時期があったようでございます。詳細は、申しわけござい

ません、記録に残っておりません。

58年に梅シロップ工場が設置されたときの建設費は、記録として残っておりませんで、平成7年に月ヶ瀬に工場を新設したときの事業費が総額で1億2,000万円、これはシロップと天城の水を合わせた工事費でございます。

それから、平成19年6月からミネラルウォーターのほうは販売の中止を決定して現在に至っておりますけれども、現在、月ヶ瀬梅組合のほうで水事業再開を目指し、その取り組み体制や販売方法の見直し等の検討をしている作業だと聞いております。

2つ目の伊豆中央道修善寺道路の無料化につきまして、当該道路の無料化は渋滞の緩和、出口や横瀬の安全性の確保、あるいは通勤負担の軽減など伊豆半島全域にとって非常に大きな意味があるものと考えております。私は、少なくとも東駿河湾環状道路が伊豆中央道と接続される3年後には何としても無料化を果たしていただきたいと考えています。

これも直接ではございません。伝え聞くところによると、国の当局から伊豆中央道修善寺道路の無料化というのは、これは地元の要望によって有料道路でもいいからつくってくれということをつくったのであって、これを無料化すると天城北道路や河津下田道路の建設を遅滞させるという説明をしている方もあるようです。

ただ、この東駿河湾環状道路、そして将来、建設が構想として示されている伊豆縦貫道は、いずれも無料の道路。これからは高速道路以外は有料の道路はつくらないという国の方針で、その伊豆縦貫道ができるまでの間、暫定的に中央道につなぐということでございますので、私は理論的に中央道修善寺道路が無料化になっても筋は通るだろうと考えてはおります。

ただし、今月3日に行われました静岡県市長会の席上、知事のほうから伊豆スカイラインの通行量を一律に200円にするということに触れられましたけれども、伊豆中央道修善寺道路の無料化には全く触れられませんでした。私は優先順位の中で、どうして中央道修善寺道路ではなくて伊豆スカイラインなのか、知事がそこを判断をされた根拠は実はわからないのですが、伊豆半島全体の利益にかかわる要望の優先順位について、まずは伊豆半島全域の関係者の中で意思統一することが必要なんだろうというように考えております。

最後の平成22年予算に関して、事業仕分けは行財政改革を進める上での外部委員による事務事業評価の一方法だというのが構想日本の定義だそうでございます。ただ、私は伊豆市の規模からいって、数十万の政令指定都市とか中核都市と違いまして、あえて事業仕分けをやる事業規模ではないのではないかと考えております。

当市においては、現在、平成22年度から5カ年の集中改革プランの見直し作業を進めております。既に19年度より約560の事務事業の評価を、これは担当部局で実施してまいりましたけれども、さらに改善の余地や課題を含む事業については中立的な立場で評価できる評価委員会を組織し、事務事業の改善や予算編成への反省をすることも選択肢としてはあるかと思っております。ただ、私は既に議会のほうで行革委員会をつくっていただいておりますので、行革委員会のほうで、そこを徹底して見直していくことも、もし議会にお願いをできればと

思っております。

つまり、伊豆市の場合には経常収支比率が非常に高く、投資的な事業というのは非常に小さくなっています。その中でまちづくりにかかわるもの、あるいは危険な箇所への補修でありますとか、道路の改修でありますとかいうのは、地区の地元の皆さんの要望も強いでしょうし、恐らく焦点というのは補助金のあり方なのではないかと思うんですね。別の組織で補助金の有効性に関する評価も行いますけれども、ぜひ、そのところも行革委員会のほうで評価をいただき、もしその中で不要なもの、効果の低いものがあればご指摘をいただければと思っております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

大川議員。

11番（大川 孝君） 1番目の水の件でございますが、今はシロップのほうの関係は操業しているような話のようですが、天城の水は中止にしているというようなことですが、天城の水の製造については今後はつくらないという考えですか。それとも、どういうふうな考えでしょうか。まず、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほども申し上げましたとおり、まず、第1当事者でございます月ヶ瀬の梅組合のほうでは、再開を目指して、今検討しているところだと聞いております。

また、私がいろいろなところで本件に関して情報収集したところ、販路が確保できれば、水源さえあれば事業として成立するだろうと。販路はいろいろなところでお手伝いするよと云ってくださっている方もいるんですが、現時点で安定供給ができる水源、これが確保できれば水事業というのは可能性はあるのではないかと考えています。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 水をつくる製造機械装置は、市の一つは財産ではないかと思うわけです。それを梅組合さんのほうに委託してあるかどうか、そういうのは私ははっきりわかりませんが、この水というものを、せっかく天城湯ヶ島町時代に天城の水として商品化されまして販売するような状況になっていたわけですね。そうしてみますと、やはりせっかくの製造機械装置を有効に利用する意味でも、またミネラルウォーターというのは、ご承知のようにペットボトルで大体、製造する会社によって違いますが、最低は1年もつ、また2年、3年という長い、そういうふうな商品期限もあるわけですが、伊豆市民の災害時、そういうものにも、いざというときには、水が断水したときとか、生活水とか、いろいろな意味では広く、困ったときには、もう手っ取り早く在庫を放出してお使いになることができるということをございまして、せっかくのこの装置があるわけですので、機械を整備するところがあれば整備をして、きちんとしていく必要があるのではないかと思うんです。

そういう意味で、先ほども申しましたように、天城の水をこれからも生産して、災害時に

は、住民の救援物資として利用してもらうのも大変必要じゃないかと思うわけです。また、日常生活においては、安心して生活ができるように市民にも広くPRして、天城の水を活用してもらうことが急務でもあろうかと思えます。

災害時の断水や予想される東海地震など、備えあれば憂いなしです。天城の水は伊豆市のブランドです。そういう意味でも、ぜひとも梅組合云々でなく、市が伊豆市民の財産のそうした機械装置を備えているのであれば、それなりの生産、販売、そうしたものを、また住民に利用していただくということが大変これからのこうした時代には、この水は必要じゃないかと、その辺について、もう一度ひとつご答弁いただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これも繰り返しになりますけれども、水源が確保できて、販路が確保できればビジネスとして成立する可能性があるというところまで聞いています。ただ、その販路については、いろいろな方と今相談をしているところで、水源が確保できれば、その方向でやっていきたいと、また月ヶ瀬梅組合のほうも、そのような方向で考えているように聞いているということでございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） いずれにしても、こうした貴重な設備を我々、この地域の天城湯ヶ島町時代に事業化して、ミネラルウォーターとなるもので製造してきた実績もあるわけでございますので、シロップばかりをお使いになるのではなく、あわせて、やはり天城の水として広く一般市民、またいろいろの先ほど申し上げましたような災害とか、そうしたことが起きた場合にも、自前でそうした商品がすぐ市民の皆さんがお使いになれるというふうなことも考えていただきたいと思うんです。そういう意味で、幅広い生産、販売のプロジェクトを新しくつくってまでも、ぜひやるのが大変必要じゃないかと思えます。財産の有効利用をさらに推し進めていただきたいと思えます。

それでは、2番に行きます。

この道路の無料化でございますが、国政では新政権が高速道路は無料化するとマニフェストで発表しましたが、利用者にとっては大変大歓迎ではないでしょうか。地方の、しかも半島にある中央道、無人料金所で200円、修善寺道路が有人料金所で200円が無料にならないということは、地域の声が十分に今まで伝えられていない証拠ではないかと思えます。

伊豆地域住民の生活道路として、また観光不振に対しましても週末のささやかな観光の来遊に利用されるお客様に対しましても無料化運動を起こす必要があると思えます。そこで、伊豆市だけでもいいですから、署名運動をして県知事に強く要望していくことが急務であると思えますが、所見を伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 非常に危惧される場所も多いんですが、高速道路が無料化になり、またガソリンの暫定税率が廃止されますと相当な規模の財源がなくなります。その中で今までは東駿河湾道路140億ですか、マイナス1%ぐらいの公共事業の中で特段の配慮で3%ぐらいの予算がつけられてきたわけですね。そうすると、そこから5兆円ぐらいの財源が国の中でなくなることが行われるとすれば、果たして今までどおりの予算が天城北道路、あるいは伊豆縦貫道に来るだろうかというところが非常に今、私のみならず、伊豆半島の市長、町長が危惧しているところでございます。

なお、先般、県内の市長会において川勝知事は、南から整備をしたいと。下田から河津方向にまず着工したいというようなことはおっしゃってございましたけれども、中央道修善寺道路については言及されることはありませんでした。私どもも頑張っただけではありません、首長1人ではやはり影響力が小さいものですから、今、伊豆半島サミットの枠組みの中で、この道路についてはどのように考えて あるいは県と国が全く体制が変わりましたので、一体、今までのような要望活動がいいのか、いらぬと言われるのか、別の地域の声を吸い上げていただけるシステムができるのか、できないのか、戦略局で全部決めるのか、そのあたりが全く見えておりませんので、私どもとしては、しばらくの間は新しいシステムの動かし方について少し見させていただく以外にはないのではないかと考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 先ほど冒頭に市長が、この道路をつくるに当たっては地元は有料でもいいから、ぜひつくってくださいというような当初の話も当時あったというふうな話ですが、果たして、それが本当にあったかどうかというのも私は疑問に思うわけでございますが、いずれにしても、全国のこうした高規格道路を見ましても、ましてや今度の新政権、先ほども述べたように無料化していくということであれば、我々のこんな小さな、日本列島、いや、半島です、伊豆半島、そうした小さな地域で生活している道路の、例え200円であっても、これはやはりそういう交付金等の関連があるかわかりませんが、行政で余り声が大きく出せないならば、市民に対して嘆願要望ですね、署名運動なんかをして、そして新知事に対しても、ぜひお願いしますということを、そうした無料化においてのもう少し突っ込んだ一つ姿勢を出していただき、本来ですと伊豆の国市とか伊豆半島全域の皆さんにも同じようにあれですが、そうした市民の声をそうした文面によって見てもらうということが非常に実感がわくのではないかと思いますので、そうした試みも何でもいからぶつけて、やってみると。そうすることによって、道路の有料化が早く無料化になろうかと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうか。もう一度お願いします。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 2つ判断基準がわからないところが実はありまして、1つには、私は高速道路にもならない基幹道路で地域の偏在性があるところは料金を徴収し、そして静岡県

東部に集中しているような地域の中の生活道路は無料化するほうが効果があると思っているんですが、ただ、新政権のほうは、そういったところは有料のところを残して、幹線道路のほうを無料にするという方針で今おっしゃっていますので、それがこれからどうなるのかは、そこは静観せざるを得ない。実際に静岡県内で15有料道路があって、13は東部に集中しているわけです。本当はそこを申し上げたかったんですが、ちょっと今、全体の判断基準がわからない。

もう一つは、別件でも申し上げましたけれども、知事は非常に何か要望したときに、「市町は汗をかいていますか」という必ず反問をされるんですね。例えば道路、その他社会インフラをつくるときに、伊豆市として汗をかくという意味が実はまだわからないんですね。賀茂地域の場合には、明らかに合併協議が破綻したことをご指摘されていることは全体の文脈からわかるんですが、ほかの市町に対して汗をかくという知事の意味が具体的に正直言って、まだとらえ切れておりません。そこを少し、しっかり知事のほうのご意向を伺ってから、我々としての地元の側としての努力すべき姿をご提示申し上げないと、ただ要望しても、恐らく知事はわかったとはおっしゃらないだろうというのが、ここ1カ月間いろいろな会合で拝聴している印象でございますので、少し時間をちょうだいしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） いずれにしましても、方法を変えて、今までのようなやり方でいきますと、有料はそのまま存続していくというようなことですので、やはり新しいいろいろな方策を考えて、そして行政が余り先頭に立つことができないようであれば、市民のほうからいろいろの仕掛けをこしらえて、国や県に対してぶつけて、この経済の低迷している窮状をよく理解していただく中、一日も早く無料化していくというふうに、ぜひひとつ推進をしていただきたいと思います。

それでは、3つ目でございます。

先ほど市長は、事業仕分けは当市にとっては余り必要がないでしょうと、委員会もいろいろとそうした行財政改革の委員会ができたからというようなお話もありましたが、そうばかりではないと思ひまして、ちょっとお話しさせていただきますと、平成2年の秋ごろより、バブルが崩壊して日本経済が未曾有の大不況に見舞われて、長いトンネルから容易に抜け出せない中、世界不況にも影響され、現在まで低成長が続いております。つまり、税収が思うようにふえないということですね。そして、何よりも国家の財政力を今後考えたときには、生活を脅かす新型インフルエンザや予想される東海地震などの対応を十分に整え、市民生活を守る意味でも、常に自立に向けた健全財政を念頭に予算編成をしなければならないと思います。議会も率先して行財政特別委員会を設置しました。税金の使われ方を精査し、徹底的に無駄を省き、民意が反映される予算にすべきであると考えます。

そこで、予算編成をするときに、何をポイントに市長は考えますか。また、予算編成の始めには市の皆さんは事業仕分けをしていると思いますが、その必要性は何でしょうか。お聞

かせいただければ、ありがたいです。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 事業仕分けに限らず、行財政の運営だということだと思いますが、私は基本的には、やはり歳出を小さくして、皆さんに申しわけないですけれども我慢をしていただき、ごくわずかな投資的経費を将来に向けての可能性のある分野に集中をさせていただきたいということで平成21年度も組み、22年度もその方向でやっていきたいと考えております。

市の中では、当然、不採算事業を見直すということ、それから不良債権を処理するという。これは一般の民間企業と同じだろうと思うんですね。大変地元の反対があった中で天城温泉会館の事業を凍結をし、そして不良債権、幾つか施設がある中で船原ホテルの寮から、あとふじみ荘、それから万天の湯と行く予定だったんですが、ちょっと頓挫しているものですから、そちらは少し時間がかかっているんですが、いずれにしても不採算事業は今また新たな方法で検討していることは議員ご承知のとおりでございます。

ただ、歳出削減の中で、私は非常に難しいと思うのは非常に種類が多い補助金だと思っています。ほかのところは事業の数と規模が大きくありませんので、この規模であれば、しっかり議会、あるいは市民の皆さん、あるいは関係する皆さんと勉強した中で整理はできるんだろうと思うんですね。ただ、自分がざっと見て、やっぱりあれだけの数の補助金の効果を評価をしていくというのが非常に難しい。

それから、これは賛否両論必ずありますので、地域の皆さんと話をするだけでは恐らく整理がつかないのではないかと。そこは、やはり市長とは違った立場で市民を代表しておられる議会の中でその一端を担っていただければ、一番民主主義の手法としてはあり得る姿ではないかと考えているわけであります。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） まず、事業仕分けというのも、私もいろいろちょっと勉強をしてかじったわけですが、予算編成の始めには事業仕分けが非常に重要だということのようでして、この事業仕分けの生みの親は構想日本というところで、今から19年ぐらい前に設立、そういう行財政改革をしなければならぬと、国や県や市町村においてですね。そして、有志の自治体が共同で始めて、非常に現在までその成果があらわれているようでございます。

そういうことで、事業仕分けの必要性は、国や地方自治体が行っている行政サービスの、そもそもの必要性や予算書の項目ごとに議論して、この事業は不要である、あるいはこの事業は民間に任せるべき、あるいは市がやるべき、県や国と分けていく作業だということです。官か民か、国か地方かの前に事業の要否について議論し、外部のものは参加して、公開の場で議論することが特色になっているようでございます。

そこで、事業仕分けの効果というものには何があると思いますか、答弁をいただきたいと

思います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 事業仕分けが有効なのは都市部、例えば東京都とか横浜市とか大阪市のよう大きなところで、民間のエネルギーがあって、自分たちができるのに行政でやっていって、そこに入っていけない。本当は自分たちがやれば、もっと効果的にできるし、ビジネスとしても成立できる。だから、そこについては、しっかり切り離して外に出しなさいという環境があるところは事業仕分けが非常に有効なんです。うちの場合には、いろいろな協会、伝統的な協会も、とにかく行政がやってくれと。業界からも、とにかく行政がやってくれという要望が物すごく多い中で、一部は先般のワサビの組合の方のように、自分たちでやるから原材料だけ頼むという、こういうのは非常にありがたいんですけども、そういうエネルギーとポテンシャルがない中で事業仕分けというのは、構造日本はやっぱり国の形とか大都市圏の中で考えていますので、ちょっとうちの場合とは違うんだろうと。

ですから、伊豆市のような場合には、事業仕分けというよりもグレーばかりですから。やはり行政と民間と地域の皆さんで、いかに一緒にやっていくかというところのほうが全体の行政の効率化としては効果があるのではないかと私は考えているわけでありまして。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） 事業仕分けというものには余り効果と申しますか、伊豆市の予算編成では余り効果が生まれぬようなご答弁のようですが、この構想日本というところが、事業仕分けの効果というものに、効果には非常に無駄の削減につながると。そして、作業結果は予算編成の参考になるというふうに言われております。それから、地方に対する国のコントロールが事業を見てわかるわけですね。それから、市民は事業の具体的な内容、税金の使われ方を知ることができる。このように事業仕分けをすることは、行政改革の切り札として身の丈に合った施政運営をしていくことが求められており、大事であると私は考えます。

最後に、これから予算編成をされる際、健全財政を目指す中で無駄金を排除する意味で、特に委託費、補助金、施設費などに注力して、今後の予算編成には例えば議員や市民も入れた中でそうした作業をして、あわせてきめ細かな情報を透明性で市民に公開していくことが望まれると思いますが、市長の所見を伺います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 確かにご指摘のとおり、委託費、施設費、補助金が1つ論点になるかと思っております。施設費のほうは、施設をなるべく今一元管理するように、普通財産、行政財産、それから教育委員会の施設を含めて一元管理できる方向で今検討しているところです。

委託費は、先ほど申し上げましたように、補助金とともに、なるべく私は委託費は減らして、市の職員の企画力でやってもらうようにと働きかけているんですが、委託費も含め、先ほど言いました補助金も含め、そこは全く民間人だけの外部の機関をつくるよりも、私はせっかくなつくっていただいております行革委員会のほうでしっかり評価をしていただければ、

民主主義の一手段でもございますし、ぜひそこは一肌脱いでいただければありがたいなと考えています。

議長（飯田宣夫君） 大川議員。

11番（大川 孝君） いずれにしましても、22年度予算のほうの編成もこれから進んでまいると思いますが、私が今申し上げましたようなことも、ぜひとも参考にさせていただきながら、なかなか伊豆市の財政も厳しい中、運用を誤らないように、うまく配分をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで大川孝議員の質問を終了します。

室 野 英 子 君

議長（飯田宣夫君） 次に、15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

15番（室野英子君） 15番、室野英子です。

通告に従い、一般質問を行います。

障害者支援制度の条例化を望む。

市長に答弁を求めます。

伊豆市障害福祉計画（第2期）は、平成18年度障害者自立支援法の成立、施行を機に策定、障害福祉サービスの実施計画を綿密に目標数値を定め、現在施行されているものです。障害者の地域生活への移行促進に関する事項には、地域生活が可能である障害者が共同生活介護、共同生活援助など入所施設と自宅の中間的な位置づけを持つ居住の場から各種サービスを利用しながら地域生活をするを推進することとし、平成23年度末において地域生活へ移行する人の目標量を設定すると明記されています。

保護者の高齢化による家族の介護力が低下しています。そこで共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の整備の必要性が高まっています。現在、市内NPO法人によるケアホーム、グループホームの設立のために設立準備委員会が立ち上げられ、かなり具体的な検討がされている段階であります。しかし、実現には独自の意欲のみででき得るものではなく、広く市や県・国などの福祉関連機関との連携のもとに進めていく必要があるのはご承知のとおりです。まず、そのために伊豆市として支援制度の条例をつくる必要があります。計画の早期実現へ向けて条例制定を望みます。

なお、市が条例化する支援制度は、県がまちづくり支援などで実施する支援と整合性を持たせてほしいと望むものです。市長のご所見を伺います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの室野議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申します。

市では、障害者の皆さんが入所、入院といった施設の生活の場から、住みなれた地域で生活できるように各種サービスを活用しながら在宅生活に向けての支援を行っているところがございますけれども、保護者の高齢化が進み、在宅生活を送ることが困難な家庭もふえておりまして、ご指摘のケアホーム、グループホームの整備は伊豆市としても非常に必要なものであると考えております。前年度作成しました第2期伊豆市障害福祉計画にも、その整備促進を位置づけさせていただきました。

このような状況の中で市内NPO法人がグループホームの設立に向け、動いていると聞いておりますけれども、この制度にかかわる現行の補助制度では、まず市の支援に対し、県もあわせ支援する制度となっていますことから、まず市において、この補助制度を整備する必要があります。したがって、このNPO法人の設立の動きにあわせて国・県の補助制度がいかなるものかという調査、研究や市の補助制度の整備のあり方、また地域自立支援協議会や関係機関などにご意見を聞くなどをして、この計画の早期実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

議員ご指摘の条例が必要ではないかということですが、これも今、いろいろな先進事例の情報を集めておりますけれども、条例が必要なのか、あるいは要綱のほうがむしろ運用がしやすいのか、今、担当部署で検討をしております、なるべく早く成案を得たいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

室野議員。

15番（室野英子君） 今、市長の答弁にもありましたけれども、県から補助支援を受ける場合の受け皿として、伊豆市にその支援制度がないということが残念な結果になっていると私は思っています。ぜひ条例化に向けて早い対応をお願いして、それを期待して質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで室野英子議員の質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 本日は議事の都合により、これにて散会をいたします。

次の本会議は、あす9日午前9時30分より一般質問を行います。この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、17番、鍵山堅一議員より欠席の届けがありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成21年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は19名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（飯田宣夫君） 前日に引き続き、一般質問を行います。

三 須 重 治 君

議長（飯田宣夫君） 初めに、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

通告に従いまして、市長に2件、教育長に1件、答弁を求めます。

最初に、教育長に教室へのエアコンの設置について質問をいたします。

22年の梅雨入りまでには土肥小学校の教室へエアコンを入れますと、市長は8月21日の臨時議会において発言をされました。本来ならば発言者に対し質問をすべきですが、この件は単なる施設整備にとどまらず、教育的見地から判断すべき重要な事柄だと思っておりますので、教育長に質問いたします。

心身を鍛え、五感の成長著しい幼少期、本当に子供たちのためにエアコン導入が必要なのか、また導入するにしても最良の利用方法はいかにすべきか、弊害はどうか等々、全国の教育関係者の中で検討がなされている最中だと耳にしますが、その実態を伺うとともに、教育現場を統括する長として、教育的見地から土肥小学校へのエアコン導入についての所見を伺います。

次に、市長に日本一の学校とはについて質問をいたします。

今の子供たちは大人の犠牲になっていて気の毒だ、学校再編をして日本一の学校をつくってやるんだ、今までの学校再編に対する市長の発言を要約すると、このようになると思います。しかし、日本一の学校の中身が全く見えません。具体的に、市民にわかりやすく説明をしてください。

もう1点、子供たちが大人の犠牲になっているとは何を指しているのか、具体的に示してください。この子供が大人の犠牲になっているというのは、きのう木村議員の一般質問に対して、今犠牲になっているということではなく、将来犠牲にたくないということだと答弁

がありましたが、私は以前、こういう市長の発言があったというふうに認識をしておりますので、この通告に従って、この答弁を求めます。

次に、学校と人口の相関関係について。

私の住む紙谷は修善寺小学校や修善寺保育園が桂川の対岸にある地区です。学校に近いエリアは市街化区域になっていますが、ここ十数年の間に住宅の建設が相次ぎ、新しく住民となった方も多く、空き地がなくなってきました。その中には若者も多く、彼らにこの地を選んだ理由を尋ねると、学校と保育園が近い、そして田舎のために土地が比較的安かったと全員が答えます。裏を返せば、学校と保育園がなければ彼らはこの地を選ばなかったこととなります。人が住む、特に若者が住む第一条件は、子育てしやすい環境です。その環境が悪化すれば、人は離れていき、地域の疲弊につながることはだれが考えてもわかることです。地域のかなめだった学校を学校再編という政策のもとに安易になくすということは、人口減少危機宣言に全く逆行することだと思いますが、市長の所見を伺います。

地域の重要性は、今さらお話しするまでもありません。人の日々の営みの中に子育てや教育があるのであって、教育だけを切り離して考える市長の考えは理解しがたく、この点についても市長の所見を伺います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの三須議員の質問に対し、答弁を求めます。

先に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

まず、私に対する質問の1つ目の日本一の学校とはということなんですが、今、議員からももう一度指摘がございましたけれども、私は発言としては、今の子供たちが大人の犠牲になっていて何か被害を受けているということではなくて、過去の発言は、子供たちを大人の犠牲にしてはならないという意味のことは申し上げました。ただ、現実の問題として、一部の小学校では既に複式学級が行われ、今のままの学校で続けば必ず複式学級が出てくるわけです。そうすると、その子供さんたちは1授業45分、先生に教育をしてもらえる権限があるわけですね。

ところが、学校は場所が決まっている。これは行政が、大人が決めた。そこがどこの学区かも大人が決めた。そして、その子供たちは先生と半分しか接することができない。そこを大人が子供たちにもう決めつけてしまっているのだからと。伊豆市に生まれて育った子供たちは、どこに住んで、どこに生まれても、ちゃんと先生方、45分授業をしていただける、友達がたくさんいる、運動会も元気にできる、そのような意味で子供たちに今の状態を続けることというのはいかかなものかと、こういうことを申し上げたわけでございます。

次に、日本一の学校の中身ですが、これは日本一ということは価値観の問題ですので、そ

それぞれの地域や学校ごとに特性があっていいのではないかと私は考えています。一番大切なことは、先生方、そして子供たち本人、そしてそれを支える伊豆市の私たち自身が日本一の学校をつくるんだと、そういう意気込みだろろうと考えています。私個人としては、ふるさとの伝統文化と、この美しい自然環境を敬愛し、教育内容が充実し、知育・体育・徳育のバランスがとれた学校ではないだろろうかと個人的には考えています。

次に、学校と人口の相関関係ですが、私は今ある12の小学校を統廃合するという観点でやると、どこをなくす、どこに移すということになるので、そうではなくて、仮に今の伊豆市に新しい小学校をつくるとしたらどのような形がいいだろろうかということの問題認識として教育振興審議会で議論をいただきました。その結果、やはり昔より子供さんが減っている中で、兄弟も少ない、地域の友達も少ない中で、学校ではクラスがえがができる人数の生徒さんにしたほうがいいだろろうかという、こういう答申をいただいたわけでございます。今後、配置については、教育委員会のほうで関係地区の方々のご議論いただくことになると思いますので、その過程をしっかり見守っていきたいというように考えています。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 教室へのエアコン設置の件についてお答えをいたします。

土肥小学校の校舎であります。日差しが差し込む季節において、土肥小学校の教室、非常に暑く、気温が上昇しています。特に風雨の強い日に窓をあけることもできない。子供たちは非常に蒸し暑い中での汗を流しながら授業を受けざるを得ないというのが現状であります。決して良好とは言えないと考えています。

また、最近、授業日数等も増加して、本年でいえば7月23日まで学校があり、8月26日から始業式という状況が続きます。また、夏季休業中の学習支援の機会も多くなっているのが実情であります。そういう意味で、6月から9月の学習環境としては整備の必要があるだろろうというぐあいに思います。

また、三須議員ご指摘のように、心身を鍛える五感の成長著しい幼少期、エアコンが必要かどうかという確実に肯定するデータもありません。また、子供にはある程度我慢をさせるべきだと、あるいは子供にはぜいたくだと、あるいはコスト的に無駄ではないかと、あるいは冷房病、クーラー病は心配ないのかと、エアコンをつけることで子供たちが外へ遊びに出ることが減るんではないか等々のご議論があるのは承知をしておりますが、土肥小学校に限り、夏の学習環境に関しては設置する方向で検討してまいりたいと今考えているところであります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問、三須議員。

19番（三須重治君） 通告の順番に従って再質問をさせていただきます。

私は土肥小学校へエアコンを入れることがだめだなんてことを一言も言っているわけじゃ

ありません。ただ、私もほかの何人かの知り合いの先生に伺いました。しますと、やはり土肥に限らず、どこの学校も暑いんですよ。もう夏の猛暑のときには子供たちがぐったりして、本当に勉強に集中できないと。やはりそういう環境は土肥に限らずあるそうです。だから、そういったときに、土肥に最初に入れましょうと、その次はこういうふうにしていきましょとか、伊豆市全体の中にそのあたりの議論があって、まず第1に土肥からいきましょということならば他校への説明もつくわけですが、やはり土肥だけを出して他校の計画は何もないということになると、そこに不公平感というものが出てくるじゃないかと。何もエアコンの設置を反対しているわけじゃありません

ただ、田方郡の中でもやはりまだエアコンの設置はないけれども、教室へは扇風機を入れているとか、そういう学校もあるそうですが、土肥の場合でも遮光フィルムを張って太陽光を遮断するだとか、エアコンであるとか、除湿器であるとかという、そういったまた方法も考えられるわけですが、そういったものをもろもろを判断した中で、やはり一つのエアコン導入というものが答えとして出てくるんじゃないかなければ少し唐突過ぎるだろう、私はそういうふうに感じます。そこのところをもう一度再質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 確かにおっしゃるとおりのことが言えるんだろうと思います。国のほうでも、かつては小中学校へのエアコン設置については補助対象にもなっていませんでしたし、つけるという考えはなかったようではありますが、調べたところ2003年から新築、増改築のときに2分の1、それ以外のときは3分の1補助というように補助対象にもなってきているという現実の問題もあります。伊豆市においても、このことを土肥小にまずつけてみてどうなるかというようなことを考えながら、あるいはどういうときにエアコンをつけていくかというようなことを実験的にしながら、他校へのことも考えていきたいというふうに思っています。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 同じく教育長に質問しますが、今、学校の中でもやはり一部は子供たちの避難場所、特に図書館であるとか、そういうところは夏、汗びっしょりになって子供たちが図書館へ行ってそこで本をめくると、やはり本も傷んだり、本の保管的にも非常に問題があるんだと。だから、せめて図書館ぐらいは、それでやはり子供たちも、ああ、暑い暑い、図書館へ逃げ込もうというような避難場所の一つぐらいあったらいいなと、そんな声もあるそうですが、やはりここを先んじてやるという大義というものが僕はどうしても必要だと思います。そこはやはり、その部分をぜひ今後説明してもらいたいと思います。そのあたり、少しもう一回答弁を求めます。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 質問の意味はよくわかります。ただ、土肥小学校、私は赴任して

仕事をした経験はありませんが、代々、土肥小に勤務する職員はもう非常に悲鳴を上げているというのが実態でありますし、毎年10月以降、予算等の請求が各学校から上がってくる中に、土肥小だけです、エアコン、エアコンと毎年そのように、調べてみましたらついていたということを考えますと、他校に比べて環境としては若干悪いんだろうなというように思います。そういうことも考えますと、土肥小からまずやってみたいというように思わざるを得ないというのが本心であります。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） これは教育長に再度のあれですが、だろうなというのはなるだけ使わないでいただきたいんですよね。やはりしっかりした検証のもとでやっていかないと、説明を聞いた人たちが納得しないという部分があると思いますので、ぜひその辺は、だろうというのはこれからないようにぜひお願いしたいと思います。

それから、次に日本一の学校ということで市長に再質問いたします。

先ほどの答弁でも、市長が弊害的に挙げている部分は複式の部分を強調していますよね。複式というのも確かに、いろんな市長がかわる前から複式の学校に対する議論というのはいろいろされてきました。それと今回の統合とは全く違うなと。今回は複式以外も入っていますよね。二十何人の学校、クラスでも少ないんだよと。

それと、話に聞きますと、大変そういう定数が非常に少ない学校というのが、やはり日本の場合ですと離島が多かったり、山間僻地が多いということで、6割が小規模学校だと全国で聞くわけですよね。そうしたら、単純にそういうところの子供はまともに育たないのかという、そういう疑念が出てきますよね。そんなことは絶対はないと思うわけですが、私も複式学級のある程度弊害というのは自分でも認めますが、それでない20人程度の1クラスがどうしても弊害になると、人間が成長していく上でそれではというデメリットが起きるのかという全く疑問を感じるんですよ、今、当局側のほうの説明、市長の説明ですと。

それで、やはり子供を尊重する、子供の意見を尊重すると、そういうことも申しましたが、やはり子供の判断能力というのが、責任能力、そういうのがないために二十まではいろんな事件を起こしても親が責任をとると、そういうふうに子供は未熟なんですよという中から親の責任論があるわけですが、だから私はやはり子供よりも子供を思う親の気持ちのほうのが今の判断は小学校統廃合については大事だと思うわけです。それはどう考えますかね。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、第1点目の複式はわかるけれどもなぜ2クラスだということは、これは議員ご指摘のとおりで、私が市長になるまでは伊豆市というのは複式学級は避けるということだったわけですね。私は複式学級を避けるとか、あるいは小さな学校の弊害を論じると後ろ向きの議論になってしまう、それを避けたかったんです。では、伊豆市の中で一番最適な学校というのはできるのかできないのか、それを議論していただきたい。そうすると、

教育振興審議会の中では、このような社会環境の中でクラスがえをしたい、クラスがえができるような学校が一番望ましいと。

そして、私も現場の先生方にいろいろ聞いてみて、私が聞いた範囲内ですよ、私が聞いた範囲内の先生方で小規模校のほうがいいとおっしゃる先生はいらっしゃらない。やはりクラスがえはしたほうがいい。それが伊豆市でできるかとなると、やればできる。ただ、問題は通学距離が長くなり、地域と少し離れたところになる、その問題はわかっているわけです。その学校と地域との距離が長くなる、そこはデメリットは承知して、それ以外で学校の内容を比べたときに、小規模校のほうがいいというメリットがありますかと確認をすると、ほとんどそれはやはりいろんな行事ができたりクラスがえができる2クラス、3クラスだということになっているんですね。

ですから、その距離のところはデメリットは承知しているけれども、全体として比べると、せっかく伊豆市でクラスがえができる学校ができるんだから、そちらをつくったらどうだろうかというのが教育振興審議会の答申で、私はそのとおりだと今考えているわけでございます。

それから、親御さんのご要望ですが、これはもちろん親御さんによって子供を地域に残したい、あるいはいわゆるいい高校、いい大学に行ってもらって子供の夢を果たさせてやりたい、それは親御さんいろんなご要望があるんだろうと思います。そこで、教育というのは小学校、中学校は、プロ野球選手にするとか学者にするとかいう目的を持った学校ではなくて、将来の子供の選択肢を可能性を広げることが教育で私は一つのポイントだと思っていますので、なるべく可能性というのは広くとれるような教育環境というのをつくってあげたいと。それがまた親御さんのご要望でもあろうというように考えています。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 最初の答弁のところで、市長は日本一の学校というのは人それぞれによってという話をしましたが、その中で市長が地域の特性を生かしたという学校づくりというのがそれも一つの大事な要素なんで、私なんかもまさにそうだなと。そこで育った子供のおいがる、地域のふるさとのおいがる、そういう子育ては非常に大事なと。だから、やはり地域の皆さんもかかわって、学校の行事にはなるだけ協力しようとか、そういう中で子供が育っていくというのは非常に大事なと。そういうことを考えますと、やはりこの統廃合は逆行しているのかなと、そんな気もするわけですが。

その辺、ただ子供の教育、今、市長の言う子供を大勢集めればそこで子供の成長がと、何か競い合いを、やはり競い合いのためには大勢必要だという、どっちかというところというふうには聞こえますが、人間は競い合うというのも大事かもしれませんが、親が求めている学校というのはどういうものを求めているかという、いじめもないような暴力もないような安全な学校で、一定の教育、体力も身につけてという、それで人間性も社会に出ても恥ずかしくない人間をつくっていただきたいと。それ以上を望む人はやはり特別な学校に、私

立なりの学校に通って特殊教育を受けるということになるでしょうが、そういう今言ったような基本的な人づくりのためにどうしても合併しなければならないというふうに、そうお思いですか。私はそうは思わない。矛盾を感じるから質問するわけですが、お伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まさにご指摘のことなんです、ポイントは。私も現場の先生方に伺いました。何で2クラスがいいの。幾つか理由はあるんですが、大体幼稚園ごろになると、五、六歳になって意識がわかる。小学校1年生に入る。そこで算数ができない子は、ずっとそのクラスの中であの子は算数ができない、僕は算数ができない。駆けっこがびりの子はそこで決まってしまうというんです。これは現場の先生方の私におっしゃったことです。クラスがえができません。そうすると、この子は本当は環境を変えてやりたいなというときにクラスがえができません。

去年も、前回、あるいは前々回の議会でも申し上げましたけれども、これはあるところのある特殊な例なんです、幼稚園から小学校まで親御さんも含めてなかなか関係がうまくいかなくて、結局1家族のほうは引っ越すという形でしか結果として解決ができない。そういったことはなるべく市の学校の中で子供さんの関係も解決できるような規模にしてあげることが適正だろうと、これは繰り返すですけども、教育振興審議会の中でご議論いただいたことというのはやはり正しいんだろうというように思います。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 今、市長が言うデメリットというのは、私にすると学校の規模の問題じゃなくて、いわゆるそういった問題は必ず子供のことでありますから起きますよね。そこをいかに解決していくかという、そこは学校の規模じゃないなと思います。

これはとにかくどこまで議論をしても、ちょっとこの時間では行き着くところがないと思いますので、質問を学校と人口の相関関係について移りますが、最初の答弁の中で、申しわけありませんが、人口減少危機宣言に全く逆行することだと思いましたが、市長の所見を伺いますというところと、教育だけを切り離して考える市長の考え方は理解しがたく、この点についても市長に所見を伺うと、ここに通告してあるわけですが、私にすると、最初の答弁でここが答えてもらっていないと思います。再度、ここを説明してもらいたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この6月に人口減少危機宣言というものを、かつては4町足せば4万人の時代であったわけで、合併したときに3万8,000弱、今は既に3万6,000を切ってしまうと、伊豆市の将来にとって人口減少というのは私は一番大きなダメージなんだろうと、こう思っています。他方、マクロの中で、日本の全体の中で人口推移というのは2050年、つまり今から40年後ですね、40年後に日本の人口が9,000万、あるいはもっと厳しい数字では、そ

の先には7,000万になるという全体的な流れがあるわけです。

私はどこが見積もったのか実は承知していませんが、先日、熱海の市長さんに伺いましたら、今、熱海は4万人ぐらい人口があるんですけども、2030年で2万7,000で、2050年になると、あくまで計算の上ですけども、人口ゼロと、こう言われたというんですね。つまり日本全体の人口が減っていき、そして都市部以外は激減していくという傾向の中で、恐らく極めて高い確率で伊豆というのも人口は減り続けるんだらうと私は思っているんですよ。

しかし、東京から2時間、2時間半、そしてこの環境の中で、伊豆市はそのまま流されるままに人口が減っていくようなことを、それでいいのだろうか。我々はまだやるべきことがたくさんある。それも包括的な政策の中で、ここの流れに打ち勝つ方策がまだあると、それを試してみたい。これは勝率が低いかもしれませんが、しかし、試してみたいということで、そこに政策を集めるということで人口減少危機宣言というものを outsizing させていただいたわけです。

それで、その中でよく今、官僚批判が強いんですけども、官僚の無謬性と、あと計画の無謬性というのがあるんですね。計画は立てたんだからそのとおりやる、そのとおりなる。確かに計画の中で目標というのは大事で、3万5,000なら3万5,000に向かっていろんな政策を集めていく、それが計画なんですけど、それが成功することだけを前提にやるという危険性がある。やはり常に失敗する危険性、あるいは失敗した場合にどこまで振れるのか。計画というのは必ず幅があります、その結果の中で。その幅の中でいい場合と一番悪い場合と、やはり政策というのは、行政というのは、その幅の中でうまくいった場合も、あるいは残念ながら失敗した場合も、これは将来に必ずその政策は核となって残っていく、積み重ねられていくという幅の中で私はやるべきだと思っているんですね。

それを考えたときに、将来子供さんが300人の出生まで戻ることやりたい。しかし、今は200、180と減っている。その中で考えたときに、2クラス、あるいは一番いいと言われてる3クラスのためにも、今考えておられる、伊豆市では4つ、あるいは5つの小学校というのがおよそ考えられる幅の中で最適だらうということで、私は教育振興審議会の4校ということに対して、4か5はわかりませんが、それは適正規模だらうと。それは人口減少危機宣言の包括的な政策の中で、その箱の中に入っているのだからと、こう考えています。

教育だけを切り離すなということですが、確かに教育だけをピックアップして政策というのはできるわけありませんが、私は伊豆市に生まれ育てられる子供たちに、それによって可能性とか教育環境を狭めてあげたくはない。やはり教育環境というのは可能な限りよくしてあげて、そして将来の子供たちの夢がちゃんと可能性が広がるような教育というのは、これは特別の配慮をしても私はいいのではないかと、こう考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 最初の部分ですけれども、私が言うのは、学校をなくなすということが人口減少に拍車をかけないか、そのこの相関関係を言っているわけです。例えば、今、東駿河湾環状道路が一部開通して、けさの新聞にも函南町がこの東駿河湾環状道路の開通を第三の夜明けだというところえ方をして、これを機会に活性化を24年までにしていきたいというところえ方をしているわけですね。それは函南に限らず、我々のほうもそうですね。函南まで通じて、それでいわゆる2つの有料道路が無料化されるということになれば、今度は例えば熊坂地域から北上だとか南駿地域に通勤で通える人も本当に30分程度で行けるのじゃないかと。そうしたときに、やはり非常に有望なベッドタウンとして熊坂地域、また牧之郷にしても、また大平の今度はインターができてという、そういうふうな地域も、そういう活用の仕方が今までとは全く違う交通アクセスが充実してきて、そういうことで人は住みやすくなる。

田舎に入れば当然土地も安いわけですから、そういう面では十分これから人が住んでくれる地域に変わり得るという希望が、私は大きく希望を持っているわけですが、そのときに例えば熊坂に土地を求めたと、そうしたらそこにはもう学校はなかったと。やはりそこに僕は一番、人口増加と学校がなくなるということは相反比例してしまうのかなと。あるいは、そこには学校があって、若い人たちが住んでくれる、そして人口もますますふえていくという、やはり私はそういう政策というのがだれが考えても普通の政策だと思うわけですが、学校がなくなることはイコール人口が減少することに結びつかないと。市長の答弁は聞かなきゃなりません。

それと、もう一つ、うちのほうですが、やはり通告に書いてありますとおり、本当に修善寺小学校のあたりはもう市街化区域が全部埋まりましたよ。それはもう彼らが学校と保育園が本当に近くにあるからここへ住んだんだと。だから、やはりこれから線引きを見直するのも市長は非常に難しい話だと。確かに難しいですね。しかし、人口が減ってくる実態というのを解決するためには、どんどんやはり政治力を発揮していただいて、線引きの見直しもしてもらおうというようなことしたり、昨日も質問にありましたが、有料道路の無料化というのもそれこそ我々も一丸となって無料化を働きかけていってとか、そういう積極的な人口増加策というものをまず猛烈に前へ出して、全面的に市長が引っ張っていってくれるようなことをやはりするのが先じゃないかと。

それでもなおかつ、いろんな手段を講じてもやはり人口が減り続けて、もう熊坂小学校も修善寺小学校も東小学校も複式が目前だよというようなことでしたら、今の議論が出て私納得します。ただ、その前にやることがあるのかなと思いますけれども、その辺の市長の所見を伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 結論の前に、議員がご指摘になったことは、私は全く線引きの見直し

に代表される国と地方の関係、これは大変私も不満を持っていますし、ぜひ見直ししていただきたいと思っておりますし、これはきのうお答え申し上げましたことと関係するんですが、この新しい政権がどのような方向に行くのか、正直言ってまだ見えてこない。ぜひ、少し時間がかかるんでしょうけれども、国の役割、地方の役割、そして地方の権限と責任というものをもう一回しっかり見直しいただければと、これは大変期待しているところでございます。

ただ、確かに場所によって学校があるから職場があるから外から入ってこられる、環境もいいしということで、当然期待し、それを誘導する政策をやりたい、やっていくつもりではございますけれども、今どんどん社会的流出がおおよそ亡くなる方引く生まれる方の差が200人、それ以外に就職と進学で市外に出られる方が200人弱ぐらいで、伊豆市の人口は減っているわけです。そうすると、まず職場をつくらなければ、この市から外に出る流れはとまらない。

ただ、残念ながら、大変数は少ないんですが、伊豆市から通えるのに、お隣、近傍のまちに実は住まわれている方もいますね。そういう方を伺うと、少しでもやっぱりいい教育環境に子供を置きたい。あるいは市内でも、実は学区はあるんですが、大変残念な申し上げ方なんですが、境界線ぎりぎりのところはあえて私はこちらに子供を行かせたいという方もあるんですね。これは決して数は多くはありません。しかし、やはり親御さんにとっては、あるいは子供さんにとっては、今の伊豆市の規模というのは170人しか生まれていなくて12の小学校ですから、これは大変残念なんですけれども、子供たちの教育、将来のことを考えると、やはり今のままの数というのは適切ではないんだろうというように考えているわけです。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 最後に質問したいと思っておりますが、やはり今回の計画は地域性を考慮していないと、私はそういうふうに思います。例えば、土肥南の周辺住民の皆さんたちは、もう我々の地域もどうしても人口はふえていく、また子供がふえていく可能性が少ないな、無理だなという判断のもとに、やはりこの再編計画を同意したと、そっちのほうがいい選択だと、いいんだと、それはそれで地域の選択として結構だと思います。否定も何もしません。

ただ、やはり自分の例のことばかり言って申しわけありませんが、例えばうちのほうでも昔からの先祖伝来のたとえ小さな田んぼでも畑でも持って墓を守って家を守るといふ、そういう家が大半です、田舎で。そうすると、確かに今、長男がもう50過ぎても嫁をもらっていないという家庭が何軒もあります。しかし、現実には外へ出ている妹、弟の子供を迎え入れて家を継がせると、現実にはそういうのも出てきました。そのときに、やはり今彼らは、いや、困るよ、そこで学校がなくなっちゃうと育てられないじゃという話が現実にあるわけです。ですから、やはりこれからのこの計画を進めていく上で、今、審議会の皆さんたちがどれだけ各地域のいろんな実情、現状を把握しているか知りませんが、地域の実情を十分踏まえて、地域住民の意見も十分聞いた中で、やはり市長としての結論を出していただきたい。そんなことをお願いして、質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、地域の近くに学校があってほしいと、この要望はよくわかるんです。ですから、これは私どもも教育委員会も好きで学校を減らしているわけではない。先ほどから申し上げましたとおり、まさに子供のことを考えると、教育環境としていいものをつくってあげたい。そのために通学だけなんです。学校が伊豆市からなくなるわけではなくて、通学距離が遠くなることはこれは間違いない。そこで、通学については小学校であれ中学校であれ市が、つまり伊豆市というのは大人全員が子供たち全員に対して必ず通学を確保してあげるということで今対処しているわけでございます。

2年ほど、私は友好なる平塚市に七夕で伺いまして、平塚の市長さんにこの話を申し上げましたところ、市長さん、70過ぎの女性の方なんですけど、お父様が九州の鹿児島で、もう70の方ですから多分かなり以前だと思えますけれども、町長さんをされていたそうです。学校再編成のときに大反対に遭って、町長一人でやり遂げたという話をこの間伺いまして、今になって大変評価をされている。あのとき町長さんが大反対の中で学校再編成を進めて、でも今、あの後考えて見ると、やっぱり子供たちにとってよかったなというような話を平塚の市長さんにしていただきまして、地域地域の環境というのはよくわかりますし、私もなくなった狩野中学校に対する思いはありますけれども、やはりここは子供たちの将来の可能性を第一優先に考えてあげるべきではないのだろうか、こう考えている次第でございます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 最後の質問という、さっきはそうやって最後の質問をしたわけですが、こういう答弁をもらってしまうと最後の質問にならなくなって、いや、弱ったなと思って今は手を挙げさせてもらったわけですが、やはり市長の一つの、いいですよ、目標があって。しかし、それを実行するときに、やはり住民の意見というのはエゴじゃないと。学校をなくなすという、困るよと、それを地域エゴだというとらえ方をされちゃうと、全く地域は声が出なくなりますよ。だから、地域は子育ても非常に大事ですよ。だけれども、地域が人が住まなくなっちゃったら、子供だってそこにいない、もうそこに教育なんていうのは乗っかってこないわけですよ。

だから、やはり地域の中にある教育だけを切り離して考えるのはおかしいでしょうというのはそこを言うわけですが、私は地域地域によって実情が違うから、そこに合ったものをこれから慎重に判断していただきたいという旨をさっき、その言葉で最後にしようと思ったわけですが、今、絶対的な自信でそれを進めていくように私も伺ったものですから、自分の意思が、それは市長の姿勢はいいですが、そのところではやはり住民の声も十分配慮しながらやっていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） これで三須重治議員の質問を終了します。

西 島 信 也 君

議長（飯田宣夫君） 次に、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は通告に従いまして一般質問を行います。

まず1番目でございますが、学校編成の真の目的は何か、教育費の削減、教職員の人件費の削減ではないかということでございます。

今、市及び市教育委員会では学校再編成を進めようとしていますが、その理由として教育長は、学校では多様な友達、あるいは教職員との触れ合いを通して全人的な教育を目指すということを考えると、一定規模を持った学校のほうがよりよい教育ができるとしています。また、市長は、伊豆市における最適の教育環境は1学年2クラス、あるいは3クラスの学校であり、たとえ1クラスであっても10人ではなく30人であると。そのようなことができるのに、どうしてあえて小規模のたくさんの学校を残す必要があるのか。再編案の中では、通学距離を犠牲にしても、結果としてそのほうが教育環境がいいのではないかという議論を再三させていただいていると、こう言っております。まず私は、教育長、市長の言っていることに対して非常にうさん臭さを感じるわけであります。

そこで、1点目の質問ですが、この学校再編成は教育環境のためとしておりますが、本当の理由は何か。将来の教育費の費用削減の面、あるいは教職員の人件費削減等のことは全く考えていないのか伺います。

2点目、市長は1クラス10人はだめで30人なら最適の教育環境だと言っておりますが、それでは20人ならどうなのか伺います。

2番目の質問、し尿処理施設整備計画の進捗状況について。

新し尿処理施設基本計画策定業務委託料415万円が平成20年度から繰越明許費となっておりますが、処理方式の方向性、用地選定等、進捗状況はどのようになっているのか伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの西島議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、学校再編成につきまして、本当の理由は将来の教育費の費用削減、あるいは教職員の人件費削減とのことは全く考えていないのか。これは全く考えておりません。

2つ目の、1クラス10人なら、あるいは30人ならということですが、これはいずれにしても土肥と土肥南小学校の場合には1クラスにしかならないわけですね。土肥南小学校は今10人程度、10人きっちりということは10人程度、一緒になれば30人程度、これはいずれ1クラスしかできないんですが、これも先生方に伺いますと、同じ1クラスでも30人であれば10人

ずつグループ分けをしたり、15人ずつ2グループに分けたり、いろんな教育のバリエーションが広がるということで、同じ1クラスでもやはり30人程度というのは有効ですよというように、これは先生方のコメント、アドバイスでございました。

次に、し尿処理の関係ですが、ご指摘のとおり、新し尿処理施設、私は清流化センターと呼んでいるんですが、基本計画策定業務委託料を繰り越しをしております。その内容は、施設整備計画と建設候補地選定業務となっております。したがって、まず建設候補地が決まらないことには、その計画が当然進展しないわけですが、まだ用地選定には至っておりません。今後、これから用地選定及び処理方式についての基本構想を踏襲して、私はこのような施設は市が一方的に決めて、ここでお願いをしますというやり方ではなくて、広く市民の皆さんの声を聞きながら用地の選定をすることとしたいと思っております。まだ、構成は決まっておりますけれども、ぜひ用地選定のための特別な審議会か委員会をつくっていただき、私はその中にぜひ議会の代表の方もお入りいただきたいというように考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

西島議員。

6番（西島信也君） これは再質問といいますが、一番目の学校再編成の真の目的のことで2点目の質問ですね。20人ならどうかということですがけれども、これについてお答えがないので、これは質問に数えないでください。事務局長も質問に数えないでくださいよね。20人ならどうかということにお答えいただいているから。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 10人はだめで30人はよくて20人ならどうかというのは、今回の学校の再編成の議論と余りかわりはないと思うんですが、20人は10人より多くて、30人よりグループ編成はしにくいだろうなということではないでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今の答弁ですと、まさにうさん臭さを感じるわけであります。これは先ほど三須議員の質問にもありましたですけれども、学校があれば当然校舎がある、古くなれば建てかえもしなければなりませんですね。そうしますと業者に仕事があると、そうしますと地域経済が活性化すると、こういうことになるわけです。また、学校再編成により教職員が伊豆市で100人も減ってしまう。教職員が学校に勤めていれば、その家族もそこで生活すると、地域社会が保たれていくと、こういう関係になっているわけですがけれども、学校があるかないかということは、その自治体にとって大変大きな影響を及ぼす大問題であります。

教育長は教育のことだけを考えていけばいいのかもしれませんが、市長は市全体のことを考えなければいけないと思うわけですが、私が6月定例会の一般質問で、学校再編成と人口減少対策とは政策の整合性はないのではないかと、こういう質問をしましたら、

それは分けて考えると、今は教育のことだけ議論するんだと答弁しましたですね。先ほど、三須議員にもそのようなことを答弁しておりましたが、人口対策は別なところでやるんだと、これは市長としてはまさに詭弁じゃないかと思うわけでございますね。教育長ならそういう答弁でいいかもしれませんが、それでは市全体のことを考えるべき市長の職務をまさにみずから放棄しているじゃありませんか。このことについて、市長の職務についてどう考えるのか、答弁を求めます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、ご指摘のとおりであることが1つ私は思うんですが、教職員は100人程度減ると思います、12の小学校が4つになれば。それで、先日、県の市長会のときに知事さんがおいでになりましたので、伊豆市はこういうことをやろうとしています、大変厳しい選択です、教職員はこのままでいくと100人程度減る可能性があります、特段のご配慮をお願いしたいということを申し上げたら、ご回答いただけませんで、これからもう一度県教委のほうに、どのような特別のご配慮をいただけるのかどうなのか、確認をさせていただきたいと思っております。

人口対策政策とむしろ逆ではないかということは、先ほど三須議員にもお答え申し上げましたとおり、人口対策というのは本当に日本の全体、伊豆の全体の将来に対する本当にもう全力での闘いなんです。その中で包括的な政策をやっていく、産業政策もやる、福祉政策もやる、医療も考えなければいけないという、もう本当に全力での闘いで、その中で学校というのは大切な一部ではあるけれども、その学校を全体の伊豆市の政策の中で考えるときには、私は子供さんのことを考えたい。

なぜかと申しますと、主権者と有権者は違うんですね。主権者というのはゼロ歳の赤ちゃんからお年寄りまで全部が主権者ですから、有権者というのは選挙権のある二十以上の方ですけれども、私は主権者でもある子供たちの将来の可能性をなるべく広くとってあげたい、その観点から今いろんなご議論をいただいているわけでございまして、これまで教育振興審議会、あるいは教育委員会の中で計画を立てていたことに対して大きな誤りはないのではないかと、こう考えているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） ただいま市長から答弁いただいたわけですが、知事へ伊豆市は学校再編成で100人教職員が減るから何とかしてくれということをお願いしたということなんですけれども、だからそういうことをお願いするんだったら、何もわざわざ減らすことはないんじゃないですか。私はそう思いますけれどもね。何を無理して減らすんですか。おかしいじゃないですか。

それから、主権者のことを考えて言っているというんですが、じゃ主権者に話を聞いたんですか。何も聞いていないのに、そういうことをそれは勝手に市長が考えている、思ってい

ることじゃないですか。まあいいです。次にいきます。

私は先月、三島市の市山新田、これは箱根へ行く途中のところにあります坂小学校というところへ、これは小規模の小学校ですね、そこへ行ってきました。そこで校長先生にお話を伺ったわけですが、この坂小学校はいわゆる小規模校ですが、小規模特認校というのに指定されておりまして、児童数は95名、1クラス平均16人弱ですが、その95名のうちの16名が学区外から通学しております。これは遠くからでも坂小学校の教育を受けたいという、子供はわかりませんが、親御さんのそういう願いからその16人が学区外から来ているわけですね。

この小学校は、学習面でいいますと英語教育に非常に力を入れております。普通の小学校では5・6年生が年35時間の英語の授業を受けておりますが、ここでは1・2年生が年15時間、3年生から6年生まで普通の学校と同じように35時間、3・4年生は特別に35時間のALTさんの授業を受けているということですね。そのおかげでしょうか、三島市内の中学校での英語のスピーチコンテスト、これはこの卒業生が常に上位を占めているということでございます。また、放課後は児童に個別指導を行っておりまして、全国学力テストでは国・県のレベルよりはるかに上へいっていると、こういうことを校長先生がおっしゃっていただきました。学力テストの成績ですね。

学習面以外では、子供たちは2つのクラブへ入り、特に男子ソフトボール部では三島市内の小学校の大会でクラブ員の人数が少ないにもかかわらず毎年優勝しているということです。そのほか合唱団の活動をしているとか、いろいろ聞きました。外国の子供たちとの触れ合いを年に1週間ぐらいいやっているといろいろ聞いたんですけども、とにかく子供たちは伸び伸びと育てられて、小規模校のハンディキャップなどみじんも感じさせないと感じました。私は、むしろやり方によっては小規模校のほうが高いレベルの教育が実現できるのではないかと感じたわけでございます。

そこで質問ですが、市長は前に小規模校は必ずしも悪くないとは言っていたんですけども、とにかく1学年2クラスのほうがもっとよいと言っているわけですね。2クラスのほうがいいと、30人学級のほうがいいということですね。この理由というか、ちゃんとした理由とも思えないんですけども、したがって統廃合せにならないと言っていたんですけども、私が今申した坂小学校の例、私は坂小学校というのは小規模校にもかかわらず大変いい教育をやっていると、これは小規模校ならではのメリットが出た学校じゃないかと思うわけですが、市長は私の今の話を聞いて、小規模校への認識、あるいは偏見を改めたかどうか、これをお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は小規模校への偏見を持っているとは自分では思っていないんですけども、前も申し上げましたが、知・体・徳の知だけ、つまり読み書きそろばんだけなら、

これは少人数でも1対1でも、ひょっとしたらそのほうがいいかもしれないし伸びるかもしれないということは申し上げてきた。塾の先生と1対1でやれば、読み書きそろばんは多分30人の1クラスよりもよくなる。つまりテストの成績は多分よくなるんだろうと思うんですね。

ただ、学校というのは、先ほど申し上げましたとおり、地域の伝統を愛する気持ちだとか、地域の自然環境を敬愛する心だとか、知育・体育・徳育のバランスだとか思っておりますので、小規模校のよさというのは、伊豆市には大規模校はできませんので、せいぜい2クラスか3クラスの中規模の学校の中で小規模のよさ、例えば中伊豆には中伊豆の特性、修善寺には修善寺の特性を踏まえた特別ないい教育というのはできると思うんです。それは大はやはり小を兼ねるんだろうと思うんですが、しかし1クラス6人、子供さんが男の子が2人か3人の中で、その中でバレーボールやれ、ソフトボールやりなさいというのはできないわけですから、やはり選択肢、可能性というのは一定規模が望ましいのではないかというところは、議員もごらんになっていると思いますけれども、この適正規模と適正配置に関する答申書の中の結論というのは間違っていないんだろうと、こう考えています。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今の質問ですけれども、教育長さんはどのようにお考えになるか。要するに、小規模校は悪いのかどうなのかということですね。教育長さんにもお伺いいたします。

ちょっと今のは3回目です。同じ質問ですから3回目にしてください。同じ質問なんだから。

〔「通告がないとだめです」と言う人あり〕

6番（西島信也君） 通告がなきゃだめ。教育長には質問できない。質問できなきゃいいですよ。では、いいです。

議長（飯田宣夫君） 教育長が答えるそうですから。

6番（西島信也君） まだ3回目ですよ。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 坂小の話は多少僕も勉強をしてありますが、かなり無理をした行政上の措置だというぐあいには聞いております。ただ、一定の成果を上げているという話はもちろんあるようには聞いております。小規模校のよさという問題は、この1年再三お話をしていますので私は認めますけれども、より以上に社会性等々の発達については疑問を感じているところです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） それでは、4回目の再質問をいたしますけれども、その前に今、市長が言った伊豆市教育振興審議会の答申ですね。伊豆市小中学校の適正規模と適正配置に関す

る答申ですが、今、見ろと言うから私も見ているんですけども、この5ページ目に小規模校のメリットとデメリットと書いてあるわけですね。デメリットのほうをいいますと、多様な価値観を取り入れる機会に乏しいため、知的刺激が少なく、また考えを深める学習ができてにくい、学級対抗ができないなど、児童生徒間で刺激し合い切磋琢磨する機会に恵まれていない、集団としての規模が小さいため、社会性などが育ちにくい面がある、こんなことが書いてあるわけですけども、私、こんなことをしゃべるつもりはなかったんですけども、今、市長が見ろというから見たわけですけども。

実は私は坂小学校の校長さんにこれを見せたんです、このメリット、デメリットのこのところを。そうしたら、坂小学校の校長先生が何と言ったかと、笑っていましたよ。こんなことを書くのは教育に携わったことのない人間だと言っているんですよ、坂小学校の先生は、だれがこれをつくったか知りませんが、伊豆市教育振興審議会で作ったんでしょうけれども、とにかくそういうことを校長さんは言っていましたですね。実際に学校教育の指導をしたことのない人がこういうことを言っているんだと言っていますよ。まあいいです、それは。

市長は最適の教育環境、日本一の教育環境をつくると言っておきながら、今まで何一つ説明をしていなかったですね。先ほどの三須議員の質問にも答えていない。こうやったら日本一の教育環境になるんだということは言わないで、ただ2クラスと30人の学級がいいぞということを、まるでお経のように唱えているだけなんですね。念仏か、お題目か知りませんが、まるでお経ですよ。

私が前定例会で言ったんですけど、教育環境を構成するものが3つあると。これは実は松本議員に教わったんですけども、それは人、物、地域であると。人、物、地域、学校の教育環境ですね。1つ目の人とは、これは先生ですね。優秀な教職員を確保するということが1つ。2つ目の物とは校舎を含めた教育施設、これの充実。3つの地域というのはPTAを含めた地域の支援体制ということですね。3つあるわけです、最適な教育環境の要素というのは。地域の支援体制を別にすれば、教職員の確保、教育設備の充実、こういうのも金が必要なのは当然であります。ところが、市長は三須議員の質問に対しても精神論で言っているんですよ、精神論で。これは地域の特性に応じてやらなきゃならないとか、あたかも精神論にね。これは昔を振り返りますと、旧日本陸軍の発想そのものですよ。物資と金も何も投入しないで、それで戦争をやろうという、そういう旧日本陸軍の発想じゃないですか。

日本一にするためには当然相当多くの市の予算を投入しなきゃならない、これは当然でございます。先生だって市の予算を使って呼んでこなきゃならない。日本一にするためですよ。研究費負担もそこへ入れなきゃ当然足りないわけでしょう。教育施設も、例えば校舎にしても何にしても、補助金その他をもらうにしても、それとは別に莫大な市の予算を使わなければ日本一になるわけがないじゃないですか。市長は今後、学校統合を強く言っているんですけども、今までより何倍の教育予算を使うつもりなのか。何倍といかなくても何割でもい

いんですよ。それを考えているのか考えていないのかお伺いしますというのが1点目。いいですか。

2点目、先ほど1クラス20人の学級ということで、あれじゃとても答弁にはならないと思うんですけども、30人がよくて10人じゃだめだと言って、20人はその中間だから、いいだか悪いだかよくわからないわけですけども、とにかく市長は20人でも悪いと、統合すべきだと、こう言っているわけですね。私どもが住んでいる修善寺の小学校、修善寺に4校ありますけれども、皆、今現在20人、何年か後でも、五、六年か後でも20人ですよ、1クラス。1クラスで1学年ですね。20人なんですよ。これをも統合しようとしているわけですよ、市長は。

それでは、土肥小と南小が合併すれば30人の学級ができると言っているわけですけども、仮に合併するとして、まだ決まったわけじゃないんですけども、合併するとしたらどうなるかと。土肥小と南小が合併して4年後に合わせて児童数は116人なんですよ。116人、1学年平均20人弱なんです。4年後ですよ。今は30人のクラスもありますけれどもね。これをどう考えるんですか。では、土肥もそのときになったらどこかと合併しようというんですか。西伊豆と合併しようというんですか。どうですか。それをお伺いします。2点お伺いします。議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 精神論ではないかということですが、私はやはり行政を進める上では哲学というのは必要なんだろうと思います。学校の教育、子供の教育というのはどのようなものであるべきかという、やはり哲学というのは大事なんだろうと思っております。昨年来、教育というのは大人すべてで子供すべてを育てていくのが教育ではないかと。その中で学校教育というのは非常に重要な地位であり、そこはプロの先生方がおられる。したがって、私が、先ほど教育委員の話もありましたけれども、ほかの市町ではやっていない出産準備金から子供の医療費の小学校6年生までの拡充であるとか、要するに子育て全体に大人が全部で子供を見るという観点から、子育て支援に対して予算をつけさせていただいているわけです。

私は伊豆半島の中で他の市町に決して負けていない、大きなくりの中で教育費というものはしっかり考えているし、今、来年の4月からは、地域に非常に差のある通学費負担というのも市全部で負担すべきではないかということで通学費負担も今考えているわけで、これはもちろんこれから皆さんの予算の承認をいただくわけですけども、必要になるわけですけども、やはり地域全部で子供全部を育てる、その中の学校の教育についての今の議論の中で、そしてそこで適正規模に関する議論であるから2クラス、3クラスという話が出てくるわけですね。

そこで、2つ目の土肥小学校は4年後に116人になるではないか。それは確かに1クラス20人前後ですから大変小さな学校になりますね。では、それを単に2クラスのためにあの船

原峠を越えてこちらまで連れてくるか、それは全体を考えたときに子供たちの負担が大き過ぎるだろうと。4年後に今、土肥小学校をこちらと一緒にする、あるいは狩野小と一緒にする、西伊豆と一緒にするということは現時点で考えておりません。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、子育て支援に伊豆の各市町と比べて負けないほどのやっていると、そういうお話ですけれども、私が言っているのは小学校に対する学校の教育に対する予算をどうするのかということを行っているわけですね。そのことについて答えていないと思いますから、それは事務局長、4回にしてください、答えていないから。学校教育に対するあれですよ。何も子育て支援全体のことを言っているわけじゃないですから。それに答えてください。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） いいです、いいです。4回目でいいや。だから、事務局長が決めることじゃありませんので、私が。

では、市長、答弁願います。

市長（菊地 豊君） 先ほど来、議論の中で学校教育になったり教育になったりしているので、私は教育という観点から考えれば、大人すべて、子供すべてを教えるという教育だと考えておりますので、全体の予算をつけておりますというご説明をさせていただいたわけです。学校教育についていえば、特に教職員の問題は一定の枠がありますけれども、今まずは県教委のほうに、この特段の環境の中で整理をすることで大変我々も苦しい選択を今しようとしているわけですから特段のご配慮をお願いしたいと。それがなされない場合、県の配慮がなされない場合には、特に一番大事な先生方の加配を市単独でもやるかどうかについては、現時点ではまだ自分で成案を得るには至っておりませんが、検討はしてみたいと、こう考えております。

そのほか、いわゆる学校施設とか、あるいは教育器具に関する手当というものは、これからもしっかりしてまいりたいと考えています。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今、お答えを伺ったわけですがけれども、私が最初の通告した質問の中に、うさん臭いということを書いてあるわけですがけれども、まさにうさん臭い答弁ですね。学校の予算、あるいは教職員の減とか、そういう費用のことは全く考えていないという答弁が一番最初にあったわけですがけれども、それだったら考えていないというのは、じゃぶやすということも考えていないということなんですかね。何も全然よくわからないわけですがけれども、とても納得できる答弁じゃないと思いますね。

それから、もう一つ、先ほどの土肥小が合併した場合、土肥に小学校ができると、20人になったらどうするんだという質問をしたわけですがけれども、土肥からじゃどうやってこっちへ来れないよということがあるわけですね。それはそうでしょう。だって、20キロ、30

キロ、場合によっては40キロもあるという学校、そういう通学になるわけですから。では、私が前定例会からも何回も言っているんですけども、20キロの通学が考えられなくて、何で10キロの通学は考えられるのかということがあるわけですよ。これが不思議なところでですけども、まずそれを1点質問したいと思います。

それから、もう1点、この問題について最後の質問ですけども、その土肥の学校のことですけども、来れないと、だから土肥にはどうして残した。それは残すのは当然かもしれませんが、それじゃ市長がいつも言っているところの公平ということはどう考えているんですか。公平さ公平さ、みんな各市民は公平にしないととって、それでごみ袋も手数料を値上げしたわけでしょう。何で土肥で、土肥は離れているから特別かもしれませんが、何で土肥だけ特別にしようとするのか。公平さから考えてどうですか。さっき市長は哲学がどうのこうの言っていましたけれども、哲学がないんじゃないですか、これには。おかしいと思いませんか。ちょっとその2つ、答弁をお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、土肥小学校の問題ですが、これはまだ将来の議論が尽くされておられません。小中一貫校にするのか、あるいはこれは大変難しいと思いますけれども、小中高で12年でやるのか。もし県のほうが、じゃ12年というのをやってみようかということであれば、日本で初めてかもしれませんが、4・4・4制も不可能ではないんですね。小学校4年生、中学校4年生、高校4年生。これは教育の専門家の方に伺うと、小学校4年生10歳までというのは、やはり5年生以上と違う。ドイツなんかは小学校4年生なんですけれども。これは実は地域で小さな、昔、分教場があったんですね、いろんなところに。あれは大体2年生とか3年生までで4年生からは違っていたんですが、それは一つのやっぱり整合性、合理性というのはあったんだそうです。

ただ、それがいいのか、市でできる小中一貫校でやっていくのか、あるいは中学校はやっぱり大きなところにする、この議論は全くまだなされていけませんので、土肥小学校の将来というのはやはりもう少し大きな枠の中で考えていかないと方向が出てこないだろうと。それで、まずは土肥小学校の再編成、土肥小と土肥南小学校の合併ということを先行してやらせていただくということでございます。

それから、距離の問題なんですけど、これは10キロがいいか20キロがいいか、これについては何キロがよくて何キロが悪いという議論は多分余り合理的な議論にはなっていないだろうと思うんですが、ともあれやる場合には、これからは既におおむねの当初の方針が教育振興審議会からなされ、教育委員会のほうで3月25日に計画が出され、今いろんなところで教育委員会は地域の皆さんとお話しさせていただいています。その中でいろんな問題も出てくるでしょうし、あるいは最後まで反対が強いところもあるかもしれないし、それは教育委員会のほうで地域の皆さんとしっかり話をして、解決できる問題なのか、あるいはどうして

も解決できなくて計画を変えるのか、それは地域の皆さんと教育委員会のほうで、これはしっかり議論がなされていくだろうと思っています。余り距離が何キロかというのは、ここでちょっと距離の議論をしてもいかなものかと思うんです。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） もう5回目済みでしたから、この質問は終わりますけれども、最後にちょっと私の感想を言いますと、市長はよく、保育園から考えて9年間、同じ学校というか同じ仲間っていると、これは教育委員会がいますけれども、序列化が進んでよくないということを行っているわけですが、土肥をやり玉に上げるわけじゃないんですけれども、土肥は幼保一元化で同じになると、小学校は統合で同じ、中学校は同じ、12年間じゃないですか、土肥はね。12年間同じ子供たちと同じ仲間です。それで序列化が云々なんていうのは何かおかしいと思うんですけれども、まあいいです。これはまた後で議論をしたいと思うんですけれども。

それでは、次に新し尿処理施設、これにつきまして再質問いたします。

この基本計画策定業務委託をしてから、これは発注してから1年近くたっていると思うんですけれども、1年ですよ、1年たっていると思うんですけれども、処理方式はどうかさっぱり見えてこないわけですね。用地等のそういう関係もあるかとも思うんですけれども、この策定業務委託、これはいつまでにやるおつもりなのか。

それと、もう一つ、現在の業務委託の進捗状況は大体何%と見ているのかお伺いいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、お答えをいたします。

この策定業務につきましては、平成21年10月30日を一応完了と見ております。ただ、議員さんもお存じのように、非常にこの業務、用地選定で将来的にも問題があるだろうということから、その用地の問題が解決しないと……。

〔発言する人あり〕

市民環境部長（渡邊玉次君） すみません。では、最初からやりましょう。いいですか、途中からで。21年10月30日というのが一応完了期限になっております。問題は今回の基本計画のお願い事は施設整備計画、それから建設候補地の選定という項目になっております。これは大きく分けてでございます。そういった中で、進捗率がどの程度かということでございますが、実際10%から90%のような分類になっております。ただ、平均しますとおおむね50%かなという状況でございます。というのは、用地選定が非常に難しゅうございまして、これをどういうふうにするかということに、先ほど市長が言ったように、用地の選定の委員会を立ち上げないとなかなか絵にかいたもちになってしまうだろうということがございまして、今回市長の答弁のように選定委員会をつくらうということでございます。

なお、この業務委託については、その段階で業者と検討しまして、状況によっては途中で打ち切りをすると、契約変更するということも考えざるを得ないというふうに考えております。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 私、この業務につきまして、業務委託は何をやっているんだということはないんですけども、ちょっと心配ですから伺いするわけなんですけれども、要するに処理方式、前に当局からまた処理方式の特徴ということで、再処理センターと再生処理センター、下水道投入施設、この3つあるわけなんですけれども、お話もありましたけれども、用地が決まらなければやり方も決まらないというのも1つあるわけなんですけれども、10月31日までという、もうあと二月ないわけですよ。それで、これができるのか。

打ち切りというようなことも考えるということなんですけれども、打ち切りだと、この計画は頓挫してしまうわけなんです。困るわけなんですけれども、そういうことになる可能性が高いような気もするわけなんですけれども、そうしますと、し尿処理施設整備のスケジュールということで平成26年度までにつくるよというようなことがあるわけなんですけれども、これが狂っていっちゃうわけですよ。そこら辺、合併特例債の関係もあるのかもしれませんけれども、そこら辺スケジュール、これで立派なやつをいただいたんですけども、もう初年度から狂っているということじゃちょっと困るような気もするんですけども、そこら辺はいかがでございましょうか。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） 議員のご心配のとおり、我々も実は非常に危惧しております。現実的には柏久保のほうの連絡協議会といいますか、そういう会合でもいろいろ打ち合わせを5月、7月と2回ほど行いました。大変厳しい状況でございまして、これらを踏まえると非常に難しいのかなという気はしております。

ただ、処理方式で、単純に言いますと3方式と言いましたけれども、大きく分けると2つになるわけですが、この2つの方式で考えているときに、一番早い方法で、用地がすんなり決まれば下水道等に、いわゆる流域下水に入れる方法が一番早いわけですが、現実的には下水道区域というのを当時の修善寺町時代からつくってありまして、その状況を見たときに、じゃこの土地にということになりますと非常に難しいのではないかとというのがこの状況の現状なんです。そうすると、単独でやるという方法が次に考えられます。単独でいいますと、ある程度用地はエリア的に広がります。そういったところで、じゃここにしようというやり方をしますと、行政主導でやってしまうと、また例の焼却場の問題と同じような状況になるということから、少し慎重にならざるを得ないということなんです。

どちらの方法にしても、そういった用地選定に当たっては議員さん、あるいは市民の代表の方、特に各種団体の長でないと、なかなかお願いしますよと言っても受けてくれないと思います。そういった方々に知識のある方を入れて構成して、それでその上で用地の候補地を

決めるようなシステムを考えていきたいと。その上で最終的な方向を市、あるいは知識人と決定するというような方向がいいのかなと今のところは思っております。

ただ、これは全国的にもこういう方法が今ほとんどでして、ほとんどとは言いませんけれども、こういう一般的に迷惑施設と言われる施設の工事をやる場合には、そういう方向がどうも現在では進んでいるような状況でございます。伊豆市も同じような方向のほうが広く市民の方に公開できますので、その方向のほうがいいのかなというように考えているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） し尿処理施設の整備というのは、土地交渉といたしますか、用地選定が非常に難しいと思うわけですね。事務局のほうもそういう点、大分ご苦労があると思うんですけれども、私ども議員、それからその他市内の有識者といたしますか、そんな方も皆さん、これをつくらなければならないと思っているわけですから、我々も協力できるところは協力してやりたいと思います。早期に建設できるようにお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで西島信也議員の質問を終了します。

ここで休憩といたします。11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

森 良 雄 君

議長（飯田宣夫君） 次に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

傍聴者の皆さんにはおしりを向けて質問しておりまして、大変申しわけありません。来年4月になれば本庁へ議会は移転する予定ですので、そのときは皆さんの前に向かってお話しできるようになると思います。

これから私の質問は、さきの三須議員、西島議員と別に諮って内容や順番を考えたわけではありませんが、三須議員、西島議員の質問は教育問題の大きな枠を取り上げておりますが、これから私は3点質問します。いずれも答えが出るか出ないか、簡単な問題だと思っておりますので、ぜひ当局におきましては前向きに、傍聴者にもわかりいいようにお答えいただきたい。

質問に入ります。

遊歩道の舗装について。

狩野川右岸、いわゆる牧之郷寄りです。堤防上にある遊歩道について伺います。

修善寺橋から野尻川、これは大仁との境までです。およそ2キロメートルの遊歩道です。市民の散歩道、通学路、ジョギングやサイクリングなど、多くの市民の皆さんが利用しています。安全な買い物への生活道路です。シニアカーも通ります。車の通行が多い県道を避けて、市民の安全な道路としての利用が多い道路です。残念なことに、一部舗装されていないところがあります。ちょうど中間に当たる牧之郷樋管の上、およそ七、八十メートルが舗装されていません。未舗装なのです。そのため乳母車やシニアカー、子供の自転車など、弱者の通行に難渋しています。私も毎日のジョギングで靴の中に石が入ってしまうなど難渋しています。

この道路は遊歩道ですが、牧之郷地区の子供たちの通学路としても利用されております。説明不足で申しわけございませんが、小学生は余り使っておりません。中学生とご理解ください。車の交通量が多い県道を避けて、安全なこの道を通学路として利用しています。教育長はご存じでしょうか。雨の日も、この未舗装の道を子供たちが利用しています。なぜ舗装されないのでしょうか。いろいろ理由があると思いますが、それらの理由を伺いたい。問題点を伺いたい。舗装する考えがありますか。問題点を解決する努力をしていますか。いつごろ舗装するつもりですか、伺います。

先ほどのお二人の議員の皆さんの議論のように先が見えない議論でなく、ぜひここで先が見えるような内容にしていきたいと思います。

次に、観光案内に移ります。

修善寺駅の観光案内について伺います。

市長さんは修善寺駅に総合観光案内所をつくりたいとお考えのようですが、それは観光案内所が必要と考えているからだと思います。伊豆を訪れた観光客に地元の人が案内することは大切なことだと思います。観光客によいイメージを与えることが大切です。

さて、市長さんは修善寺駅に案内人がいたことをご存じでしょうか。いつの間にかいなくなっていました。なぜいなくなってしまったのでしょうか。理由がありましたら教えていただきたい。

改めて、観光案内人を置きませんか。金曜、土曜、日曜日など、電車が来る、発車する時間だけでもいいと思います。観光客の多い日だけでも置いてはいかがでしょうか。総合観光案内所をつくるまでの間までも観光案内人を配置してはいかがでしょうか、お考えを伺いたい。

次に移ります。通学費です。

広報「いず」8月号に「学校再編成は今！」の中で、問い、質問ですね。通学費は無料になるのかという質問に対して答え、22年度から3キロメートル以上通学について全額補助できるように準備しています。3キロメートル未満だが、再編成に伴いバス通学が必要になる場合、特別な補助ができるように検討をしたいと考えていますとあります。3キロメートル以上にした根拠はなぜでしょうか、伺います。

特別な補助とはどのようなものでしょうか、その内容を伺いたい。

再編成になる子供たちだけでしょうか。牧之郷の子供たちのように、現在電車通学をしている子供たちに対する通学費の補助を考えてはいませんか、伺います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの森議員の質問に対し、答弁を求めます。

先に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1つ目の牧之郷の遊歩道の件でございますけれども、狩野川堤防上部は国土交通省の管理下にある河川施設となっており、堤防については国土交通省の管轄になっています。平成19年11月の狩野川改修促進期成同盟会要望活動で国交省中部地方整備局に当該箇所を要望を既にいたしました。また、ことし4月には建設課から国交省長岡出張所に打診したところ、用地が明確でないために舗装ができないという回答でございました。現在、伊豆市役所の建設課にて当該箇所の国土調査を進めているところでございまして、平成22年度末に境界確定できるものと考えております。今後も引き続き舗装されるよう国交省にお願いをしております。

次の修善寺駅の観光案内の設置について、2000年、9年前になりますが、伊豆新世紀創造祭が開催され、修善寺駅に、わかがるステーションを設置して、観光協会にて平成13年から19年1月まで観光案内をしております。平成19年1月から、修善寺駅舎の向かい、南側ですね。商店街入り口のところにイーラが開所したことにより、平成21年1月まで観光協会が委託をして、営業の傍ら観光案内をしております。しかし、イーラの同所撤退に伴い、観光案内も現在中断しているところでございます。

また、ことし8月から観光協会修善寺支部においても土曜日、日曜日、祭日の観光案内を修善寺総合会館事務所で実施し、あわせて浴衣の貸し出しなど職員2名を設けております。現在、修善寺駅再開発の計画が進む中で、伊豆市の玄関口となる修善寺駅に観光案内所を設ける計画も含まれていることから、今の駅の構内への仮設置も含めて観光案内の検討を鋭意進めてまいりたいと考えております。

通学費の問題につきましては、現在、教育委員会のほうに今詳細の検討をしていただいております。私からは、子供さんたちの親御さんの負担が不公平にならないように、その中で子供さんたちが歩く子供もできます。あるいは、距離はそんなに長くないけれども、歩道がないためにバス通学をせざるを得ないところも出てまいります。そのような詳細について教育委員会で検討していただいておりますので、教育長さんから細部についてはご説明があるうかと思えます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 初めに、遊歩道の件についてですけれども、修善寺南小の子供た

ちが当地区に25名いまして、通学の一部利用しています。ただ、議員ご指摘のように、未舗装の部分の前に牧之郷駅に電車通で向かうために、未舗装の部分は小学生は利用をしていないということです。中学生、修善寺中学校の子供たちが当地区には30名おりますが、15名は電車通で、残り15名が自転車でご指摘の箇所を利用しているということでもあります。

それから、通学費の件についてお答えいたします。

3キロメートルの根拠についてですが、旧町の合併前、各町で遠距離通学補助制度というのを行っておりまして、天城湯ヶ島が3キロ、修善寺が4キロ、中伊豆町が2キロ、土肥町は全額補助という補助をしておりました。合併するに当たり、伊豆市統一で3キロメートル以上という補助になったわけで、特段3キロメートルという根拠については、今言ったことが前提になって3キロということになったというぐあいに聞いております。

先ほど市長が申しましたとおり、住んでいる場所によって通学費の負担をなるべく差がないように改善したいと教育委員会でも考えておりまして、平成22年4月より、3キロメートル以上の通学をしている子供の負担をなくす方向で今考えているところです。

それから、特別の補助ということについてですが、例えば土肥南小学区の通り崎周辺から通学している小学生は、土肥小学校の位置へ通学するようになって3キロに満たない子供が出てきます。そういう場合、再編成に伴う特別な措置として全額補助を考えています。また、現在3キロ未満の子供で公共機関を使って通学している児童生徒がおります。ご指摘の牧之郷の電車通学の子供たちも、この特別な補助の対象になるだろうと考えております。ただ、全体の予算との兼ね合いもありますので、今後検討していきたいというように思っています。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

今、最後のところ、検討していきたいというお答えがあったようですけれども、検討していくということは、やるかやらないかというのは全く未定なんですね。最後のところですから、最後にこの点は質問しますけれども。

まず、遊歩道の件で、質問になっちゃってちょっと僕も不満なんだけれども、確認したい。22年度末までなんですか、境界を確定するのは。それを確認したい。21年度末じゃないの。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 今、牧之郷地区の2地区でございますけれども、この10月から地籍調査に入ります。そして、22年度の末になります。法務局のほうへ最終的な地籍簿、地籍図等を送り込みまして、ここで正式に境界が確定ということになります。その前に個別に境界確定をやるとなりますと、この地域の面積が相当広いものですから、境界確定作業に非常

に経費をかけてしまいますので、ぜひこの地籍調査の終了をお待ちいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 質問を続けますね。

まず、市長、ここを歩いたことありますか。自転車で走ったことはありますか。教育長にも同じ質問をします。お答えください。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ありません。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 一度だけ、昨年マラソンのときに通りました。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 今の建設部長の話ですと、私におきかえますよ、市民ではない。私はこれができるかできないか考えるのは、22年末まで待たねばならない。あなた方は必要ならば、すぐ測量をして決めているでしょう、境界確定なんて。今年度の決算書でも補正予算の中でもあるはずだ、土地の確定なら。なぜやる気にならないんですか。市長、教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 建設課でも大変やる気になっておりまして、ただ、全体の作業の中で、その中で経費を組み込んであるものを、そこだけ特出しにしてまた別の予算をつけてやるような緊急性、そしてそれは工事そのものは市ではなくて国交省に対する要望ですから、そこは建設課は着々と進めているものと理解をしております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 4回になっちゃったの。

〔「5回」と言う人あり〕

12番（森 良雄君） 5回になっちゃったの。また結論出ないじゃないですか。緊急性がないんですか、これ。中学生や高校生がここを自転車で通っているんですよ。ここだけ舗装していない。市長、ぜひ自転車で一回走ってみてくださいよ。僕は走っている、みんな走っているから見ていないようだけれども、僕はあそこだけだって困っちゃうんだよ。痛いんですね、石を踏むと。緊急性なんてないなんて言っているから、今までももう何年になっているんですか、舗装しなくて。

まず、聞きますよ。何年舗装していませんか、これ。室久土橋ができてからずっと舗装していないんですから、もう五、六年舗装していないんじゃないですか。ということは、それまで放置していたということですよ。伊豆市と国土交通省は責任のなすり合いをやっているんですよ、ここでは。22年度で境界が確定したとしても、国土交通省は伊豆市がやれ、この違いですよ。先ほど市長は長岡ではやるというようなことを言っていたようですけども、

確認をとっているんですか、長岡でやってくれと。22年度で境界が確定したって、国土交通省と伊豆市でおまえだ、こっちだとやって、やり合うのが落ちなんですよ。あなた方がやる気がないんだよ、はっきり言わせてもらおうと。私から言えば、やる気がないんだ。やる気を出して、すぐにやりなさいよ。

幾らかかるんですか。大体ここを舗装するのに幾らかかると思うの。見積もり出していますか、建設部長。

まず、何年放置されているのかということと、幾らかかるのか見積もりしましたか。国土交通省がやってくれとちゃんと確認をとっているのかどうなのか。その辺、5回に来ちゃっているからこれだけでやめませけれども、お答え願います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） ここは伊豆市議会ですので、伊豆市議会として、市のこれまでやってきたこと、それからこれからはすべきこと、よくもう一度お聞きいただきたいんですが、私は20年4月に市長になりましたので、その前のことは正直申し上げましてわかりません、どのようなことを国交省にやってきたのか。ただ、ここはもう法律上国土交通省の管轄地ですので、この工事というのは国交省に責任と権限があるわけです。そこで、まさにこのようなことが大量に何万件と国交省に行くわけですね、全国津々浦々から。その中で、これは絶対に必要だからやりなさいということは今仮に私が国交省に言っても、そういうのではなくて、市は現在その当該地を境界確定してくださいと、そこが明確になったらやりますと、国交省の出先のほうは今そういうご回答をいただいているわけですので、そこは市がやるべきことを着々やるのが我々の伊豆市としての責務ではないのかと。

ただ、きのうからも同じようなことを申し上げておりますけれども、このような国と地方の関係がこれからどうなるのか、新しい政権のやり方を見ていないと正直言ってわからないところもございます。したがって、市としては今、市がやるべきこと、つまり用地の確定というものをしっかりやっていくことが責務だろうと考えています。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 見積もりのお話ですけれども、これは舗装工事を我々が国土交通省のほうへ要望していくことが我々の仕事でございまして、見積もりはとってございません。ですけれども、4月の時点で国土交通省のほうも境界が確定できたらやりましょうというお返事はいただいておりますので、それは偽りのない話だと思います。ただ、そういうお話をいただいておりますというところだけで、先ほど市長が言うとおりに、2年後になる、そのところを保証できるかと言われると、それはちょっと難しいかもしれませんけれども、そういうお話をいただいております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 次の質問に移りたいんですけれども、議員の皆さん、傍聴席の皆さん、いいですか。

2年後になったら国土交通省の担当者はかわっちゃうんですよ。いいですか、職員の皆さん。常識的に考えたらかわっちゃいますよ。文書であなた方、協定を結んでいるわけじゃないんでしょ。担当者の話を聞いてきただけだ。私の言いたいのは、だからなぜすぐに今やらないんだということですよ。この予算書の中だって土地の確定、何力所あるでしょう。ありませんか。出してくださいよ、ちゃんと質問書を出してあるんだから。設計測量委託があるはずだ。あなた方は緊急に必要なところはやっているんだ。緊急じゃないとかって、自分たちが考えてここの工事をやろうと思えばやるんだ。22年度にやりますか。22年度にでき上がるかどうかだってわからないでしょう。わかりますか、保証しますか。質問じゃないからあれだけれども、もう2回いっちゃったかな。

議長（飯田宣夫君） 森議員、当初言ったように、マイクの正面でお話ししてください。

12番（森 良雄君） 22年度に確定できると保証しますか。ぜひこれだけは保証してくださいよ。市長、頼みますよ。あなた先ほど、川勝知事から無視されたというようなことを言っているわけだ。今度は政権がかわったから、またわからないなんていうことを言っているわけだ。あなた、伊豆市、8月29日に何してきたの、民主党へ行って。無視されるに決まってるんだよ、新政権に。

〔「全然話が違うよ」と言う人あり〕

12番（森 良雄君） だれだ、言っているのは。塩谷議員か。全然、あんた、違わないよ。県知事に無視され、新政権にだって無視されているんだよ。

議長（飯田宣夫君） 森議員、質問に沿って発言してください。

12番（森 良雄君） ちゃんと教えてくださいよ。いいですか。22年度までにこの土地の境界の確定はできるのかどうかだけはちゃんと確認してください。

〔「だめだよ、かわいそうなこと言って」と言う人あり〕

12番（森 良雄君） かわいそうだとやったって、質問の延長線じゃないか。

次は観光案内に移ります。

総合会館で観光案内をやっていきますというのは、総合会館には観光協会があるんだからやるに決まっているんですよ。私が質問しているのは、何で修善寺駅で今までやっていたのをやらないんですかというのを聞きたい。いいですよ、補助金でそれを削っちゃったからやらないんですというんだったらいいですけども、イーラではやっていたわけでしょう。イーラがなくなったら、そのまま立ち消えになっちゃったと。もう一度質問しますけれども、修善寺駅ではやるつもりはないのか。新しい駅ができるまではやらないのかどうなのかね。

それから、新しい駅には市長は総合観光案内所をつくるということをおっしゃっていましたね。その総合観光案内所の進行状況はどうなんですか、伺いたい。いつごろできるかということをお伺いしたいんです。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 修善寺駅での観光案内については、イーラをお願いしていたときにも、どの程度の効果があったのか、いろんなご意見があるようで、そこは少し詳細に考えてみるべきではないのかなと。

それから、今の旅行に来るお客さんはかなりやっぱりネットで事前にいろんなことを調べていらっしゃるんですね。そうすると、今の、あるいはこれからのお客様にとって観光案内所というのはどのようなニーズがあるのか。よく外国の人はIという、インフォメーションというマークがあって、かなり数があるんですね、あちらこちらに。そういったことが必要なのか、1カ所で伊豆半島全体に下田や伊東も含む観光情報というのが必要なのか、それを検討した上でないと、ただそこに案内人1人を置けばいいというものではないんだろうと思っています。

それで、伊豆市としては、そういう将来そこに私が出先をつくりたいのは、これから検討なんですけど、そこを通過される仕事帰りの市民の皆さんもせいぜい住民票ぐらいはとれるような行政サービスも兼ね合わせたいと思っておりますので、そういった窓口をつくりたい。それはまだ設計段階でございますので、まだ詳細は煮詰まっております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 市長さん、市長さんは先ほど西島議員からも哲学論が出ましたけれども、哲学論はいいんですよ。現実論でいきましょうよ。伊豆市の人口はもう3万5,000人台に突入しているんだ。私は、もう聞いているとは思いますが、あなたが在任中に伊豆市の人口は3万5,000人を割る可能性が大きいと言っている。あなたはこの間、6月議会は、観光客を1割アップすると言った。きょうも何か哲学的なことをおっしゃっていたけれども、今どうやって一人でも観光客をふやすかということを考えるんだったら、観光客にどうやってサービスを提供するかだと思いませんか。もう一度、市長にそれを聞きますよね。観光客にサービスを提供すると、あなたは何を考えているんだと。

元気もりもり商品券なんて、あれは好評だったですね。元気もりもり森良雄なんていうのも好評なんですけれどもね。私はよく修善寺駅にいるんですよ。こういうのだから、あなた方はこういうのを使ってやっぱり観光客に宣伝しなきゃだめですよ、一人でも連れてこなきゃ。現実に市長、観光客が減少しているんでしょう。必死になってあなたがやらないでトップセールスなんてできませんよ。あなた今、ニーズがどうのこうのとおっしゃっていましたよね。ニーズ、全くつかめていないんですよ、あなたは。

私が駅にいるだけだから、何で私のところへ来るかというのは、大体皆さん想像つくと思うけれども、修善寺はお寺はどこですかとか、バスへ乗るところだってみんな困っているんですよ。我々はわかるんです。中伊豆へ行くにはここ、お寺に行くのにはここ、何分後に出るなんて我々はわかっているけれども、観光客はわからないんだ。だから、あなたが総合観光案内所をつくりというのは僕は理解できる。だけれども、そこに心を入れるか入れないかは、あなたが駅へ行って実際に現場を見てこなきゃだめなんだよ。バスへ乗るんだって困っ

ている、タクシーに乗るんだって困っているんだ。

私も困るんですね、時々。狩野川ホテルはどこにあるんですかと聞かれて、えっ、そんなホテルあったっけかな。あるんですね、天城にね。ラーメン屋さんはどこにあるとか、おいしいおそば屋さんはどこにあるとか、いろいろと質問はあるんですよ、いれば。現に、我々はあそこへ案内人を配置していたんですね、観光協会は。それがあの日いなくなっちゃったわけだ。それで、あなたはどこに、いつ総合観光案内所ができるかも現状わからないというようなことをおっしゃっているわけですね。それで、そのつなぎどうするんですか。総合観光案内所できるんですか。はっきり言うと、私、総合観光案内所なんてつくってもしようがないなとは思っていますけれども、しかし案内人は必要なんですよ。

もう一度ちょっとその辺、必要性を感じていないのか。僕は駅に必要性があるんですよということを言っているから質問で取り上げた。総合会館にはもともと観光協会がいるんだから、あそこへ行って、何か、おいしいものはどこにありますかなんて聞いたって答えは返ってこないですけれどもね。だから、観光案内所の機能なんていうのは全くないと思っていますけれども、駅に必要性がないのかあるのか、市長さん。それから、総合観光案内所ができるまでのつなぎだったら、いつ総合観光案内所ができるのか。できないんじゃないの、ひょっとすると。その点だけ確認したい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私が総合観光案内所を修善寺駅にと言っているのは2つの目的があって、1つは伊豆半島の陸の玄関口、つまり伊豆市は2つ抱えているわけですから、海の玄関口の土肥には伊豆半島の全体の情報センター、陸の玄関口である修善寺駅には伊豆半島全域のやはり総合観光機能があったほうがいいのではないかと。

それから、もう一つは、そこに観光協会から出すかどうかは、そこら辺これからの制度設計ですが、そこにはやはり市としてもパソコンを1個置いて、市民への行政サービスとして市役所の出口の機能というものもつけたいと思っているので、市長としてこう提言しているわけです。ただ、これは今そこを設計しているところですから、どこになるのか、どういう広さになるのか、そこはだれが作るのかというのは、それはこれから、今きょう決まっていけないのはけしからんというお話では多分ないのではないかなと思うんですけれども。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） けしからんかどうだというのは、これは市民の皆さんが決めてくれますけれども、既にあそこへ幾ら投入しているんですか、駅の計画に。下手すると1億円を超えているんじゃないですかね。超えていなくても七、八千万は投入していますね。それで、きょう現在、いつできるのかもわからない、それで済むんですか。いつできるんだかわからないんだったらいいですよ。

もう一回質問します。パソコンを置くんだったら、何も総合会館にある観光協会にパソコ

ンを置いておけば、そんなの幾らでも答えは出るでしょう。観光経済部にパソコンを置いておいたって、そんな答えは出るでしょう、パソコンで済むんだったら。私はここに観光案内人が必要性がないかどうか聞いているんです。もう一回答えてください。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどから、観光案内所は必要ではないかとお答えしているんですけども。必要だとお答えしている。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 私は必要なら、今のまま、先ほどのあれと同じなんですね。今のこのままでいくと牧之郷の舗装は恐らく永久にできないでしょう、あなた方、やる気ないんだから。ここまで言われてもって否定するんだったら、ぜひやってくださいね。23年度には舗装できるようにして、ひとつ頑張ってくださいね、建設部長。そのときはおれいななんて逃げ出すかもしれないな。

私、観光案内に毎日置けと言っているんじゃないんですね。それも書かなかったですかね。毎日置けとは言わなかったつもりだけれども。言っていますね。必要なときに置きませんかと言っているんですよ。今のままじゃ、いつまでたっても、いつできるかわからない総合観光案内所、恐らく二、三年できないでしょう。その間、現状のままでいくのかどうか、それをまず市長に確認したい。最後の確認だな。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 修善寺駅の構内というのは伊豆箱根鉄道さんの敷地であり、建物でございます。先ほどの遊歩道も国交省の管理下であると。第一当事者との話がないまま、私たちが勝手にそこを物をつくり、勝手に予算をつければ、それは違法行為であり、違法な予算の支出になるわけですね。それを今すぐにやれ、わかりました、すぐにやりますと、違法な行為になり違法な支出になるわけです。それを地域の要望があるから、したがって管轄者の国交省と話をする。地域の要望があり、我々も必要性を感じている、ですから伊豆箱根鉄道さんとお話をして今計画をつくっているところですね。ですから、その話し合いがなされ計画ができるまで、すぐに着工、設置ということはできないわけですから、この話し合いを積極的にこのまま進めさせていただきたいと考えております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） あそこが伊豆箱根の敷地内であるなんていうことは、もう百も承知の上ですね。しかし、今まではもうやっているわけですよ。あなたにやれと言っているのは、あなたに直接やれと言っているんじゃないんです。あなたが、伊豆市がやるわけじゃないでしょう。観光協会がやるんでしょう。要は、あなたは案内する気がないということを行っているようなものなんですよ。観光協会に一言、イーラがなくなったんだから、駅へ1人配置しろと言えればいいんじゃないですか。回数が終わったようですから、次に移りますけれども

ね。

きょういらしている方、民生委員なんですね。3キロメートルは一体どのぐらいの距離だと思いますか、教育長も、市長も、民生委員の皆さんも、議員の皆さんも。修善寺橋から狩野川大橋までが3キロなんですよ。あなた方はそれを歩けと言っているのと同じじゃないですか。いわゆる数字上の3キロメートルと、実際に大人だって狩野川、私は走っているけれども、修善寺橋から狩野川大橋まで、私はあそこを往復2回やるんですよ。これは余談になりますけれどもね。修善寺橋から狩野川大橋まで、大人だったらまず歩きませんよね。大体、修善寺から大仁駅まで約2.5キロですよ。常識的な人間だったら電車に乗るでしょうね。教育長、市長、あなた方はこれを歩けと言っているのと同じじゃないですか、お金を出さないということは。

まず、市長に聞きますよ。現在、牧之郷の子供たちのことを、いわゆる通学費を負担しないというんだったら、特例で負担する子たちとの公平性はどうやって確保するんだ。まず1点、それは市長に聞きますよ。あと何分ぐらいあるの。それを確認しましょう。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど教育長さんのほうから、いろんな特例の措置も含めて検討している。なぜ決まっていけないんだというご指摘があったんですが、これは実はケース・バイ・ケースで、きっちり3キロだから、2.9キロだからということではないと思うんですね。私の住んでいる本柿木の向こうに古屋敷という地区があって、ここは本当に3キロ、こんな小さな子供さんがバッグを抱えて歩いています。ただ、これができるのは柿木というのはどこからでも通学路が見え、国道に出たときに歩道があるからできるんですね。ところが、八木沢からですと、確かに途中まで歩道があるけれども、シーサイド桂川からはない、したがってそこは歩かせられない。

ですから、地域とケースによって、2.9キロだから、3.1キロだからということではないので、個々のケースを精査するのに今、教育委員会のほうで少し時間がかかっているわけです。牧之郷のほうも一体安全路があるのかないのか、それからこれから電車通学をどう考えなきゃというのは今やっているわけですので、その作業をしっかりと見ていきたいと、このように考えています。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 牧之郷の場合ですけれども、一部歩道のない危険な箇所があるということは承知していますので、この特別な場合に3キロ未満でも補助を出すかどうかという今対象の地域になって検討をしているというお話を先ほどさせてもらいました。そのとおりでいきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番(森 良雄君) 検討しているというのは、ちょっと引き下がれないんですよ。いつまでにこれ結論出すのかということをお私に求めているんだよ。いいですか。私は牧之郷だけを問題にしているんじゃないんです。いいですか。たまたまこれを代表例として、代表的事例として問題にしているんですよ、市長。確かにそうなんです、これ。何でこの子たちが電車通学にしているんだ。あそこの遊歩道だけの問題じゃないんです。全体的に危険性があるから電車通学させているんでしょう。子供たちを電車通学させたほうが安全だと考えているから、牧之郷の父兄たちは電車通学させているんですよ。あなた方はそれをちょっと見失っているんじゃないですか。まだいいです。まだちょっと時間一杯質問させてもらうけれども、まず、いつまでにやるつもりなのか、結論を出すのか、確認したい。

それから、ほかの地区でもあるんです。例えば大見小学校へ通うのに、上白岩の子供たちなんかやはり1年生、2年生ぐらいだとバスで通わせる家もあるんでしょう、中伊豆の皆さん。いろんなケースがあるんですよ。それから、中学生になったって安全性を考えているんだと思います。修善寺から大仁へ電車通って、それで大仁から牧之郷の家へ帰るとか、熊坂へ行くとかあるんですよ。それから、2キロだ、3キロだなんて言っていますけれども、例えば牧之郷の女子中学生なんかは、これからはもう4時半になったら真っ暗になっちゃうんですね。それで、どうやって帰るのかといたら、電車は使えない子は瓜生野を通って牧之郷へ帰るんですよ。こういうことだってやっているんです。

いろんなケースを考えて、やはり子供たちの安全を考えるんだったらぜひ早急に、こういう大人の感覚で3キロだなんて言っていないで、バスや電車を使える人たちは通えるようにしてもらいたいんですけれども、一つの代表例としてこの牧之郷を取り上げているわけです。いつまでにこれ結論を出すか、1つお伺いしたい。

議長(飯田宣夫君) 教育長。

教育長(遠藤浩三郎君) 歩くことについては、昨日、木村議員さんからはできるだけ歩かせたほうがいいんじゃないかというお話もあったもので、ちょっと答えにくいですが、来年度の予算に要求していこうと。今、来年4月から実施という方向で考えています。

12番(森 良雄君) では、終わります。

議長(飯田宣夫君) これで森良雄議員の質問を終了します。

古 見 梅 子 君

議長(飯田宣夫君) 次に、13番、古見梅子議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

13番(古見梅子君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、2点について市長に伺います。

まず、1番目、伊豆市の林業の将来構想について伺います。

伊豆市の山林は、杉、ヒノキが育っていて、83%が山林の伊豆市にとって、林業がビジネ

スとして成り立つ準備体制づくりが始まったのでしょうか。過日、行われた県タウンミーティングでは、伊豆市の林業での売上高の試算が示されていきました。木材利用、森林経営を始めるきっかけができ始めていると期待しています。行政の呼びかけで、林業団体、業者などと連携し、林業がビジネスとして成り立つように、そして伊豆市活性化のためにも強力なリーダーシップで推進できませんか。伊豆市の林業の将来構想について伺います。

2点目、伊豆市の企業支援策は。

人口減少が危機的状況であると言われております中、子育て支援に力を入れていくことも非常に大事であります。若い子育て世代が働く場がないことには始まらないと思います。雇用創出を図ることが今、特に重要で、観光関係だけでなく、企業誘致、企業拡大に対しても積極的に行政が支援をして、若者が働く場として魅力あるまちづくりを、企業が活動しやすいインフラ整備、環境づくりが必要と考えます。伊豆市の企業誘致、企業支援策について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの古見議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご指摘のありました県政タウンミーティングでは、東部農林事務所の専門家の方からいろいろなアドバイスをいただき、伊豆市の、あるいは伊豆半島の林業というのが非常に可能性があるということを改めて認識をいたしました。中には専門の方で、天竜の林業に負けないポテンシャルがあるので頑張ってもらいたいというようなことで、これからも県、特に東部農林事務所としっかり連携をし、また林野庁の出先であります森林管理所等からも専門的なご意見をいただきながら頑張ってもらいます。

そのときに、いわゆる伝統的な杉、ヒノキの柱だけでは到底価格競争力がない。近い将来、ロシアの関税が高くなったり、あるいは再び中国やインドでのニーズもふえてくると思えますけれども、それにしても多分柱材だけではとても追いつけない。そこで、集成材に使ったり、あるいは残りの部分をチップ化したり、あるいは間伐材を可能であればバイオエタノールとしてガソリンにまぜて使うエネルギー源として、つまり柱材として、資源として、あるいはエネルギー源としてということで、かつての日本人が鯨のすべてを使ったような考え方に基いて林業というものを総合的に考えてまいりたいと思っております。地元の森林組合及び製材業者さんも交えて、今、具体的な話をしておりますので、少し一つの事業が芽を出すまで、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

それから、次の企業支援策、これも少し林業とは絡むんですが、やはり観光だけではなく、林業、あるいは農業というものをグリーンツーリズムなどとも連携させながら、ここにいる市民の皆さんの所得を上げるとともに、可能な限り、高校を卒業された方、あるいは20代で

一たん出たけれども戻りたい方の職場として、雇用の創出をしていくということは非常に大事だろうと思っています。

伊豆市には農業法人が、まだ組合は幾つかの組合があるんですが、ビジネスとして成立している農業法人がなくて、受け皿がないものですから、これをぜひ行政のほうも協力をしながら、なるべく早く今ある組合の拡大が、新たな農業法人をつくるかということも少し視野を広めて、ぜひ新しい職場をつくっていきたいと思っています。

それから、もう一つ、企業誘致に関してはいろいろな方からアドバイスをいただきまして、いわゆる昔のような工場誘致というのは非常に難しいので当分考えないほうがいいとか、あるいは今現に伊豆市内にある企業の応援策を考えたほうがいい、あるいは伊豆市の食材を使った食品加工に限定をして企業誘致を図ったらどうかと、そのようないろんなアドバイス、ご意見をいただいております。ただ、まだ伊豆市の中でそのような際の企業優遇策がまとめられておりませんので、現在、企画課が事務局となっております定住促進プロジェクトの中に企業優遇策、企業誘致のための優遇策というものを検討しております、なるべく早くその成案をまとめてもらえるように指示をしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

古見議員。

13番（古見梅子君） 昨日、杉山羌央議員の質問に、今、森林整備に3つの補助金で3つ事業をやっていると伺いました。全部、補助金絡みでやっているわけですね。それだけ林業には経費をかけられない。しかし、森林組合には補助金が出ていますよね。出ているわけですね。今、失業者が日本全体で360万人という非常に未曾有の数に達しているという、もう危機的、失業者の数が360万人と申しますと静岡県の全人口に相当する失業者があるという、これは国を挙げて、市を挙げて、もうみんなで新しい産業をつくっていくことに力を注ぐときが来ている中で、林業というのは一つのチャンスじゃないか。今まで放置されてきました。ずっと経済成長をしていくための20世紀に置き去りにされたまま農業や林業ではなかったかと。それを今、21世紀は環境の世紀として、やはり農業にも10%アップをしよう、あるいは林業にもいろんな補助金がついて、今現在3つの事業でやっているわけでありませう。

昨日、杉山誠議員の質問に建設業と地域の元気回復事業に補助金があるというお話がありました。初めて聞いたんですけれども、こういうものも山には、不況になった建設業の方が機械を持っておりますので林道をつくるとか、こういうものでこの補助金は使えないんだろうか。あるいは、補助金をインターネットで調べましたら、ふるさと雇用再生特別交付金というのがあって、自治体に直接実施であるか、民間企業であれ、シルバー人材センターなどに委託する、人件費の7割以上が支給されるという、いろいろありました。中小企業庁が実施する中小企業緊急安定助成金で実践型研修には雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金とか、いろいろあるんですね。

もちろんプロの行政の方ですから、このことはわかっていらっしゃると思うんですけれ

ども、まだまだ今この360万人の失業者を助けるための政策というのは、これからももっと出てくると思うんですね。そのときに、伊豆市の83%も林業ですので、ぜひ積極的な補助金、もちろん補助金でなければできない現状でしょうけれども、それをぜひ進めてもらいたい1点と。

先日、新聞報道によりますと、林業で伊豆市、年間5億円の試算が出ておりました。売上高5億円なんですね。売上高5億円ということは、人工林が1万ヘクタールで、5万立方メートルで、1立方メートルが1万円の換算だそうです。そうしますと、今はできなくても、近い将来この事業を進めていけば、そういう企業としても採算がとれる林業になっていくときが来れると思ったわけなんです。もう補助金だけでなく、こういう積極的な方向に持っていくということをやはりやってもらいたい。

森林組合の拡張であるとか、きのう日吉町の話が出ましたけれども、日吉町も森林面積は1万70ヘクタールだそうです。伊豆市の場合は2万1,000ヘクタール、倍も持っているわけなんですよ。これは本当に生かせば、伊豆市はすごく林業で活性化することができるというふうに考えられたわけです。もうあきらめていたんですけれども、前を見ても山、後ろを見ても山のここで、私、空気はおいしい、水はおいしい、だけれども、この山を何とか稼げる山に持っていくためにもっともっと林業に力を注いでもらいたいと思っております。

質問であります。昨日、杉山美央議員の質問に養成所ということが出たんですけれども、養成所というのは林業の技術を学ぶ人たちのための養成所で、実習をするのは山がいっぱいあるからそれはできるということでしたけれども、そんなに深く答弁をいただかなかったんですけれども、これは今、木を切るにも機械が自分で木へ絡まって、しゅうといって刈っちゃうんですね、間伐を。そういうもう機械化もできているし、本当にすごい機械化になっているし、道路をつくるにも、よけるのにも手でやらなくて機械がやるとか、非常にそういうものが発達しているわけです。そういうところの養成所へ、この360万人の未曾有の数になっているこのときにぜひこの養成所に人を集められないか。実習場はあるわけなんですから。

そういう動きをしていって、そしてそこが訓練するだけじゃなくて事業をして稼げるところまで、森林組合の下請けでしょうか、そういうものができるような体制ができればいいなと、これは私、自分の根拠のない発想なんですけれども、こういうことをしていくことがいいんじゃないかと思って、杉山美央議員の養成所の件についてもうちちょっと市長、考えてもらいたいと思って質問します。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） きのうもお答えしたんですが、その養成所というのが、いわゆる教室があって運動場があるような学校のイメージという建物ではなくて、修行の場、訓練の場という機能として考えたら非常に可能性はあると思うんですね。例えば森林組合に林業養成所という機能をつける。例えば3年なら3年の間、そこで修習生として仕事をしていただく。

その間には収入が足りないので、直接全額ではないにしても、半分なり3分の1なり所得保障で経済的に支援をする。もちろん期間限定でね。そのようなあり方、その間にだから所得も保障しながら技術をつけるというような意味での養成所というのはぜひ考えてみたいということをお願いしたわけです。

ただ、その場合には、補助金の目的とか効果にもよるんですが、その先にはやはりビジネスとしてひとり立ちできるという前提が必要になってくるんですね。そこで、やはり伊豆の林業の全体のビジネスとして成立するモデル、見据えた上で、そしてその一部分として若い後継者育成も兼ねた養成所、そしてそこは当初は非常に厳しい環境の中で所得保障も一部なされていくという、そんな関係が一番いいのではないかと今考えております。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） 天竜の天竜美林という、日本の大変美しい森の中に入っている天竜美林というところには天竜林業高校というのがあるんですね。その学校は林業だけやっているんじゃないんですね。森林科学科、それから環境システム科、建築デザイン科、情報系とかのITのそういう最先端のこともやりながらやっている林業高校というのがあるんですね。もう伊豆市が学校が統合していったら、こういう高校も考えられるなと思ったんですけども、高校を設立するということはそんな簡単なことではないんですけども、養成所は高校の年齢をもっと拡大したものでありますけれども、そういう空き学校、空き施設をこういうものに使っていくということは、また人口もふえていきますし、いいんじゃないかと前からこれは考えておりました。やはり若者が住み、若者を呼び寄せるには、こういう学校があるというのがいいんじゃないかと思ったわけでありまして。

質問であります。先ほど、市長は柱材だけでは成り立たないとおっしゃいました。河津町だったと思うんですけども、市内の山の木を使うと1本につき幾ら助成金をくれる、そしてまた図書館も全部町の山から切り出したもので図書館をつくったとかと、非常に市の材料を大事にして補助金をくれるという、こういうことがあるということですけども、私たちは補助金を今いただいている立場ですけども、この柱を使えば補助金を出してやる。今、みんなプレハブの家で柱がない家が多いんですけども、こういう補助金を出すということも木材を切って使う一つの方法かと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 河津町の例、私まだ承知していなかったものですから、ぜひ勉強させていただきたいと思っております。今、体育館なんかでもかなり木材が使われるようになっておりますし、伊豆市の中で地域を特定して木材建築を推奨するような施策も本当は望ましいのではないかと考えていたりしているんですが、現在ちょっと悩ましいのは、県でやっている優良木材の家で、ここの天城の木材が北関東に行き、ここは山梨や長野から持ってきた材を使うというような皮肉な結果になっていて、木材建築のところでさえ優良県産材を使っていないようなことが起こっているものですから、その是正策も見据えた上で、もし市としてその

ような河津町さんのような例ができるのであれば、これはすみません、まだ私、承知していません。勉強させていただきたいと思います。

あとは、前段でおっしゃった学校というのは、私はぜひ高等教育のランチ、分校が、伊豆市内で高校を出て、できれば学士、できなくても専門学校として、例えば立教大学の観光学科だとか、あるいは先ほどのような環境、その中に林業も含むような環境か農業か観光かの分校が欲しいなどは考えておまして、ただ、これは大変枠組みが難しいものですから、少し勉強の時間をいただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） スポーツで伊豆市活性化という、魅力（三力）プロジェクトもできましたよね。私は、あの魅力という3つの力というのは行政と観光協会とスポーツ団体と、この3つの力だと思っていましたら、そうじゃなかったんですね。伊豆力、人間力、交流力という、これの3つの力で魅力（三力）プロジェクトということをしたわけなんですけれども、やはり観光協会とは行政が間に入るとか、そういうこれも3つの力を合わせるということで、スポーツの魅力にはその3つも入っているかなと、入ってもいいんだと、3つが連携するという意味ですね。

林業も今、市長おっしゃられました製材業者であるとか、建設業であるとか、森林団体であるとかと、こういうやはりプロジェクトでやらなければ、連携でやらなければ絶対森林組合ではできないし、行政はそれを知らないじゃなくて、行政もかかわっていかねば絶対ならないと思うんですね。だから、このスポーツで伊豆市活性化の魅力（三力）プロジェクト、こういうすばらしい発想でスタートしていき、成果が出ると思います。こういうプロジェクト、ぜひ林業でも伊豆市活性化に近い将来なりますことを願って2番目に移ります。いいでしょうか。

2番目の伊豆市の企業誘致の件であります。

優遇措置ということはないんですけれども、伊豆市にはないと伺いましたが、よそのを見ますと、固定資産税の2分の1が5年間軽減であるとか、土地取得の助成であるとかと、そういうことがインターネットであるわけなんですけれども、そんなに補助金を出すほどお金持ちじゃありませんが、固定資産税の2分の1、5年間軽減とかというのは、こういうものはできると思うんですね。まだほかにできることといたら、これから統合すると施設があきます。あるいは来年には6月からでしょうか、議会も向こうへ行きます。そしてまた、保健所には観光課ですか、行きますね、保健所へ。近い将来です。そうしますと、ここも企業誘致のあれになるわけですよ。お金は出せないけれども、施設を貸して低料金とか何分の1の補助でできるとか、そういう優遇措置もできるんじゃないかと思うんですね。

やはり企業誘致というのは、こういうへんぴなところには絶対来るわけがないという、交通費もかかるし、いろいろ不便なものですから来るわけがないというのは私の固定観念であったわけなんですけれども、先日、新聞に東海部品という会社のことが載っていたんですね。

QQセイバーということで、それが医療器具でねじをつくる、自動車の部品会社だけれども医療器具にもいって、チタンの小さいねじで体の中の骨を整合するのにもつくとか、それから農業事業もやっていると、こういうことがあったものですから、こんなところに、こういうへんぴなところへ、辺地債を使ってやらなきゃならないような地域に企業が来ている、しかも来年にはまた次の事業を起こして10年後には250億を目指す、こう載っていたわけなんです。

本当かどうか見に行ってきました。そうしましたら、本当に次の拡張のための土地も整地してあったんですね。そして、前々回でしたでしょうか、決定した道路の待避所というんですか、道路の拡張するところどころのところのある1カ所の工事をやっていたわけなんですけれども、そこの入り口もちょうどふるさと広場のところに上がるところと左へおりていくところの道路なんですけれども、入り口なんて全く狭いんですよ、道路が。ああいうところをこれから伸びていく会社にとって交通量もふえるので、こういうところもやはり企業としてインフラ整備の一つに、東海部品の肩を持つわけではありません。だけれども、若者が非常に勤めているんですね。インターネットを見ますと、高校卒業生の募集を今もしているわけです。そうしますと、これから伸びていくこういう会社が現に来ているんだから、このインフラ整備というのはやはり市として、行政としてやらなきゃならないことだと、こういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、東海部品さんに限らず、まずは市内にある企業さんを支援していくことのほうが、この大変厳しい状況の中でまずはやるべきことじゃないかと思ひ、また特にあそこは立地上、新しく採用される場合には土肥から十分通える地域ですので、そんなこともお願いをしたり、行政として支援できることはやらせていただきたいと思います。

それから、施設提供については、確かに固定資産税の優遇やら、あるいは用地の提供とか言われるんですが、確かにここを含めてあり得ることと思ひ、今いろんな方にお話を既に紹介いただけないだろうか。これはできるかどうかは非常に私も自信がないんですが、例えばここでしたら、この下の1階のところは野菜工場にして、ここで食べるようなそんな形ができないだろうか。あるいは、ほかのところも個々の施設をごらんになると、いや、これは魅力あるねというコメントをくださる方はやっぱりたくさんいらっしゃるんですね。ですから、その中で条件とか環境が整えば、伊豆市にある施設に限らず土地も含めて資源を活用していただく、その結果、伊豆市の中の産業活動が高まればそれで十分なわけですから、ぜひそれは一つ一つ具体的にいろんな方に紹介をしていただくことも含めて検討してまいりたいと思ひます。

議長（飯田宣夫君） 古見議員。

13番（古見梅子君） 魅力のあるまちじゃないと若者は住まないわけなんですけれども、こういう企業があって働く場があれば若者は住んでくれると思うんですね。そして、先ほど第1の質問で木材の利用について、例えば伊豆市のここへ住んだら、定住してくれるなら、この木材は柱1本について幾らやりますよとかと、そういうすごい若者にメリットのある、ここへ定住してもらおう施策としてそういうものも打ち出せる。ないものじゃ上げられませんけれども、あって困っているものですから、切り出すにも販路がなくて切り出せない状態です。いるんですから、こういうものを乾燥させておいて、若者が10年後にもしかしたらどんとふえるときが来たときに、魅力の一つとしてそういうものもできるんじゃないか。

そして、子育て支援にお金とか医療費とかいろいろあるわけなんですけれども、それだけじゃ来ないと思うんですよ。これがあるから来る、そうじゃなくて、もっともったこのまちへ来ると3人目を産んだから産んだお礼に100万円くれるよとか、そういうもののほうが何かすごく魅力が私にあります。やはり若者が住んで、若者に魅力あるものをうんと研究をして、あるものを生かす、無駄な補助金を使わない、こういうことでぜひ企業支援、若者が住むまちづくりをしていただきたいと思います。

終わります。

議長（飯田宣夫君） これで古見梅子議員の質問を終了します。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

松本 覺 君

議長（飯田宣夫君） 次に、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 5番、松本覺であります。

今回、1点について伺います。

学校再編成における関係職員の増強・補充をどう考えているかについてであります。

この再編成の問題につきましては、多くの議員が質問をいたしております。少し視点を変えて、再編までのプロセスについて少し伺います。

現在、土肥地区を皮切りに学校編成の事業が進められております。教育振興審議会の答申を受け、教育委員会の指示に基づき、学校再編成準備委員会の審議が行われているやに伺っております。現在、正式には土肥地区においては、その住民においては従前からの心の準備もあり、さしたる混乱もなく進められていることは大変喜ばしいことと思っております。し

かし、一方で疑問や戸惑いの声も聞こえてまいります。それはタイムスケジュールがこれでいいのかと、つまりこれで間に合うのだろうかという疑問、それから何をどのように話し合えばいいのかわからない、こういう声が大変私の耳にも聞こえてまいっております。それは、つまりは主体となる教育委員会のおぜん立てが十分ではないのかということが推測されます。これは次にいけばわかるわけですが、教育委員会を決して責めているのではないというふうに申し添えます。

そこで、学校というのはだれもがそこで生活経験を持ち、保護者として、あるいは地域住民として参画し、身近な存在なので、学校というのはこういうものだとしてすべてを知っているように感じられる、一般的には感じられておりますのではないかと思います。しかし、一つの学校の成り立ちは、教育基本法を初めとする諸法令、学習指導要領をもととする教育内容、校舎や設備・備品、それから地域の歴史や特性等、ハード・ソフト両面において教育諸条件等、多岐にわたる総合体であります。したがって、これに携わる方々はそれ相当の専門性を必要とするのは言うまでもありません。現実を見て、そこで私はこんな提案をしたいけれども、どうですかという意味で3つ挙げました。

委員というのは準備委員を指していますが、委員等の人選については、今前述申し上げたとおり、十分それらを配慮すること、それから事前の研修、説明も必要ではないかということでもあります。もっと言えば、少し足りなかったのではないかなと推測いたします。

2番目に、かなめである教育委員会のスタッフは、教育行政、教育内容に精通した者2名、物的管理に精通した者1名、事務方1名、少なくとも4人のスタッフが必要ではないかということでもあります。

3つ目ののは、これは統合後であります、現場の教職員の加配が必要ではないかと。これは県のほうから統合についての加配が2名ほどあるというのは伺っておりますが、ここに挙げたのは、それ以上に必要ではないかということでもあります。

なお、平成21年から22年、23年は前述の学習指導要領の改訂期となっております。もう少し加えますと、この改訂に伴って授業数、教育内容、時間数、そのほか多くの学校現場では改訂を必要といたします。それから、教員としては、もちろん教育委員会のスタッフもそうですが、文部省の意向を受けての多くの研修会、自己研修、そのようなものが必要となってまいります。教育委員会、学校現場は多忙を極める一方、編成のためのさらなる問題が山積することは予想されます。

したがって、現在の教育委員会のスタッフは、通常の仕事想定した人数ではなかろうかと。したがって、増加が必要であると。伊豆市百年の礎のためには、さきの4名は再編のための専従、つまり増員とすることが不可欠ではないかというふうに考えますが、教育長さんのお考えは、あるいは市長さんのお考えはどうでしょうか、伺いたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの松本議員の質問に対し、答弁を求めます。

先に、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、ご質問の1つ目、委員等の人選についてはのところで、土肥地区の委員さん、あるいはこれから将来他の地区においてもその地域を代表される方、あるいは教育、あるいは子供にかかわる行政に精通された方、いろいろ配慮をして人選をなされたように聞いておりますし、また将来同じような委員会をつくる場合にも、そこは十分注意をして要員の選定には配慮してまいりたいと思っております。

ただ、事前の研修、あるいは事前説明、どのようなものがあったのか、詳細は実は承知していませんが、そこは今回、土肥のケースは第1回目でございますので、そこに怠りなきよう細心の注意をして、あるいは細心の配慮をしてやっておるつもりでございますし、もしそこで足らぬところがあるとすれば、その作業の中でも見直し、また将来別の委員会をつくるときには必ずその教訓を生かせるようなことに努めてまいりたいと思っております。

次に、教育委員会のスタッフ増員につきましては、教育行政、教育内容に精通した者2名ということが、現役の先生方、もしくはOBの先生方ということであれば、すぐ2名の増員というのはなかなか難しいのかなと。当分は、まずは現時点では兼務をしていただき、そして将来やはりこのような作業に相当経験者が必要であるとすれば、また別のことも考えなければいけないのかなと思っております。現時点から4月までの間に、純粋に増員するのはなかなか厳しいという感じはいたします。可能な限り、兼務の中でやっていただけないかと考えています。

それから、統合後の教職員の加配、これは私はずひ県教委には伊豆市の特性をご理解いただき、格段のご配慮をいただければと。もしそれがかなわぬ場合には、どの程度の支援策を市として考えなければいけないのか。これは少し、即答できませんので、検討の時間をいただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 関係職員の増強・充実についてですが、教育委員会といたしましては、人事のこと、人のこと、あるいは予算面についても積極的に要望していきたいというぐあいに思っております。

土肥地区は我々にとっても初めてのことでありまして、若干準備不足もあったかなという反省は持っていますが、現在一応順調に推移しているものと考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

松本議員。

5番（松本 覺君） お答えで十分に希望が見えておりますので、それぞれの項目について対応していただけるということですので、ぜひそうしていただきたいというふうに思います。

それから、市長さん仰せのとおり、教育行政・内容についての2名というのは、もちろん現職、OBを問わず学校の教員経験者ということ想定して私は言っているわけですが、これも通常二、三年を大体サイクル、3年ぐらいで現場へ戻るとというのが常識といいですかね、通常そう行われているわけですが、そこが今、参事と指導主事が1名で、これにかかわるのは参事が大体かかっている。そうすると、人事交代になりますと継続がわからない。そういうことも考えて、やはりここは専従にさせていただいて、専従だけでなくもいいんですけども、ダブルスタッフでそこに途切れや食い違いがないように、それをぜひ行っていただきたいということも含めて言うわけでございます。

つけ加えですけれども、5年間で100名の教員がいなくなるわけでありますから、その面でも教育長さんは大変頭を悩ましているんじゃないかと思えます。大体ここに住んでいる地域の人間の職場が100人なくなるわけですから、これは相当な大変なことで、あるいは県政の教育史上、歴史に残ることであるかもしれません。百数十名から100人の職員がいなくなるわけですから。しかも10人の校長、10人の教頭がいなくなるわけですから。

そうしますと、人員はたくさんいるはずですよ。人数、該当する人員はたくさんいるわけですから、予算さえ手だてをすれば、これは十分可能であるというふうに私は考えますので、ぜひそのところは、残るのはお金の話だけなんですから、何とか工面をしていただいて、昨年9月のこのときに私は質問をいたしました。金に糸目はつけないですね、米百俵の考え方は生きているんですねと言ったら、教育長さんは考えておきますと、そのとおりですというふうな返事をいただいておりますから、ぜひ努力をしていただきたいと、そういうふうに思います。それが1点です。

多分これで終わりになると思えますから、2点目を質問いたします。

もう1点は、私的なことを言うのはやばどと思ってちょっと控えていたんですが、実は今から40年前、今のちょうど土肥南小学校の学区と同じ学区の中学校が廃校になりました。これは村じゅうを挙げての大混乱になりました。村を挙げて、賛成、反対、真っ二つに分かれておりまして、そのときの町議会の選挙は賛成派、反対派、片方が全員が落っこっちゃったというくらい大変な問題が起こりました。そのときの実は中学生の2年生、3年生が私でございます。賛成派、反対派から連日連夜、生徒会が動くと、何とかやれと、陳情書を書けと。おやじじゃなくて私のところへ来た。おやじは職員、学校の教員でありまして、親戚には町会議員がたくさんいる、そういう渦中にありまして、それらを考えると、現在土肥小学校で比較的スムーズに話が進んでいるのは、そのことを住民がみんな知っている、経験した人たちなんです。

ですから、学校の統合問題でそんな大人たちがすったもんだするのは子供の前で夫婦げんかをやっていると同じだと、いずれにしたっていいことはない、そういう知恵があるから、比較的自分の考えを抑えて大局に立って物を考えているんですよ。そのこともどこかに頭に置いていただきたいと思うんです。したがって、この統合問題は、こういうデメリットがあ

る、こういうデメリットがあるというような足の引っ張り合いというのは、まさに親子げんかを子供の前でやって見せていると同じなんですから、淡々と理論に沿って事を進めていただきたい。どっちに転ぶか、それは大人の知恵ですから、それは肅々とやる必要があるんですが、そういう泥仕合はやめていただきたい。私は身をもってそう思っておるものですから、ここでぜひお願いといいますが、それを考慮していただきたいというふうに思っているわけなんです。

それは、前日も申し上げましたけれども、そのときの傷というのは、歴史というのは、これは一生忘れない。その該当の生徒に当たる人間たちは、今でも相当強い痛手を持って生きているわけであります。ぜひ大人の知恵で、子供たちを惑わさないようにしてもらいたい。それには早い審議の進め方、スムーズな審議の進め方がぜひ必要であるというふうに思うんです。いたずらに時を延ばせば、いい結論が出るとは限らない。そのことをぜひ今後のスケジュールにあわせてお考えをいただきたいと思いますし、スタッフの充実もそういう意味を込めて、ぜひお金はかかってもスタッフの充実をしていただきたいと、こういう私の願いであります。お考えはいかがですかという質問の形式にかえさせていただきますが、以上2点、質問いたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今初めてそのご経験のことを伺いまして、改めて教員、もしくは教員OBを含むスタッフの増強というものは、教育長さんともしっかり相談をしてみたいと思っています。

確かに、本当は新しい学校をつくと申し上げていますので、土肥小学校も新しい校舎、昔の天城中学校のようにできればいいんですが、その財力があるのであれば内容の充実に振り向けたい。そんなことから、あそこも古い建物ですからいずれ近い将来建てかえは必要なんです。その子供たちの傷が大きくなるように、あたかも新しい学校のような外観も整備をしたいと思いますし、今、土肥南小学校に掲げられております「ありがとう」の垂れ幕が子供の傷にならないように、細心の配慮をして頑張らせていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 土肥地区にかかわらず、現実に説明会等、あるいは地域の方のお話を聞くたびに、涙が出るような話も幾つかあるわけですので、十分そのことを考慮しながら進めてまいりたいと、今までも思っていましたし、これからもその精神は受け継いでいきたいというように思います。

5番（松本 覺君） 終わりです。

議長（飯田宣夫君） これで松本議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（飯田宣夫君） 次に、9番、関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

1、橋の管理を怠り、修繕を先送り、被害を増大させていないか。

前回、橋の安全対策について伺いました。1級、2級、3級市道に678の橋があり、50年経過する橋は70で、全体の10.3%、国庫補助事業の採択条件の10メートル以上の橋の点検を20、21年度までに完了し、修繕計画を立てる予定だと答弁されました。

出会い橋を例にすると、平成19年度に損傷が激しいということで委員会視察をしました。その後、どのように改修する計画なのか説明もなく、今回突然のかけかえとなりました。木製の橋が腐食することはだれでも推測できますが、長期間腐食しない材料使用ということを感じ、管理を怠り、気がついたときは修復不可能になっていたのではないかと感じます。管理し、早期に修繕すればかけかえに至らず、費用の節減ができると思われれます。このようなところが他に多くあるのではないかと感じます。

質問1、平成20年度、21年度で点検を終了するとしていますが、これまで点検は行われていなかったか。

2、15メートル未満の多くの橋の点検はできているのか。

3、点検結果不良の橋をどうするのか。財政難を理由に修理、かけかえの先送りを繰り返すのか。

2番目、魅力ある観光施設の充実と観光事業の活性化について。

この夏の観光施設の利用状況は、今までになく落ち込んでいるように感じました。不況、天候も大きな要因だと思われれますし、夏の後半、地震の風評被害もありました。企業誘致も難しく、観光に頼る伊豆市において、観光を支える魅力ある観光誘客施設に乏しいから、少しの社会変化で大きく落ち込むのではないかと感じます。スポーツ施設の充実、出会い橋のかけかえ、駅前整備等は、長引く不況対策としては、やらないよりやったほうがいい程度の対策ではないかと感じます。期待していた静岡空港も評判が悪く、海の玄関土肥港も来客は少なく、寂しい状況が続くものと思われれます。伊豆地域の近年の観光客は全盛期の半以下になっているようです。市長は市役所を伊豆市最大のシンクタンクと言いつつ、トップセールスで頑張ると言っています。観光事業は発展どころか、後退しているように感じます。

質問1、経営に支障を来した施設が市内に多くあるようですが、観光事業の現状についてどのように認識しているか。

2つ目、行政として観光事業の取り組みに問題はないか。

3、合併浄化槽を市で設置から管理までできないか。

この問題は何人かの人が質問しております。点検しているところに下水道の接続は費用効果が悪く、下水道事業は多くの自治体が見直しに取り組んでいます。個人家庭における合併浄化槽を全部市の負担で設置から管理まで行っても、500万円近い費用のかかる下水道に接

続するよりはるかに割安ではないか。

質問 1、見直しを行っている自治体がありますが、財政に問題が大きい伊豆市はどのように考えますか。

2、水道料金は一律とし、これを平等だとし、未整備で旧町時代から一般会計からの膨大の繰り入れの恩恵にあずからない浄化槽設置者は不平等だと思うが。

4 番目、学校統廃合は財政問題だけでなく、子供の幸せのために。

学童数の激減により統合し、統合した施設はそのまま使用し、校名を新たにただけで、統合でなく新しい学校ができたとしています。経費削減のため、大きなところに吸収しているのが現状ではないか。土肥小を例にすると、建設時、この学校には軒があり、鉄筋のない手抜き工事で軒が落下し、危険ということで軒先を取り除き、今の状態になっていると認識しています。子供が安全に運動や勉強に楽しく向かい合える環境を与えるのが大人の責任ではないか。過疎地域において、学校の統合は全国的問題でもあり、国策として校舎の建てかえ等の環境整備ができるのではないか。ペンキでごまかすような統合はいかがなものかと思えます。

片や、人口減少に歯どめをかけることに努力し減少を阻止するとし、片や、子供の減少は避けられない現実問題として学校統合に取り組む、この矛盾は何なのか。土肥南小、土肥小が統合しても少人数です。少人数の弊害を挙げて統合の必要性を力説していますが、統合しても少人数の土肥地区の生徒は本当にだめになるのか。最初からだめとわかる統合をなぜするのか。

質問 1、少数で単学級の学校の子供は人間形成に弊害があるとしたら、今まで少数だった南小のような少人数の学校の子供は成人して皆だめな人間になったのか。

2 目、今の老朽化した土肥小の校舎の建てかえ計画はどのようになっているのか。

3、たまたま土肥に生まれたということだけで、ぼろ校舎をペンキで飾り、中身は老朽化した施設での生活をやむなくさせるのは子供にとって幸せなのか。

4 目、この一連の統合問題で、利用施設において各学校間に不平等はないか。

以上、伺います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの副議長の質問に対し、答弁を求めます。

初めに、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず最初に、橋の問題ですが、冒頭のところで出会い橋について管理してこなかったのではないかというご指摘があったんですが、これは平成 3、4 年かけて架設し、その七、八年後の平成 11 年ごろから現在まで、洗浄、殺菌、塗装、防腐剤処理など、部材の交換等のメンテナンス事業を行ってまいりました。にもかかわらず、平成 20 年 4 月に橋梁に亀裂が確認されたために、その後補修工事をしましたけれども、非常に危険な状態であるということで、

今回のかけかえに至ったわけでございます。

それから、ご質問のまず1つ目で、橋梁について点検は行われていなかったかということですが、合併前の旧町時代に橋梁の耐震診断等の調査を行っており、市になって平成16年度から19年度までは実施しておりません。平成20年度に19、21年度に60、そして来年度、22年度に40の橋の調査点検を予定しております。

次に、15メートル未満の橋の点検ですが、15メートル未満の橋の多くについては点検を行っておりませんで、道路パトロール点検や地元の皆様からの情報提供、要望等により現地の確認を行っております。また、橋長が15メートル未満の橋はコンクリート床版橋、コンクリートの床の板の橋ですが、コンクリート床版橋が多く、損傷が急激に進行するということが考えにくいために、点検というのは5年ないし10年に一度ぐらいで大きな影響はないのではないかというように考えております。ともあれ、点検の仕方についてはこれから少し検討させていただきます。

点検結果不良の橋につきましては、今後点検が終了した段階で長寿命化修繕計画を策定し、その計画に基づき、国庫補助により順次修繕箇所の橋梁を補修してまいります。

次に、観光行政についてでございますけれども、これは伊豆市に限らず、全国的に産業が極めて経済が厳しい状況にあり、特に伊豆地区においても、例えば松原公園駐車場の駐車場利用台数、これは7月が前年比64.5%、8月23日までの8月も前年比76.6%でございました。ただ、海水浴のお客様は5万1,226人と、このお客様の数は昨年と同様でございます。ただ、実際に観光に携わっている皆さんのお話を直接伺いますと、7月の長雨、それから8月の台風と地震、それから地震の後、おおむね1週間ほどキャンセルが続き、そこから全く戻っていないというような状況と承知をしております。大変厳しい状況でございます。

それで、行政として観光業の取り組み云々ということにつきましては、これも繰り返しになりますが、観光というのは私は宿泊業ではなくて、そこにグリーンツーリズムもある、農産物も海産物も特産物も消費をしていただく、そのような観点から、やはり総合産業として発展していく中で、観光というのは伊豆市の主要産業として活性化の道もあるし、将来にさらに雇用を創出する可能性もあるのだらうと思っています。

ここで伊豆市の問題点は、1つは観光協会、観光政策がなかなか一元化した観光戦略、観光政策というものがまだなされていない。他方、非常に広い上に特性が違います。修善寺温泉であれば、その花火大会というのはむしろ長岡の皆さんと共有することができる。土肥の西海岸であれば、その特性というものは西伊豆の皆さんと恐らく連携するほうが効果が高い。湯ヶ島のもみじであれば、恐らく河津町との連携のほうが可能性がある。そのような中で、観光企画、観光政策は一元化し、事業はある意味まち境を越えているんな提携もなされるという中で、どのような観光政策というものをつくっていくのか。これはぜひ、今ある状態が必ずしもベストだとは思っておりませんので、しっかりやっていきたいと思っておりますし、そのために今、観光協会のほう、法人化を目指して、まずは第一当事者である観光協会の中

で非常に真剣な議論をいただいているように聞いております。

次に、合併浄化槽ですが、これはきのうもお答え申し上げましたけれども、私自身は大変問題視をしているところでございます。やはりこれだけの広い面積、それから大変残念ながら人口密度の低いところで、すべてを下水道でつなぐのは、あるいは計画地域の中であってさえ、このまま下水道を整備するというのは恐らく効率的ではないのだろうと。ただ、本来は議員ご指摘のように、合併浄化槽の設置、維持管理まで市でやるというのは、私は理論的には整合性がとれているなと思うんですが、過去との不公平の問題でありますとか、今大きく計画を変えることに、相当計画見直しにエネルギーがかかる、要ると思います。きのう申し上げましたように、ここから一、二年かけて、その計画の見直しというものをしてまいりたいと思います。

ただ、1つ合併浄化槽を全部市で管理すると、これは大変な事務量がふえるそうございまして、そのような観点から、仮にそのような方向に検討するとした場合は、どこまで市がやるのか、どこからはアウトソーシングでやっていくのかという見直しも必要になるうかと思えます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、教育長。

〔教育長 遠藤浩三郎君登壇〕

教育長（遠藤浩三郎君） 少人数学校の問題であります。土肥南小に限らず、伊豆市にはかなりたくさんの小規模校がありますが、それぞれ教職員一丸となって小規模校のよさをフルに発揮して頑張っておるところであります。他校との交流等、いろんな方法を考えながら、今、教育実践に当たっております。したがって、だめな人間になるということは考えておりません。

建てかえ計画であります。現在、教育委員会で考えている改築計画、現在行いました修南小体育館、中伊豆中体育館、あるいは耐震補強計画、中伊豆中の技術科棟、天城中の体育館、天城中の技術科棟等が終了してくる、その後実施をする考えであります。

土肥小の校舎についてであります。50年余がたっているということですが、可能な限り安全・安心な環境を実現するための計画に従って進めてまいりたいというぐあいに思っています。

不平等の問題であります。全部が全部全く同じというわけにはいきませんが、現在16校の学校、62の施設がありますけれども、まずは安心して過ごせる施設であるよう、優先順位をつけて改善していこうと考えているところであります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

関議員。

9番（関 邦夫君） では、1番から再質問させていただきます。

今、橋の点検をしているということは、点検をしていても不十分だったので点検をしているのか。点検を長期間していなかったとは考えにくく、点検していて、出会い橋のようなことがなぜ起きたか。

15メートル以上の橋の点検は、20年、21年で調査が終わると答えていますので、今までは十分できていなかったと思われませんが、どの旧町も竣工時期の記録だけで、点検記録が残っていないのではないかと。点検記録があるなら、伊豆市になり6年もたつのに、出会い橋のような事例がなぜ起きたのか。急に起きた問題でなく、時間の経過とともに徐々に腐敗して修復不可能になったのではないかと。多くの橋についても、点検を放置していたのではないかと。

木製の橋を管理するのに、防腐剤の塗装を定期的にしていなかったのではないかと。木製でも、管理し手入れをすれば長期間腐食に耐えられることができます。それなりの管理をすれば、50年も60年も対応できる材料で建設されていたと思われそうです。クレオソートをしみ込ませた電柱は、ねぎわの管理さえ怠らなければ何十年もの間使用ができてきました。土肥町議会のとき、河川の管理についての質問に、職員は忙しくて手が回らないので、気のついた人が通報してほしいとの答弁がありました。無責任な回答だと記憶していますが、橋も川も管理ができていないことを意味しています。

点検を行っていたという答えでしたけれども、じゃ出会い橋のようなことがなぜ起きたのか。旧町時代から管理台帳のようなものが引き継がれているのか。この2点について伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 出会い橋に対する大変厳しいご指摘なんですけど、ほかの鉄筋等で使っている15メートル未満、以下等の他の橋とは異なって、出会い橋は、これは本当に私は例外中の例外だと思っております。オランダで情報収集し、向こうで当初の工事をし、中間処理をしてから輸入したということですが、オランダ、北ドイツというのはたまに雨が降るんですが、本当にちゃぶ台の上のピーナッツが1週間、2週間、全くしけないところなんです。ですから、もう湿度が全く違う。我々のような日本人が行くと、もう本当に肌がこんなに荒れるかというほど、それだけ湿度が全く違うところなんです。まして湿度の高い日本の、まして一年中雨が降っているような湯ヶ島温泉で同じものをつくるとしたら、これは当時いるんな判断があったんだろうと思うんですが、その気候の違いというものは非常に大事なポイントで、当時は残念ながら、そこはやはり注意が足らなかったんだろうと私は思います。

特に、小説にあるとおり、湯ヶ島温泉みたいなああやってもう雨が似合うところで、下からも雨、上からも雨のような環境の中で、これは大変申しわけなくて、また2億円をお願いしたんですが、これは橋の中では例外であって、ほかの市の道、県の道の橋で同じように片っ端から腐っているということではないと思いますので、何とぞそこについてはお許しをいただきたいと思っています。

また、そのほかの橋梁の点検等について、確かに旧町のときも、あるいは今も、市民の皆さん、気づいたら願いますということがあろうかと思いますが、やはり私どもの目だけでは足りないところがございますし、私も市内を走っていて、橋に限らずいろんなところを気がつくところがございます。職員にもそのように、なるべく外に出て報告をするようには指示はしておりますけれども、やはり市の財産は市民の全員の共有財産であり、ぜひ皆さんにも、恐縮ですけれども、気のついたところは市役所のほうに通報いただくことはこれからもお願いをさせていただきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 改めて点検を行わなくても、素人目でも危険だとわかる橋があり、重量制限の標識で注意を促し、修理されないでいるところもあります。しかし、職員も入れかわり、点検記録があいまいだと、いつ、どのような経緯で処理されたかわかりません。さっき、木造の橋は気候のせいで当然腐るように言われていますけれども、昔真っ黒けの電柱がありましたね。あの防腐剤、クレオソートを塗った真っ黒けの橋、あれは何年でももつわけですね。根際はちょっと管理していただいた。そのように、この橋は一遍に腐ったわけではなくて徐々に腐った問題で、この間管理を十分していなかった。どこか塗装がはげたら、その塗装を塗れば、雨や何かの被害はなかったはずです。それを怠ってこういう現象に私はなっただと思いますけれども、これは仕方がなかったことで済まされる問題かどうか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 済まされなかったかどうかについては、行政の責任と申し上げざるを得ないと思います。確かにあの橋が、電柱は腐らないところがあるんですが、同じ建材であって、同じ処置をして、あれが日当たりのいい乾燥の、湿度の低いところであれば、それはやはり違っていただろうと思います。11年以降、できてから七、八年で維持補修を始めていますので、それ以降の塗装や防腐剤処理が本当に適切であったかどうかは私は検証することもできないんですけれども、そこにひょっとしたら瑕疵があったのかもしれない。ただ、これはやはりあそこに鉄筋を入れない、コンクリートを使わない、すべての木製の橋というのは、やはりその時点で判断は私の経験上からいうといかなるものであったかという気もいたします。

大変これは大きな予算を使って恐縮なんですけど、これはぜひ将来の伊豆市のいろんな事業の教訓として、しっかり私も含め職員の中にとどめさせていただくということで、これをご理解いただきたいというのも難しいんですが、私どもの反省材料とさせていただきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 変な質問で申しわけないですけども、出会い橋の問題は旧町時代からの行政の怠慢による被害拡大で、市民に多大な損害を与えたと思いますが、私のこの考え

方にご異論がありますか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） この件につきましては、建設にもお金がかかり、また今回も2億円の大変貴重な税金を使わせていただくということで、有用性からお願いをいたしましたけれども、その行政のあり方、政策判断のあり方につきましては真摯に反省をし、議員ご指摘のとおりだと思っておりますので、私どもの教訓にさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 憲法94条は、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができることとされています。その財産を管理してと書かれていますが、それは何を指すのか、漠然として解釈は難しいですが、市の財産をよく管理することも含まれていると思われまます。管理を怠り、短期間で腐らせたことは憲法に記されたことに反していると考えて、こういう質問はしたくなかったですけれども、しました。

次に移ります。

観光事業を基盤産業としている伊豆市において、観光事業の落ち込みがことしだけの問題で片づけられないと思います。この数年、全盛期の半以下の客数で伊豆市の観光事業は大変な状況の中、ことしの夏は悪条件が重なり、前年比15%減で、さらに大きな痛手だと思えます。全国的に一律に落ち込んでいるのではなく、にぎわっているところも多くあります。大変な状況ですが、これに対してどのような打開策を考えているのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、長期的な傾向、それから去年からことしにかけての特性と、2つあるかと思いますが、まず去年から続く景気の落ち込み、それからことしは地震もございましたし、それから今ちょうど手元にデータがあるんですけども、高速道路1,000円も、静岡県にとってはどちらかというと平衡よりちょっとマイナスというところで、非常にいい材料はそろっておりませんでした。ただ、これは時期を待てば自動的に2年後、3年後には経済回復するというものではないだろうと思っております。

まさにここは今、天城湯ヶ島支所、湯ヶ島温泉の一角にあるんですが、昔はひなびた湯治場のところから、60年代、70年代に急激に有数の観光地として発展した。その背景には、大量に首都圏に集中してきた労働者、そしてそこの給料は年収は1年に1回伊豆に行けば楽しかった、土肥に行けば楽しかった、湯ヶ島に行けば楽しかったという背景があったんだろうと思うんです。今の皆さんはハワイも知っている、バリ島も知っている、韓国も中国も知っているという中で、まさにとり合いの状況の中で、2年後、3年後に世界経済が回復しても、自動的に伊豆にお客様が戻ってくることはないだろうと考えています。

そこで、では地域としてどうあるべきかということを考えますと、やはり土肥には土肥の

よさ、修善寺には修善寺のよさ、湯ヶ島には湯ヶ島のよさがあるわけですから、そこをしっかりと見据えた上で、自分の特性を生かした、先ほどちょっとありました、なぜ私がスポーツを考えたかという、比較優位性があったからだと思います。湯ヶ島の比較優位性はどこにあるのか、土肥はどこにあるのかということをしっかり自分たちで考えた上で、観光政策というものを総合産業として位置づけていきたいというように考えております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 何を期待して伊豆市に観光に来るのか、また滞在するのかと、簡単のようで、このことを根本から考え直す必要があるのではないかと。古い宿屋の時代に文豪が泊まったとか、文豪の愛した美しい自然のあるところだとか、それも観光目玉の一部になるかもしれませんが。しかし、夕鶴記念館の見学者が皆無の状態は、観光誘客方式に時代錯誤があるのではないかと。すぐれる歴史、文化を継承し、よく学び、精神的文化向上に努めることは、その地に住む者として当然のことだと思います。文豪が生まれ育ったところだとか、そこに泊まったということで繁盛をしていた時代もあったでしょう。しかし、宿屋の時代は過ぎ、大きな資本で多くの客を賄う時代になり、経営手腕が問題の時代になりました。しにせと呼ばれるところは大きな資本をかけても魅力がなく、新たに進出したところでも経営を頑張り、結構繁盛しているところも見受けられます。

行政としての取り組みの問題は、観光の目玉の充実だと思います。例えばの話ですが、天城山が千寿ヶ原のように人気が出ないのか、前にもこのことについて取り上げました。千寿ヶ原では、ふもとの旅館を利用し、時期によっては2時間も3時間も待たなければケーブルカーに乗れません。この山の魅力は展望がよいことと、歩くことの嫌いな方、体力のない方は歩かないで展望台から壮大な景色を満喫できる。歩きたい人はケーブルカー下車後、山登りも散策もできます。天城山の自然を少しかり、美しい八丁池近くまで多くの人が行けるようにシャトルバスを出し、20分、30分も歩けば目的が達成できるところに大型駐車場をつくり、体力的にも時間的にも登りやすい魅力ある山にして、多くの人が山の魅力を満喫できるようにし、観光活性化を図ることはできないか。これは一例です。自然を破壊することに問題がありますが、天城山の自然のほんの一部をかり、自然と共存する開発で活性化が図れないかどうか、その点について伺います。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 特に天城湯ヶ島地区の観光に対して大変厳しいご指摘ですが、現状が厳しい状況でございますので、そのようなご批判もあろうかと思えます。ただ、例えば世界のオペラの中で日本の作というのは、修善寺物語と夕鶴というのは希有の作品なんですね。そこで、戯作と全く同じせりふのオペラというのは、私が知っている範囲では夕鶴だけですから、そのようなものをもう無用と見るか、あるいはぜひしたがってこれを使おうと見るかというところは意見の分かれるところだと思いますけれども、私はそれも含めて、確かに夕鶴会館は今全く人が入ってきておりません。それはそこに全く可能性がないのか、やり方

が、活用の仕方が悪いのかについては、これはぜひ地元の方々に考えていただきたい。私どもも話を一緒にさせていただきたい。

また、天城の山、そして八丁池が、あそこまで含めてバリアフリーがいいのか。あるいは、一説によると下田街道、400万人通過しているとすれば、100万から150万台ぐらいの車が1年間に通っているとして、その皆さんが本当に天城山の山の上までご要望なのか。浄蓮の滝、あるいは湯ヶ島温泉の中に寄られる方が非常に少なくなっている中で、そもそもその世古の滝を含めて非常に魅力ある中で、国道から少し立ち寄っていただく、これは実験をやるんですけれども、この秋に。そのようなことで、まだまだ私どもの足りていないところがあるのではないかと。そのようなことを踏まえた上で、太郎杉とか八丁池のようなところ、なかなか健常でない方が行きにくいところは、その延長線上で考えてもいいのではないかと。いずれにしても、まずはこの地域のよさに磨きをかけ、そして我々の工夫として足りないところをしっかりと力をそこに注いでいくということは必要なんだろうと思っています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 少し手をかければ誘客に成功するのではないかとということで、天城山を例に出しました。成功例として、土肥、恋人岬に人気があるのか。時間的にも距離的にも負担が少なく、車を置いて見学ができ、また車に戻れる遊歩道だと思います。西伊豆にこれといった観光の目玉がないので、30年ぐらい前、釣りをする人やノリカキのなれた人だけが通るけだもの道のようなところに手を入れ、にわかづくりの恋人伝説を創作し、試行錯誤のイベントで今のような人気が出たと思います。この事業には土肥町も協力しました。誘客事業を市としてどのように考えるか、またどのように市の力を、観光協会に任せじゃなくて、もうそういうのは終わったんじゃないかと思っています。市の力でアイデアを出して、そして進めたほうが手っとり早いんじゃないかと思っていますので、誘客にどのように考え、またどのように進めるか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） この日曜日に、私はほぼ一日を使って、ある中京で活動されているビジネスウーマンの方を伊豆市内をご案内しました。もう本当にポテンシャルの高い、例えば私が気になっております小土肥を見ていただいたときに、本当にきれいで、かわいらしくて素晴らしいところだと。どんどんアイデアを言っていただきまして、あるいはだるま山のレストハウス、恋人岬は既にご存じなので、虹の郷とそこはご案内しなかったんですが、出会い橋、湯道、いろんなヒントをいただきました。そこで、その方に限らず、菊地さん、もう伊豆はあきらめたほうがいいという方は全くいらっしゃらなくて、ここの素晴らしさをどうして皆さんお使いにならないんですかということが圧倒的なんですね。そこでは、やはり私どもの工夫と努力が足りないんだろうというところは多々あるかと思っています。

そこで、議員ご指摘のように、これは観光だから観光の皆さん、市は何かあったら手伝う

よということではなくて、やはり我々のような規模であれば、3万6,000の小さなまちですから、当事者の皆さんと行政と、それから今、例を申し上げましたような外の方の視点というものを入れて、みんなで力を合わせれば、私は伊豆の観光というのはまだまだ発展する可能性が十分にあると、こう考えています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） しつこいようですけれども、観光協会や旅館組合ではもうどうにもならない状況になっているのではないかと思うわけです。市が動かないと、もうどうにもならない観光事業ではないかと思しますので、その辺はどうですか。市が動かなくても市民ができると思いますか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 先ほども別ところで申し上げましたとおり、今、観光協会の法人化、それは法人化というのは単に法人格を持つというだけではなくて、それによって体質が変わっていくということ、あるいは政策を変えていくというために、今、法人化というものを検討していただいているわけです。市としては、観光協会に6,000万円程度の補助金を出している、非常にある意味第二当事者ですので、向こうと全く観光は観光ということじゃなくて、まず第一当事者である観光業の皆さんに当然自助努力をしていく中で、行政とお互い足りないところを補い合って、そして知恵を出し合って、ある意味今までよりもっと率直に問題点とか改善点について話し合うという、その雰囲気も含めてやはり体質改善というものは図っていくべきだと思っています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） では、3番に移らせていただきます。

長期計画により行われている下水道事業の見直しは、再三議会でいろいろな人によって取り上げられていますが、計画変更が難しいのか、一向に改善が見られず、大きな繰り入れで賄われています。多くの自治体で下水道の事業の見直しが行われているのに、提出した計画にのっとり、伊豆市も変更なく実施されているようですが、不公平の多いこの事業は問題が多過ぎます。八木沢、小下田区の整備は、他地区の工事が終わった後の20年後に着工する予定だと前の部長は口を滑らせました。伊豆市は今の状況では、下水道事業だけで再合併を余儀なくされるのではと。時代は目まぐるしく変化し、政権・与党も短期間で逆転しているのが現状で、計画の変更においても明確な大きな節約ができる事業は計画改善が認められると思われます。変更は大変だと手をこまねいているときではないと思います。

多くの自治体でこの問題に取り組み、同じように一般会計からの繰り入れによる運営をしています。多くの財政支援がなければ実現できないこの問題で、交付金に頼るため、国・県に逆らうような変更には消極的になっているのではないか。早期に工事費のかさむ点在箇所は合併浄化槽で解決し、一般会計からの繰り入れを少なくすることを早急に実行しなければならないと思いますが、このことについて伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これも繰り返しになりますが、その方向性については私は全く同感でございます。このような地域の中で、今計画されている地域においても、そのまま下水工事を続けていいのかどうかについては大変疑義があり、また検討を命じているところでございます。ただ、これは大変大きな事業だものですから、それは単に規模が大きいというだけではなくて、国が絡む非常に重たい政策でございます。短期的にすぐ見直して、すぐに新しい方向に歩き始められるというものではまたございません。そこで、やはり一、二年は時間をいただいて、計画見直しのための作業をしっかりとやりたいと思います。これは市民の皆さんの公平感に相当影響が出てまいりますので、そこも市民の皆さんからも広くご意見をいただきながら検討をしてまいりたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 水道料金を一律にすることに異議はございませんが、旧町のと時から一般会計からの下水道事業への繰り入れの恩恵にあずからない人たちはどうなるのか。川や自然を守るために不平等は仕方がないのか。川の水が清いとかきれいだとかの問題も、下水道でなく合併浄化槽でも解決できるのではないかと。今、多くの川は草木がはびこり、水がどこを流れているかわからないような状態です。県の管理だから市は関係ないという問題ではありません。清いとか美しいとかの問題以前の、現状の川についてもどう思いますか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私は政策目標の中に、やっぱり清流というのをキーワードにしておりますので、これは議員と価値観は全く共有させていただいていると思うんですが、その観点から、やはり小さかったころの川と違って川の流域面積が少なくなり、また一部はいまだにまだ水質がなかなか厳しいところもあり、少し心配をしているところでございます。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 多くの問題を抱える下水道事業において、点在箇所は費用の少ない合併浄化槽で市で設置し管理しても、下水道に接続するよりもはるかに軽減されます。浄化槽設置者が合併浄化槽に入れかわるとき、一部負担でなく全額市で負担をし管理しても市の財政負担は軽くなる。平等という問題もある程度解決できると思いますが、どうでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 経費も実は見積もらせました。確かに、下水道よりも合併浄化槽のほうが、どちらが負担するかはともかくとしても、総額としてはやはり効率的であることは間違いございません。その方向も、あるべき向かうべきところも、議員とは私は意見を共有していると思います。ただ、その見直し作業にもう少し時間をちょうだいしたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 4番に移らせていただきます。

多数の中で育った子供と少数の中で育った子供は、それなりの違いが生じることは理解できます。小さな自治体が村単位で学校を建設し運営し、昭和の大合併、平成の大合併と合併を繰り返し、学校運営も村から町になり、伊豆市になり、統合の問題が出ています。昭和の大合併の直後、身近な例を挙げると、昭和33年、西豆中学校は火災で焼失を機に土肥中に合併されました。さっき松本議員さんが答えたように、合併に反対した小下田地区では分校をつくり抵抗しましたが、学童減少という時代の流れに勝てず、土肥中に統合されました。

合併の問題から、通学費が無料に近い助成で50年前に締結されましたが、伊豆市はこの約束を破り、通学費を徴収しています。長期間にわたる合併条件として守られてきた約束でしたが、伊豆市は財政難を理由に打ち切りにしました。土肥のときは約束で、ただ同様な通学費を伊豆市は徴収するようになりました。これ以上の約束を守らない悪政はないのではないかと。政治感覚のおかしい方の決めたことで、この数年間だけの少数の方にかわいそうな支払いをさせています。50年前に統合問題が起き、打開策の落としどころとして決められたのが、この通学費の無料です。今度の統合も通学費無料としています。

約30年前に、小下田、八木沢小が学童減少により統合し、土肥南小ができました。中学校統合反対の教訓から、この統合は問題なく解決したと思います。統合を機に、木造の校舎が近代的な間取りの鉄筋コンクリートに建てかえとなり、今日に至っています。土肥町でできた環境整備がなぜ伊豆市でできないで統合するのか。子供のことを本気で考えているのか。

想像を超えた児童数の減少で、50年前、60人も70人もいた児童が数人になってきました。児童数減少は土肥南小統合以前に起きていた現象で、人数不足による想定された統合がまた繰り返されることとなります。産業もなく、働き場のないこの地域の児童数減少を回避することは不可能に近いと思います。地区により、さらなる児童数減少は目前です。土肥の場合、統合するとしたら、峠を越えて伊豆市のどこと統合するのか。子供は通い切れません。西伊豆町の学校と統合するのか。西島議員がさっき質問しましたが、回答はあやふやでした。この問題はすぐに起こります。どのようにするつもりか、お答え願います。

議長（飯田宣夫君） 答弁する前に、関議員、もう1分切っていますから、ご承知ください。

9番（関 邦夫君） はい。

議長（飯田宣夫君） 教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 今度の土肥地区の統合においても、2学級にならないという現状があります。審議会等で2学級が望ましいと言われながら、土肥地区においてはそれは望めないのが現状であります。しかしながら、地理的なことを考えると、峠を越えての統合は無理だろうというぐあいに考えています。教育委員会の中の議論の中で、戸田地区、西伊豆地区と市町を超えた組合立の学校を考えたらどうだというようなことを本気で議論をしたこともありますが、現実にはやはり無理だろうというように今落ちついております。

したがって、先ほど市長からもありましたが、教育委員会では、高等学校は別にして、

小中一貫教育ということを模索して、それである種の打開をできないかということで、現在土肥地区の3学校に、仕事をしながらではありますけれども、研究をするよう要請しているところです。この結果がどうなるかはわかりません。一つの校舎で9年間過ごすような建てかえを考えたかどうかというような案も今あります。いずれにしる全国各地で今、小中一貫教育というのが始まっておりますので、それらの動向を見ながら今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（飯田宣夫君） 関議員。

9番（関 邦夫君） 土肥小統合の問題は、合併後5年経過しているにもかかわらず、校舎の新築や大がかりの改修もなく、ほとんどもとの老朽化した施設での夢のない開校となります。重ねて伺います。本当に各学校に不平等はないか。実際は老朽化した施設を金もかけずに統合させ、財政問題でなく子供本位の考えの統合だと言われますが、恵まれた環境の南小の子供が市の財政状況で過酷な環境に統合されるのはどのように考えるか、質問します。

校舎や施設の充実を図らない統合は、ソフト面さえ充実すればハード面は教育に関係なく、日本一の学校になれるとの考えなのか伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

教育長。

教育長（遠藤浩三郎君） 日本一かどうかはわかりませんが、さきの補正予算等でもかなりの額を土肥小の改築に投入したところでありますし、今後もしできる限りのことはしていきたいというふうに考えています。

議長（飯田宣夫君） これで関邦夫議員の質問を終了します。

ここで休憩をとります。10分程度、14時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木初司君

議長（飯田宣夫君） それでは、一般質問に入ります。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1、鈴木初司。

発言通告書に従い一般質問いたします。

3点伺います。

伊豆市の議会と首長の立場についてです。1問目。

国会では、直接選挙で選ばれた議員の中から総理大臣が選ばれるのに対して、地方議会では、首長も議員も直接選挙で選ばれます。よって、地方自治体では、首長と議会が相互に独立して意思を決定できる立場にあります。私は、地方議会は行政がしっかり業務を執行しているかをチェックする大きな役割を担っていると考えます。議案の提出権は両者にありますが、実際に提出された議案の9割5分は首長からの提案です。それに対して、議員は首長を初め執行機関に質問をし、その議案を通すかどうかの判断権を与えられています。

国会では与野党という立場ができますが、伊豆市議会（地方議会）の場合は、首長のチェック機関としての役割を担っているのですから、議会内で与野党の立場ができることはあり得ないと私は考えます。とかく地方議会はオール与党化し、それが議会と首長のなれ合いの温床になっていくケースがあると聞きます。議員は常に首長に対し個別案件ごとに是々非々で臨む姿勢が必要と考えます。首長はどのように認識されているか伺います。

2点目でございます。水道事業についてでございます。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする地方公営企業であります。電気もガスもそうでございます。その経営に当たっては、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという大基本原則が法に示されています。法では、企業運営に要する経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。水道料金などによって経費を賄う独立採算制の原則を言っています。

民間企業は、一般的に商品やサービスを販売して収入を得ます。赤字が続くと経営が苦しくなり、倒産ということがありますので、収入をふやし、余計な支出を減らし、利益確保のために努力をします。地方公営企業である水道事業は、利益の確保が目的ではありませんとあります。ただし、商品である水道水の料金で必要な経費を賄わなければなりませんから、民間と同じように企業努力が必要です。また、独立採算制の原則と経費の負担の原則にも例外があり、災害復旧、その他特別の理由がある場合には、一般会計が公営企業に対して補助することができるかとされています。

水道部局から、議案の前でしたので、その前になりますが、議員に配付された水道料金改正の根拠とされる経営収支の概算書（第2表）によると、平成23年度以降、水道料金収入が6億5,300万前後を見込んであり、支出が5億4,000万で、利益が1億1,000万、常に出る計算であります。先ほど述べたように、地方公営企業である水道事業は、利益の確保を目的であってはならないとあります。したがって、今回の水道料金の改正案は極めて違法性が高く、適当ではないと思われまます。

また、地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合には、事業年度から繰り越した欠損金があるときは、利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み

立てねばならないとあります。毎事業年度生じた利益の処分は、前記の場合を除き、ほか議会の議決を経て定めなければならないとされている減債積立金は企業債の償還に充てる場合のほか使用することができないとあり、利益積立金は欠損金を埋める場合のほか使用することができないとあります。民間企業でない地方公営企業である水道事業が毎年度17%近い利益を見込むことなど論外であり、到底容認できません。

なぜ、このような公営企業のこの原則に反して利益を求めなければならないか。私は、当局が勉強不足か審議不足ではないかと考えますが、当局に見解を求めます。

3つ目でございます。防災対策のソフト面でございます。

去る8月11日、御前崎沖地震、震度6が発生いたしました。私は役に立ったなという感じでおりました。平成21年第1回3月定例会で一般質問いたしました「あなたのまちの安全度ソフト対策の実施状況」の中で、土砂災害警戒情報伝達方法、C T I電話応答装置の整備状況を伺っておりました。平成18年からのものでございましたが、調整中で、今後非常時における全区長さんへの連絡とか職員の参集等に利用すべく考えていきたいという答弁をもらっています。後に登録された市民の人数と件数を伺います。

また、今回、使用され、大変な成果が出たと思います。伺います。

よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの鈴木議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず最初の市議会、伊豆市の議会と首長の立場ということですが、これは立場というよりも、その義務規定、義務と権限についてということだろうと思います。相互に独立して意思を決定できる立場ということですが、意思決定する役割が違いますので、ちょっと真意が必ずしも正確に私はとらえていないのかもしれませんが、国のほうは議院内閣制ですから、基本的に行政権を有する内閣のほうは多数与党と話をして立案をしていく、そういった意味では地方議会とは違っております。したがって、これは憲法の規定の中で、憲法の93条なんですが、地方公共団体は議事機関として議会を設置するとなっております、立法機関ではないんですね。したがって、今回は市長のほうは与党、あるいは議院内閣制ではありませんので、自分の責任で執行機関である市役所の中で立案をする。したがって、それを議事にする。単に条例をつくる、立法をつくるだけじゃなくて、議事をしていくということで性格の違いがございます。

ただ、先ほどの独立して意思決定のところともちょっと関連があるのですが、したがって同じ直接選挙で選ばれても、役割が違いますので権限が違ってまいります。地方公共団体の議会、つまり伊豆市議会は、幾つかあるんですけども、主要な任務としては条例を設け、または改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、このような事件を議決

しなければならない。つまり地方自治法の中での議会の任務、義務というのは議決任務なんですね。そして、権限が1つございまして、予算について増額してこれを議決することができる。つまり増額修正は議会ができるというような規定になっております。ただし書きの中で、首長の予算の提出権限を侵すことはできないということはあるんですが、増額修正ができるというような権限になっております。

他方、市長のほうは、地方自治法の149条の規定の中で、責務として議案を提出すること、予算を調製し、これを執行すること等々ございまして、したがって確かに議員立法の条例はあり得るんですが、法制度の中では議案を提出するのは首長の責務で、議案を議決することは議会の責務というような書かれ方になっております。ただ、私はそのような法制度の枠組みの中で、市民の皆さんに直結した自治組織である市の運営においては、意思決定の中で重要な案件については議会にお諮りしながら意思決定をするということもあるのではないかと考えております。

きょうも議論いただきました。例えば、し尿処理施設、清流化センター等につきましては、その方式と、それに伴う必要な経費がかなり違ってまいります。あるものを選べば数億単位で違ってくる、そのような大事な案件の場合には、意思決定の中で議会にお諮りしながらやっていくということもあろうかと思っておりますので、私は法制度の許す中で、そのような議会との意思決定のプロセスを共有するということは、できれば議会のほうにお願いをしてみたいと、こう考えております。

次に、水道事業についてですが、再生産というか、将来の投資のためには当然予算が必要になってまいりまして、利益と内部留保資金が必要となってまいります。剰余金は、議員ご指摘のとおり、20分の1は減債積立金に積み立てる、その他の義務があるわけでございますけれども、ただ、民間企業と公営企業の違いは、利益を株主に配当するということではなくて、将来のために活用する、再投資するということでございますので、その量が適切かどうかについてはまたご議論をいただきたいと思いますけれども、そのような主権者である市民に還元する、その再投資するための利益でございますので、一定規模の利益というのは必要なんだろうと思っております。

また、伊豆市のほうは市内全体としてまだ水道の統一再整備が終わっておりませんで、今回は料金の統一作業はさせていただきますけれども、将来、地域ごとになっている簡易水道等の統合もあり得ると予期をしておりますし、まだまだ水道事業にはかなりの投資が必要になってまいります。したがって、なるべく私どもの責任でしっかり命の水である水道事業を整備して、余り将来に事業を残さないように私は運営すべきではないかと、こう考えているところでございます。

最後の防災対策のソフト面につきましては、議員ご指摘の土砂災害警戒情報伝達方法、CTI電話応答装置、これは電話で自動的に情報提供をすることでございますが、現在は機器にふくあいが生じたまま、使用されておりません。県が伊豆市に設置したもので、過去何度

か試験、あるいはソフトの修繕を行ってきたようですが、その都度ふくあいが生じて、現在は利用しておりません。

伊豆市においては、6月1日から防災フリーメールの配信をスタートしており、こちらを新たな伝達手段として活用し、防災フリーメールを区の役員さんや高齢者や障害のある方、あるいは要望のある方に普及することで努めていきたいと考えております。

登録数の詳細等については、後ほど総務部長から回答をさせます。

議長（飯田宣夫君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 防災フリーメールの登録者数ですが、8月末現在で306名の登録者でございます。

なお、今回、地震関連で土砂災害のいわゆる調査隊が入る協力依頼、これを1件発信しております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） まず、1番目の議会と首長の立場ということでございますが、先ほどから市長、再三申し上げられています県議員、また政権がかわったから伊豆市にも相当の厳しい場面があるし、まだ判断ができないという答弁が再三あった。私もこの2つの選挙にはかかわったものですから、県議員は、もとのオール県民党と言われた女性候補が伊豆市では倍の票を今の川勝知事よりとったのでございます。それで、今回の衆議院選では民主党の議員が自由民主党の議員より倍近い投票をしているという事実があります。ここの中の議員の方々も相当関係されているということではございましょうが、これからのそういう面も経たところで、大変議会も行政のほうもいろいろ、先ほどから市長は言われていますけれども、大変な面があるではないかと。なおさら議会も行政も心してかかっているかなければならないということを感じていますけれども、その辺を市長、伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は県知事と、それから政権与党がかわったから大変だということではなくて、まだ見えていないということなんですね。特に市長としては、国と地方の関係がこれからどうなっていくのか。マニフェストの中でも明確に、協議機関を設置するということはあったようでございますけれども、一番大切な国と地方の役割、そのためにはつまり中央官庁の権限をどこまで整理するかということ、まさに官僚改革、行政改革イコール国と地方との関係の見直しですので、その詳細な具体的な方針が見えていない。したがって、私どもとしては、国と地方の権限にかかわるところについて少し様子を見させていただかないと要望しようがないということで、まだ見えてないということをおし上げたわけです。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、観点を変えてもう1点だけお聞きしておきます、その件は。実は、議会と行政の関係もそうですけれども、首長と今いる職員の皆さんの件に1件だけお伺いしておきます。

首長は、住民との信頼関係は、同じように職員を信用し信頼関係を築くということも大事なことで承知しています。住民の税金を預かる行政という立場の人たちが、常に住民の側を向いて業務に当たることができるよう、公務員として職をしっかりと認識させ、一組織として効率性、公平性、透明性を意識して運営していくことを望みます。このようなかじ取りを考えられていませんか、1点伺います。

2つ目に、行政の透明化ということは首長の率先した行動から始まると言ってもいいと思います。ぜひとも市長は交際費をすべて公表していただきたいと思いますが、所見を伺います。

2点です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目のことは、私も含む市の職員、これは地方自治法に言うところの執行機関ですので、議会で承認いただいた予算と条例をみずからの、みずからのですよ、みずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負っている。先ほどの議員からも指摘がありましたけれども、怠っているのではない。そのような観点で、実はこれは市長だけではなくて、市役所全員の責務と、こう規定されているわけですので、そこはしっかり心してかかりたいと思っております。

それから、透明性の中で交際費は、私はちょっと実は市長交際費が公開されているかどうか、ホームページで、承知していなかったのですが、必要であれば、去年は予算280ぐらいの150万ぐらいを消費させていただいたと思いますが、オープンにさせていただくことに何ら問題はございません。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） あと1つ、ちょっとこれはお願いがありまして、市長は直江兼統という人をご存じでしょうか。今やっていますNHK大河ドラマの「天地人」の主人公であります。これが大将、首長です、上杉景勝の右腕と言われた方でございます。これは必要な条件、大将に、主権に、仁・義・礼・智・信であり、そして自愛を持って住民を哀れむべし、常に市民の皆様に慈愛と思いやりの情を持って臨むべきとあり、上に立つ者は常に必要なものは弱者への情、生活を成り立たせてあげるといふ思いのこととあります。今、非常に伊豆市は厳しい困難な状況であります。水道事業でも触れさせてもらいますが、ぜひ弱者に優しい政、行政をしてもらいたいと思いますけれども、一言感想をお願いします、意見。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 弱者の定義というのも難しいんですが、私はもちろん足りないところ

は自分でも重々承知しておりますし、失敗もたくさん犯していると思いますけれども、恥ずかしながら3万6,000、今足りなくなってしまうかもしれませんが、市民の皆さんの津々浦々に至る生活まで考えてやらせていただいているつもりでございます。市の職員も、私は全く同じ気持ちで公僕として務めを果たす気概は持っておろうかと思えます。また、そのようなところで、当然人間ですから足らんとすることがありますので、そこは市民の皆さんの代表である議会のほうから率直なご指摘はこれからも賜りたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 次に、水道事業についてちょっと質問をいたします。

先ほどから市長は、予算はある程度なくて、繰り越して、それが利益があらなければというこの発言をされているわけでございますけれども、ちょっとそこで企業債について等、なぜなければだめかというのが、前の答えの中で、いざというときの工事費がなくなった場合にいかなものかということで、そのお金をためていただくというような発言もいただいておりますので、そこについてちょっと質問します。

企業債についてでございます。地方債は地方公営企業は事業運営の元手である資本金の中に借入金、資本金という区分を持っています。これは地方公営企業特有のもので、資産形成のための借入金を指しますと。普通であれば負債として計上される借金が資本金の中に借入資本金という区分を持っています。これは地方公営企業特有のもので、資産形成のための借入金を指すと言われております。普通であれば負債として計上される借金が資本金として扱われるのは、地方公営企業が事業の開始や拡張の際、今で言う工事、新しい建設改良資金のことを言っているわけですが、普通で言えば、先ほど市長が言われたとおり、株式を発行するなどといった出資を募る方法を持たないといけないと。

ですけれども、地方公営企業法は、仮に企業債を発行する、つまり借金することによって資金を調達するということになっております。水道事業による建設改良工事をやるからといって、事前に市民の皆様にご負担をさせていただくとか、施設建設時に水道をご利用いただいているお客様だけに大きな負担を強いることになってしまうため、企業債の償還費を毎月の料金として少しずつ出資していただくことによって、負担の平等化を図ることになってございます。企業債は負債ではなく、資本金という取り扱いでございます。

それと、市長がよく言われていることが、今5年間に14億8,000万円ですが、3億起債しますから、13億8,000万を今の5年間で整備していかなければならないという発言をよくされますけれども、これは僕は間違いだとはっきり言って申し上げます。というのは、今までに昭和60年、書いていただきました、3月25日の負債から、今もって22億5,000万の企業債の借金を私ども今の受益者が返済をしているんでございます。22億5,000万ですよ。それは今それで14億8,000万のうち11億を5年間、また私どもが払って、将来がということではなくて、こういう事業をやるときには起債をして、将来、未来永劫に持っていくということがルールとされておりますけれども、その辺をどう考えますか。お答え願います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 企業債と資本金の考え方での何というところは必要であれば部長のほうから答弁させますけれども、私は5年間で全部その事業費を料金でいただいてと当然考えておりませんし、これだけ大きな負担ですから、ちょっと言葉の用語の使い方が違うんで申しわけないんですが、私の古巣では後年度負担とって、国債で発行して5年、10年で償還するということは、これは手法としては規模は違いますけれどもありますので、そういったものを当然使うことは承知している。ただ、それが3割がいいのか、5割がいいのか、7割使うべきなのかというところは、私はやはり伊豆市の将来負担を考えたときに、余り大きな規模を起債で充てるのはどうかという考え方は持っております。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 資本的収支の不足額を企業債を借りることによって充てよというお話ですね。確かに、それも方法です。ですけれども、内部留保資金が多くある場合には、企業債を借りることなく、内部留保資金の補てんを優先させていただきます。

それと、企業債を借り受けると、翌年度から企業債利息が発生いたします。この企業債利息が、私どもも正確な料金算定の方法、説明がちょっと不足していたかもしれませんけれども、費用の総額をもって料金原価といたしておりますので、その料金原価が増額いたします。そうしますと、これは給水収益の増につながりますと。

もう一つ、企業債を起こしますと、4条の支出に元金の償還金が発生します。これは据置期間がありますので、翌年度からすぐ発生するということじゃないんですけれども、そういうものもございます。結局4条の補てん財源でございますけれども、企業債を発行することによりまして、補てん財源が多少なりともふえていく可能性が出てきます。ですから、我々が前から申し上げているところは、この補てん財源のバランスですね。これが急激にふえていく、あるいは減っていくというような状況をバランスをとって料金を定めていく、簡単に言えばそういうところが料金算定のポイントとなっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 前に全協のときにお出しいたしました経常収支の概要の中で、収益的収支と資本的収支というのがございます。収益的収支のほうに企業債の借入利息、支払利息が載っております。そして、4条のほうに、先ほど私が今申し上げました元金の償還が発生するといったところが、資本的収支の支出のほうに載っているのは元金のほうの支払いです。

以上です。

1番（鈴木初司君） そこを払っているんだけど、僕が聞きたいのは、これも払っているのに、今この5年間さらに自分たちが払わなければ、これを十何億持つのはいかなもの

かということも聞いているんです。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 例えば14億、5年間で建設改良事業を償還するとします。ですけれども、それはこの間もちょっと申しあげましたけれども、5年間でその14億を支払うわけじゃございません。あくまでも市民の皆さんにいただくのは給水料金でございます、これは、この14億の資産が発生いたします。このうちのそれぞれ耐用年数を求めて、単年度の減価償却費が発生します。この減価償却費が3条の収支のほうへ上がりまして、それを給水料金でいただくということなものですから、やはり耐用年数、20年なら20年に分割される、60年なら60年に分割されて、皆さんに料金として減価償却費分だけをお支払いいただく。ですから、この5年間のときにすべて負担していただくという問題じゃありません。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、引き続き質問いたします。

先ほどから問題になっています。今回のは値上げをするわけですよ。今現在7つの料金体系がありまして、条例にない1立米32円、57円、84円、89円、126円ということの改正案が1立米95円ということで、6つの地区が大幅値上げになるわけでございます。今の説明であれば、減価償却費を払っていくのであるから、そこに大幅に値上げする問題は発生しないというふうに僕はとらえます。というのは、なぜかといったら、先ほどから言っているように、1億1,000万のお金が預貯金として積み立てたいということの思惑が裏に隠れているんで値上げをしなければならぬと。今回だって300万、400万の赤字でそれを埋めれば済むわけですから、今回のこと。なぜ、そこを1億1,000万を利益として繰り込んでいかなければならぬという理由にならないと僕は思っているわけですよ、先ほどから言っているように。そこに到達するわけです。

だから、今言っている32円の地区の方と、126円、また57円の地域の方の数は全く一緒です、ほとんど。126円払ってやられている戸数が2,107棟、それで32円、57円でやられている方が1,824の225の56棟ですから、ほとんど2,200に近い数字になってあるわけですよ。そうすると、32円と120円の真ん中は幾らになりますか。そこさえクリアすれば、下げて、多少なり上げることによって、こんな著しく1億1,000利益を上げていくなんでいうことの水道料金の算定をわからないようにやることなく、きちっとやって、その減価償却費だけ払う分だけ下さいよという形の中で処理ができればまこといい話になって。ただ1億1,000万、ともかくわからない利益が欲しいから値上げをするんだというようなことは、僕は論法にならないと思います。

それとあと、剰余金のところで今、地方公営企業法を読みます。地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合においては、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めるということであるから、もし利益があれば、前の欠損金を埋めていけるわけですよ。なぜ1億1,000というのは、その前にあって、第17条の3とい

うのがあります。地方公共団体は、災害の復旧その他特別な理由により必要がある場合には、一般会計、または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することができるということであって、そこにたくさんのを積み立てておく必要がないんですよ。それはなぜかということ、一番大前提にもあるけれども、公営の福祉にということを経営法でうたっているからですよ。だから、今回の大幅な値上げにする意味は、先ほどから部長が説明されていることになるならば通用しないと僕は思いますけれども、その辺どうでしょう。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 最初、議員が申し上げられました各地域の件数による格差、これは平均すれば料金ができるじゃないかというような、そういうようなお話……

〔「下がる」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） ああ、下がりますけれども、それによって料金算定でよろしいじゃないかというようなお話なんですけれども、これは議員もご承知のとおり、本来料金算定というのは、それをもって料金算定することは決してだめだということじゃないですけれども、基準の算定要領をもって説明できる内容で算定しなさいということで、基本的には日本全国、日本水道協会の算定要領を基準にやっております。ただ、過去に例えば旧町の時代、私もちょっと調べたんですけれども、実際どういうふうな算定要領をもってやっているかはちょっと調べ切ることはできませんでしたが、少なくとも旧修善寺町のほうでは水道協会の算定要領を基準に算定してございます。

それはどういうことかということ、ここで申し上げましたとおり、今後5年間の3条の収益的収支の営業費用のところですね。主にこの営業費用ですけれども、この営業費用を推計し、なおかつ企業としての資本報酬を加えた額、これを給水料金で賄いなさいということになっていると思います。それには間違いはないと私は思っております。ですから、足し算して割って、平均してこういう数字になるというような料金算定の仕方ではちょっとまずいんじゃないかなというふうに私は考えています。

それから、1億の話でございましてけれども、1億800万、26年度、これは今も申し上げましたし、前にも申し上げましたけれども、激変緩和措置を行う前に、基準といいますが、原則的にどういう料金でなければならぬかということを経営法いたしました。それから、22年、23年、24年、25年と緩和措置を講じております。ですから、26年度だけが5年間の平均の、当時求めた基準となる単年度の損益1億800万が計上されております。

しかも、最終的にこの経営状況を見ていくには、一番下の年度末の内部留保資金の総額、ここをごらんになっていただきたいと思いますけれども、19年の決算では7億6,000万ぐらいあったと思います。20年の決算を打ちますと6億3,300万、それから21年度は予算総額を載せてございましてけれども、22年度から26年度は推計値を持ってきております。これで年度末の内部留保資金は激変緩和措置を講じてございまして4億5,000万円まで下がってきま

す。26年度では4億5,000万円……

〔「4億7,000」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） 26年度の年度末の内部留保資金は4億5,000万円。年度末が決算ですので、これを見ていてもらいたいと思います。年度当初というのは前年度のやつなものですから。これが減少傾向にありますと、将来的にそのまま継続したら何年か後に経営ができなくなるという状態になります。

ただ、1億800万円は単年度の収支なんです。損益の収支なんです。ですから、損益より1億800万円の利益がありますけれども、もう一つは内部留保資金という、減価償却費は現金を支出しませんので、それが内部に保留されてきます。その総額が4億5,000万というのがありますから、ここで建設改良なり積立金なり、すべてがここで数字にあらわされていますので、この増減を見ていただきたいと思うわけなんです。単年度で1億800万が多いか少ないかという判断よりも……

〔「多いでしょう」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） いや、それを多く言えるかどうかは、この内部留保資金の額の傾向を見てもらいたいんです。

〔「17%」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） 17%というのは、それは1億800万を給水収益で割った数字ですね。結局は内部留保資金なんです。内部留保資金の内訳は何かといいますと、それは単年度のこの損益の1億800万円もその中に入ってきます。ですから、私の申し上げているのは、最終的にトータルで判断してもらいたいのは、年度末の内部留保資金の状況を見ていてもらいたいわけです。それで判断をしていただきたいということです。

以上です。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 私で説明できるかどうかわかりませんが、この内部留保資金が4条の収支の補てん財源なんです。この補てん財源には何が、補てん財源とされるこの内部留保資金ですけれども、どんなものがあるかといいますと、当年度の純利益、それから前年度末の内部留保資金プラス当年度の純利益、それから過年度分の損益勘定留保資金、それから現年度の損益勘定留保資金、これは減価償却費等です。資産減耗費もございませぬけれども、要するにお金を支出しないで内部へ現金としてたまっていくものなんです。これらを、4条の企業債を起こすかわりに、あるその内部にたまったお金を使っていこうと。企業債はまたちょっと性格が別なんですけれども、4条の収入に充てることができるのでね。

ですから、最終的、結論的に考えていただきたいのは、年度末の内部留保資金が減少傾向になってきますと、これは行き着くところはゼロということになる。これをですから、余り急激に上がっていくような傾向、あるいは急に下がっていくような傾向がないように、料金

算定を持っていきたいわけなんです。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） では、もう一度聞きます。

先ほど、僕もここに内部留保が5億から4億になると。4億もあるんです、実は、内部留保は。それで、1億1,000万ずつ上げれば5億8,000万ある。市民の皆さんが、事業をやることにおいて値上げをして、なおかつ利益をとるなんて、そんなばかな話はない。会社経営している人ならわかります。これ投資をして、お客さんに勝手に値上がったからくれよと言って、だれが納得するものですか。我々、企業をやっていれば、そこで株とか何かで集めて事業をやって、それに見合うものを作ってペイペイならいいと、会社が回れば。それなのに、どんどん利益があって、なおなお内部留保資金は平成25年にはまだ5億あるじゃないですか。それで、24年から25年にかけては6,000万ずつですよ。5億8,000の5億2,000ですから、6,000万、6,000万の1億1,000ですよ。

みんなプラスプラスで上に上って行ってそれを、私、申しわけないですけども、湯ヶ島の方は126円をずっと我慢してきたわけですよ。5年間、何も手をつけないから。こういうことをやらなくたって、別に値を上げなくたって、先ほどから減価償却費を払って、我々は前の25億円の借金も払いながら、ずっと来て保てるわけですから、無理にそこを天城の値段ぐらいに上げるということをしなくたって、土肥の方たちだって半分で、天城だって大体、中伊豆、修善寺のレベルでおさまるわけですよ。

そして、もう一つお聞きします。今までの料金体系をなぜ完全2部制にしたかということをお聞きします。今までの料金体系は、昭和27年当時から基本料金、基本水量、超過使用水量料金で、条例にのっとって水道事業、先ほどから言っている、清浄にして豊富低廉な水の供給をもって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すると、常に企業の経済性を発揮すると、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されねばならないということをやってきて、何か法的にそれを完全2部制にしなきゃならないという法があるんですか。それをまず1つと。法的に変えなきゃならないかというの。

それと、もう一つ聞くのは、この今度しようとしている完全2部制をとっているのは、私が調べたところでは、静岡県下で浜松市と静岡市、政令指定都市しかございませんね、多分。今、調べた中だと。後に、先ほど言っているのは、ちょっとそれはわかりませんが、こここの市の17市町は、もともと昭和27年からのをやっている、先ほどから言っている水道事業条例の形の中でずっとやってきているわけでございますよ。それで、なおかつ今度やろうとしていることは、浜松、静岡を見ますと、1立米から10立米までは42円とか60円とかといって、生活者のために物すごく低い値段を設定しています。伊豆市でやろうとしているのは95円ずっとですから、そこに対する人たちが膨大な値上がりをしているわけですよ。

先ほどから言っているように、こういう法律にしなくたって、今までの基本水量で下げればやっていくことを、なぜ無理して今ここでそんなことを、3つも大きなことを一挙にやる。

それだけのノウハウもあって、頭があられるからやるのかと思うけれども、僕はとてもついていけないので、その点をちょっと質問します。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、先ほどの部長が説明しました26年末の4億ちょっとの内部留保資金というのは、これはその中身は正直な話、私は専門でないので承知していませんが、伊豆市の規模であれば最終的に内部留保として4億程度を維持をしたい。それは今回5カ年事業の下がっていく中でそこまでとめたい。これは確かに大規模災害があれば一般会計から入れることはできる、法的にはできます。ただ、伊豆市の今のこれから5年後から10年後にかけて一般会計が激減する中で、これから将来のこともやっていかなければいけない、その後のこともやっていかなければならない中で、一般会計から繰り入れられるからということではなくて、本当は別の基金というものもあるのかもしれないけれども、やはり水道事業の中で完結するようリザーブというのは必要なんだろうと思います。

ともあれ、基本的な私が指示をした考え方というのは、今、伊豆市がまだいろんな体力がある間に、生活にとって必要な生活水の確保という事業を可能な限り整備をしておきたい。今、大変にいろいろなまだ簡水のところもある、伊豆市に統合しなきゃいけないところもある。63%、つまり37%も水が漏れている、赤水のところもある、これも早く整備をしたい。でも、将来は、私は人口を維持したいと思っていますけれども、極めて高い確率で人口も産業も収縮していく中で、まず私たちは将来のために整備をさせていただきたい。それは、申しわけないんですが、なるべく後年度負担、つまり起債とか一般会計からの繰り入れではなくて、我々の責任で、負担のもちろん範囲内ですけれども、やっていきたいという考え方で事務を指示したわけです。

これは選挙前に政治的な発言として、一番高いところに合わせるという政治的な発言とは別に、実際に市長となって、もう一度計算をし、基準を持ち、審議会に諮りということですので、そこはただ一番高いからそこに合わせたということではございませんので、将来への余り負担を持たずに、なるべく早く非常に脆弱な水道網を整備したいということで、その事業の中で4億程度の留保はしておきたいということで事務方のほうは作業をしてくれた。基本的な考え方はそういうことでございます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） では、そのほかの天城湯ヶ島町の例を引いてお話しされたものですから、ちょっとお話しいたしますと、天城湯ヶ島町の126円という料金なんですけれども、この算定根拠の書類というのは、私もちょっと見ていないものですから推測でしかございませんけれども、多分、旧天城湯ヶ島町にも相当この問題に深い人がおりましたので、推測いたしますと、要するに今言った料金原価を有収水量で割った金額だと思います。これが126円です。非常に経費のかかっているときだったんじゃないかと思います。

それで、現在ここへ全協のときの資料をごらんになっていただきますと、平成26年度115

円なんです。ですから、必ずしもそんなうまくはいかないわけです。旧町の湯ヶ島に合わせるなんていうこともなかなかいかないわけで、きのうも申しあげましたけれども、市長もこの老朽化した施設を見たら、早急に直さなければやっていけないよという、そういう意味だと思っんです。私どもはそういうふうに解釈しております。

それから、料金体系を変えたこと、これは鈴木議員ご存じだと思いますけれども、旧湯ヶ島でいえば20立米までが2,520円取られるわけですね。それが今回は確かに13立米からは新料金のほうが逆転いたします。41立米まで逆転いたしますけれども、これは料金体系を変えたことによります。なぜこの料金体系に私、これは市のほうの政策判断と言わせてもらいたいんですけれども、これにこだわったかといいますと、湯ヶ島が2,520円いただくというのは、本来でしたら、これを真っすぐ下へおろしますとゼロのところへ行きます。ですから、1立米だったら126円払えばいいところを2,520円取られているわけです。この理由は私どもにはわかりません。これが議員がおっしゃっている水量料金制です。

今度の料金体系は、要するに5年間の費用を計算します。プラス、企業としての資本報酬も加えた額なんですけれども、そのうちの約25%、23%になりますか、これを使っても使わなくてもどうしても、例えば検針代だとか、管渠の問題もそうなんですけれども、いわゆる固定費なんですけれども、この23%を固定費に持っていきまして、これは皆さんに公平に負担していただくということです。なおかつ、これを口径別に、要するに水道の能力別に基本料金として定めてあるわけでございます。

過去に私の記憶している範囲では、この基本水量制の20立米まで2,520円いただきますという話なんですけれども、これは訴訟を起こされているように私は記憶がございます。ただ、その判決がどうなったかちょっとわからないんですけれども、それは公営企業としてやむを得ない話だということだったんじゃないかと思っんですけれども、ここに不公平感があるということで訴訟を起こされたということは私は記憶しております。

ですから、今度の料金体系に2部料金制と申しあげましたけれども、これに変えたのは、やはり我々はまず第一に公平感ですね。逦増制、逦減制という、そういう2種類の料金体系もあるかもしれませんけれども、今回は全く基本料金から上は使用水量に比例した料金体系に変えさせてもらいまして、全く不公平感はないんじゃないかという政策判断です。

生活弱者への措置がされていないという……

〔「浜松とか静岡は、ここのところが40円とか物すごく安くなっているところもあれば、今回は3万6,000人の伊豆市で全然変わっていないのはおかしい」と言う人あり〕

建設部長（小川正實君） ですから、この問題もやはりいろいろ今回は料金をちょっと見直したのも、基本料金の生活者への配慮ということで20ミリ、それから25ミリの基本料金の調整をさせてもらいました。その料金体系につきましては先ほど申しあげたとおり、あくまでも公平性を追求ということで、これは政策判断ということにさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） この後の問題は議案質疑のほうでやらさせていただきますので、この辺で。

最後に、僕はもう絶対今の話の説明では納得していないことはつけ加えさせていただきます。

それとあと、よく市長が言われる受益者負担という話がありまして、5年間のところの、持ったらその人たちが払うんだと。例えば、僕の前回の一般質問の中に、小下田、八木沢の問題は出てきて、これからその仕事もあるんだということの中で、もし受益者負担ということになりますと、3億、4億かかっているということ、その皆さんの飲む人たちだけで受益を負担するから払いなさいよという論法にとりかねないという形も出てくるわけですよ。そこでは一般会計とか、起債はするかもしれないけれども、一般会計は繰り込まないんだというような論法にも聞こえて僕はしまうんですよね。

今回だって、全部そのときの人たちが頑張っ払うと。我々は昭和五十何年からの借金までずっと今までかつて払っていて、そういう考えでやっているんだけど、前からの話だと、どうも受益、かえてその人たちがということになると、その論法だと、前回はそういう今度工事が引き続きあるからということをおられるんで、じゃ受益受益といったら、もう全部がかかる、そこで飲む地域の人たちが払えよと。そうじゃないと、皆さんで稼いだ税金をやって、公共の水ですから、なるべく安くしていただきたいという形の中で運営はされているというふうに理解されていますよね。その受益者の、すべてその辺だということの説明がいまいち僕は理解ができません。ちょっと詳しく話をさせていただきませんか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私は受益者負担という言葉は、私はどこで使ったか実は記憶がないのですが、まずこの5年間でやらせていただきたいと地区説明会で申し上げました。これは合併協議の中で水道、大変重要な問題であって、水道統一がなされていなかった。私はこの5年間の事業計画であれば、これを7年、10年にしろというご意見があったんですが、今なら5年事業を自分で決められる、自分で責任を持って事業計画をつくって料金統一というものをしたい。最終的なところは、私の一任権を当然超えるわけですが、でもぜひ自分の責任でやらせていただきたい。

そして、まだ伊豆市の人口が3万6,000あって、今こういう財政力のときに、全部とは言いません、可能な限り、生命の水である水道の整備をさせていただきたい。5年後からは、どんどん我々の財政力は弱っていくわけですね。だから、それは全部今5年間で払うということは申し上げたつもりはないんで、そこはちょっと5年間での受益者負担というのは私も今よくわからないんですが。

それと、あわせて申し上げてきたことは、市が管理をして同じ水であれば、どういう過去であれ、同じ料金にお願いをしたいということをお申し上げてきたわけです。ですから、将来、八木沢、小下田であれ、ほかのところであれ、簡易水道を統合するのであれば、市が設備投

資し、市が維持管理し、そして同じように安全な水であれば、そこはもとが水道であれ、もとが簡易水道であれ何であれ、同じ料金にさせていただきたいということを申し上げているわけであって、これから将来どこかが入るときに、そこはその受益者負担ということは全く考えておりませんので、そこはひょっとしたら誤解されていたら、大変私の言い方も問題があったのかもしれませんが。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 5回終わりましたので、次に先ほどのCTIのことについて質問をさせていただきます。

先ほど、ぐあいが悪くて使えなかったよと初めてきょう伺って、今びっくりしていると。それならば、その間に一般質問をしたときにそういう回答があって、やるというところの途中の間があって、ふぐあいが生じているから困っているけれども、いやいや、どうにかならないかな、1つぐらいの話があってよさそうなものを、一般質問をしたときに、いや、ふぐあいがあったからどうにもならないよと。では、この中に、あなたのまちの安全度の中でCTIを使っているところが西伊豆町、松崎町、熱海市、三島市、焼津市、磐田市、菊川市、浜松の天竜区と、これだけは平成14年から19年までに整備をされてとあるんですが、その辺の地域のふぐあいがあったのかどうか。

僕は今初めて聞いたんで、全然使われているという解釈をしてあったし、予算の中で見ましても、決算の中でも同報無線のほうの直したとかという項目で、決算とかは何もやったというものが、僕は調べているんだけど、ないんですよ、直したとかそういう経緯が。この辺のこういう使われているところに対しての地域の市に対して、そういう状況を聞いていらるのか何か。それでないと、ただ伊豆市が使えなくてだめだよといったら、ただ伊豆市の手ぬるいというんですか、何も行政として仕事をしていないという判断しかないんですけども、その辺ちょっと教えてください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） この事業、18年から実は始めたというようなことで、私が防災関係に入って、すぐ携帯にそのシステムを入れたわけですが、そこから試験を繰り返した中で非常にうまくいかないということで、実は当初県のほうの新しいシステムという形で取りつけていただいたということで、いわゆる調整等は機器等については県が投資をしたという経過でございます。その後、今現状は県から市のほうに管理を移管されているということでございますけれども、先ほど言いましたように、非常にうまくそれが実際として実務として使えないというような状況の中で、これを新たな投資をして修繕をして使えるようにするというにはどうかなということで、現在いわゆる使わない状態であるということでございまして、それにかわるべく、先ほど言いました防災メールという形で、音声はこれは来ませんが、いわゆるメールでそういう情報をお知らせするシステムということで始めたというこ

とでございます。

〔「他の市町村」と言う人あり〕

総務部長（平田秀人君） すみません、他の市町村の状況等はまだ十分聞いておりませんが、あわせて同じような形でやはり市町に移管されているということだと思いますので、その辺は調査をしたいというふうには思っております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ぜひ、こういうことは地震があったからわかったんじゃないで、僕は地震がある前に一般質問をして、土砂災害危険箇所が何カ所あるという答弁もいただいで、危ないということで、早急にそれはやるという答弁をもらっているんであるんで、もしそのときにだめだということがわかれば、市民の財産にかかわる、生命にかかわることですから、それはすぐにやるべきことじゃなかったですか。どう考えますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 非常に新しい装置といいますが、難しいことがございまして、いわゆる音声の伝達そのものに問題があるのかなど。実は、似たようなシステムで以前使っていたこともございますけれども、緊急時の通報装置としてですね。やはり余り調子はよくなかったということでございまして、土砂災害の場合、やはりある程度限られた情報を欲しい方々に、その警戒情報といいますが、そういう情報をお知らせするというシステムになっておったかと思えます。実際になかなか、こういういわゆる予報といいますが、予知情報というのは非常に難しい面があるというのは認識はしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 前には、全区長さんへ即座に連絡ができる等の話をいただいているんですが、今、例えばそれにかかわる 僕はあくまでもだめならだめでいいんですよ。前もって市民の皆さんに、こういうのがあっても、これ皆さんに渡っていますからね、全部。この書類は全部、回覧で回っているものですから、全部のお宅へ行っているんですよ。それには、市町村別土砂災害でどういうことをやっているというのは告知されている、僕だけが知っているんじゃないです。市民の皆さん、みんな知っているわけですよ、これについてはあるんです、これ。市にあるやつですから。それが全部回覧で1枚ずつ渡されたものが私の手元にあるわけで、それについて前にも質問したときには、これによって一番早いところは平成10年からちゃんときちんと動いている場所もあるんですよ、一見したら。それを今まで、じゃだめだからやらなかったというのはただ単なる行政の怠慢としか思えないんですけども、その辺の責任はどう思いますか。回答ください。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 現に使われていないものは事実でございますし、また周知徹底もされておらなかったところでございますので、真摯に反省して、なるべく努めて早期に、これを改修して使うという気はありませんので、その旨を市民の皆さんにお知らせしたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） いろいろな答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

散会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、11日午前9時30分より再開いたします。この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分

開議 午前9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、6番、西島信也議員より欠席の届けがありますので、お知らせをいたします。

もう一つ、私のほうから報告いたします。

お手元に配付されていると思いますけれども、9日に陳情書が届きまして、全議員さんに一応お知らせしていただきたいということと、その内容につきましての原本は控室にて閲覧できるようになっておりますので、ごらんになっていただきたいということを報告いたします。

それでは、ただいまから平成21年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第61号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、第1回目の質疑については議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑についてはいずれも自席にて起立の上、お願いすることといたします。

最初に、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

最近私も大分有名になりまして、伊豆市では有害サイトに入れられたようで、ますます元氣、もりもり森良雄でやっていきたいと思っております。

さて、私は議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質問を始めるわけですが、この質問の内容について大部分は私は毎回言っている。これだけの決算書を出すんだったら、これに倍するような説明書があっただろうかということ、私は何回も言っているはずですが。しかし残念ながら出てきたのはほんの数ページ、それもほんの一部しか載っていない。それを決算書から検証するには非常に難しい。そういうこ

とを指摘しておいて質問に入らせていただく。

しかしね、私なぜこんなことを細かいことをぐずぐず言うのか、よく当局側も特に市長、考えてもらいたい、議員の皆さんも考えてほしい。委員会で質問すればいいのではないかと
というような意見もあるが、委員会は審議をするところだから、質問をするところではないと
いうことをね、よく認識していただきたい。先日の一般質問で鈴木初司議員からありました
ように、議会はチェックするところなんだ。チェックを受けられないような決算書を出して
どうするんだということを僕は指摘しておきたい。最近のニュースでは、千葉県では預けと
か差しかえとかというような問題が発生している。預けや差しかえができるのは50万とか100
万とかという少額の問題なんですよ。この決算書及び今までの説明では預けや差しかえがあ
ったかどうか、チェックすることなんていうのは不可能だ。私が言っているのはそういうこ
となんだ。細かいこと、細部に至るまでちゃんと説明してください。

それでは、質問に入る。

まず、概要報告書の2ページにある平成21年度に繰り越す9,131万円は、平成21年度の決
算であります。この中の大部分は定額給付金などは初めから20年度では執行できないのは承
知していましたね。それでも20年度予算に組み入れた理由を伺いたい。

次に、やっぱり概要報告書の15ページにある財政指数について、実質赤字比率、連結実質
赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、標準財政規模について伺います。どのような数
字の積み重ねでこういう数字が出てくるのか、伺いたい。標準財政規模は前年度より大き
なっていますね。伊豆市の財政規模は年々縮小していくのが当たり前なんです。補正予算に
入ってしまいますけれども、そのほかの改正に入ってしまいますけれども、財政規模をふや
すには収入をふやすほかないんです。それが今回のいろいろな条例改正とかなにかも入っ
てくると思いますけれども、この20年度の決算の決算で標準財政規模が大きくなった。よく説
明していただきたい。

次、個々の問題について伺います。全部読むと時間が大変ですので、はしよらせていただ
きますけれども、決算書117ページ、修善寺保育園運営費負担金5,840万930円、説明では
1,029人という説明がありました。算出方法を伺いたい。私が知りたいのは、この保育園の
規模は何人ぐらいの子供たちを入れているのか知りたいのです。

131ページ、環境美化事業102万9,181円、監視員の人数、どこの事業者、撤去業務委託料、
委託先、内容、処理委託料、委託先等を説明してください。大体説明はありましたけれども、
結果は何も出ていないんですよ。伊豆市きれいになっていますか、市長。補正予算にも同
じような問題が出ていますので、またやらせてもらいますけれども、ぜひそこまで結果も出
してくださいよ。

次、131ページ、公害対策事業38万3,803円、これも説明ありましたけれども、その先の説
明もお願いしたい。公害の状況について説明してください。苦情があったということですが、
その内容、対策等についてもお伺いしたい。

139ページ、粗大ごみ処理事業186万6,420円、消耗品費、修繕料、点検整備手数料、粗大ごみ処理機補修工事、4つに分かれています、その内容、違いを説明してください。業者はどこですか、自動車自賠責保険料、自動車任意保険料がなぜ必要なのか、詳しくご説明いただきたい。

次、143ページ、年川処分場管理事業、金額は省きましょう。残容量は5万2,328立米、平成78年まで可能、約55年間可能ということになりますね。どのようなものを処分する処分場ですか。そのものの年間発生量はどのくらいですか、伺います。ここの工事は堰堤をつくるというふうに説明を伺っておりますけれども、実際は処分場の拡幅工事だったわけですね。その辺についてもお伺いしたい。

次、155ページ、土地改良事業、以下ずっと同じようなことになりますけれども、どこで何をやったのか、どんな工事をどのくらいの大きさをやったのかということを知りたいんですよ。ただ通り一遍の説明だけではね、預けをやるうが差しかえをやるうがチェックなんかできない。そういう趣旨で質問していますので、詳しく説明してくださいよ。できれば説明資料をばんと出してくれれば何も質問することはないんです。

次、155ページ、県単農業基盤施設整備事業、細かい数字は省きますけれども3,300万、この中に測量設計委託料45万1,500円というのがありますね。測量設計、1件だったらそれでいいんですけども、複数あるのかどうなのかね、これも同じ個々の事業のどこで何をどのくらいのものをやったのか、説明してください。事業の進捗状況についても伺います。測量設計なんですから、もう既に本工事も終わっているのかどうなのか、これからやる予定ですよというようなことも説明してください。

次、157ページ、中山間地総合整備事業5,500万、これも同じ、いつどこで何をやったのか、進捗状況はどうなのか、全部終わっているのかどうなのか、細かいところまで教えてください。

157ページ、県営農道整備事業2,200万、これも同じ、いつどこで何をどのくらいの規模の工事をやったのか、進捗状況はどうなのか、説明してください。

159ページ、有害鳥獣捕獲事業770万、事業の内容を伺います。捕獲数を再度説明してください。種類別の頭数、いつ、全体の捕獲数、捕獲後の処分状況、生息数等を説明してください。有害鳥獣等被害防止対策事業補助金525万4,000円、これも事業の内容を伺いたい。全部ちゃんとやっているのかどうなのか、効果がどうだったのか、説明してください。

161ページ、市単事業1,860万、これも同じ、いつどこで何をやったのか、どのくらいの大きさの工事をやったのか、進行状況はどうなのか、説明してください。

161ページ、林道整備事業2,000万、これも同じ、いつどこで何をやったのか、結果はどうか。

163ページ、県営林道整備事業1,000万、これも同じ、いつどこで何をやったのか、結果はどうか。

179ページ、観光施設整備工事990万、以下、達磨山観光施設改修工事、名所旧跡整備工事、これもいつどこで何をやったのか、ちゃんとやったのか、結果をちゃんと説明してください。

179ページ、測量委託料、これも同じ、いつどこで何をやったのか、どのくらいの工事だったのか、これから測量委託ですから結果はどうなのか、これから工事をやるのか、それとももう本工事は終わったのか、説明していただきたい。

次、179ページ、道路台帳補正委託料393万7,500円、事業の内容、委託先について説明していただきたい。

181ページ、指定道路台帳整備委託料194万2,500円、これも同じ、内容、委託先、どういう状況なのか伺いたい。

181ページから183ページ、市道維持補修事業1億円です。これも同じです。個々の事業の場所、いつどこで何をやったのか、どのくらいの状況なのか、説明してください。

183ページ、市道整備事業、これも1億2,500万、同じです。いつどこで何をやったのか、測量設計委託料についても、今までの質問と同じ、どこで何をやったのか、本工事はどうなっているのか、これからやるのか、説明してください。

185ページ、国・県道関連事業7,600万、これも同じです。個々の事業、いつどこで何をやったのか、どのくらいの大きさの工事なのか、進捗状況はどうなのか、説明してください。

185ページ、緊急特定地方道路整備事業4,700万、これも同じです。いつどこで何をやったのか、説明してください。

185ページ、天城北道路関連事業1億8,500万、これも同じです。いつどこで何をどのくらいの工事をやったのか、教えてください。進捗状況についても伺いたい。今後の事業の内容についても伺いたい。22年度では何をやって23年度では何をやる、それで終わりますよと、24年度から使えますよとわかっているんだしたら説明してください。

下の187ページは天城北道路関連事業、これも同じですね、書いてあるとおりです、説明してください。

187ページから188ページ、河川維持改良事業、これも同じです。事業の内容、大きさを説明してください。

189ページ、急傾斜地崩壊対策事業2,700万、これも同じです。

189ページ、港湾整備事業、これも同じです。いつどこで何をやったのか、結果はどうなんだ。

193ページ、地籍調査事業、これも同じですよ。特にこれは一般質問で牧之郷のことをやりましたけれども、牧之郷の地籍調査は終わったのかどうか、22年度にはもう法務局で登記できるのかどうか、その辺までちゃんと説明してくださいよ。

193ページ、修善寺駅周辺整備事業2,500万です。これも補正予算にも入っている。ここでやる事業の内容はどうなんだと。いつどこで何をやったのか、どんな内容なのか、事業の進捗状況はどうなのか、何もわからないですよ、私たち市民は修善寺駅周辺整備事業、今まで

に幾ら使っているんですか、多分恐らく1億円超えているのではないかと思うんです。今後どのぐらい、いいですか、周辺整備事業のまだ本工事には入っていないですね。本工事に入る前にどのぐらいまだ金必要とするのか、いつまでやるのか、そのぐらいまでちゃんと説明してくださいよ。ともかくこの事業なんてね、政権がかわった現在、公共工事の見直しを言っている政党が政権をとっているんですよ。本当に効果があるかどうか、ちゃんと説明できなければね、はいそうですとぼんとお金くれるかと僕は思えない、できればそこまで説明してくださいよ。

261ページから265ページは災害復旧、個々の問題ですけれども、これもちゃんと書いてあるとおり説明してください。いつどこでどんな工事をやろうとしているのかね。特にいわゆる私有地の工事はやらないといっているわけだ。そうでしょう。では住宅の裏山崩れたのならそれもやってくれるのかどうか、やってくれないんでしょう、私有地はやらないといっているんだから。だけれども、一方ではワサビ田の補修はやるといっているんですね。個々に出してくださいよ、どのぐらいの、個々の家はどのぐらいの希望があるのか。できれば再質問でしますけれども、どういう条件だったら私有地でもやってくれるのか、市民がわかるように説明してください。

次、265ページ、道路橋梁小災に、これも災害ですね。この中で借地料というのがありますね。個々の事業の今まで言ったようなあれで説明をお願いしたい。

最後に、278ページの一番下の行の収入未済額6億9,304万6,561円がどの数字なのかを教えてください。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ、担当する部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） それでは、初めに総務部長、次に健康福祉部長、次に市民環境部長、次に建設部長、次に観光経済部長と、その順序で説明をお願いいたします。

総務部長、自席で結構です。

総務部長（平田秀人君） それでは、最初に確認ということで、9億9,000万余の決算ということでございますけれども、これについてはいわゆるさきの6月議会、これにおきまして、繰越明許費の計算表ということで十分ご説明申し上げておるのではなからうかと思えます。繰越金ということで当然21年の3月議会、これに上程しまして審議いただき、この6月でその細部についてのご説明を申し上げておらうかと思えます。

概要報告書の10ページのほうに、その事業の一覧がございます。その中で20年に執行済み、それから翌年度繰越額ということで、いわゆる21年度の決算としてあらわれてくる、20年度

の決算としては20年度執行分ということになります。これは今回非常に多いのは金額的にも、同じ説明になりますが、国からの交付金、地域活性化の生活対策臨時交付金でありますとか、緊急安心実現総合対策交付金等のいわゆる追加補正によります3月へ行つての交付決定というようなことを受けて、20年度予算で繰り込んでこれを事業化して21年度へ繰越明許という形で事業執行するという形で進んでいるのが主なものでございます。

次に、財政指数についてということですが、関連しますので標準財政規模が前回と違うのではないかと、違うというか大きくなっているのではないかとということですが、これにつきましては20年度の決算から、この内容で大きく違うのは臨時財政対策債、これをこの中に入れなさいというような国のほうの指導がございましたので、この分の異動が大きいです。当然標準財政規模、税収等に左右されてその都度年度によって変化はするわけですが、大きくはこの臨時財政対策債分の5億4,000万余、これをふやしたことによりまして107億という標準財政規模になっております。

指数についてでございますけれども、やはり非常に細かな数字の積み上げといいますが、でもございますので億単位で話をさせていただきますが、まず実質赤字比率、それからその下の連結実質赤字比率、これについてはいわゆる標準財政規模を基準としますので107億というのが分母になります。実質赤字については一般会計の赤字額ですので8億7,000円の黒字でございますので数字は出てこない。同じく連結は22億の黒字でございますので数字は出てこないということになります。それから実質公債費比率、これにつきましてはいわゆる標準財政規模から交付税で見るといいますが、借入金、公債元利償還が交付税で見るとあるわけですが、それを差し引いたものが分母になります。それが93億ということですが、分子になるのはこれについてはいわゆる元利償還金、借入金の償還金から同じように大きくは交付税でそれを将来的に見る部分を差し引いた部分ということになりまして、11億9,000万、これが分子になります。そういうことで12.87という数字が出るわけですが、これの前3カ年の平均が14.4という形になります。それから将来負担比率、これにつきましても分母は同じでございます。分子部分につきましては、いわゆる全会計部分、それから一部組合、これらの会計を含めた将来的な負担額を、これをやはり将来見込まれるだろう交付税等の額を差し引きいたしまして、分母が93億、分子が46億6,000ということになりまして50.0%という形になります。

以上でございます。

健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは続きまして、健康福祉部の関係でございます。117ページの修善寺保育園運営費負担金5,840万930円、1,029人との説明ですが、算出方法をとるご質問でございますが、私立の保育園の運営費負担金につきましては、児童福祉法により園の定員、地域区分、園児の年齢等に応じ月額保育単価が定められております。したがって、この年齢別月額保育単価にその月の入所児童数を乗じた額が一月分の運営費負担金となります。したがって、平成20年度はこの12カ月分、5,840万930円を運営法人で

ございます修善寺保育園に支出したものでございます。

なお、入所児童数の1,029人でございますが、これは平成20年4月から翌年3月までの1年度間における各月の入所児童数を累計したものでございます。

なお、この私立の保育園の定員は90名となっております。

以上でございます。

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは続きまして、市民環境部のほうからご質問にお答えします。

まず、131ページの環境美化事業でございます。監視員はということでございますが、一応各地区、いわゆる旧町の各地区の代表者、個人でございますが、4名の方をお願いしております。ですから、事業者ではございません。それから撤去業務の委託料でございます25万3,010円でございますが、内容としますと、不法投棄ごみの回収委託、特に家電製品等の委託をお願いしていると。それから委託先でございますが、シルバー人材センターほか土肥環境整備、伊豆美化企画の3事業所をお願いを今年度はいたしました。それから処理委託料の37万9,260円でございますが、この内容は休日、祝日の業務、いわゆる犬猫等の死体処理です。これの休日、祝日の業務を委託してございます。委託先については土肥環境整備さん、それからアクシスさんでございます。

それから続きまして、4 - 1 - 5の1の公害対策費の関係でございます。38万3,803円という中で、公害についての内容をというご質問でございますのでお答えします。公害については41件ということで、前にもご説明を申し上げましたけれども、その内容は大気污染の関係が15件、水質汚濁の関係が7件、騒音関係で6件、悪臭関係が3件、その他として10件ほどございます。

大気污染の順序からちょっとお話ししますと、これは状況といえますか、ほとんどこれは野焼きの関係で苦情が市役所のほうに入るという内容でございます。対応としますと、早急に職員が現場へ出向きまして、その野焼きをされている方に指導するというようなことでございます。

なお、もう行ったときに既に消えていて確認できないという状況も実はございます。

それから、水質汚濁でございますが、これはそれぞれ内容的には異なります。河川への明らかな影響があるような場合には、国・県へ報告し対応をしてもらっているという状況でございます。それ以外に生活排水についての問題については非常に難しく、これについては我々現場としても悩んでいるという状況はございます。

それから、騒音関係でございます。これはカラオケであるとか工事、それから工場騒音です。こういったものがあるわけですが、状況に応じまして対応をしていると。もしそういう状況があればそこの方々にお願いをして、極力そういうものをなくしてほしいというお願いをしているのが状況でございます。

それから、悪臭関係でございます。これもいろいろ状況としては異なります。ですので、

現場へ行って確認できないというような状況が往々にして多いように思われます。

その他としては、廃棄物の投棄であるとか、あとは毛虫、虫類、それからごみ処理が悪いとか鳥の害、こういったようなところがそれぞれありまして、それぞれ5件ずつの苦情を受けているという状況でございます。

続きまして、粗大ごみの関係、139ページになります。186万6,420円の関係でございます。これは消耗品で34万5,160円、これは消耗品というのは、粗大ごみの処理機器の部品や施設管理用の消耗品でございます。業者は古藤田商店を初めとしまして7社ほどでございます。それから修繕料63万1,700円でございますが、工場内の水銀灯の修理並びに粗大ごみの処理設備センサー修理、こういったものが主な内容でございます。これは渡辺電気さん、市内の業者ですが、ほか5社にお願いをしてございます。点検整備の手数料でございます。これは清掃センターにはフォークリフトが3台ございます。この3台分の法定年次点検の整備手数料ということでございます。小松フォークリフトさんほか1社ということでございます。それぞれ消耗品であるとか修繕であるとかというのは、この自治法の中に規定されている分類でそれぞれを分けているということでございます。それから粗大ごみの処理機の補修工事でございますが、これはゴムローラーという施設がございます。これのベルトコンベアーなんです、そのゴムに穴があいたということで補修工事をさせていただきました。

それから、自賠償保険及び任意保険の関係でございますが、これはフォークリフト3台に係る保険料でございます。対人であるとか対物、人身、こういったものにかけているものでございます。

続きまして、4 - 2 - 4の年川処分場の管理事業でございます。これは3,973万3,520円ということで、大きくはその施設の擁壁等の流出防止工事、それから雨水の集排水設備工事、こういったものを行ったわけでございますが、何を処理するかというものでございますが、瓶、瀬戸物、ガラス等の安定品目の処理でございます。年間の発生量でございますが、約140立米を予定しておるところでございます。

それから最後に、278ページの一番下の行の収入未済額6億9,304万6,561円は、どの数字の和ですかと、こういうご質問でございますが、現年度収入未済額と滞納繰越分の収入未済額の合算したものがこの数字になっているということでございます。

以上でございます。

建設部長（小川正實君） それでは、農林水産業費、155ページでございます。6 - 1 - 7土地改良事業1,641万4,005円、農業用排水路改良補修工事743万7,290円でございますけれども、これは各自治会からの地区要望によります農業用施設の改修、改良、補修費でございます。件数といたしましては30件、地区といたしまして31地区に対応いたしました。

次に、基幹農道附帯工事55万6,500円、これは中伊豆地区下白岩、県道伊東修善寺線より大見川から田代地区に向けての工事区間で、県営一般農道修善寺中伊豆地区の工事で、県が施行できない部分の市単で行う附帯工事でございます。16工事原材料453万9,115円、これも

地区要望によります地区への材料支給でございます。30地区の要望に対応いたしました。19農山漁村活性化プロジェクト調査設計負担金151万2,000円、これは修善寺地区の北又農道の計画樹立、国への申請に伴う負担金でございます。

続きまして、同じく155ページでございますけれども、県単農業基盤施設整備事業3,356万2,555円、測量設計業務委託45万1,500円の内容でございますけれども、場所は県営一般農道隣接地、中伊豆地区の冷川持越で用地境の復元測量でございます。この場所につきましては、既に静岡県より伊豆市に移管されており、伊豆市が実施するものでございます。

県単農道金山日陰線開設工事1,499万1,900円、天城湯ヶ島地区金山地区の棚田に行く道路でございます。県の補助をいただいて棚田までの道路新設工事です。総延長は500メートルで今年度延長127メートル、幅員3.5メートルで開設いたしました。

次に、県単藤沢農道開設工事896万7,000円、土肥、小下田、藤沢地区のため池に行く道路で、県の補助をいただいて施工いたしました。総延長は110メートル、幅員3メートルで開設しており、20年度におきましては67メートルを実施し開設が終了いたしました。今年度コンクリート舗装を行い完成いたします。今年度が最終年度となります。

次に、県単菅引水路改良工事498万7,500円、中伊豆地区菅引地内の用水路でございます。県の補助で実施いたしました。総延長は120メートル、U字溝の450を布設いたしました。20年度の単年度事業でございます。

県単筏場用水路改良工事299万2,500円、中伊豆地区筏場地内の用水路で、県の補助で実施いたしました。総延長は60メートル、300、300の現場打水路で20年度の単年度事業でございます。

続きまして、157ページ、中山間地総合整備事業5,574万1,941円でございます。県単事業関連工事293万6,250円でございますけれども、県営中山間事業をスムーズに実施するための附帯工事で天城湯ヶ島地区で2カ所、修善寺地区で2カ所、中伊豆地区で1カ所を実施いたしました。

次に、県営事業負担金5,232万5,000円でございます。平成20年度の県営中山間総事業費3億3,810万円の負担金でございます。天城湯ヶ島地区におきましては事業費1億2,810万円、中伊豆地区につきましては事業費1億500万円、同じく修善寺地区につきましても1億500万円でございます。この負担金でございます。

次、同じく157ページ、県営農道整備事業負担金2,250万円でございます。土肥地区県営土肥中央農道開設工事の負担金です。工事区間は小土肥地区旅人岬の山側でございますけれども、高谷城跡地というところでございますが、20年度事業費9,000万円、負担率は25%です。総延長は1,200メートル、幅は3メートルで20年度末の事業ベースで全体からしますと23%の進捗率です。

161ページ、市単事業1,867万5,815円でございます。測量設計委託料178万5,000円、県単治山事業にかかわる測量設計の業務委託です。修善寺地区大平や大沢八ツ平、中伊豆地区下

白岩大菅の2カ所を実施いたしました。

環境保全林管理委託料102万2,610円、伊豆市内の環境保全林2カ所、これは修善寺達磨山、狩野城の跡の下刈り、草刈り及び危険木の処理を行う業務委託でございます。県単白岩大菅治山工事896万8,050円、中伊豆地区下白岩で県営治山による谷止工を実施し、あわせて市の県補助金を受けて流路工を設置する事業が本体工事となります。流路工の施工延長は66メートルでした。県単治山附帯工事99万9,600円、土肥地区天金の県営治山工事の附帯工事です。内容は山林外まで落ちた300立米の崩土除去でございます。市単治山工事499万650円、これにつきましては土肥地区に2件、市道天金線の崩土除去と八木沢長藤流路工の維持工事です。それから、天城湯ヶ島地区に1件、宿の水路工事38メートルを実施いたしました。中伊豆地区も1件、下白岩大菅の流路工を実施いたしました。

同じく161ページ、林道整備事業2,099万1,333円でございます。林道管理委託料228万5,850円、林道達磨山線刈り払い業務委託を実施いたしました。この委託料につきましては毎年実施しております。県単林道上池線改良工事496万1,250円、土肥地区林道で県費補助にて改良工事を実施いたしました。施工延長は50メートルです。県単林道深之沢線改良工事209万4,750円、修善寺地区北又の林道で県費補助にて改良工事を実施しました。施工延長は110メートルです。県単林道矢熊筏場線不法投棄防止柵設置工事115万5,000円、これは天城湯ヶ島地区の林道で県費補助にて不法投棄防止用のさくを36メートル設置いたしました。

それから、工事原材料でございます。795万1,145円、この工事原材料につきましても地区要望により地区への材料支給です。土地改良費の材料支給とあわせて要望地区があるため、作業上は窓口を一本化して対応しています。土地改良費とあわせて30地区の要望に対応いたしました。

163ページ、県営林道整備事業1,000万円、これは県営工事負担金1,000万円でございます。林道土肥戸田線開設工事の事業費5,000万円の20%の負担金額です。施工延長は213メートル、幅員が5メートルで実施されました。

土木費に入らせていただきます。

179ページ、道路管理事業でございます。測量委託料350万4,650円、これは主に道路改良工事に付随する市道の分筆登記料でございます。市ノ沢日影線、城矢崎線、石部平道方畑線など8路線でございます。

それから、道路台帳補正委託料393万7,500円、これは道路改良済みとなった道路の認定内容の補正業務などに要した費用でございます。この道路台帳のデータが地方交付税の算定基礎として必須となっているため、毎年更新するものです。

それから、181ページ、8-1-2指定道路台帳整備委託料、これは建築指導事務事業費の中でございますけれども、この事業につきましては、都市計画の引かれている修善寺地区に関係するものでございまして、平成19年6月の法改正によりまして指定道路台帳の整備が義務づけられ、伊豆市の道路台帳システムを利用しまして調査データ化を行ったものでござ

います。

それから、181ページです。市道維持補修事業でございます。1枚めくっていただきまして、修繕料706万5,984円、舗装、ガードレール、道路側溝等の修繕を行いました。土肥地区につきまして7カ所、中伊豆地区につきまして10カ所、天城湯ヶ島地区について29カ所、修善寺地区について33カ所、合計79カ所に対応いたしました。13委託料、道路草刈り委託料でございます。413万3,860円、市道の草刈り及び支障木の伐採を行いました。土肥地区1路線、中伊豆地区3路線、天城湯ヶ島地区5路線、修善寺地区9路線、市内18路線に対応いたしました。

次に、維持補修工事4,815万9,300円でございます。内容といたしましては、主にガードレール、歩道、道路側溝、路肩、橋梁の塗装などを実施いたしました。土肥地区につきまして11カ所、中伊豆地区で16カ所、天城湯ヶ島地区で19カ所、修善寺地区で33カ所、市内79カ所に対応いたしました。

舗装改良工事3,657万450円、舗装の維持補修工事を実施いたしました。土肥地区が1カ所、中伊豆地区3カ所、天城湯ヶ島地区7カ所、修善寺地区11カ所、市内22カ所に対応いたしました。工事原材料費796万9,332円でございます。地区要望によりまして地区への材料支給でございます。直営にて舗装の穴埋め用に常温合材を購入しております。中伊豆地区では6地区、天城湯ヶ島地区で12地区、修善寺地区におきましては9地区ございまして、市内27地区の要望に対応し、材料を支給いたしました。

同じく183ページでございますけれども、市道整備事業1億2,569万92円でございます。測量設計委託料1,735万6,500円、横瀬大平線湯川橋測量業務の委託を初め、橋梁点検、用地測量、分筆登記などを実施しました。件数にして11件を委託しております。積算システム借上料252万円、これは土木積算システム7台分の借上料でございます。

工事請負費、市道大平柿木線改良工事703万5,000円、天城湯ヶ島町地区で継続で実施してきました道路改良で、平成20年度で完了いたしました。施工延長は77メートルでございます。市道桜大通線舗装工事1,185万4,500円、道路隣接地の振動対策を目的に実施いたしました。中伊豆地区で路盤改良とオーバーレイを実施しました。路盤改良につきまして450平米、オーバーレイ1,160平米でございます。

市道上和田線改良工事3,846万1,500円、中伊豆地区下白岩で継続で実施している道路改良でございます。工事延長は400メートルです。

市道出口平石線舗装工事397万9,500円、土肥地区小土肥で継続事業で実施している県代行道路改良に伴う道路舗装工事です。県工事と歩調を合わせた工事で、今回は880平米の舗装を実施いたしました。

市道上和田大野線改良工事1,021万6,500円、修善寺地区年川で継続して合併時より実施している道路改良です。工事延長は125メートルで平成20年度で完了いたしました。

市道船原数沢線改良工事1,018万5,000円、天城湯ヶ島地区上船原で継続で実施している道

路改良です。工事延長は195.3メートルで実施いたしました。

市道熊坂ニュータウン線舗装工事262万5,000円、修善寺地区熊坂で継続で実施している舗装工事です。ニュータウン内のメイン道路でございまして、施工規模は570平米で実施いたしました。

市道温泉場大芝山線舗装工事252万円、修善寺で継続で実施している舗装工事です。虹の郷公園の前の道路舗装です。施工規模は517平米で実施いたしました。

市道大芝山3号線舗装工事298万2,000円、修善寺地区熊坂で継続で実施している舗装工事です。ニュータウン、かんぼの宿の前の道路舗装でございまして、施工規模は501平米でございます。

市道狭間立野線改良工事278万2,500円、修善寺地区本立野で継続している道路改良です。工事延長は25.15メートルで実施いたしました。

市道下宿久保田2号線改良工事292万9,500円、修善寺地区大平で天城北道路代替地条件として実施している道路改良です。工事延長は68.5メートルで実施いたしました。市道梁見2号線改良工事486万1,500円、修善寺地区横瀬で行われました開発工にあわせ道路改良を実施いたしました。工事延長は65メートルで実施いたしました。

市道最勝院線改良工事312万9,000円、中伊豆地区宮上で用地を無償で受けまして道路改良を実施いたしました。工事延長は24メートルでございます。

続きまして、185ページ、国・県道関連事業、市単道路改良工事でございます。885万2,550円、合併支援道路県道修善寺天城湯ヶ島線に伴う日向地区の附帯工事及び改良工事です。主なものに、日向小川山田線改良工事、これは新しい日向公民館の前の道路改良です。農業用パイプラインの移設工事などがありました。

市単の道路改良工事、これは繰越明許でございますけれども999万6,000円、合併支援道路県道修善寺天城湯ヶ島線に伴う加殿地区の改良工事、向原山崎船改良工事、施工延長57メートルを実施いたしました。もう一カ所、天城北道路の代替用地条件での改良工事に下宿久保田2号線改良工事を35.33メートル実施いたしました。土地購入費265万3,317円でございます。日向小川山田線用地買収3件、向原山崎線用地買収3件の用地買収費でございます。

県単道路橋梁整備事業負担金590万円、県道道路改良に伴う地元負担金です。修善寺戸田線につきまして140万円、伊東西伊豆線が300万円、修善寺天城湯ヶ島線が150万円、それぞれ事業費の10%の負担でございます。

19節県単合併支援重点道路事業負担金4,950万円、それから合併支援道路県道修善寺天城湯ヶ島線に伴う改良工事の地元負担金です。矢熊地内におきまして1,562万9,800円、日向地内のほうは3,387万200円でございます。これも10%の負担でございます。

同じく185ページ、緊急特定地方道路整備事業4,782万4,525円でございます。地方特定道路整備事業工事、これ繰越明許でございますけれども4,779万5,000円、天城湯ヶ島地区本柿木の市道で、継続で道路改良を実施してきました。工事の主な内容は柿木橋の上部工です。

PC橋で延長26.4メートルでございます。

その下の天城北道路関連事業1億8,572万6,702円でございます。アクセス道路測量設計委託料368万5,500円、アクセス道路の工事に伴う道路つけかえ箇所120メートルの路線測量設計業務です。アクセス道路新設改良工事、繰越明許でございます。7,358万500円、工事の主なものはアクセス道路の狩野川右岸橋梁下部工1基、狩野側左岸橋梁下部工1基、道路本体工事で路体盛り土7,800立方メートルなどでございます。

アクセス道路の新設改良工事6,748万3,500円、工事の主なものは道路本体工事でございます。工事延長66メートル、路体盛り土2,600立米及び附帯工事を実施いたしました。

土地購入費でございます。これも繰越明許でございます。418万4,845円、アクセス道路用地の買収3件、これを買収させていただきました。同じく2,725万1,735円、これも3件買収させていただきました。同じでございます。

立木物件補償617万6,600円、該当地権者のコンクリートブロック、それから農作業小屋などが物件補償の対象ということでございました。

続きまして、187ページ、8-2-3天城北道路関連用地事業1,338万4,101円でございます。この事業は天城北道路及び大平アクセス道路、市道32190号線でございますけれども、これに関係する用地の取得に関する事業でございます。アクセス道路事業関連借地料593万4,766円でございますけれども、地権者10名、面積にしまして1万4,130.42平方メートルでございます。土地購入費119万4,905円、これは天城北道路の取り合い関係で市が購入した33.95平方キロメートルの土地購入費です。

また、物件補償費420万円、これは大平畑地内防災倉庫の補償でございます。皆様ご承知のとおり天城北道路は修善寺インターから大平ハーフインターまでの1.6キロは平成20年4月11日に供用が開始されました。市道32190号線アクセス道路も22年度完成を目指し事業を推進中でございます。

続きまして、同じく187ページの8-3-2河川維持改良事業でございます。1億142万6,106円でございます。市単河川維持補修工事1,026万2,000円、河川護岸底張り等の河川維持工事です。施工箇所につきましては、土肥地区で3カ所、中伊豆地区で3カ所、天城湯ヶ島地区で6カ所、修善寺地区で9カ所、市内21カ所を実施いたしました。

林之下排水路改修工事3,099万6,000円、中伊豆地区下白岩で継続で実施している排水路工事で、県費補助を受けて実施いたしました。河川改修延長174.4メートル、護岸工、落差工を実施いたしまして、平成20年度で完了いたしました。

長沢排水路改修工事498万7,500円、天城湯ヶ島地区市山で継続で実施している排水路工事で、県費補助を受けて実施いたしました。河川改修延長21メートル、護岸工、落差工を実施いたしました。

論田排水路改修工事599万5,500円、土肥地区八木沢で継続で実施している排水路工事でございます。これも県費補助を受けております。河川改修延長278.35メートル。護岸工を

施いたしまして20年度で完了いたしました。

沢口排水路改修工事495万6,000円、中伊豆地区徳永で継続で実施している排水路工事で、県費補助でございます。河川改修延長62.6メートル、護岸工、落差工を実施いたしました。

唐沢流路工改修工事882万4,000円、天城湯ヶ島地区月ヶ瀬で実施している工事でございます。国土交通省の唐沢堰堤及び流路工の流末工事でございます。直径が90センチの暗渠管、施工延長150メートルを実施いたしました。唐沢流路改修工事、繰越明許でございます、これも1,100万。これは先ほど申し上げました天城湯ヶ島地区月ヶ瀬で実施している工事でございます、国交省の唐沢堰堤の流路工の末路工事と同じでございます。

池尻川改修工事175万8,750円、修善寺地区日向で実施した工事でございます。合併支援道路の工事がスムーズに行われるためにも必要な河川工事でございます。

小坂用排水路改修工事1,675万7,000円、修善寺地区修善寺で継続実施している工事です。県道修善寺戸田線と隣接しているため、県土木とともに実施しております。河川改修延長が101.5メートル、ボックスカルバート800掛ける1,000を2個施工しております。

関野川改修工事286万6,500円、中伊豆地区関野で実施している河川工事で、護岸がなく県道交差部である河川の護岸設置工事です。河川改修延長24.2メートル、護岸工を実施いたしました。

189ページをごらんいただきたいと思います。

急傾斜地崩壊対策事業2,772万8,377円、急傾斜地崩壊対策工事892万5,000円、修善寺地区本立野で実施している継続急傾斜地対策工事でございます。県費補助にて行っております。擁壁工で29.85メートル実施いたしました。県営急傾斜地崩壊対策事業負担金1,872万円、これは伊豆市内、急傾斜事業は9カ所実施しております、県が実施しているこの事業に對しましての負担金でございます。静岡県内におきましては、伊豆市内で9カ所は上位から3位の力所数でございます。負担率につきましては10%、5%でそれぞれでございます。受益の対象により変わっております。港湾整備事業2,421万500円、市単港湾飛砂防止柵工事106万500円、土肥地区土肥で実施している継続工事でございます。冬季の西風に対する飛砂防止のため実施する工事でございます、施工延長が232メートルです。

県営港湾海岸環境整備事業負担金1,500万円、小土肥海岸に設置した歩道橋の負担金です。負担率は25%です。県単港湾改良事業負担金780万円、大藪遊歩道の整備及び海女もの漁業にかかわる負担金です。負担率は事業費の35%から50%でございます。

8 - 6 - 3 地籍調査事業でございます。193ページでございます。地籍調査推進委員報酬361万6,000円、専属で1名の立会人の1年間の報酬と65人の推進員の現地立ち会い報酬でございます。同じく費用弁償が150万5,400円となっております。消耗品費234万9,907円でございますけれども、これは主に民民境の用地くいとかアルミのプレートの代金でございます。地籍調査業務委託料3,995万2,500円、これは牧之郷、筏場、上船原、金山、平野の4地区を地籍業務の委託を実施いたしました。

それから、境界標設置委託料875万6,200円、これもこの地区の境界設置の委託を実施したわけでございます。地籍調査事務支援システムリース料でございます153万900円、これは基礎資料の作成、成果品の管理、それから書類及び図面の発行に使用しております。

続きまして、193ページをお願いいたします。

8 - 6 - 5 修善寺駅周辺整備事業2,592万8,230円でございます。修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料1,882万6,500円は、平成19年度事業の繰り越しでございます。伊豆箱根鉄道株式会社と協定を締結し実施したもので地質調査を3カ所、駅舎、軌道、それから拡幅線などの鉄道施設に関する測量業務並びに鉄道施設の基本設計業務として駅舎及び鉄道施設の現機能を確認するための施設計画の変更計画作成及び売店、公衆用トイレのレイアウトの計画等を行ったものでございます。

もう一つ、修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料698万2,500円の内訳でございますけれども、静岡県警察本部との協議結果による交差点計画の修正、それから東海バスの事務所移転候補地の検討資料作成、駅北広場の再検討によりまして時間決め駐車スペース、それからデッキスペース並びにエレベーター棟を追加したことによる基本構想図の修正業務に336万円、残りの315万円は、修善寺駅周辺整備の推進を図ることを目的に現計画案におけるコンピューターグラフィックの作成を行ったものでございます。

それから、261ページ、農地災害復旧事業580万352円でございますけれども、測量委託料119万7,000円、これは農地被災箇所の測量業務でございます。中伊豆地区に1カ所、天城湯ヶ島地区に2カ所、修善寺地区に1カ所、合計4カ所の測量業務の委託を実施いたしました。それから農地災害復旧工事、繰越明許でございますけれども191万1,000円、施工箇所は天城湯ヶ島地区の猫越でございます。

同じく農地災害復旧工事250万50円、平成20年8月24日から28日の豪雨、及び9月19日に発生いたしました台風13号により被災した農地の災害復旧工事費です。施工箇所は中伊豆地区1カ所、天城湯ヶ島地区2カ所、修善寺地区1カ所の計4カ所でございます。

同じく261ページ、農業用施設災害復旧事業でございます1,443万724円、農業用施設災害復旧工事、繰越明許でございます。735万4,650円、これは19年災の農業用施設災害の復旧工事7件の工事費です。箇所につきましては中伊豆地区で2カ所、天城湯ヶ島地区で5カ所の7件でございます。

農業用施設災害復旧工事580万200円、これは平成20年8月24日から28日の豪雨、それから9月19日の台風13号により被災した農業用施設の災害復旧工事費です。施工箇所は天城湯ヶ島地区が1カ所、修善寺地区1カ所の2件でございます。

続きまして、261から263になりますけれども、林道災害復旧工事290万3,250円、これも平成20年8月24日から28日、そして台風13号により被災した5カ所の災害復旧工事です。林道上池線で事業費で199万4,000円、その他が4件でございますけれども、林道内の崩土除去でございます。

林道施設災害復旧工事、繰越明許でございます1,389万4,850円。平成19年災の繰り越し工事5件の災害復旧工事でございます。

263ページ、委託料105万円でございます。これも台風13号による被災で3カ所を災害復旧事業で対応いたしました。修善寺地区は大野でございます災害箇所測量業務、それから中伊豆地区は筏場でございますけれども災害箇所の測量業務、同じく土肥地区小下田でございますけれども災害箇所の測量と設計業務、これは3件を委託いたしました。

道路橋梁災害復旧工事、繰越明許でございます8,834万8,000円。土肥地区におきまして5カ所3,460万5,000円、天城湯ヶ島地区2カ所5,247万2,500円。修善寺地区1カ所127万500円、8カ所8,834万8,000円を実施いたしました。

道路橋梁災害復旧工事1,013万2,500円、台風13号による被災で3カ所を災害復旧事業で対応いたしました。修善寺地区大野でございますけれども、先ほど申し上げました箇所で362万2,500円、中伊豆地区が178万5,000円、土肥地区が小下田でございます1カ所472万5,000円、3カ所実施いたしまして合計1,013万2,500円でございます。

263ページから265ページにわたりますけれども、河川災害の復旧工事、繰越明許1,033万8,900円でございます。中伊豆地区内堀田川河川災害復旧工事、城でございます。450万7,650円、河川復旧延長22メートル、工種護岸工、附帯工事が47万2,000円ございました。修善寺地区北又川河川災害復旧工事456万750円、河川復旧延長22メートル、工種護岸工、附帯工事といたしまして79万8,000円発生しております。2カ所の河川災害を実施いたしました。

265ページでございますけれども、道路橋梁小災復旧事業223万4,400円、市単災害復旧工事223万4,400円、これも台風13号による被災で災害復旧事業にのれない市単独の災害復旧事業分で事業で対応した工事でございます。これにつきましては、修善寺地区が市道中里湯舟線の災害19万9,500円、のり面復旧工が4メートル、同じく修善寺の岩ノ洞川災害でございますけれども28万3,500円、河川復旧が14メートル、天城地区で中の沢排水路の災害55万6,500円、護岸工11メートル、天城地区芦沢川災害73万5,000円、底張り復旧で16立米でございます。中伊豆地区で市道大幡野線災害36万150円、路肩復旧でございます。土肥地区、市道本跨沢線補修9万9,750円、路肩復旧でございます。以上6件を実施いたしました。

以上でございます。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 続きまして、159ページでございます。

有害鳥獣捕獲事業といたしまして捕獲数でございます。伊豆市の捕獲数、平成20年度でございます。狩猟で1,028頭、有害捕獲が422頭、管理捕獲で507頭、合計1,957頭でございます。伊豆地区全体でございます。狩猟が2,644頭、有害捕獲が1,030頭、管理捕獲で1,227頭、合計4,901頭の報告をいただいております。

捕獲後の処分につきましては、狩猟の場合はほとんど猟師の方々が持っていかれるという状況でございますが、有害捕獲につきましてははとっていただいた方が大体半分くらい持っていただいておりますが、市で確保しております中伊豆の埋め立て処分になりま

すが、半分くらい処分してございます。

それから、生息数でございますが、平成15年から18年にいわゆるふん、糞粒法という、エリアを決めましてふんの数を調べたということで、伊豆地域約2万頭でございます。18年度末でおおよそになるかと思います2万468頭というような計算の中で、県では特定鳥獣保護管理計画を策定しております。これはニホンジカの伊豆地域固体群に関してでございます。年間、平成23年度までに7,000頭の捕獲が必要であるということ。それから伊豆市では、それを受けまして伊豆市鳥獣保護被害防止計画というのを作りまして、平成22年まで毎年600頭、イノシシ200頭を駆除するといった計画でございます。

それから、有害鳥獣等の被害防止対策事業補助金525万4,000円につきましては、市内132件のほとんど農家の方でございます。電気さく、防護さく等の補助でございます。この事業につきましては10万円が上限というような形になっております。

続きまして、179ページになります。

観光施設整備工事でございます。達磨山観光施設改修工事121万4,850円、これにつきましては、レストハウスの補修工事、カウンターの壁、クロスの張りかえ、フローリング等でございます99万7,500円。それからケビン中継ポンプが破損しまして修理を行っております。1台でございます。中継槽内の汚泥の引き抜き等を合わせて21万7,350円というような支出でございます。

名所旧跡整備工事462万2,100円でございます。3カ所の施設6件の工事を行いました。奥の院阿字苑のベンチ3本になりますか、木の橋になります。コケの処理、それから池の掘削といたしますか埋め戻しといたしますか、堰どめを行っております。それから恋人岬ボードウォークの塗装工事になります。あわせて補修工事というような形。それから天城湯道ほたる広場の補修工事です。これは転落防止さく等を行っております。3カ所6件で462万2,100円というような形になっております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

これだけ私からいえば不十分ですけども、説明できるんですから最初から説明書をつくってくださいよ。毎回言っているんです。なぜできないの。最初に言いたいいわゆる千葉県で問題になっている預けとか差しかえなんていうのは不透明だから起きるんですよ、当局の皆さん、特に市長さん。透明にしてくださいよ、決算。決算を間違えば伊豆市はだめになるんだ。ここのところの企業経営者いらっしゃいますね、一番大事なのは決算ではないんですか。ぜひしっかり説明資料をつくって出してください。まだまだわからないこといっぱいあるんだよ。再質問させてもらいます。

まず確認したところでね、繰り越し9億9,131万円、6月議会で説明したというようなこ

となんですけれども、この時点ではもうできないということはわかっていたんですよ。これ3月議会ではなかったの。それをわざわざ20年度予算に組み込んでいるのではないですか。市長ぜひ説明してくださいよ、市長が。できないことを前年度の予算に組み入れたんだから。あなたはね、伊豆市の財政見込み、決算、21年度137億で出しているんですよ、市長。現時点でもう9億も21年度に入っちゃっている。もうスタートの時点で伊豆市の財政見込みは狂っている。どう考えているのか、市長にぜひ説明していただきたい。

次の財政支出ね、これは5億4,000万、もうこれ制度が変わったということなんですね。

それではこれも聞きたいですね。これからこのあれはふえてくるのかどうなのか、その辺の見込みをぜひ教えていただきたい。

まあ、以下の説明についてはもう全く私の希望していることには答えていないと言っているくらいだ。何を言っているかさっぱりわからない。ちょっとここ、まず幾つか、全部やっていたんではちょっときょう一日あっても足りないからね、ちょっと代表的なものをとらせてもらいますよ。

環境美化事業、不法投棄ごみを集めているというんだけれども、最初に言ったと思うんだけれども、きれいになっているんですか、伊豆市はこれやって、100万近い金を使って。イタチごっこではないかと思うんだけれども、その辺、きれいになっていますというんならそれでいいですから、まず一つこれ答えてくださいね、131ページの環境美化事業。

次、139ページの粗大ごみ処理事業、この粗大ごみ処理機2つあるんですよ、伊豆市にね、まずそれ1点確認しますね、市民環境部長かな。鉄の切断機とそれから上のほうのごみの2カ所あると思うんだけれども、どっちをやったのか、確認したい。私の思い違いなら思い違いでも結構ですから。

その次、年川処分場、これも余りよくわからないんだな。確認事項、残容量5,200立米というのは間違いありません。それから、ここの埋め立ては平成78年まで可能ということだから今後約55年間もつということも間違えありません。どのようなものを処分するのかと聞いたら瓶とかガラスとかということになっていますから、いわゆる不燃ごみは私たちは今後55年間問題ないというふうに考えていいのかどうか。

それから、この3,900万というのはこの処分場の拡張工事だったんだねというふうになしに聞いたと思うんだけれども、聞いていないかな。聞いていなかったらそれも確認したいから教えてください。

次、155ページの県単農業基盤施設測量設計委託料45万1,500円、この内容を聞きたいんだな。どのぐらいのボリュームだったのか、そういう説明はなかったと思いますのでね。

次、161ページの治山事業、ここでも測量設計委託料がありましたよね、2カ所だというようなお説明のようだったけれども178万円、この内容を、僕は個々の事業について聞きたいと言っているんだからね、ちゃんと教えてくださいよ。どこでどういうのを測量したのか、今後本工事はあるのかどうなのか、教えてください。

それから、161ページの林道整備事業でね、矢熊筏場線でさくをつくったというけれども、僕は先日地震の後、ここを通っただけけれども、そんなの見当たらなかったものでどこにあるのかね。僕はどこでやっているかというのを聞いているんだよ、聞きたいんですよ。工事原材料なんていうのは全く幾ら使ったか、どこで幾ら使ったのかなんてさっぱり説明にない。今はこの預けなんて大問題になっているんだからね、個々にちゃんと説明してくれないと何に使ったかわからないですよ、不透明ですよ、当局側の説明は。

次に、179ページにも測量委託料というのがありますが、これはどうも土地の測量をやって登記したわけですね、どこか。どこをやったんですか、何か8路線とかというような説明もあったようだけれども、必要ならばあなた方は測量をして登記もやっているんだね。なぜこんなことを聞くかということ、一般質問のときに牧之郷のあれは境界が決まっていないうようなことを言ったけれども、あれなんであそこ舗装していないか皆さん承知しているんですか。境界が確定していないから国はあそこを舗装してくれなかったんですよ。これから問題、22年度からどうのこうのなんておっしゃっておったけれども、国へ行けば、あれは伊豆市の責任で舗装しなかったんだと言われますよ。まして政権がかわっているんですからね。

〔「議事進行」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) 何、だれだ、今言ったの。

〔「おれだよ」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) 何、飯田君か。

〔「議事進行」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) 質問しているんだよ。

〔「関係ないだろう、それ」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) 何を言っているんだ、測量の問題を言っているんだよ。全くわかっていないんだね。私は、伊豆市は何でそこを測量する必要があったのか質問しているんだ。いいですか、必要があったってあなた方は測量しないんだ。土地の境界を確定をしない。市民が困っているんだ。だけれども、あなた方は当局が必要なら測量して登記しているんですよ。ちゃんと説明しなさい、どういう必要性があってこれをやったのか。

次、181ページ、指定道路台帳整備委託料、これどこに委託したんですか、お聞きしたい。

次、183ページ、市道整備事業、湯川橋云々ということがありましたけれども、湯川橋のかけかえがこれ問題になっているんですか、内容について説明してくださいよ。湯川橋のかけかえは考えていないのか、考えているのかね。全く議会がこれだから不透明なんですよ、伊豆市は。

次、185ページ、天城北道路関連事業、今のこれ全体でどこまでいっているのかね、23年度には工事が終わるのかどうなのか、供用開始できるのかどうなのかね、そのつもりでやっていますだったらそれでいいです。お聞きしたい。

次、187ページ、天城北道路関連用地事業、借地料いろいろ説明あったけれども、借地料

593万円という説明があったね。1万4,130平米、ここは説明では22年度完成ということだったけれども、これはいつまでこの借地料は続くのか、もう今回だけで終わりなのか、それとも開通してもまだ使いたいからというような計画なのかどうなのかね、いつまでこの借地料は払わなきゃならないのか、お伺いしたいです。

次、188、189の河川維持改良事業にしる急傾斜地崩壊対策事業にしる、どこをやったのかなんていうのはさっぱりわかりませんよ。急傾斜地崩壊対策事業は県なんですから、9カ所県の工事だということだから、まさかここでは預けなんていうことはないかもしれないけれども、県と市の結託なんていうのもあり得るかもしれない。ともかくね、透明性を高めてくださいよ、説明してください。河川維持改良事業、全くこれ皆目どこだったかわからなかったな。

次、193ページ、地籍調査事業、何か飯田議員から変な質問あったようでね、牧之郷のここは地籍調査をやっているわけですね。またあそこ遊歩道のあれ出しますけれども、地籍くいは打った形跡なんか全然ありませんよ。そうすると牧之郷だけに限定しましょう。地籍調査事業、牧之郷はどの段階まで進んでいるのかね。それであの遊歩道のところはまだ全く手つかずなのかどうか、それ聞きますからね、ちゃんと説明してくださいよ。

次、修善寺駅周辺整備、どうも話を聞いているとね、まだまだ実際の設計図はできていないんですね。できているんですか。この事業には既にどのぐらいの事業費が投入されているのかと質問したはずだけれども、全然答えていませんよ。設計の段階ですか、まだまだデザインの段階なのかね、もう、いや駅舎の設計図もできていますよとか具体的に説明してくださいよ。

次に移りますね。次はずっと災害箇所ですね。箇所がわかっているんだったら具体的にどこかというのをを出してもらっても結構ですよ、全然わからないですよ。わかるような説明及び資料をもって、例えば中伊豆で何カ所なんて言われたってわかりませんよ。議員の皆さんわかりますか。

あと一つあったね。ちょっと待ってね。この全然わからないで困るのはね、上船原数沢線、これ20年度初年度ですよ。これなんかちゃんとどこからどこまでどういう工事をやりましたからという図面でもつけなきゃわからないですよ。これまだあと3年間続くんでしょう。続かないんですか、それも含めて説明してください。道路部署で預け、差しかえなんて行われたって後からチェックのしようがない。20年度はここをやりました、21年度はここをやりましたと。

〔発言する人あり〕

12番(森 良雄君) だれだ、20年度の決算説明はしっかりしろと言っているんだ。だれだ、今言ったのは。ちゃんと名前言え。

〔発言する人あり〕

12番(森 良雄君) 何ですか、古見さん。

〔「委員会付託もあるんですから」と言う人あり〕

12番（森 良雄君） 私言っているでしょう。委員会は審議するところだと、説明はここで聞きたいんだよ。

議長（飯田宣夫君） 森議員は質疑を進めてください。

12番（森 良雄君） きょう、数沢線で2回目の質問を閉じますから、お願いします。

議長（飯田宣夫君） ただいま質疑の途中ですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時15分にしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、私のほうから一言申し上げたいと思うんですが、設計委託料いろんなどころでご質問あるんですけども、伊豆市は行政は公平公正、透明性で頑張っていきたいと思っております、声の大きい方の所をあるいは声の大きい地域を優先的にやるということは伊豆市の行政としては考えておりません、市内全域に対して客観的に市役所の担当のほうで整理をして優先順位をつけているつもりでございます。

それから、冒頭ちょっと繰越金についてございましたけれども、その一部は国からの交付金、2月下旬についたもので、これは処置についての指示等もございまして、私どもやはり国・県・市それぞれ役割を分担しながら全体としての行政を進めておりますので、そんなような制度を必ずしも市が全部単独でできないこともございますので、そのような制約についてはご理解をいただきたいと思っております。

詳細についてはあとは順番に、まず市民環境部長から再度ご説明を申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） それでは、ご質問のございました環境美化事業につきまして、きれいになっているかどうかというご質問だったと思っております。それは議員さんの見方、それぞれいろいろあるかと思っております。我々としては今の状況の中で最大限頑張ってきてきれいにしていこうという気持ちでいるところでございますので、その辺はよくご理解いただきたいと思っております。

それから、粗大ごみの処理事業における機械が何台あるかというご質問だったと思っておりますが、リサイクル関係の機械については1台でございます。それから年川処分場の関係でございますが、ここに森議員さん残容量5万2,000と書いてございますが、実質的には今までの施設が3万6,000立米ほどございました。今回の拡張に伴いまして5万2,328立米ということ

でございますので、約1万6,000立米が残容量としてございます。この55年はもつのかというご質問だったんでございましたけれども、これは140立米を毎年という、いわゆる今現在の量を積算しているわけですので、森議員さんを初め多くの方が量を減らしていただければ、より長くもつと、多く出していただければ短くなるということで、何ともここで55年絶対もつということはいえないということでございます。

それから、基本的にはこれは拡張工事ですので、先ほど言いましたように3万2,000立米程度から5万2,000立米程度に変わったというご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、建設部長。

建設部長（小川正實君） 森議員さんから再質問をいただきました。ですけれども、ちょっとメモがとり切れませんでした。ただ、職員も2日間の間ほとんど徹夜をいたしまして、この大量な質問に対して回答を真摯にまとめてきました。時間の都合もあろうかと思ひまして、そのあたりは議員さんの求められているものにちょっと足りない部分もあったかもわかりません。そういう意味で、再質問いただきましたけれども、また別の時間をいただければ真摯にそのあたりをすべて公開できるものは公開いたします。その折にはぜひ今申し上げられた再質問の内容を紙にお書きいただきまして、私どもも対処したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、少し答えられるものだけ多少答えておきます。

牧之郷の遊歩道の関係なんですけれども、これはやはり国土調査が入りますので、ぜひそのあたりをご了解願いたいです。これは地籍調査以外に周辺の方々を集めまして境界査定をそのためにだけやろうというとなると莫大な費用、相当な費用がかかりますので、それはちょっともったいないなど。我々としましても確かに緊急度が高いとおっしゃられておりますけれども、現状のままでもそれほど不都合ではないのではないかという、そういう思いもしております。

それから、駅周辺整備のことなんですけれども、今までに約8,850万円ほど委託料等で費やしております。工事、ハード事業につきましては23年度から26年度を、今現在では予定しております。ですけれども、今の段階で、いずれデザインがどうか構造がどうかという段階ではまだございません。将来の何ていいますか、事業計画、我々の持っているイメージが事業費的には17億円程度というような予想はしておるんですけれども、これも皆さんにいろんな意味で説明していくために使っている数字でございまして、確定というような数字ではございません。ですから、この辺もまだやりようによっては非常に変わってきますので、一応目安ぐらいにちょっとお考えいただきたいと思います。では、事業年度は23年度から26年度末を今考えておりますけれども、これにしても伊豆箱根さん、東海バスさんがあることの問題があるものですから確定とはいえないので、その辺をご理解願いたいと思います。

ではまた、再質問の件につきましては、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 再質問させてもらいますね。質問内容についてはちゃんと出してあるんですよ。どこで何をやるのか、伺いたいです。全部もう一回よく見てもらいたい。

では、市長さんね、公平にやっているとおっしゃっているんですけども、ちょっとここで一つ環境美化事業、これでテレビなんか回収しているんですね。捨てれば回収するけれども、捨てなければあとは自分で処理するというと、これちゃんとルールを守っている人は大変だと思ってしまうんですけども、この辺どう思います。まずは1点ね。

次、粗大ごみ処理事業、そうするとこの粗大ごみというのは、いわゆる資源ごみということですから、鉄筋なんかを切断しているところの機械だというふうに理解してよろしいですね。それで、この機械を修繕したわけですよ。修繕したのではないんですか、粗大ごみ処理機補修工事というのは57万7,500円のっていますけれども、これはどんなところを修理したのか。それから、だれが修理したのか、ここだけお聞きしたい。粗大ごみ処理機補修工事というのをね。

あと、牧之郷の話が出ましたけれども、湯川橋の説明はなかったですね。湯川橋のかけかえ、市道整備事業にはかけかえについては測量設計の中には入っていませんでしたか、これ確認したいですね。

あと、牧之郷のことをまた聞きますけれども、ということは22年度までに上がるということをおっしゃっていましたよね。登記が、一般質問のときに22年度までにね。ということは21年、22年度で少なくとも牧之郷の中央部分は登記は完了するまでやるというふうに理解してよろしいですか、ここでは全然牧之郷とおっしゃっていながら言っていないけれども、以上だけにします。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） それではまず最初に、粗大ごみの関係をちょっと申し上げます。

いわゆるそのゴムローラー、いわゆる破砕機です、破砕機の中の関連しておりますベルトコンベア部分のいわゆるゴムの部分、これに穴があいたということから、今回補修工事をさせていただいたと。業者につきましては、建築設計工房ワンナップという会社でございます、以前より当施設へ出入りをしている業者でございます。

それから、2点目の環境美化の関係で正直者がばかを見るような、こういう言い方をされましたけれども、基本的には私はモラルのある方、森議員さんのようにモラルのある方がふえていただければ、非常にこういった業務は減るというふうに考えております。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 地籍調査でございますが、牧之郷の遊歩道の付近は、これは牧之郷の駅周辺地区になりますけれども、この緑ヶ丘の何ていいますか南側といいますか、それ

から飯田工業のほう、そして議員さんがちょっと気になされているこの遊歩道の付近、そして室久土橋ぐらい、この地域の22年度未終了を予定しております。

それから、牧之郷につきましては、その後グラウンドがございますね。あちらと沖ノ原のそれ以後に入ってくる予定でございます。

議長（飯田宣夫君） 湯川橋の件は。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 湯川橋の件なんですけれども、今年度は基本設計に21年度に多少入って、地元の方たちと事業の説明等ができる範囲の資料づくりということでございますけれども、我々担当としましたら地権者と話がうまく進むようでしたら実施設計、詳細設計のほうの作業をなるべく早く進めたいと思っています。とにかく補償費の算定です。代替地に関する補償費の算定なんですけれども、このあたりをできましたら年度内にやりたいなというような考えは持っております。

議長（飯田宣夫君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

続いて、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第61号 平成20年度一般会計歳入歳出決算の認定について6点にわたってお尋ねします。

まず第1、現年の住民税、滞納を入れますとなかなか状況がわからないものでそれは横に置いておいて、いわゆる平成20年度住民税がどうなったのかということ、やっぱり私は市民の台所事情や事業者の経営状況を把握する一つの指標になると考えておりますので、20年度どのように見ているのか、お願いします。

2つ目です。荒廃した山を守るために森林振興というのをずっとやられているんですけれども、これをどのように総括したでしょうか。今もちょっと論議になりましたけれども、森林整備、それから有害鳥獣対策、これは逆にいうと別ではなくて有害鳥獣対策そのものは、やっぱり森林整備するに当たって私は一体的な形で考えていますのでね、その点を毎年やられていることなただけけれども、20年度どのように総括したのか。

3つ目です。農業振興です。市民農園事業の取り組みなど、市民にとって重要な施策の一つと私は考えておりますけれども、グリーン・ツーリズムや地産地消推進事業、それから額そのものは本当に少ないんですけれども、耕作放棄地図作成等々いろいろと19年度から20年度にかけてやられてきた経過がありますけれども、これらについて20年度のこの辺の地図作成等々の活用はどうだったかなどについての総括をお願いします。

4つ目です。これも同じく伊豆市にとって重要な産業の一つである観光振興事業、さまざまな事業をやられてきました。詳細は、大枠でとらえて質疑やりたいと思いますので、全体として観光振興をどのように総括しているのか、お願いします。

5つ目です。昨年6月議会の所信表明で、今回の決算認定というのは前市長が立てられて、

そして新市長、菊地市長が6月からやられたということですから、その辺の当初の予算との兼ね合いは当然あるんですけども、所信表明のときに市長が、行政機構の効率的配置のため部を本庁に集約する方針ということを打ち出しました。そのときに支所機能についても言及されましたけれども、当然支所の決算が全体として約6,880万あるわけですけれども、これを執行するというところに、執行したわけですけれども、当初のそういうみずからの支所機能をどうしたいということとの兼ね合いが当然出てくるものですからね、その辺についてお願いします。

最後の質問は6点目です。同じく所信表明について、子供の安全を守るために学校、幼稚園、保育園への職員の配置、さらに通学路の改善ということを述べられました。決算書を見ましても、詳細のことについては、いわゆる款項については議会として議決権があるわけですけれども、さらにこの細かなところというのは、当然それは執行側の中である程度融通がというとな変ですかね、基本はその説明欄の中に予算は積み上げられていくものですが、でもそこまで1円たりとも動かすなという立場は私は持っていないので、そういう立場から見ると最後のこの通学路の改善のところはちょっと決算見る限りでは見えなかったものですからご説明をお願いします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

詳細については各部長から答えさせますけれども、まず税にかかわるところ。当然これは伊豆市の基礎体力のところをあらわしておりますので、特に市の場合には市民税のうち住民税、それから固定資産税の視野が非常に高くなっておりまして、ここが下がる傾向がとまらないということに、特に大変憂慮をしております。

それから、2番目、3番目、4番目につきましては、林業、農業、それから観光業、これはやはり不可分でこれらを合わせた総合産業としての観光政策というものを、やはりしっかりとつくっていかねばいけないだろうと。昨年もそのつもりでやってきたつもりでありますけれども、まだ体制も整っていない。まさに話を始めたところでございます、これは効果が出るまでもう少し時間がかかるだろうという気がしております。観光協会の法人化あるいは農業法人をどのようにつくっていくのか等々を今検討しているところでございますので、22年度からおおむね皆さんで基本方針を話し合ってください、効果が出るまでやはりもう少し時間がかかるだろうと考えております。

それから、昨年6月の所信表明で本庁及び支所機能のことについて申し上げました。やはり本庁は全体の効率性からいって、市役所が機能的に動くためには、あるいは議会との関係をより緊密にするためにはやはり集約させていただいたほうがいいだろうと。ただその際に、

市民の皆さんが通常の市民生活であれば支所で事足りるということは、やはり機能として残しておくべきだろうということで考えてまいりました。特に本庁と時間距離の大きい土肥地区においては、やはりある程度独立した機能をもたせざるを得ないということで、この4月から職員を増員し、また一定の機能を付加をしましてまいりましたが、現時点で見ても、やはり少し土肥は機能が足りないのかなという気がしております、22年4月からまたどのような体制でやっていくのか、今検討しているところでございます。

それから最後に、学校、幼稚園、保育園の問題で、これは私はまだ当時現場を詳細に見る前に、特に幼稚園、保育園はほとんど男性職員がいないものですから、力仕事と警備が必要だろうということで、就任早々各保育園を回らせていただいたところ、余り必要性を感じておりませんと、現場のほうから。というのは、伊豆の保育園、幼稚園というのは非常にいい環境で住宅地に囲まれて、地域の皆さんから守られていると。それからちょっと力仕事を屋根の仕事が必要なときは、市役所のこども課がフットワークがよくお手伝いいただけるものですから、むしろそのときは、そういうことでしたらとにかく保育士をふやしてほしいということが、どの保育園からのご要望があって、これは別の加配が必要になりますので、そちらのほうで今どうしたらいいのかなということを考えているところです。

また、幼稚園、保育園あるいは学校の通学路についても、これまた具体的な措置はしておりません。ただこれから小学校を初めとして、長い通学距離をどうするか。これは教育委員会のほうでお伺いいただいているんですが、その先はまだ実は議論は全然成熟していませんが、私は伊豆市のこの地域と、それから各世帯の現状を考えますと、やはり保育所、幼稚園の集約、それから通園というものも、本当にすべて親が送り迎えしなさいということでもいいのだろうか。それは現行制度ではなかなか難しいんですが、伊豆市の特殊事情を考えると、お兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒にバス、もしくはスクールバスに乗って一緒に近郊の保育園、幼稚園、これ方向が同じであれば、そんなことも将来的には考えるべきなのかなと、こう思っています。ただ、これは市民の皆さんあるいは市役所の中でまだ検討しておりませんので、通学路については、今の学校再編成の中で検討している以外のことについては、まだ着手をしておりません。

議長（飯田宣夫君） それでは、補足説明を、初めに市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） 木村議員さんの最初の市民税の関係でお答えをさせていただきます。このご質問があった段階で現年度分に関するいろんな検証をしてみました。個人市民税の納税義務者数が前年対比で、これは調定レベルの話なんです、364人の減という状況。それから前年度の特徴分、これ4月、5月分の税源移譲前の低税率であったということもあって、収納額においては20年度で2,349万2,000円の増というふうになっております。これは個人関係ですが、法人市民税は景気の悪化等によりまして前年対比55社の減と。収納額で4,669万4,000円の減となっているという状況です。

ただ、この個人市民税の場合も、先ほど言った税源移譲前の税率のいわゆる4月、5月分

の繰り越し分があるわけですが、それによってふえたという経緯はあるでしょうけれども、今後ちょっと中身を絞り込みますと、所得割が非常に減っていく傾向になっています。ということは、かなり経済状況が悪いのかなと、個人所得が少ないのかなというようなことが見てとれるのかなと。もう一点、これは今年度の補正にちょっとお願いした経緯があるんですが還付金です。これが非常にふえてきている今現状でございます。

という状況を踏まえますと、こういった傾向が今後続くのかなという悲観的な考えで申しわけございませんが、そんなような感じを持っております。そういった状況を踏まえながら、我々としますと収納率もちょっと落ちている状況がございますので、今後担当部局としては景気の動向に関連しながら、収納率の低下だけは避けたいなというようなことは考えております。

いずれにしても、社会情勢こういう状況でございますので、この市民税においてはかなり厳しい状況が生じてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、私のほうから3点ほど。

議員ご存じのとおり、森林整備事業というのが今日本の国、非常に大切なことということの中でとらえますと、今できることは何かということを検証していきたいと思っております。整備事業につきましては、昨年度の場合、森の力再生事業、これは県のほうで届けてやります。それから流域育成林整備事業で、静岡林業再生プロジェクト、それから伊豆市の森林整備事業、これによりまして間伐を行っております。昨年度の実績が79.82ヘクタールということで処理、下刈り、造林、このほかに、間伐のほかにやってまいりました。まずは森林、美しい森づくりをすることがまず第一の肝要かと思っております。おのずと観光、それから環境と美しい森が果たす役割というのは大きいのではないかなというふうに考えております。

この間伐の実施につきまして、一番問題なわけです。森林組合、それから民間の林業の従事者、林業者です。それから建設業者が一部参入していただいております。労務班の人数というのはまだまだ少ないように感じておるわけでございます。伊豆市には人工林が1万1,600ヘクタールございます。去年の実績が80ヘクタールでございますので、かなりの時間がまだただいな労力、多大な時間がかかるわけでございます。継続して労務班をふやしながら美しい森づくりを進めなければならないというふうに考えております。

また、林業が林業ビジネスという形でひとり立ちすることが肝要かと思っております。そんな中で柱材、伊豆市、伊豆木材の柱材や木質バイオマスチップ、繊維、合板等々生産林業ビジネスをこれから検討したり研究したりしなければならない。そのためにやっぱり林家にどれだけのもののバックが行くかということを検討する必要があるかと思っております。現在まで木質バイオマスという形で利用検討をしておりますが、搬入単価、それから経費を計算すると、まだまだ検討の余地が相当ある状況でございます。

今後も伊豆美林をつくるため継続して間伐をまず実施する、間伐材の搬出事業に取り組み、搬出木材の有効な換金化方策の研究を展開していくということが重要かと思っております。

おっしゃられるように、有害鳥獣事業、これも美しい美林をつくるために非常に重要な事業でございます。先ほど数字申し上げましたが、農業に関しては132件の防護さく、個人の方々です。これも毎年続いておりまして、もう5年目になります。まだまだ農作物の収穫期には被害を受けております。これも継続して行っていく必要があるかと思えます。

それから、猟友会を中心として捕獲隊が設置してございまして、先ほど捕獲頭数は申し上げましたが、まだ4,000頭でございます。県の計画ですと7,000頭という計画、3,000頭足りない。足りないということはその3,000頭の半分が腹に子を持って、その分だけふえてということで、現況数についてはほとんど変わりがない状況でございました。これらも猟友会の方々もだんだん人数が減っております。静岡県内すべての猟友会といえますか、狩猟をやっている方々のご協力を得ながら伊豆市、伊豆地域の捕獲適正規模というものに近づけるよう捕獲をしていきたいというふうに考えております。これからは銃以外の捕獲も展開をします。わなです。わなの捕獲を図るべく講習会等を開催してご協力をお願いするということにしております。

続きまして、農業振興でございます。平成20年度におきまして特産物の普及を兼ねまして、弘法芋、それから大豆等々伊豆市内にある産物を使った調理実習を行いました。これには生産者の方々も一緒になってお願いをして、特に湯ヶ島小学校の6年生ですか、調理講習会ということでやりまして試食会を開催いたしました。加えて地元の食材を給食に取り入れるという中で、5月より月一回地元産品を使った給食献立を設けていただきました。

それから、特産品のシイタケでございます。きのこの総合センターできのこ祭というのをやっているわけですが、継続して試食会なりアンケートを実施しております。シイタケの消費拡大の参考にしてこれから進めていきたいと思えます。

また、伊豆市内に22部会の農業振興会がございます。特に特産物、それから一般野菜、振興作物等を研究しております。その中で市内23カ所の朝市、直売所がございまして、市内の方はもとより市外の方々にも朝どりの完熟した新鮮な野菜の販売をやっているわけでございます。これらについても農業振興というんですか、農作物の換金化に向けてバックアップを展開する必要があるというふうに考えております。

また、7カ所の市民農園がございまして、158区画が満杯の状態であります。遊休農地の図面もできました。集積された遊休農地を利用しまして地域の農業者の方々、その協力を得て新たな市民農園なり遊休農地の活用をこれから考えていくべきではないかというふうに考えております。

それから、これだけでなく耕作放棄地対策といたしまして、数字的には青地が120ヘクタール、白地に関しては180ヘクタールを確認しております。本年度は緊急雇用対策事業によりまして、草刈り、伐根、耕運、種まき、景観作物が中心になろうかと思えますが、そうい

うものをことしは実施しております。この実施した土地が所有者の方、地域の方々の組織が継続して管理していただけると遊休農地の解消につながるのではないかと期待しているわけでございます。本年度は特に国道沿いの遊休地、土肥の小下田付近が中心になるかと思いますが、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、観光事業でございます。市長のほうからる説明があったかと思えます。そんな中で平成20年度につきましての状況を見ますと、伊豆市の入り込みとしまして358万1,000人、それから宿泊者が86万4,000人、日帰り客が271万7,000人というような報告を受けております。いずれも前年対比10%くらいの減というような形になっておるわけですが、世界的な不況の中からの落ち込みというような形で影響を受けたのではないかなというふうなことを考えております。市内の観光施設でも閉館したり撤退したりというような施設も見られる現状であります。またやむなく事業を縮小している施設も多いわけですが、こういうときこそ観光施設には一番大切な、お客さんをおもてなしする気持ちというのを向上させていただいて、お客様をお迎えすることがいいのではないかなというふうなことを思っております。

そんな中でも、新規に参入した経営者の方々、それからいろいろな工夫をして職員の醸成をしている宿泊者の方々があります。その方々より多くの宿泊者の方を獲得しているということで、そういう施設も少なくないと思っております。

それから、これからの観光についてでございますが、温泉を武器にコンベンション、それから団体旅行による誘客の方策、方法を今までとってきたわけですが、これからは体験、それからリラクゼーションなどのコンセプトに、ほかにはないものを演出して魅力に育て、観光施設中心からの誘客を脱却して、自然を生かしたもてなしの工夫や農林漁業と共存したプラン、既存のスポーツ施設の充実と高度利用、伊豆市の資源を生かし伊豆市ならではの魅力ある商品を創造して誘客につながる工夫が必要かと思っております。

議員おっしゃるように、昨年度もいろんなイベントを行いました。各1年間土日はほとんどイベントが行われたと言っても過言ではないと思えます。こういうイベントが将来誘客につながることを期待しておるわけでございます。観光産業というのは伊豆市には重要な産業であります。振興事業として2億円程度でございますが、まだまだ伊豆市のよいところのPRが必要と思っておりますし、本年度から外国からというか、特に東アジアの観光客のルートがつながりました。これからもいろいろな観光商品を提供して各業者、関係業者が意欲を引き出すことで、伊豆市の観光は必ず回復できるのではないかなというふうな考えております。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

質問した順にまた再質疑をいたしますけれども、いわゆる税をどれだけ納めたのかということが本当に冒頭お話ししたように、市民の生活と営業やっている方のバロメーターになると思うんです。それで、いわゆるそういうふうな税源以上とかって途中で住民税がふえるような仕組みになってきたんだけど、結果的には個人のはそれほど変わらないと。法人が落ちちゃったと。もう聞きますと、きょう初めてわかったんですけれども、55社がいなくなっちゃったということなもので、市単独で市民税と法人税をどう上げるかということに相当苦労がね、今の経済状況であると思うんですけれども、1点だけお尋ねしたいのは、私福祉環境関係やっているもので、ここでは総括質疑やらないもので、委員会のほうでやりましても、全体として結果、振り返ってみてこういうとりわけ所得割は今後ますます部長の話でマイナスであるだろうといったときに、そう総括したときに決算というのは来年度に向けて、では伊豆市の財政どこにどういうふうに割り振っていくかは大事なところだと思うんです。もしそういうことがないならば、去年並みにやればいいわけですよ。財政が減れば10%カットしていけばそんな楽なことはない。そうでなくて、やっぱり市民の生活とか営業を守っていくというところの立場に立ったときに 極めて高度なちょっと質問ではないな、普通どおりですけれども どういうふうにやっぱり感じられているのか、総括して来年度何を生かしたいのか。当然総括が中心ですから、来年度予算どうするのという聞き方しませんが、その辺はどのようにお考えになっているのか、決算を見た状況の中でお尋ねしたいと。

それから2つ目は、いわゆる県のほうが森林税を取りましてね、それとの兼ね合いで去年からですか、森の力再生事業ということでヘクタール自体は全体としてはふえてきたと、全体としては県のあるんだけど、私は今言われた建設業者が参入してくるのが少なかったとかというお話なんですけれども、いわゆる今年度総括している中でどんな取り組みをしたのかということが大事だと思うんです。将来に当たってどうするかということは部長のお話、中心にお話聞いて、ああこんなことを考えているのかとわかったんですけれども、実質的には伊豆市としてとりわけ私は有害鳥獣との兼ね合いでいけば、シカ、イノシシが悪いわけではない、別にね。そういうふうにさせちゃったのはやっぱり人間だと思うんですよ、私はね。どんどん農作物を荒らすようにしたのは。私は山を守っていくというところから見たときに、荒廃した山を守っていくということで全体的にはすぐできないんだけど、とりわけ里山との住み分けをどういうふうにしていくのかというところが、やっぱり私は一つの大事な要素かなというように思いながらずっと見ていたんですけれども、今年度平成20年度にどのあたりを重点にして荒廃した山をやられてきたのかなというところが少し見えないものだからね、その辺をお願いしたい。

それから、農業振興の関係についてお尋ねしますけれども、前からそうなんですけれども、農業振興会23団体入って、去年もそうでしたがいわゆる商品開発だということの研究をずっとやられていると、やりたいと、市長が言われるようにいろんなものをつくり上げていき

いということの私は重要な要素はここに入っているんだなと。いわゆる補助金もらいながらやっているわけですが、ちょっとその姿がこの20年度の総括の中で、きょう現在はちょっと見えないんです。では、具体的に商品開発ってすぐにできないんだけれども、では、どんなことをこの平成20年の中でやられてきたのかお答え願いたいなと思っています。

それから、耕作放棄地、これもすごく額的には平成18年度耕作放棄がどれくらいなのか、その調査するための図面を作成するために約16万円ぐらい使ったと。そして今年度は今度はこれを地図を作成するんだということで決算になっているんです、約100万ぐらいで。それで、地図を作成するような状況で来年度、いわゆるもう始まっているんだ、来年度21年度が始まっている。その姿が見えているのかどうかね、どこまで来たのかちょっと見えない、その地図作成がどう生かされてきたのかと、生かされようとしているのか、今後。そういう地図がつけられたのかどうか、お願いしたい。

それから、地産地消というところはずっと前から言われていて、節の中に地産地消ということは一つの項目になりました。伊豆市としての重要産業の一つとして位置づけたなと、この決算、予算見てもそうなんです、去年も聞きました。地産地消をやっていくときに私は大事なところは、市長も常々言われているやっぱり働き手をつくる。とりわけ若者が本当にそこに参入できるような、いわゆる職場をつくるという意味もあるんだけれども、これは将来に向かってですけれども、20年度を総括してお尋ねしたいのは、これは米から大豆への転作ということで国のほうから補助金があった。でも今はないんだけれども、去年かおとしあったからすぐに切るわけにはいかないからということで、大豆の出荷に対する補助金等々については市のほうから単独事業としてこれ約100万円ずつやっているわけですね、毎年大体。

それでは、その地域産業おこし、いわゆる地場産品をおこしていくといったときに、大豆だけではないでしょうと去年も聞いたんですけれども、ビワがあったり弘法芋も何かなかなか専門家のつくっている人は大変難しいらしいんですけれども、でも大豆だけではなくて、大豆にそれだけの所得補償というか、やっぱり頑張れよということで支援しているならば、ほかの主要農産物すべてとはいかないまでも幾つか品目をきちっと定めて、やっぱり大豆と同じようにやられていくのかなと思ったんですが、その辺の総括をなされていますから。予算のときにちょっとその辺を聞いたはずなんですけれども 12時になってきましたけれども 幾つか、農業おこしとか産業おこしは僕はすごく大事にしたいものでちょっとお尋ねしたい。

グリーン・ツーリズムをどう評価されたのか。多分冒頭に質問していますよね、グリーン・ツーリズム、なかなかこれは中伊豆からは広がっていかないですね。構想は6年たって、私が中伊豆町時代からあれは素晴らしい取り組みだなと。都会の子供たちが来てお互いがよさをわかり合う。田舎はだめだではなく、田舎のよさもわかっていこうと、それはだれが教えてくれるかという、都会から来たそういう子供たち先生たちをやっぱり、もう私手記も

読ませてもらったんだけど、だから自信持って私は農業をやっていけるそういう素地もできるのかなと思っているんですが、その辺をお願いしたい。

それから最後に、観光振興事業に去年、おとしから振り返ってみますと、全部、いろんな事業をやったり補助事業、この中に補助金がたくさんあるんですけども、トータルとして平成18年度にこの観光振興事業って8,590万なんです、決算は。それで、平成19年度8,120万円、減っているんだけど、この中には576万という修善寺温泉・開湯1200年記念祭という事業が19年度行われた。減っているんだけど、それだけ事業をやった。そして今年度の決算を見ると8,617万円、3年間だけ振り返ってみると一番高いんですね。別に高い原因を私は今回聞くのではなくて、後でゆっくりと調査をしたいし意見も聞きたいんですけども、全体としてそれぞれ補助金事業どんどんやっているときに、ではそういうさまざまな団体が何を取り組もうとしてきたのかということ、やっぱり私は大事なのかなと思っています。当然観光政策、きちっと打ち出しながら、それぞれの諸団体とやっぱり行政側がその団体にできないところをさまざまな情報を持っている、行政側が専門的な立場、ほかからいろんなことを学んできてそこと連携をとって伊豆市の観光業に役立てていくということ、私はずごく大事なことだと思うんですが、その辺のところはちょっと見えないんです、残念ながら。とりわけ市長のほうから補助金のところがどうあるべきかということで一般質問の中で、議会側にもぜひ検討してくれというお話があったんですけども、その辺の補助金をたくさん、たくさんと言ったら失礼ですけども、あちこちあるんですけども、とりわけ観光には一つの観光立市としての重要な施策としてやっぱりやっているんですけども、きちっとそれ総括していかないとやっぱり次に発展性がないというふうに私は思っています。その辺は全体としてより個々の問題でいいです。それはまた委員会のほうでやられるでしょうから全体としてどうだったのかということ。

それから、ちょっと支所機能について土肥のことは述べられましたけれども、前は市長は就任早々のときには、支所についても権限を持たせてというふうなところというふうに私は受け取ったんですね。そうすると、今お話、私がやった全部の支所のその額が、だれが執行されたのかといういろいろ聞きますと、支所長には権限がどうもなさそうで、それで常に、それはシステムはいい悪い別に、お伺いを立てなくちゃならない。そうすると特に支所というのは、市長言われるように市民にとって窓口もあるでしょうけれども、さまざまな要求をしてきたときに、地区の、旧町ですよ。別にセクトではなくて話をしやすいと。ましてや現場をやっぱり一番よく知っている方々が支所長とか配置されているわけですよ。場所はどこだってならないわけですよ。そういったときには、やっぱり支所機能というのは私はそういう意味で、地元のさまざまな事業をやってほしいことをすぐに役立てていく、すぐに実行していくシステムという意味で、どのように総括されたのかなと思います。

それから、所信表明というのは私は大事にしているんです。結果としてそういうふうにならなければ、就任早々ですから、職員の配置、男性職員の配置といっているけれども、見ているとそうでも

なかったということは当然あり得るでしょうけれども、でも私はちょっと気がかりなのは通学路の改善というのは述べられましたけれども、その点はその後だよと、今からだよということをお話はその点では重く私は受けとめますけれども、その辺はやっぱりなかなかさまざまな課題があって、この辺については検討はされなかったということですか、20年度の中で、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の全体の経済水準といいますか財政収入が減っていく中でどうするのかと。これは私はこういう状況で、要するに人口が減っていく、当然人口が全体として減っていけば産業は収縮していきますから、それはもうやむを得ないと、それを前提条件として全体としていわゆる優しい政策といいますか、全体に負担を少なくなるようにして将来の人口減少、産業縮小に備えるということもあろうかと思えます。ただ、私は伊豆市の立地とか今潜在的な可能性とか魅力とかを考えたときに、まだそこで頑張る潜在的な能力、可能性は私はあると思って、そこで大変申しわけないんですが、負担は皆さんに可能な限り公正公平に負担をしていただき、そして将来のところに投資を集中したいと。その産業政策のほうはまだどこに投資をするかというのは、まだ見えてきませんので、そこで子育てにはお願いをしたいということで、出産準備金をお願いしたり医療費をお願いしたり通学費をお願いしたり、こうしているわけなんです。

ですから、今私が明らかに将来のために投資をできると自分で判断して20年度でつけさせていただいたのは、その子育て支援策のところなんです。そのほかのところは私が市長になったときに一番感じたのは、4町合併のときの旧町のあつれきと不公平感が非常に強かった。それから合併のときの宿題が済んでいなかった。したがって、個々の事業に行く前に、まずは市内のあつれきと不公平感を払拭するという、それから合併の宿題をやるということ、夏休みの宿題をしないと2学期に入れられないわけです。そこを今一生懸命させていただいているわけです。

それで、なぜ林業とか農業とかの具体的なところがいかないかというと、その宿題が終わらないと将来のほうに進めないわけです。今私の脳みその中では8月30日か31日にいるわけです。ここで宿題が終われば9月1日に学校へ行きたいとこう思っているわけです。そうしないと、やはり総合政策ですから皆さんと相当話をして納得していただき、第一当事者である事業者の皆さんにみずから動いていただくことはできないと思うんです。それで、なぜ農業と林業と例えば地産地消なんかは、まさに農業観光連携なんです、土肥のおいしいものは地元で使わずにマーケットに行く。狩野川の天然アユもマーケットに行ってしまう、あるいは友だちに行ってしまうと地元では買って来た養殖のところを使っている。野菜は集めるシステムができていないものだから、それから例えば農協さんの農の駅で一回朝持っていくともう売り切れようがどんなに売れようが、もうわしはこれでいいということで追いか

けてまで行くことはない。そうすると、旅館さん、飲食店さんのほうは今このダンピング競争の中でこのいいものを買うだけの体力がなくなりつつある。それから野菜のほうはニーズはあるんだけど、集めるほうの仕組みができていない。そうするとこの関係する皆さんに地元のいいものをまず使おうと、使うためにどういうふうを集めようかというところを一回相談して、認識を統一していただかないとこれはできていかないんです。したがって、それは2学期の私の宿題として今から考えて、できれば22年度の当初からは話し合い、しっかり話し合える場をつくっていきたいと、そういう段階でやりますということを申し上げているわけです。

それで、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムのほうは非常に局所的で、そしてもう一つなかなか収益に直接つながらないものですから、少し二の足を踏んでおられるところがあると思うんですが、それは総合産業としての観光であれ、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムであれ、やはり収益につながっていかないと続いていかないと。イベントも、イベントの目的はお客様に来ていただくことですから知っていただく。その後、ここはいいところだなと、ではまた来ようかというところに次の収益につながなければ、やはりイベントをやる意味はないというところで、そのイベントをいかなものにすべきなのか、まちづくりはいかなものにすべきかというところを、今まさに話を始めているという状況なんです。

それから、支所につきましては、支所長のところは私は今ちょうど率直に申し上げて判断しかねているところです。やっぱり地域の皆さんの要求になるべく早くこたえたい。権限を持っている方がなるべく即答して措置をしたい。そうすると、天城湯ヶ島、土肥はちょっとそちらでいこうかなと思っているんですが、天城湯ヶ島支所長と中伊豆支所長を部長級に戻すかということが出てくるわけです、組織として。それで、これは大変職員に苦しい思いを我慢してもらって部長を減らし課長を減らした後で、もう一回1年後にまた部長の数をふやすということに、私自身が非常に今悩んでいるわけです。ただやはりそこまで処遇等、ステータスを与えないと権限も一緒に与えるというのは、その支所の例えば将来の天城支所の人数があるかにかかわらず、やはり権限と職責というのはおおむね一致していなければいけないわけですから、そこを今どうしようか、どうしたら一番いいんだろうかというところで、年内いっぱいもう少し悩まなければいけないのかなと、こう思っております。

通学路のところについては、正直申し上げてまだ着手はしておりません。ただ何力所が大変子供さんが歩くには危険な箇所があることは承知しておりますので、これも学校再編の教育委員会のほうの作業と並行して、私どものほうでも検討させていただきたいと思っています。

議長（飯田宣夫君） 補足説明が必要だと思います。

観光経済部長、振興会は何をやったかということと、放棄地図がどうなっているのかという話と。

観光経済部長（鈴木誠之助君） まず、林業のほうの荒廃した山林がどうなっているかという中の対策でございますが、先ほど自分ちょっと間伐のことしかお話をしなかったわけですが、いわゆる民有林の間伐事業、それから人工造林事業、それから下刈り、原木苗の植えつけ、それから防護さく等々の事業を森林総合整備事業でやっております。これについてはシカと追いかけてごっこになるといったイメージではなく、事前に防護さく等は植生の低いところについては防護さく等をお願いするというような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから、農業振興会でございますが22部会ございまして、今までずっと振興作物という位置づけをとって、まずは生産量の確保といいいますか、増大を図っていただきたいという中で、市特産物でありますシイタケ、ワサビ、これが中心になるわけですが、その他の作物につきましてご存じのとおり本年度タケノコ部会でタケノコの水煮を再度行いまして、そういうような中でちょっと活動が低調なところもございまして、それから弘法芋につきましてはかなりの人たちが面積拡大をしております、これらについてもどうしてこれからその産品を商品として売るかということを進めてまいりたいと思っております。これは農業振興会の人たちと一緒に考えていきたいと思っております。

それから、地産地消事業でございますが、今まで協議会を開いて検討してまいりました。これについては生産農家の方々、流通の方々、使うほうの方々を入れて協議をしております。特に使うの方々、旅館の板前さんを中心にお願いしているわけでございますが、ぜひ弘法芋、ワサビ、シイタケについてはいろんな手法がございまして、いろんな料理方法がございまして、消費拡大につきまして検討していただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、地産地消の中の大豆でございますが、昨年度9トン収穫がございました。大豆については特に遊休農地、面積的に集団化になりました遊休農地を、遊休農地というとおかしいんですが、作付放棄地につきまして大豆を植えて有効に使うと、高度利用するというような事業を行っているわけでございます。中伊豆中心、今は田代まで広がっております。そんな中で輪作といいいますか、隔年同じ圃場が使えないような状況に今はなっておりますので、これも今後続けて大豆を生産し、ご存じのとおり季多楽のほうでお豆腐をしております。これについては農の駅、それから直売所でも使えるような形にしてありますので、伊豆でつくった大豆を原料にお豆腐を使っていきたいというふうに考えております。

それから、グリーン・ツーリズムでございます。市長からのお話のとおり、中伊豆中心にやってきました。伊豆を売り込むといいいますか、キャンペーンを張っているいろんな事業をしておりますが、同時に観光事業、観光イベントとして中伊豆ではグリーン・ツーリズムというような形でツアーをやっているわけですが、例えば天城地区では紅葉狩りツアーともみじまつりというようなことを同じような形でやっております。これもグリーン・ツーリズムといえるのではないかなというふうな気がします。先ほど申し上げたとおり、これからは施設

に呼び込むのではなくて、いろんなイベントの中で農業、林業、いろんなものを体験しながら、グリーン・ツーリズムイコール観光誘客事業というような位置づけをしていくべきではないかなというふうに考えております。

それから、イベントについての補助金、数多くやっておりますが、これをやめるとかこれは効果ないよというような段階ではないと、この事業が合併前残っているという意味では何らかの意義があり、また伊豆市の観光PRにはなくてはならないものだと、自分は考えております。今後も検証は必要でございますが、続きますイベントについては最大の支援をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

〔発言する人あり〕

観光経済部長（鈴木誠之助君）　そうですね。

耕作放棄地でございます。先ほど面積を申し上げました。色塗りの地図ができております。これは集団的になっているのか、それからこの付近に農業の方がどのくらいいるか、それから地域としてのとらえ方はどうなのかというようなことを図面の中にプロットをしてあります。それから、少しではありますが昨年度は農業委員会の方々の有志の方々が5カ所、遊休農地にソバとか菜の花を植えていただきました。こういう取り組みを我々としては火つけ役が行政になりますが、集落、それから集落の中の有志の方々、それから集落を越えた地区の組織みたいなものをぜひつくっていただきたいというような中で、本年度主要国道になりますが、そういうところをまずはやっていきたいと。そういうところも分散している農地がございます、それらはなかなか小さい農地でここに1畝というような形になりますので、これは使えませんので地図をやっぱり生かして、ある程度の集団的な遊休地、集団という言葉としてはないんですが、まとまった遊休地については何とか対処をして、今後していきたいと思います。

以上です。

議長（飯田宣夫君）　木村議員。

20番（木村建一君）　市長が言われた、きょう私が幾つか質問した中のいわゆる関連するのは、私もそういう意味では関連していると思うんですね、農業、林業、地産地消という意味では。宿題があったからと状況は市長は何を今考えているのかなという、そういう意味では大筋のところではわかったんですが、当然今後の課題というのはたくさん解決しなくちゃならない課題があると思うんですけれども、私は今回のこの質問の中心は、当然その一つの産業おこしとか何かやろうとしたときに、市長が言われているように、例えば野菜を集める体制とか、そういうのを消費する体制というのは当然今後の課題だと思うんですね、まだ個々にやっているもので。

きょう少し、ごめんなさい、お尋ねしたいのは、もう一度確認したいのは、20年度何をやってきたのかということを見つめて、それで目標に向かって足りないところはでは来年

度どんなことをやっていきたいと思いますかと、将来はこうですよというようなところが、やっぱり私は欲しいんですね。将来はいいんだけど、足元が見えないで総括をきちっとやらないで、来年へ向かってやりましょうということは、ちょっと無理なのかなと思っているんです。

それで1点だけ、いろいろ大体総括的にはわかりましたから、1つだけどうしているのかなとわからないのは、地産地消でいろんなシイタケ、ワサビ、弘法芋とかいろんなものを3つでしたかね、試食会をやって私もたまたまそこでお食事させてもらいました。それで学校のほうには今やられているということなんですけれども、もっとその地産地消運動を広げていきたいと思いますときに、そこがちょっとストップをしているのかしていないのかわからないんですよ。いわゆる学校給食まで一応手を差し伸べるというか、地産地消の運動をやったんだけど、あのときには旅館とか飲食店まで入ってはずなんですね、目標としては、2年ぐらい前だと思うんだけど、去年ちょっと忘れまして。そういう目標を持ったんだけど、今明らかなのは学校給食には、全部ではないが幾つかのところについては提起ができて地場産品を子供たちに食べさせてもらおうと。特に弘法芋なんかおいしいですよ。ということをやったんだけど、その全体像が今なかなか難しいからストップしているのかわかるか、ちょっとお尋ねしたい。

それと最後に、グリーン・ツーリズムと紅葉狩りはちょっと全然中身が違うのかなと。いわゆるグリーン・ツーリズムそのものは紅葉狩りとかは来るわけではないですか、実質的には。子供たちが来てその一つのグリーン・ツーリズムは農家の人たちと交流したり田植えやったり云々というようなところでお互いに都会の人たちと交流し合うというのがあるんだけど、ちょっと異質かなというふうに私は思ったんですけど、再度その辺の1点だけお尋ねして質問を終わりたいと思いますが。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目の地産地消ですが、確かに学校以外に余り広がっていない。学校のほうも給食センターをつくったことによって、今まで地元の八百屋さんで買っていたものがマーケットから買ってくるというようなことも起こっておりますので、ここはちょっと後退したところも実はございますので、そこはしっかりやって行きたいと思えます。

ただその利益を生むほうの旅館さん、飲食店さんのほうは財務体質が大変強いところはちょっと置いておいても、今その価格等の問題で非常に厳しいところがあって、一体市として行政としてどのような枠組みができるのか、支援ができるのか。これはやはり事業者さんにとってはもうこの厳しい状況で支出をふやす、要するに価格の高いものを仕入れてくるということをごちからお願いするというのは、やっぱりなかなか厳しいんですね。ですからそれを今どういうふうしたらいいか。ただ集まって地元のものを買ってくださいと言っても、わかりましたという状況にならないので、これはもちろんその地産地消、一番おいしいもの

をここで売って行って、それで観光客の皆さんに買っていただく。それも全く目標はそのとおりなんです。その枠組みづくりに今大変時間がかかっているということでございます。

それで、グリーン・ツーリズムは中伊豆のように、もう相手がわかっていて子供さんがわかっていて長いおつき合い、これはもちろん文部科学省等でも推奨をこれからしていきますし、それから幾つかご紹介いただくところもあるようですから、土肥や天城湯ヶ島や修善寺でもできると思うんですが、しかし具体的に自分でできることのひとつとして、スポーツグリーン・ツーリズムというものをこの間考えたわけです。スポーツ大会、合宿誘致をする。そこに関東から子供さんが来られる、そこで半日程度、地元の子供たちと一緒にトマトをとったり狩野川で一緒に遊んだり、あるいは丸山公園に来た野球合宿の子供たちが土肥の子供たちと一緒にトビウオスクールをやったりということのために、スポーツグリーン・ツーリズムというものを、この間の魅力プロジェクトの中の一部として位置づけさせていただいているわけです。

ですから、今自分が考えて実行可能なものは、そのように今具体的な事業として入れさせていただいたつもりでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。

再開を13時15分とします。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 1時15分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

議案第62号～議案第75号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第2、議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定についてまで14議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号について質問書を取り下げさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） ただいま森議員より質疑の取り下げがありましたので、これを承知します。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第75号までの14件については、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案第76号～議案第83号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第16、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第23、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの8議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第76号について、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1、鈴木初司です。

発言通告書に従いまして質疑をいたします。

第3回伊豆市議会定例会議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に質疑いたします。

6款農林水産業、2項2目、ページ34、有害鳥獣捕獲事業についてでございます。

13の41、13の42、13の43、13の44委託料についての内容と基本構想設計の概要について説明を求めます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 観光経済部長より説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、84、85ページになります。

有害鳥獣捕獲事業につきまして補正でございます。85ページ上から3行目、13の41野生獣肉食肉活用委託料でございます。これにつきましては、本年度11月に行いますホリデーインのほうで代替して、ジビエ料理展示、それから試食等を計画してございますので、それにかえるものでございます。

それから、42の設計管理委託料業務でございます。これにつきましては、今の計画でござ

いますと年間処理量600頭を目標に建物としては200平米を計画してございます。これにつきましては、今まで4月から各町村といいますが、先進地事例、それから現場の様子等を計画しまして大きさ、それから処理量等を試算してございます。これにつきましては、処理施設の設計というような形になるかと思えます。

続きまして、13の43基本構想策定業務委託料でございます。減額の30万でございます。これについては、職員が今まで資料集め等々してございますので職員で行います。

13の44シカ肉検査委託料でございます。これにつきましては、浜松大学のほうにお願いしてシカ肉の養分といいますが、どんなところに効果があるんだというようなことを調べる。それから食肉としてこれからどういうふうな形でやったらいいかということ、実は皮むき、そしてそれを冷凍というんですか、成熟する冷蔵庫、それから部位という形で解体して商品にするという中で、成熟過程の肉がどんな状態になるだろうというようなことを委託して、浜松大学のほうに委託して調べる、そういう予算でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 内容はわかりました。

1点だけ再質疑をいたします。

実はこの200平米を建築する予定箇所というのが多々変更されているかと思うんですが、個人の問題に差し支えたら、そこまでは求めないんですけども、何カ所ぐらい選定、予定地とか候補地というのがあるか、わかりましたらその説明を求めます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 今のところちょっと6カ所を候補に上げながら検討しているわけですが、市有地を最優先に選定したい。それから水道、電気等ライフラインがあればより安くなりますので、そんなことでございます。

1番（鈴木初司君） 了解です。

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

続いて、日程第16、議案第76号及び日程第20、議案第80号から日程第23、議案第83号までの5議案について一括して、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第76号は取り下げさせてください。議案第80号も取り下げます。議案第81号も取り下げます。議案第76号、議案第80号、議案第81号、議案第83号は今までのあれと同じですので、ご高配をいただいて取り下げさせていただきます。

それでは、議案第82号 平成21年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）、167ページについて質問させていただきます。

173ページの土地取得費4,200万、この施設の土地の広さ、借地の広さ、借地の位置、貸主、評価額、近隣地価を伺います。購入の必要性、購入する理由、経緯を伺います。購入しろと言うんだったら返却するということは考えられませんかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

内容は観光経済部長から答弁をさせますが、当然いろんな選択肢を考えます。まず湯の国会館をやめてしまうということ。そうするとやっぱり何人かの伊豆市民の声を失うわけです。それから土地を返還する。これはいろいろ精査をしますと恐らく買うよりも高い金額がかかる。そして施設は小さくなる、駐車場を新たに買うとすれば、私どもは最終的に決めさせていただいた選択肢よりも経費がかかるというようなことを総合的に考えまして、最も効率的でかつ市民の少しでも雇用の場を維持する、そして市民の皆さんの福利厚生に寄与するということから決めさせていただいたわけでございます。その内容については観光経済部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） それでは、質問にお答えします。

土地の広さでございます。1,235.49平米でございます。借地の広さは同じでございます。借地の位置でございますが、北側の駐車場でございます。一部宴会場、それからキュービクルが入っております。それから貸し主については1名でございますが、その1名の方はお亡くなりになられまして相続人といたしまして5名の方がおられます。

それから、評価額でございますが、まずは評価額としまして不動産鑑定額、19年度に不動産鑑定額、それから12年の路線価格というのを入れまして5,658万5,000円、評価額、それから近隣地価額という形ですが、青羽根地区につきまして平成20年の地価、平米当たり5万3,500円でございます。これはちょうど青羽根の中心になりますか、その路線価格という形になるかと思えます。

購入の必要性につきましては、市長が申し上げたとおり購入以前の問題で、要するに返すのかそれとも継続してお借りするのか、それとも第三者に譲渡して、その第三者の方からお借りするのかというような手法5つございまして、その中で比較検討、それからこの湯の国会館の必要性等々を検証した結果、やっぱり買うことが一番安上がりだろうと、一番有効的だろうということで結論を出しております。

経緯につきましては、18年度に契約をいたしました後、相続という中で地主の方が購入を希望したいということで申し出がありました。相続の土地が余りないものですから、現金にしたいということで申し出がありました。市で買ってくれない場合は第三者譲渡も考えたいというようなお話でございました。18年の中ごろから昨年度19年度、20年度と地主の方とお

話をしてまいったものでございます。本年7月4,200万円ということで了解を得た状況でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

12番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

この湯の国会館の土地というのは貸し主は全体では1人しかいなかったということですね。最初の説明だと3人ぐらいいたということではないかと思ったんだけど、まだまだ3回でやるんだから言わせてもらいますよ。

それから、最初の説明だと300坪ぐらいかなと、この4,200坪の広さというのは300坪ぐらいなのかなというふうに理解していたんだけど、そうではないんですね、400坪ぐらいあるということなのかな。要は条件を正しく知りたいんですよ、私は。

この湯の国会館ね、部長さん説明では将来性があるようなことをおっしゃっていましたよね。私はこの会館も将来性がないと見ているんですよ。たまたま20年度はふえたかもしれないけれども、ずっと見ると利用者が減少傾向にあるのではないですか。そこを4,200万円かけて購入したいというんですから、やはりきちっと傾向も知りたい。

それと、18年度に今のお話ですと契約したんですか。契約は何年契約だったのか、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 購入予定地は1,235平米、約374.4坪でございます。全体は4,221.51平米でございます。借り主といたしますか、人数は4名でございます。

それから面積はよろしいですね。それから湯の国会館でございますが、利用人数については激減というような状況ではございませんで、天気によって多少はありますが、その中で利用されている方々の約半分が市民であるという中で、非常に有効で市民が利用されている施設ではないかなというような中で、営業中止ということに関しては非常に問題があるのではないかという結論を出しております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森良雄議員。

12番（森 良雄君） やはり正確に言うと374坪の土地が4,200万ということですね。契約について聞いていないね。18年度から何年契約でこれ借りているのか教えてください。まだありますよ。

それからね、例えばここ本当に平米5,350円というから坪単価は1万6,000円ぐらいになるのかなと思うんだけど、実質ね……

〔発言する人あり〕

12番（森 良雄君） 平米ではなくて坪ですか。坪5万3,000円、平米でしょう。平米

5,350円ではないの。

〔「評価額」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) そうすると評価額幾らになるんですか、もう一回聞きますよ。私の言いたいことはね、374坪ということが正しいんでしょう。なぜこれが4,200万なんだと。ただこれ本立野で105坪で建物つきで1,180万なんだね。本立野とここは何というんですか、青羽根ですか、もうちょっと安くなってもいいんじゃないかという考えなんですけれども……

〔「坪11万だよ」と言う人あり〕

12番(森 良雄君) 坪11万でもいいですよ、私の言いたいことは、ここからわずか3キロぐらいの上船原がゼロ円で売っているんだから、我が伊豆市は。全然高過ぎると。

それとね、4人も地主さんがいるんだよ、ここね。1人にこれ売ったら次から次へと買わざるを得なくなりますよ。そういうことも考えているのかどうなのか、伺いたいです。

議長(飯田宣夫君) 市長。

市長(菊地 豊君) 先ほど部長のほうから答弁申し上げましたように評価額を5,600万円、そこを過去の経緯でありますとか、算定方法は正確にもし御下問であればご説明はもう当然申し上げますけれども、現在の評価額より低い4,200万円でその地主さんと調整がついたわけでございます。これを解体撤去、下にちょっとタンクとかもあるものですから、試算しますと解体撤去してもとに地主さんにお返しするだけで4,500万程度かかるわけです。そしてここは食堂は赤字なんですけど、おふろのほうはほとんどずっと黒字で来て、当初の11万より下がってはいるけれども、しかしこの状況の中で大変評判もいいし7万以上のお客様の中で半分ぐらいが外の方、半分ぐらいが市内いるんなところからお使いになっていて、温泉の質も非常にいいということで、全体を総合的に検討した結果、これは存続させるほうが効果的であり効率的でもあると、このように判断をしたわけです。

当然、その地主さんほかにもいらっしゃいますから、ではみんな同時にうちもと言われたらどうかということも、当然考えたわけでございますけれども、現時点でほかの地主さんから一緒に買って欲しいというようなこともないわけで、まずはご要望の強かったご1名の方とこのような契約を結ばせていただきたいということでございます。

議長(飯田宣夫君) これで森良雄議員の質疑を終わります。

続いて、議案第76号について、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番(稲葉紀男君) 3番、稲葉紀男です。

発言通告書に従いまして、平成21年度第3回伊豆市議会定例議会議案第76号、8款6項5の1、13の40修善寺駅周辺整備計画作成業務委託料1,300万円について質疑いたします。

質疑1です。業務委託の内容について詳しい説明をお願いいたします。

質疑2、本計画に関して合併交付金を含め今まで幾ら費用をかけていますか。これは先ほど森議員の質問にもありまして8,850万ということですが、これはいつからの費用なんです

ようか。平成17年度からで伊豆市になってからとしますと6,220万という数字を調べてありますが、その差はどこから出てきたものですか、お答えください。

質疑の3です。本事業計画の進め方についてでございます。本事業計画は最初は駅周辺の商店街を中心とした活性化を目的に議会でも議論された後スタートしたものだと思えます。それがいつの間にか、駅周辺整備事業に伴う駅施設の改修建てかえを中心とした事業に変更され、その整備を行う過程で問題となる点を、あるときは調査設計、またあるときは計画検証業務委託として次々と一般会計予算の中で上げられているものです。今回もその一つですか。このやり方はこれからも続きますか。一般会計の議案でたとえ本件に関して疑問や反対の考えを持っていても、一括上程の議案としては、他の案件のことを考えると全体を反対するわけにもいかず、賛成せざるを得ないこともあります。

そもそも合併時の第1次伊豆市総合計画の主要事業、これは計画であり決して決定したものではないと考えますが、この名のもとに全体で17億円、市の負担としても4億円近くもかけるこの事業とした変更の理由や計画自体の必要性、有用性、将来についての市民への十分な説明や議会での議論合意のないまま、あたかも決定事項のごとくなし崩し的に既成事実として具体的な細部に関する項目まで検討を進めているように思われます。

また一方では、見積もりをとるために多額の費用をかけるようなことをしているように思えてなりません。この進め方に疑問や心配を抱かざるを得ません。これでよいのですか。

以上で質疑を終わります。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議員ご指摘のところ問題点は私も多々感じているところでございます。私が市長になった時点で、昨年4月までにかかなりの多額の調査費を計上しておりまして、私はその内容をどういう使われ方をしたかは承知をしていないんですが、その上で改めて修善寺駅周辺は整備すべきなのか、このままにすべきなのかということも、私自身で考えてみました。将来のこの日本全体が人口減少する中で、伊豆はどうなるのか、どうすることができるのかを考えたときに、スポーツ施設でも伊豆市の優位性というものを考えたんですが、伊豆半島の中で伊豆市の比較優位性を考えたときに、南の方からは翠眉の的である電車があるわけですね、鉄道を我々は持っている、2つも駅を持っている。それを使わない、活用しないで伊豆の将来というのはどうしても私には絵が描けない、これは修善寺駅だけではなくて、同じまちづくり交付金をつかえるか使えないかはちょっとまだ詳細詰めていないんですが、当然牧之郷駅も含めて駅の使い方、つまり鉄道の使い方というものを考えたときに、使わないということは考えにくい。それから将来これだけCO₂削減が叫ばれている中で、駅の付加価値をつけないということは道路に依存するということになる。そうすると将来本当にそれでよいのだろうか。これ推計で正確にはわからないんですが、およそ5,000人程度

の伊豆市民が車を使って三島方向に通勤されているようです。少しでもその方たちがやはり電車通勤を併用していただくことで通勤負担も小さくなるだろうし、環境にもよくなるだろうし。あるいは陸の玄関口である修善寺駅が使い勝手がよくて心地よいもの、伊豆らしいものということで、それだけで来るとは思いませんけれども、やはり観光の皆さんにとっても使い勝手のよい駅にすることも意味があるだろうというようなことを考えまして、これはぜひこの事業を継続をさせていただきたいと、こういうように考えたわけでございます。

全体像を私として、市長としてまだご説明できなくて恐縮なんですけど、私は伊豆半島北部にあるような大型のショッピングセンターではなくて、この伊豆箱根鉄道沿線で修善寺にしかつけないような魅力のある商店街の集まりというような、他にはないようなまちづくりというものを、この駅整備が終わった後に着手をしていきたいと思っているところでございます。具体的な御下問の費用、計画については建設部長より説明をいたします。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） それでは、質疑の1番の業務委託の内容について申し上げます。

修善寺駅周辺整備事業につきましては、現在の基本構想に基づきまして23年度からの工事化を目指し、鉄道施設や駅なか広場の整備に要する費用を事業者となる市が全額負担することとなります。この作業におきましては、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱というのがございまして、従来からは大変この基準が厳しくなってきました。運用の厳しさが指導されることとなりまして、既存鉄道施設分の償却分の算出が余儀なくされたことによりまして、その既存施設の調査費用、これを400万円を追加するものでございます。また、900万円につきましては平成23年度工事着工に向けまして、来年度予定した実施設計について県との協議によりまして今年度の国への追加要望によりまして、実施設計費用をまちづくり交付金対象として進めるよう指導がございました。伊豆市としても、来年度予定する実施設計費用約7,000万円を国庫補助対象にさせていただくため、その採択条件として必須である実施設計と並行して進める予定であった基本設計の変更作業、それから都市再生整備計画作成費用についてこのたび補正予算で予定を前倒ししてお願いするものでございます。

質疑の2番目の本計画に関して現在までの費用ということでございます。

修善寺駅周辺整備に係る費用につきましては、平成15年より平成20年度決算まで5,850万7,500円、平成15年、16年と合併前、それと合併直後、ここで市街地活性化基本計画のもとで周辺整備基本構想を検討業務ということで、基本構想図作成業務等を行ってまいりました。それから、平成21年度当初予算といたしまして2,575万円、これを合わせますと8,845万7,500円の費用がかけられているということがいえます。

質疑3の本計画の進め方についての説明でございますけれども、商店街の活性化事業から始まりました駅周辺整備事業につきましては、市民組織による修善寺駅前まちづくり会議及び行政組織による検討委員会により基本構想が策定されました。この基本構想をもとにいたしまして、駅周辺の活性化についての大きな課題であります南北の一体化と駅前渋滞解消、

このためにロータリーの拡幅について地権者であります伊豆箱根鉄道、ロータリーはすべて伊豆箱根鉄道でございますので、この地権者と協議を重ね、駅前広場の設置についての基本協定を本年度8月に締結いたしました。現在はこの基本協定に基づきまして、鉄道施設の改修などを含む駅なか広場の基本設計を伊豆箱根に委託しております。今回補正をお願いする1,300万円ですが、伊豆箱根鉄道との基本協定の締結により事業実施が可能となりましたので、平成22年度事業新規採択に向けて必要となる駅北広場の構造物や交差点の基本設計、事業認可用の書類、資料の作成のためのものがございます。

今後につきましては、基本設計をもとに利用者検討委員会や静岡県警察との公安委員会等の関係機関との協議を経て、実施設計に移り工事実施となります。工事につきましては、23年度から26年度を一応予定をしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） まさしくそこなんですよね。やっぱりこうなると次から次へと、まず本当に市民の要望に基づいたものであるとかいう点が1点と、今ことし8月にその基本計画部分の、ことし8月ではなくて、もうもっと以前にみんなの合意があって、そして議会のここでの議論があって、そしてこういう具体的な問題に入るとというのが普通の手続きではないかと思えます。もし仮に市民の合意やあるいは議会での合意が得られないとしたら、今までの費用は全く無駄になってしまうというおそれもあるのではないのでしょうか、その点が質問の1です。

それからもう一つ、今のことでは、当初の計画を変更した理由についてもう一つはっきりしたことが、いわゆるまちづくりを計画の主体にしたということから、駅のほうにもシフトした。それには駅の周りをつかうからというような説明だと思えますけれども、何か私にはどちらが先、中心が動いてしまったというような気がしてなりません。

それから最後ですけれども、この点に関してはもちろん確認ですが、この点に関しては伊豆箱根株式会社あるいは東海バス株式会社は、再度のこの合意の形成はどのようになっているのでしょうか。せっかく詰めても最後になって、いや今の伊豆箱根サイドあるいは東海のサイドで問題が生じるというようなことがあるのではないかとというようなことを懸念いたします。その点についてお答え願います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、後者のほうの伊豆箱根さんとの合意形成、これはもう実務レベルで随分当然調整をしております。経営者レベルから実務者レベルまで。したがって、先ほどちょっと予算のところございましたけれども、もう償却分をどう見るかぐらいのもう具体的などころまで進んでいる状況ですので、大きな方針で伊豆市と伊豆箱根鉄道さんの間

で意思の不疎通があるということは、私は現在心配してはおりません。

一番大事なところなんです。私も就任前ですので伝え聞くところに、報告を受けたところによるとということなんです。当初は、北側のずっとちょっと駅の中心部から北側にずれたところに南北通路をつくらうとしたことのように、それで進んでいたところがむしろまた地元の皆さんから反対があって、計画が頓挫したやに聞いております。そのほかにいろんな理由があったんだろうと思いますけれども、ただ市民の皆さんに伺いますとやはり修善寺駅というのは、これをなくすわけにはいかないし、南北通路は絶対に必要であるし、南北通路はやはり改札口の横がいいし、そして駅の北側に通路ができれば1分圏内にショッピングストアとゼロ歳児から預かっただけの保育園と、それから小児科とそろっているわけで、伊豆の将来を考えたときに、この地域というものを使わない手はないというように考えていますし、また市の土地ではございませんけれども、駅周辺には民間の駐車場がちょっと点にはしているんですけれども、まだございますので、それをうまく活用させていただければ、市民の皆さんから非常にニーズが高い駅に隣接した駐車場というのも確保できるというふうに見込んでいます。

なお、この冬にことしの21年の冬に、駅周辺整備に関してまず地元の修善寺の方々の過去の作業に関係した方々への説明会、それから駅前柏久保区の皆さんに対する説明会、それから生きいきプラザで市民を対象にした説明会を行いました。もう少し、市全域からお集まりいただいてご意見があるかと思ったんですが、そこはちょっと見込んでいたほどはお集まりいただけなかったんですけれども、その中でこれは費用がかかり過ぎる、効果がないからやめるべきだという声は私の記憶ではなく、少しご懸念があったのは合併特例債をどのくらい使うのか、あるいは伊豆箱根の負担はどのくらいになるかという、財政に関するご質問、ご懸念はありましたけれども、この事業そのものはほとんどの方がぜひ進めていただきたいというようなご意向であったと記憶しております。もちろんこれから進めるに当たり、議会の皆さんともこれから具体化してまいりますので、またいろんなご意見とかご指摘があれば、真摯にそれは議会の皆さんとはお話をさせていただきたいと思っております。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 市民の合意形成でございますけれども、私もこの駅周辺整備には余りまだ詳しくないんですけれども、私の知る限りあの駅北土地区画整理事業が始まった折に、やはり修善寺駅を中心とした区画整理事業ということで、駅北広場が建設されました。ですけれども、当時の旧修善寺の方々も駅南の荒廃というものが言われるのと同時に、50年代にヤオハンが進出したと思います。そのときになりまして、あの駅周辺の方々も駅の南北通路というものを非常に要望、熱望された時期もございました。ただしこれには賛成者もありましたり反対者もあったという時代がございました。それから平成14年、15年ぐらいからだったと思います。駅周辺の商工会を中心としました市街地活性化を図ろうというこれは地元のほうの団体で、そういう機運が起こってきたことを承知しております。

そういうことで、確かに市民の合意形成が得られたかという、はっきりしたものとは言い切ることができないかもしれませんが、そういう希望と何ですか、開発の要望があったことは事実だとおもいます。

それから、計画が途中で変わったということなんですけれども、確かにソフト事業からハード事業にかわった面もございます。一方、都市計画マスタープランのほうで修善寺駅前を中心とした道路整備、面的整備というものを一応マスタープラン的なものが合併前にございまして、そのときに修善寺中学校の下を具体的にはトンネルで抜けようかというような話も持ち上がりました。しかしながら、この話は合併以後、非常に建設費がかかるということで断念することになったと聞いております。そういうことで駅周辺のロータリー、それから南北への連絡、駅北側と南側の連絡通路です。それから駅前商店街のどのように整備しようかという、そういう駅周辺に限られてきたと私は理解しております。

それから、議会の合意というお話なんでしょうけれども、やはりこれは議会を通して予算を可決していただきまして、当時もこの予算について議論はあったのではないかと思います。

それから、先ほど市長も申し上げましたけれども、伊豆箱根とか東海、それから農協等の合意形成、これは伊豆箱根、農協とは相当進んでおりますけれども、少し東海はおくれているような状況ではございますけれども、何とかご理解をいただいて進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3番（稲葉紀男君） この件に関してはまだまだ時間をかけてじっくり議論していきたいと思えます。余り詳しいことはきょうは控えます。

1点だけです。この予算のあり方について、立て方について1回目の質問ではしましたけれども、やはりこういう大型の事業を伴う項目、こういうものは一括上程のこういうふうにするのではなくて、やっぱり単独の議案として前の段階から上程するような方式をとれないかと。例えば今までは何でもそうなんですけれども、大きな全体の中で一部はちょっと心配だよ。だけれども、ほかの大きなことを通すためには納得のいかないことも含めて賛成しようということも、バランス感覚の中でそういうことがあります。それも小さい案件についてはいいと思うんですけれども、このような将来にわたって大型な投資をすること、そういう事業については前の段階からやっぱり一つ一つの案件で審議しないと、このように知らない間に前へ進んでいく。いや、それは皆さんも前の議会です承されたことですよという、既成事実の積み上げの中でどんどん外堀、内堀を埋めるように進行してしまう。さあ気がついたらということもあり得ますもので、ぜひそういう上程の仕方を検討願いたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私が市長になってからも、特にこの半年ぐらいは相当水道のほうに集

中していたものですから、この件で地区説明会や市民の皆さんとの意見交流というのはしてこなかったんですが、年当初から春先にかけては、いろんなご意見を聞くような機会も設けましたし、あるいは議会の皆さんにも説明申し上げたと思うんですが、知らぬ間にいつの間にかということはないかと思っておりますし、また過去頓挫したことはありながらも、先ほど申し上げましたとおり、修善寺駅をこれから活用していかないということはないだろうと。これは修善寺の皆さんの財産ではなくて、修善寺からご承知のとおりずっと三島から商店街がつながって大仁でぱたっと切れているわけです。それで伊豆市に入って全く店が激減してしまう中で、やはり大仁から修善寺にかけて職場をつくることで、湯ヶ島からも土肥からも通える距離に職場ができていくということは、やはり将来のことを考えるときにも必要だし有効なんだろうと思うんです。

ですから、その今あり方をこれから過去の使い方は、確かに私自身も8,800関係の巨額だと思うんですが、そこはすみません、特に合併前後以前の支出については承知していませんので、何とも申し上げられないんですが、少なくともこれ以降支出する部分については、当然中身も精査し、真に効果的な使い方をさせていただきますので、それはまた予算のときにその予算から切り離してこれだけの予算というのは、多分私は議案の出し方として難しいのではないかと思いますので、この事業として事業を議案として皆さんと意見をさせていただくということは、そういったことが環境が整えばぜひやっていただきたいと。

議長（飯田宣夫君） これで稲葉紀男議員の質疑を終わります。

続いて、議案第76号について、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第76号について質問いたします。1点です。

観光施設管理整備事業、その中の吉奈船原遊歩道整備というのがありますけれども、目的は何でしょうか。つまり歩道を利用してその遊歩道を利用している人がいるが、何らかの必要があるのかどうかということ、ちょっと実態が見えませんがお願いしたい。もう一点は補正予算に上げる必要性という。何が聞きたいかということ、通常当初予算で組むわけです。補正予算ということは早くやりたいから、来年よりも早くやりたいからというような意味合いが込められているのかなと思いますので、その2つについてお尋ねします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 観光経済部長からお答えをさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 観光施設管理整備事業の件です。

本事業は、延長2,040メートル、伐採工事、それから遊歩道が700メートルの歩道、合計307万9,000円で実施するものでございます。吉奈船原遊歩道は旧来からあった地域の作業道

を利用いたしまして、天城湯ヶ島長時代に整備されまして、船原温泉と吉奈温泉、それから月ヶ瀬の梅園、これを結ぶ遊歩道で、多目的に利用していたわけでございます。このたび国の緊急雇用創出事業を受けまして、雇用の創出の機会を増大するために本補正で上げさせていただきます。整備を計画しました地域の資源であります山林への立ち入り、それからシイタケ原木林栽培等の作業道等も進めるものでございます。

なお、7月に温泉旅館組合より要望書が提出されておりまして、船原温泉、吉奈温泉、そして月ヶ瀬梅園が等間隔に三角形に位置しているものでございます。その中で楽々お散歩コースということで一つ計画を加え、現実のものにしていきたいということで要望書があります。かつては、天城ふるさと広場に大勢の平塚の子供たちが見えられまして、遊歩道というんですかハイキングコースとして使用していたものでございまして、今ならば伐採工事、それから多少の整備で済むといったような状況でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 1つは、国のほうから緊急雇用として配分というかね、予算がおりてきたからそこでやりたいということで、補正で来年では困っちゃうということですね。どこかで使わなくちゃならない。そこはわかったんですが、当初の説明ですとね、森林組合委託ということなんですが、緊急雇用対策というのはもう詳しく言いませんけれども、あくまでも緊急雇用なんです。今ある仕事を持っている人からさらにお仕事をふやしますというのではなくて、雇用をふやすという意味合いかなと、私はそういうふうにとらえているんですが。そうすると、森林組合に委託するとなると、そこを森林組合が何ていうのかな、今まで例えば職のない方というのを雇用するという条件で委託しようとしているのか、お願いしたいんです。そのあたりがよくわからない。

それからもう一点は、よくわからなかったもので、つい先日担当職員にちょっと連れて行ってもらいました。正直言ってね。ずっと歩いてきたんですが、ああこういう状況かなというのがわかったんですが、そのときに今部長がお話なされたように、平塚と提携したときに平塚の天城山荘からずっと山道を通って月ヶ瀬の梅林まで行っていたとか、吉奈へ抜けていくとかいうことで、こういうように利用していたんですよという話があったんですが、2つ目にお尋ねしたいのは、そういう旅館組合ですか、観光協会のほうからそういうコースを整備してほしいということで出たということはわかりましたけれども、大事なことは今まで何も利用していないですよ、基本的にはね。要は作業道的な形、シイタケやっている。そうすると、今度これだけのいわゆる歩きやすいような環境をつくっていく、枝打ちやったりとかね、そんなに大きな作業ではないのかなと私は思ったんですが、そうするとここを利用するというようなことがただ字面ではなくてね、具体的に整備しましたけれども、また人が来ませんということになると、何のためにやるか。また草ぼうぼうになっちゃう。草ぼうぼうではないですね、枝がたわんではうというようなことで、あくまでもどれだけこの整備をし

たことによって利用する人がふえるのかということが大事だと思っているんですね。

そのあたりの計画、将来ですから見えませんが、当然のことです。あしたから始まるものでね、未来というのは。その辺はどのようにお考えですか、これすごく大事なところなんですよ、そこは。わかりますか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 後ろのほうを私からご説明申し上げます。

確かに、今湯ヶ島温泉関係者でその散策路を、いろんなところの散策路をつくるという計画があって、これはもう少しまとめると皆さんにもご説明しやすいんですが、ただこの船原から吉奈、月ヶ瀬にかけてはぜひ応援したいと思っていますのは、まず当事者からなんですね、動きが。ご承知のとおり、月ヶ瀬の梅林もまず地元の皆さんが草刈りから始めて、そして県のご支援をいただき、あそこまでにつくり上げられて、県の関係者とも話をして非常に支援のしやすい、地元主導型の事業であると。今回も船原温泉に今2軒旅館さんがあるんですが、1軒は船原小学校の跡地のところをカワニナをとっていたところの、あの奥にみずから炭焼き小屋をつくられて、それでその旅館さんのお客様の散策路になっているんだそうです。そんなことをご自分でやりながら行政の少し助けもいただきたいということで、もう一軒の旅館さんのほうも天然のアユを使われた創作というんですか、新しい料理を随分工夫をされて、アユ釣りではなくてアユの料理のメッカにしたいということで、やはりそれなりのご努力をされていて、そのようなまず第一当事者の皆さんの工夫と努力の延長線上に、これが月ヶ瀬と船原を結ぶ新しい、新しいというか遊歩道の再現ということで、私はぜひ応援をさせていただきたいと、こう思っています。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 雇用創出という中で、ハローワークのほうにも雇用者の検討をしてみいました。ただ工事の内容といいですか、委託の内容につきまして少し木を切ったりという中で、のり面の土どめあたりも木を使ってやりたいというよう計画がございまして、森林組合が適当ではないかというふうな計画をしております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 最後の、ちょっと考え方を聞かせてください。

繰り返しますけれども、緊急雇用というのはあくまで緊急雇用なんですね。今働いている人がどうのこうのと、さらにプラスアルファしてやるんですよということではないですね。これ今聞きますと、いわゆる森林組合がだめというのではないですよ。森林組合で働いている人たちにさらにここにいわゆる300何万を出してやっていただくことでの緊急雇用というふうになるんですか、その考え方をちょっと聞かせていただきますか。森林組合へ出す、今言った土どめをやるとかなんとかというのはわかりますよ。普通の職安に来た人が、

さあやいなさいとできない状況というのはある面ではわかるんですけども、その辺はどうですか。例えば枝を打つとかね、若者がどうのこうのではないんだけど、その専門的な分野を森林組合でやるんだけれども、森林組合としてやっぱり今就職先に困っている人とかが等々を雇うという、そういう間口を広げていくというようなところでの委託契約をしようとしているのか、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 議員おっしゃるとおり、森林組合がその方々の雇用ができればいいかなというふうには考えておりますが、なるべくそういう方をちょっと募集していただきたいというふうなことも同時に考えております。またこれだけではなくて、4月に議決されました事業につきましても種々ありますので、森林組合がお手伝いできるものもあるかと思えます。そういう中で雇用の拡大ができれば最良かと思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで、木村建一議員の質疑を終了します。

続いて、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質問いたします。

ただいま木村議員からの質問、これと同様のものになりますが、私は私なりに質疑をしたいと思えますのでよろしくをお願いします。

この吉奈船原遊歩道整備事業委託、この目的と採択根拠ということで今少し説明がありましたが、少し角度を変えてまた再質問したいと思いますので、こういうところからスタートさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 後ほど具体的なことは観光経済部長からまたお答えをさせますけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、観光協会天城支部ではまだきれいに製本されていないんですけども、湯ヶ島の生き残り策として、やはり快適な散策路を整備していこうということで幾つかの湯道だけではなくて、幾つかの散策路というものを今念頭に置いておられます。その中の1カ所として、当時関係の皆さんが既に草刈り機で刈り払いをやったり、ダニに食われてここはダニが多いとか、ここは蛇がいるとかいうことの延長線上でちょっと足りないところは行政側からお願いしたいということで、全体としては湯ヶ島に少しでも、あの地区に少しでも快適に時間を過ごすお客様に来ていただきたいというようなことで、その一環としてこの事業を市と一緒に考えてきたということでございます。

少し詳細について、もしありましたら観光経済部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木誠之助君） 特に遊歩道を設置して皆さんに使っていただくのが本当にベターな方法だと思っております。また月ヶ瀬梅園につきましては、梅びとの郷ということで大変整備が進みます。来年度も整備が進みますので、船原側からそこに行けるような中で、天城といいますか下田街道沿いではなくて、国道沿いからも誘客が図れるといった点で、少し歩きますがその中にまた修景の木を植えながら、遊歩道として管理するには有効な手だてではないかなというふうに考えております。

議長（飯田宣夫君） 再質疑。

三須議員。

19番（三須重治君） 再質問をお願いします。

最後の臨時会で議決しました活性化であるとか、こちらに対する臨時交付金が出たわけですが、その中でもやはり産業に対しても非常に偏った予算の出動の仕方で偏っていると、私もそういうふうに非常に感じていました。大きくスポーツを利用した観光あるいはいろんな事業も非常に予算の大半が観光に結びついている事業だったと思います。ですからそこはまだ本当に事業着手にはいかない、この間ただ可決したばかりにやはりきょう午前中の質疑のようなあったわけですが、やはり森林に対する手のかけ方がおけているといったこととか、水田の遊休農地の有効利用もまだまだとても図られていないとか、そちらに対して、幾ら観光立市でありながらも、余りにもやはりちょっと偏り過ぎているのではないかと。それはこれらも非常にここに上げるほど最優先に上げてくるほど効果が見込まれると、また利用者も非常に期待できると、多いというようなものがここで明らかに目に見えているものであったら、やはしそういう投資は私も別にやぶさかではありませんけれども、今まで聞いていると平塚と姉妹都市提携をやっているときには有効に利用されていたんだと。しかし今荒れているということは、それ以降は利用されないから荒れてきているんだと思うんですね。

だから、それなりにシイタケ林道とか、何かほかのそういう山の事業にも利用できるというようなこともありました。今シイタケ屋さんなんか山を買って自分たちの作業道というのは自分でつくりますよね。市が作業道をつくるなんていうケースは全くないではないですか。それはちょっと僕もとってつけたような説明だなとしか受けとめられないわけですが、その辺のバランスというか、もう少しお金の予算の立て方がもう少し公平性があってもいいのではないかと、そんなふうに感じますけれども、その点のところはどんなふうに説明していただけるか、お願いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 当然、公平公正、透明性というのは行政にとって一番大事なことなんです。同時期に全部に公平にということはむしろ私は非効率だと思うんです。潤沢な財力

があればどこにでも厚くできるんですが、今はやはり資源が極限される場合には、選択と集中で、ある時期にはどこに出すのか、次にはどこに出すのか、これがやはり合併した目的の一つだと思うんです。旧4町であれば全体として同じ金額でも全部ルーティーンしかできない。しかし、4つが市になったことによって、当然しばらく置かれるところもあるけれども、優先順位の高いところに集中をして、より大きな投資ができるということが合併の大きな目的の一つだったと思いますので、全体としては中伊豆から冷川沢口から小下田小峰まで、私は全体を考えて、そして優先順位を考えてやっているつもりでありますし、地域の偏在性というのはたびたび指摘されるんですが、先ほども申し上げましたとおり、修善寺駅では10億、最終的にはひょっとしたら20億近くなるかもしれません。牧之郷くらいまで合わせて、それから修善寺温泉場の整備も、それから議員の下の北又のところの農道も橋梁も今実際に着手しているわけですし、私としてはいろんなところをバランスよく考えているつもりでございます。

ただ今回の件については、夏に大変厳しく皆さんからご指摘いただいた天城の観光事業者というのは自分たちでやっているのかということの、ある意味ゼロからの反省、教訓の中で、自分たちでどうやってお客様に喜んでいただくのかということで、やはりあの自然の中で散策をしていただくことだろうということで、当事者の皆さんも自分でできることも当然されていますし。

ただ今回は、先ほど部長からありましたけれども、本当は森林組合がどなたか職がない方をちゃんと1人確保していただけたらいいんですが、それがあがるべき姿なんです、雇用も含めてこのような事業をさせていただきたいと、こう考えているわけです。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 私の言っているのは地域の偏りではなくて産業の偏りだと、それほど優先順位が高いものだったら、なぜその5億1,200万円のその事業のときに採択しなかったのかと。補正でやる必要は何もないと思いますけれども、そのときに入れればいいと思うし。それと先ほどの最初の、先ほどの木村議員の答弁に対して、2つの旅館さんの要望、それらもあったんだという、やはりそういうことで予算の使い方をしていいのかなと。災害のときに個人の裏山が崩れたと、災害ですら個人の財産に対しては応援できないというようなものがありますよね。そこのところが2つの旅館の要望だったんだという、その理由で採択するというのはいかなものかと思いますが、その辺の存念を伺います。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は2つの旅館からの要望ということではなくて、船原温泉にある2つの旅館さんも、先ほど紹介申し上げましたように頑張っていると。何も2つの旅館から要望があったわけではなくて、あそこは船原と月ヶ瀬を結ぶ観光資源、要するに観光のインフラストラクチャーだと判断して、こういう事業をやっているわけですし、またその、確かに

私もつきょうもさつきから職員から余り農業、農業と言わないでくれと、ほかのところから怒られているということがあったんですが、これも私も当初申し上げましたとおり、トップセールスというのは特産と観光だけではないと申し上げているんです。

それで、メーカーさんも市長としてできることはぜひ応援したいと。ただ伊豆市内のメーカーさん、非常に100%下請が多いものですから、なかなか行政として支えるものが。その中で普遍的な、どこにでもお売りすることができる商品については、みずから売って、売ってというか紹介に上がっているところもあるし、市内で今使おうとしているものもあるわけです。ただ残念ながらこれは全体のパイの中で非常に小さい。あるいは今商業を、つまり市内の小売店さんを応援するために商品券もやってきたわけです。

ですから、観光に別に100%集中しているわけではなく、ほかの産業も当然意識して応援申し上げているわけですが、今回の件については確かに来年度の当初でもいいんですけども、ただ担当がここまで準備してくれたものをこれを半年待たせることはないのではないかと、こう判断し計上させていただいているわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で三須重治議員の質疑を終了します。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第83号までの8件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとります。

10分間、3時10分ということをお願いします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

議案第84号～議案第95号の質疑、委員会付託

議長（飯田宣夫君） 日程第24、議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてから日程第35、議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、議案第88号、議案第93号、議案第94号の3議案について一括して、1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 1番、鈴木初司です。

発言通告書に従い質疑をいたします。

初めに、第3回伊豆市議会定例会議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について、195ページになります。3点お願いします。

1つ目が、修善寺老人憩の家は、当初どのような構想と事業目的があって建築されたのか、説明を求めます。

2つ目に、費用対効果の説明を求めます。

3つ目に、市内の入浴施設また60歳以上の費用負担状況の説明を求めます。

第3回伊豆市議会定例会議案第93号、議案第94号、伊豆市給水条例の一部改正について、伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてを質疑いたします。

伊豆市水道事業条例改正（平成20年12月24日条例第34号趣旨第1条）この条例は地方公営企業法の規定に基づき、伊豆市の経営する水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。上記を大前提に質疑します。また、先ほど閲覧をしてきましたけれども、1,201名の皆様の意見を私は重くとらえたいと思います。

1番目、上水道の統合について、現在料金体系が7地区に分けられています。修善寺地区6,517棟、中伊豆地区2,959棟、天城地区2,107棟、土肥1,824棟、小土肥225棟、土肥新田56棟、飲料水供給施設77棟、伊豆市第1次総合計画2006から2015年では3地区の上水道の統合と土肥地区の統合をしてからと答申されている。多くの先輩の方々からの最良の知恵を絞って答申されています。「人あったか まちいきいき 自然つやつや」がモットーです。なぜ答申のとおり統合しないのか、説明を求めます。

2つ目に、今までの料金体系を完全2部制に改定する理由について質問します。

今までの料金体系は昭和27年当時、約半世紀以上にわたり基本料金プラス基本水量プラス超過使用水量料分で条例にのっとって水道事業、清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること。常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという大原則が法に示されています。今までの料金体系では何か法的に不都合な点がありますか。また完全2部料金制基本料金と水道料金を提案したのか、説明を求めます。

3つ目です。上水道公共料金の値上げについてでございます。

先ほど述べたように、現在7つの料金体制があります。条例になり1立米32円、ここから条例があります57円、84円、89円、126円です。改正案では1立米95円です。6つの地域は大幅値上げです。1地区は料金体系案が変わるので、生活用水といわれる40立米までの使用の方が値上がりになります。そもそもなぜ今値上げなのですか、説明を求めます。

大きい4つ目です。建設改良費についてお伺いいたします。

前回当局が提出いただいた書類では、5年間で17億5,000万、今回議案の説明では5年間で下水道関連工事費を入れなければ14億8,000万です。莫大な工事資金の調達方法の説明を求めます。

大きい5つ目です。企業債についてでございます。

今まで水道事業で、当年度までの未償還残高がある4地区別の発行総額と未償還残高についての説明と経常収支の概算の支出、営業外費用、支払利息及び企業債取り扱い諸費用、企業債利息、これはすみません、22年から26年までが3億1,965万5,000円の内訳についてと6億1,457万9,000円、企業債償還金、これも22年から26年間の説明を求めます。

最後、上水道給水料金等改正案で、給水人口、給水戸数、年間配水量について説明を求めますということでございますが、これはきのう議長にお願いしたように、私が前回の一般質問の中で返答をもらっていなかったものですから、あえてここに書かせていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、老人憩の家につきましては、後ほど健康福祉部長から説明をさせます。

水道の件ですけれども、まずどうして総合計画にある3地区と土肥からやらないのかということなんですが、これは合併協議の中にはご承知のとおり、なるべく速やかに統合する。そして総合計画の中では3つと土肥というように、この次には実は国の基準でハードをつなげなければ水道料金の統一ができないというところで、18年ですか法律改正があったんです。それで今は料金体系をハードの接続とは別に統一できるというようなことになっておりますので、こちらのほうをとらせていただいているわけです。

それで、2部料金制につきましては、これは私はどちらがよくてどちらが悪いかということではなくて、どちらを採用するかのことだと思っております。私どもとしては設備投資のほうは基本料金でいただき、水はほかの商品と同じように、これをほかの商品と同じようにと考えるか基本水量が必要だと考えるか、それは私は考え方ではないか。やはり基本水量をやると使わない方にとっては責任水量として未使用のものをお支払いいただくわけですから、この考え方は私は一定の合理性があるんだろうと考えております。

そしてまた、なぜ今値上げなのかということなんですが、まさにそこでして、やはり嫌なんです、正直言って。値上げなんていうのは人気もないし怒られるし、なかなかやろうとすることは難しい。したがって、それを抑えるためにやはり設備投資ができない。その結果、今ある地区にはこの5年間の総額の本当半分以上の設備投資を今しなければいけないわけです。ですから、あるいは統一という作業も正直いってこれは政治的には大変嫌な作業で、やはり一番瞬時にやらなければいけなかった。私はその厳しいところをやっぱりこれ以上避けても後ろのほうに精神的、経済的負担が残るだけですので、やはり今1年検討させていただいて、いろんなその料金水準のところでのいろんなご意見、ご批判はあろうかと思っておりますけれども、やはり今必要な事業はやり、後ろに憂いを残さない、ここでしっかり合併のスタート

地点に立つということをご理解をいただきたいと思います。

企業債について等は、後ほど建設部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 先に、健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 3点ほど、憩いの家の関係でご質問いただいております。

まず、1点目の修善寺老人憩の家は当初どのような構想を云々でございますが、条例の設置目的にありますとおり、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、49年3月に旧修善寺町で建設がされたものでございます。

2点目の費用対効果でございますけれども、議員ご承知のとおり、当施設の維持管理費は過去3年間の平均で年に680万円ほどを要しております。当然この財源はすべて市民の皆さんの税金で賄われているということです。ご質問のこの施設の設置及び維持管理等に対する効果についてでございますが、議員ご承知のとおり、この施設はさまざまな高齢者が利用し、またそれぞれ生活環境や健康状態などが違うことなどから、この効果を説明することは大変無理でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、一般的にはこの温泉施設を利用することにより、介護保険給付費や国民健康保険、また後期高齢者保険の医療費において、ままこの抑止・抑制効果はあるのではないかと考えております。

3点目でございます。さきに議員にご案内してございますとおり、市内には公営3、民営17、合計20の有料の温泉入浴施設がございます。またこれら有料施設における60歳以上の利用者に対する費用負担等の状況でございますが、一番安いところで200円からとなっており、特に高齢者に対しまして無料としている施設はございません。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次に、建設部長。

建設部長（小川正實君） 私のほうから、それでは4番の建設改良費について、それから企業債についてということでお答えをさせていただきます。

建設改良費でございますけれども、この莫大な工事費の調達方法はどういうものかということでございますけれども、一般的には内部留保資金、積立金、これは積立金には減債積立金と建設改良積立金が充てられます。それから企業債、出資金、補助金等がございます。

それから5番の企業債についてということですが、少しちょっとわからない部分があるんですけれども、企業債については今までの企業債は平成20年度決算書の一番後ろに記載してございます。

それで、営業外費用の支払利息と企業債取り扱い諸費ということなんですけれども、支払利息というのはこの企業債の利息でございます。また、平成22年から26年度の支払利息につきましては、要するに前年度までの利息と24年、25年に借り受けた企業債の利息を計上してございます。少なくなっていく分とふえていく分を足してございます。元金の6億1,400万

でございますけれども、これも同じことでございます。

以上でございます。

それから、6番でございますけれども、議員に言われまして、私のほうでちょっとその算定の根拠となるデータというようなふうに解釈してよろしいでしょうか。

まことに申しわけありませんでした。不覚にもちょっと出すのを忘れてしまいました。ただいま申し上げます。給水人口につきましては、平成20年度の決算値3万1,581人で給水戸数として……

〔発言する人あり〕

建設部長（小川正實君） 給水人口が3万1,581人、それから給水戸数が1万1,740戸でございます。有収水量が546万6,700立方メートル、それから平成26年度の推計をいたしまして、平成26年度の給水人口が3万643人、それから給水戸数が1万1,389戸、それから有収水量につきましては536万9,280立方メートルでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 議長、1つずつというか、議案ごとでいいですね。

議長（飯田宣夫君） 88号は88号でありますから。

1番（鈴木初司君） はい、やらせてください。

まず、88号の老人のほうで出させていただきます。

説明のほうは承知はしていますが、当時の目的が老人クラブ等あの趣旨です。教養の向上や市民レクリエーション等の場を供給し、もって高齢者の心身の健康増進を図るということを目的と、老人クラブ等の団体や趣味の会、入浴施設を利用する老人の心身の健康や増進を図られ、友人と過ごすことで閉じこもりや認知症の予防につながると、全くそのとおりだと私は思っています。というのは、都会のほうにですと、やはりこういう施設が多くあります。施設がありなおかつ施設がないところですと、田舎になればなるほど病院があつたり診療所があつたりすると、そこが談話の場になってしまうと。それでどこに集まるかということ、診療所とか病院に集まって、国民健康保険とかそちらのほうに行ってしまうということがあるというのを、ちょっといろんなところで調べた結果、かなりあるという事実がございます、でしたら逆に費用対効果でそちらのほうで、まだ調べてもらうのはいいんですけども、そういう状況になる可能性があるということがあるんであるならば、これから老人の人がふえるわけですから、そういうようなものを求めると。

それで、上白岩、前になぜ上げるかと言ったら、ほかのところも取っているからという説明を言ったときに、白岩の湯というのがありまして200円取っていると。それで小川共同浴場がその横にあって200円だよということであるならば、逆に費用対効果、ここでまちあつたかという大前提の、市長、前から言っているあつたかの気持ちがなきゃいかんというところ

るを考えた場合、逆に60歳以上の方にあつたら白岩も無料券を出して平等にして、そういう人たちのために貢献したほうが、僕はいいと思うんですけども、その辺の見解をちょっとどうでしょう。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 老人に優しい政治でありたいという鈴木議員のその基本姿勢は、私は全くそのとおりだと思ひ同感するんですが、目的がありますそのレクリエーションの場、あるいは老人クラブの場、これはそのままなんです。そういった会するときにはただにできるんです。そのために数字を設けたわけです。それは人数何人の制限はないわけですから、どこかの地区の老人が5人で私たちがこう行って御飯食べたいと言ったら、それは市長としてそれは無料で結構ですということが出来るわけです。それは熊坂の方に限らず中伊豆の方だろうと天城湯ヶ島の方だろうと。ただ変な話、自宅のおふるがわりの方であれば、小川も湯の国会館も400円、200円はお支払いいただいているわけですから、そのような場合には補修費、年間維持費の半分程度を負担いただくことのほうがやはり公平ではないかと。そうすると、他方今議員ご指摘のように、ではこちらもちらもただにすればいいではないかということとは、これはまずやはりそこまで伊豆市の財政で見切れないということと、やはりそれもどうしても地域の偏在、不公平がつきまるとまいて、その金額だけで言うのはちょっと品位がいかげななものかとも思うんですけども、全体として等しく老人クラブの支援ということでは、もう財力を超えて伊豆市は突出して実は補助が多いんです。

したがいまして、その全体としてのお年寄りへの配慮というのは、私は伊豆半島で周辺市町に、これ比較もさせていただいたんですけども、決して負けていないことを市民の皆さんが負担をいただいている中で、このように一部の方が使われるところについては、そのコストの一部をご負担いただくというのはやむを得ないかなということでご理解をいただきたいと思います。

1番（鈴木初司君） 費用対効果のこの国民健康保険等のことがちょっと……

議長（飯田宣夫君） 市民環境部長。

市民環境部長（渡邊玉次君） 国民健康保険の中で前期高齢者、こういった部分ではある程度の影響はあるのかなというふうに思いますが、ただ後期高齢者の場合は実際のところこれはわかりません。これは県のほうのいわゆる広域連合で試算をして、その中での保険料等になってきておるわけでございまして、実際その把握というのは今の段階では後期高齢の制度というのは去年から始まったものですから、ことしの20年度から始まったものですから、その辺の内容はきちっと把握できていないというのが実情でございます。

それで、細かい数値については健康福祉部長が持っているようですので、もしあれでしたらお願いします。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 市民環境部長に振られたものですから、持っているデータの

中で少しご説明をさせていただきたいと思っております。

当部につきましては、介護保険を担当してございます。したがって、一つの見方としますれば介護保険の認定率があるかと思えます。これで少し見てみたわけですが、市の20年度のこの介護認定の認定率は13.4%となっております。そしてこの憩いの家を6月分でございますが、使われている方の地域別をちょっと見てみました。そうしますと、やはりあるその施設の近いところの方が約34%くらい使われておりまして、この地域の方がこの市の認定率と比べていかがかということで見ますと、14.3%ということでコンマ9ポイント高いんです。ということはその人にもよる、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、効果って逆かなということでございます。

それともう一方が、後期高齢者の医療費の状況で20年度の状況で見させていただきました。これはやはり特定の方で、その多く使われている地区の男女6名の医療費の1人当たりということで、まず見させていただきました。1人当たりが71万5,000円の医療費がかかっていると。一方、県の平均で申しわけございませんけれども、県の平均は1人当たり67万4,000円、71万5,000円の67万4,000円です。

それともう一つが、では伊豆市のこの施設がないところの方の17名の1人当たりの医療費、これを見ますと47万6,000円ということで、やはりこの施設のあるところの方のほうが高い医療費になっているんですね。これは本当に作為的にしたわけではなくて、こういうデータもあるということの中で、効果がいかなものかということで、これは大変難しいいろんな要件がございますので一概に言えませんが、そんなところをちょっとご報告させていただければと思っております。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ありがとうございます。

またこの議論、ここで決まるわけではなくて一応どのような形でということでお聞きしたまででございます。いろいろな考え方があって公平感、不公平感ってあると思いますので、それはそのように私はとらえております。ありがとうございました。

では、続きまして、今議会の最大の懸案であると私は考えております水道事業条例のほうの質疑をさせていただきます。1番目というか全部で何回かなんですけれども、平成17年11月28日に第1次伊豆市総合計画というのが、これは合併協の後にやられたものでございます。伊豆市長に対し答申をしております。市議会を代表して3名の市議会議員も策定メンバーに入っております。伊豆市総合計画審議会条例の規定に基づき慎重に検討審議を行い、本計画案は合併後の状況を踏まえ、激しい財政への対応、必要性の高まる市民との協調などの観点からと。それで新総合計画の策定及び推進に当たっては十分尊重されるようにやっていただきたいという文言がきちっと入っております。

それとあと引き続きですけれども、この上から3つ目の上水道の統合についてと、今までの料金体系をなぜ2部制にするのかということと、上水道公共料金の値上げを一挙にやると。

これは半世紀前、半世紀以上2部制で来ていて、料金も一部触っているところがあり、合併から何もやっていなかった。それを実は審議会に答申して、このでかい問題を6億6,000万ありきで6回で処理をしてしまっている。6回の審議会の中で処理をしてしまっているというのが、何かちょっとそんなに軽いものではないんじゃないかなという僕は気がしまして、それでまず料金の関係ですけれども、今の5つ6つある6,517棟89円が修善寺、2,959棟84円が中伊豆、1,824件57円75銭が土肥、湯ヶ島が2,107件の126円、小土肥と土肥新田両方が281件の32円でございます。トータルしますと大體概略で、それを今の料金で普通に払うと88円28銭なんですよね。どこの地域も満遍なく平らにして。88円28銭で今度の95円という案を今のままにやっていきますと5,269万8,800円の利益が出るんですよ。5,260万の利益が出ます、95円でやると。

それでなおかつ、20立米までの基本水量の人たちが今のままの生活用水を守っていける、それでなおかつ先ほど言っている14億8,000万の事業もでき、ここに私資料を持っていますけれども、今までにかかっている先ほど部長言われなかったので言いますけれども、31億4,010万の負債をしていました、今までで。31億4,010万、この内訳が修善寺が15億3,000万、天城が5億6,500万、中伊豆が8億7,750万、土肥が1億6,760万という中で31億4,010万で、今ある負債が22億6,000万です。9億、昭和60年3月から払って終わっているということの中であるわけでございますから、今そのお金を払いながら負債もでき95円でやって基本水量でやれば、先ほど言った5,300万の剰余金も生まれるということであるならば、無理に2つの完全2部制にすることはないということをしていろいろ調べましたら、ここに落とし穴がありました。95円で完全2部制のところにして定減制、定増制って部長ご存じですよね。それをしないからその40立米までの生活用水を使う人が5,500万をさらに払うんですね、これ。

それで1億1,000万の利益を上げるというところですから、一番の負担をさせるというところが生活用水の人にどっと来てトリックなんです、これ。2部制のトリックを使ってそこをしたら。今のままだって5億3,000万あって、明らかに1億1,000万欲しいから2部制にするという、そこに大きなトリックがあったということを私は発見しました。計算すると今そのまま95円でやって全部すれば5,300万の、今は300の赤字ですよ。95円に平均上げて合わせてくれれば5,300万の利益が出るのであるから、無理に2部料金制に持って来なくてもいいはずだと思うんですよ。それを1億1,000万に持っていきたかったら全員の平均を20立米までを今のままにして、あと7円上げる。102円にして今のままのやり方であれば1億1,000万までの利益が出るということであるので、半世紀にもわたってやってきた料金体系はだれに説明しても市民の方わからないですもの。それを前回6月の議会上げなくて説明してくるよと言って説明していないから、今も1,200円、相当湯ヶ島の人が多いですよ、勘定したら。ですから、いきなり2部ではなくて、2部にしてあげたかったら100何円取りますよと言ってやったほうが、それはなぜかという、20立方までの給水量がいいわけですよ、その人たちは、一番生活用水ってそこが守られるのに何でそういうふうにするかというところが私は

わからないので、だからあくまでもきのうの討議から続いていますけれども、1億1,000万にこだわり過ぎていると。

なぜかという、6億6,000万の水道審議会でも6億6,000万ありきだから5回の審議しかしていない。あの審議内容を見ますけれども、なぜそんなにこだわるんだという、そのやり方だけなんで、その辺はどういうふうに考えるか。もろもろ言いましたけれども、ちょっとその辺答えてもらえたいです。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） まず、一番最初のそもそも3地区と1つ、当分2つで2つのシステムではなかったかということなんですが、確かにその総合計画ではまだ先ほど言ったようにハードの接続がないとだめという状況だったので、総合計画では分けたんですが、その後の議論の議会の議事録を見ますと、それはずっと別のシステムということではなくて、あるときに統合させるときの段階的な措置という意味で議論されているんです。あの平成17年度以降の伊豆市の議会では。それで大城市長もそのような答弁をされています。

ですから、2元制、ツーシステムでいくというのはずっと別の料金体系ということではなくて、同じ目標に向かって3町はすぐに統合し、土肥は段階的に上げるということで、総合計画の理解が当時共有されていましたから、伊豆市議会の中では。ですからそのやり方については今のやり方はいずれも踏襲しているんだろうと思います。

それで、審議会は確かに6回なんですけど、軽いということではなくて、これは横で見ている審議会の皆さん本当に、私が1年半見ている中で一番厳しい審議会で、もう何度も何度も自分たちは選挙で当選したわけでもないのに、何でこんな苦しい選択をさせるんだということで、もう大変にご苦労をおかけしました。それで、いろんな議論があった中で1月になって全員賛成ということで、当時の審議会の成案が得られたわけでございまして、その事務局としての運営の仕方が伊豆市として反省すべき点がなかったかと言われれば、それはもちろんいろいろあるんだと思いますけれども、審議会の皆さんは真剣な厳しいご議論をいただいたと思っています。

それで、2部制のところは鈴木議員ご指摘のところは、我々も初めて、ああなるほどそういう考え方があるのかということで、全くそういったことを実は予想だにしないで、すごく単純に考えたんです。私は正直言っても基本水量がいいのか2部制がいいのか、どちらが理論的に正しいのか正しくないのかというのはわからないんですが、ただ考え方だと思うんです。

それで、基本水量はこれスケールが違いますから一概に言えないんですが、例えば今熱海の市長さんなんかは、県に対して基本水量があるので物すごい負担になっているんですね。これはやはり個々の家庭でも同じように使われないところにとっては、それを10にするか30にするかによっても違うんだけれども、やはり未使用のところもいただく制度ですので、当時これを私はこちらでいっていいんじゃないかと思ったのは、大変に市の中に不公平感、い

ろんな意味での不公平感が充満していたちょうど折でしたので、設備投資はインフラ整備は基本料金でいただいて、あとは1立米なら1立米、2立米なら2立米というのが一番公平性を担保するのにベストの方法なのではないかと、こう判断をしたわけで。先ほど議員ご指摘のような、40立米前後のところから取るからということで考えたわけではございません。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 1億1,000万の話もそうなんですけれども、最初に6億6,000万ありきというお話がありました。これは何度も申し上げてきましたけれども、6億6,000万がありきで計算していないことは何回もご説明いたしたと思います。水道料金につきましては、あくまでも5年間の料金原価、費用のほうです。支出のほうを算出いたしまして、それから料金以外で入ってくる収入を恒常項目として引きまして、その引くことによって出ました収益的支出からその恒常項目を引きましたものを料金原価といたしまして、それを水道料金で徴収させていただきたいという、そういう話なんです。

その料金原価というものを次の段階といたしまして、水量料金と基本料金にわけたわけでございます。その水量料金と基本料金の分け方が、今議員ご指摘の完全2部料金制でトリックがあるというお話なんですけれども、逆に私が基本水量制をいいますと、例えば言っていないかどうかはわかりませんが、きのうもちょっと、きのうではないな、湯ヶ島町の例をとって申し上げました。121立方メートル120円という水道、あれはあの表を見てもらいますと、使用水量がないとゼロ円です。ですけれども、20立米のところから横へ行って、いきなり2,520円使わなくても払ってくださいというやつです。一体……

〔発言する人あり〕

建設部長（小川正實君） そうなんです。

一体それはどこに根拠がありますかと言われたときに、我々は答弁ができません。そういうことで日水協のほうでも推薦しているのは、この私どものやっている基本料金と水量料金制なんです。これにつきましては、今市長が申しあげましたとおり、固定的経費といたしまして皆さんで負担していただくものは基本料金としてまずお支払いくださいと。その後は皆さんだれでも1立方メートル使ったら、今回の場合は95円お支払いいただきたいという。私ははっきり申し上げましてどこにこの、我々は今この料金体系を提案しているわけです。基本水量制ではないものですから、ぜひ今この2部料金制といいますか、これに対してのどこか法的な問題があるということならご指摘願いたいと思いますけれども、正直言いまして、今鈴木議員のご説明は私にはちょっとよく理解できませんでしたので。

要するに収入を幾ら取りたいからというふうに始まっている料金算定ではないんです。そのところをご理解願いたいと思います。

1億800万につきましては、これは前にも申し上げました、何ていいますかね、まず最初にこの料金算定、今の申し上げました方法でやっているんですけれども、最初にこれは建設改良事業というのは平成22年から26年あるわけではないんです。先ほどの統合の話が出まし

たけれども、その統合認可をいただくときに、既に10年間だったかな、ちょっと記憶にないんですけども、長期にわたっての建設計画があるわけでありまして。そのうちのワンスパン5年間をとって料金計算をしているわけです。ですから、5年間毎年上がったり下がったりという料金はないように、5年間ワンスパンでやっているわけです。おわかりいただけますか。

そして、その減価償却等が発生します。これは費用に影響します。起債を借りれば利息が発生します。それが費用に影響します。そういうものもろもろを入れた費用です。そこから料金が発生しておりまして、給水収益は結果的に基本料金と1立方当たりの単価が決まります。その単価から有収水量に掛けまして、最終的に給水料金が出るんです。その給水収益から費用を引いたのが1億800万円になっておるといふ、こういう仕組みになっております。ですから、頭からそれをいただくとしてつくっているものではございません。

以上です。

1番（鈴木初司君） 5,269万円の利益ではやっていけないのかということに答えていない。
議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 申しわけありません。その5,269万円の根拠が私もう一つ理解できなかったんですけども、損益ですね、収益的収支の損益が5,200万だったらどうなのかということなんですけれども、それをやってみなければ、ちょっとこの経常収支の概算の中へ入れてみるといいと思いますけれども、これは4条の収支というものがございまして。ここに補てん財源、これは必ずこの収入が温泉事業なんかも場合にはゼロです。ここで上水道の場合には企業債と下水道の出資金を設けてございましてけれども、こういう収入があっても、資本的収支の場合にはマイナスなわけです。それで、ここへ補てん財源を投入して建設なりを行っていくわけなんです。企業債なんかを投入してここで行っていくわけです。

それで、5,200万円でやっていけるかどうかというのは、年度末の内部留保資金の残高を見ていてもらいたいんです。5,200万では私の勘というか、ここへ入れてみなきゃわかりませんけれども、これは限りなくゼロに近づいていくと思います。そういう経営の仕方はまずいだろうと。そうしますと、行く行くは26年から以降にはずっと企業債を投入しなきゃなりません。企業債を起こすということです。そうすると、また今度は逆に利息、借りたものには利息がございまして利息を計上することになります。ですから、今度はその26年以降の料金算定にこの企業債の利息が加わってくるということ。でも今申し上げたような単純な話なんですけれども、実際にやってみなければちょっとよくわかりませんが、ですから、5,200万円でやっていけるかどうかという判断は私は無理だと思います。

以上です。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。24年度のその収益と25年度の収益がどういうわけかと。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 5,200万円でやっていけるかやっていけないかというお話は、3条の損益のところのお話なんでしょうか。収益から費用を引いた……

1番（鈴木初司君） 収益から、収益があるではないですか、営業収益、給水収益、給水収益の計のトータルから……

建設部長（小川正實君） その金額ですと、今の建設改良の状況を見ていきますと、補てん財源が内部留保資金がどんどん減ってきます。だからゼロになるまでいいんではないかという感覚なのか。我々は今一定の額、5億円程度の内部留保資金を維持しようという目的でっております。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 5億がいいのか4億5,000万がいいのかという、そういう議論はちょっとできないんですけども、いずれにしても、今の伊豆市の水道事業の施設内容でございますと、経営的にはこの内部留保資金を5億円程度保持したいという考えでいます。

〔発言する人あり〕

建設部長（小川正實君） この5億がどうのというよりも、5億ずっと上っていったり下がっていったりという状況をつくりたくないということなんです。要するに下がっていくということは、二、三年後にはゼロになって経営ができなくなって設備投資ができません。それを安定的に持続させるためには、これは建設改良をやりますと翌年度に減価償却が発生します。この減価償却費がこの内部留保資金の中へ繰り入れてこられます。それでそういう関係の中で一定の額を保持することが経営の安定につながるという、そういう考え方なんですけれども、ゼロまでやれるという、そういうことではないんですけども。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） そういう意味ではわからない。

市長（菊地 豊君） 私が発言することはないけれども、内部留保を5億ぐらい確保して経営をしていきたいという簡単な答えがそうだと思うんですけども。

1番（鈴木初司君） 実は今僕が言っているのは、はっきりきちっと言わせてもらえば、2部料金制ではなくて今の基本水量プラス先ほど言いました基本料金の基本水量制をとって95円でやれば、95円ですよ、95円にしてやれば今88円28銭で全部トータル、土肥の人たちから湯ヶ島の人たちまで全部やると88円28銭で経営ができて、ことしでいうと398万円の赤ですよ。出たと、それを計算すると88円28銭だとさっき言っている。それを今回の議会に95円にして2部料金制をとらなくて今までどおりやって5,300万円きちっと残るんです、計算すれば、ことしのは。

それで、5,300万残れば無理にそこを、だから先ほど当局がやろうとしている完全2部制にして、はっきり言うと先ほどから2部料金制がいいかどうか、日水協かと、日水協は別に

日水協は公益法人の本ですから、我々がやっているのは、あくまでも地方公営企業法にのっとってやっているわけですから、違法性がない違法性があるというのは、またちょっと議論しますけれども、この中で。そうではなくて2部に完全にしちゃうと95円が浜松とか静岡、42円とか60円なんですよ、その10立米が。それで少ないところを安くしてその人たちには恩恵を預けているのではなくて、生活用水に配慮していいと書いてあるんです、その日水協の本には。

だから、僕が言っているのは今のままでやって95円でやって、今までどおり20立方を皆さんに上げたって、先ほど言った5,269万8,000円はプラスになる、95円にただけで。それを今はそっちまで完全2部制で弱者から、弱者はごめんなさい、生活用水の30立米のところを取ろうとすると1億1,000万利益が出ちゃう、1億1,000万。そこで弱者ではなくて、その20立米の人たちから金を全部、今のこれだと取っていなくて配慮しているのが配慮しなくなるから5,000万多くなるから、これは僕は違法性がないと言ったけれども、違法性があるから僕は言っているんですよ、前の一般質問でもしたけれども、そんなに1億1,000万利益を取っちゃ、地方公営企業法ではだめだと言っている、17%になるんですから、利益が。そう取らなくなってやれるものを、何で無理にして、半世紀ですよ、56年間やってきたものを今なぜ6回、先ほど市長が言われて水道審議会の人頑張っていたいて、僕も内容見れば頑張っていたいて1年間繰り延べるとかという内容あるから、それは承知はしていますけれども、なぜそのところに何も配慮ができないと。

だって、政令指定都市ですよ。熱海を抜かして、浜松と静岡は。それでもその人は42円とか60円の配慮をしているわけ。ここは3万6,000しかなくて1万何千戸のところなのに、そこばかりばんばん上げて何の配慮もしなくて、周りの17市町が、前は市長はその辺を見ると言ったけれども、17市町は全部従量、20立米とか30立米、10立米までをちゃんと配慮しているわけではないですか。基本料金、基本水量を超過水量でやっているから、なぜ今のままでやったら本当に大增税ですよ、これやったら。

だから、僕はそんなに利益を取るとは、先ほど法律の問題になって取っちゃいかんという地方公営企業法があるのに、何でそういうことをやろうとしているかわからないから聞いているわけですよ。

それと、先ほどから言っているように、我々は14億8,000万の工事もやりますよ。やっちゃだめなんと言っていない。どうぞやってください、この中でできるんだから。そのかわり我々が今までやってきた、先輩たちがやってくれた31億4,010万のものの企業債を発行を払っているんです、今も1億、皆さん1億1,000万ずつぐらい年間払っているんですよ。払ってなおかつ自分たちの14億8,000万を起債もしないで頑張るというんなら値上げしかない。だったら、95円のをせめて5,300万円の利益でやりましょうぐらいの配慮をしないと、だからきょうだけで1,201名ですけども、もっとたくさんの反対者、僕行ったところだって理解していないですから、その半世紀以上続いたものを。だから6月から今までかつて説明し

ていないからだれもわからない、反対が出ちゃうということだもので、その辺をどう考えますか。さっき違法性がないと言った。違法性があるから言っているんですよ、そこが。1億1,000万の利益が上がるなんていうのは、地方公営企業に違反している。もしね、これやってしまって結果が出たら、1,200人の人の中で何人かが行政訴訟しちゃったら負ける可能性もあると僕は思っていますから。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 基本水量制を戻して下のほうの少量の使用者に配慮をということなんですが、今伊豆市の現状を見ると、確かにそこも負担は厳しいけれども、しかし大変大規模に使う旅館さんは、中にはある意味そこよりも厳しいところもあるかと、正直言って思っています、特にこの夏以降の状況を見ますと。ですから、全体に優しくしろと言ったら、もう全体の水準を下げるしかないと思っっているんですよ。

先ほど言いましたように、基本水量を言えば例えば老人世帯で10立米しか使わないところも30立米分払うということだって起こり得るわけですから、私はその支払い能力に比して高過ぎるということであれば、もう全体のレベルを下げるしかないと思うんです。ただ他方では事業を繰り延べてこれを料金体系を維持しようとする、低く抑えようとするれば、今度は今でさえ必要な事業がまた先送りになるわけですから、そうすると起債しか一般会計の繰り上げ、繰り入れしか私は論理的にはないだろうと思っています。

確かに起債すると、今3割程度が起債なんですけど、これをふやせばですけども、これはせっかくここまで公債費を抑えてきて、伊豆市の財政の中で比較的成果が出ているところを、また起債でというところもやはり将来のことを考えると不安は残りますし、それから一般会計からの繰り入れも、これは起債と違って利息は生じないけれども、これはこの厳しい財政の中で将来投資に選択と集中で今振り向けようとしているところを、またそこが抑制をされてしまうと。そういうことを全体として考えると、私はもうこの水準はやはりお願いせざるを得ないだろうと思いますし、これまでやっぱり大分地域によって抑えてきたんです。その結果もうこういう苦しいことが起こるし、今やっぱり我々がどこかで踏み込まないと、やはり将来またこんな苦しい議論、苦しい選択を迫られるというのはやはり避けておきたいと、こう思っているわけです。それで、4億、5億の内部留保のところは、正直言って私も会計の仕組を知らないものですから、今だに4億、5億、私自身も自信を持って申し上げられませんが、これは一般企業で言うそのいわゆる定期貯金として5億持っていて、それはこちらでリザーブしている、いつでも使えますということではなくて、やはり中を見ると違うようなんです。それで周辺も私急なことで調べさせたんなんですけど、やはり8億とか10億とかあるんですね、内部留保というのは。ですから、例えば利益を5,000万円にして内部留保をこれ試算していませんけれども、多分2億程度に落ちていくと思うんですが、なかなか周辺の水道の事業を見ると、内部留保が2億とか1億でやっているところがないものですから、うちの倍程度皆さん積んでおられて、やはりそこまでぎりぎりというのは多分この水道会計の中

ではリスクが大き過ぎるのではないかと、こう思っているところです。

1番（鈴木初司君） 違法性があるということにないと言ったから、私は一応言ったんですが、違法性があると。1億2,000万取っちゃだめだから違法性があるんだよと、それに答弁してください。どこに違法性があると。取っちゃだめだと言っているのに、地方公営企業法では。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） いや、私はそこに違法性はあるとは思っていませんので、あるとしたらちょっと教えていただければいいと思います。

1番（鈴木初司君） 地方公営企業法で。

議長（飯田宣夫君） いいよ、まだ。うん一応まだもう一回認めるから、いいですよ。

1番（鈴木初司君） けどほら、先ほど言ったけれども、市長に一つはなしをしておかなきゃまずいのは、水道企業の地方公営企業法では、地方公営企業法の中の水道事業の中の内容は、一切公債費が上水道からもらってくる金額は入れているけれども、ほかからの地方交付税とかでやりくりをしているという事実はないですから、水道事業だけはこれは皆さんからいただいている水道で留保金でゆったりという形で運営されているもので、その辺は違うんで、一般会計に入れる国の金でこの水道料金の穴埋めはしているということで、ただ下水道からは来ている金があるけれども、それは使っているという事実はあるけれども、調べた中ではすべてこの中で地方公営企業法の水道事業でやっているという事実があるから、公債費の話はされてもこれには該当しないというのは理解しておいてもらいたい。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） これで鈴木初司議員の質疑を終わります。

続いて、議案第85号から議案第88号及び議案第91号から95号までの9議案について一括して、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄。

議案第85号 伊豆市立幼稚園預かり保育条例の制定について。

保育の時間とは何時から何時までをいいますか。保育園と比較し父兄の負担はどのように見込んでいるのか、お伺いしたい。

議案第86号 伊豆市保育所条例の一部改正について。

この条例は、大東保育園を廃園とする条例改正ですね。確認したい。廃園の目的、根拠を伺いたい。

議案第87号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について。

この条例は、さくら保育園に幼稚園を併設するものですか。目的、根拠を伺いたい。

議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について。

この老人憩の家の設置目的は介護予防です。無料の目的は介護予防にあります。有料化の目的を伺います。有料化でどのくらいの収入が見込まれますか。伊豆市は介護予防にどのくらいの財政を投入していますか。利用者の意見は聞きましたか、意見の内容を伺います。

議案第91号 伊豆市下水道条例の一部改正について。

この条例は、下水道料金の値上げですか。増収はどのくらい見込まれますか。値上げの目的を伺いたい。営業温泉汚水はどうして修善寺地区のみですか。市長の言う公平性に反しませんか、伺います。

議案第92号 伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について。

下水道料金の値上げですか。増収はどのくらい見込まれますか。値上げの目的を伺います。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について。

これは上水道料金の値上げです。増収はどのくらい見込まれますか。前回の値上げ案との違いを説明してください。値上げの目的を伺います。天城湯ヶ島地区の一部では値下げされます。理由は何ですか、伺います。

議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正について。

値上げですか。どのくらいの増収を見込みますか、地区ごとの新料金と急料金の差はどのくらいになりますか。

議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正について。

増収が見込まれますか。どのくらいになりますか。大野の富士見平もこれが適用されますか、伺います。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

議案第85号は、これは後ほど健康福祉部長から、議案第86号、それから議案第87号、議案第88号は部長から、今随分議論になりました議案第93号、給水条例については森議員さん、どうしても値上げという言葉をお使いになりたいようですが、これは何度も申し上げましたとおり統一なんです。水道料金を統一をするという合併協議を今果たしたいということでございます。したがって、新しい水道料金が今我々が提案している水道料金が今より低いところは値上げになり、今より高いところは値下げになると、こういうことでございます。

その他は各部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） それでは、答弁願います。

初めに、健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） それでは初めに、議案第85号の伊豆市立幼稚園預かり保育条例の制定についてのご質問2つございます。これについてお答えさせていただきます。

まず1つ目が、保育の時間についてでございますが、この時間につきましては、さきの議案の補足説明で既にさせていただいておりますが、改めてご回答させていただきますが、幼稚園の教育課程が終了する午後2時から午後6時までの4時間となっております。それから料金でございますけれども、これは施行規則で定めませんが、園児1人について利用時間2時間まで1回300円、それから2時間以上4時間までが600円とさせていただき予定をしてございます。

なお、預かり保育は保護者の都合で緊急的、一時的に保育ができないときに利用するものでございます。このために保護者の負担については保育園と比べて軽い負担としてございます。

以上でございます。

次に、議案第86号 伊豆市保育所条例の一部改正についてでございます。

大東保育園の廃園のことについてのご質問でございます。この廃園の目的、根拠をということでございますが、大東保育園には現在12名の園児が在園してございます。保育園では遊びを中心に集団の中で自立心や社会性を養うところでございます。小規模な園では、園児の遊びの種類や人間関係が限られてしまい、保育の目的が達成しにくい環境になっております。また、園運営におきましても合理・効率的な運営が大変難易な状況となっております。したがって、このような状況を回避し適正規模といわれる園の確保を行うために、この保育園を廃園しようとするものでございます。

なお、この取り組みにつきましては、何回か関係保護者の皆さんと説明会を開くなどして、既にこのご理解はいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次の議案第87号 伊豆市立学校設置条例の一部改正についてでございます。さくら保育園に幼稚園を併設するのですかという、この目的、根拠についてでございます。現在中伊豆地区には幼稚園が設置されてございませんが、合併前から幼稚園の設置を望む声がありました。また、市で行いました次世代育成支援行動計画のアンケート結果でも、幼稚園の設置を望む意見が多くございました。このため、これら就学前の教育や保育のニーズに対応すべくさくら保育園に幼稚園を併設し、県が認定するこども園の開設をしようとするものでございます。

なお、この取り組みにつきましても、既に関係保護者の皆さんに説明会を実施するなどし、この開設に向けた取り組みのご理解をいただいておりますことをご報告させていただきます。

それから、最後でございます。議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正についてでございます。3点ほどご質問いただいております。

まず1点目の有料化の目的、それからどれくらいの収入を見込んでいるかということでございます。これにつきましては、これもやはり議案の補足説明をさせてもらってございますが、改めてお話しさせていただきますが、当施設の利用者は年々増加傾向にありますが、施設の老朽化が進み、修繕を要する箇所もふえております。また、当施設はすべての市民が利用する、また利用できる状態にないことから、この憩の家で特別な施設であります温泉入浴

施設の利用について受益と負担の公平性を図り、将来にわたり健全な施設維持をしていくために、この温泉入浴施設を利用する方から市内にある類似施設と同じ程度のご負担をいただくとするものでございます。

なお、この有料化による収入の見込みでございますけれども、有料化に伴い利用者の減少が見込まれることから、過去3年平均の入浴利用人員のおおむね60%、1万5,500人を見込みまして200円という想定をしておりますので、年間の使用料は310万円程度かなと考えております。

それから、2つ目の市の介護予防にどれくらいの財政をとというご質問でございます。伊豆市の介護予防に係る財政の支出の状況でございますが、平成20年度介護保険特別会計の決算でご説明申し上げますと、4款に地域支援事業というのがございます。ここに介護予防事業と任意事業というものがございまして、これでご説明をさせていただきますが、20年度の決算額4,834万8,000円でございます。したがって、65歳以上1人当たりの事業費は4,518円ということです。

それから最後になりますが、3点目の利用者の意見は聞きましたかと、意見の内容というご質問でございます。利用者の意見聴取についてでございますけれども、市の老人クラブ連合会長さん、それから修善寺地区内の20の単位老人クラブの会長さん等に、この有料化に向けた説明、それからアンケート調査を行いまして、また加えては地元の熊坂、瓜生野区長さんにも説明とご意見を伺っております。また、少人数ではありますが、施設において利用者の出口調査も実施しております。

なお、このアンケートの内容でございますが、開館、閉館の時間、それから休館日、それと入浴施設の有料化について、それから入力料金等の項目について実施してございます。この結果でございますが、22の団体等のうち21の団体等からご回答いただいております。この入浴施設の有料化の是認、また料金は200円程度とのご意見をすべての団体からいただいております。

なお、少数意見といたしましては、部屋の使用料の無料の継続、それから閉館時間の延長を望むご意見も若干ございました。

また、出口調査における利用者の意見におきましては、総じて有料化の是認のご意見がほとんどでございました。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 次、建設部長。

建設部長（小川正實君） 議案第91号でございます。補足説明で申し上げましたが、基本的には料金は前年度並みといたしまして、料金単価、料金体系の統一を基本方針としております。一部の地区については値上げになりますし、一部の地域については値下げになります。例えば一般家庭であれば、4人家族が50立方メートル使用したと仮定します。新料金では2カ月で4,987円になります。

これを各地区で比較してみますと、修善寺の現在の料金が4,725円ですので、262円の値上げになります。中伊豆におきましては人数制ですので4人家族ですと5,400円です。413円の値下げになります。天城湯ヶ島地区では現在の料金は4,400円ですので、587円の値上げになります。土肥においては現在の料金は5,764円ですから、777円の値下げになります。

料金を改定するとどれくらいの増収になるかということですが、22年度は調定ですが、3億3,031万5,000円を見込んでおります。21年度の予算額の当年度収入が3億1,000万円であり、予算ベースでは約2,000万円多くなります。営業温泉汚水は現在のところ伊豆市では修善寺だけであります。修善寺地区の汚水は狩野川流域下水道で処理しておりますが、この建設当時において営業温泉汚水は当時の大仁町、伊豆長岡町、蕨山町、函南町の5町によります5町で営業温泉汚水は狩野川流域で処理することで計画され進めてまいりました。土肥、中伊豆、天城湯ヶ島につきましては、営業温泉汚水は取り込まないという設計のもとに建設されてまいりました。こうすることで、この地区においては温泉汚水を取り込んでおりません。温泉汚水を取り込めばいいのですが、施設改良と新たに下水道使用者の同意が必要となります。

今後の課題といたしましては、1市1町、伊豆の国市、函南町と協議を重ねまして検討していきたいと考えております。

議案第92号でございます。農業集落排水事業でございます。農業集落排水事業は、修善寺、天城湯ヶ島、中伊豆でありまして、農業集落排水施設使用料の改定については、基本的に下水道と同じでございます。一部の地区については値上げになりますし、一部の地域については値下げになります。料金体系は下水道と同じです。

料金改定の目的でございますが、農業集落排水施設におきましても料金体系の一元化、統一でございます。

料金改定をするとどのぐらいの増収になるかということですが、下水道に合わせましたので、22年度は調定ですが3,082万9,000円を見込んでおります。21年度の予算額の当年度収入が2,760万円であり、予算ベースでは約320万円多くなります。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正でございます。

増収はどのぐらいになるかという質問でございます。平成20年度に比べて平成22年度は1,306万3,000円、平成23年度813万6,000円、平成24年度5,930万8,000円、平成25年度5,426万1,000円、平成26年度1億450万5,000円を各年度に見込んでおります。算定年度を平成21年度より平成25年でしたけれども、料金改定作業がおくれまして、平成22年度より26年度と1年シフトいたしました。また給水件数を平成17年度実績より平成20年度実績といたしました。

料金改定の目的でございますけれども、料金の一元化と老朽化施設を改良することにより、供給を安定化させることです。天城湯ヶ島地区の料金が下がったのは意図したわけではございません。料金算定をした結果下がったものでございます。今までが高かったかもしれませ

んけれども、客観的な数字でございます。

議案第94号 伊豆市簡易水道条例の一部改正でございます。

簡易水道は上水道に準じた料金体系をとっていますので、上水道と基本的に同じです。ただし、天城湯ヶ島地区の飲料水供給施設については、2カ月で2,520円定額の料金でございました。修善寺では値上がりしますし、天城湯ヶ島では飲料水供給事業以外には値下げ、飲料水供給事業もそうでございますけれども、値下げになります。

増収につきましては、平成21年度予算ベースで2,126万5,000円です。22年度は新料金として1,796万6,000円を見込んでおります。予算ベースでは329万9,000円少なくなっております。

地区ごとの新旧料金の差は次のとおりです。修善寺、21年度現年度予算366万5,000円が平成22年度予想調定424万円で、差が57万5,000円になります。天城湯ヶ島、21年度現年度予算1,760万円が平成22年度は1,372万6,000円となり、差が387万円の減額です。

議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正です。

分担金に関しては増収等は見込んでおりません。毎年同じぐらいの加入者がありますので、通年同じ金額といたしました。大野の富士見平に関しましては、今年度徴収に入りますので新しい加入分担金の条例は適用しませんが、改正条例が旧修善寺の条例を基本といたしましたので金額的には同じでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） これも一つずつやらせてください。お願いします。

議案第85号については、保育園より軽くなるということですので期待しております。

議案第86号について再質問させていただきます。

12名在園だったと。利用者の意見を聞きましたかという質問をすると、当然聞いたということになるんでしょうけれども、全員賛成したんでしょうかね、お伺いしたい。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 保護者にご説明申し上げまして、現在在園する保護者と生まれたばかりのお母さん方にもお集まりいただきまして、廃園にご意見をいただきました。最初がやはり1名の方がいかがかというご意見ございましたが、この間行った説明会では了解いただいたと思っております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 保育園を利用する方の心理としてね、近くに保育園があるのが僕は一番のメリットだと思うんですけれども、全員賛成したと。私にとっては信じられない。どんな説明したんですか。今聞いているとね、大人数のほうがいいというような説明しているらしいですね。どこにそんな理論的根拠があるんですか。市長にまず聞きたいね。保育園な

んていうのはね、1人保育だってあるんですよ。1人の先生が、先生というか何か知りませんけれども、見られる人数なんていうのは少なければ少ないほうがいいんです。それを大人数、何人先生をつけると思っているのか知りませんが、大人数がいいなんていう理論的根拠は僕は信じられない。お伺いします。これもう3回か。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 市長というご指名でしたので、先般別件で土肥小学校のエアコンの件がございましたし、今も子供はどうなんだという話がありましたけれども、ぜひ皆さんで見にいきたいと思います。やっぱり私の耳に入ってくる場所は同じ年の子が1人になったと。もう子供が最近行きたがらないと言っている。そんな親御さんからの声もありますし、小学校等に関してもあるいは保育園でも、もちろん近くがいいんです、お母さん近くに預けたいんだけど、だけれども、そういう状態を越えて子供さんが残念ながら少なくなってきた。ぜひ今の大東保育園は実はもう皆さんご了解いただいたんですが、それでもやはりその意思決定をした行政あるいは議会として現状をごらんいただき、学校もできるだけごらんいただき、土肥小学校もごらんいただき、その上でやはりまた何か改善点があればそこでお話をさせていただくことが一番いいのではないのでしょうか。

〔発言する人あり〕

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） 議員ご承知でないかもしれませんが、やはり学校の統合でもそういうお話が若干されてございますが、やはり集団の中でという、その保育の基本的なものがございますよね。それで、また正式にできればと思っておりますが、伊豆市の幼稚園と保育園のその教育指針、今度は統一してこれらもつくって行って、その子供たちの幼児教育やら保育をしようということにございます。そのやはり基本となるものがやっぱりある程度の子供さんが集団的な遊びをしたりとかというところが一番大事なところになってございますので、それはこうしなさいという法律の根拠はございません。しかし、やはり現場の保育士さん、それからそういう専門書にも書いてございます内容ですと、やはりその程度の人数が一番望ましいでしょうということです。

それから、決してこれは我々が保護者に押しつけたものではなくて、こういう方法はございますよと、こんな形でいかがでしょうかというものを保護者の方に丁寧にご説明させていただいてご理解をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） もう3回いっちゃったんだよね。

次へ移りますけれども、これはもうともかく統廃合ありだったですね。大人数がいいなんていう保育行政ってあり得ませんよ。子供が嫌がるというのはそれはそこにいる先生が悪いと僕は言いたい。いや、本当ですよ。

〔発言する人あり〕

12番（森 良雄君） 失礼ではないよ。先生連れてきなさい、僕言ってやるから。

次に移ります。

議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について。

ここは利用者の意見は聞いていませんね。まあ失礼だと言うかもしれないけれども、私が聞いた範囲では、いいなんて言う人はいませんよ。聞いているのは近隣の区長さんの意見を聞いているとかね、それから何ですか、老人会の会長さんの意見を聞いたとか、直接ここを利用している人の話は聞いていないではないですか。これ私が今ここでずっとやっているやつはね、すべて値上げありきなんですよ。市長、よく聞いておいてくださいよ。増収ありきなんです。たかだか年間315万の値上げかもしれませんが、利用者にとっては死活問題なんですよ。

もう市長に言いますよ、はっきり。あなたには愛がない。心がないよ、あなたの行政には。どういう人が利用しているか考えましたか、見ましたか、現場を見てきましたか、利用者を見てきましたか。何も見ていないんだ、あなた。

さっき、まあ話変わっちゃうんだけど、船原の遊歩道なんてあるけれども、あなた見ました、歩いてみましたか、見ていないんだよ、あなた、行政を。ここをどういう人が利用しているか。一生懸命リハビリやっている人が雨の日も風の日もつえ突いて歩いてここに通っている。だれだ笑っているの。君も愛がないね。飯田正志君。

毎日毎日介護予防を実施するために歩いている。地区言っちゃうとわかっちゃうからね。2キロも3キロも歩いている人もいますよ。おふろがないからここへ毎日通っている人もいます。ご婦人方が一緒になって毎日ここへ通っている。来るだけでも介護予防になっているんですよ。あなた方に介護予防なんて言う資格ないよ。一体幾ら財政負担しているんですか、介護予防のために。さっき4,800万って言ったんでしょ。何%ではないですか、315万なんていうのは。隣の大仁町はすぐそばで水晶苑は無料でやっているの。なぜ315万増資のために値上げしなきゃいけないの。利用者を全く無視している。まず質問しておくから。利用者の声を本当に聞いたのかどうか、伺いたい。

議長（飯田宣夫君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（鈴木俊博君） アンケートをいたしましたのは、先ほどお答えさせていただいたとおり、市の老人クラブの連合会長さん、それから修善寺地区の老人クラブの会長さん、それから20ほどありますかね、単位老人クラブの会長さんということで、先ほどの項目でお願いしたところでございます。したがって、その会員すべてに会長さんがお聞きして回答くれたのか、これは定かではございません。一応職命でお願いしましたので、よく考えれば会員の皆さんに皆さん聞いてこういう結果が得られたのかなとも思いますけれども、これは定かではございません。

それからあと、市長にも現場へ行ったことがあるのかどうかというお話もありましたけれども、私も余りなくて、これがために2日ほどあそこで丸一日はちょっとおつき合いできま

せんでしたけれども、少しの時間ですが利用される方のご意見聞いてまいりました。やはりそれは議員も同じだと思いますけれども、ただにこしたことはないわけでございます。されどそれらも理解した上で、やはりこういう状況であればいたし方ないねという声が、先ほどもお話しさせていただきましてとおりの状況でございます。そういうことでしております。

それからもう一つ、ちょっとデータが古くて6月の状況なんですけれども、6月にどういう地区の方がよく使っているかというふうなこともちょっとしてみました。6月は223名の方がこの温泉を利用されておりまして、約32.3%、これがやはり施設に一番近いところで、かつこれをもう少し見てみますと、月に11日から25日の間利用されている、ほとんど毎日の方が25日ですよ。という方が52%ぐらいおられるんです。それともう一つが、地区別で修善寺地区はというと、94.6%がこの修善寺のご老人の方が使われているということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、どうも地域でそのところだけにしか利用がされていないということ、そういうことも踏まえてお願いしたいということでございます。

それからもう一つ、議員のお話の中でリハビリにこの温泉につかっていると。いいことだと思います。できればそういう状況であれば、ちゃんとした専門のリハビリを受けて治療したほうがいいのかと思っております。これは余談でございますが、以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 全く愛のない政治ですよ。菊地市長、あなたに答えてもらいたいよ。リハビリでちゃんと、リハビリやるなんていう人はちゃんと病院行っているんだ。何とか病院の費用を減らそう、元気になりたい、だからつえ突いてここへ来るんですよ。あなたそういうのを無視するの。年金でふるもないような人だってここへ来ているわけですよ。毎日来ているなんていう人はね、そのうちの何人かはふるもないんだよ。その人が利用しているんですよ。あなたはここの、私がずっとこれからやる条例、みんな値上げ値上げ、増収増収を見込んでいる条例ですよ。ぜひ愛のある市政をやってもらいたいですよ。その根本はここにあるんです。たかだか315万かもしれない。たかだか200円かもしれない。しかしただだからここへ来ているんですよ、みんな。どう考えますか。

またね、こういう弱者に対する何か恩恵を考えていないのかどうか、お聞きしたい。市長にお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議会の場ですから、できれば私の答弁をよくお聞きいただきたいんですが、私は繰り返し申し上げているんですけれども、日本の国民は国民として高負担高福祉を求めている、決めていないんです。ですから、私はただということにすごくこだわるわけです。私になってから無料化をしようと言っているのは、小学校、中学校の通学費なんです。これ学校へ行く義務があるんです。場所を行政が決めているんですよ。ですから、ここは私はただはありきだと思っているんです。でもほかのことはやっぱり一定の、例えばやむなく病気になられたお子さんもいるかもしれないけれども、やはり親の過失もあるだろうし、こ

ここにいらっしゃるお年寄り、ただにしてあげたい気持ちはわかるけれども、でもこれは義務でやっているわけではないので、やはりそこは日本としては中福祉中負担ということを経済の総論として今選んでいるんだろうと思うんです。

ですから、私は特段の背景がない限りは無料の政策というのは余り進めるべきではないのかなと。そして私に愛があるかないかは皆さんのご判断にお任せいたしますけれども、全体として伊豆市から老人クラブへ補助交付をさせていただいているんですが、伊豆市はことしの予算、当初予算で744万円で、これは去年と変えておりません。5%カットしていません。伊豆の国市が429万円、函南町が141万円、これは他の伊豆半島の市町でも突出して伊豆市は老人クラブには配慮させていただいていますし、これは頑張って来年もその5%カットをしないで頑張っていただこうと思っています。

ですから、その中の使い道はね、やはり老人クラブの皆さんでお話しいただいて、こういった個別なことについてはやっぱり全体に提供できないサービスですので、全額とは申しませんが、維持補修費の半分程度は利用者の方にご負担をいただきたい、こう思っております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 議案第88号はもう終わりだね。

次に移りますけれども、何となく市長の本心がわかりましたよ。あなた介護予防に4,800万も投入しているんですよ、伊豆市は。

それで、議案第91号、これはもう増収だなということだから、それはそのまま受けとりますが、2,000万円の増収なんですね。わかりました。

次、議案第92号、これも320万円の増収ですね。私の理解に間違いがあるようでしたら訂正してください。

さて次、議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正についてお伺いします。

いろいろ鈴木議員などからも質問を受けておりますので、違う視点から質問させていただきます。どうも施設の改良が必要だから値上げをしたいんだと。これはもうはっきりしていますね、値上げが目的だと。まずこれ確認しますね。目的は値上げなんですね。それで施設改良、そのなぜかといったら施設改良したいということですね。ではまず、瓜生野の赤水対策なんていう話があったけれども、瓜生野のどこで赤水が出ているんですか。大体検討つきますけれども、教えてくださいね。

それから、施設改良でいろいろやりたいというようなことが書いてありましたけれども、伊豆市は既に耐震化をどんどん進めていると思うんですけれども、耐震化の進行状況はどうなっているのか、どういう耐震化を進めているのかを伺いたいですね。これが2つ目ね。

それから3つ目、議案第95号では質問しないからここで答えてください。富士見平の改良ものっていますね。富士見平の改良というのはいつ持ち上がったんですか、ここら辺は市長に聞きたいな。少なくとも修善寺町のときには富士見平の改良なんていう話はなかったし、

大城市長のときもそんな話はなかったです。突然浮上してきたというようなあれがありますけれども、16億だったか14億の設備投資が必要だということですから、こういうのがどうして出てきたのか、お伺いしたい。

以上。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お気持ちはわかりますけれども、我々はこの過去5年間やってこれなかったその合併の一つの宿題、もう8月31日になってもできるかできないかもわからんような宿題をこれ以上先送りはできない。もう料金統一に反対されている方はいらっしやらないですね。先ほどの鈴木初司議員のご指摘はご指摘で理論的にはよく理解できるんですが、ではどの水準に森議員は計算を、試算をしご指摘されようとしているのか。ただ全部値上げだからと言われても、我々もやっぱり一定の積算根拠を出してお示ししているわけで、正直に申し上げまして、これまで維持補修が十分になされてこなかった。

そしてこの広いこの急峻な地形の中で、それからまだ簡易水道もこれから統合もしなければいけない。まだまだ八木沢、小下田地区のように水そのものに不安を持っておられるところがあって、近い将来必ず多額の設備投資が必要なところであって、そして市内で5年間、これだけの格差を継続してきて、ここでこの事業、統一事業をしないという選択肢は私はないんだと思うんです。この伊豆市役所及び伊豆市議会として。ですから、その水準をどこで求めるかという議論にぜひ入っていただきたいと、こう思うわけです。

それで、富士見平の話は去年区長さんからご要望いただきまして、そして条件も話をさせていただき、それから負担金をまとめてお支払いいただき、それで伊豆市のほうに管理を移すということになってまいりました。これからこういった市への移管はもっともっと進むだろうと思います。やはりいつまでも組合だけあるいは地域だけで維持補修をするというのはね、多分難しいだろうと思ひまして、私はこういった市への移管というのはこれからも続くだろうと予期をしているわけです。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 赤水のことなんですけれども、私もどこがと言われると困るんですけれども、瓜生野から熊坂への管渠の付近にやはり鉄管等が存在しているということで、瓜生野のその方たちの水道がちょっと濁るという、そういうものがございます。ですから、どこの場所が古いのかちょっと私はわかりませんが、そういうふうに承知しております。

それから、耐震化につきましては、これは今施設が非常に古くなっておりまして、土肥の水源につきましても湯ヶ島の水道施設につきましても、なかなか耐震化ということになりますとちょっと時代的にもう古いものですからできておりません。ですが、これをすぐに変えるというのはできませんので、料金改定のおきにお示しさせていただきましたこの事業計画

の中で、できるものからやっっていこうと思っております。

そして富士見平の話は、これは私知る限りでは、修善寺ニュータウン、これが平成6年かな7年、上水道に統合されました。そのときにも既にもう富士見平地区から同時に陳情が上がってまいりました。これは富士見平のばあいには企業等が存在していないことと、当時旧修善寺町もなかなか苦しかったものですから、負担金というものをいただいたわけなんです。それが富士見平のほうではとてもそんなものは用意できないということで、我慢しようということでそのまま継続してもらってきたわけです。

その富士見平の経営の仕方というのは、元メーターで一括旧修善寺町の皆さんと同じ料金を徴収してもらって、それでいながら中の管理は一切しないという、そういうちょっと地区の人に言わせればひどいやり方だったかもしれませんが、富士見平が1軒の家というふうに考えたわけです。だからその辺はちょっとやむを得ないのではないかと思います。それで、工事費は今上がっているのは1億6,000万円、その1割程度を負担していただくということで決定しております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） これはね、5年後には1億6,000万と言いましたっけ、の値上げなんですよ、我々から言えば、市民から言えば。この辺が当局側と一般市民との理解の差なのか。

耐震化については全くやっていないんですか。ダクタイトルの鑄鉄管に取りかえている工事をずっとやってきたのではないの。やっているんでしょう。どのぐらいの割合かぐらい説明してくださいよ。やっているんだからね。当然16億の中のことはやっていないのかもしれませんが、どこの地区が耐震化をやったのか。だけれども、やっていないところもありますから16億かかりましたと。耐震化の現状についてお伺いします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 数字を申し上げると言われますと、今までの耐震化率、これはいろんな管の問題、それから配水池の問題、そのあたりの数字を今ここで申し上げると言われましても、ちょっと申し上げられませんので。ただこれは当然着々と進めてこななければならない事業でございますので、今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

会議時間の延長

議長（飯田宣夫君） 時間ももう5時になりますけれども、会議を延長して行いたいと思っております。ご了承ください。

ここで10分程度、5時まで休憩したいと思います。

休憩 午後 4時51分
再開 午後 5時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第91号から議案第94号の4議案について一括して、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 同じように、また水道関係が中心ですけれども、まず最初、議案第91号 伊豆市下水道条例の一部改正について質疑をいたします。

これを見ますと、天城地区では使用水量が30立方メートルから値上げ、中伊豆地区では60立方メートルから値上げになるわけですね。そしてそんな資料をいただきましたが、上水道料金もこのところは値上げになる。いわゆるさらなる値上げの世帯が出るわけですね、上下水道とも。本当に我慢を求めるのかなど。この使用水量をやっている家庭の方々、いわゆるダブルパンチです。受けるのはそれぞれの地区で何世帯ですか、ご回答願いたいと。

議案第92号の農業集落排水の施設条例の一部改正についても、今質疑した下水道の条例の一部改正と同じですから、同じ質問です。

議案第93号の給水条例の一部改正について、5点にわたって質問いたします。

まず第1です。改定案によって上水道料金は幾らふえますか。暫定時と書いてある、暫定時ではない激変緩和とそういうように言葉をかえますが、その分は除いて結構です。上水道料金は幾らふえるのか、それぞれ口径13ミリ、20ミリ、そしてすべて、全部のこの3つの料金を示してください。

2つ目です。天城地区において激変緩和、暫定期間中も含めて現在の水道料金よりも値上げになる使用水量の分岐点があると思うんですけれども、それはそれぞれ暫定期間も含めて何立方メートルからでしょうか。実質的にこのところは値上げになるわけですけれども、公益企業法の基本原則というのがありますけれども、この立場から見てこのところの市民、この値上げをどういうふうに判断されますか。

3つ目です。現在の料金体系は20立方メートルまでを基本料金としています。今回は基本料金は基本料金として徴収して、1立方メートルから使用料金として徴収するという提案です。前も一般質問行いましたけれども、どの家庭でも家事用、浴槽用という生活用水は必要ですけれども、今回の料金体系を変えたことについて、この生活用水という立場から見てどのようにお考えでしょうか。

4つ目です。建設改良費の財源はどこから持ってきていますか。前の鈴木議員のときに部長一般論としてその建設改良費の調達方法について内部留保資金だとか積立金、企業債等々言っていますけれども、私がお尋ねしているのは、今回の建設改良費、その財源、いわゆる

調達方法はどこからかという質問ですから、具体的にお答え願いたい。

5つ目です。小土肥の簡易水道合併に伴う協定書というのを私拝見しましたが、この件についてはさまざまな歴史があるものですからね、関係住民とこの辺のことについても話し合いをして、一定の合意を得て今回提案されているのか、お尋ねします。

最後の質問。議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正についてです。

平成22年から平成24年まではその使用水量をすぐに上げないで32円とすると。それ以降の2年間、平成24年から26年までは60円という数字、どこから導き出してきたのか、説明していただきたい。

以上です。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 具体的なことは建設部長から回答させますけれども、全体として半分以上の方が負担がふえると。ここで我慢させるのかということなんですが、これも繰り返しになりますけれども、そもそもこれだけ広い伊豆市の中で市が責任を持って水道設備投資をしなければいけない。そしてそれも維持補修しなければいけない。そしてちょっと申しわけない言い方もかもしれませんけれども、これまで必ずしも十分に維持補修がなされずに、4割近い水がひよっとしたら漏れているのかもしれないというような状況の中で、ではだれが最終的に負担をするのかと。確かに我々今苦しい苦しい議論をしているのは、ということもあって、歴史があって、今我々この苦しい状況にいるわけです。

それで、この負担を軽減すればやはり将来どこかでやっぱり負担を担う世代が出てくるわけですよ。ですから、私はやはりここは合併の宿題ですから、ここで一たん負担を我々責任を持とうと思うんです。それがやはり合併を進めて、そして合併の整理が終わっていない我々の責任だろうと私は思うんです。ですから、起債するとかあるいは一部繰り入れとかあるいは事業先延ばしということで、何らかの措置をとらなければ全体のその水道料金の負担軽減にはならないわけですから、それはいずれの場合でも何らかの形で将来に負担を残すわけですから、私はやっぱり合併の宿題は合併に携わった世代で解決すべきだろうと、こう思っています。

具体的なことは、建設部長から説明させます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 議案第91号におきまして、ダブルパンチを受ける地区世帯数でございます。

中伊豆地区が人数制でございますので、うまく比較ができるかということがございますけれども、担当のほうから比較してもらいましたので数字を申し上げます。中伊豆地区につきましては186件、これは60立方メートル以上の使用者を抽出いたしました。それから天城湯

ヶ島地区182件、口径13ミリの場合に13立方メートルから41立方メートルの方たちでございます。それから50ミリにつきましては1件、244立方メートルから718立方メートルの方でございます。合計183件という数字になりました。

それで、議案第92号、農業集落排水のほうでございますけれども、同じくダブルパンチを受ける地区、世帯数ということですが、それぞれ21年度の4月の調定の件数で申し上げます。中伊豆地区につきましては、やはり同じような状態でございます。54件、60立方メートル以上の方を対象にいたしました。天城の場合には125件、13ミリの場合には13から41立方メートルと同じでございます。20ミリの場合には1件、60から62立方メートルの方でございます。合計天城の場合には126件でございます。

それから、議案第93号の 番の上水道料金は幾らふえるかというところでございますけれども、これも担当のほうから出していただきましたので申し上げます。データは平成20年度の実績数字でございます。をもとに比較してございます。13ミリの平成20年度調定額3億426万円、平成20年度の総調定件数7,100件、平成20年度総使用量292立方メートル、改定後基本料金、合計3億6,874万6,326円ということで、21.2%の増になります。20ミリの場合には平成20年度の調定が3億9,049万2,000円、件数につきましては6,336件、総使用量41万5,127立方メートル、改定後の合計でございますけれども、5,166万5,000円ということで30.8%の増になります。

それから、平成26年度完全実施時の推定水量比較でございます。平成20年度の調定額5億4,030万1,000、総調定件数7万9,614件、総使用量といたしましては536万9,280立方メートルです。改定後の料金につきましては6億1,910万円ということで、14.6%の増ということでございます。これは私もちょっと注意してこなかったんですけども、税抜の数字だと思います。

それからその次の です。

天城湯ヶ島地区におけます分岐点、どうなるかということでございます。申し上げます。口径13ミリの場合は、先ほども申し上げましたけれども、13立方から41立方の間の方、20ミリの口径の方は60立方から62立方、立方メートルでございますけれども、25ミリの方は119立方から124立方、40ミリの方は163立方から493立方、50ミリの方は244立方から718立方、75ミリの方は517から1,667立方メートルの使用者、これはすべて料金体系の変更によるものです。

それから、基本料金に基本水量制を採用しなかった理由はなぜかということでございますけれども、この間も申し上げましたけれども、鈴木議員のときにもお話がありました。まずは、2部料金制にした理由でございます。水道の今までの考え方は施設の利用、公の施設の利用でございますけれども、施設の利用であると考えられていました。極端なことを言えば、水そのものはただである。では、何に対する料金かといえば、管路の利用、配水池、ポンプなどの利用料であるという、そういう考え方でございました。このことから平成16年までは、

水道料の時効は公の施設の利用であるということから5年でございます。これが裁判所の判例によりまして、平成16年度以降は水道は水の売買である、ものの売り買いであるということから時効は2年ということに判決がありました。

このことから、水がものであれば原則1立方メートルの水はだれが買っても同じ値段であるはずですが、基本料金などなければ一番公平であるはずですが、水道においては時間帯、季節により需要の変化があります。常に需要のピークに対する施設でなければなりません。平常時と需要のピーク時の差の部分も基本料金として加入時の方に負担してもらおうというのが改定案の基本料金と水量料金の考え方です。それを口径別にしたのは施設の大きさは需要により、需要に比例して大きくしていかなければなりません。口径が大きくなると設備投資も大きくしなければなりませんので、使い勝手がよい大きい口径ほど負担も多くなるということが負担の公平性から見て合理的であるとされています。

次に、建設改良費の財源はどこから持ってきましたかということですが、どういふ答え、先ほど鈴木議員にお答えした答えでは不足だというようなことだと思いますけれども、もう一度後でご説明いただけますか、お答えいたします。

それから、土肥町時代に小土肥簡易水道組合と取り交わした協定についてでございますが、この問題は小土肥地区だけでなく、新田においても協定書がございます。料金改定の説明には20年11月と本年5月説明に伺っており、料金改定についても説明をいたしました。一定の合意の上の提案ですがということでございますけれども、確かな合意を生かしたと、そういうものは特にございません。ご理解をいただいていると考えております。

4番、簡易水道について天城湯ヶ島地区飲料水供給施設について、緩和料金はどう導き出されたかというご質問でございます。湯ヶ島地区の飲料水供給施設につきましては、2カ月で2,520円という定額であります。これは言いかえると、ほかの湯ヶ島地区の基本水量によります定額料金と同じでございます。この考え方から推測いたしまして、超過の水量料金はあり得ないということです。よって、この地区の使用水量はゼロ立方メートルであるので、水の量による料金はゼロ円から始まるという考えで出発しました。それを3段階で行おうということで、当初案といたしましては96円を提案しておりましたので、最初が96円の3分の1で32円、次が96円の3分の2で64円とするのが3段階で目標の95円に達するという考え方を、土肥地区の緩和措置の考え方を踏襲しているつもりでございます。

以上です。

20番（木村建一君） 細かいところいいですか、ちょっと。

議長（飯田宣夫君） 木村君。

20番（木村建一君） 改良費の件については一般的には現金であったりとか公債費でやったりとか内部留保資金でやったりとかというふうな説明されたんですね、出資金だとかということですね、これ一般的に言われている。今回のところについてはどこを使うのかということですね、そういうことです。どこを使うのかわからないのに建設改良費出るわけないか

ら、何をもってこの改良費を充てようとしているのかということをお尋ねしているんです。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 全く同じでございます。内部留保資金を補てん財源として流用いたします。決算書の4条の不足財源の補てんの内容がございます。あれでございます。

以上です。

20番（木村建一君） すみません、一つ欠けている。

いわゆる激変緩和を含めて天城地区において使用水量の分岐点、これは今お話をされたのは2014年以降の分ですね。その前2年間調べましたでしょうか、お答えください。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） この数値は平成26年度の数値です。その1段階目、2段階目の分岐点はちょっと数値を持ってきませんでした。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 話すと酷だからよしますけれども、質問は簡潔に、簡潔にしていますよね、私ね。ので、調べませんと、持っていないということはね、ちょっと今後のことを考えて、次のときには本庁までとりにいってもらえるかもしれませんから、よろしくお願います。やっぱり質問しているんだから、何のために質問しているのかという趣旨がこちらにあるものでね、きちっと調べてください。別にここで持ってこいと言えませんから、今回は。

議案第91号と議案第92号については関連しますのでね、一緒にしたいと思っています。

こういう実態ってちゃんとつかんでいますかね。今言われたようにそのダブルパンチになるのが出てくるんです。今の生活状況を見たときにこういう人たち、一部で全部ではないんですよね。私も市長言われるように全部を低いところに下げろということは何も考えていないです。上がる場所もあるでしょう。当然のことですよ、今回統一しようとする、余りにも差があるので。そこは認めているんですよ。今の料金体系はいいのかどうかということで質問しているんですけれども、こういう実態ですよ。下水道とこのプラスされるところが幾つか上げてあるんですけれども、どのくらいあるかということ、天城の場合は上水道30リッター使うと負担増2,136円プラス下水40円プラスされるんですよ。さらにですよ。それから中伊豆は60立方メートル使うと7,896円プラス48円、こういう実態もね、本当に私はつかんだ上での提案なのかということでクエスチョンマークです。市のほうにとって、部長にとってみれば職員にとってみれば、全体の収益がどうなるかと。それでもつかもたないかということで、当然それは当たり前のことなだけども、この改定によって市民のところどこにどのような形で影響してくるのかということもちゃんとやっぱり調べる必要があるのかなというふうに思っていますので、ダブルパンチのところはよくわかりました。質問することありませんから、状況わかりましたので。

議案第93号の給水条例の一部改正についてお尋ねします。ちょっとわからなかった。

全体としては幾らなんですか。答えていたけれども、ちょっと私書き切れなかったもので、

すべてひっくり返して幾ら上がるのか、幾ら上がるのかだけ教えてください。いっぱい数字を言うとわけがわからなくなる。

それから、分岐点について今お話しなされたように回答されたように2014年、いわゆる本格的にちゃんと取りますよと。1カ月単位ですると643円、2カ月で徴収しますからね、2カ月の基本料金は1,286円プラス95円掛ける何立方メートルですよということが始まったときに、値上げ分は13立方メートル使う人から41立方メートルふえたんですよ。

それからもう一点、私もちょっと調べてびっくりしたんですけども、その前の段階、2012年から2013年までの2カ月で計算しますから、これのがわかりやすい。840円基本料金を掛けたときにまさか天城なんか出てこないだろうと私は思ったんですよ、今よりも上がるというのは。そうしたら、ところがどっこい18立方メートルから27立方メートルの方々は上がるんですよ。その中で最大どこが上がるかと。2カ月間ですが、20立方メートル使う方が年間ですけれども1,320円ですよ。もとに戻って2014年も同じ20立方メートル使う人が年間約4,000円ですよ、3,996円ふえるんですよ。だから天城の方々は全体下がると思ったら、なぜここが上がるのか、おかしいではないかということなんですよ。わかりますか。上が下がって下が上がるだろうというふうに6年間じっと我慢してきたと。一番高い水道料金でずっと我慢していたと。でもふたをあけたら何なのという。確かに天城地区では下がる地帯もあるんですよけれども、こういうところを置いてけぼりにしてしまうんですよ。そこまで調べたのかどうかをお尋ねします。

それから、今回の基本料金は基本料金、水道料金は水道料金取る、その原則はものだとかということをお話しなされていますけれども、お尋ねしますけれども、地方公営企業法、これ一般質問のときにもちょっとお尋ねしましたが、経営の基本原則の一つですよ。経営をちゃんと成り立たせましょうねと、これあるんですけども、公共の福祉の推進というのがあるではないですか、公共の福祉の推進、そのためにほかの多くの自治体はこの料金体系をとらないですよ。基本水量、いわゆる生活配水、生活にはお金を取りません、取りませんというか安くします。取りませんという誤解ですね。公衆衛生向上のために生活用水としての家事用、浴場用、ふろ場使うときについてはこのところはなるべく負担を少なくしましょうと配慮をする、ここがあるから地方公営企業法である公共の福祉の推進というのをこの中にうたわれるんですよ。

それともう一つ、経営をきちっと成り立たせなさいというから、前の質問でやったんですけども、これやれと言っているのではない、考え方の問題を私言っているんですけども、やれと言っているのではないですよ。多く使えば使うほどどんどん水道料金を上げますというのが一般的なんですよ。それで多く使うところ、これをやれと言うのではないですよ、繰り返し言うけれども、旅館サイドも大変だからわかるんですよ。では、どんどん立方メートル当たりの料金体系を取れとは一言も言っていない、考え方はこうですよということはしっかりと受けとめてほしい。一つの例として、失礼ですけども、旅館さんは水道を使えば、使

っていただける人たちが多く入れば、それは利益に反映されるんですよ。水というのはそういうことで工業用水もそうですよ。だから特に工場地帯なんかは定進制と多く使うところというのはたくさんの料金をいただきますよと。1立方メートルいつまで使ったって同じですよなんてしないんですよ。だからそここのところの根本的なところをやっぱり私は考えなくちゃならないのかなと。

それから、建設改良費の件についてわかりません。市長もこんなことを話していますよね。今年度公共投資するとまた借金がふえるから云々というような話して、そして今のこの市に体力のあるときに整備したいということなんです。それはわかるんだけど、ではその改良費14億円というのは一体全体どこから持ってくるんですか。普通例えば車を買って何か商売しようとしているときに、では車の自分の現金を出す、あとはローン組んでそれでやる。友達から借りるとかということで、100万あるうちの50万は自分のお金、20万は借金する、30万はだれかから借りるということで運転し始めるんですよ。水道の施設だって同じではないかなと。それを全部内部留保資金でやりますということを使うから、それをどうしたって安定的にためたいから、やりたいからお金がないと困るではないですか、借金を余りしないんだから。だからこれだけのやっぱり高いところに合うような形にならざるを得ないのかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、私のほうからお答え申し上げますけれども、これも繰り返になります。確かに生活用水としての性格もあるんですが、他方、今伊豆市の産業全部きついわけですから、全部の負担を軽減しようと思ったら全体の水準を下げるしかないと思っているんですよ。確かにお年寄りの家庭が多いのできついけれども、しかしやはり大量に水を使っているところがそういう元気なときはそれくらいの水道料金は耐えられるけれども、それを全体に苦しいところに全部優しくしようとすると、全体の水準を下げなきゃいけないと私は判断しております。

それから、結果として今回の水道の改定案のと現状の差というのはもちろん把握をしております。天城地区でどうなっているか、中伊豆地区でどうなっているかというのは承知をしている。しかし、それを前提に制度設計はとて私にはできないと思うんです。今7つの種類があってそれぞれ制度が違う。修善寺では事業別もあるし中伊豆は人数別もあるし、これをそれぞれの状況に特別な配慮をしながら制度設計をするということは、私はできないしやるためにゆがんでいくと思うんです。したがって、一番シンプルな水道料金体系をとりたい。

実はその2部制をとったというのも、これ一番シンプルなんです。設備投資はみんなでもちましよう、あとは商品、生活用品といったって米だって同じように1キロは幾ら2キロは幾らということですから、同じように使った分だけの料金にしようということで、それ以外

の制度設計をしようとする地域ごと、水道ごとの利害調整、現状との調整は私は多分、多分というかこれはもう間違えなくおさまりがつかない。そこで制度設計についての時点ではいろんなところとの差額、だれがどんだけ上がるかだれがどんだけ下らなきゃいけないかという配慮は、正直言っていたしませんでした。結果としてどうなるかはもちろん承知しています。だからそこを見て決めなかったのかと言われますと、それは正直言ってそれを前提にはやってきませんでした。あくまで伊豆市全体で水道料金を負担するとしたらどのような事業が必要か、それはどのような公平な制度でやっていくべきか、その結果幾らの料金水準になるのかということで今お話をさせていただいているわけです。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 全体で幾ら上がるかということですがけれども、約7,900万円ぐらい26年度では上がると思います。

それから、建設改良の話なんですけれども、建設改良は4条の資本的収支の支出のほうに建設改良費というのが載っております。でもこれはいわゆる収益的収支のようにお金を払って消耗品を買うとか何とかと、そういう話ではないです。建設改良というものの例えば1,000万円の工事費は事業の内部へ残った、要するに3条のほうで減価償却費として支出に計上してあるんですけれども、ただ実際の現金の支出はないわけですね。ですから、そういうものを3条の収入のほうへは載せてございませぬけれども、内部留保資金の中では補てん財源となるわけなんですけれども、その現金というものが企業の中に残ります。これを4条の支出に充てていいですよということなものですから。

それと毎年上がる、26年に1億880万という金額になるんですけれども、これも内部留保として上がります。この1億880万につきましては一部は建設改良積立金、減債積立金、それから利益積立金というふうに積み立てられます。これは鈴木議員がご指摘されたそのとおりです。それで欠損金がある場合はそれを積む。それで残りが未処分利益剰余金として残りますので、そういうもろもろの企業の中に残った現金です。これを建設改良の支払いに充てることができます。

ただし、これは収益的収支が言っている収入とか支出ではないです。予算決算では収入支出に仕分けますけれども、会計上は現金という流動資産は固定資産に変わっているだけなんです。それで、その減価償却費分が3条の費用のほうへ計上されていきます。それでなおかつそれは現金の支出がないと、そういうものの繰り返しなんです、要は。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員。

20番（木村建一君） 私は繰り返しますが、全体の水道を統一するときにはどうしようかというところは、当然そこから出発するかもしれませんが、考えるときには、でも現実には、私天城出身だから別に天城地区の肩を持って言うわけではない。天城の方々全体として下がるであろうというふうに繰り返して期待していたのに、なぜこの分上がるんですかと。全

体をやったんですが、これ結果としてしょうがないんじゃない。結果こうなるよということを見ながら計算するときにはやっぱりどの、この料金を統一することによって市民の皆さんがどこでどういうふうな状況になるのかということは、私はやっぱり把握する必要が今回だってあるんじゃないかというふうに思っているんですが。

もう一点お尋ねしますね。今のその建設改良費のお話、3条予算とか4条予算、支出がどうのこうのといってわかるんですよ。お尋ねしたいのは、そうすると内部留保資金でやるんだと、基本的には。ということですよ。そうしたらお尋ねします。過去の何十億ものお金ってというのは一体全体あれは何ですか。借金たくさんやって今鈴木初司議員も言ったけれども、今現在いる人が水道使っている人が今の水道料金は維持管理費プラスずっと昔の借金を、その利子も含めて元金も含めてプラスして返すというかね、実質的にはそれを市に納入しているんだけど、その水道水の料金の中身を見ると、維持費とプラス今までの借金の公債費をプラスして払っているんじゃないですか。

そうしたら、今の部長のお話ですともう基本的には内部留保資金だと、それでやりくりしないと14億もたないからというふうになっちゃうんじゃないですか。そうであるならば違うと言っているの、違うなら違うでちゃんと説明してください。14億のうちに、前にも言っていたけれども、3億円しか借金しないんですよ。本来の平等って何なのと言ったときに、今現在使っている人たちが恩恵をこうむるんだったらそれを全部払っていいですよ。もう繰り返すけれども、将来にわたっている人たちだって使うんだから、この今回の5年間の施設改良費をやろうといったときに。そこをなぜ後年度を長くしてやるのが本来の平等でしょうというのが、そこが狂っちゃうんですよ、全然。今あるうちに。では、体力がなくなった、10年後にはだれが払うの、それ。とにかく現金で全部5年、6年ではないと言いましたよね、建設改良費分なんていうのは。では何年でその3条予算、4条予算を含めてだけれども、返そうとするのか、ペイにしようとするのか、質問します。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 4条のその補てん財源を不足額ですね。4条の支払いに充てる内部留保資金だと、私はそういうふうに申し上げていないはずですよ。その内部留保資金というのは、先ほども申し上げましたけれども、4億5,000万がいいか5億がいいかという、その辺の判断は私にもちょっとできませんけれども、燃料計のメーターのように常に一定のところを保ちたいわけです。だから、企業債を借りて、建設当時内部留保資金がなかったときには、積立金がなかったときには企業債を借り受けて工事を実施したと思います。ただ、この場合には借り受けた企業債の利息と減価償却費が3条に計上されます。借りたお金には必ず利息がつきます。ですから、これは料金に大きくはね返るわけです、逆に。ですから、その辺私が申し上げているのは、内部留保資金のその上がり下がりを見ていると、内部留保資金が下がるようでしたら企業債を借り受ける、内部留保資金がふえるようでしたら、これは一定の額は使ったほうがいいということです。こうやって後年度の人たちにも平

等な負担をしてもらうというのはここにあるわけです。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 木村議員、議案第94号のほうはいいですか、もう。

20番（木村建一君） すみませんね。簡易水道なんですか、聞くと単純にただ割っただけですか、根拠はないのね。それで96円ではなくて、今回の時点で95円でやっているでしょう。でもこれはもう前立てたから、この辺は払ってもらうんだという理解でよろしいですか。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） そのとおりでございます。考え方としたら水量料金はなかったという、何かに根拠を持っていくしかございませんので、それで非常に第1段階なんか安くなりましたけれども、3段階に均等に割らせていただきました。

議長（飯田宣夫君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

続いて、議案第94号について、5番、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 5番、松本覺です。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、特に附則の3、4、5、223ページについてお伺いをいたします。

私は、今までに水道委員会に属していたということもありまして、事前の説明会等出席をさせていただきました。その機会あるごとに、水道料金改定に当たって激変する地域については特に丁寧な説明をする必要がありますよということを訴えるといいますが、発言をしてきたつもりであります。ご記憶にあると思います。それで、外から何も事情を知らない者にとっては大変不自然な数字、例えば1立米32円というような数字は、どこからそんな数字が出てくるんだと、大変不自然に思うこともあるかもしれません。私も一時そう思ったこともあります。

しかし、過去の経緯やいきさつをそれぞれに持っていて、そして言い分もあるわけでありませう。したがって現在の料金を払っているわけですから、行政に当たる者としては、それぞれに十分耳を傾けていかなければならないと思います。同一料金、同一サービスの大義名分のもとに改定案の変更等丁寧な説明を欠くと、それこそ泣く子と地頭には勝てんと言われかねませう。理にかなった配慮や思いやりを持った行政の手法が必要だと思います。

私ごとですが、議員になる前に議会って何をやっているんだと、こう聞かれましたので即座に富の再配分と市民の拡声器になると。まああと幾つかありますけれども、そういう政治姿勢はこれだけでもお持ちだろうと思います。

そこで、それに沿って3つ伺います。

1つは、経過措置について該当地区、特に3つと思いますが、該当地区に対する十分な説明が行われたか、納得、了解を得られていますか、これが第1点目です。先ほど木村議員が同じことを言われましたが、部長さんはいるものと思うと、こういう声をはっきりと私聞き

取れましたのですが、もう一度聞きます。納得、了解を得られていますか。

それから2番目に、これは単純な説明でちょっと私にわからないから単純に聞きますけれども、修善寺地区で水圧が低いので13ミリも20ミリも同じ料金だから、20ミリでもいいんじゃないかとあいまいな根拠で実際には20ミリを引いていると、引いている地区があると、聞いたら芙蓉台のようですが、そういう地区に対して実質的には今度は20ミリは値上がりするわけですね。およそ倍ぐらいになりましょうか、基本料金と1トン当たりの水量は20ミリよりも安くなりましたから、ざっと倍の値段になったわけですが、そこら辺への説明と納得は得られているでしょうか、それが2つ目です。

さらに、私は聞くところによると何人かの人に、相当信頼の置ける人たちに特に小土肥地区、新田地区について事情を聴取してあります。これは、これ言っているかどうか、行く行く最終的には市に協力したいという意味は持っている。しかし、特に旧町と取り交わした先ほどは協定書といいますか、通称覚書と今までは言っておりましたけれども、それらがある。それから要望書も出ているということについては、これは納得、了解が得られていないと解釈したほうがいいんじゃないかと思えます。それでここに至って、では今さら何をするかと、こういうことになるわけですが、私はそれらについてはこの会期で可決されるか否決されるかはともかくとして、将来にわたって今言った覚書とかあるいは政治的温かい配慮とかというような話し合いを今後も持っていたきたいと、私は思っているわけですよ。その担保がとれるかどうかは私の意思決定にかかっている、私はそう思っているわけですが、ぜひそうしていただきたいと思っておりますが、市長のご所見を伺いたいと思えます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず基本、ちょっと大事なことで一番最初に議員おっしゃった富の再配分のところで、大事な政治の役目なんです。これに対して私はちょっと危機感を持っておりまして、幾つかの特定財源で県の中でもあるところからは負担と利益がずれがあると、これは当然ですよ。富の再配分をやっているわけですから。そういったことに対する不満もありますし、川勝知事もまずそこが汗をかかないところは支援をしないという、つまり汗をかくという意味はよくわからないんですけれども、とにかく自動的に再配分は行わないということなんだろうと私は理解しているんです。したがって、当然財力のないところあるいは我々のように環境を維持してCO₂を吸収することによって貢献しているわけですから、それはどうどうと主張すればいいと思うんですが、ただ自動的に富が再配分されるということはなかなかないだろうと、それを覚悟して私はやはり行政に臨まなければいけないだろうと、こう思っております。

それを前提に、まず1つ目の経過措置については十分な説明が行われ納得、了解が得られている、これはもちろん全員から納得、了解は得られていないだろうとももちろん思っております。先般もご質問の中でありましたけれども、議員内閣制をとっていない地方自治体においては行政のほうに議案を上程する責任があるわけです。ただし、地方自治法あるいはその他の説明書を見ますと、極めて例外なときには住民投票という形で住民の意思を直接問うことがある。例外的な場合に重要な案件についてタウンミーティング、地区説明会等で市民の利益を直接吸収することがある。そのほかの場合にはまず議会に、当然のことながら議会にお諮りをして、そこで承認をいただく。私はその例外的な重要案件だとは思っておりますので、市民の皆さん新たな負担をし、お願いするごみの有料化であるとか、この水道料金については地区説明会等をやりが説明申し上げたわけです。その中で論点が整理され、どこが課題かということは掌握したつもりでございまして、その時点で全員のご理解、ご了解が得られなくてもこれはやはり行政の責任として提出すべきではないかと、こう判断をしたわけです。

その中で、その3番目とリンクするんですが、料金についてはこれは申しわけないけれども、私は特例措置というものを認めたくないと。これはもう收拾がつかなくなりますし、やはり皆さんそれをわかって合併に臨まれたわけですから、やっぱり合併協議の協議事項を後でほごにするというのは、これは新たな伊豆市の行政としてすべきではないであろうし、それは結果として一部に負担の低いところが残っても、やはり逆にその市民の感情が分離してしまうことになりかねないということで、私がお願いしたのは料金の統一はご理解お願いしたい。ただその地域のまちづくりあるいは別の形でのまちの支援策は必ずお話をさせていただきましてということで申し上げてまいりました。

したがって、現時点で一部の地域あるいは市民の皆さん全員からご理解、ご同意を得ているとは思いませんけれども、もし仮にこの料金を議会で承認いただくことになれば、まずそういったところから説明を申し上げ、そしてそのまちの、その地域のまちづくりについて料金とは別の形で真剣に議論をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますし、その場合にはその地域のご要望、現状に基づくご要望というのを最大限に配慮させていただきたいと考えています。これはお約束をさせていただきます。

それから、20ミリの件ですが、これは当初20ミリが3倍、基本料金のほうですね。25ミリが6倍ですか、確かにこれはみずから好んで使い勝手のいいものということではなくて、地域によってはどちらかという行政からの指導で、あるいは何となく自動的に20ミリということはございましたので、基本料金の差を当初の半分、20ミリで1.5倍程度、25ミリで3倍程度に、これ全部一緒にすることも考えたんですが、やはりそこは設備の使い勝手等で差がありますので、ただ全体としては基本料金だけですので1.5倍、2倍というのはご理解いただける折衷案ではないかと考えております。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 最初の利益の分配については、これは基本的姿勢でありますので、総数を単純に分母で割って平均値で全部ならせと、そういう意味ではありませんので、汗もその中に入るとことはもちろんのことです。私が言うまでもなく政治の中にはそういう要素もあるだろうというふうに思っておりますので、持てる人から取って持たざる人に分けると、これが政治だろうと思っておりますので、基本的にはぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、修善寺地区につきましては、地区から特に要望書とか反対の声は上がっているということは私はキャッチしておりませんので、今言ったような説明をやっぴり事後であってもきちっとしてやるということが、これが丁寧な政治姿勢だろうというふうに思います。

ただ通ればいい、通ったらそれでおしまいではないわけですから、まだ採決する前に時間があるわけですから言ったっていいわけですから、ぜひそういう地頭さんが来たよと言われぬように、少なくとも丁寧な丁寧な政治手法をやっていただきたいというふうに思います。

一番肝心の私の質問は3番目であります。確約をするというようなことでありますので、私が聞いた限りでは土肥の人たちも料金の改定というのは、一律にそろえるということは、これはしょうがないとは言わないんですけども、できれば協力したいという意向が圧倒的に多いと私は感じています。ただしその間がまずいと。

もう一つ言いますけれども、基本的にはわかりましたんですけども、もう一つは、今小土肥の人たちは暫定で、ここ段階的なのというのがありますね。小土肥の方々は説明不足か誤解かは知りません。現状は32円から始まって71円に3段階、もしくは2段階というふうにそう思っています。それで、それは言った言わないではなくて、やっぱり説明が足りないんですよ。そこら辺もこういうわけだからという説明がやっぱり必要だと思います。それで、木村議員さんがちょっと言いましたのでタブーではなくなったと思いますので、32円というのは根拠がないと、条例にないと、こういう論理は私は本当にいかがかと思う。では今まで市が55円の請求書を出してそして、いや、これはこういうわけだから32円しか払わないと、そういうことがあったことはないはずですよ。請求書はちゃんと32円の請求書を出しているわけですから、条例にあらうとなかろうと、そんなことは言いわけにしないほうがいい。でもそれもこういうことですから、ぜひ納得していただきたいというようなそういうやっぱり中間の何ていうんでしょうかね。説明といたらいいんでしょうかね、心のこもった説明をしていただきたいと、こういうふうに思います。まだ遅くないわけですから、ぜひやっていただきたいというふうに思います。この辺はいかがでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） したがいまして、その7段階にならないとか人によっては10年だ20年だということも段階的な措置の中で土肥地区であったんですが、そこは私はもう何度も何度も自分が市長でいられる事業計画、つまりこれからの5年間の事業計画の中で統一のことは

決めさせていただきたいと。その中で5年5段階と5年3段階はそんなに差がございませんし、それは皆さんも後で試算してご理解いただきたいと。ただし、そこでその後で他の3地域等も含めて基本料金も段階的にさせていただいたわけです。これによって200円、400円、643円ですから、これによって土肥新田、それから小土肥地区の方々もその5年5段階にするよりも、この基本料金も段階的に実施したほうが効果が私はあると思っておりますので、結果として手法は違いますけれども、結果として私は、当時タウンミーティングで説明させていただいた皆さんのご要望に、全部とは申し上げませんが、こたえたつもりであります。

ただ、ここまで論点を整理し、その課題がわかった上でこれはやはり行政の責任として議会にお諮りをしたいと。その後で必ずこれは各地区にご説明に上がり、これはやはり議会がありますので、先に全市民に説明して理解をしてというよりも、やはり議会にお諮りして、その後実施要領とか新たな料金についてご説明に回るとというのが行政の責任ではないかと思っております。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 一応わかりました。

今言ったように5年間5段階だというようなことに固執している人は、個人的に私はこうなると実際には変わらないんだよという、わかったとわかるんですよ。だけれども、みんなのところへ行って私が説明するわけにはいきませんので、だから繰り返しますけれども、そういうことを丁寧にしてくれば、していけば圧力が少ないんじゃないかなと。市民の方々も大変だけれども、何とかという意識はあるんですよ。大変払うから高くなるからおら反対だという人ばかりではない。例えば土肥が一番激変地区ですから言いますけれども、土肥の旅館組合の方々も最初は、おらやっていけないと、もうこれでは土肥の旅館は全部だめだと。要するに純益から水道料金を引いたらもう赤字になっちゃうと、こういう状態だと言ったわけですが、その後何回かの話し合いでやむなしと。これは組合長さんが私にやむなしと。これは一人の考え方ですよ。だから丁寧に説明していけば、全部がそうではないと私は思っているので、ぜひ今市長さんの言われるとおり、言われることを実行していただきたいというふうに思います。信頼をしています。

以上で終わります。

議長（飯田宣夫君） これで松本覺議員の質疑を終了します。

次に、議案第88号について、19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家の設置条例の一部改正について質問いたします。

何人かの議員さんがやっておりますので、私の答弁書のとおりですと返ってくる答えがもう先ほどあったということで、少し基本的な政治姿勢を市長さんに伺います。

昨日のことですが、私の住まいより大分離れた市民の方から電話がありました。それで会いたい、それで会いました。そうしたら一つのメモ用紙を渡されました。そこには、私は見なかったですが、何か数日前に北海道の赤平市のテレビを見たんだと。それでメモってありました、いろいろ。行財政改革、そのうちには人件費も25%カットしてあるとかそんなこともいろいろ書いてありました。そこでその方が、やはり本当に苦しいんだったら、そういったことが市民負担より先に必要ではないかと。それが伊豆市の場合はごみ、また水道、それでこの老人憩の家のことだと。すべてそういうものに負担を求めてくるのはいかなものかと、そういう私に、私に苦情を言っているわけではありませんが、そういうことでいいものですかという問いがありました。そのことをまずお伺いしておきます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 確かにこのところ公共料金、しかもごみとか水道とかいうように皆さんがお使いになるものですから、これは基本的に消費税と似た全員に対する負担がふえるということになるわけです。そこで私は市の職員の給料というのは、やっぱりこれは生活保障のこともありますので、管理職からということで部長を半減し、そして課長は課長相当の職は残しておりますけれども、課長のポストを整理し、また6月のこれは1回のボーナスだけですけれども、特別職が国の基準以上にボーナスを下げて、少なくともそれが多いか少ないかは皆さんのご判断にお任せいたしますけれども、姿勢だけは見せさせていただいたということしております。これ以降は特段経費も相当切り詰めて今頑張っております、いわゆる予算を全部使い切って、よく国で批判されるような、余れば年度内に使い切ってしまうということではなくて、ご承知のように大体毎年数億残すような経費の効果的な使用にも努めておりますので、ぜひそこはご理解をいただきたいと思えます。

また、この熊坂の憩の家が数カ所ある、あるいは市のおおむね中心部にあつて、おおむね皆さんが使っているような施設であれば考えないでもないんですけれども、これは当時修善寺町としてあの場所につくり、伊豆市になったときにやはり等しく皆さんがお使いいただける、個人として、状況にはない。それから、その本来の目的であります老人クラブあるいは老人会の私はどんなグループでもいいと思うんですが、その皆さんが友達と一緒に行って、そこで囲碁をやったり話をしたり折り紙やったり、そのプログラムとしておふるに入るときには、これは無料でやらせていただきたいと思っておりますので、そこはぜひその趣旨はご理解をいただきたいと思えます。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 市長が6月のボーナス、特別職手当カットしたという、それがそのときに市民に公共料金の値上げをお願いする。それには自分も痛みをとということで、それは

私らも聞いております。しかし、やはりそれだけで今のやはり官民格差というものが市民には理解しがたいという部分がやはりあると思います。その辺のリーサーもぜひ首長として、また今後していただきたいと思います。

老人のそこの施設に限っていえば、今市長はそこが中心街になくて、多くの広い住民がサービスを受けているわけではないという、ですから、先ほど鈴木議員が言いましたが、私は年齢が60歳でなくても5歳ぐらい年齢が上がっても、やはり市民全員が公共のおふろで入る、65歳とかそういった老人が伊豆市にある公共のおふろへ入るときには全員無料だというぐらいの、何か今聞いていますと、やはり先ほども、人あったからという言葉も出ましたけれども、合併のときでもサービスは高いほうに負担は低いほうにという一つの原則があったわけですが、今やもうそんな言葉ってどこへとんでしまったかなという、そんな気がするわけですが、やはり一番はそういうお年寄りという部分が、そこに一番まず最初にそういった心が入っていく、政治が入っていく部分ではないかなと思うわけですね。ですから、その部分がやはり今回のようなことにするんだったら、もう少し時間をかけていただいて、やはりでは全域を先ほど言ったような形をとるんだったら、市の財政負担はどういうふうになるのか、やはりその辺のところも十分研究した中で、やはり老人の福祉という面をもう一度考え直してもらいたいと、そのように思いますが、いかがでしょう。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お年寄りの福祉は私は決して軽視しているわけではありませんし、自分の母も81で、本当にまだガス炊飯器も何もなかったころをかすかに覚えているくらいですけども、大変苦勞して我々の世代を育ててくれたことは、それが自分の母であれあるいはほかのお年寄りであれ、それは十分考えているつもりでございます。ただ、そのときにお金でお年寄りの福祉をやる。そのいわゆる現金給付をするということが本当にそのお年よりに対して正しいやり方なのか、私はどちらかという、この乏しい財政の中でやはりそこは将来のむしろ子供たちのために使わせていただき、お年寄りには我々の手間でその気持ちをあらわさせていただきたい。

そこで、この周辺市町と比べて恐縮ですが、市を挙げての敬老会がどんどんなくなっている中で、私は市で統一して5年置きだったものをご要望どおりに各地区で75歳以上の方お集まりいただき、そしてやめる市が多い中で大変少額になりましたけれども、敬老祝い金もお渡しして、これは実は今1,000円ですからやめようかと思ったんですが、去年ある方から、これはな金額ではないんだと、こうやってもらうのがうれしいんだと言われて、ああそこまでやってはいけないのかなと、そういったことを先ほどの老人クラブへの補助等々を考えますと、私は比較していただければ客観的に伊豆市の老人福祉というのは、決して伊豆半島の中でそのように責められるものではないと思いますし、この特別な地域に対する個人で行かれる方のおふろ代も、果たしてこのまま払い続けるのがいいのかどうかについては、やはり

疑問を感じざるを得ない。

それで、私が自分で確認をし、担当の部に確認をさせたところでは、これはとんでもない話だから絶対に許さないというような声はほとんどやはり聞かれませんが、むしろほかの方からは同じ地区の中でも、これはやはり取るべきだという声が多々ございまして、ぜひ議会のほうでもご理解を賜りたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 三須議員。

19番（三須重治君） 市長の心が老人に対して冷たいなんていう、だれも思っていないですよ。ただ一つの形がこういう形で、修善寺町時代の福祉政策がやはりほかに比べたら手厚いと見ますよね、この施設があることが、ほかにないわけですから。そうしたらやはりそちらに合わせてやるというのが、そこまで伊豆市が苦しい財政であったら我々も議員削減もしましたよ。議員報酬まで考えなきゃならないのではないかと。もちろんそのときには市長もその中もいろんな財源を捻出するそういうことも考えると。僕は年寄りに負担を求めたりサービスを低下させるということは、最後の最後的手段ではないかなと、自分ではそんなふうに感じますからね、こういう質問をさせていただきました。答弁は別に結構です。

議長（飯田宣夫君） これで三須重治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第84号から議案第95号の12件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第96号及び議案第97号の質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第36、議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について、日程第37、議案第97号 市道路線の変更についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第96号、議案第97号の2議案について一括して、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について質問させていただきます。

変更の理由を伺います。詳しく説明してください。

議案第97号については、時間も時間ですので取り下げます。

議長（飯田宣夫君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長から答弁をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更についてでございます。

これは土肥浄化センターの改築更新に関する協定契約でございますけれども、平成20年9月12日に議会承認をいただきまして、日本下水道事業団と本協定を締結いたしました平成20年、21年の債務負担行為でございます、協定金額は6億200万円でございます。

協定内容は、土肥浄化センターの汚泥脱水施設と水処理設備に係る計装設備の設置でございました。施工の効率化を図るために脱水設備の更新に引き続いて水処理設備の更新を行うことになりました。これによりまして汚泥乾燥機と電気機器の撤去及び中央監視制御は水処理設備更新後に行うように工程を変更いたしました。これによりまして設計額で7,600万円の減額となりました。

また、日本下水道事業団が執行した本工事の入札の結果、約6,300万円の入札差金が生じました。あわせて本協定においては1億3,900万円と日本下水道事業団の管理諸費を合わせた1億1,200万円が減額されることになったわけでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

森議員。

12番（森 良雄君） また、時間をかけてじっくり質問したいと思ったんだけど、当局の皆さんも議員の皆さんもよく考えてもらいたいんですよ、これ。これ随意契約なんですね、これね。そうですね。それで6億200万円、率でいうと、4億5,000万円になると74.75%、単純にいうと75%になっているわけです。25%も節約できているんですよ。それで何と設計料金は7,600万だ。本工事は6,300万円だ。私は常々言っているのはね、伊豆市の契約は業者の見積もりがそのまま予算になって、それがそのまま設計価格になって、それがそのまま予定価格になって、それがそのまま契約価格になっているんだと。十分な吟味がされていないんですよ。それで本体工事にしたら6,300万も下がっているということはね、変更前の金額6億からいって約1割下がっているわけでしょう。これが私はこの伊豆市の契約、入札にしても随意契約にしてもすべてきちっと競争が導入されればこうなるんだよと、少なくとも1割ぐらいは浮いてくるんだと、わかっていないのか、おまえ。これが現実なんですよ、伊豆市の入札の。

この辺について市長どう考えています。これだけ差額が出てくると。この下水道事業団が恐らくきちっと入札やっているはずなんですよ。伊豆市は入札しないでこれは随意契約でやっている。おかしいと思いませんか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 議員ご指摘のように、制限のない一般競争入札、すべて公共事業をや

った場合には伊豆市の財政は極めて軽くなります、1年間だけは。その間に伊豆市の事業所は壊滅状態になりますので、2年目、3年目以降はもう壊滅的な状態になり、それが今の日本ですから、我々もまさにそうだったらどうかというのを目の前で見ています。したがって、私は伊豆市の行政を預かる人間として、伊豆全体が伊豆市全体が一步でも二歩でも明るくなるような行政を遂行する責任があるんだろうと思っております。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） あなたその前に市民が参っちゃいますよ。あなた業者のことしか考えていないんだ。そうではありませんか。市民のことを考えてくださいよ。これが今度のあれが全部ここに集約されているんだ。値上げ値上げ、そうではありませんか、教えてください。業者を大事にするのは結構だけれども、市民を大事にしてほしい。

議長（飯田宣夫君） 市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市の事業者が、それ議員が余り好きではないかもしれないけれども、建設業者さんでも水道業者さんでも伊豆市役所の職員でも私もみんな伊豆市民なんです。ですから、伊豆市民イコール伊豆市の産業であり、伊豆市の事業者であり、議員の皆さんもそうですけれども、これを全体のバランスをとっていくのがこの行政の難しいところで、その難しい仕事にこれからもチャレンジをさせていただきたいと、こう思っています。

議長（飯田宣夫君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号、第97号の2件については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第96号、議案第97号について討論に入ります。

討論はありませんか。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更について、反対討論をさせていただきます。

今言ったように市長の姿勢は全く業者寄りなんです。業者を守るためにね。私は常々言っている。制限つき入札というのは官製談合だと。伊豆市の随意契約、私はルールを守れと常々言っている。随意契約にはルールがあるんですよ。ちゃんと相見積もりをとりなさいと、予定価格をとりなさいと、ルールを守らないのが伊豆市の随意契約だ。その結果がこれが6億円の随意契約が行われた。結果は1億5,000万円の節約できているというんです。これを

証明しているんです。

飯田正志君みたいに何もわかっていない議員もいるけれども……

〔発言する人あり〕

12番(森 良雄君) よく真剣に考えなさい。1億円の1割節約できれば1,000万なんだ。老人憩の家で325万円の値上げをする。増収のために値上げをせざるを得ない我々がね、真剣に入札制度を考えなさいよ。笑っているところではないんだ。随意契約を考えなさいよ。もう多くの方が業者の代表で来ているのかもしれないけれども、それで済むわけではないんだよ。市民の生活を守るためには何をしなければいけないのか、我々は真剣に考えなきゃいけない。これがこの建設工事委託に関する協定の変更なんですよということを私は訴えたい。

反対討論を終わります。

議長(飯田宣夫君) ほかに討論はありますか。

13番、古見梅子議員、賛成討論ですか。

〔13番 古見梅子君登壇〕

13番(古見梅子君) 議案第96号ですね。

この金額は上がった金額ではないんですよ。下がったんですよ。何も反対する理由はない。まことにありがたいことだと。よって、賛成いたします。

議長(飯田宣夫君) ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長(飯田宣夫君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより2議案について順次採決を行います。

初めに、議案第96号 建設工事委託に関する協定の変更についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(飯田宣夫君) 起立者多数。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 市道路線の変更についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(飯田宣夫君) 起立者多数。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長(飯田宣夫君) 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月25日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時19分

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（飯田宣夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（飯田宣夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第1、議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、今定例会初日の2日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須重治です。

ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、総務教育常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審議において、質疑のありました主なものを取り上げてみます。

委員より、決算書75ページ、地域づくり推進事業のコミュニティ施設整備事業等補助金2,953万円の内容は、また、算定基準はとの質疑に対しまして、土肥入谷地区に884万円、柏久保コミュニティ施設に2,069万円です。建物の大きさにもよりますが、入谷地区は基礎額が700万円に1世帯2万円の世帯割、人口1人当たり1万円を合計して算出しています。柏久保は、基礎額200万円に世帯割、人口割を合計していますとの説明がありました。

続きまして、委員より、決算書81ページ、自治会活動事業の地区運営交付金が出されている地区数はいかほどか、その算出基準はとの質疑に対し、121地区に交付されています。1地区に均等に交付される1万5,000円に、世帯当たり300円を合計した額となりますとの説明がありました。

続きまして、委員より、決算書207、225ページ、小学校及び中学校のコンピューター借上料について、各学校への設置基準は、また、使用時間は定められているかとの質疑に対し、

文部科学省からの指導により、授業で1人が1台ずつ使用できるようになっています。中学校では、技術科の授業として行われます。小学校にはコンピューターの授業はありませんが、総合的な学習の中で、情報に関する教育を年間で何時間取り入れましょうという指導があります。そこで身につけた力を、算数や理科、社会で使ったりして、授業に取り入れるというものですとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第61号につきましては、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、福祉環境委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、市民環境部関係では、決算書の15ページ、税の収入未済額がふえているが、市税の滞納徴収体制はいかがか、また、徴収体制の強化は考えていますかとの質疑には、まず滞納者に督促を行い、最終的には差し押さえなどの事務をとっています。徴収体制の強化は、景気の状態から、今は考えていませんとの答弁でした。

さらに、今の経済不況の中で滞納者の状況をよく把握して対応していますかとの質疑には、不況の中、リストラとか派遣切りに遭う人が多く、それぞれの状況に応じて対応しています。分割納付を望む方もふえており、滞納繰越に回る場合もありますとの答弁がありました。

137ページの一般廃棄物収集運搬委託料がふえた理由は何かとの質疑には、前年までは資源と可燃を別々に委託していたものを20年度から統一して、資源と可燃を合わせて委託したためですとの答弁でした。

また、ごみ処理量が減ってきている要因分析はとの質疑には、人口や観光客の減少とリサイクルの推進など、ごみ減量化策の効果が要因と思いますとの答弁がありました。

さらに、土肥地区のごみ処理について今後どうする考えかとの質疑には、焼却施設については、新焼却施設の稼働が始まった段階で撤退をしたいとの答弁でした。

また、ごみの有料化を来年4月から実施するに当たって、市民へのサービス施策を準備していますかとの質疑には、不法投棄ごみの回収とかあるが、現在、柏久保の焼却施設において灰が飛ぶなど具体的被害もあるので、改善策を検討中ですとの答弁でありました。

次に、健康福祉部関係では、決算書99ページの在宅介護支援センター委託料減額の理由は何かとの質疑には、20年度から土肥地区については土肥ホームに包括支援センターを委託しました。修善寺地区と土肥地区については窓口業務、天城と中伊豆地区については窓口業務

と電話受け付けですので、事業量は少なくなっていますとの答弁でありました。

また、103ページの障害福祉サービス費がふえた要因は何かとの問いには、本来利用者の1割負担であったものが負担軽減されたことによるものですとの答弁でありました。

また、福祉タクシー券について、利用状況や対象年齢を下げる意向を問う質疑には、対象者数は2,131人で、券の発行率は44.67%です。病院等の通いに利用されており、昨年よりふえています。対象年齢の引き下げは、財政状況から考えて厳しいですとの答弁でありました。

次に、高齢者の生活保護がふえているが、どんな理由かとの問いには、病気になり、年金だけでは生活できなくなってしまうとか、高齢になるまで働いていても、年金をかけていない方も少しふえていますとの答弁がありました。

次に、0歳児保育についての現状と今後の施策に対する質疑には、0歳児については、私立の柏久保保育園しか受け入れていません。要望はかなりあるので、今後検討していきたいとの答弁でありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第61号、福祉環境委員会所管科目については、挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で、福祉環境委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） ただいま議長から報告を求められました議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定に係る経済建設委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審議の過程における質疑の主なものといたしまして、土木使用料の道路占用料及び河川占用料は調定額のおよそ半分しか入っていない。また、市営住宅使用料も大変高額で、1,550万円の未収です。入るものが少ないというのは、何か理由があるのかの質疑に対し、昨年、道路・河川占用については条例の改正があり、特に、過年度分がほとんどだという実情の中で、100万円単位の大口の滞納等もあります。きちんとした手続がなされていないとかいろいろな状況がありまして、それについて、今原因の調査をしている状況です。また、市営住宅ですが、滞納額が1,552万3,300円で、そのうちの過年度分が約1,200万円と、約77%を占めています。非常に難しい面もありまして、市営住宅の入居というのは、いわゆる低所得者が入るように法的な制限がなされているという背景があります。連帯保証人制度も、昨年の10月に条例改正によって、実質的には入るときだけの世話人的要素であり、保証人として、滞納があった場合にその人たちにしよっていただくとか、そういうことができない状況になっています。さらに、ことしの4月から国のほうの法律が変わり、収入の上限が大変厳しくなりました。当然、我々も過年度の金額が大きいものですから、分納していただくとか、努力させていただいている状況です。また、低所得者、いわゆる家賃を滞納してい

る方というのは、ほかの料金等にも同じようなことが見受けられるということで、市として全体で今後とも検討していかなければならない大きな課題ととらえていますとの答弁がありました。

次に、急傾斜地崩壊対策事業がありますが、現在予定はどのくらいあるものか、計画、件数、場所がわかりましたらという質疑に対し、伊豆市が直接工事を行っている工事は1カ所、本立野一町というところで実施しています。ここについては、あと2年はかかる予定でいます。また、県営事業で9カ所をお願いしており、県内で3番目に多い数を実施しています。県営事業の負担金というのは1,800万円ほどありますが、負担率は幹線道路が受益になった場合には5%、通常のところだと10%になっています。予定箇所は幾つかありますが、これらについても、我々の判断ではなく、県の判断で次にどこをやっていくということが決まってくると思いますとの答弁がありました。

次に、市の管轄の河川について、地域の要望があるからやる、ないから手薄だというのは、本来間違っているのではないか。道路、橋についても、管理者が見て、これは必要である、ないというのが本来であり、要望があるからやる、強いからやるということではないと思いますが、この辺はどうでしょうかという質問に対しまして、そのとおりであり、道路、河川管理者である以上、危険や個人の財産を侵すようなことのないように、我々は我々の目で見させていただいています。市民からの要望がなくても、当然やらなければならないところというのは、やらなければならないと思いますとの答弁がありました。

次に、観光経済部所管科目についてですが、補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものといたしまして、天城ドームの改修工事5,638万円ですが、どういう内容かとの質疑に対し、主にアリーナ屋根の防水塗装工事、エントランス屋根の塗装工事であり、仮設工事としての足場、サッシの調整工事、付随する鉄骨の塗装工事等ですとの答弁がありました。

次に、水産業費の項目を見ると、上部団体の負担金がほとんどです。漁業は一つの基幹産業であり、振興のための助成や補助は必要だと思います。また、土肥の漁協は伊豆全体の漁協になって土肥支部という形ですが、土肥の独立した伊豆市の漁協でなくなり、今まで、総会とか理事会とかというのがあったのですが、どこでそういうことを考えるのかということ、特別につくらない限り機関としてはないわけで、今、土肥支部なり八木沢の一つの漁協というまとまりがありますから、つくらなければならないというような機運は細々と出てきました。あえて手を差し伸べる必要があるのではないかと思うが、所感はどうかという質疑に対し、ご存じのとおり、伊豆地域、伊豆西海岸から東海岸まで一緒になり漁業組合ができたわけです。その中で、おさかな普及協議会、それからマダイ等々、駿河湾という単位でやっています。今、農業には農業振興会というのがありますので、そのような形の中で漁業の方々が何らかの動きがあれば、補助と言わず、お話を聞かせていただき、具体的なものがあればお手伝いしたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、観光振興事業の中の観光協会の補助金が7,450万円出ているが、これについて任意団体だということで、我々議員サイドでこれに対する決算内容を一度もまだ見たことがないし、観光協会の総会に出た方は資料等はもらえるけれども、過去に1回も議会にそういったものが提出されたことがない。法人とか指定管理者の場合は我々のところへ決算の内容が来るチャンスがあるが、その辺はどうなのかと思います。何で観光事業ばかりにそんなにお金をつぎ込むのだという意見が議員さんからも出ているが、それは使い道に対する透明性がないということも含めてそういう考え方が出てくると思います。この辺は、早く何らかの形で透明性を増すような会計方法ができるようなことを議会なら議会に示さないと、今後なかなか厳しくなってくると思うし、それでなかったら早く法人化したほうがよいと思うと考えるがどうかとの質疑に対し、観光協会の決算については、総会資料の中で年度決算がわかると思いますし、市の監査委員による監査も受けています。何といっても人件費に占める割合が多く、主にソフト事業を観光協会にやっていただいているといったような状況です。また、法人化の件は今進めているところですが、会費の件でなかなか難しいというようなことで、まだとまっているような状況らしいですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第61号につきまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩を閉じ、会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

平成20年度伊豆市一般会計について、反対討論をさせていただきます。

歳入総額15億円、歳出総額は14億円に及ぶ決算でございます。しかし、この決算書内容に

ついて再三質問をしておりますが、十分な説明が行われたとは思えません。私は常々、これだけの決算書を出すなら、これに倍する説明書が必要なはずだと申しております。しかし、ほとんどの質問に対する説明は行われていない。

皆さん、どこでどんな事業が行われたのか理解しておりますか。ほとんどの説明は行われていないと断言してもよいような状況です。説明が行われたのは、この概要書に載っている程度のものであります。これが伊豆市の決算報告の実情なんです。まず、第一に事業の説明が不十分だと。皆さん、出会い橋の建設が補正予算で決められましたが、出会い橋の腐食調査はこの決算書でもう行われている。ご存じでしたか、議員の皆さん。私はそういうことは知りませんでした。20年度の予算で執行されているんです。これが伊豆市の決算書の実情であり、我々市民に対する不透明さの実際のものなのです。

事業の随意契約や入札における状況も同じです。伊豆市には契約事務規則があります。それにのっとって随意契約が執行されるべきですが、契約事務規則を無視する随意契約は、過去は年間400本近くありました。20年度は200本を割りました。しかし、まだまだ200本近い違法な随意契約があるんです。伊豆市契約事務規則を無視した随意契約が存在するんです。入札に至っては、制限つき入札、数えるのも嫌になるほどの本数です。伊豆市は19年度から電子入札を導入しているんです。なぜ電子入札を導入したんですか。入札における透明性を確保するためではありませんでしたか。一般競争入札を充実させるために電子入札を導入しようとしたのではありませんか。制限つき入札によって一般競争性はほとんど無視されております。これが決算書の実情なんです。契約の実情です。

反対討論をするに当たり、私は決算書の不透明性を指摘したいと思います。さきの委員長報告で監査委員の監査を通っているというような報告もありましたが、監査委員の監査と議員のチェックとは異質のものだと思います。少なくとも、監査委員の監査は、法令にのっとった監査手法をとっているはずですよ。我々議員は、その裏をチェックする責任があるはずですよ。不透明な決算について、私は賛成することはできません。

終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 木村建一でございます。

議案第61号 平成20年度一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

前市長が新年度の予算編成をして、そして、年度途中から菊地新市長が執行してきましてけれども、この1年間を総括して、来年度予算など将来の伊豆市を見据える足がかりにするのが決算であります。地方自治体の財政は、政府は地方分権と言いながら、この間やられてきたことは三位一体改革による地方交付税など地方財源の大幅削減でした。

伊豆市も厳しい財政状況ですが、将来に向けた明るい展望を切り開き、行政水準の向上と豊かな市民生活の実現を目指して全力を尽くしてきたのかどうか、とりわけ格差社会が進み

生活困窮者が増大する中で、地方自治体が市民生活を守るために必要な役割を果たしてきたのかどうか。また、少子・高齢化への対応や安全・安心の確保は地方自治体の基本的な責務であることを深く認識し、そのための事業展開に努めてきたのかどうか。1年間を振り返って、市当局も、市民の家計が厳しいこと、とりわけ事業所は厳しいという総括をされていましたが、それに対するソフト面での支援策はなし、もともと当初予算が提案されたときに何を重点に予算編成したのかわからないから無理ありません。強いて言えば、国の通達で妊産婦健診の公費負担を2回から5回にふやしたことです。

2つ目に指摘しておきたいことは、職員の残業についてです。公務員の給与と民間の給与をどう見るのかについては今回は触れませんが、残業する職員への許可体制がずさんであります。この件については長年気にしていたことですが、一向に改善がされていませんので、初めて反対討論の中で触れます。上司が知らないのに残業していた、残業稼ぎをするという職員がいること、一部の職員ですが、市民から見れば、それがすべての職員という見方をするのは、国の行き当たりばったりのご都合主義の政策によって長時間の残業を余儀なくされた部署があったことは、私は承知しております。その残業費が多いから問題だという指摘をしているわけではありません。残業するかどうかは上司の許可をもらってから、これが世間の常識です。上司の管理能力が問われる問題でもあります。

3つ目に、当初予算のときにも触れましたが、基幹産業の重要な一つとして、観光は大事と言っておりますが、総合計画を実現するために、期間がそれも少し短い3年、5年の政策をつくるべきだというふうに思います。菊地市長がスポーツと宿泊を結びつけた計画などを掲げていることや、観光情報や地域産業、地場商品、地元商品などの情報を幅広く扱う伊豆市観光情報ホームページを開設しているということを承知の上での要求であります。個々の政策を有機的に結びつける観光戦略は必要です。また、市の観光予算、その中の補助金とも絡まってくることです。単年度で成果が見えてくる分野でないことは、だれもが認識を一致するところだからこそ、3年、5年の計画・政策づくりが求められていると思います。また、地産地消と観光をどう結びつけるのかという、すぐに解決できない難しい課題もありますが、結びつけば活気のある地域になると思います。

橘保育園の園舎耐震補強工事、八岳小学校体育館など各学校の施設改修整備など、安心・安全の教育環境整備などの予算執行は評価します。子育て支援策は、この決算に大方含まれていませんので詳細は述べませんが、今後伊豆市長がどんな総合的な子育て支援策を出すのか、来年度予算編成を注目しております。

このことを述べて討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第61号 平成20年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についての各委員長の報告は

認定であります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号～議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第2、議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定についてまでの14議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第62号、議案第75号の2議案について、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須重治です。

ただいま議長から報告を求められました議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第63号及び議案第68号から議案第74号までの8議案について、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） ただいま議長から報告を求められました議案第63号及び議案第68号から議案第74号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第63号 平成20年度伊豆市天城北道路用地取得事業特別会計歳入歳出の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審議の過程における質疑の主なものといたしまして、天城北道路ですが、現段階での市が持ち得ている情報だとどのような進捗状況か、わかれば教えていただきたいとの質疑に対し、今の状況ということですが、本年度国のほうで補正予算がつきそうであり、また、昨年から他の事業との関係でお金がついてきたというところで、今やっていますのが、いわゆる日向から天城湯ヶ島へ抜ける本線のところです。用地買収については、大体8割方完了していると聞いていますが、工事に向けましては、本年度3カ所の工事、本線の工事に入るための取り合い道路を整備しようということで、日向、それから矢熊、雲金、その3カ所の説明会

等々をやってまいりまして、まずは地権者のみに説明をするという段階が終わりました。その後、10月になると思いますが、例えば、日向の今の火葬場の横の道路は一番入りやすいところから考えているようで、今後は用地に係る分の幅ぐいを打ったり、直接地域の方々に立ち会ってもらい、お願いしていくようになるかと思います。当然、その中で一番注意しなければならないのが地権者の同意ですが、山へ入る道ということで、湯ヶ島地区に入りますとワサビ沢が奥にあったりとかしますので、そういう方々の漏れがないように配慮していきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第63号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、審査の過程における質疑の主なものといたしまして、簡易水道協会負担金ですが、簡易水道協会というのはどういう団体が加入しているのか。また、協会の事業としてはどのような事業をしているのかとの質疑に対し、全国の自治体の簡易水道が加入しており、民間は加入していません。また、簡易水道協会の事業内容ですが、情報提供や補助事業などの歩掛かり等を作成し、配布していますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第68号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 平成20年度伊豆市下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、審議の過程における質疑の主なものとしまして、公債費の借換債をしたために償還額が減ったという説明があったが、こういう方法でやっていくというのはまだあるのですか。以前の説明は、借りがえをしてはいけないという説明を聞いたことがありますが、もういいことになったのですかとの質疑に対し、19年度からたしか行ってまいりまして、20年度も続けてやったわけですが、借りがえをしてはいけないのではなく、するのには厳しい条件が実はあったわけですね。例えば、3年間は起債を起こせないとか、そのようなことで一部ちゅうちょしているようなところがあったのですが、借りがえができるのは行っているわけですとの答弁がありました。

次に、8億6,000万円の一般会計からの充当ですが、下水道審議会のほうからも、一般会計からの歳入が多過ぎるからそのところを考えるべきだというような答申が来ているように記憶しています。やはり、特別会計に下水道料金より倍くらいのお金が一般会計から入っていますので、これは特別会計という性質から不自然だと思います。そこを今後どう考えていくのかとの質疑に対し、本来でしたら、当然受益者負担の原則からいけば負担していただくのですが、下水道というのは水道と違い付加価値がつけられないものです。これにつきましては、環境美化、あるいは環境整備に協力していただいているということをもちまして、一般会計からの繰入金もやむなしということでやっていますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、下水道の起債については、国の下水道建設推進の方向性もあり、45%程度

の交付税をいただいております、一般会計からの繰入金の中に含まれているという、そういう仕組みもありますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第69号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業歳入歳出決算の認定についてですが、補足説明はなく、審議の過程における質疑の主なものといたしまして、収入済額ですが、金額が418万円であり、全体から見て多いのではないかと質疑に対し、これについては、大きい事業所がありまして、その分が結構大きいものです。分納していただける方については相談に乗って、分納をさせていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第70号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、審議の過程における質疑の主なものといたしまして、収支は何とかプラスになっている湯の国会館ですが、料理の出し方とか、味とか、従業員さんたちの認識や教育も含めて、もう少し何とかならないのか。せっかくこれだけお客さんが来ていて、これだけの売り上げしかないというのはいかがなものか。もう少し努力する必要があるのではないかと質疑に対し、本施設は、持ち込みが無料ということもありますが、食堂は地元の方々を初め、市外の方々にも昼食等利用していただいています。施設を整えながら、メニューにつきましても今後工夫、検討していきますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第71号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてですが、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、天城温泉会館の中に歴史ある夕鶴記念館というのがありますが、市民を初め、多くの人に知ってもらうということが大事ではないかと思いますが、どのようなお考えですかとの質疑に対し、夕鶴記念館の中の40人のシアターをもう少し多目的に使えないかと考えていたのですが、今のままだと目的限定ですからかなり厳しい。指定管理や市の直営で残すなど、地元の考え方や動向も見ながらこれからの活用の仕方を考えていきたいと思っていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第72号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成20年度伊豆市上水道事業会計決算の認定につきましては、当局の補足説明の後、質疑を行いました。質疑の主なものといたしまして、資本的収入及び支出のうち出資金2,950万円の内訳はの質疑に対し、2,500万円が下水道からの出資金で、残りの450万円は電源立地交付金です。下水道出資金については、下水道工事に上水道管が当たる場所は、全部上水道管を布設がえをしなればなりませんので、補償的なものでいただい

ています。また、電源立地交付金は、天城湯ヶ島の茅野地区に発電所がある関係で交付金ということでもらっており、これを優先的に水道に回していただいていますとの答弁がありました。

次に、有収水量の見通しというのが年々だんだん減っていくと認識しているが、資料だと21年度でふえているが、理由は何かとの質疑に対し、20年度から21年度の比較ですが、21年度は予算の数字で目標値です。実際につきましましては、21年度も20年度も同じぐらいに減ってきていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第73号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計の決算の認定につきましましては、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、この温泉事業特別会計というのは、特に土肥関係のものであり、今、相当数字的にはいい数字だと思いますが、本来の姿は、地域でもって事業をしたほうがよいのではないかと。黒字のうちに地域の人たちに任せてはどうかと考えますが、いかがかとの質疑に対し、安定して一定の事業を継続するだけの利益があれば、組合等でやっていただいてもいいのではないかと。ただ、皆さんは、やはり将来の維持補修費等がかなりかかることが想定されていますので、現時点では市でこのままやっていただきたいというようなことでした。関係者全員とはお話をさせていただいていませんので、いずれかの時点で再度お話をし、意見交換をさせていただきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に、新規に入りたい方がいるものか、また、入る場合及び脱退する場合には加入金はどうなるのかとの質疑に対しまして、この温泉事業に関しましては土肥地区限定ですが、配湯量に余裕がないため、新規の加入というものは認めていません。その中で、個人間の売買はされています。また、脱退する場合ですが、平成16年度にもう要らなくなったから返すというのがありますが、加入金は返還しませんとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第74号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で議案第63号及び議案第68号から議案第74号についての委員長報告を終わります。
議長（飯田宣夫君） 次に、議案第64号から議案第67号までの4議案について、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第64号から議案第67号まで、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第64号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、審査の過程における質疑等の主なものとしまして、資格証明を発行する場合にど

のような根拠で悪質滞納者と判断しますかとの質疑に対しては、まず、短期保険証をということで来ていただき、滞納の理由を伺います。来ていただけない方については、所得状況等を見させていただき、子供については短期の6カ月保険証に切りかえますが、所得があっても納税せず、なおかつ弁明通知をいただけない方については、資格者証にする対応をとりますとの答弁でした。

また、国民健康保険税の徴収体制はどのようにとの問いには、収納事務に1人の専任職員がおり、資格者証と短期証の判断までしており、滞納の徴収まではできませんが、分納約束等をしていただいている加入者宅には回るようにしていますとの答弁でした。

また、平成20年度に国民健康保険税の減額・免除に該当した人はいますか。さらに、減額・免除の制度があることを知らない人もいるので、市民に周知することをしましたかとの質疑には、20年度は減額等の該当者はいません。周知方法として、現在ホームページに掲載しています。国の制度がリストラ等の対応ということも出てきたので、今後は広報等によりお知らせしていきたいとの答弁がありました。

以上、審査した結果、反対討論があり、採決の結果、議案第64号については、挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査において、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第65号については、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の過程における質疑等の主なものとしまして、軽減を判定するのに世帯合算でやるので保険料の矛盾が起きるが、この会計の中にそれはありますかとの質疑には、この収入金額の中にも入っています。一人一人の課税でありながら、軽減の判定は世帯判定になることと、いろいろな状況の方が移ってきたので、保険料の開きがありますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第66号は、挙手多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、審査の過程における質疑等の主なものとしまして、居宅介護サービス等の額の特例の認定は具体的にありますかとの質疑には、規則の18条の中にはうたってありますが、数字的な根拠はありません。他市町の状況等を勘案して素案をつくってあります。減免の表はないので、規則のほうは極力早目に直していきたいとの答弁がありました。

また、99ページのアクティビティー事業委託の具体的説明をとの質疑には、認知症予防とか閉じこもりやうつ病予防等を含めて、生活の活発化を目的に対象者を選んで行っています。実際の内容は委託先に任せていますとの答弁でした。

また、基金が多くたまっている理由はどうか分析していますか、また、利用料の軽減対策は考えませんかとの質疑には、基金がふえた理由の一つは、事業計画見込みより第1号被保険者のいる世帯が111人ふえたことによる保険料の増加とか、要介護認定者数が計画より減ったことにより保険給付費が下がったこと、また、介護従事者の処遇改善のための2,200万円ほどの交付金を積んであることなどが理由です。利用料の軽減対策は、今の段階ではあくまでも計画ですので、ここで減免等を考えることは難しいと考えるとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第67号は、挙手多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

これをもちまして、議案第64号から議案第67号までの委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中にただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時33分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

討論は、議案順、議案毎、通告順に行います。

まず初めに、議案第64号について、賛成討論を2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣です。

議案第64号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成20年度の国民健康保険特別会計決算は、2億9,399万7,000円の収入超過となっております。これは次年度での返還金などの精算前の結果であり、この決算額から前年度繰越金、支払準備基金の取り崩しを除いた単年度決算では4,312万円の収入超過となっております。

制度改正に伴う混乱の中、医療費の状況につきましては、平成20年度は比較的落ち着いた状況となり、適正な事業運営が行われた結果の決算と判断するものであります。事務の執行につきましても、一般被保険者と退職被保険者の比較において適正化が図られたことは、今後の財政運営や負担の適正化に寄与するものと評価します。ただ、1点、地域経済悪化の影響とはいえ、収納率が悪化したことは、少なからず国保財政に影響を与えることから、な

お一層収納改善の努力をお願いして、賛成討論とします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第66号について、反対討論。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第66号 平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

新しい政権が誕生しまして、このことが国政の場でどうなるのかということは私も注目しておりますけれども、制度そのものが、ほとんどが、国が地方自治体にやれという制度なんです。したがって、地方自治体の裁量権というのは本当に狭いという制度であるということは、予算編成のときにも前もってそういうようなお話をいたしました。政治的な立場に立ったときに、この制度そのものを1年間やってきたわけですけれども、私は、やはり認定するわけにはいきません。具体的な討論に入っていきたいというように思います。

今後の国の政治動向によってどうなるかわかりませんが、この制度は、存続すればこれだけの害悪があるということについて、3点にわたって討論に参加したいというように思います。

1つ目は、上がる保険料です。法律で2年ごとに引き上げを決めております。このままいきますと、来年4月にまた上がります。75歳以上の人口がふえればふえるほど、それに応じて保険料を上げるために、際限ない引き上げになってくるということです。

2つ目の害悪、医療制限も拡大です。患者が担当医を1人選ぶと、どんなに検査や診断をしても、担当医には一定額、現在では毎月6,000円ですけれども、これしか支払われない仕組みです。将来の投薬や手術にも拡大しようということが検討されているということです。

3つ目の害悪です。メタボで罰則です。40歳から74歳のメタボ健診に基づく罰則も始動し始めました。受診率やメタボ改善状況が悪い保険者は、すなわち、それぞれの保険者は自治体、事業所ですけれども、その悪い保険者は医療費をふやしたとみなされて、後期高齢者医療制度への支援金をふやせということなんです。まさに、医療費がふえれば「おまえのところは努力していないからもっと払え」という自己責任を伊豆市にも問われてくるということです。

それから、最後に、委員長報告の中で若干触れておりますけれども、年度途中で、前の政府・与党が出してきた後期高齢者医療制度の低所得者への保険料軽減改定というのをやりました。同一収入世帯なのに保険料負担の格差が、その制度が、すなわち保険料軽減改定が行われる前までは6倍だったのが、保険料を軽減しますという制度が始まったら、何と13倍にも拡大していた事例がありました。なぜこんなことが起きるのか。そもそも、後期高齢者医療制度が個人で加入させられる保険であるのに、軽減制度は世帯所得で算定されるためであります。極めて矛盾した制度というのは一日も早く地方自治体のためにも撤回をすべきだということを述べて、討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

2番、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣です。

議案第66号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

平成20年度後期高齢者医療特別会計の決算は242万5,000円の収入超過であり、1年目の混乱した制度の中で適正に処理されたものと判断します。この制度の是非や負担のあり方などにつきましては賛否両論はありますが、国の定めた制度で、本会の決算認定の審査に当たっては、収入支出について適正な事務及び事業の執行が行われたかを審査するものと考えます。一部に還付未済が発生したとの説明がございましたが、これは年金からの特別徴収制度の中で保険料収入後に死亡するなど、制度そのものの中で生じたものと判断します。したがって、平成20年度の伊豆市後期高齢者医療特別会計決算につきましては、適正であると認めます。

以上で賛成討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第67号につきまして反対討論。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第67号 介護保険特別会計決算認定について反対討論を行います。

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、短期入所生活介護の利用料の軽減を求めます。生活費には税金をかけない、日本の税制度の原則、基本であります。住民税非課税世帯を基準にした利用料の軽減の検討を要求いたします。そうすると制度を維持することができないということをよく言われるのですが、基金が減っているならともかく、この20年度決算を見ますと、基金、すなわち貯金がふえているのですから、1割負担のままということはないでしょう。

合併した年度の高齢者の生活保護世帯40世帯が、5年後、今年度の平成20年度の決算では70世帯、75%もふえています。生活保護世帯以下の年金で生活している世帯、生活保護の予備軍が増加していると私は判断をいたします。戦争中はお国のために命を捧げて、戦後はすきっ腹を抱えながら日本国のために生き抜いてきたお年寄りの方々に、介護を利用したければ1割負担だと冷たくするのではなくて、ほかの多くの自治体でも行っているように、利用料を安くするのが人の道ではないでしょうか。

伊豆市介護保険条例施行規則に居宅介護サービス費等の額の特例の認定があります。以前この問題を指摘しましたが、委員長報告にありましたが、これを実行していきたい、条文化していきたいということがありました。どういうときに利用料が減額・免除できるのか、介

護利用者のために活用できるように規則をつくるという約束を当局は担当常任委員会で表明いたしましたので、今後見守っていきたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

15番、室野英子議員。

〔15番 室野英子君登壇〕

15番（室野英子君） 15番、室野英子です。

議案第67号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計の決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

歳入総額25億9,330万5,000円、歳出総額25億7,534万4,000円、差し引きによる実質収支1,795万1,000円、介護給付費準備基金積立金は20年度末現在高2億9,130万3,279円であります。介護従事者処遇改善臨時特別基金積立金についても、2,225万2,395円は国からの介護従事者処遇改善臨時特別交付金となっております。

歳入の内訳は、総収入の約25億9,000万円のうち保険料が約4億7,000万円、国保から約6億円、支払基金交付金が約7億3,000万円、県からの交付金が3億6,000万円、一般会計から3億8,000万円、あとは繰越金などから歳入としていて、基金からの繰り入れはありません。歳出につきましては、保険給付費として介護サービス費や特定入所者介護サービス等に24億円と大部分を支出しています。地域支援事業として、介護予防事業や包括的支援事業に約1億円支出しています。

高齢化がますます進む中、介護保険を受ける高齢者、居宅介護の方、入所している方を初め、自立している高齢者にもきめ細かい介護予防などの施策を用意されています。介護給付費準備基金として積立金が約3億円近くあり、介護給付費を値下げしてはどうかという意見もありますが、伊豆市において今後介護給付費を受ける高齢者の増加は自明の理であり、二、三年後の今後の動向を見て検討したいとの当局は、公正な判断であると考えます。

以上の理由により、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第69号について、反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森良雄君登壇〕

12番（森良雄君） 12番、森良雄です。

平成20年度伊豆市下水道事業特別会計について、反対討論をさせていただきます。

歳入総額は16億円、歳出は15億6,900万円になる事業費です。いろいろ問題を指摘したいのですが、数が多くなりますので、私は、この特別会計に絞って反対討論をさせていただきます。すべての事業について説明が不十分であるということ指摘しておきます。これだけの決算書を出すのだったら、これに倍するような説明書があっていただきたい。

その中で、下水道特別会計についてなぜ指摘するのか。一番わかりやすいから。皆さん町

の中を歩いていて、これだけの事業を行う伊豆市が、どこで何をしているかわかる事業というのは少ないと思います。マンホールのふたの取りかえ、道路を歩いていてわかるんです。なぜマンホールのふたの取りかえが必要なのか、本当に必要なんでしょうか。土肥のマンホールについて調べてみました。温泉ガスによってさびが発生するという説明がありました。職員はしっかり調査して、報告書もつくっているようでした。まじめに仕事をしているなどということは実感しましたが、それでは、同じようなことが修善寺地区でも行われているんです。

なぜこの道路マンホールのふたを取りかえなければいけないのか、本当に必要なんでしょうか。お金がない、お金がない。お金がないのではないんです、何に使うかなんです。マンホールのふたの取りかえに私たちの税金が本当に必要なんですか。皆さん、くさりしろという言葉をご存じですか。はっきりして、これは専門用語です。鉄がさびて使えなくなるまでどのぐらいのくさりしろを確保しようか、これは大きな設計上の問題になります。少なくとも、マンホールのふたの取りかえについて、私は取りかえが必要だとは思いません。さびたなら、ワイアブラシでさびをかき落とし、黒いペンキを塗っておけば十分使える。なぜそれを取りかえまで必要なんですか。

今千葉県では、いろいろ税金の使い方の問題になっておりますが、このような不要と思われる税金の執行を私は見逃すわけにはいかないんです。たまたまこれは目についている事業だから指摘できるんです。目につかない事業がやたらたくさんあるではないですか。説明しようとしません。私は、しないというのではなくて、説明できないんだと思っています。説明すればするほど森良雄にあら探しをされてしまう。それだったら最初から説明するのをよそう。これが伊豆市の実態ではありませんか、皆さん。私は、この事業はなぜ必要なのかこれからどんどん追求していきますよ。下水道事業特別会計、目につきましたもので、このような無駄な事業の執行を承認するわけにはいきません。

以上、反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第71号について賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第71号 湯の国会館特別会計決算認定について、賛成討論を行います。

地域住民のいやしの場として、また、伊豆市を通過する旅行者や仕事帰りの方の仕事の疲れをとる場としても貴重な施設であります。観光業は極めて厳しい状況の中で、前年度より1,281人の入館者をふやしたことは、臨時職員の方々を含めて、そこで働く職員の奮闘に敬意を表したいと思います。

私は、この会計が赤字になったから、ならなかったからということで評価はいたしません。市民も含めて多くの方が心と体をいやすにふさわしい施設にするのかどうかという立場で、

今後とも臨んでいただきたいと思います。その結果としての入館者数だと思っております。今後、レストランメニューの要求も委員長報告にありましたけれども、そのことも含めながら、施設内だけでなく施設の周りの景観にも気を配り、気持ちよく訪れたいような施設となるように支配人を先頭に奮闘することを期待して、討論いたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより議案第62号から議案第75号について分割採決をいたします。

まず、議案第62号 平成20年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成20年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成20年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成20年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成20年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成20年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成20年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成20年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成20年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成20年度伊豆市上水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第73号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第74号 平成20年度伊豆市温泉事業特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号 平成20年度田方地区交通災害共済組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

11時15分まで休憩をとります。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（飯田宣夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第16、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第23、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの8議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第76号について、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須重治です。

ただいま議長から報告を求められました議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）総務教育常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査において質疑のありました主なものがありますので、ご報告を申し上げます。

委員より、議案書57ページ、電波遮へい対策事業等補助金について、地上デジタル放送の関係で、共聴組合には補助金が出て個人には出ないと、組合に入っていない人は不安である。対策はとの質疑に対し、国の施策なので、今の段階では個人への補助制度は考えていませんが、国や県の動きを見ながら検討する必要があると思います。過日、市内全域に調査が入り、見えない地区が非常にあるということがわかりましたので、見られない地区がないように、個人負担の問題も並行して考えていきたいと思っていますとの説明がありました。

続きまして、委員より、議案書109ページ、地すべり調査委託料とあるが、天城中学校のグラウンド部分は切り土か盛り土かとの質疑に対し、そのあたりは明確ではありません。現在のものが地すべりなのかも明確ではないものですから、仮復旧しているものもいいものかも含め、調査します。その結果により、改めて本格的な復旧方法を考えなければならないと思いますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして討論、採決を行った結果、付託されました議案第75号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上、総務教育委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第76号から議案第79号までの4議案について、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第76号から議案第79号までについて、審査の経過と結果について報告申し上げます。

初めに、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）福祉環境委員会所管科目について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、まず、市民環境部関係では、以前20枚入りであったごみ袋を10枚入りにした理由はとの質疑には、高齢者や単身世帯の方々に配慮したものですとの答弁がありました。

また、新旧のごみ袋の交換について詳細に説明をとの質疑には、10枚以上が交換対象となります。10枚、20枚、30枚と10枚単位で持ってきていただければ、その半分の新しい袋と交換いたします。交換する場所は本庁と支所ですとの答弁がありました。

次に、健康福祉部関係では、住宅手当緊急特別措置事業について、この制度を受ける方が住宅だけの手当を受けられても、職につけるまでの生活に困るのではないですかとの質疑には、解雇されて、アパート代に回す資金が苦しいということがあるので、その部分だけの手当です。喫緊に生活に困っている方が対象ではありません。生活保護に至る前の一つの手当と考えてくださいとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑としまして、介護従事者処遇改善臨時特別交付金を受けて、国民健康保険料・介護分の引き下げということですが、今回の補正の中にそれはありませんかとの質疑には、本来ならば上げなければ足りないところを、この交付金が入るために据え置きました。すべてのところが3%下がるということではありませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討論はなく、採決の結果、議案第77号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号 伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）及び議案第79号 平成21年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）については、質疑、討論ともなく、採決の結果、議案第78号、議案第79号については、全会一致で可決すべきものと決

しました。

これをもちまして、議案第76号から議案第79号までの委員長報告を終わります。
議長（飯田宣夫君） 次に、議案第76号及び議案第80号から議案第83号までの5議案について、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） ただいま議長から報告を求められました議案第76号及び議案第80号から議案第83号について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）経済建設委員会所管科目について、補足説明後、質疑を行いました。

質疑の主なものとしたしまして、治山事業の委託料の200万円ですが、この工事費はおよそどのくらいになるのかとの質疑に対して、この委託料で現場を測量し、その後県で見ただき、工法が決定します。流路工の延長によって大体の事業費は決まってくると思いますが、場所が馬いらずというような急傾斜地の場所であり、この測量でお金をはっきりするというところでご理解願いたいと思いますとの答弁がありました。

次に、シカ肉加工センターの基本設計料350万円が計上されているが、シカ肉をどの程度引き取るのか。精肉、ジビエ料理にするのに恐らく5%ぐらいで、あとの肉はペットフードの缶詰やミンチにしてドッグフードにするのかどうか。また、加工ラインというのはどのように考えているのかとの質疑に対し、ペットフード等の利用ですが、これも当然検討しています。私たちが見に行ったところでは、残渣をそのまま廃棄物として処理しているようですが、かなりの肉が出てきています。そういった肉を加工してくれるところを今考えておまして、商工会の中にもやりたいというような人がいますので、そういう人にやっていただき、支援をしていけばと思っています。ラインですが、富士河口湖町の例ですと、まず、各部屋は全部仕切らなければいけないということで、搬入、洗浄、皮はぎ、冷蔵、解体、加工、冷凍庫へ。それから、販売するかどうかによって、その販売ケースに入るかというようなぐあいで、細長い3.6メートル、およそ2間ですが、それを2ラインつくっています。そうすれば、シカも、イノシシも当然その中で同時に処理できるような形ですとの答弁がありました。

次に、吉奈船原遊歩道整備委託料ですが、現在どのくらいの使用頻度ですかの質疑に対し、今、利用者はほとんどいないというような状況ですが、これから天城梅びとの郷というような中で月ヶ瀬梅園がいろいろな方々に使われてきます。観光素材として使われるという中で、船原のほうからも行っていただくというような道になろうかと思えます。船原のほうにも車をとめたり、旅館さん、それから日帰り温泉の方々もおられるものですから、ぜひ梅びとの郷として誘導していきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第76号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 平成21年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）ですが、補

足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号 平成21年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、100万円の処理場管理事業というのが出ていますが、簡水のどこのところでしょうかとの質疑に対し、管渠維持補修工事ということで、これはマンホールとかの補修、あるいはマンホールポンプの修繕とかに使います。15節につきましては、実は、もう既に80%ぐらい使っており、今後不足するのではないかとということで補正をさせていただきましたとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第81号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 平成21年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）について、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、3名の地権者のうちのお一人さんの要望のための補正のようですが、いろいろとこうした借地に対して買い入れていかなければならないというような面もあるかと思いますが、この辺の考えを聞かせていただきたいとの質疑に対し、地主の方から買ってほしいというご要望があったときに、本当にやめてしまうことから、全部買い取って事業をしてしっかりやるかということまで、いろいろな選択肢を考えてみました。これをお返しした場合、あそこは一番隅っこの休憩所から地下まで改修すると4,500万円ぐらい、少し附帯工事をすると5,000万円ぐらい、お返しするのにかかってしまうわけです。それから、駐車場が相当なくなって、これでいいか悪いかの判断が難しいですが、その際には、食堂をやめてしまって、あそこに駐車場をつくらざるを得ないかもしれない。いろいろなことを考えてみました。その中で、あれだけのお客さんがお使いになり、半分ぐらいは、地元の皆さんにとって、これは福利厚生施設としても機能しておりますし、それから周辺も、これからもしお客さんをふやすとすれば、もう少し駐車場の場所が必要なかもしれません。そんなことも考えながらやっていく価値があるだろうということで判断させていただきましたとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）について、補足説明はなく、主な質疑といたしまして、大野の富士見平地区のこれからの管渠の延長はどのくらいを予定しているのですかとこの質疑に対し、ことしの分につきましては100トンの配水池の整備をします。次年度以降、管渠工事、布設がえに入っていく予定ですとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第83号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第76号及び議案第80号から議案第83号についての委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 11時35分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、日程第16、議案第76号、平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第23、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）までの8議案について、質疑、討論、採決を行います。

これより各委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論を行います。

初めに、議案第76号について、反対討論を12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について反対討論をさせていただきます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ7億円を増額し、総額151億2,909万2,000円とする予算案です。まず最初に、市長にお伺いしたい。あなたは、今年度の3月議会での予算案を提出するときに、伊豆市の財政見込を発表しているはずですが、21年度の決算予測を137億円としておりませんか。これが伊豆市のこれから進むべき財政の予測値であったのではありませんか。今、私たちは20年度の決算を承認しました。21年度の予算はそれよりも大幅に増額された151億円になっておるんです。なぜトータル、総額が問題になるんですか。私たちの町の予算規模、適正規模は107億円ではありませんか。その1.5倍に達しようとする予算案が今計上されているんです。

毎度毎度私は言いますが、これだけの予算案を出すんだったら、これに倍する説明書を出してほしいと言っているんです。何もわからないまま、我々は承認するんですか。ただいま経済建設委員長から、討論の末、全会一致で採択したというような言葉がありましたが、個々の事業は承知しておるんですか。予算の内容は、全く説明不十分です。市民の前で、皆さんどのように説明できるんですか。

ごみ袋の交換比率の問題がありました。条例改正のときは2対1で交換できるようなこと

を言っていませんでしたか。ところが、条例が通ってしまえば9枚は無駄になってしまうんですよ。これが伊豆市のやり方なんですよ、市長。隣の奥さんと相談しながらゴミ袋を交換し合う、できる人はいいですけども、夫婦共稼ぎでアパートに入っているような人は、隣の方との相談もままならないというようなことをぜひ理解してもらいたい。この予算の中に、ゴミ投棄されたもの84万9,000円、計上されております。84万9,000円だけではないんですよ、伊豆市は、いわゆるゴミ掃除に使っている金額は。捨てられたゴミは片づけるが、どうやったら捨てないようにするかというようなことは全く考えていない。

市長及び幹部職員、しっかりしてもらいたい。市長は、川勝知事から汗を流せと言われてはいるはずだ。その意味を理解を全くしていない。民間では、汗を流せと言われる前に言葉があるんです。知恵を出せ、知恵を出せないなら汗を流せ、これが民間の言葉だ。市長、今月初め、あなたはどこへ行っていましたか。横須賀あたりへ行って遊んでいたようですが、遊んでいるような場合ではありません。我々は、これから水道料金の値上げについて汗を流さなければならないんですよ。

治山事業、いろいろ行われております。設計料200万円計上されている。どこをやるのか説明が一つもない。観光事業、吉奈船原遊歩道307万9,000円計上されておりますが、どこが吉奈船原遊歩道なんですか。船原から吉奈まで行く線と途中から梅園へ行く線は交差しているはずですよ。しかし、委員長説明では梅林のほうへ行く道をやるような錯覚を受けてしまいますよ。この道は、Y字路を整備するんですね。そういう説明が全くされていない。私は、伊豆市ではよそ者です。よそ者の森良雄でさえ、この道はどういう道路かぐらいは判断がつくんです。地元の皆さんはもっとしっかりしてもらいたい。

修善寺駅周辺整備計画1,300万円が計上されております。この事業は、既に1億円以上私たちの税金が投入されているんです。今政府は、鳩山さんは、あのハツ場ダムでさえ見直すと言っているんですよ。この事業が実行できるかどうか、市長及び幹部職員、皆さんは県当局及び国当局と相談したことがあるんですか。ただただ、いたずらに私たちの税金を投入していて、本当に伊豆市の発展のためになる事業だという説明を県当局にできますか。まず、市長以下幹部職員がしっかり汗をかいてもらいたい。私は、合併する前に、県及び総務大臣の説明会に、合併特例債の事業は申し入れれば取れるのかということを確認したことがあります。それは、私の質問のそばに大川議員がいたから承知しているはずだ。「大変な努力が必要だ」というのがそのときの説明です。これから20億円近い費用がかかる事業を一体どこまで県当局と話し合っているのか、国と話し合っているのか、全くの未知数だ。

以下いろいろありますが、災害復旧事業、農地災害1,000万円、農用施設災害280万円、林業用施設災害560万円、応急災害復旧事業1,260万円、どこで何をするのか全く不明だ。これが、皆さんは知っているかどうか知りませんが、私の現在の心境です。

船原吉奈線一つとっても、全くどこでどれだけの事業をやるのか不明だ。この事業は、以前道路があったというではありませんか。それが廃道同然になってしまった。本当に必要な

らば、なぜ観光事業者が整備していかなかったんですか。現在300万円近い税金を投入しても、恐らくこの事業はまた廃道同然、草で覆われてしまうでしょう。このような山道を整備するには、毎年何十万円かの整備費用がかかるはずで、この道路一つとっても、魅力ある観光道路になりますか。人を呼ぶため、この道路にどんな魅力がありますか。市長、自分で歩いてみましたか。

繰り返しになりますけれども、川勝知事は汗を流せとおっしゃった。私はよく箱根へ行きますけれども、箱根の町長は、休みに子供たちを連れて植林したり何かしていますよ。神奈川県松沢知事は、芦ノ湖の西岸を開発したい。自分で西岸を歩いているんです。市長が、この吉奈船原線一つとっても、自分でお歩きになって「よし、これは観光資源として重要だ」と、そう考えてこの予算計上をしたのだったら私は反対しません。しかし、あそこにとれほどの観光資源が眠っているのですか。よしんばないとしても、どうやって観光資源を育てていくか、そういう努力をしていかない限り伊豆市の観光の町としての将来性はおぼつかないと思います。

この事業、この補正予算、大変不透明です。このような予算を承認するわけにはまいりません。反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

まず初めに、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第76号 平成21年度一般会計補正予算について賛成討論をいたします。

きょうは、市長提案に対してどういう判断を下すのかということがそれぞれの議員に投げかけられております。第1日目は提案があり、その後、それに対する質疑を行い、自分の疑義のあるところはそこで尋ね、自分が賛成か反対かの判断材料を得る。それでもまだ少ないものですから、各常任委員会に付託されたところに委員外議員は傍聴という立場でそこに臨んで、委員外議員としての質疑をやるという経過のもとで、きょうを迎えました。

今回の補正予算の多くは、人事異動に伴う人件費の異動が主でありますけれども、私は、1点だけ賛成討論の中身としてやっていきたいと思っています。

臨時議会に引き続いて、観光振興のための予算300万円が提案されました。今討論のあった吉奈船原遊歩道の問題であります。私は天城地区に住んでいる一議員として、どこにあるのかわかりませんでしたので、現場に出向いて、どこからどういうふうな道をたどっていく、そのための整備をやっていくのかということがわかりました。

当初提案されたときに全く分からなかったものですから、草ぼうぼうのところをやるのかなと、人が歩いては何だというふうな疑問があったのですが、草ぼうぼうではなくて、この吉奈船原遊歩道は枝が結構出ているものですから、それに対する枝打ちを含めた整備委託料と、森林組合に緊急雇用対策として、ここに国からのお金を100%充てたいという当初の提

案でしたけれども、この道は、この十数年間ほとんどハイキングコースとして利用していなかったという状況も見受けられました。歩いてよくわかりましたが、その利用していなかった道を歩けるように整備しようというのですから、私は、それなりの覚悟と計画があると判断をいたしました。

したがって、今後どうなるのか注目し、また期待をしています。担当部は、その点もしっかりと把握をしながら事業展開を、当然枝打ちはすぐ終わるでしょうけれども、その後が極めて大事なことだと思います。しっかりと、本当に、ハイキング等々も含めて地元の人たちも整備されれば登りたくなるような遊歩道にさせていただくように心から願って、討論を終わります。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 続いて、賛成討論を行います。

19番、三須重治議員。

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について賛成の立場で討論いたします。

59ページの修善寺駅周辺事業の当初の計画は駅前商店街の活性化事業でしたが、何らの説明もなく、いつしか駅舎建てかえや駅前広場整備といった当初計画には盛り込まれていない事業着工に向けてまっしぐらに動いております。この計画を進めるのであれば、議会とも十分今後議論をいただきたいことを要求いたします。

また、91ページのその他の観光事業においても、将来当局側もこの事業に対する有効性についても、十分な内部検討がなされたとは、私には思えません。経済建設委員会でも、今後の利用について追跡調査をしていくという意見が出たそうですが、私も、この事業についての、今後どのように観光の中でこの事業が活性に結びつくかというものを見守っていきたいと思います。

ただいま申し述べましたこの2件につきましては100%了解はできないわけですが、本議案には地デジ電波障害解消、失業者支援事業、子育て応援手当、さらに災害復旧等の重要な事業が盛り込まれていますので、賛成をいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 続きまして、賛成討論、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 稲葉紀男です。

議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、賛成の立場から討論いたします。

補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億70万円を増額し、予算の総額を151億2,909万2,000円とするものです。歳入は、普通交付税、国庫補助金、地方特別交付金等の国からの補助金

及び県からの補助金をあわせて、総額7億7,700万円が主で、ほかに繰入金及び臨時財政対策のための起債です。

歳出の主なものは、現在伊豆市が抱えているいろいろな課題や生活支援、緊急対策のためのものです。主な項目は、子育て応援特別手当事業、出産育児一時金、地デジ対応電波遮へい対策事業補助金及び今回の静岡地震被害復旧のための予算、天城中学のグラウンドの地すべり等々をあわせて3,800万円等があります。

歳出で一番大きい項目は、平成20年度の実質収支の2分の1に相当する約4.4億円を将来のための基金として積み立てる項目です。これには、環境衛生整備、ごみの焼却炉の整備のために3億円とか、臨時調整基金1.4億円がございます。

以上の補正予算を円滑に執行し、所期の目的が達成され、安心・安全な市民生活を送ることを願ひまして、賛成討論といたします。

しかしながら、今回の一括補正予算の中には、疑問を抱き、賛成しかねる項目も幾つかあります。一括採決方式ですので、この反対のために他の重要な事項が不成立になることを恐れての、いわば仕方なしの賛成でございます。

その中の一つに、修善寺駅周辺整備計画策定業務委託料の1,300万円がございます。この計画は、平成16年の合併当初は駅周辺の活性化を目的としたものですが、それがいつのまにか伊豆箱根鉄道の駅舎移転、建てかえ工事を主体とした事業に変更したものです。この計画案の検討作成のため、今回の1,300万円とあわせて、既に1億円を超える予算が委託料として使われています。しかしながら、その内容は、ブラックボックスのように実態がつかめません。

そもそも、駅舎の移転、建てかえは伊豆市にとって本当に必要か、17億円もの多額の費用をかけて行う駅の整備が伊豆市の経済の活性化にどのような効果をもたらすかの十分な検討をすることもなく、なし崩し的にこの計画が進行され、このようなことに疑問と心配を抱かざるを得ません。「伊豆市への陸の玄関口」、このワンフレーズだけでは納得できません。今や、国や県も大きく変わろうとしています。この種の、いわば箱物事業は、より慎重に進めるべきです。この事業に関しては、市民の合意形成と議会での十分な審議を目的に、特別委員会等を設置することも必要かと思ひます。

以上の疑問、意見も含めて、本議案に対して賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第82号について、反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第82号 平成20年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算について、反対討論をさせていただきます。

この事業は、歳入歳出総額1億3,321万2,000円とするものです。その大半は、4,200万円

の借地の取得をしようとするものです。坪当たり11万円で取得しようとするものです。私たちが今承認した決算書では、本庁からわずか700メートル、本立野の60坪の土地を坪10万円で売却しているのです。湯の国会館は本庁からどのくらいあるのですか。四、五キロあるのではないですか。それが坪11万円で購入しようとするのです。同じ本立野の土地約100坪が、1,000万円では売れなくて、業者が減額しようとしているのが現状です。お金がない、お金がないと言っている伊豆市において、相手の言いなりで土地を購入するということが許されるのでしょうか。これは、私にとっては非常に有利な話でもあるんです。ここからわずか3キロメートル先の上船原は、ほぼゼロ円で売却しているんです。

もっともっと慎重に、市民が納得するような値段交渉をしていただきたい。ここでも、市長以下幹部職員は汗を流してください。相手の言いなりで土地を購入するような時代ではありません。まだまだ土地の値下がりは見込まれるかもしれません。しっかり汗を流して値段の交渉をしていただきたい。そういう思いで反対させていただきます。

議長（飯田宣夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより議案第76号から議案第83号について分割採決いたします。

まず、議案第76号 平成21年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成21年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成21年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成21年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成21年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成21年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成21年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成21年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号～議案第95号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 日程第24、議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてから日程第35、議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第84号から議案第88号の5議案について、福祉環境委員会委員長、杉山誠議員。

〔福祉環境委員長 杉山 誠君登壇〕

福祉環境委員長（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

ただいま議長から報告を求められました議案第84号から議案第88号までについて、審査の経過と結果を報告申し上げます。

初めに、議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑としまして、出産育児一時金の引き上げは23年3月までの期間限定ですかとの質疑には、期間限定ということで法律改正を行っています。この後の金額や方法については、23年3月までに国で整備を検討するそうですとの答弁でありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第84号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号 伊豆市幼稚園預かり保育条例の制定について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、預かり保育は、幼稚園の授業が終了した後、先生は見ているものの、自由に遊ばせるのですか。また、申し込みや保育料の支払いはどうしますかとの質疑には、国の通達で、預かり保育の時間についても、教育的配慮が求められておりますので、今教育課程を組んでいます。申し込みは原則3日前までとし、料金は翌月の10日までに納付書により納めていただきますとの答弁でした。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号 伊豆市保育所条例の一部改正について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしましては、大東保育園では、地域の
方々の意見は聞きましたかとの質疑には、大東保育園を廃止するに当たり、保護者説明会を
3回と地域の人を対象に1回行いました。最初は少し反対もありましたが、最終的にはご理
解いただきましたとの答弁がありました。

また、交通の便について保護者の意見はいかがかとの質疑には、今のところが近くて利用
しやすいとの意見もありましたが、ある程度の規模の園が子供のために望ましいことを理解
していただく中で、距離が長くなって大変という声は聞かれなくなっていますとの答弁でし
た。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第86号は全会一致で原案のとおり可決
すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号 伊豆市立学校設置条例の一部改正について報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、これはさくら幼稚園を新しく
つくるということですか。月ヶ瀬幼稚園の廃園について保護者や地域の意見はどうでしたか
との質疑には、現在のさくら保育園を、今度は認定こども園に開設する関係で、幼稚園を開
設する必要があり、同じ場所にさくら幼稚園を開設すると、新設するという条例改正になり
ます。また、月ヶ瀬幼稚園の廃止については、昨年度、学校教育課のほうで保護者の方に説
明会を開きました。初めはかなり反対も激しかったのですが、3月の説明会で保護者側から
市としての態度を示してほしいと言われ、22年3月をもって廃止したい旨を伝えたところ、
その場でご理解いただきましたとの答弁がありました。

以上、審査した後、討論はなく、採決の結果、議案第87号は全会一致で原案のとおり可決
すべきものと決しました。

続きまして、議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について報告申
し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしまして、入浴を有料とするのであれば、
老人憩の家でなく、すべての市民が使えるようにしてはいかがかとの質疑には、一定の地域
の人が多く利用していることから、立地的な問題で、すべての人に利用できる施設となれる
のか懸念されますとの答弁でした。

また、老人福祉施設の有料化は福祉の後退ではないかとの質疑には、老人憩の家の目的に
合った集会等で入浴される場合は、地域にかかわらず、減免規定で無料とします。ただ、通
常の生活にかかわる利用については、他地域との公平性の面からも、一定の負担はお願いし
たいとの答弁がありました。

また、有料化することに対しての意向調査はどのようにしましたかとの質疑には、意見を
聴取したのは市の老人クラブ連合会の会長さんと修善寺地区の単位老人クラブの会長さんで
す。また、直接利用者の方にもお聞きしましたとの答弁でした。

以上、審査した後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で議案第88号は原案のとおり

可決すべきものと決しました。

これをもちまして、議案第84号から議案第88号までの委員長報告を終わります。
議長（飯田宣夫君） 次に、議案第89号から議案第90号の2議案について、総務教育委員会委員長、三須重治議員。

〔総務教育委員長 三須重治君登壇〕

総務教育委員長（三須重治君） 19番、三須重治です。

ただいま議長から報告を求められました議案第89号 伊豆市民文化ホール条例の制定について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

委員より、生きいきプラザという名前はこれからも使うのか、使用料の値上げはあるのかとの質疑に対し、伊豆市民文化ホールという新しい名称にしていきたいと思っています。公民館の規制を解除し、利用勝手のいい多目的な施設の有効利用と文化振興に努めていきたいというもので、基本的に、料金設定は現在使用されている公民館施設での料金と同じにしています。減免項目については、施行規則や規定により定めませんが、従来どおりですとの説明がありました。

続きまして、委員より、市内にはホールを持つ修善寺総合会館や天城温泉会館があり、利用が余りされていない。既存の施設を遊ばせておいて新しいことをやろうというのはいかかなものか。また、公民館だから市民が利用しやすい状況だと思うが、公民館活動が制約されるのではないかと質疑に対し、生きいきプラザのホールに関しては、ラウンジの環境のよさと中規模ホールとしての使い勝手のよさというものがあり、収益事業をやる方に、その可能性を広げたということです。今までの活動と同じことをやった場合に、負担がふえることはありませんが、多少のデメリットは考えられます。しかし、それを甘受しても、ここを使ってもう少し文化活動が活性化したり、ビジネスとしての選択が広がるのであれば、そちらのほうが市民全体の利益と判断していますとの説明がありました。

続きまして、議案第90号 伊豆市公民館条例の一部改正について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

委員より、保健所が生きいきプラザの2階に移動することだが、ずっと利用するのかとの質疑に対し、沼津と下田の間に何も無いというのは県としても問題視しており、東部保健所の修善寺支所を引き上げる意思はないようですので、生きいきプラザを利用していくと思います。会議室が不足する分として、新たに修善寺図書館の視聴覚室を公民館とさせていただきますと思います。ここは今まで余り利用がないのですが、四、五十人の集会にはよい施設なので、もう少しご利用をいただきたいと思いますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第87号につきましては、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務教育委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第91号から議案第95号までの5議案について、経済建設委員会委員長、杉山羌央議員。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 10番、杉山羌央です。

ただいま議長から報告を求められました議案第91号から議案第95号について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第91号 伊豆市下水道条例の一部改正についての審査の過程と結果についてご報告いたします。

議案第91号について、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、この基本料金と水量料金に改正された場合、旧4町の中で、下がるのは土肥で、あとは上がるのですかとの質疑に対し、今言われたとおり、土肥地区については下がります。ただ、中伊豆地区は、今人数制をひいており、一概に上がったたり下がったりということは言えない状態です。例えば、どのくらい使っても、人数が4人だと5,400円かと思いますが、今後はたくさん使われる方については、当然ふえますので上がっていきますとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第91号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、改正の根拠は何かとの質疑に対し、今回の改正は、旧町ばらばらな料金を統一していくということですよとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第92号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、補足説明の後、質疑を行いました。

質疑の主なものといたしまして、統一というのは、本来、1回統一して、その後に値上げをするというのが市民の皆さんには一番わかりやすい方法だと思いますが、確認ですが、5年後にこれを一区切りとして内容を精査して、これでもし結果がよかったという場合には、値段が下がるとか、そういう可能性もあるわけですから、一応5年をめどに精査して改正するというのでよろしいでしょうかとの質疑に対し、まずは統一という作業で、その水準は当然なるべく低く抑えたい。しかし、他の手段、例えば、起債だとか一般会計からの繰り入れだとかで、それをこの5年間でやってしまうと、もう明らかに5年後、次の5カ年事業のときには相当上げざるを得なくなります。今ご指摘ありました5年後にどういう方法で見直すかというときに、5年後にまたぐっと上がらないような対策をしっかりとらせていただきたい。また、そういう方向に向けて頑張りたいとの答弁がありました。

次に、14億8,650万円から企業債借入金3億5,000万円を引いた11億3,650万円の資金はどこから調達してくるのかとの質疑に対し、減価償却費と資産減耗費、損益、当年度純利益、

それから、実際に支出のなかった消費税、これらの5点財源と言われるものをこれに充てますと答弁がありました。

それから、地方公営企業法を遵守するということがまずもって重要なことだと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、経営の基本原則で、公共の福祉の増進をするよう運営されなければならないということで、公共の福祉とは、安全で安心な水を供給するということであり、なおかつ安定的な経営をしなければならないということだと思います。利益を見込みながら、それをためて拡張ではなく、今ある古い施設を更新していこうということで、これだけの利益を内部留保してやっていこうというつもりでこの表をつくってありますし、そういう料金体系にさせてもらったつもりです。また、大規模災害があったときには、他の会計から入れられるのではないかとすることは、法律的にはそのとおりです。ただ、伊豆市の地域特性を考えますと、大規模な地震や台風によって崩壊とか災害が起こり、それと同じように水道もダメージを受けるということが、確率的には非常に高いと思います。そうすると、なるべく水道はある程度の災害には対処できるものも自分で持っておきたいと思えますし、やはり、常に一定量を蓄えるということが料金の安定のためには必要であると思えますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、委員より、第93号の料金改定条例については、審議が十分でなく、市民の皆さんにも説明責任の責務があるという意味で、閉会中の継続審査とされたいという動議が提出されました。

この動議を議題とし、採決の結果、賛成少数で本案を継続審査とすることは否決されました。

討論はなく、採決の結果、議案第93号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

質疑の主なものとしまして、飲料水供給施設において77件の人はメーター器がないが、どうするのか。また、この費用は幾らぐらいかかるのかとの質疑に対しまして、飲料水供給施設のメーター器がついていない方々に対しましては、当然市でメーター器をつけ、その費用についても、すべて市の負担で行います。金額に関してですが、場所によって違いますので、今、一概に幾らだということはいえませんと答弁がありました。

次に、市のほうで負担を全額するというのであれば、当然そうしたことも条例等で明記されているのかとの質疑に対しまして、もともと既存の加入者であるにとらえていますので、加入金等の費用は発生しませんし、設置費用も発生しません。当然、条例に載せなくてもいいと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第94号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑の主なものといたしまして、水道料金の基本料金はおおむね基本的には施設に充て、水を分配するその直接の経費は料金でいただくという位置づけをしました。では、この加入金はどのような位置づけ、どのような意味で取るのかという質疑に対し、加入金というものは、そもそも、今入っている方たちが料金で施設整備とかをしているわけです。その方たちがつくってくれたものに対し、新しく入ってくれる方が一部を負担する、そういうものであると考えています。原因者の適正負担、新旧事業者間の負担の公平ということですのでの答弁がありました。

次に、根拠としたら、過去の話をして現在に公平にやっているということだが、ある一地区は、現在加入金が3万円ですが、今回8万数千円になる。過去のいきさつで、過去の設備投資に対し現在の方が加入するというのに、いきなり3倍とかになるが、そこはどう考えたらいいかとの質疑に対しまして、これは、やはり行政の継続性ということで、今、富士見平分譲地を編入するに当たって、協定の中で受託工事費等加入金で10万円という協定を結び、一括お支払いいただくというような方法をとっています。これは、あくまでも当然こういう分担金をもらわないという選択肢もあるわけです。伊豆市として、行政の責任として、市内全域に対し市が管理し、そして、市が提供する同じ安全な水であれば同じ料金をいただく、この事業を将来も継続しなければいけない。そうすると、どう考えても負担が大きい。これを水道事業の中で可能な限り完結するためには、やはり、この分担金というものを残させていただき、このインフラを維持するため一定の負担をしていただくかざるを得ないということで、賦課をさせていただきましたとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第95号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第91号から議案第95号までの委員長報告を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時29分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてから議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正についてまでの12議案について、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、議案順に行きます。

議案第93号について、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正についてお尋ねします。傍聴もしてはまして、やったんですが、ちょっと不明確なところがあるので確認のため質問いたします。

今回提案されている基本料金と水量料金を決める数字の大もとというか、基礎になるのが議会に資料として出された上水道給水料金等改正案だと思うんです。そこにナンバーを打っていますので、質疑がちゃんとわかるように一つ一つやっていきたい。

1つには、改正案のページ、ナンバー4に給水単価というのがあるんです。これを見ますと税抜きで94円とか105円となっているんですけども、この供給単価というのは税抜きの数値をあらわしている、そのような解釈のもとで条例案を審議したのかどうかお尋ねします。もう1点です。

同じくナンバー4のちょっと上のところ、費用の建設改良費というのがあります。この左側のところを見ますと、やはり、資本的収支のところ（税込み）、いわゆる資本的収支の建設改良費が含まれているものですから、これは、税込みの数値と解釈しての審査を委員会でやられたのかどうかお尋ねいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

杉山委員長。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） 答弁申し上げます。

ただいまの木村議員からの質疑でございますけれども、委員会当日は、その質疑は出ておりませんでしたけれども、皆さんにも配られました伊豆市上水道給水料金等改正案という書類の中で、ナンバー4、ナンバー5、いろいろあるわけですが、この中で税込み、税抜き、いろいろ資料が入っております。それで、何でもこういうふうに分かれるのかという質問をされた方がおありまして、その答弁は、総額で見るときのために税込みの金額を載せた。それと、予算編成等でもって比較するときには税抜きでもってここに記載したという、余り理解が、私のレベルでは余りわからなかったのですけれども、そういう答弁がございました。以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

木村議員。

20番（木村建一君） 木村です。

わかっただけ結構でございます。今後の給水条例をどういうふうに見るのかということで、一つの参考としてお尋ねしたいのは、今お話しされた中で確認ですけれども、冒頭お聞きし

たナンバー４の供給単価を税抜きで、例えば、平成20年、21年とこうやっているのが、その数値が94円ということで供給単価なんです。ちょっと振り返って、ナンバー１の左側の表を見ると、ここには水量料金１立方メートルにつき税込み95円とあるんです。ちょっとその辺がわからなかったものですから、１円違いです。その５パーセントがちょっとわからない。わかっただけで結構です。

それからもう一つ、建設改良費、これは税込みですと書いているんですけども、例えば、平成22年度の建設改良費は税込みで２億409万5,000円と、こうなっているんです。それで、その詳細、ナンバー５のところを見ると、同じ平成22年度の建設改良費が載っているんですけども、こっちは税込みだとかうなって、２億1,430万円。ちょっとわからないですね。数字が、お互いが税込みなんだけれども、ナンバー４の数値とナンバー５の数値が違うもので、もしわかっただけで結構です。数値が違うということはわかりましたよね、お願いしたい。議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

杉山誠議員。

経済建設委員長（杉山美央君） 杉山です。

答弁申し上げます。

その点のところにつきましては、審議をいたしませんでした。指摘されました事項につきまして、私もそうだなというふうには感じますが、詳細、もし必要でありましたら、後日建設部長のほうへ回答を求めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

次に、議案第93号について質疑を行います。

６番、西島信也議員。

〔６番 西島信也君登壇〕

６番（西島信也君） ６番、西島信也です。

杉山委員長の報告に対する質疑を行います。

市長は、上水道料金の改正案については周辺市町を参考にして決めたいと、これは何度も明言しております。それでは、近隣市町はどうなっているかといいますと、17市町すべてが20立方メートルまでが基本水量となっておりまして、一定の使用水量までは従量料金がかからない基本水量料金制となっております。今回の改正案は、近隣市町の計算方法とは全く異なり、基本料金と従量料金の二本立てで、水道料金はこの２つの合算という方式にしております。これでは、お年寄り世帯などの水を余り使わない世帯に対し、より多くの料金がかかることになってしまいます。

そこで、１点目の質疑ですが、近隣市町との関係で、この料金算定の仕組みについてどのような審議がなされたのかお伺いします。

次に、２点目の質疑です。

これは近隣市町との比較での料金の高い安いということをお伺いしたいわけですけども、

今、伊豆市の現行の料金体系のうち、旧4町それぞれが違うわけですが、仮に修善寺地区を平均としますと、50立方メートル当たり4,652円です。これは、伊豆市を含めた近隣の18市町中、高いほうから数えて11番目、中間よりちょっと下ということになります。ちなみに、一番安いところは伊豆の国市の大仁地区で、50立方メートルで2,205円、一番高いところは南伊豆町の6,940円、今度の伊豆市の改正案では、26年ですけれども、50立方メートル当たり6,036円で、これは高いほうから数えて3番目になります。

市長は、伊豆市は面積が広くて施設配管に費用がかかるので、料金が高くなるのは当たり前だところおっしゃっていましたが、例えば、富士宮市は伊豆市と面積がほぼ同じなんですけれども、水道料金は50立方メートルで4,515円と、旧修善寺町とほぼ同じ金額となっております。したがって、面積と料金は比例していないということがわかつておきます。

2番目の質疑です。このように近隣市町との関係で、料金そのものをどう考えて審議されたのか、議論されたのか、あるいはされないのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

杉山委員長。

〔経済建設委員長 杉山羌央君登壇〕

経済建設委員長（杉山羌央君） お答えいたします。

2つほど質疑されたと思いますけれども、近隣市町との金額の差というものについて議論したかというふうな質問があったと思いますけれども、委員会では、その質疑に対してございませんでした。

2つ目の、高いというふうなことでございますけれども、質疑の中で、その前に、全協とかそういうことではいろいろ意見が出ておりましたのは承知しておりますけれども、当委員会でそのことに言及されて質問をされた、また、それに対して答弁があったというふうなものはございませんでした。

議長（飯田宣夫君） 西島議員。

6番（西島信也君） 今の答弁ありがとうございます。

市長は、公共料金を考える際には、常に周辺市町を参考にしていると常々言っておるわけですが、今の議案につきましては、どう見ても近隣市町を参考にしているとは思えないわけでございます。また、委員会のほうも周辺市町の制度について、伊豆市への応用は十分に解明できなかったということでございます。

わかりました。以上で質疑を終わります。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付したとおり、議案第93号、議案第94号につきましては、鈴木初司議員外1名から修正の動議が提出されておりますので、提出者の説明を求めます。

1番、鈴木初司議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 議席番号1番、鈴木初司です。

議案第93号、議案第94号の給水条例について修正議案の提出の理由を説明いたします。

今回条例が出たわけですけれども、実は、前回の定例会に出すというような当初の目的がありまして、私もその前から精査をしてきたわけでございますけれども、どうしてもこの変更で改正案であれば、市民への負担が多くなるということがありましたので、修正の動議を出させていただきました。

第1番目です。

旧4町時代から実行されていない水道料金、公共料金の統合は、私も全くそのとおりでございます。ただし、合併以来今日に至るまで、1立米32円の水道料金から1立米126円の水道料金の地域まで、7つですけれども、多く言えば5つの料金体系が存在します。合併当初から、料金統一は速やかにすべしと合併協議会等報告書並びに第1次総合計画にも記載されております。市当局は、この後、なおかつ4年もの間、経過措置を盛り込んでおります。すべて統一料金になるのは5年もの歳月がかかり、4年間の経過措置のツケが、5年後、合併後10年にならなければ料金統一がされないわけでございます。10年後には、ここに記されている大幅値上げになります。私の修正案では、経過措置の初年度料金より低額になり、市民の皆さんへの負担を軽減し、公平・公正・平等にします。これが大きな第1番目でございます。

第2番目でございます。

地方公営企業法の基本原則にのっとり、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという大前提がございます。また、水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与するともあります。地方公営企業である水道事業は、電気事業、ガス事業と同じ法律による公共料金で、あくまでも利益の確保が目的ではありません。ただし、料金で経費を賄わなければなりません。私の案は、一般会計からの繰り入れもなく、健全な料金体系を提案いたします。

第3番目でございます。

給水料金と生活用水の配慮についてでございます。半世紀以上も続いている一月10立方メートルの基本水量が基本料金に含まれ、10立方メートルから40立方メートルまで一番使用水量が多い生活用水に配慮しました。一定の使用水量が従量料金がかからない基本水量制に今

の基本料金、基本水量制、料金制にそのままします。先ほど西島議員からお話がありましたけれども、近隣17市町もすべてこの方式をとってございます。

第4番目でございます。

各地域別に5年間現行制度の料金と当局案、また、私と数名で出させていただきました修正案の料金の違いを明確にしたいと思います。皆さん、もしできたらペンをお持ちください。すべて天城から高い順に言っておきます。2カ月、20立方メートル、13ミリの場合でございます。

天城湯ヶ島地区は、5年間で、現行7万5,600円払ってございます。市当局の料金提案は7万9,836円でございます。今、一番高い湯ヶ島の料金よりも4,236円、5年後に高くなってございます。修正案は6万7,500円で8,100円安くなります。当局と修正案の違いは、5年後に比べますと1万2,336円の違いが出ます。よろしいでございましょうか。

次に、中伊豆地区でございます。中伊豆地区が今払っていただいている金額は、6万9,300円でございます。市当局が出してございますのが、先ほど言いましたように7万9,836円でございます。修正案は6万7,500円。中伊豆の方ですと1万536円多くなります。修正案は1,800円のマイナスでございます。トータルでいいますと、当局より1万2,336円マイナスの修正案でございます。

次、修善寺地区でございます。申しおくれましたけれども、修善寺地区が6,517戸の方の水道の加入がありまして、一番多いのでございます。今、修善寺地区がお支払いいただいている金額が5万9,220円、当局が出してございますのが7万9,836円でございますから、2万616円負担が多くなります。私どもの提案させていただいている6万7,500円ですので、8,280円の値上がりになります。トータルで1万2,336円マイナスは変わりございません。

土肥地区でございます。土肥地区の一番多くお支払いしている家庭が1,824戸でございます。5年間で3万4,650円でございます。当局が示されているのが、激変緩和がございまして7万1,436円、3万6,786円の増でございます。激変緩和をされても、私どものほうは6万7,500円ですので、3万2,850円の増でございます。3,936円も違います。

小土肥地区でございます。小土肥地区が、使われている水量が同じ条件で1万7,010円でございます。激変緩和がされますので7万1,436円から1万7,010円を引かせていただいて5万4,426円ふえます。5年間の期間中にふえるわけです。私どもの案は6万7,500円でございますから、5万490円で済みます。3,936円提案より安くなります。

以上、違いでも、私どもの修正案のほうが市民の皆様には負担はかけないということは明白でございます。

第5番目でございます。

先ほどから問題になっております伊豆市給水料金等改正案のほうを、議員の皆さんお聞きになっていただけますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

先ほどから問題の4表を見ていただきたいと思います。先ほど木村議員がご指摘になりま

した改良費のところの税込みと書いてございますけれども、幾ら計算しても税抜きではないかというふうにしか思えません。その裏が1.05を掛ければ22年度の委託予定一覧表の数字になるものですから、先ほど委員長から説明になって、ちょっと後でということだけれども、私もわからないものですから、一応これは解釈で、税込みと書いてありますけれども、税抜きではないかなというふうなとらえ方をして話をしてよろしいですかね。

それで、一番の大きいところは、当局との違いは、給水収益についてでございます。もしよろしかったら、またメモをしていただけますか。大変申しわけございません。1番の給水収益の平成22年度から26年度までの給水収益の金額を述べていきますので、メモをしていただければありがたいでございます。

1番です。平成22年度、当局の案は5億2,765万8,000円ですけれども、私どもの出す修正案は収益5億6,447万8,000円でございます。平成23年度、5億5,871万8,000円でございます。平成24年度、5億5,295万8,000円でございます。平成25年度、5億4,719万8,000円。平成26年度、5億4,143万8,000円でございます。このトータル、1番の合計のところ、今当局は28億1,224万8,000円に対して、修正案は27億6,479万円でございます。その差が4,745万8,000円でございます。5年間です。

ナンバー11のところをよろしゅうございますか。トータルでございます。当局が今ありますのが28億7,742万9,000円、ここが28億2,993万1,000円になります。

それで、申しわけございません、次に27番を見ていただけますか。損益の前でございます。これが当局も一番重要視していたところでございます。5年間に26億4,979万9,000円の支出があるわけでございます。そうしますと、当局で言っているのは2億2,763万円利益が上がるから、改良資金にも回せるし、すべてクリアできるからこの料金体系をというふうに私は受け取ってございます。私のほうも、26億4,979万9,000円、全く工事もやっていただきながら、すべてやっていただいても、1億8,013万2,000円の黒字が出ます。私の案でいっても、当局が言っている内部留保金を崩さず、なおかつ、工事も赤水等を出さなく、土肥の方たちの工事も、これでいいますと22、23年度は当局のは利益が出ないわけですから、工事にもすぐかかれないと。私のほうの案ですと、すぐに4,000万円ずつの利益を計上できますので、土肥の方たちに迷惑のかからないような工事もすぐ着工できます。これは事実なので、述べさせていただきます。

最後です。

水量料金も、当局が提案している1立米95円を92円にいたします。この提案により、当局が5年間で予定している建設改良委託料等、私どもも一切見直しをいたしません。赤水が出ないように、すぐさま工事に入ってください。当局には、豊富低廉な水の供給をお願いするものでございます。また、この案に多くの議員の皆様のご賛同を願えるよう、よろしくお願いいたします。

以上で修正提案理由を終わります。

議案第94号の金額の提案についても、今の議案第93号と同じなので、以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で修正案の説明が終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの修正案に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時11分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど修正案の説明をいたしました鈴木初司議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） 大変申しわけございません。議案の提案の場所を発言してございました。理由だけでしたので朗読いたします。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部を改正する条例案に対する修正案。

第93号 伊豆市給水条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第23条の改正規定を次のように改める。

料金。

第23条 料金は1月につき、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額とする。

区分。

専用給水装置・共用給水装置、口径、基本料金、基本水量、料金、超過料金、1立米の順で読みます。

13ミリメートル、10立方、1,125円、92円、20ミリメートル、10立方、1,125円、25ミリメートル、10立方、3,024円、30ミリメートル、10立方、5,250円、40ミリメートル、10立方、8,762円、92円、50ミリメートル、10立方、1万2,691円、92円、75ミリメートル、10立方メートル、2万7,922円、92円、100ミリメートル、10立方メートル、4万4,373円、92円、125ミリメートル、10立方メートル、5万2,911円、92円、特別給水装置、13ミリメートル、10立方メートル、1,239円、165円。

附則第2項中、「（以下「新条例」という。）」及び「以下「水道事業条例」という。」を削る。

附則第3項から附則第5項までを削る。

議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則第2項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第3項から第5項までを削る。

提案理由です。

以上です。

議長(飯田宣夫君) 以上で修正案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

この休憩中に、ただいまの修正案に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時18分

議長(飯田宣夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番(木村建一君) 修正動議について質疑いたします。

今、修正動議提案者のほうから、13ミリについてはいろいろと数値がいっぱい出たんです。ですが、やはり、我々が判断するのに、一般家庭、13ミリ、20ミリも当然あるのですが、13ミリと20ミリで60立方メートルを2カ月間で使った場合に、大体2カ月でやるものですから、やった場合に、そういうふうに使いましたよといったときが、ある程度、50と60があるのですが、2つ並べると私もわけがわからなくなりますので、60立方メートルに限って、市が提案する13ミリの額、それから13ミリの市が今提案している額、多分どこかで出てくるでしょうけれども、わからない。ちょっと資料を全部見切れていないものですから。修正案の額、それから、同じく20ミリの市が提案する額、修正案として幾らなのか、繰り返しますが、60立方メートルで幾らになるのかお尋ねいたします。

議長(飯田宣夫君) 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番(鈴木初司君) お答えいたします。

先ほどお配りした改定案の参考資料の修正参考資料の2というのが、かつから2枚目にございます。上のところを見ていただきますと、60立米が13ミリですと、こちらなんですと5,930円、当局案が22、23年度が6,120円、24、25年度が6,540円、26年度になりますと6,986円になります。20ミリのほうも下にあります。これは、前までは違いましたけれども、生活

用水に配慮ということで木村議員にお答えします。金額的には13ミリと全く同じようにさせていただきました。ですから、60ミリがこちらなんですと5,930円、22、23年度の当年度が6,330円です、改正案。24、25年度が6,960円、26年度になると7,630円で、1,700円の違いになります。ご理解していただけましたでしょうか。あとのトータルのほうは、またやってください。ちょっとここでできかねないので。

議長（飯田宣夫君） では、次に杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山です。

修正案ということで、私も時間のない中で見させていただいているのですけれども、基本的なこととして1つ心配になるのは、土肥の段階的な激変緩和措置がとられていないということなんです。一応5年間では負担は少なくなるという説明を受けたんですけれども、やはり、非常に負担額の増加が激しいものですから、この辺のところ、今まで説明会を何度も市が行って、土肥の方たちには、激変緩和ということで段階的に負担をしていただくということで説明を何度も何度もしてあるものですから、その方たちに理解が得られるのかどうかということがちょっと心配になるということ。

あと、非常に市民の負担が少なくなるということは、これは結構なことなんですけれども、5年間事業を継続して、それから先のこともあるわけですので、よく言われている内部留保資金、これが、今まで執行部の説明では、一定規模を蓄えていかないと災害時とかの対応ができないということで、その辺のところ、ちょっと手薄になるというか、その辺の心配があるものですから、その辺をどのようにお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） まず、1点目の土肥地区の激変緩和ということについてお答えいたします。

今、土肥地区にこの給水をやっていただいている件数が1,824戸でございます。それで、小土肥地区が281件、トータルの1万3,688件の中の2,000件ということになりますと、大体7分の1ぐらいになります。先ほどから私が申し上げているように、4年間激変緩和をやって、5年後になったらぎゅーっと上がるんです。そうすると、その年からまたずっと上がっていくと一番上がりが厳しい。この普通のやり方でやらせていただいても、5年トータルしても、土肥地区、小土肥地区にしても、当局の出しました案より4,000円ずつ下がっているわけでございます。そこには私も十分配慮した数字という気持ちではあります。あとは、皆様のご理解を得られるか得られないかということに限られますが。

ただ、あと一つ、先ほどから私が申し上げているように、当局の案ですと、22、23年度に対しては剰余金が1銭も出ないんです。利益が出ない中で、改良資金、この工事に、逆に皆

さんの考えの中でオーケーを出されますかということです。これだけ話をされていて、大変だ大変だと言っている中で、議員の皆さん、赤字なのに工事をやらせてくださいよと言ったら、僕は賛成できないです。ですから、私は、当年度から利益を上げて、早くこちらで出ている赤水とか水質悪化、もう長年やっているところにかかりましょうと。なおかつ、5年後に下がりますよということでございますので、その辺は、私は理解を得られるように考えてございます。

それと、今指摘がございました6年後の後についていかなものかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、私どもの案も、当初の当局が出している起債、これ借入資本金というんですよ。借入資本金を出さないんです、当局と一緒に。普通は、工事をやれば、借入資本金といって起債をするわけですよ。だけど、私の案でも起債をしないよと。ですから、内部留保金はそのまま維持できます。6年、5年後も同じです。それで、なおかつ、当局が2億2,763万円の利益が出るにもかかわらず、私どもの案でも1億8,000万円の剰余金が出ます。もしかしたら、5年後に行ったときに余っていれば、私の考えだと、また料金改定をやったときになおかつ下げられるんじゃないかというぐらいの感想があります。なぜかという、内部留保金にさわりません。それで、起債は当局がやる起債と全く一緒の考えでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

それでは、次に、梅原泰嗣議員。

〔2番 梅原泰嗣君登壇〕

2番（梅原泰嗣君） 2番、梅原泰嗣です。

旧4町が同一料金になる、水道料を統一する、また、なおかつ、各家庭の水道料が下がるというのは、皆さん統一の認識だと思いますが、ちょっと今心配といたしますか、実は、私は、正直申しますと、鈴木議員から先日この説明を受けたんです。

そのときに、この税抜きで88円、税込みで92円という金額の算出方法なんですが、今まで私どもは、いろいろな答申からずっと経過がありまして、この資料の3ページ、料金原価分析表というのに基づいて説明を受けてきました。この中で、90円51銭、これに消費税1.05を掛けまして95円04銭になるから95円でいきましょうということで納得をしてきたんですが、鈴木議員のこの88円、消費税を入れて92円というのは、皆さんの今のお手元の資料に配られていますか、20年度使用水量です。鈴木議員、ここですよ。20年度の使用水量が546万6,769トンですか、実は、ここをベースに逆算をしているんです。そうですね。逆算をして、そして、ここの表の、今まで皆さんに説明をしてきました経営収支の概算のナンバー4の一番上にあります給水収益1です。ここの合計に合わせているというか、そういう形だというように説明をお聞きしました。

ところが、確かに、20年度の使用水量、これは直近でいいんですけれども、これが、例え

ば、水量が変化していくわけですから、22年度、23年度、24年度、25年度と変化していきますよね。この変化していく変数でもって逆算して88円、92円を求めたものですから、この変数が変わっていくと、この88円の根拠が崩れるのではないかとこのため非常に心配しておりますが、その点はいかがでしょう。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） お答えいたします。

この88円に5%掛けたものが92円だということできょうの提案になっているわけですが、この88円の根拠は、当初私どもに資料が来たのは、この3表の表がなかったものから、これを一番初めに僕は当局からとったと、資料の中で計算させていただきました。

修善寺地区が6,517、中伊豆地区が2,959、土肥地区が1,824、湯ヶ島地区2,107、小土肥地区、申しわけない、この小土肥地区と上のところを足させていただきましたが、足して、トータルで281。トータルが1万3,688の給水者がいるというお話の資料を提供。当時、4月ごろですか、もうずっとやっていたので、そのときに、修善寺の超過料金1立米の13ミリの方が89円をお支払いいただいていると。あと、中伊豆の方が84円、土肥の方が57円75銭、湯ヶ島の方が126円、小土肥の方が32円、そうしますと120万8,379円が1立米超過料金のときにいただくお金だよと。

それを全く、いろいろな7つの給与体系がありますから、これを一挙にやるというのは当局でも相当な難儀な仕事だと思うので、私どもも難儀だったものですから、単純にこれを平均させていただきました。そのときに出た数字が88円28銭でございます。これをベースに、いろいろな考え方の中で、私どものほうも、私も、相当のいろいろなケースを考えながら、1立米ではなくて、当初の基本料金プラス基本水量の数字を出させていただきました。あとの基本料金のほうは、これはいろいろな中で考えた試案でございますので、これといって難しく説明は控えさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 再質疑ありますか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） まさしく、今鈴木議員がおっしゃったのが、20年度の実績に基づいたものなんです。ですから、私の言っているのは、20年度の実績でやっていくとどうですかという質問なんです。

もっと言えば、当局から出されていますナンバー3の料金原価分解表のずっと下の中段なんですけれども、5年間の総有収水量というのがございます。これは22年度から26年度の合計で、伊豆市の市民の皆さんがどのぐらい水を使うかという量なんです。それも、実は、これはかなり甘い数字というか、オーバーに見ているなという気がしているのです。ですから、20年度の実績でやっていると、どんどん人口が減るといこともございましょうし、水量が

減っていくと考えて、危惧しておるわけでございます。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 今、平成20年度の収益の5億1,459万5,000円のことを多分梅原議員は言っていると思われま。

〔「水量だよ」と言う人あり〕

1番（鈴木初司君） だから、水量が546万6,769立米に対して、一番最後のページに、だから、546万6,769立米です、これ546万6,769立米ですから、これに対して、こちらの、今、表のことを言われていると思うんですよ、一番裏の参考資料。これは、私どもが1,072円とここに書いてあります88円にしたとき、これを比べるのは、当初から言っているように税抜きでやれということだったものですから、税抜き表でございます。当局が税込みと書いてあるのは間違いもあるかと思えますけれども、これで、税抜きで1,072円を入れていただいたときと、先ほど言った88円28銭の88円を切ったときの総トータルが合計5億5,131万3,436円になるわけでございます。うちの案だと。それが平成20年度の実績ですから、5億5,131万3,436円を見ていただくだけで、当年度から4,000万円の利益が出ているよということの、先ほどは平成20年度でお話しできなかったものですから、平成22年度をその料金に合わせさせて言わせていただいただけで、これは当局の水量に合わせた原価でございますので、甘いというなら当局が甘いのではないかということしか僕は言えないので。だから、先ほどから見て、今言っている表は、この表の20年度の利益、これが、改定案が5億5,131万3,436円というのが、私どもが出した88円対1,072円からの計算した先ほどの表の数字を入れさせていたんで安心ですということ述べさせていただいています。

だから、去年の実績ではない、平成20年度の中で、データで入れてもらうしか表ができないものですから、当局が。ですから、僕が言っているのは、当局と実績に対して入れてもらったということですから、平成22年度からの数字も、当局の表と換算で合わせることはないので、当局の数字に合わせて入れさせていただいたということでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいでしょうか。

梅原議員。

2番（梅原泰嗣君） 今の説明でわかったんですけども、実績で5億5,131万3,436円というのは1年間ですよ。これを積算してですよ。だから、僕が言いたいのは、1年間では変動があるからと言ったんですけども。1年間で1年間でと言っているから。そういうことです。僕は、1年間では、どんどん変わっていくから、変数だからだめではないですかと言っているんです。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） ですから、先ほども申し上げているように、22年度から26年度までの売り上げた金額を一つずつ売り上げ数字を言わせていただいて、トータルが27億6,479万円ということのデータになりますから大丈夫ですということ先ほどから何回も申し上げて

いるのですが。わかっていられる方はわかっていると思うんだけど。平成22年度の利益が5億6,447万8,000円というのは、先ほど全部申しさせてあげて、いいですか、ちょっと書いてください。最終的なところが28億1,224万8,000円というのが当局の出している数字ですよ。1番の最後。そこが全部の当局の出した数字で、私どもの変えた金額を充てますと27億6,479万円になりますということをお願いしているわけでございます。ですから、1年間を見ただけではなくて、当年の5年間を見て全部の、先ほどから工事大丈夫だと申し上げているわけでございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。これで梅原議員の質疑を終わります。

次に、松本覺議員。

〔5番 松本 覺君登壇〕

5番（松本 覺君） 5番、松本覺です。

3つばかりお尋ねをいたします。

まず、激変緩和措置については、これはしなくても十分に足りるというご意見で、数字は並べません。そういう話でしたので、数字は追いませんが、激変緩和措置というのは、そもそもどういう意味があるかというのをわかりいただいているかどうかが大変疑問であります。

私は、土肥の住民だから、土肥の味方をして水を引っ張るという意識は全くありません。32年間は修善寺に住んでおりました。8年間は湯ヶ島に住んでおりましたから、土肥は5年ですから。

この激変緩和は、議員もおっしゃっているとおり、小土肥地区においては約4倍の値上げになるわけです。空気と水は同じだとよく言っているけれども、水がなければ生きていけないという最低限の生きていくあかしなのですから、それが4倍に膨れ上がるということはどういうことであるかといったら、これは安心ではない生活ですよ。市の政治に対して安心できないとこういう話で、そういうことで激変緩和措置がとられているわけです。

私は、たびたびこのことについては機会あるごとに、議会でも、あるいは学習会でも申し上げたとおりです。その土地の方々に丁寧な説明をしてください、納得、了解をさせてくださいと。そういうことが積み上げられて、この措置が最終的な案としてここへ出されているというふうに承知しておりますが、その措置についての、そういう意味合いを持って、いや、措置なんてなくても住んでいけるからというような発言があるかどうかというのは、市の政治姿勢として大変問題がある。そこについてどう思いますか。まず、質問の第1点です。

それから、もう一つの理由については、当初出された市の原案を聞いて、例えば、土肥の旅館組合はどう言ったかということ、土肥の旅館の純益から値上がり分を引く勘定になる。これは試算をしたら100万円単位だと。土肥の旅館で100万円以上の、数百万円の利潤を上げているかといったら上げていない、これは旅館そのものの死活問題であるというふうな意見が

圧倒的で、その代表の方は、私のところへわざわざ「我々の首を絞める気か」言ってきた。

でも、この激変緩和措置といろいろな話し合いによって、さらには下水道の料金までも含めると、何とか5年やってくれば企業努力でやってみようと、こういう話になったわけです。ですから、この激変緩和というのは、単純に数合わせではない。企業としては大変苦しいけれども、市のほうのそういう方針に協力しないというわけにもいかないと、だから、何とか企業努力をしてみるから、言葉は悪いけれども、やむなしという結論を得ましたよということであって、総会の後、私ら議員が呼ばれて行ったときに、そこの組合長からそういう話を聞いてきた。風評ではない。こういうことも含まれております。そのことを考えて修正をしたかどうか伺っておるわけです。

第2番目に、1番目の補足と考えていいです。1番目は緩和措置の考え方について聞いているわけですから、緩和措置の意味合いについて、旅館についてはその一例を出したわけですから。

それから、もう一つは、これはちょっとよくわからないというのは、今出された数字を見て、私が理解不足は否めないですが、よくわからないので質問いたします。

修正案は、基本水量を設けて、その中に10立方までは一律に取って、そこからが水量料金ということですね。それはかなり低いけどね。このことについて、この考え方は、少量の使用者についての救済措置と言ったら悪いけれども、こういう措置だというのが一つ大きな理由ですね。でも、例えば、ゼロのことを考えてみてください。使わない人を考えてみてください。そうしますと、使わなくてゼロの人も高い基本料金を払わなければならないわけで、相当高い。要するに、10立米分は払っているわけですから。そうすると、一番の弱者といたら悪いけれども、配慮しなければならない家庭については高い金を取るという、そういう数字がこの中に含まれている。それでいいんですかということが第2番目の質問です。

第3番目です。13ミリと20ミリの基本料金は同じになりましたね。水道料金というのは、例えばいいか悪いか知らないですけども、仕入れ値段というのは、水はただなんですよ。水道料金というのは、水源地から家庭の蛇口までの水の運搬料と考えればいいんです。原価がゼロですから。そうすると、当然10トントラックで運ぶのと軽自動車で運ぶのと、1ccの原価は同じなんですよ。けれども、そこには太い鉄管のほうが利便さがあるということは前に説明したので、ここでは繰り返しません。太い管のほうが利便さがあるんですよ、圧力が強いから。そうすると、軽自動車の維持費と10トントラックの維持費と同じだと、こういう論理になっていないかということです。

数字だと間違えますから、数字を並べますと私なんてすぐ隣を見てしまう、そういうおそれがあるので、こういう意味合いからの3点の質問をどう考えるかをお尋ねいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔1番 鈴木初司君登壇〕

1番（鈴木初司君） お答えいたします。

1については、後で感想だけということにさせていただきます。

2番の基本水量がゼロ立米の人に高い金額が行くのではないかという松本議員のお話がございまして、これは当局も当初から言ってございました。私も、多少それはいかなものかということは十分配慮したつもりでございます。というのは、先ほど何回もデータを見ているのですけれども、1万3,000件何がしの人たちの、今回の560万立米使った戸数の平均をとりますと、大体一月に使ってくださっているのが39立米でございます。そこがほとんどの、70%、80%以上を占める人たちのところが39立方使っていただいているわけでございます。

ゼロ立米の人は、この間も、これは当局にお願いなんです、休止ということをしているところがあります。函南なんていうのは、使わない人には休止という措置でゼロ円にしてございます。私どもも、給水装置を5カ所、6カ所持っているところは休止にしてございます。そういうこともできるので、そういう人たちについては、逆に当局がその辺はよく勉強されてやっていただきたいと思います。私の今言っている、松本議員の言うゼロ立米の人というのはほんの少しではないのかなというところの中の提案でございます。

次に、13ミリと20ミリというお話がございました。これも、絶対出てくるんだろうなというところの中の範疇で、13ミリが1万2,000件でございます。20ミリの方が1,055件でございます。それで、これはなぜかといいますと、北のほうへ行きますと、沼津あたりは25ミリまでが同じ料金でやってございます。それと、私ども、今回当局が提案しました従量料金プラス水量料金の話をされたときに、やっているのは静岡、浜松という話をさせていただきましたけれども、静岡、浜松も、既に20ミリまではみんな一緒でございます。それと、前回当局からお話がありまして、開発行為とか大きい分譲地のときには、市の指導の中で、25ミリを通して中に20ミリを引き込みなさいという指導を、もう開発行為等で土地利用等でもしている事実がございまして、伊豆市も、1,055件を別の料金にしないで1万1,904件の中に入れても十分採算が合うということは、僕もこの人たちは生活用水だなというふうに考えましたので、その金額にさせていただきました。

それと、あと一番難しいところでございます、一番目の激変緩和についてどうだということは、当局のほうもいろいろお話をして、僕が簡単に同じではないのですけれども、1つだけは、その人たち、旅館等に配慮したかということでもありますけれども、配慮しました。実は、ウィリアムヘーゼンという計算式でいきますと、相当の25ミリ以上が大きな金額になります。それで、私は、当然当局も個々の大きな旅館さんとかに承知を得ているんだろうなと、それでないと私どものほうも簡単に大型のを変えるわけにはいきませんので、この25ミリ以上125ミリまでは、当局の案に1.05の消費税を掛けただけで計算しています。それ以降については3円ずつ下がりますので、そここのところにも配慮はさせていただきました。

あと、一番の激変緩和ライフラインのところをどう思うんだということは、僕も私見では、

それは当然そうあるべきだなと思うんですけども、公平・公正・平等ということの中で、その辺の討論はちょっと控えさせていただきたいと思います。ただし、先ほども言っている旅館等の水量の料金等には当局の案と同じにしていますので、配慮は十分してます。それ以降についてのあれは3円ずつ下がりますから、金額的には下がると思います。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 松本議員。

5番（松本 覺君） 私の3つの中で一番聞きたいのは第1番目で、感想で流されては困るところであります。

それから、旅館の件については、1番目の補足というふうに何回も言ったはずです。そこでつまり、5年間の猶予で段階的にやるなら企業努力も何とかやってみようということで納得しているわけで、マル1番のことですよ、旅館のところは。だから、そのところを「私もそう思いましたけれども」という話ではない。今回の料金の改定については、たびたびそこが非常に大きな問題になっているわけですから、そこを流されては困る、私はそう思います。もうちょっと納得いく、そこについての配慮はないというならないで、質問ですから、それは構わないですが。

この間もきざな言い方をしたですね。利益の再配分とか公平性、今、公平性という言葉でそこでおっしゃいましたけれども、ただ分母で割るのが公平性なのか、事情を勘案して負担はできるだけ軽くするというのを考えての公平性でなければならない。それを公平という。いや、たかだか300件の分だから目をつぶってもらうというのが政治の姿勢ではないと私は思います。両方を合わせて280件で片づけられては困る話。

それから、土肥、旅館でも緩和があるんですよ。50円の倍になるんですから。緩和地区ですよ、旅館も。そのところもちょっと違っているのではないかと思います、そこを見解を。配慮をしていなかったら、してないで結構です。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 答弁します。

実は、これ、私も先ほどから言っているように、土肥地区にはすごく配慮しているとか配慮していないという話ではございませんで、今やられているこの案は、一般会計予算から繰り入れも何もない純粋な水道料金の案でございます。それで、これが来年3月までに予算措置はされるわけでございますけれども、今ここでそのようなところを配慮しろということの中であれば、また次の議会のときにでも、それは十分、95円が高いということであって、配慮がないということであれば、私は配慮してもいいとは思いますが。ただ、今回修正案に出すのには、そこまでの準備が足りないと考えましたけれども、そこまでのように個々の人たちの考えを入れていいかというのはわかりませんので、もし、先ほど来皆さんの、土肥の方々の理解をあえてこういう形ならのめるといふことであるならば、それは大いに変えてもいいのではないかと、私はそう思っています。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいでしょうか。

松本議員。

5番（松本 覺君） 終わりますけれども、変えるなら変えてもいいというような修正案の出し方というのはあるのかどうかというのは、私は1年生議員だからよくわからないけれども、そういう議案の出し方というのはあるのかな。

もう1点確認したいのは、一般会計からの充当はないということを確認してこれを出している。さっきちゃんと確認している。一般会計からの充当はない。だけど、そういうことがあるなら一般会計から充当しろというのは、そもそも基本がおかしいと、私はちょっと思っているんです。全部の案を否定しているわけではないんです。そののところだけ非常に気になっているからしているわけですから、いや、そのところは配慮はないということなら、それを考えて採決しますので、そこははっきりしてください。そういうことです。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） 私の言っているのは、一般会計から入っていないものですから、予算措置は時間的に余裕があるので、水道会計についてはそこをいろいろいい提案をしていただいて、修正案より最良のものがあれば、それを使っていただいたほうが、それは、まだ私も小僧っ子ですから、全部にはできませんので、それは先輩方のよい案をそこについては入れさせていただくことは、全然やぶさかではないと私は思っている。だから、先ほど言ったように、一般会計から繰り入れるのではなくて、一般会計からの予算が入っていないのですから、予算編成はまだ時間があるからということ述べさせていただいたので、その辺はちょっとはき違えないでいただきたいと思います。

すみません、終わります。

議長（飯田宣夫君） これで松本議員の質疑を終わります。

次に、3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 稲葉紀男です。

ちょっと感覚的で申しわけないですけれども、96%を占める一般市民の13ミリ、20ミリのほうは原案より安くなりましたと。そして、トータルの金額は平成26年度までに原案に比べて約4,700万円少なくなりましたと言いましたね。そうすると、その4,700万円の中で、一般家庭以外の方、これは勘定すれば96割る4ですから、4%ですけれども、恐らくこの方たちは、水をいろいろな商売の道具として使っていると思います。そういう人たちへ何か負担が重くなるのではないかと、この不景気なときにそういうことを心配するわけですけれども、その点についてどう配慮をされたかということをお聞きいたします。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

鈴木議員。

〔 1 番 鈴木初司君登壇 〕

1 番（鈴木初司君） これも、当初当局が出してきていただいた25ミリ以上の表があります。ナンバー7からナンバー8、ナンバー9までですか、ここに何立米使ったら幾らだという表がきっちり出てございます。

先ほどから申し上げていますように、1,072円の計算でいきますと、ウイリアムヘーゼンでやりますと、相当な差が出ます。やりました。その人たちに、これより2,000万円ぐらい負担がかかります。それをなくするがために、25ミリ立方3,024円と、20のところですから、倍していただくといいんですが、6,048円。5,758円ですけれども、これに消費税がかかっているものでございますから、一応そこのところが、こちらでいくと5,758円が5,250円ということになります。

ですけれども、修善寺の使われている観光等は、工業用は9,849円と使われていまして、そういう数字から見ましても、もう10立方以下は、当初から言っていますように95円が92円でありますから、3円ずつ、使えば使うだけ安くなるということがありまして、30ミリにしても、こちらに書いてございます5,250円、それを倍にしてもらいますと1万100円ですか、改正案等の数字にしてございますということで、この辺も十分配慮させていただいて、当初より2,000万円ぐらいその25ミリ以上の方たちに配慮した数字になっているということですから、使えば、使っていただく3円分ずつは安くなるということでご理解いただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 稲葉議員。

3 番（稲葉紀男君） そうしますと、基本料金だけの比較で見るというと、当局の案より今回の修正案のほうが若干高いんですけれども、その中には、今回は10立米の量が込みであるということが1つ。

それから、口径の大きい方は多量に使うので、その95円と92円の3円の差でもって、そこは緩和されるのではないかというお考えでしょうか。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1 番（鈴木初司君） 稲葉議員から指摘のとおりでございます。そのような考えであります。それで93円、消費税込みを提示して、88円ですけれども、消費税の92円ということになります。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

以上で、議案第93号の通告による質疑を終わります。

次に、議案第94号の修正案につきまして質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。3時15分まで休憩をとります。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

議長（飯田宣夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第84号から議案第95号の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

議案順に議案毎、通告順に行います。

初めに、議案第88号の反対討論、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

そもそも、熊坂にある老人憩の家の設立の目的は何なのでしょう。この条例案は、設立目的を無視した、料金収入を目的とした改正案です。この老人憩の家は、なぜ毎日100人近い人たちが来るのでしょうか。無料の温泉があるからなのです。設立目的を十分に果たしていると言える伊豆市の施設です。私たちは、これからいかにお年寄りに介護予防を勧めるか、大きな目標があるはず。これを、今公平という名のもとに料金を取れば、設立目的は無視されたと同じです。すぐそばに伊豆の国市の同じような施設があります。伊豆の国市は施設を新しくし、そして、介護予防のために努力をしているではありませんか。私たちは、これをたとえ200円といえども、公平という名のもとに料金を取れば、現在一生懸命病気のリハビリに努力している方たち、介護予防のために率先して参加している人たちの努力を無視することになるのではないのでしょうか。

鳩山首相は、新政権になって友愛という目標を掲げております。私たちの町は、今ここで愛という名前を、愛という看板を取り外すのではないのでしょうか。ぜひこのような非人間的な条例改正はやめていただきたいと思います。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

14番、塩谷尚司議員。

〔14番 塩谷尚司君登壇〕

14番（塩谷尚司君） 議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正は、第9条の使用料の徴収と第10条の使用料の減免の2点でございます。公の負担はなるべく公平であるべきだと私は思うわけでございまして、中伊豆にある交流センターにおいても、お年寄りの方々をお願いをして少しの負担をしていただいております。そういった施設があるわけでございますので、今回緩和措置等、いろいろの問題もございまして、そういった意味での有料をお願いできたらと思っております。

また、入浴料を有料にするということにおいて、修善寺地区の老人クラブの会長さんや老

人会の方、また、入浴に来られる方にもお話を聞いたということでございまして、ある程度の負担はしょうがないだろうというような意見を聞いているという話でございます。

また、第10条で使用料の減額または免除についての、本条例が平成22年4月1日からとなっておりますので、特別の理由があったり、また、いろいろの利用者の使い方の理由があるかと思いますが、そのときには善処していこうというような当局からの返事をいただきました。また、老人クラブとか、そういった会合のときには、やはりこれは免除するというような当局のほうの答弁もございました。確かに、今まで修善寺の地域の方々は無料でございましたが、ぜひ、この際そういった形で、お困りの方には免除または減額ということで申請していただいて、ぜひ、この条例で200円の徴収の賛成をいただければと思っております。

以上で私の賛成討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、反対討論を行います。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について、反対討論をいたします。

温泉を売り物にした観光立市を名乗る住民がその恩恵に授かることは、何もぜいたくなことではないと思います。しかし、いろいろな事情で、なかなかそうはいかないのが現状です。しかし、せめて老後ぐらいは、その恩恵を受けてもよいではと私は思います。修善寺の一部の老人だけが利用するだけで不公平だというのであれば、伊豆市全域の老人に対しまして温泉入浴サービスを提供したらいかがですか。例えば、年齢等の条件を定め、一定金額、一定枚数の利用券を交付し、公共の湯へ入ったり、民間の湯でもその利用券の額の値引きを受けるといったように、方法は幾らでもあると思います。

合併以来、サービスを高いほうへ合わせた政策は、私の記憶では何一つなかったと思います。せめて老後ぐらいは、湯の町の恵みを享受してもらおう政策があってもよいではないでしょうか。今まさに、各地で敬老の式典の最中ですが、その中で今日の社会を築いてくれた功績に対し美辞麗句を並べても、このような政策を見たとき、空蝉のごとくむなしさを感じるばかりです。老人に我慢をしてもらおう政策から老人に喜んでもらえる政策転換を求め、反対討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 続いて、反対討論を行います。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、三須議員に引き続きまして、議案第88号 伊豆市立修善寺老人憩の家設置条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

修善寺老人憩の家、これは合併前には熊坂老人憩の家と呼ばれておりましたが、昭和40年代後半に開設以来、多くのお年寄りに利用されて、老人福祉の向上に大いに役立ってきたわけでございます。特に、入浴施設につきましては、お年寄りに大変喜ばれるとともに、温泉治療や介護予防を推進するという観点から、老人医療費の削減等についても大きな効果を発揮してまいりました。生活弱者である年金暮らしの老人にとっては、皆さんまことにありがたい、修善寺町から伊豆市に引き継がれた善政だと、よい政治であると思っております、大変今まで感謝してきているとのことでございます。また、週に一度の憩の家周辺の掃除等のコミュニティをお年寄りがやっております、新たな交流の輪も生まれております。

それをこれから有料化するという、1人200円取るという、そういう提案がここになされたわけであります。私は、先月憩の家で約100人のお年寄りからお話を聞きました。この100人は、中伊豆から天城湯ヶ島、いろいろな地区から来ておりました。そのお年寄りが口々に言うのは、「お金を取られるだったら、もう私はここには来れない。年寄りの唯一の楽しみを取らないでほしい」という切実な訴えが大変多うございました。有料化すれば、年二、三百万円の収入はあるかもしれませんが、だけど、それ以上のものを失うことになりはしませんか。金、金、金、金の亡者となって、豊かな人間関係は失われ、また、地域コミュニティも同時に失うことになるのではありませんか。これは老人福祉のまさに切り捨てです。ぎすぎすした金勘定ばかりしている伊豆市にしたいんですか。

私は、ほかの市町と比べて伊豆市が福祉で何が進んでいるかと考えたことがありますが、ほとんどありません。唯一あるとすれば、この36年前からやっている老人憩の家の無料入浴くらいだと思います。もしこれをなくせば、ただでさえ若者が寄りつかない伊豆市から、年寄りまでも逃げ出してしまうということになるのは間違いありません。議員の皆さんには、伊豆市の将来に思いをはせていただきまして、お年寄りから無理やり金をむしり取る、そういうのに加担するのか、あるいは豊かな老人福祉の向上へ力をかすのか、ぜひここで選択をしていただきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第89号の討論を行います。

まず、反対討論、12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第89号 伊豆市民文化ホール条例の制定について、現在の生きいきプラザのホール部分を公民館から市民文化ホールとして、使用料を取って活用したい、考え方は非常にいいと思います。ただ、伊豆市には、修善寺総合会館、中伊豆にも公民館、天城にはドームが2つもあり、温泉会館が2つもある。利用しようと思えば幾らでも利用できるはずですが、新しく、設備の整っているこの生きプラのホールを利用したい。気持ちはわかりますが、ないものねだりではありませんか。新しいものを欲しいのはだれでも同じなんです。しかし、

今ある施設をいかに有効利用するか、今ある施設を利用しないでこっちの新しいほうを使えるようにしたい、こういうのをないものねだりというのではないのでしょうか。

市長以下幹部職員の皆さん、職員の皆さんに伺いたい、ここは皆さんの仕事場のはずなんです。もっともっと一生懸命仕事をしていただきたい。そのど真ん中でイベントなどをするような必要はあるのでしょうか。仕事の邪魔になるとは考えませんか。ぜひ、修善寺本庁の中心部をホールなどとして利用するのではなく、もっともっと仕事に活用していただきたい。市長以下幹部職員、あなた方は率先して仕事に邁進していただきたい、そういう場所にしていただきたいと思ひまして、反対討論とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第89号 伊豆市民文化ホール条例の制定について、賛成討論を行います。

通称生きいきプラザ内の座席のあるホールとラウンジを市民文化ホールとして営業団体にも利用してもらおうという提案であります。

市民が利用したいときに営業団体がここを押さえたのでは、市民の利用の妨げになるのではないかと危惧を、私もしました。だれしもそうでしょう。そこで、平成20年度なんですけれども、その利用状況を調べますと、この1年間、10団体が使っておりました。使用回数は90回です。1年間で約2カ月の利用状況です。したがって、例えば営業団体がこの施設を利用したとしても、ほとんど市民の利用には影響ないと判断をしております。市民が前もって申し込みをする時期と営業団体が申し込む時期を市民に有利なように設定すれば、さらに危惧することはなくなるのではないかと思います。施設が遊ばないようにするための提案として、私は賛成いたします。

議長（飯田宣夫君） 続いて、賛成討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

議案第89号 伊豆市民文化ホール条例の制定についての賛成討論をいたします。

この条例は、伊豆市公民館、通称生きいきプラザの各部屋のうち、ホールとラウンジを分離し、あわせて新たに市民文化ホールとして設置するものです。これにより、市民の文化の向上及び地域の活性化の促進を図る目的です。さらに、公民館法により現在規制されている、1、営利を目的とする活動、2、宗教活動、3、政治活動を目的とする使用も可能となり、その使用料は伊豆市の財政への寄与も期待できます。財政状況がますます厳しくなることが予想される現在、市民活動を妨げないことを前提に、施設の有効活用は今後ともとるべき政策と思ひます。

以上の理由により、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第90号に対する討論を行います。

賛成討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 3番、稲葉紀男です。

議案第90号 伊豆市公民館条例の一部改正について、賛成討論を行います。

これは、東部保健所の公民館2階への移転に伴う各室の編成がえであります。従来の会議室を4つの部屋に細分し、そのうちの2部屋を東部保健所の移転先として使用し、残りの2部屋を会議室として使用します。2つの和室及び工作実習室は従来どおり公民館の施設としてそのまま使用します。また、新たに公民館の一部を公民館の視聴覚室として使用します。施設使用料は、新たに設けた視聴覚室も含め従来と同じ料金で、市民または市内の事業所に勤務する者以外の者が利用するときは2倍の料金を取ります。

今回の変更により、公民館の利用範囲が拡大し、施設がより有効的に使用されることを期待しまして、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第91号の討論を行います。

反対討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第91号 伊豆市下水道条例の一部改正について。

私たちは、きょう多くの時間を割いて値上げ条例を審議してまいりました。金、金、金、金、きわめつき、金額は少ないけれども、この下水道条例も下水道料金の値上げ案なのです。恐らく、多くの市民は、きょうここで下水道の利用料金が値上げされるとは信じてもいなかったのではないのでしょうか。議員の皆さん、この後給水条例についての修正案の審議が行われると思いますけれども、ぜひ値上げはこれを最後に、ここで値上げを決めることのないようお願いして、反対討論とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第93号、議案第94号についての討論に入りますけれども、討論の順序であります。初めに原案に対する反対討論、次に、原案の修正案に対する反対討論、次に、原案に対する賛成討論、次に、原案の修正案に対する賛成討論となります。

初めに、原案に対する反対討論を行います。議案第93号です。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

この後修正案がありますもので、修正案に対しては賛成討論をしたいと思いますので、先ほど言いましたように、値上げ、値上げ、値上げ、値上げが目的の給水条例については反対させていただきます。

議長（飯田宣夫君） 次に、原案に対する賛成討論を行います。

16番、飯田正志議員。

〔16番 飯田正志君登壇〕

16番（飯田正志君） 議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、賛成討論をいたします。

平成16年4月1日をもって伊豆市が誕生しました。本来ならば、各事務事業などすべてのことを解決して合併すべきだったと思いますが、合併の特例期間が切れるということで、多くの課題は「合併後速やかに」とか「合併時に調整し統一する」などの文言で合併協定書が作成され合併がなされたことは、周知のとおりです。今回の給水条例もその中の一部であると考えます。

それと、過去4年間、議会からの提案があつたにもかかわらず、何もしてこなかった行政にも責任の一端があると考えます。それは、合併直後であれば市民に対しても説明しやすく、あめとむちで表現されたとおり、多少の負担もやむなしという覚悟があつたからです。

さて、今回の改正についてですが、旧4町がそれぞれの料金体系を持ち、それぞれの考え方で行政を運営してきたことを考えれば、新たに誕生した伊豆市として新たな料金体系を構築するのは当然のことであり、市民の皆様も理解していることだと思います。安全な水を安心して利用でき、安定的に供給するためには、日ごろのメンテナンスや水源の確保、消耗品の定期的な交換、災害時等の対応と、それは大変な経費と時間がかかることだと認識しております。古来、日本では空気と水はただであると思われてきました。現在では、空気も水も安心・安全を求めるならば、それ相当の金額を払わなければなりません。一定の金額を基金などの形で内部留保をしておき、これをうまく運用し、起債などを起こさず必要な工事をしていくことが、将来にわたって安定的に経営していくために最善の方策だと考えます。

以前よりも高くなるとか安くなるかということにばかり関心が行きがちですが、水道料金を統一するということに対して反対する人はいないと思います。後々の安全・安心な水を安定的に供給する観点からすれば、今回の修正案は市民の皆様にも受け入れられると考えます。これからも住民のために、赤水対策や濁りなど、住民からの苦情に対しては今までどおり良心的に対応してくように望み、賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、原案の修正案に対する賛成討論を行います。

19番、三須重治議員。

〔19番 三須重治君登壇〕

19番（三須重治君） 19番、三須重治です。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正についての修正案への賛成討論を行います。

当局案は、13ミリと20ミリを分け基本料金に差をつけていますが、この20ミリは、修善寺町時代に差をつけていなかったために、現在でも1,055戸の皆さんが20ミリに加入していると伺っております。しかし、多くの自治体は13ミリと20ミリは統一基本料金と伺っております。ですから、差をつける必要はないと思います。

また、修正案は基本料金へ水量10立方メートルを加味したために、実質的な基本料金は当局案に対し400円強安くなっています。さらに、水量料金も立米当たり3円ほど修正案のほうが安く、不況の中で生活している市民の皆さんにとってどちらがよいかは比べるまでもないと思います。

また、この修正案が今後の改良工事の進捗を妨げる心配は全くなく、むしろ修正案のほうが早期に工事着工も見込めるとの提出者の説明ですので、私はそれを信じ、市民の皆さんにとってよりよい選択は修正案だと思しますので、修正案に賛成をいたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第93号の原案についての反対討論を行います。

3番、稲葉紀男議員。

〔3番 稲葉紀男君登壇〕

3番（稲葉紀男君） 稲葉紀男です。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、反対討論をいたします。

上水道設備の建設改良は、中長期的な計画に基づき行わなければなりません。また、これにかかる費用は企業債により賄われ、その返済は、水道料金により30年近くもの長い月日をかけて、2%程度の低い利息と元金を返済する仕組みになります。この方法は、過去から現在、そして将来も行われるであろう、全国的に一般的な方法です。

伊豆市は、今までに31億4,000万円を起債し、そのうち8億8,000万円を返済しました。残りの22億6,000万円は、私たちやこれからの人たちが担います。また、これからの人たちも、さらにその後の人たちの負担をいただくこととなります。順送りに利益と負担を同時に行う方法です。水道設備は耐用年数の長い設備で、建設後、これからの人たちも長く利用することができますので、起債は一概に将来への負の遺産とは言い切れません。問題は、本当に必要な設備を効果的に、また経済的に執行するかです。また、日常の設備の維持管理が正しく行われているかです。

ところが、伊豆市は、平成16年合併以来起債による建設改良工事はほとんど行われておらず、上に述べたサイクルが中断しました。その結果、水道管の老朽化による漏水が急激に進行し、有収水率は、平成16年の81%から平成20年には63.3%まで低下しています。これは県下でも類を見ない漏水の程度です。

そして、今回の改定案も、これから3年間もの間、起債という有利な借金はせず、せっかくためた多額のお金を一度にどっと出し、壊れた設備を直そうとするものです。その結果、内部の蓄えは減ります。今回の料金の大幅な値上げは、この減った部分を補おうとするもの

です。重ねて言います。水道設備の建設改良は、市民への一時的な負担の少ない起債で行うべきです。

平成20年度の事業会計は、収益的収支は有収水量が6%減りました。これにより860万円の赤字です。資本的収支も建設改良費の大幅な増大、19年度の2倍の5億2,000万円をかけております。これにより、収支不足金は急増しています。このような状況下でも、合併以来の重点課題である水道料金の統一化と水道事業の健全化のための料金の値上げは必要なことだと思います。私は、決してこのこと自体に反対ではありません。問題はその方法です。

まず、水道料金の2部料金制の基本料金についてです。基本料金は設備の建設改良に充てられる費用ですが、基本料金に一定の水量料金の含まれない提案の料金制度は、静岡県下37自治体で静岡市と浜松市の大きな人口の政令指定都市のみです。ここでは事業は効率的に運営され、有収水率も90%前後と高い市です。この両市では、設備費を多くの戸数で負担することができるため、1戸当たりの基本料金は全体的に低く、また、口径別で見ると、一般市民の生活用水である13ミリと20ミリの差は、静岡市ではございません。浜松市では月にわずか42円、年間500円の程度です。一方、伊豆市のように人口が少なく、しかも面積の広い効率の悪い田舎の市でこの制度を採用すると、結果として、最終的に使用量の少ないひとり暮らしや老人世帯、従来の基本料金内の使用水量の方は2倍前後の値上げとなります。さらに、口径別では、13ミリと20ミリの差で、年間1,113円だったものが1,360円程度に開きます。このサイズは96%の一般市民が日常生活に基本的に使用する水ですので、その差はより少なくすべきと思います。

2番目に、水道料金を決めるときの1つの科目である資本報酬ということについてです。伊豆市の水道事業の自己資本金は32億円ですが、この32億円の4%に当たる1億3,000万円は、毎年報酬分、資本に対する報酬分、銀行でいえば利子に相当すると思いますが、これは設ける仕組みになっております。具体的には、市民の水道料金の中で徴収するやり方でございます。この資本報酬分の割合を幾つにするかにより、水道料金は変わってきます。例えば、1立米当たりの料金で見ると、提案の4%で95円ですが、3%にすると90.5円、2%にすると86円と大幅に安くなります。このことについては、水道審議会からも低くするよう努力することを答申とされております。しかしながら、残念ながら、我々議会の間では十分に審議されておられません。

最後に、激変緩和措置についてです。今回の料金改定は、最終的には、まさに激変です。激変緩和とは、言い換えれば、向こう5年間の間に3回も値上げをすることにほかなりません。公共料金の値上げは、激変ではなく、できるだけ小幅に行うべきです。特に、3回目の平成26年度からは、毎年1億円を超える純利益が出ることとなります。しかも、一方では1.5億円もの企業債を発行します。これは、明らかにもうけ過ぎです。3回目の値上げは、そのときになって情勢により見直すべきです。今から決めることはないと考えます。

以上、今回の議案は、まだまだ問題がたくさんあると思います。水道料金は市民生活に密

着した重要な問題です。喫緊の課題ですが、先の見えない不況の最中、急いで決めることは誤った結果を出すことになりかねません。市民の負担をできるだけ少なくするため、行政・議会としてさらなる審議、修正を図るべきとの立場から、反対討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、原案に対する賛成討論を行います。

9番 関邦夫議員。

〔9番 関 邦夫君登壇〕

9番（関 邦夫君） 9番、関邦夫。

議案第93号 伊豆市給水条例の一部改正について、賛成討論をします。

この議案は6月議会に上程される予定のようでしたが、市民によく理解されていないとの理由なのか、9月議会に上程されました。しかし、先送りの間、反対の署名もありましたが、市民の理解を得る会合等を行われていないようでした。

値上げに反対の市民の多い中、勉強会、議会、委員会で検討されましたが、市民の負担増になるこの議案の賛否には、多くの問題が残ります。なぜ95円にしなくてはならないかということが問題です。旧町は、それぞれの料金でそれなりの運営をしてきて、それなりの問題を抱えていても、それぞれの料金体系ができていたと思われます。旧修善寺町、中伊豆町に近い85円に設定し、それで賄えるような事業計画を進めるのも一案だと思ひまして、私は委員会で質問しました。内部留保金を多く残さず、料金に見合った整備事業を進めるなら、この85円の料金設定で成り立つと思ひます。整備事業は今からやることで、未知の費用です。大きく変わることがあり得ます。

しかし、市では95円の妥当性を主張していますが、資料も小出しで、委員会の席で新たな資料が配付されている状況で、わかりにくく、同じ説明で先に進みません。委員会で継続審議の動議が出されましたが、話が進まないことと、その間に市民の了解を得られる料金を決めたらどうかという意味で賛成しませんでした。署名は重く受けとらなければなりません、これを市民の声だとの判断にしにくく、この高額増の水道料金は、多くの市民が関心を持っています。土肥地区が値上げ幅が最も多いが、土肥の水道事業には問題があります。

修正案が出されていますが、それを議会で受け入れても、行政が認めなければどうにもならない状況が続くと思われます。料金統一については、どなたにも問題はありまません。料金算定方法に問題を残していると思われます。問題は残すが、解決は時間があるので、基本料金と使用料金を別にし、使用料金95円が正しいのか、基本料金と含め10立方まで一定の料金にする修正案でいいのか、よく検討して決めたらよいのではないかと、修正案を今ここで決めるのは、余りにも時間が短いと思ひます。そのような考えで、原案で進めることに何ら問題がありませんので、賛成し、賛成討論とします。

議長（飯田宣夫君） 次に、原案の修正案に対する賛成討論を行います。

12番、森良雄議員。

〔12番 森 良雄君登壇〕

12番（森 良雄君） 12番、森良雄です。

既に、発案者の鈴木初司議員、稲葉紀男議員の討論から、修正案についてのご理解は、またこの給水条例の改正についての問題点は十分におわかりいただけたのではないのでしょうか。余りにも、市民の理解が不足したまま給水条例を決めるのは問題が多過ぎるのではないのでしょうか。簡単ですが、修正案の賛成討論とさせていただきます。

議長（飯田宣夫君） 続いて、修正案に対する賛成討論を行います。

6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

6番（西島信也君） 6番、西島信也です。

私は、本修正案に賛成の立場で討論を行います。

この修正案の料金を全体的に見まして、執行部案と比較するならば、この修正案の金額は相対的に低く抑えられており、市民に優しい適切な料金設定となっていると思います。口径13ミリで50立方使う家庭で、執行部案では6,036円、修正案では5,023円、ここに約1,000円の差があるわけでございます。この1世帯1,000円という差は、まことに大きいと思います。

また、水道工事等、同じ事業を同じように計画して、なぜこのような差が出てくるのかということでございますが、それは、私が考えるところによりますと、執行部案では平成26年度以降は内部留保資金がどんどんとたまっていくわけでございます。当局側は、大規模災害に備えるため内部留保資金をなるべく多くとっておくんだと、こう言っておるわけでございます。委員長報告もそのような報告がありました。私に言わせれば、執行部案の水道料値上げこそ、これは市民にとって大規模災害であると言わざるを得ないと思います。来るか来ないかわからない大災害のために値上げをするのか、また、たとえ大災害が来たとしても、国・県の支援で何とか賄える、こういうふうにするわけでございます。大災害に備えて、現実的に値上げすることこそが、市民にとって私は大災害であると思うわけでございます。

大地震などの災害は50年、100年に1回あるかないかでございますが、原案の水道料値上げは、二月に一遍、将来にわたって延々と続く災害ではないかと思うわけでございます。したがって、私は執行部案と修正案を比較した場合、修正案のほうが市民にとってよりベターであるということで、賛成討論といたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 続いて、修正案に対する賛成討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 給水条例の修正案に対して賛成討論を行います。

具体的な賛成討論に入る前に、我々議員は、やはり市民の負託を受けてここで審議をしているわけですから、市民の声を幾つか紹介いたします。

6月議会で市民への説明不足だったとして上下水道料金の値上げは断念した。その後、9

月議会まで何ら説明責任は果たしていない。まさか9月議会に提出しないだろうと思っていた市民は、市議会に提出することがわかってから10日足らずで陳情署名が集められた。陳情署名は1,201名にもなっている。

人口減少に歯どめをかけると言っているが、中伊豆のある方は、伊豆市は学校もなくなるし、公共料金も上がるし、住みづらくなったので引っ越すと言って他の町に引っ越していった。何が人口減少に歯どめをかけることなのか。

いろいろあるわけですがけれども、私は、市民の負託を受けて、今回このどちらの案が本当に市民のためになるのかどうかということを本当に真剣になって考えることが必要だと思います。一般質問及び質疑でも述べましたが、今回の水道料金を統一するに当たって、何を基準にすべきなのか、このことがぶれてくると全く違った道を市民がたどらなければならなくなるということを、市民から負託された議員は心して当たらなければならないと考えます。なぜなら、水は、日々繰り返される生活を、人が人として生きている限り欠かせないからです。

地方公営企業法は、一見すると相矛盾する2つの原則を述べているかのように見えます。1つは独立採算制で、企業の採算性を求められます。もう一つは公共の福祉です。他の公共の福祉は、採算が合うかどうかを度外視してでも市民のための事業をするわけですが、水道事業は原則としてそれが許されません。しかし、水道事業は何を重視すべきだと目的で言っているのか。清浄にして、すなわち清らかで汚れのないこと、豊富低廉、値段の安い水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する、いわゆる役立てること、これが目的です。水道経営をするには、経営を考えなさいと、同時にその本来の目的である公共の福祉を増進するようにしなさい、このように言っております。

さて、この観点から、私は原案と修正案を対比しながら修正案の優位性を述べていきたいと思えます。

まず、第1の違いは、原案は、今まで何十年も行ってきた料金制度を変更して、使用する水の量は一切考えないという基本料金、これに使用する水の量に応じて料金をいただくという制度です。今、平均的な家庭、2カ月50立方メートル使うとどうなるかということを討論の中で述べられていますけれども、6,036円。修善寺地区は、これが1年間でやりますと8,268円現状よりも上がります。中伊豆地区は7,236円上がります。天城地区だけが1,584円下がります。土肥地区は1万8,888円上がります。修正案では、その値上がり分をなるべく抑えていこうということで、年間にするとそれよりも6,000円安くなります。市の案では、6年間、4地区で一番高い水道料を払っていた天城地区で13立方メートルから41立方メートルを使う家庭は、さらに高い水道料金を払えというやり方であります。公共の福祉を増進するどころか、けがをした市民の傷口に塩を塗り込むようなやり方であります。他の地区だって大幅値上げではありませんか。

誤解されては困りますが、私は、一番料金の低い土肥地区に合わせるべきだと言っている

のではありません。天城地区の方々も、私は天城ですから別に味方するわけではないですが、天城地区は、6年間、いわゆる過料、余分な金を払ってきた、こういう感覚なんです。では、それに対してどうしてくれるんだという意見もあるということ、ぜひ心の中にとどめておいていただきたいというふうに思います。

それに対して、修正案は、10立方メートルを基本料金とする今までどおりの料金制度の提案であります。台所の料理やふる用の水道については、公衆衛生向上のため生活用水として、どの家庭でも基本的に必要と思われる一定量の水の量は基本水量として、ここには従量料金はいただかないというのが修正案の料金体制と私は理解いたしました。市当局は、こんなことも言っております。きょうも少し議論になりましたが、水を1滴も使わないのに10立方メートル分お金を払うのは不公平という、そこまで市民に優しい水道事業をやりたいならば、さらなる値上げを要求している天城地区の市民に納得のいく説明をしてからにさせていただきたいものであります。当局提案と修正案とどちらが市民の生活を考えた内容なのか、冒頭述べた水道事業の目的から見て、どちらが市民に正しい選択の道を指し示しているのか、既に答えは明らかだと思います。

さて、とはいえ、目的のもう一つ、平たく言えばお金は大丈夫なのということですが、市の提案は、5年間の給水収益を28億1,200万円と見ています。一方、修正案では、提案者も言いましたように27億5,700万円です。その差額は5,500万円です。使用水量は修正案のほうが約8万4,000立方メートル少なく見積もっておりますので、今言った市の提案よりも5,500万円マイナスという問題については、私はさほど問題ないだろうというふうに思っております。

原案と修正案の違いは、修正案では激変緩和措置をとっていないということです。とらなくても、修正案のほうが全体として料金が安くなっています。なぜ、市当局は激変緩和という措置をとろうとするのか。最初から市が願う料金を示すと余りにも大き過ぎる水道料金に、市民の抵抗を少しでも和らげよう、痛みを少しずつ味わっていただくと、年ごとに来る次の痛みが余り感じなくなって麻痺してしまうということをねらっているのかなと思えてなりません。なぜなら、年間の有収水量が少しずつ、5年先まで減ると予測をしている。ということは、市内の産業振興及び人口の先細り、景気もよくなる先細り傾向と予測しているのに、水道料金だけは2年ごとに上がり続ける、まさに公共の福祉の原則はどこかに吹き飛ばして、市民全体への目先の対策、とりわけ、大幅に上がる土肥地区にむしる旗が上がらないように括弧つきの気配りをしたとしか考えられません。

私は、今お話ししたように、どこの水道料金を合わせていくのが本当に市民のためになるのかということ、を深刻に考える必要があると思います。そもそも、水道料金というのは、一般質問でも述べましたけれども、ここでは取らないんですけれども、難しさがあるから、水道を使えば使うほど、その料金を高くしていくというのが一般的なんです。なぜか、事業所等々、工場は、その水道を使って利益を生むからです。生活者はあくまでも生活のために使

うのであって、利益を何も生まない。だからこそ、逓増制といって、多く使えば使うほど料金を高くするという仕組みをとっている。このこともしっかりと踏まえた上で、かといって、やってしまいますと、今の伊豆市内の事業所は大変なことですから、それは正しい選択ではないと思いますけれども、そういうことを前提にしながら今回の水道料金の統一問題というのはぜひ考えていただきたいと思ひまして、修正案に対して賛成討論といたします。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第94号について討論を行います。

原案に賛成の討論を行います。

13番、古見梅子議員。

〔13番 古見梅子君登壇〕

13番（古見梅子君） 13番、古見です。

議案第94号 伊豆市簡易水道等条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正については、審議会においても審議を重ねてまいりましたし、また、議会においても、経済建設委員会においても意見が多く出され、そして、審議会の答申を尊重しながらも修正を加えて上程されたものであります。

上水道と同じ基本料金と水量料金の二部制になり、平成26年度に水道料金をすべて統一するまでに段階的な措置を設けています。緩和措置をとっておくことは非常に大事なことであります。いきなりの統一には、たくさんの抵抗があると思います。合併時の約束事である水道料金の統一は、やっとな方向性を見出すことができ、結論が出ようとしているところであります。しかも、既存の簡易水道加入者には加入金なし、負担金なし、伊豆市がすべてメーター器の負担をするということになっております。料金が低いことにこしたことはありませんが、安くすることだけでは設備の維持が不可能であります。面積が非常に広い伊豆市の事情を考えますときに、安全・安心な飲み水の提供は行政の義務であると思っております。

財政が厳しく、地方交付税は20年度の決算でも50億円近くとなっておりますが、この地方交付税も、平成25年度まで合併前の旧町ごとの算定した額で交付されることになっておりますが、それ以後、平成26年度から30年度までに段階的に引き下げられることになっていることでもあります。一般会計からの繰り入れで簡易水道は今維持しているわけでございます。給水人口は少なく、給水戸数1,299戸、給水人口3,562人、そして、平成20年度も歳入決算額が8,300万円のうち使用料は3分の1以下であります2,300万円、一般会計からの繰入金が4,900万円を超えております。平成21年度になりましても、予算を見ますと、その使用料は繰入金の半分以上であります。

給水人口が非常に少なくなっていく中ではありますが、設備投資をし安定供給をするということは、非常に大事なことであります。どうか、安心を与え、理解を求める説明会をお願いしたいと思います。加えて、少子化であります将来にツケを残すことは許されません。よって、審議会の意見を入れ、議会の意見を入れましてこの条例案に賛成いたします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 次に、議案第95号の討論を行います。

反対討論を行います。

20番、木村建一議員。

〔20番 木村建一君登壇〕

20番（木村建一君） 議案第95号 分担金徴収条例について、反対討論を行います。

提案されているのは、新しく家を建てたり何かしてメーター器をつけるとなると分担金をいただきますという条例の統一案なんですが、いろいろ説明を聞いていますと、過去の当時、今まで入っていた人がやったんだから、少しは新規に入る人たちは公平性を考えてお金を出しなさいよということなんですけれども、今回の提案を見ますと、旧町ばらばらでしたんですけれども、13ミリから125ミリまで、どこをとってきたかということ、一番高い旧町のところをどんどんとってきたんです。一体全体これは何ですかと、何を基準にとったのかさっぱりわからない。

高く取ればいいという問題ではない。ましてや、人口増対策をしていきましょう、新規に入りましたといったときに「はい、一番高い料金のお金をくださいよ」というのが本当にいいのかどうか。それは余りにも、新しく伊豆市に住みたいという人に対する気持ちがちょっとないのではないかと思います。反対いたします。

議長（飯田宣夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これで討論を終結いたします。

これより分割採決を行います。

まず、議案第84号 伊豆市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（飯田宣夫君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市幼稚園預かり保育条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 伊豆市保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 伊豆市学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 伊豆市修善寺老人憩の家設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 伊豆市民文化ホール条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 伊豆市公民館条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 伊豆市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 伊豆市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを採決いたしま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号について採決を行います。採決につきましては、先に原案の修正案を、次に原案を採決することとなります。

それでは、初めに、議案第93号の修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について採決を行います。採決につきましては、先に原案の修正案を、次に原案を採決することになります。

それでは、議案第94号の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 伊豆市水道事業分担金徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（飯田宣夫君） お諮りします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この3件を日程に追加し、追加日程とし、議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することと決定いたしました。

報告第12号の上程、説明、質疑

議長（飯田宣夫君） 追加日程第1、報告第12号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第12号 専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

今回報告するものは、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、追加議案、報告第12号の補足説明をいたします。

3ページ目をごらんいただきたいと思えます。

専決処分書ということで、交通事故に伴います和解及び損害賠償の額の決定ということでございまして、交通事故の今般和解が調いましたので説明させていただきます。

損害賠償の額でございますが、8万8,000円でございます。

相手方につきましては、伊豆市内の市民の方でございまして、こちら側はいわゆる業務員、職員でございます。

発生の日時でございますが、本年の6月22日ということで、場所につきましては、日向495番地付近というようなことで、4ページの図面を見ていただきたいと思えますけれども、県道の修善寺天城湯ヶ島線の日向の公民館より天城湯ヶ島側といいますが、ここでの事故で

ございます。業務で中伊豆の支所に夕方帰るときに、相手方の車が大きくこちらに入り込んで事故を起こしたという形でございます、そのときには相手側に相当の、いわゆるもらい事故的な、内側に入った事故でございます、損害賠償としまして、20対80というようなことで、8万8,000円という形で決まりましたので、今回その損害賠償の額についてお支払いするという形でございます。

事故の概要につきましては、かようでございます。走行中に相手車が内側に入ってきたために接触の事故を起こしたというものでございます。

以上、専決処分についての報告の補足説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森議員。

12番（森 良雄君） これは、どういう仕事の最中の事故なんでしょうね。例えば、自分が走っても非常に危険を感じるころなんですけれども、公務中、例えば、支所と本庁の間の往復はこの道路を使うとか、何か対策は立てているのかどうかお聞きしたい。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） 天城方面で業務をして、この職員は中伊豆支所に勤めておりますので、そこに帰る途中でございます。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） 毎度毎度、議会が開かれれば専決処分が行われる。それもほとんど交通事故だ。以後十分に注意するようにひとつお願いしたいと思います。

終わります。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第2、議案第98号 工事請負契約の締結について（市道32190号線橋梁上部工工事）を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第98号 工事請負契約締結について、提案理由を申し上げます。

この工事は、市道32190号線、大平インターから川を超えて日向の消防署の横に隣接させる市道のアクセス道路でございますが、これの橋梁上部工工事でございます。

平成21年9月18日、制限つき一般競争入札を電子入札によって入札した結果、綿半株式会社が消費税を含め1億7,304万円で落札し、仮契約を締結いたしました。工事請負契約の締結につきましては地方自治法第96条第1項の定めるところにより議会の議決を必要といたしますので、提案するものでございます。

詳細につきましては建設部長にさせますので、よろしく願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 小川正實君登壇〕

建設部長（小川正實君） 詳細の説明をいたします。

この契約は、今市長が申しあげましたとおり、日向の南署の前のアクセス道路の橋梁工事でございます。

工事名といたしましては、平成21年度地域活力基盤創造交付金事業市道32190号線橋梁上部工工事でございます。

制限つき一般競争入札で行われまして、2社が参加いたしました。予定価格は2億3,874万7,950円、契約予定金額といたしまして1億7,304万円ということになりました。請負比率といたしましては72.5%となりました。

落札者につきましては、所在地が静岡県三島市松本150-1、綿半インテック株式会社三島営業所でございます。

履行期間といたしましては、議決の翌日ですけれども、あす、あさっては土日でございますから、この土日を含まず、月曜日になると思っておりますけれども、これから平成23年1月31日を期間といたします。

工事概要を申し上げます。

橋梁上部工製作及び架設でございます。橋長につきましては88.5メートル、けたの長さ88.1メートル、全幅12メートル、2継間連続非合成箱桁橋でございます。鋼材の質量といたしましては219.8トン、それから、床板工290立方メートル、免震支障工15基、車道舗装工655平方メートル、歩道舗装工263平方メートル、伸縮装置一式ございまして、落橋防止装置につきましては12組、高欄工が195メートルありまして、照明灯を2基設置いたします。道路といたしましては、片側歩道でございまして、下流側に歩道をつけまして、2車線でございます。

以上でございます。

議長（飯田宣夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森議員。

12番（森 良雄君） 説明を受けたのですが、さっぱりわかりません。なぜ、いつ、どこで、どういう契約をしたのか資料を出せないんですか。市長、笑い事ではないですよ、あなた。一般競争入札ではないんですね。まず1つ、なぜ資料を出さないのかと建設部長答えてくださいよ。

それから、市長、あなたは一般競争入札に制限をつけてしまっているんですね。どういう制限をつけたんですか、教えてくださいよ。参加企業が2社だ、どこどこですか。電子入札をやった。私はきょうたしか言ったんですね。電子入札の目的とは何なんですか。競争性を高めるために電子入札を導入したんではありませんか。市民環境部長、あなたが電子入札導入を積極的に進めてくれたはずですよ。目的は何だったんですか、競争性を高めるためでしょう。市長、あなたはそれに対して制限をつけてしまったんです。ちっとも競争が高まっていない。

それから、もう一つお聞きしたい。たしか、これはアクセス道路の橋ですね。消防署の前の橋をつくらうということですね。たしか、今回の補正予算で設計変更をするという話はしていませんでしたか。しているかしていないかお聞きしたい。私の聞き間違いかもしれませんので。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど私のほうから提案理由の中で、いつ入札をしましたかということについては9月18日と申し上げていますので、既にご説明してあったと思います。

入札にいろいろな制約をつけるのは、これは、私は当然の責務だと思っております。

それから、その他につきましては建設部長から説明をさせます。

議長（飯田宣夫君） 建設部長。

建設部長（小川正實君） 制限つき一般競争入札における制限につきまして、入札公告を出してございますので、それを読み上げさせていただきます。

入札参加資格要件でございますけれども、基本的要件といたしましては、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者、それから、伊豆市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者、対象工事の工種に係る建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者、対象工事の工種に係る経営事項審査結果通知の総合数値が一定以上の者、これは800点以上でございます。それから、対象工事に配置を予定する主任技術者、現場代理人及び管理技術者が適正である者、公告の日から本工事の入札までの間、伊豆市建設工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている

期間中でない者、こういう条件でございます。

それから、企業の所在地といたしましては、静岡県内に本店または年間委託を受けた支店、営業所ということになっております。

設計変更は、今回が発注するものですから、設計変更はないと思います。補正の話ではないでしょうか。それは、この部分のもっと手前の部分です。この場所、橋梁ではございません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） 森議員。

12番（森 良雄君） 今回の補正で、93ページの天城北道路関連事業2,150万円という補正が出ていますね。このときの説明にアクセス道路新設改良工事、1,930万円増額補正しております。アクセス道路測量設計委託料の220万円増額していますけれども、このときの説明に橋梁設計の見直しがあるとおっしゃいませんでしたか。

議長（飯田宣夫君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（小川正實君） 橋梁設計の見直しという説明はいたしておりません。

それから、この1,930万円でございますけれども、ここで申し上げることかどうかあれなんですけれども、この内容につきましては、新たに土地を譲り受けた部分がございます、これでアクセス道路、すべての用地の買収ができました。その部分の道路改良費が当初予算にのせていなかったものですから、今回その部分を補正したものでございます。これは、橋梁の部分ではございません。

以上です。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） 設計変更の件については、後で議事録をゆっくり見させていただいて対処させていただきます。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第98号について採決をいたします。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（飯田宣夫君） 追加日程第3、発議第5号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

杉山誠議員。

〔7番 杉山 誠君登壇〕

7番（杉山 誠君） 7番、杉山誠です。

今回、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書の提出を提案させていただきます。

内容について朗読させていただきます。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることとなります。

一方、前政権下において、わが国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して、準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、すでに、関係事業を執行中あるいは、執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって、誠に憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に

あたっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業について財源問題で執行に支障が生じることのないように行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

という内容でございますので、ご審議の上、これを提出させていただきますようよろしくお願いいたします。

議長（飯田宣夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村議員。

20番（木村建一君） 私の考えは、伊豆市にとってどうなのかなということを把握したいのでお尋ねします。

真ん中ほどに、既に関係事業を執行中だとか、執行準備が完了しているというところになると、確かに伊豆市も困るんですね。意見書を上げましょうということですから、トータルではなくて、具体的に伊豆市にとって起きている事案というのはつかまれているでしょうか。お願いします。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 私も財政課のほうで様子を伺いました。まず、21年度予算の中には、現在下水道事業の補助金を、まだ確定はしていませんけれども、この補助金に使えるかもしれないという言い方はおかしいですけれども、使うことが可能であるような予算も含まれているということです。

また、補正予算については、現在のところ対象となる事業はないそうでありますけれども、いずれにしても、この問題は、伊豆市だけでなく、全国の地方自治体にとっても非常に関心が深いことでもありますし、ぜひ新政権としても、せっかく日本の経済が回復軌道に向かっているところに水を差さないようお願いしたいということで、伊豆市に直接かかわる事業については、確定はしていませんけれども、現在執行をしばらく待ってくださいと言われていたことはあるそうでございます。

議長（飯田宣夫君） よろしいですか。

森議員。

12番（森 良雄君） 私も、質問の内容はほぼ同じところなんです。「関係事業を執行中あるいは、執行準備を完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとって」というようなことが書いてあるわけですが、例えば、今新しい民主党政権が誕生して、3,000億円とか4,000億円とか執行した八ッ場ダムでさえ、民主党はやめようと言っているわけです。それだけの決意のもとに成り立った政権が新しく誕生したんですよ。それに対して、関係事業執行中だ。私は、これは新政権に対する挑戦状でもあるなというふうにとらえておる

んですが、これは、我々が議会として責任をとるべき問題ではないのですか。私はそう思うんです。

例えば、継続事業、いわゆる補助金対象外だけでも我々は継続事業をやっているわけです。船原数沢線なんかいい例ですね。あれは、道路待避所をつくっているんだと言いながら、4年間やっていけば、そのうち2車線道路ができてしまうのではないですか。アクセス道路もそうです、継続事業です。これからやろうとする修善寺駅周辺整備事業も継続事業です。これなどは、確実に国の予算頼みですよ。我々が責任を問われているんです。僕は、これは必要ないと思いますが、どうですか。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 国の政治のことは、ここで議論するのはどうかと思うのですが、民主党はマニフェストの中で国と地方とのあり方について見直すということをやっております。ですから、やはり、地方の声をしっかりと伝えるということが重要だと思いますので、必要だと思います。

議長（飯田宣夫君） 鈴木議員。

1番（鈴木初司君） お尋ねします。

ここで選出された渡辺周議員は総務副大臣、細野豪志議員は民主党の副政調会長という要職になられたそうでございます。ここに書いてあるマニフェストの、前回私どもが補正予算で新たな金額を出させていただいたものについての、今回、何か先ほども言っていたのですけれども、具体的にそれがだめになるとか、前回、橋とかいろいろやりましたけれども、その辺の情報があるかしっかり教えていただければと思います。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 具体的にはありません。ただ、そのようなことがないようにということを求める意見書でございます。

1番（鈴木初司君） 了解。

議長（飯田宣夫君） そのほか。

西島議員。

6番（西島信也君） 西島です。

今、意見書が出ているわけですが、この出どころはどこから考えたのかお伺いいたします。杉山さんが独自に考えたのかどうなのか。そうでなかったら、どこから出たのかお願いします。

議長（飯田宣夫君） 杉山議員。

7番（杉山 誠君） 原案は公明党のほうでございます。

6番（西島信也君） 了解。

議長（飯田宣夫君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） これで質疑を終わります。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっている件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（飯田宣夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

森議員。

12番（森 良雄君） 12番、森良雄。

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書に対して反対させていただきます。

今の質疑にもありましたように、出どころは公明党だ。自公政権の継続を図る意見書にほかなりません。新政権は、予算を徹底的に見直そう、事業を見直そうという政権なんです。公共工事主体の予算を教育や福祉、医療、いわゆる愛のある市民本位の国づくりを進めようとしているときに、相変わらずの箱物事業主体のまちづくり、国づくりをしようとしているにほかなりません。ましてや、渡辺周さんは随意契約を見直そうとまで言っているんです。事業のあり方を見直そうとしている。そういうときにこのような箱物主体の意見書を出すということは、私は賛成できません。

終わります。

議長（飯田宣夫君） 鈴木初司議員。

1番（鈴木初司君） 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書に賛成討論をいたします。

出どころが公明党であろうが、民主党であろうが、どこの党であろうが、私は、どこから出されてもいいものはいい、悪いものは悪いということを自分で判断するのが議会であると思っていますので、今回のこれは、私は賛成できるので賛成をします。

以上です。

議長（飯田宣夫君） そのほか討論ありますか。

〔発言する人なし〕

議長（飯田宣夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決いたします。

お諮りします

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（飯田宣夫君） 起立者多数。

よって、発議第5号は提出することに決定いたしました。

閉会宣告

議長（飯田宣夫君） 以上で、本議会の日程はすべて終了いたしました。

皆様には長期間慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。

ここで、私から、各委員会の視察研修の日程が決まったようですので、視察研修についてお願いを申し上げます。各委員会とも視察先の議会及び関係団体にお世話になり実施することと思いますが、くれぐれも相手方に失礼のないようお願いするとともに、視察中の伊豆市議員としての品位ある行動を重ねてお願いいたします。

これをもちまして平成21年第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時59分